市　政　概　要

令 和 2 年 度 版

岐 阜 市 議 会 事 務 局

市　　章

この地は古くは「井の口」と呼ばれ、織田信長が「岐阜」の名を全国に広めた。この由緒あるいわれに基づき、「井の口」の「井」をもって本市の市章と定めたものである。
（明治42年８月27日制定）

市の木　つぶらじい

市の花　サルビア

市緑のまちづくり委員会が、候補の木、花を７種類ずつ選定し、その中から市の木、市の花にふさわしいものを市民から公募。その応募数に基づき、同委員会が「つぶらじい」「サルビア」を選定。昭和47年10月22日、市緑化祭において市長が市の木、市の花として宣言。
（昭和47年10月22日制定）

岐　阜　市　民　憲　章

わたくしたち岐阜市民は、金華山と長良川のもつ美しい自然にはぐくまれてきた伝統をうけつぎ、市民相互のつながりを強め、自由と平和を尊ぶまちをきずくため

1　自然をいかし、人間を尊重する、
　　住みよいまちをきずきます。

1　青少年には夢、老人には安らぎのある、
　　心のかよったまちをきずきます。

1　働くことに喜びをもち、健全に余暇を楽しむ、
　　活気のあるまちをきずきます。

1　きまりを守り、相手の気持を大切にし、
　　助けあいのあるまちをきずきます。

1　広く交わり、教養を高め、個性を伸ばし、
　　豊かなまちをきずきます。

市議会、学識経験者、市民による「市民憲章案作成委員会」を設置し、原案を作成、さらに市民参加方式をとるため、市民から「提案・意見」を公募。市民の「提案・意見」をもとに同委員会が案文を作成。昭和48年３月市議会に提案。
（昭和48年３月27日制定）

岐 阜 市 民 の 歌

作詞　松野　武雄

1　水清く　流れやさしい
長良川
歴史を秘めて
高くそびえる　金華山
豊かな自然に　はぐくまれ
美しいまち　わがふるさと
　　ああ　岐阜市　岐阜市

2　鐘の音は　今も変わらず
ときを告げ
朝に夕(ゆうべ)に
祖先の心　しのびつつ
豊かな文化を　受けついで
やすらぎのまち　わがふるさと
　　ああ　岐阜市　岐阜市

3　かがり火は　濃尾平野の
空に映(は)え
ひかりを求め
世界の友と　手を結び
豊かな未来を　望みつつ
ひらけゆくまち　わがふるさと
　　ああ　岐阜市　岐阜市

（作曲　兼田　　敏）

市制施行90周年を記念して、「市民の連帯意識を深め、人間性を高めよう」と市民参加での「岐阜市民の歌」の制定を決め、市民から歌詞を募集、応募総数210点の中から、松野武雄氏の作品が選ばれ、それに兼田敏氏の作曲を得て、制定。
（昭和54年３月15日制定）

姉 妹 都 市 ・ 友 好 都 市

姉妹都市／フィレンツェ市

盟約調印年月日	昭和53年２月８日
国名	イタリア共和国
人口	約38万人
面積	102km²
気候	地中海性気候
産業・特産物等	手工芸品･ファッション･観光産業

友好都市／杭州市

盟約調印年月日	昭和54年２月21日
国名	中華人民共和国
人口	約947万人
面積	16,596km²
気候	モンスーン性気候
産業・特産物等	茶･生糸･絹織物･観光･IT産業

姉妹都市／カンピーナス市

盟約調印年月日	昭和57年２月22日
国名	ブラジル連邦共和国
人口	約118万人
面積	796km²
気候	サバンナ性気候
産業・特産物等	IT産業･電気機械類･農業

姉妹都市／シンシナティ市

盟約調印年月日	昭和63年５月11日
国名	アメリカ合衆国
人口	約30万人
面積	206km²
気候	大陸性森林気候
産業・特産物等	機械・化学工業

姉妹都市／ウィーン市 マイドリング区

盟約調印年月日	平成６年３月22日
国名	オーストリア共和国
人口	約９万人
面積	8.2km²
気候	西岸海洋性気候
産業・特産物等	商店街の共存する住宅地

姉妹都市／サンダーベイ市

盟約調印年月日	平成19年５月28日
国名	カナダ
人口	約11万人
面積	448km²
気候	亜寒帯湿潤性気候
産業・特産物等	製紙・木材産業・学園都市

青少年の愛護・非行防止都市宣言

明日をになう青少年の教育は、国をあげての重大事である。

本市は、かねてより教育の重点をここにおき、各般にわたるその対策を図ってきたのであるが、青少年の非行化は増加の傾向にあり憂慮すべき状態にあるので、この際抜本的な方途を講ずる必要を痛感するに至った。

青少年愛護の完璧を期し、非行化を事前に防ぎ、心身共に健康な新時代の青少年を育てるために、家庭教育の質的改善とその徹底を図り、社会環境を浄化し、青少年愛護の施策を強化し、全市民の自覚と積極的協力を求め、その総力を結集することを期して、ここに岐阜市を「青少年愛護・非行防止都市」とすることを宣言する。

昭和41年３月28日

岐　阜　市

平 和 都 市 宣 言

緑豊かな金華山と清流長良川に代表されるわたしたちのふるさとは、自由と平和をとうとぶ風土をはぐくみ、活力に満ちた住みよいまちづくりを目指しています。この美しい自然を愛し、自由と平和を求める心はわたしたちのみならず、人類共通の願いであります。

わたしたちの岐阜市は、世界の各都市と友好・姉妹都市提携を進め、相互の信頼を深めつつ平和への道を歩んでいます。

市制施行100年を迎えるに当たり、すべての核兵器と戦争をなくすことを訴え、世界の人々とともに真の恒久平和が達成されることを願い、ここに「平和都市」を宣言します。

昭和63年７月１日

岐　阜　市

岐阜市生涯学習都市宣言

私たちは

　金華山と長良川に象徴される豊かな自然を守り

　楽市楽座の持つ自由で創造的な気風を高め

　人権を尊重し、互いに支え合うあたたかい地域社会と

　活力に満ちた住みよいまちを

　主体的な活動によって実現します。

そのために私たちは、子どもから大人まで

　自ら学び・楽しみ・貢献することで生きがいをもつ

　生涯学習の生き方を進めます。

ここに自らの意思を明らかにするため

「生涯学習都市」を宣言します。

　平成８年４月１日

岐　阜　市

元 気 ・ 健 康 都 市 宣 言

21世紀に生きる私たち岐阜市民は

夢と生きがいの持てる豊かな生活を目指し

一人ひとりのチャレンジと　地域の連帯のなかで

体　心　まち　自然

それぞれが元気で健康な「ぎふのまち」を

共に築くことを　ここに宣言します

　平成11年４月29日

岐　阜　市

環 境 都 市 宣 言

自然な姿をそのまま残す緑豊かな金華山。豊富で清浄な水をたたえ、1300年の鵜飼の伝統が今も続く清流長良川。岐阜には先人たちが大切に守り育て、受け継いできたかけがえのない自然があります。

こうした恵まれた環境を享受してきた私たちは、この環境を維持するだけでなく、さらによりよいものとして次代に引き継がなければなりません。

いま、自然の持つ復元力を超え、地球規模での広がりを見せる汚染や環境破壊が問題とされています。求められるのは、一人ひとりの日常生活や社会経済活動が、環境へ負の要因となっていることを認識し、環境に対して負荷の少ない、健全で持続可能な社会を構築するための積極的な行動です。

そこで、私たちは

1　自然との共生、共存をはかり、快適環境を創出します。

1　循環型社会をめざした、事業活動や市民生活を構築します。

1　地域の環境づくりに、自ら積極的に取り組みます。

これらを基本に「環境と調和する、人にやさしい都市岐阜」の創造を目指します。

今後も、市民、企業、行政が一体となって、地球環境の保全と、心やすらぐ都市環境を目指して、まちづくり、地域づくりに取り組むことをここに宣言します。

平成14年９月８日

岐　阜　市

目　　次

総　　務

第１　市　　勢 …… 3

1　沿　　革 …… 4
2　「岐阜」の起源 …… 4
3　面積、位置 …… 4
4　市域の推移 …… 4
5　人口の推移 …… 6
6　統　　計 …… 7

第２　議　　会 …… 11

1　議　　員 …… 12
2　本 会 議 …… 14
3　常任委員会、議会運営委員会 …… 14
4　特別委員会 …… 15
5　議員報酬等 …… 15
6　歴代議長・副議長 …… 16
7　そ の 他 …… 18

第３　機　　構 …… 19

1　市長、副市長 …… 20
2　歴代市長・副市長（助役）・収入役 …… 20
3　行政機構図 …… 23
4　報 酬 等 …… 26
5　職　　員 …… 27

第４　企　　画 …… 31

1　企　　画 …… 32

第５　広報・広聴、選挙 …… 35

1　広報・広聴 …… 36
2　選　　挙 …… 36

第６　財政管理 …… 39

1　財　　政 …… 40
2　市　　税 …… 43
3　行財政改革 …… 44

第７　行政管理 …… 47

1　庁　　舎 …… 48
2　職員育成 …… 49
3　情報政策 …… 49
4　競輪事業 …… 50

第８　都市防災 …… 51

1　消　　防 …… 52
2　災害対策 …… 62

経済環境

第１　ぎふ魅力づくり推進 …… 67

1　観　　光 …… 68
2　文化芸術 …… 73
3　国際交流・多文化共生 …… 74
4　文化財保護 …… 75
5　歴史博物館 …… 76
6　市民スポーツ …… 79
7　長良川国際会議場 …… 84
8　道の駅柳津交流センター …… 86
9　じゅうろくプラザ(岐阜市文化産業交流センター) … 86
10　岐阜市長良川鵜飼伝承館 …… 87
11　文化会館 …… 89
12　(公財)観光コンベンション協会 …… 91
13　(公財)岐阜市国際交流協会 …… 91

第２　経　　済 …… 93

1　商　　工 …… 94
2　農　　林 …… 109
3　畜産、水産 …… 118
4　岐阜産業会館 …… 119
5　中央卸売市場 …… 120
6　食肉地方卸売市場 …… 123

第３　環　　境 …… 125

1　ごみ処理 …… 126
2　し尿・浄化槽汚泥処理 …… 128
3　産業廃棄物 …… 129
4　環境保全 …… 130
5　循環型社会の推進 …… 132

厚　　生

第１　市民生活 …… 137

1　戸籍・住民登録 …… 138
2　住居表示 …… 139
3　生活安全 …… 141
4　消費生活 …… 142
5　計　　量 …… 142
6　国保・年金 …… 143
7　墓地、斎苑 …… 146

第２　福　　祉 …… 149

1　介護保険 …… 150
2　高齢者福祉 …… 151
3　障がい者・児福祉 …… 155
4　生活保護 …… 159
5　その他の福祉 …… 160
6　(社福)岐阜市社会福祉事業団 …… 161

第３　子ども未来 …… 165

1　子ども・若者総合支援センター …… 166
2　子ども支援 …… 167
3　子ども保育 …… 173

第４　健　　康 …… 179

1　保健所、健康増進 …… 180
2　衛生試験所 …… 188

第５　市民病院 …… 189

1　市民病院 …… 190
2　岐阜市立看護専門学校 …… 194

建　　設

第１　まちづくり推進 …… 197

1　住宅政策、定住推進 …… 198
2　中心市街地の活性化 …… 198
3　まちづくり景観 …… 199
4　開発・建築指導 …… 200
5　市営住宅 …… 202
6　(一財)岐阜市にぎわいまち公社 …… 203

第２　都市建設 …… 205

1　都市計画 …… 206
2　都市整備 …… 209
3　総合交通戦略 …… 209
4　市街地再開発 …… 210
5　鉄道高架対策 …… 211
6　岐阜駅周辺整備事業 …… 212
7　公　　園 …… 213
8　歴史まちづくり …… 219
9　区画整理 …… 219
10　(一財)岐阜市みどりのまち推進財団 …… 223

第３　基盤整備 …… 225

1　道路、橋梁 …… 226
2　河川、水路 …… 229
3　急傾斜地崩壊対策 …… 232
4　岐阜市土地開発公社 …… 232

第４　上下水道事業 …… 233

1　上 水 道 …… 234
2　下 水 道 …… 243

文　　教

第１　市民協働推進 …… 255

1　参　　画 …… 256
2　協　　働 …… 257
3　市民相談 …… 262
4　男女共同参画 …… 262
5　人権教育・啓発 …… 262
6　生涯学習 …… 264
7　みんなの森　ぎふメディアコスモス …… 268
8　図書館 …… 268

第２　教　　育 …… 271

1　学校教育 …… 272
2　社会・青少年教育 …… 281
3　科 学 館 …… 285
4　大学教育 …… 286
5　(公財)岐阜市教育文化振興事業団 …… 288

総　　務

第1　市　　勢
第2　議　　会
第3　機　　構
第4　企　　画
第5　広報・広聴、選挙
第6　財　政　管　理
第7　行　政　管　理
第8　都　市　防　災

第1　市　　勢

1　沿　　革

2　「岐阜」の起源

3　面積、位置

4　市域の推移

5　人口の推移

6　統　　計

1　沿　　革

この地は木曽、長良、揖斐の３大河川の沖積土によってできた肥沃な濃尾平野の北部に位置し、北部から東部にかけての台地上で先土器時代の遺物が発見されている。

縄文・弥生・古墳時代の遺跡は南部の低湿地を除き、市内全域に広がっている。

平安時代には東大寺領の広大な荘園が南部一帯にあった。室町時代に入り土岐頼遠がこの地を治め、つづく土岐頼康の時代には美濃、尾張、伊勢３国の守護職を兼ねて革手城を築いた。その勢力は細川、斯波、畠山の三管領を凌駕したともいわれている。守護土岐氏は、戦国時代に入って斎藤道三によって追放された。道三は稲葉山城を改築して美濃一国の大守として君臨した。斎藤氏は三代にわたり美濃を支配したが、後に織田信長によって稲葉山城を攻め落とされた。信長はこの地を拠点にして天下に覇をとなえ、「岐阜」の名を全国に広めた。

その後、岐阜城主はめまぐるしくかわるが、慶長５年（1600）関ケ原合戦の際、岐阜城は落城し、以後廃城となった。岐阜町は尾張徳川氏の領地となり、以後商工の町として２５０年間、諸役が免ぜられ、順調な発展を遂げた。また、加納藩の中心であった加納町は中山道の宿場町としても栄えた。

明治４年（1871）廃藩置県により岐阜県が成立し、同６年今泉村（現岐阜市）が県庁所在地と定められてからは、伝統の商業都市にあわせて、県政の中心となった。同２１年３月には東海道線岐阜駅が設置され、同２２年７月１日市制を施行したが、この時面積１０㎞²、人口２５，７５０人であった。以後近隣町村を合併し、平成８年４月１日には中核市として全国有数の都市となり、産業都市としてあるいは観光都市として中部地方における政治、経済、学術、文化等の主要都市となった。

さらに、平成１８年１月１日、柳津町との合併により、面積202.89㎞²、人口42万人を擁する新たな「岐阜市」が誕生した。

2　「岐阜」の起源

室町時代、守護土岐成頼画像の賛に「岐阜」の字句が用いられ、また禅僧の語録に「岐陽」などの用例も見られることから、岐阜の地名は織田信長以前に使用されていたことがわかる。しかし、これを広めたのは信長である。すなわち信長は斎藤氏にかわってさらに天下平定の志を持ち、永禄１０年（1567）沢彦宗恩を招き井ノ口の名を改めるように命じた。沢彦和尚は井ノ口を中国の周時代の岐山の故事、すなわち周の文王が岐山で兵をあげ天下を定めたことにちなんで、岐阜、岐山、岐陽の名を選び、信長は岐阜の名をとることにしたという。

3　面積、位置

（平成２６年１０月１日現在）

面　積（㎢）	市役所の位置	東　西			南　北		
		経　度	地　名	距離(㎞)	緯　度	地　名	距離(㎞)
203.60	東経 136° 45’	極　東	東経136° 53’ 大洞（芥見）	18.8	極　南	北緯35° 21’ 柳津町高桑（柳津）	21.3
	北緯 35° 25’	極　西	東経136° 40’ 外山（網代）		極　北	北緯35° 32’ 上雛倉（網代）	

4　市域の推移

告　示　年　月　日	旧　町　村　名	編入年月日	面積（㎢）
	岐阜米屋町、桜町、万力町、白木町、常盤町		
	笹土居町、扇町、松屋町、愛宕町、未広町		
	大和町、中竹屋町、上竹屋町、釜石町、布屋町		
	本町、加和屋町、魚屋町、上新町、久屋町		
	中新町、蜂屋町、鞠屋町、大工町、甚衛町		
	珠城町、間之町、加茂町		
	相生町、榊町、矢島町、栄町、木造町		
	堀江町、若松町、上ヶ門町、七曲町、車之町		

告　示　年　月　日	旧　　町　　村　　名	編入年月日	面積（㎢）
明22．6．27　県 令 第　３９号	鍛冶屋町、下新町、下大桑町、中大桑町、上大	明22．７．１ 市制施行	10.00
	久和町、西材木町、東材木町、北今町、上今町		
	中今町、下今町、達目洞、伊奈波神社境内		
	小熊村		
	今泉村		
	富茂登村		
	稲東村		
	上加納村の内		
	字町邸、字金園、字西屋敷、字高巌		
	字柳ヶ瀬		
	字神室の内金神社裏作道以東		
	字長住の内鉄道線路以北		
明36．３．31　県告示第　８３号	稲葉郡上加納村	明36．４．１	0.05
昭６．３．31　県告示第１２１号	稲葉郡本荘村	昭６．４．１	2.47
	稲葉郡日野村		6.22
昭７．６．22　県告示第３３８号	稲葉郡長良村	昭７．７．１	12.10
昭９．12．３　県告示第７５１号	稲葉郡島村	昭９．12．５	7.01
昭10．５．31　県告示第３１０号	稲葉郡三里村	昭10．６．15	3.52
	稲葉郡鷺山村		3.19
昭15．１．29　県告示第　６６号	稲葉郡加納町	昭15．２．11	2.25
	稲葉郡則武村		2.00
昭15．６．26　県告示第５７０号	稲葉郡南長森村	昭15．７．１	4.04
	稲葉郡北長森村		7.14
	稲葉郡木田村		2.54
	稲葉郡常磐村		8.20
昭24．６．28　県告示第３２９号	山県郡岩野田村	昭24．７．１	9.61
昭25．８．８　県告示第３９２号	稲葉郡黒野村	昭25．８．20	7.71
	稲葉郡方県村		14.81
	稲葉郡茜部村		5.74
	稲葉郡鶉村		3.49
	稲葉郡市橋村		4.75
昭25．８．８　県告示第３９２号	本巣郡七郷村	昭25．８．20	3.67
	本巣郡西郷村		4.57
昭25．11．24　県告示第６５４号	稲葉郡岩村	昭25．12．10	4.43
昭29．12．22　県告示第６４４号	稲葉郡鏡島村	昭30．２．11	3.75
	稲葉郡厚見村		3.39
昭33．３．17　県告示第　８８号	稲葉郡日置江村	昭33．４．１	3.74
	稲葉郡芥見村		15.30
昭34．３．17　県告示第１０１号	本巣郡合渡村	昭34．４．１	5.01
昭36．３．24　県告示第１５２号	山県郡三輪村	昭36．４．１	22.33
昭38．３．18　県告示第１３０号	本巣郡網代村	昭38．４．１	12.08
昭44．２．７　県告示第　６９号	本巣郡本巣町大字外山地区の一部	昭44．２．１	1.09
平17．４．26　県告示第４３５号	羽島郡柳津町	平18．１．１	7.77
合　　計			203.60※

※平成１０年に実施された武芸川町との境界修正により、合計面積は現在の本市の面積と一致せず。また、国土地理院が毎年公表している全国都道府県市区町村別面積調について、平成２６年度から面積計測の基礎となる地図及び計測方法が変更され、本市の面積が２０３．６０㎢（平成２６年１０月１日現在）に確定した。

5　人口の推移

年　　次	世帯数	人　　口	男	女	人口密度	摘　　要
明治２２年	5,150	25,750	－	－	－	岐阜市史による
３４	6,820	34,267	17,781	16,486	3,412	
大正　元年	10,304	47,622	24,228	23,394	4,747	
９	13,812	62,713	29,611	33,102	6,265	第１回国調
１４	16,300	81,902	38,131	43,771	8,185	第２回国調
昭和　元年	16,966	84,317	39,753	44,564	8,404	
５	18,996	90,112	42,618	47,494	8,977	第３回国調
６	20,684	100,946	47,869	53,077	5,894	本荘、日野合併
７	22,825	112,963	54,189	58,774	3,665	長良合併
９	24,804	119,949	57,585	62,364	3,170	島（早田）合併
１０	25,941	128,721	61,803	66,918	2,889	第４回国調　三里、鷺山合併
１５	35,203	172,340	82,440	89,900	2,437	第５回国調　加納、則武、常磐、南長森、北長森、木田合併
１６	35,409	186,714	89,551	97,163	2,812	
２０	31,270	141,518	66,469	75,049	2,131	終戦の年
２２	37,356	166,995	81,375	85,620	2,513	第６回国調
２３	40,011	174,891	85,455	89,436	2,629	常住人口調査
２４	43,077	187,584	91,801	95,783	2,654	岩野田合併
２５	45,687	211,845	102,946	108,899	1,669	第７回国調　方県、黒野、茜部、鶉、七郷、西郷、市橋、岩合併
２６	49,530	223,440	109,401	114,039	1,724	
２８	51,873	236,806	113,842	122,964	1,829	人口調査
３０	55,613	259,047	124,589	134,458	1,896	第８回国調 鏡島、厚見合併
３３	61,141	287,106	139,685	147,421	1,845	日置江、芥見合併
３４	64,801	297,693	145,068	152,625	1,853	合渡合併
３５	71,066	304,492	147,142	157,350	1,871	第９回国調
３６	75,076	318,291	153,575	164,716	1,631	三輪合併
３８	82,643	340,793	164,909	175,884	1,747	網代合併
４０	90,084	358,190	172,406	185,784	1,836	第１０回国調
４２	98,575	370,561	178,362	192,199	1,925	推計人口
４３	99,866	387,145	186,344	200,801	2,042	〃
４４	100,543	383,968	184,815	199,153	2,001	〃　伊洞地区編入
４５	103,658	385,727	185,467	200,260	1,966	第１１回国調
４６	107,642	391,241	188,107	203,134	1,994	推計人口
４７	109,915	395,587	190,430	205,157	2,016	〃
４８	112,934	401,377	193,244	208,133	2,046	〃
４９	115,539	404,695	194,691	210,004	2,063	〃
５０	116,436	408,707	196,714	211,993	2,083	第１２回国調
５１	117,906	409,404	196,985	212,419	2,087	推計人口
５２	117,784	409,637	197,100	212,537	2,088	〃
５３	117,297	409,232	196,979	212,253	2,086	〃
５４	116,779	408,096	196,443	211,653	2,080	〃
５５	124,497	410,357	197,307	213,050	2,092	第１３回国調
５６	124,925	410,399	197,210	213,189	2,092	推計人口
５７	125,826	410,584	197,059	213,525	2,093	〃
５８	126,008	410,044	196,623	213,421	2,090	〃
５９	127,408	409,812	196,310	213,502	2,089	〃
６０	127,481	411,743	197,351	214,392	2,099	第１４回国調
６１	127,807	411,299	196,965	214,334	2,096	推計人口

年　　次	世 帯 数	人　　口	男	女	人口密度	摘　　要
昭和６２年	127,725	410,367	196,363	214,004	2,092	推計人口
６３	127,710	409,054	195,544	213,510	2,085	〃
平成　元年	127,942	407,812	194,888	212,924	2,079	〃
２	133,726	410,324	196,096	214,228	2,091	第１５回国調
３	134,790	410,619	196,062	214,557	2,093	推計人口
４	135,266	409,928	195,557	214,371	2,089	〃
５	135,725	409,558	195,022	214,536	2,088	〃
６	135,970	409,063	194,615	214,448	2,085	〃
７	140,680	407,134	193,323	213,811	2,075	第１６回国調
８	141,197	407,375	193,443	213,932	2,076	推計人口
９	141,996	408,007	193,516	214,491	2,080	〃
１０	142,720	408,415	193,491	214,924	2,093	〃
１１	143,505	408,470	193,383	215,087	2,093	〃
１２	146,350	402,751	191,164	211,587	2,064	第１７回国調
１３	147,370	403,635	191,416	212,219	2,069	推計人口
１４	147,784	404,140	191,569	212,571	2,071	〃
１５	147,912	404,514	191,603	212,911	2,073	〃
１６	148,344	405,321	191,757	213,564	2,077	〃
１７	149,098	399,931	189,633	210,298	2,050	第１８回国調
１８	154,066	413,036	196,214	216,822	2,036	推計人口　柳津合併
１９	153,740	412,653	196,206	216,447	2,034	〃
２０	153,950	411,650	195,796	215,854	2,029	〃
２１	153,924	411,179	195,771	215,408	2,027	〃
２２	161,718	413,136	196,525	216,611	2,036	第１９回国調
２３	162,155	412,791	196,489	216,302	2,035	推計人口
２４	162,373	412,262	196,123	216,139	2,032	〃
２５	162,349	410,410	195,256	215,154	2,023	〃
２６	162,874	409,314	194,880	214,434	2,010	〃
２７	165,443	406,735	193,760	212,975	1,998	第２０回国調
２８	165,973	405,582	193,327	212,255	1,992	推計人口
２９	166,909	404,233	192,737	211,496	1,985	〃
３０	167,455	402,537	191,888	210,649	1,977	〃
令和　元年	168,356	401,342	191,263	210,079	1,971	〃

※推計人口及び世帯数は、国勢調査結果を基準値として岐阜県人口動態統計調査により推計されたもので、１０月１日現在の数値。

6　統　　計

（１）平成２７年国勢調査結果

ア　地区別面積・世帯数・人口・人口密度

地 区 別	面積（㎢）	世 帯 数	人　　口	男	女	人口密度	平成22年人　　口
総　　計	203.60※	165,443	406,735	193,760	212,975	1,998	413,136
金　　華	1.25	2,064	4,757	2,205	2,552	3,806	5,120
京　　町	0.93	1,723	3,992	1,823	2,169	4,292	4,473
明　　徳	0.55	1,614	3,143	1,496	1,647	5,715	3,448
徹　　明	0.70	2,052	4,272	1,940	2,332	6,103	4,058
梅　　林	1.20	3,142	6,395	2,847	3,548	5,329	7,152
白　　山	0.84	2,661	5,865	2,746	3,119	6,982	5,979

地区別	面積（㎢）	世帯数	人口	男	女	人口密度	平成22年人口
華陽	0.85	3,240	7,465	3,408	4,057	8,782	7,731
本郷	1.04	3,072	6,754	3,100	3,654	6,494	7,177
木之本	0.75	2,570	5,870	2,663	3,207	7,827	6,405
本荘	2.47	4,705	11,148	5,254	5,894	4,513	11,508
日野	6.22	3,037	7,905	3,917	3,988	1,271	8,026
長良	1.18	2,826	6,813	3,145	3,668	5,774	7,233
長良西	2.25	5,288	12,854	5,993	6,861	5,713	13,333
長良東	8.67	3,964	10,729	5,023	5,706	1,237	10,615
島	3.85	4,752	11,911	5,672	6,239	3,094	11,296
早田	1.65	4,423	9,881	4,601	5,280	5,988	10,442
城西	1.51	3,295	8,057	3,795	4,262	5,336	8,495
三里	3.52	5,912	13,890	6,764	7,126	3,946	13,316
鷺山	3.19	4,250	10,268	4,897	5,371	3,219	10,670
加納	1.10	2,730	6,747	3,092	3,655	6,134	7,076
加納西	1.15	3,314	7,698	3,661	4,037	6,694	8,279
則武	2.00	3,504	8,659	4,127	4,532	4,330	8,547
常磐	8.20	2,346	6,441	3,050	3,391	785	6,699
長森南	4.04	5,332	14,039	6,783	7,256	3,475	13,932
長森北	2.02	2,724	6,703	3,186	3,517	3,318	6,808
長森西	3.00	3,654	8,399	3,969	4,430	2,800	8,153
長森東	2.12	2,844	7,118	3,408	3,710	3,358	6,867
木田	2.54	1,160	3,032	1,464	1,568	1,194	3,069
岩野田	6.02	3,204	7,467	3,553	3,934	1,240	7,662
岩野田北	3.59	2,918	7,908	3,831	4,077	2,203	7,909
黒野	7.71	7,402	14,944	7,666	7,278	1,938	15,274
方県	14.81	836	2,620	1,223	1,397	177	2,948
茜部	5.74	5,631	13,108	6,389	6,719	2,284	12,231
鶉	3.49	4,886	11,627	5,618	6,009	3,332	11,218
西郷	4.57	3,072	8,674	4,239	4,435	1,898	8,684
七郷	3.67	4,083	11,119	5,220	5,899	3,030	10,991
市橋	4.75	5,897	13,913	6,833	7,080	2,929	13,153
岩	4.43	1,750	4,913	2,321	2,592	1,109	5,058
鏡島	3.75	4,891	12,602	5,973	6,629	3,361	13,037
厚見	3.39	5,608	13,639	6,481	7,158	4,023	13,699
日置江	3.74	1,767	4,705	2,312	2,393	1,258	4,704
芥見	6.11	2,773	8,122	3,857	4,265	1,329	8,357
藍川	5.01	2,417	6,331	2,992	3,339	1,264	7,122
芥見東	3.14	2,427	6,339	2,957	3,382	2,019	6,972
芥見南	1.04	1,303	3,083	1,429	1,654	2,964	3,265
合渡	5.01	2,306	6,456	3,035	3,421	1,289	6,425
三輪南	11.57	3,474	9,512	4,390	5,122	822	9,454
三輪北	9.68	781	2,599	1,226	1,373	268	2,771
網代	13.17	586	2,600	1,592	1,008	197	2,904
柳津	7.77	5,233	13,649	6,614	7,035	1,757	13,391
金華山地	1.94	－	－	－	－	－	－

※国土地理院が毎年公表している全国都道府県市町村別面積調について、平成２６年度から面積計測の基礎となる地図及び計測方法が変更され、本市の面積が２０３．６㎢（平成２６年度１０月１日現在）に確定した。また、各地区の面積は、町丁・字等の境界データの図郭により算出されたものであり、統計は本市全体の面積と一致しない。

イ　労働力状態、男女別１５歳以上人口

男女別	総数※	労働力人口							非労働力人口
		総数	就業者					完全失業者	
			総数	主に仕事	家事のほか仕事	通学のかたわら仕事	休業者		
総数	348,905	205,820	198,366	158,758	31,714	4,287	3,607	7,454	134,513
男	163,909	112,996	108,251	102,122	2,219	2,165	1,745	4,745	46,401
女	184,996	92,824	90,115	56,636	29,495	2,122	1,862	2,709	88,112

※労働力状態「不詳」を含む。

ウ　産業別就業人口

産業別	平成27年			
	総数	男	女	総数割合
第１次産業	3,187	1,947	1,240	1.69
A 農業	3,040	1,830	1,210	1.61
林業	115	90	25	0.06
B 漁業	32	27	5	0.02
第２次産業	47,019	34,069	12,950	24.96
C 鉱業，採石業，砂利採取業	34	30	4	0.02
D 建設業	15,084	12,512	2,572	8.01
E 製造業	31,901	21,527	10,374	16.94
第３次産業	138,142	66,787	71,355	73.34
F 電気・ガス・熱供給・水道業	1,134	917	217	0.60
G 情報通信業	3,716	2,712	1,004	1.97
H 運輸業，郵便業	8,177	6,654	1,523	4.34
I 卸売業，小売業	33,854	16,173	17,681	17.97
J 金融業，保険業	6,509	2,911	3,598	3.46
K 不動産業，物品賃貸業	3,378	2,016	1,362	1.79
L 学術研究，専門・技術サービス業	6,869	4,398	2,471	3.65
M 宿泊業，飲食サービス業	12,189	4,418	7,771	6.47
N 生活関連サービス業，娯楽業	7,630	2,983	4,647	4.05
O 教育，学習支援業	10,750	4,742	6,008	5.71
P 医療，福祉	24,243	6,359	17,884	12.87
Q 複合サービス事業	1,343	793	550	0.71
R サービス業(他に分類されないもの)	11,673	6,975	4,698	6.20
S 公務(他に分類されるものを除く)	6,677	4,736	1,941	3.55
分類不能の産業	10,018	5,448	4,570	－
総数	198,366	108,251	90,115	100.0

割合は％表示で分類不能者を除く。

エ　一般世帯の世帯数

区分	世帯数	世帯数構成比
１人	５４，６０１	３３．０６
２人	４４，８０７	２７．１３
３人	２８，７５２	１７．４１
４人	２３，８３７	１４．４３
５人	８，４８８	５．１４
６人	３，３６４	２．０４
７人以上	１，３２４	０．７９
総計	１６５，１７３	１００．００

オ　世帯の家族類型別一般世帯数

区分	総数※	親族世帯					非親族世帯	単独世帯
		夫婦世帯	夫婦と子供世帯	男親と子供世帯	女親と子供世帯	その他の親族世帯		
一般世帯数	165,173	32,189	44,329	1,935	12,398	17,725	1,176	54,601
一般世帯人員	398,083	64,378	161,324	4,388	28,954	79,097	2,983	54,601

※世帯の家族類型「不詳」を含む。

カ　住宅の所有関係別一般世帯数及び人員

区　　分	世 帯 数	世帯人員	1世帯当たり人員
一般世帯数	165,173	398,083	2.41
うち住宅に住む一般世帯	162,787	394,604	2.42
主　世　帯	161,675	392,523	2.43
持　ち　家	104,404	293,386	2.81
公営・都市再生機構・公社の借家	4,046	7,996	1.98
民　営　の　借　家	50,300	85,353	1.70
給　与　住　宅	2,925	5,788	1.98
間　借　り	1,112	2,081	1.87
住宅以外に住む一般世帯	2,385	3,477	1.46
住居の種類「不詳」	1	2	2.00

キ　人口集中地区人口・面積・人口密度

人口集中地区	人　　口	面積（㎢）	人口密度 1㎢当たり
総　　数	286,484	54.98	5,210.7

（2）商 業 統 計

区　　分	平　成　26　年		
	事業所数	従業者数	年間商品販売額(万円)
総　　数	4,455	35,169	152,803,639
卸　売　業	1,578	14,630	111,301,003
各種商品卸売業	2	10	x
繊維・衣服卸売業	462	4,102	26,923,545
飲食料品卸売業	264	3,011	26,430,904
建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	207	1,816	14,425,165
機械器具卸売業	314	2,608	18,749,731
その他の卸売業	329	3,083	x
小　売　業	2,877	20,539	41,502,636
各種商品小売業	13	1,382	4,194,230
織物・衣服・身の回り品小売業	491	1,918	2,539,966
飲食料品小売業	690	5,892	8,499,590
機械器具小売業	498	2,972	10,092,081
その他の小売業	1,106	7,767	14,631,818
無店舗小売業	79	608	1,544,951

※ｘは記載を差し控えるもの。

（3）工 業 統 計

産　　業　　別	平　成　29　年　（4人以上）		
	事業所数	従業者数	製造品出荷額等(万円)
総　　数	511	11,396	26,202,018
食　料　品	68	2,153	4,281,715
飲料・たばこ・飼料	6	210	1,880,283
繊維工業品	111	1,365	1,933,729
木材・木製品	9	77	93,893
家具・装備品	26	533	1,670,318
パルプ・紙・紙加工品	21	361	783,080
印刷・同関連品	67	1,438	2,068,503
化学工業製品	10	410	907,011
石油製品・石炭製品	1	8	x
プラスチック製品	28	1,019	3,028,688
ゴム製品	1	14	x
なめし革・同製品・毛皮	－	－	－
窯業・土石製品	11	223	327,106
鉄鋼	11	602	3,088,432
非鉄金属	2	16	x
金属製品	36	679	1,279,595
はん用機械器具	6	109	184,108
生産用機械器具	47	1,291	2,977,525
業務用機械器具	2	14	x
電子部品・デバイス・電子回路	1	99	x
電気機械器具	6	55	63,937
情報通信機械器具	1	9	x
輸送用機械器具	12	369	860,956
その他の製品	28	342	591,711

※ｘは記載を差し控えるもの。

第２　議　　会

１　議　　員

２　本　　会　　議

３　常任委員会、議会運営委員会

４　特　別　委　員　会

５　議　員　報　酬　等

６　歴代議長・副議長

７　そ　　の　　他

1　議　　員

（1）議 員 定 数（令和元年５月２日現在）

条例定数３８人（現員３８人）

（2）現　任　期

令和元年５月２日～令和５年５月１日

（3）議 員 名 簿

・議長　大　野　一　生　　・副議長　石　井　浩　二　　（令和２年６月９日現在）

議席番号	氏　　名	会　　派	常任委員会	当選回数	住　（居）　所
1	石　原　宏　基	岐阜市民クラブ	経 済 環 境	1	正木1256番地4
2	小　森　忠　良	岐阜市民クラブ	総　　務	1	鷺山1249番地1
3	浅　野　雅　樹	自民岐阜	経 済 環 境	1	市橋５丁目11番7-301号
4	箕　輪　光　顕	自民岐阜	厚　　生	1	太郎丸諏訪6番地
5	渡　辺　貴　郎	自民岐阜	建　　設	2	西川手２丁目106番地3
6	長　屋　千　歳	自民岐阜	厚　　生	2	早田栄町５丁目15番地301号
7	黒　田　育　宏	自民岐阜	厚　　生	3	下鵜飼1795番地17
8	原　　菜穂子	にじいろ	建　　設	3	加納上本町１丁目10番地403号
9	森　下　満寿美	日本共産党岐阜市議会議員団	厚　　生	2	太郎丸北郷31番地7
10	富　田　耕　二	岐阜市民クラブ	文　　教	3	上土居１丁目13番19号
11	鷲　見　守　昭	岐阜市民クラブ	厚　　生	3	真砂町７丁目5番地
12	石　川　宗一郎	自民岐阜	文 教（副）	3	六条片田１丁目20番6-3号
13	若　山　貴　嗣	自民岐阜	建 設（正）	3	鏡島中１丁目13－28
14	石　井　浩　二	自民岐阜	総　　務	3	高尾町１丁目3番地
15	谷　藤　錦　司	自民岐阜	建　　設	3	芥見２丁目71番地
16	大　野　一　生	自民岐阜	文　　教	3	領下１丁目54番地1
17	小　堀　将　大	岐阜市議会公明党	総　　務	3	萱場東町９丁目2番地3
18	江　崎　洋　子	岐阜市議会公明党	文 教（正）	3	山吹町５丁目48番地１-101号
19	高　橋　和　江	岐阜市議会無所属クラブ	文　　教	3	松ヶ枝町20番地４
20	道　家　康　生		文　　教	5	茜部辰新１丁目96番地
21	和　田　直　也	自民岐阜	経済環境(副)	4	徹明通６丁目１番地１
22	須　田　　眞	自民岐阜	経 済 環 境	4	長森本町１丁目14番2号
23	浅　野　裕　司	自民岐阜	文　　教	5	鏡島1723番地4
24	竹　市　　勲	自民岐阜	総 務（正）	5	柳津町北塚５丁目90番地
25	杉　山　利　夫	自民岐阜	総　　務	4	若竹町２丁目16番地
26	西　垣　信　康	岐阜市議会公明党	建 設（副）	4	大菅南11番18号
27	辻　　孝　子	岐阜市議会公明党	厚　　生	5	上土居769番地7

議席番号	氏　　名	会　　派	常任委員会	当選回数	住　（居）　所
28	山　口　力　也	岐阜市議会公明党	経 済 環 境	5	大正町3番地1
29	井　深　正　美	日本共産党岐阜市議会議員団	経済環境(正)	4	長良福光2403番地２
30	松　原　和　生	岐阜市民クラブ	厚 生（正）	6	末広町12番地9
31	柳　原　　覚	岐阜市民クラブ	総 務（副）	7	細畑３丁目15番5号
32	西　川　　弘	岐阜市民クラブ	建　　設	8	加野７丁目31番15号
33	高　橋　　正	自民岐阜	総　　務	6	則武中２丁目22番１号
34	松　岡　文　夫	自民岐阜	建　　設	１１	長良748番地8
35	松　原　徳　和	岐阜市議会無所属クラブ	総　　務	7	沖ノ橋町１丁目21番地
36	田　中　成　佳	岐阜市議会無所属クラブ	経 済 環 境	8	加納村松町１丁目4番地2
37	服　部　勝　弘	岐阜市議会無所属クラブ	厚 生（副）	１１	大洞桜台３丁目35番地
38	堀　田　信　夫	日本共産党岐阜市議会議員団	建　　設	１１	大洞柏台１丁目3番地9

※常任委員会の欄中（正）は委員長、（副）は副委員長
※会派が空欄となっている議員は、会派に属していない。

（４）年齢別議員数　（令和２年４月１日現在）

年齢	30～39	40～49	50～59	60～69	70～79	平均
人員	2	5	10	13	8	59.8

（５）会派構成　（令和２年４月１日現在）

区　分	会　派　名	所属議員数
交渉団体	自民岐阜	１７
	岐阜市民クラブ	7
	岐阜市議会公明党	5
	岐阜市議会無所属クラブ	4
	日本共産党岐阜市議会議員団	3
非交渉団体	にじいろ	1
		1
合　計		３８

※交渉団体とは３人以上の所属議員を有する会派のこと。
※会派名が空欄となっている議員は、会派に属していない。

2　本　会　議

議　会　活　動　実　績（令和元年(平成31年)）

区分 議会	会議	会期日数	実日数	会議時間	議案件数 市長提出 可決 条例	市長提出 可決 予算	市長提出 可決 その他	市長提出 否決 条例	市長提出 否決 予算	市長提出 否決 その他	市長提出 継続審査	議員提出 可決 条例	議員提出 可決 予算	議員提出 可決 その他	議員提出 否決 条例	議員提出 否決 予算	議員提出 否決 その他	議員提出 継続審査	議員提出 議決不要	決算	諮問	請願 採択	請願 不採択	請願 撤回	請願 継続審査	請願 消滅	辞職許可	同意	閉会中継続調査	議員派遣	専決承認	撤回	選挙	傍聴者
定例会	1	23	6	23:03	43	19	3					1		2									4				4			1			58
臨時会	2	1	1	0:50			1																				1	1				3	4
定例会	3	20	6	20:20	7	4	5							1			1						2				1						85
定例会	4	24	7	22:24	21	6	6							2			1			5			1				4		1				97
定例会	5	17	6	22:20	15	4	6							1			2						2				1					1	75
合　計		85	26	88:57	86	33	21					1		6			4			5			9				11	1	1	1		4	319

3　常任委員会、議会運営委員会

（１）委員会構成　（令和２年４月１日現在）

委員会名	定数	所管事項
総務委員会	8	市長公室、企画部、財政部、行政部、工事検査室、都市防災部、消防本部、会計課、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会及び固定資産評価審査委員会の所管に属する事項及び他の常任委員会の所管に属さない事項
経済環境委員会	7	ぎふ魅力づくり推進部、経済部、環境部及び農業委員会の所管に属する事項
厚生委員会	8	市民生活部、福祉部、子ども未来部、健康部及び市民病院の所管に属する事項
建設委員会	8	まちづくり推進部、都市建設部、基盤整備部及び上下水道事業部の所管に属する事項
文教委員会	7	市民協働推進部、教育委員会、薬科大学及び女子短期大学の所管に属する事項

（２）委員会活動実績　（令和元年(平成31年)）

委員会	委員会開催回数	付託案件数 議案	付託案件数 諮問	付託案件数 請願	正副委員長互選回数	陳情書回付件数
総務委員会	１５(0)	３７	0	4	1	２０
経済環境委員会	１５(0)	２７	0	0	1	2
厚生委員会	１６(1)	４８	0	2	1	4
建設委員会	１５(0)	４０	0	0	1	0
文教委員会	１６(1)	１９	0	3	1	6
議会運営委員会	１４	1	0	0	1	0

※ 委員会開催回数の欄中、常任委員会の（ ）内の数字は定例会閉会中の委員会開催回数。

4　特別委員会

（令和元年（平成31年））

委員会名	定数	開催回数
総合交通対策特別委員会	１２	２
高齢・少子化社会対策特別委員会	１３	２
都市活性化対策特別委員会	１３	２

5　議員報酬等

（１）市議会議員

職名	議員報酬額	適用年月日
議長	770,000円/月	平23．４．１
副議長	700,000	23．４．１
議員	650,000	23．４．１

（２）市議会議員の期末手当支給率

６月　　報酬月額及びその額に１００分の２０を乗じて得た額の合計額の１００分の２２２．５

１２月　　報酬月額及びその額に１００分の２０を乗じて得た額の合計額の１００分の２２２．５

※令和２年４月１日適用

（３）費用弁償

議長等がその職務を行うため、市外又は外国に出張した場合は、費用弁償として旅費を支給する。

（４）行政視察

ア　都市行政視察

各委員会において他都市へ所管事務の調査を行うため出張する視察で、常任委員会及び議会運営委員会は一人年額１００，０００円を上限としている。特別委員会は２年に１回、１年目に行い、一人年額１００，０００円を上限としている。なお、平成２３年６月２４日の各会派幹事長会議において、常任委員会等の行政視察の旅費について、１人当たり１００，０００円を超える行程の視察が必要であれば、正副議長に申し出をし、正副議長がその必要性を認めた場合には視察を認める。また、その結果は、各会派幹事長会議に報告することに決定した。

イ　海外行政視察

世界各国・各都市の政治、経済、社会制度及び文化等を研修し、その成果を市政に反映させるとともに、国際交流と親善に寄与することを目的に行う。

年度	実施日	行先	目的等	渡航人員	内議員数	渡航費用（議員1人当たり）
元	10.21～10.25	・中国（杭州市、西安市）	友好都市提携40周年を迎えた中国・杭州市を訪問。記念事業等に参加し、都市間交流に関する協議及び一層の友好の促進を図る。併せて、西安市を訪問し、2019世界文化観光フォーラムに参加する。	17人	4人	510,008円

（５）政務活動費

一人月額１５０，０００円を四半期に分け会派または議員に交付されている。（平成２２年度以前は一人月額１８０，０００円。）

平成２５年３月１日、地方自治法の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、「政務調査費」の名称を「政務活動費」に改めた。

6　歴代議長・副議長

選挙	議長				副議長			
回数	順代	氏名	就任年月日	退任年月日	順代	氏名	就任年月日	退任年月日
1	1	渡辺甚吉	明22.7.31	明25.7	1	篠田作平	明22.7.31	明25.7.14
2	2	渡辺甚吉	25.7	28.7	2	篠田祐八郎	25.7	28.7
3	3	渡辺甚吉	28.7	31.7	3	篠田祐八郎	28.7	31.7
4	4	渡辺甚吉	31.7	34.7	4	篠田祐八郎	31.7	34.7
5	5	渡辺甚吉	34.7	37.7	5	篠田祐八郎	34.7	37.7
6	6	田中真民	37.7.15	40.7	6	今井武兵衛	37.7.15	40.7.3
7	7	田中真民	40.7	43.8.29	7	小林哲治郎	40.7.17	43.1.10
						伊藤孫左衛門	43.1.12	44.1.8
8	8	松野祐次郎	43.8.29	45.4	9	今井武兵衛	44.1.9	45.4.8
9	9	松野祐次郎	45.4.9	大2.7.2	10	三浦源助	45.4.9	大2.7.13
10	10	山田永俊	大2.7.14	6.7.2	11	小塩亥三郎	大2.7.14	4.1.10
					12	富田長雄	4.1.11	6.7.16
11	11	岡井藤之亟	6.7.17	10.7.2	13	片尾鉄男	6.7.17	10.7.14
12	12	山田永俊	10.7.15	11.12.23	14	小林哲治郎	10.7.15	12.2.21
	13	村瀬栄吉	12.2.21	14.3.14	15	富田長雄	12.2.23	14.3.15
	14	正村平兵衛	14.3.16	14.7.2	16	伊藤福市	14.3.16	14.7.15
13	15	堀千尋	14.7.16	昭4.7.2	17	赤堀儀三郎	14.7.16	昭4.7.14
14	16	玉田源太郎	昭4.7.15	8.7.2	18	赤堀儀三郎	昭4.7.15	8.7.2
15	17	中尾義正	8.7.17	12.7.2	19	加藤慶一	8.7.17	12.7.2
16	18	加藤慶一	12.7.17	13.7.17	20	稲葉芳雄	12.7.17	13.7.17
	19	松原喜八	13.7.18	14.7.19	21	安藤理兵衛	13.7.18	14.7.18
	20	桑原正睦	14.7.20	15.7.28	22	宮嶋吉太郎	14.7.20	15.3.17
	21	山田三郎	15.7.29	16.11.16	23	向井平七	15.4.9	16.10.23
	22	松原喜八	16.11.17	17.5.20	24	上野文一	16.10.24	17.5.31
17	23	松原喜八	17.6	19.8.28	25	宮崎英憲	17.6.17	19.8.28
	24	水野後八	19.8.28	20.9.25	26	宇野賢一	19.8.28	20.9.25
	25	松原喜八	20.9.25	22.4.29	27	杉本甚吉	20.9.25	22.4.29
1	26	鷲見兼五郎	22.5.22	23.5.22	28	早川好治郎	22.5.23	23.5.24
	27	松原喜八	23.5.24	24.5.30	29	三羽徳次郎	23.5.24	24.7.1
	28	松原喜八	24.5.30	25.5.30	30	笠原庄一	24.7.8	24.10.12
					31	早川好治郎	24.10.20	25.10.31
	29	松原喜八	25.5.30	26.4.2	32	辻直吉	25.10.31	26.4.29
2	30	早川光治郎	26.5.8	27.4.25	33	広瀬文太郎	26.5.8	27.4.25
	31	早川光治郎	27.4.25	28.4.27	34	辻直吉	27.4.25	28.4.27
	32	辻直吉	28.4.27	29.4.26	35	葛西茆	28.5.26	29.6.1
	33	辻直吉	29.4.26	30.5.1	36	早川大二	29.6.1	30.5.1
3	34	早川光治郎	30.5.12	31.5.12	37	杉山堅三	30.5.13	31.5.12
	35	早川光治郎	31.5.12	31.9.27	38	杉山堅三	31.5.12	32.7.29
	36	早川好治郎	31.9.27	32.6.30				
	37	杉本甚吉	32.7.29	32.12.18	39	松倉直吉	32.7.29	33.1.28
	38	早川大二	32.12.18	33.7.1	40	長屋郁郎	33.1.28	33.7.1
	39	辻清吉	33.7.1	34.5.1	41	森瀬鋼一	33.7.1	34.5.1
4	40	杉本甚吉	34.5.9	35.5.9	42	林春雄	34.5.9	35.6.27
	41	杉本甚吉	35.5.9	36.5.22	43	大野正雄	35.6.27	36.5.23
	42	辻直吉	36.5.23	37.5.31	44	今村勇	36.5.23	37.5.31
	43	大野正雄	37.5.31	38.5.1	45	林鼎	37.5.31	38.5.1
5	44	大野正雄	38.5.12	39.5.19	46	杉山三郎	38.5.12	39.5.19
	45	大野正雄	39.5.19	40.7.31	47	杉山三郎	39.5.19	40.7.31
	46	大野正雄	40.7.31	41.5.20	48	松倉直吉	40.7.31	41.5.20
	47	大野正雄	41.5.20	42.5.1	49	松倉直吉	41.5.20	42.5.1

選挙回数	議長 順代	議長 氏名	議長 就任年月日	議長 退任年月日	副議長 順代	副議長 氏名	副議長 就任年月日	副議長 退任年月日
6	48	松倉直吉	昭42.5.23	昭43.5.20	50	神谷位平	昭42.5.23	昭43.5.20
	49	大野正雄	43.5.20	44.5.20	51	平田美吉	43.5.20	44.5.20
	50	林春雄	44.5.20	45.5.19	52	林茂	44.5.20	45.5.19
	51	大野正雄	45.5.19	46.5.1	53	平田美吉	45.5.19	46.5.1
7	52	今村勇	46.5.17	47.5.19	54	堀清一	46.5.17	47.5.19
	53	平田美吉	47.5.19	48.5.15	55	奥村保	47.5.19	48.5.15
	54	堀清一	48.5.15	49.5.15	56	伊藤末治郎	48.5.15	49.5.15
	55	大野正雄	49.5.15	50.5.1	57	浅野秀雄	49.5.15	50.5.1
8	56	林茂	50.5.22	51.6.20	58	高瀬春雄	50.5.22	51.6.20
	57	伊藤末治郎	51.6.20	52.5.18	59	白橋国弘	51.6.20	52.5.18
	58	浅野秀雄	52.5.18	53.5.22	60	伊藤利明	52.5.18	53.5.22
	59	高瀬春雄	53.5.22	54.5.1	61	神山栄	53.5.22	54.3.27
9	60	白橋国弘	54.5.22	55.5.21	62	臼井菊蔵	54.5.22	55.5.21
	61	伊藤利明	55.5.21	56.6.20	63	原謙三	55.5.21	56.6.20
	62	神山栄	56.6.20	57.7.7	64	小野金策	56.6.20	57.7.7
	63	西垣勲	57.7.7	58.5.1	65	中村和生	57.7.7	58.5.1
１０	64	上松宗男	58.5.20	59.5.23	66	武藤代次郎	58.5.20	59.5.23
	65	辻喜久雄	59.5.23	60.6.17	67	小木曽忠雄	59.5.23	60.6.17
	66	小野金策	60.6.17	61.5.22	68	四ツ橋正一	60.6.17	61.5.22
	67	安田謙三	61.5.22	62.5.1	69	中村好一	61.5.22	62.5.1
１１	68	四ツ橋正一	62.5.21	63.5.19	70	大野栄吉	62.5.21	63.5.19
	69	林春雄	63.5.19	平元.5.19	71	小島武夫	63.5.19	平元.5.19
	70	伏屋嘉弘	平元.5.19	2.5.24	72	山田大	平元.5.19	2.5.24
	71	横山三男	2.5.24	3.5.1	73	船戸清	2.5.24	3.5.1
１２	72	大野栄吉	3.5.16	4.5.21	74	高橋実	3.5.16	4.5.21
	73	山田大	4.5.21	5.5.20	75	早川竜雄	4.5.21	5.5.20
	74	近藤武男	5.5.20	6.5.18	76	松岡文夫	5.5.20	6.5.18
	75	中村武彦	6.5.18	7.5.1	77	矢島清久	6.5.18	7.5.1
１３	76	高橋実	7.5.18	8.5.22	78	村瀬正己	7.5.18	8.5.22
	77	松岡文夫	8.5.22	9.5.22	79	伊藤博	8.5.22	9.5.22
	78	所一好	9.5.22	10.5.19	80	大前恭一	9.5.22	10.5.19
	79	林貞夫	10.5.19	11.5.1	81	堀征二	10.5.19	11.5.1
１４	80	小林幸男	11.5.20	12.5.23	82	村山まさ子	11.5.20	12.5.23
	81	堀征二	12.5.23	13.5.15	83	早田純	12.5.23	13.5.15
	82	松井逸朗	13.5.15	14.6.11	84	小林洋	13.5.15	14.6.11
	83	亀山輝雄	14.6.11	15.5.1	85	藤沢昭男	14.6.11	15.5.1
１５	84	早田純	15.5.22	16.5.18	86	西川弘	15.5.22	16.5.18
	85	小林ひろし	16.5.18	17.5.17	87	浅井武司	16.5.18	17.5.17
	86	大野邦博	17.5.17	18.5.16	88	乾尚美	17.5.17	18.5.16
	87	藤沢昭男	18.5.16	19.5.1	89	大野通	18.5.16	19.5.1
１６	88	浅井武司	19.5.22	20.5.15	90	高橋寛	19.5.22	20.5.15
	89	大野通	20.5.15	21.5.19	91	丸山慎一	20.5.15	21.5.19
	90	林政安	21.5.19	23.5.1	92	中尾年春	21.5.19	22.5.18
					93	柳原覚	22.5.18	23.5.1
１７	91	渡辺要	23.5.24	24.5.17	94	松原徳和	23.5.24	24.5.17
	92	高橋正	24.5.17	25.5.16	95	浅野裕司	24.5.17	25.5.16
	93	國井忠男	25.5.16	27.5.1	96	広瀬修	25.5.16	26.5.22
					97	山口力也	26.5.22	27.5.1
１８	94	竹市勲	27.5.22	28.5.20	98	松原和生	27.5.22	28.5.20
	95	杉山利夫	28.5.20	29.5.18	99	須賀敦士	28.5.20	29.5.18
	96	須田眞	29.5.18	30.5.18	100	辻孝子	29.5.18	30.5.18
	97	信田朝次	30.5.18	令元.5.1	101	谷藤錦司	30.5.18	令元.5.1
１９	98	大野一生	令元.5.24	在任中	102	西垣信康	令元.5.24	2.6.9
					103	石井浩二	2.6.9	在任中

7　そ　の　他

（１）議会図書室

ア　蔵　書　数

一般単行本約１，７００冊、法令関係集１４種類、雑誌類１２種類、日刊新聞９紙

（２）議会刊行物

ア　会議録（本会議ごと）

発行部数　　６５部
電子組版オフセット印刷（Ａ４版）
配 付 先　　議　員　　市　長　　副市長
　　部　長　　その他

イ　市政概要（年刊）

発行部数　　２８０部
電子組版オフセット印刷（Ａ４版）
配 付 先　　議　員　　市　長　　副市長
　　各　部　　その他

ウ　岐阜市議会例規類集（隔年）

発行部数　　１２０部
電子組版オフセット印刷（Ａ５版）
配 付 先　　議　員　　その他の議会関係者

エ　岐阜市議会小史（改選時）

発行部数　　１５０部
電子組版オフセット印刷（Ａ４版）
配 付 先　　議　員　　市　長　　副市長
　　部　長　　その他

（３）議会広報活動

昭和５２年６月定例会から地元圏域放送局により、本会議の開会日及び質疑・一般質問の初日並びに２日目の生中継が開始され、昭和５５年９月定例会からは質疑・一般質問の初日及び２日目が生中継されている。なお、生中継は、昭和５５年９月定例会からは公費負担により実施されている。また、平成１３年３月６日より、議会ホームページを開設するとともに、平成１９年１１月定例会から、より市民に身近な議会を実現するため、本会議のインターネット中継を開始した。さらに、平成２４年度より、各常任委員会の行政視察の概要を広報ぎふ及び議会ホームページに掲載している。加えて、平成２６年３月定例会から岐阜市公式フェイスブックページに議決結果の概要、会期日程（案）等の情報提供を行い、平成２７年３月定例会からは、各議員の議案に対する賛否の状況を議会ホームページで公表している。また、平成２９年３月定例会からは、岐阜市議会事務局公式フェイスブックページを開設するなど、広報の一層の充実を図っている。

（４）会議録検索システム

平成７年１０月１日から会議録検索システムを導入し、事務の簡素化、効率化を図った。現在、昭和４６年以降の会議録のデータが入力されている。（機種：(株) 大和速記情報センター「ＤＢサーチ」）

また、平成１３年１月５日から、元気・健康情報ネットの稼働に伴い、インターネットによる会議録検索を開始し、現在、昭和５６年以降分の会議録を公開している。

（５）議 会 施 設

見　　取　　図

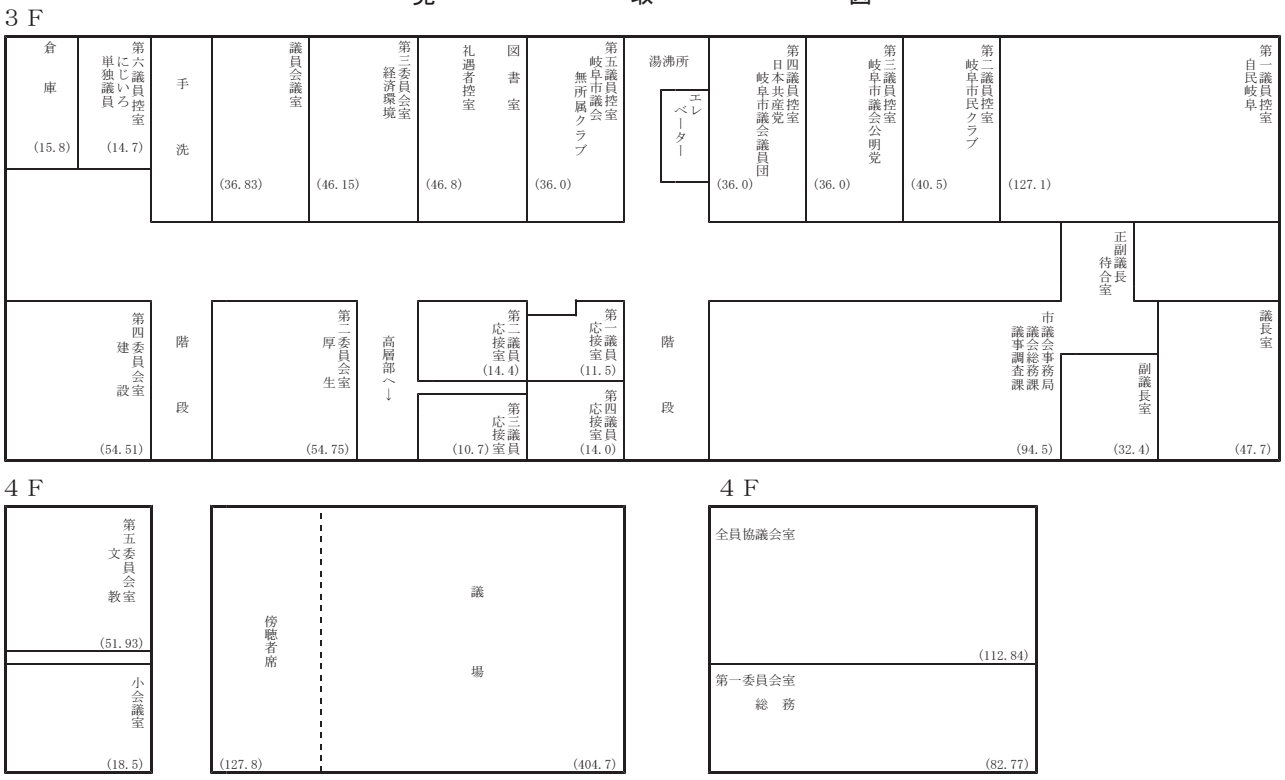

※平成３年３月定例会から車椅子による傍聴席を設置。また、議場内のバリアフリー化推進のため、平成１６年３月定例会からスロープの設置及び車椅子のまま登壇できる昇降式の演壇とした。

第３　機　　構

１　市　長　、　副　市　長

２　歴代市長･副市長（助役）･収入役

３　行　政　機　構　図

４　報　　酬　　等

５　職　　員

1　市長、副市長

市長　柴橋正直　　副市長　浅井文彦　　副市長　楢橋康英

2　歴代市長・副市長（助役）・収入役

歴　代　市　長

代　数	市　長　名	就　任　年　月　日	退　任　年　月　日
初　代	熊　谷　孫六郎	明治　２２．　７．３１	明治　２６．　５．３１
第　２　代	堀　口　有　一	２６．　７．１３	（再任）
第　３　代	堀　口　有　一	３２．　７．　２	（〃）
第　４　代	堀　口　有　一	３８．　７．　１	明治　４１．　２．２５
第　５　代	服　部　　正	４１．　４．１６	（再任）
第　６　代	服　部　　正	大正　３．　４．２２	（〃）
第　７　代	服　部　　正	７．　４．２０	大正　１０．　６．　６
第　８　代	堀　　千　尋	１０．　７．　２	１１．　７．１３
第　９　代	丸　茂　藤　平	１１．　９．１６	１３．　４．１１
第１０代	松　尾　国　松	１４．　３．　７	（再任）
第１１代	松　尾　国　松	昭和　４．　３．　７	（〃）
第１２代	松　尾　国　松	８．　３．　７	（〃）
第１３代	松　尾　国　松	１２．　３．　７	（〃）
第１４代	松　尾　国　松	１６．　３．　７	（〃）
第１５代	松　尾　国　松	２０．　３．　７	昭和　２１．　６．　７
公選初代	東　　前　豊	２２．　４．　５	（再任）２６．　４．　４
第　２　代	東　　前　豊	２６．　４．２３	３０．　１．２４
第　３　代	松　尾　吾　策	３０．　２．２７	（再任）３４．　２．２６
第　４　代	松　尾　吾　策	３４．　２．２７	（〃）３８．　２．２６
第　５　代	松　尾　吾　策	３８．　２．２７	（〃）４２．　２．２６
第　６　代	松　尾　吾　策	４２．　２．２７	４５．　８．　６
第　７　代	上　松　陽　助	４５．　９．１３	（再任）４９．　９．１２
第　８　代	上　松　陽　助	４９．　９．１３	５２．　１．　８
第　９　代	蒔　田　　浩	５２．　２．２８	（再任）５６．　２．２６
第１０代	蒔　田　　浩	５６．　２．２７	（〃）６０．　２．２６
第１１代	蒔　田　　浩	６０．　２．２７	（〃）平成元．　２．２６
第１２代	蒔　田　　浩	平成　元．　２．２７	５．　２．２６
第１３代	浅　野　　勇	５．　２．２７	（再任）　９．　２．２６
第１４代	浅　野　　勇	９．　２．２７	（〃）１３．　２．２６
第１５代	浅　野　　勇	１３．　２．２７	１４．　１．１１
第１６代	細　江　茂　光	１４．　２．２５	（再任）１８．　２．２３
第１７代	細　江　茂　光	１８．　２．２４	２０．１２．３１
第１８代	細　江　茂　光	２１．　１．２６	（再任）２２．　２．２３
第１９代	細　江　茂　光	２２．　２．２４	（〃）２６．　２．２３
第２０代	細　江　茂　光	２６．　２．２４	３０．　２．２３
第２１代	柴　橋　正　直	３０．　２．２４	在　　任　　中

歴　代　副　市　長

代　数	副　市　長　名	就　任　年　月　日	退　任　年　月　日
初　代	成　原　嘉　彦	平成１９．　４．　１	平成２０．　３．２１
初　代	英　　直　彦	１９．　４．　１	２２．　３．３１
第　２　代	成　原　嘉　彦	２０．　４．　２	２４．　４．　１
第　３　代	武　政　　功	２２．　４．　１	２５．　６．３０
第　４　代	藤　澤　滋　人	２４．　４．　２	２６．　３．３１
第　５　代	佐　藤　哲　也	２５．　７．　１	２７．　７．１２
第　６　代	浅　井　文　彦	２６．　４．　１	（再任）３０．　３．３１

代　　数	副　市　長　名	就　任　年　月　日	退　任　年　月　日
第　７　代	今　　岡　　和　　也	２７．　７．１３	３０．　６．　４
第　８　代	浅　　井　　文　　彦	３０．　４．　１	在　　任　　中
第　９　代	楢　　橋　　康　　英	３０．　７．　１	在　　任　　中

歴　　代　　助　　役

代　　数	助　　役　　名	就　任　年　月　日	退　任　年　月　日
初　　代	堀　　口　　有　　一	明治２２．　６．　１	明治２６．　７．１３
第　２　代	太　　田　　正　　公	２６．　８．　８	３０．　６．２１
第　３　代	服　　部　　　　正	３０．　７．　６	(再任)
第　４　代	服　　部　　　　正	３６．　６．２７	明治４１．　４．１６
第　５　代	関　　谷　　久　之　助	４１．　５．１２	大正　３．　５．１２
第　６　代	窪　　田　　武　　洪	大正　３．　５．　２	７．　５．３１
第　７　代	千　　原　　規　矩　三	７．１０．２５	１１．１０．　９
第　８　代	玉　　田　　忠　　一	１１．１１．　９	１５．１１．　８
第　９　代	中　　尾　　義　　正	昭和　２．１１．２４	昭和　６．１１．２３
第１０代	東　　前　　豊	７．　７．２７	(再任)
第１１代	東　　前　　豊	１１．　７．２７	(　〃　)
第１２代	東　　前　　豊	１５．　７．２７	昭和２１．　１．１１
第１３代	白　　石　　喜　太　郎	２１．　３．　７	２５．　３．　６
第１４代	松　　尾　　吾　　策	２５．　６．　７	２９．　６．　６
第１５代	青　　谷　　太　　郎	３１．　６．２８	３５．　６．２７
第１６代	高　　木　　順　　一	３８．１０．１０	(再任)４２．１０．　９
〃	守　　屋　　　　定	３８．１０．１０	４２．　３．１５
第１７代	高　　木　　順　　一	４２．１０．１０	４５．　８．　６
〃	北　　田　　　　霞	４３．１２．１６	４６．　２．２４
第１８代	増　　田　　寿　　策	４６．　３．２３	５０．　３．２２
第１９代	蒔　　田　　　　浩	５０．　３．２３	５２．　２．１４
〃	西　　田　　　　創	５０．　３．２３	(再任)５４．　３．２２
第２０代	戸　　本　　　　貢	５２．　５．１８	５６．　５．１７
〃	西　　田　　　　創	５４．　３．２３	(再任)５８．　３．２２
第２１代	宮　　浦　　清　　美	５６．　５．１９	(再任)６０．　５．１８
〃	西　　田　　　　創	５８．　３．２３	６２．　３．２２
第２２代	宮　　浦　　清　　美	６０．　５．１９	平成　元．　５．１８
〃	坂　　井　　　　博	６２．　３．２４	３．　３．２３
第２３代	高　　木　　　　直	平成　元．　５．１９	５．　５．１８
〃	山　　村　　信　　吾	３．　４．　１	５．　３．３１
第２４代	藤　　田　　幸　　也	５．　５．２５	７．　３．３０
第２５代	原　　田　　邦　　彦	５．　７．　１	７．　３．３０
第２６代	加　　藤　　　　学	７．　４．　１	(再任)１１．　３．３１
第２７代	森　　岡　　秀　　悟	７．　４．　２	１０．　３．３１
第２８代	江　　藤　　幸　　治	１０．　５．２５	１３．　１．　５
第２９代	加　　藤　　　　学	１１．　４．　１	１３．　４．１４
第３０代	松　　谷　　春　　敏	１３．　１．　６	１７．　１．　５
第３１代	森　　川　　幸　　江	１３．　４．１６	１４．　１．　８
第３２代	薫　　田　　大　二　郎	１４．　４．　１	１６．　３．３１
第３３代	小　野　﨑　　弘　　樹	１６．　４．　１	１８．　３．３０
第３４代	髙　　村　　義　　晴	１７．　１．　６	１９．　３．３１
第３５代	成　　原　　嘉　　彦	１８．　４．　１	１９．　３．３１

歴　代　収　入　役

（地方自治法の一部改正により、平成２０年４月１日から特別職である収入役の制度にかわり、一般職の会計管理者に移行。）

代　数	収入役名	就任年月日	退任年月日
初　代	矢野廣三郎	明治２２．１０．５	
第２代	箕浦宗吉	２８．１０．５	
第３代	箕浦宗太郎	３４．１０．４	明治３７．６．２５
第４代	岡本茂	３７．６．２５	３９．６．２０
第５代	玉田源太郎	３９．７．１４	４４．９．２６
第６代	伊藤定吉	４４．９．２６	（再任）
第７代	伊藤定吉	大正６．９．２８	（〃）
第８代	伊藤定吉	１０．９．２７	大正１２．１．７
第９代	岩田虎雄	１２．６．１２	（再任）
第１０代	岩田虎雄	昭和２．６．１３	（〃）
第１１代	岩田虎雄	６．６．１２	昭和１０．６．１１
第１２代	藤吉光次	１０．６．１１	（再任）
第１３代	藤吉光次	１４．６．１２	（〃）
第１４代	藤吉光次	１８．６．１２	昭和２２．６．１１
第１５代	松田余作	２２．７．１０	（再任）
第１６代	松田余作	２６．７．１０	昭和３０．３．５
第１７代	青谷太郎	３０．３．２４	３１．６．２７
第１８代	岩村左一	３１．６．２８	（再任）
第１９代	岩村左一	３５．６．２８	（〃）
第２０代	岩村左一	３９．６．２８	昭和４２．１１．２０
第２１代	上松陽助	４２．１１．２１	４５．７．１５
第２２代	増田寿策	４５．１０．２２	４６．３．２２
第２３代	棚瀬乙吉	４６．３．２３	（再任）
第２４代	棚瀬乙吉	５０．３．２３	昭和５４．３．２２
第２５代	森瀬満	５４．３．２３	５８．３．２２
第２６代	林清	５８．３．２３	６２．３．２２
第２７代	横山武司	６２．３．２４	平成３．３．２３
第２８代	鷲本順一	平成３．４．１	７．３．３１
第２９代	玉井康弐	７．４．１	（再任）
第３０代	玉井康弐	１１．４．１	１３．４．３０
第３１代	山田多聞	１３．５．１	１６．３．３１
第３２代	飯沼隆司	１６．４．１	２０．３．３１

3　行 政 機 構 図（令和２年８月３日現在）

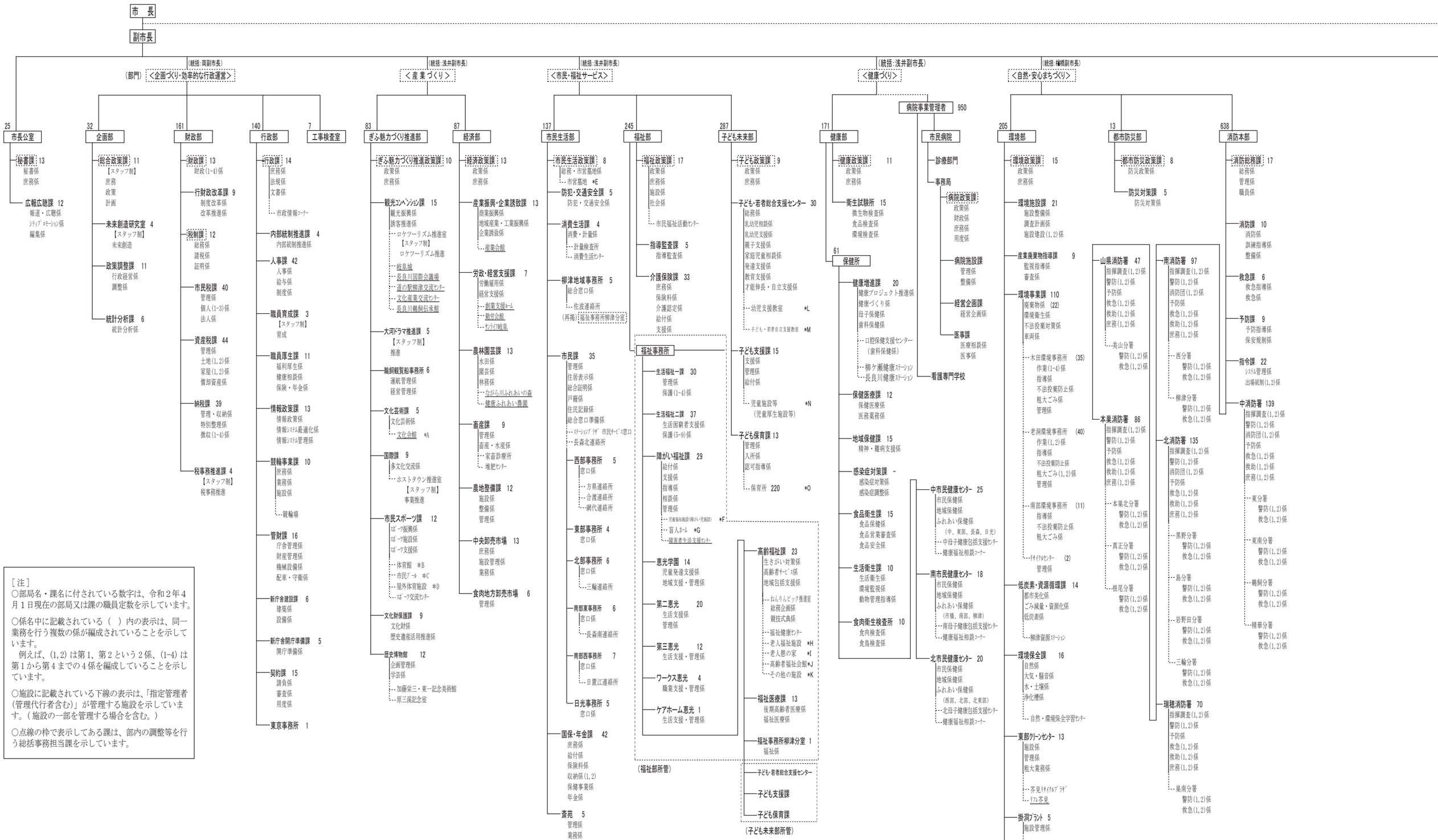

［注］
○部局名・課名に付されている数字は、令和２年４月１日現在の部局又は課の職員定数を示しています。

○係名中に記載されている（　）内の表示は、同一業務を行う複数の係が編成されていることを示しています。
　例えば、(1,2) は第１、第２という２係、(1-4) は第１から第４までの４係を編成していることを示しています。

○施設に記載されている下線の表示は、「指定管理者（管理代行者含む）」が管理する施設を示しています。（施設の一部を管理する場合を含む。）

○点線の枠で表示してある課は、部内の調整等を行う総括事務担当課を示しています。

（統括：檜橋副市長）

＜個性的なまちづくり＞

- 87 **まちづくり推進部**
  - **まちづくり推進政策課** 10
    - 政策係
    - 庶務係
  - **まちづくり事業課** 15
    - まちなか活性化支援係
    - 空家指導係
    - 空家相談係
  - **開発指導景観課** 13
    - 開発指導係
    - 景観ﾃﾞｻﾞｲﾝ係
    - 屋外広告物係
  - **建築指導課** 12
    - 指導係
    - 審査係
    - 耐震係
  - **公共建築整備課** 20
    - 建築(1-4)係
  - **公共建築保全課** 12
    - 保全(1,2)係
    - 管理調整係
  - **住宅課** 5
    - 管理係
    - 市営住宅 ＊P
- 107 **都市建設部**
  - **都市建設政策課** 7
    - 総務係
  - **都市計画課** 13
    - 土地利用計画係
    - 地域整備係
    - 道路計画係
    - 施設・駐車場係
    - 自動車駐車場 ＊Q
  - **交通政策課** 14
    - 交通計画係
    - 交通施策推進係
    - 地域交通推進係
  - **市街地再開発課** 13
    - 問屋町地区係
    - 柳ケ瀬地区係
    - 中央地区係
    - 駅周辺駐在係
  - **駅周辺事業推進課** 13
    - 高架推進係
    - 建設・管理係
    - 換地係
    - ｽﾃｰｼｮﾝﾌﾟﾗｻﾞ岐阜駅前広場交流ｾﾝﾀｰ
    - 岐阜駅前広場
  - **公園整備課** 30
    - 計画係
    - 管理係
    - 建設係
    - 緑化整備係
    - 岐阜公園管理事務所 岐阜公園管理係
    - 南部公園管理事務所 南部公園管理係
    - 北部公園管理事務所 北部公園管理係
    - 都市公園 ＊R
  - **歴史まちづくり課** 8
    - 岐阜公園整備係
    - まちなか歩き係
  - **区画整理課** 9
    - 審査調整係
    - 工事指導係
    - 換地指導係
- 123 **基盤整備部**
  - **基盤整備政策課** 15
    - 政策係
    - 庶務係
    - 地区計画係
  - **広域事業推進課** 7
    - 事業推進係
    - 事業調整係
  - **土木管理課** 13
    - 自転車・自動車対策係
    - 管理係
    - 指導係
    - 自転車等駐車場 ＊S
  - **土木調査課** 14
    - 地理係
    - 調査指導係
    - 地籍調査係
  - **道路建設課** 21
    - 道路(1,2)係
    - 橋梁係
    - 受託係
    - 歩行空間整備係
  - **道路維持課** 24
    - 側溝(1,2)係
    - 舗装係
    - 道路安全施設係
    - 道路安全施設維持係
    - 道路照明灯施設係
  - **河川課** 13
    - 河川係
    - 水路(1,2)係
    - 施設・維持係
    - 雨水渠係
  - **水防対策課** 5
    - 水防対策係
    - 長良川防災・健康ｽﾃｰｼｮﾝ
  - **公共用地課** 11
    - 道路係
    - 河川・道路係
    - 受託係
- 189 **水道事業及び下水道事業管理者**
  - 189 **上下水道事業部**
    - **上下水道事業政策課** 25
      - 企画係
      - 財政係
      - 施設計画係
      - 庶務係
      - 契約係
      - 出納係
    - **営業課** 25
      - 料金・徴収係
      - 計測係
      - 負担金・普及係
      - 審査係
      - 指導係
    - **上水道事業課** 20
      - 拡張係
      - 改良(1,2)係
    - **下水道事業課** 26
      - 拡張係
      - 改良係
      - 下水道維持係
    - **施設課** 58
      - 建設係 (13)
      - 機械設備係
      - 電気設備係
      - **水源管理室** (11)
        - 施設管理係
      - **中部ﾌﾟﾗﾝﾄ** (14)
        - 施設管理係
      - **北部ﾌﾟﾗﾝﾄ** (14)
        - 北部ﾌﾟﾗﾝﾄ 施設管理係
        - 北西部ﾌﾟﾗﾝﾄ 施設管理係
      - **南部ﾌﾟﾗﾝﾄ** (6)
        - 施設管理係
    - **水質管理課** 8
      - 水道検査係
      - 下水道検査指導係
    - **維持管理課** 27
      - 水道維持係
      - 水道修繕係

（統括：浅井副市長）

＜市民協働・人づくり＞

- 57 **市民協働推進部**
  - **市民協働推進政策課** 7
    - 政策係
    - 庶務係
  - **男女共生・生涯学習推進課** 6
    - 男女共生推進係
    - 生涯学習推進係
    - 女性ｾﾝﾀｰ
    - 生涯学習ｾﾝﾀｰ
    - ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ ＊T
    - 柳津生涯学習ｾﾝﾀｰ ＊U
    - 柳津地区学習等他用施設 ＊V
  - **市民活動交流センター** 11
    - 自治振興係
    - 地域活動推進係
    - 市民活動支援係
    - 公民館係
    - 市民活動交流センター
    - 公民館 ＊W
  - **市民相談室** 2
    - 【スタッフ制】
    - 市民相談
  - **人権啓発ｾﾝﾀｰ** 6
    - 啓発推進係
    - 黒野会館
    - 早田教育集会所
  - **ぎふメディアコスモス事業課** 9
    - 事業運営係
    - 施設管理係
    - みんなの森 ぎふメディアコスモス
  - **図書館** 16
    - 管理係
    - 事業係
    - 児童図書係
    - 読書推進係
    - 情報支援係
    - 分館
    - 図書室 ＊X
- 92 **薬科大学**
  - **学部、大学院** 74
  - **事務局**
    - **庶務会計課** 12
      - 政策係
      - 庶務係
      - 施設係
    - **教務厚生課** 5
      - 教務厚生係
  - 附属図書館
  - 附属薬局 1
  - ｶﾞﾘｰﾚﾌｧｰﾏｼｰ教育推進ｾﾝﾀｰ
- 45 **女子短期大学**
  - **学科** 37
  - **事務局**
    - **総務管理課** 8
      - 庶務会計係
      - 教務学生係
  - 附属図書館
- 172 **教育委員会**
  - **事務局**
    - **教育政策課** 22
      - 政策係
      - 庶務係
      - 管理係
      - 不登校特例校設置準備室 不登校特例校設置準備係
    - **教育施設課** 11
      - 建設・計画係
      - 管理係
    - **学校指導課** 26
      - 指導係
      - 教職員係
      - 学事係
      - 教育研究所 情報・研修係
      - 小学校 14 ＊Y
      - 中学校 11 ＊Z
      - 岐阜特別支援学校
    - **幼児教育課** 4
      - 幼児教育推進係
      - （幼稚園計 15）
      - **加納幼稚園**
      - **岐阜東幼稚園**
    - **学校保健課** 8
      - 保健係
      - 給食係
    - **岐阜商業高等学校** 42
      - 庶務係
    - **科学館** 8
      - 庶務係
      - 学芸係
      - 天文係
    - **社会・青少年教育課** 11
      - 社会教育係
      - 青少年教育係
      - 放課後児童クラブ係
      - 青少年会館 ＊a
      - 少年自然の家

- 10 **会計管理者**
  - **会計課** 10
    - 審査係
    - 出納係
- 17 **議　会**
  - **事務局**
    - **議会総務課** 8
      - 渉外係
      - 庶務係
    - **議事調査課** 9
      - 議事調査・政務係
      - 議事記録係
- 7 **選挙管理委員会**
  - **事務局** 6
    - 選挙係
- 8 **監査委員**
  - **事務局**
    - **監査課** 8
      - 監査係
- 15 **農業委員会**
  - **事務局** 15
    - 管理係
    - 農業振興(1,2)係
- **公平委員会**（行政部行政課）
- **固定資産評価審査委員会**（財政部税制課）

職員定数内訳

定数条例区分	定数
議会の事務局の職員	17
市長の事務部局の職員	1,977
市長の所管に属する学校の職員	137
水道事業及び下水道事業の職員	189
病院事業の職員	950
選挙管理委員会の事務局の職員	6
監査委員の事務局の職員	8
教育委員会の事務局の職員	113
教育委員会の所管に属する学校の職員	51
教育委員会の所管に属する学校以外の教育機関の職員	8
農業委員会の事務局の職員	15
消防機関の職員	638
合　計	4,109

①定数には、教育長、管理者（1）を含みません。
②機構　23部　3局所　172課等　571係
・市民病院診療部門を除きます。

＊ A 文化会館	(2)	文化センター、市民会館
＊ B 体育館	(10)	市民総合体育館、南部ｽﾎﾟｰﾂｾﾝﾀｰ、北部体育館、東部体育館、西部体育館、ﾌｧﾐﾘｰﾊﾟｰｸ体育館、北西部体育館、岐陽体育館、体育ﾙｰﾑ、もえぎの里多目的体育館
＊ C 市民プール	(3)	南部、本荘、北部
＊ D 屋外体育施設	(6)	厚八運動場、岐陽運動場、則松球場、柳津運動場、高桑運動広場、坂巻運動広場
＊ E 市営墓地	(5)	上加納山墓地、大洞墓地、加納穴釜墓地、柳津北宮浦墓地、柳津宮東墓地
＊ F 児童福祉施設		
障がい児施設	(1)	みやこ園（福祉型児童発達支援センター）
＊ G 盲人ﾎｰﾑ	(1)	白杖園
＊ H 老人福祉施設		
老人福祉ｾﾝﾀｰ	(9)	和楽園、友楽園、西部福祉会館、三楽園、みやこ老人ｾﾝﾀｰ、柳津高齢者福祉ｾﾝﾀｰ、交楽園、長寿園、陽楽園
＊ I 老人憩の家	(1)	天満ﾎｰﾑ
＊ J 高齢者福祉会館	(1)	ふれあいの館「白山」
＊ K その他の施設	(1)	三田洞神仏温泉
＊ L 幼児支援教室		長良幼児支援教室、岐阜北幼児支援教室、鷺山幼児支援教室、岐阜東幼児支援教室、市橋幼児支援教室、加納幼児支援教室、岐阜南幼児支援教室、柳津幼児支援教室
＊ M 子ども・若者自立支援教室		明徳子ども・若者自立支援教室、七郷子ども・若者自立支援教室、岐陽子ども・若者自立支援教室、芥見子ども・若者自立支援教室
＊ N 児童施設等		
児童厚生施設等	(14)	梅林児童館、黒野児童館、東児童ｾﾝﾀｰ、加納児童ｾﾝﾀｰ、西児童ｾﾝﾀｰ、日光児童ｾﾝﾀｰ、本郷児童ｾﾝﾀｰ、長良児童ｾﾝﾀｰ、長森児童ｾﾝﾀｰ、岩野田児童ｾﾝﾀｰ、ｻﾝﾌﾚﾝﾄﾞみわ・児童ｾﾝﾀｰ、ｻﾝﾌﾚﾝﾄﾞうずら・児童ｾﾝﾀｰ、柳津児童館、鷺山子ども館、ﾄﾞﾘｰﾑｼｱﾀｰ岐阜
＊ O 保育所	(20)	京町、島、早田、鷺山、合渡、長森南、長森北、木田、あかね、西郷、市橋、網代、岩野田、三輪南、あいかわ、則武、三輪北、黒野、柳津東、佐波
＊ P 市営住宅	(31)	茜荘、岩田坂、ﾊｲﾂ宇佐、大洞、大洞緑、加野、ﾊｲﾂ上加納、上加納荘、北一色、黒野北、黒野南、黒野ｺｰﾎﾟ、松籟、早田、早田北、ﾊｲﾂ長森、長森南、三里北、三里南、三田洞、折立、岩戸、梅林、ﾊｲﾂ早田、ふれあいﾊｳｽ白山、ﾊｲﾂ桜木、ﾊｲﾂ島、正木ｺｰﾎﾟ、青柳ｺｰﾎﾟ、本郷ﾊｲﾂ、ﾘﾊﾞｰｻｲﾄﾞ菅生
＊ Q 自動車駐車場	(3)	金公園地下駐車場、駅西駐車場、岐阜シティ・タワー４３地下駐車場
＊ R 都市公園	(380)	岐阜公園、岐阜ファミリーパーク、岐阜市畜産センター公園、北西部運動公園、境川緑道公園、長良公園、野一色公園、福光中央公園、八ツ草公園、早田西公園、木ノ下公園、加納公園　ほか
＊ S 自転車等駐車場	(27)	清住町、新岐阜駅、岐阜駅西、岐阜駅東、名鉄岐阜駅東、西岐阜駅北1、西岐阜駅北2、西岐阜駅南1、西岐阜駅南2、長良、長住町、八代、正木、市橋、茜部菱野、切通駅、手力駅、下芥見駅、田神駅、細畑駅、尻毛駅、高田橋駅、金町、日野、野一色、柳津、長森駅
＊ T コミュニティセンター	(8)	東部ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ、西部ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ、北部ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ、南部ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ、日光ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ、長森ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ、市橋ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ、北東部ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ
＊ U 柳津生涯学習センター	(2)	柳津生涯学習センター、もえぎの里生涯学習センター
＊ V 柳津地区学習等供用施設	(7)	北塚会館、本郷会館、南塚会館、東栄会館、宮下ｺﾐｭﾆﾃｨ会館、宮上ふれあい会館、高桑ｺﾐｭﾆﾃｨ会館
＊ W 公民館	(50)	三輪北、三輪南、岩野田、岩野田北、長良、長良東、長良西、常磐、鷺山、藍川、則武、島、早田、城西、黒野、方県、網代、西郷、七郷、木田、合渡、金華、京町、明徳、徹明、本郷、木之本、梅林、白山、華陽、本荘、三里、鏡島、市橋、日置江、鶉、茜部、厚見、加納東、加納西、芥見、芥見東、芥見南、岩、日野、長森北、長森南、長森東、長森西、柳津
＊ X 図書室	(5)	長良、東部、西部、長森、柳津
＊ Y 小学校	(46)	岐阜、明郷、徹明さくら、白山、梅林、華陽、本荘、日野、長良、島、三里、鷺山、加納、加納西、則武、長森南、長森北、常磐、木田、岩野田、黒野、方県、茜部、鶉、七郷、西郷、市橋、岩、鏡島、厚見、長良西、早田、且格、芥見、合渡、三輪南、三輪北、網代、城西、藍川、長良東、長森西、芥見東、岩野田北、長森東、柳津
＊ Z 中学校	(22)	岐阜清流、岐阜中央、本荘、梅林、加納、長森、長良、島、岩野田、精華、藍川、三輪、岐北、厚見、青山、陽南、藍川東、岐阜西、藍川北、長森南、東長良、境川
＊ a 青少年会館	(5)	中央青少年会館、北青少年会館、東青少年会館、青山青少年会館、青少年ルーム

別紙

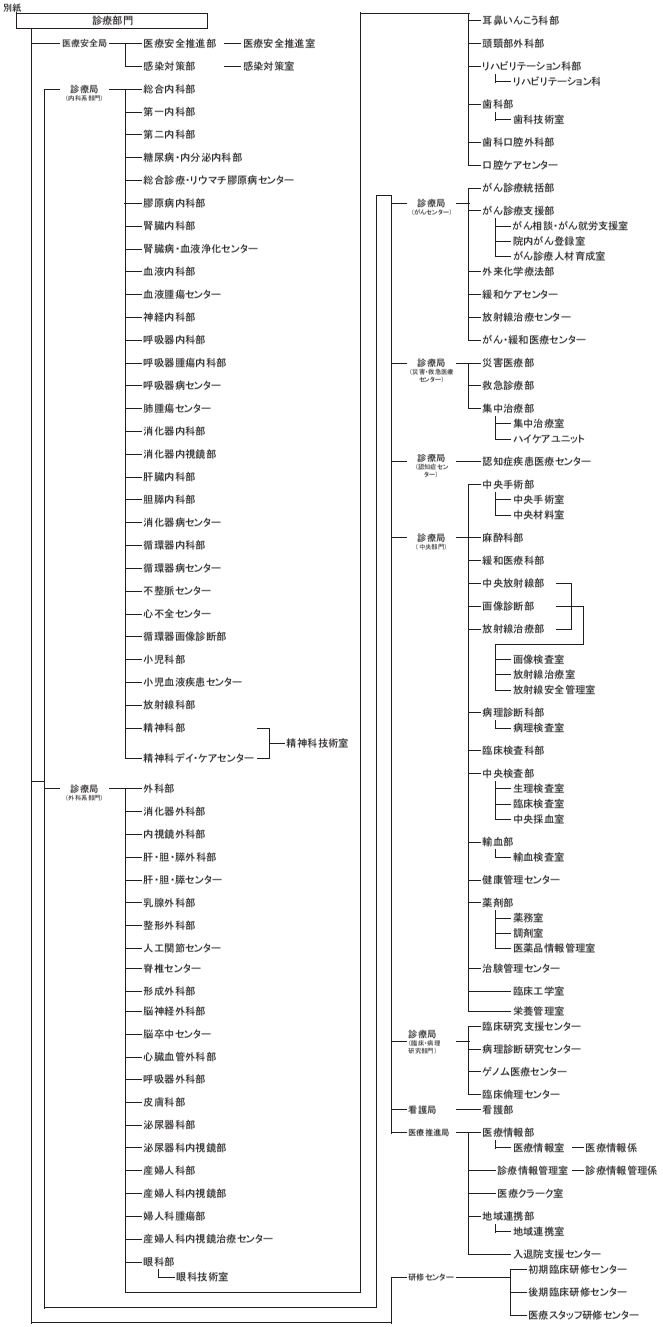

4　報　酬　等

市長、副市長、審議会委員等報酬・給料額

職　　名	報酬(給料)額	適用年月日
市長	1,090,000円/月	H23. 4. 1
副市長	890,000	23. 4. 1
教育長	780,000	28.10.20
常勤の監査委員	630,000	23. 4. 1
教育委員会委員	95,300	31. 4. 1
選挙管理委員会委員長	27,000円/日	29. 4. 1
選挙管理委員	23,600	28. 4. 1
公平委員会委員長	22,800	28. 4. 1
公平委員会委員	18,800	23. 4. 1
代表監査委員	123,600円/月	31. 4. 1
監査委員(識見を有するもの)	110,800	31. 4. 1
監査委員（議会選出）	72,900	31. 4. 1
農業委員会会長	68,800	31. 4. 1
農業委員会会長の職務代理者	41,900	31. 4. 1
農業委員会委員	33,900	31. 4. 1
農地利用最適化推進委員代表	41,900円/月	31. 4. 1
農地利用最適化推進委員副代表	37,600円/月	31. 4. 1
農地利用最適化推進委員	33,900円/月	31. 4. 1
固定資産評価審査委員会委員	10,800円/日	16. 4. 1
市民栄誉賞審査委員会委員	9,100	25. 4. 1
名誉市民審査委員会委員	9,100	25. 4. 1
広報評価委員会委員	9,100	25. 4. 1
コミュニティバス運行事業者選定委員会委員	9,100	25. 4. 1
コミュニティバス評価委員会委員	9,100	25. 4. 1
行財政改革推進会議委員	9,100	25. 4. 1
指定管理者選定委員会委員	9,100	25. 4. 1
指定管理者評価委員会委員	9,100	25. 4. 1
公正職務審査会委員	9,100	29. 4. 1
行政不服審査会委員	9,100	28. 4. 1
情報公開・個人情報保護審査会委員	9,100	23. 4. 1
個人情報保護審議会委員	9,100	23. 4. 1
公務災害補償等認定委員会委員	10,500	23. 4. 1
公務災害補償等審査会委員	10,500	23. 4. 1
特別職報酬等審議会委員	9,100	23. 4. 1
職員倫理審査会委員	9,100	23. 4. 1
退職手当審査会委員	9,100	23.12.16
公正入札調査委員会委員	9,100	25. 4. 1
入札監視委員会委員	9,100	25. 4. 1
プロポーザル審査委員会委員	9,100	25. 4. 1
建設工事総合評価審査委員会委員	9,100	25. 4. 1
岐阜市文化産業交流センターネーミングライツ選定委員会委員	9,100	25. 4. 1
インキュベーション施設入居審査委員会委員	9,100	25. 4. 1
事前創造支援補助金審査委員会委員	9,100	25. 4. 1
岐阜市まちなか博士認定委員会委員	9,100	25. 4. 1
岐阜城天守閣耐震化検討委員会委員	9,100	R2. 4. 1
人・農地プラン検討委員会委員	9,100円/日	H25. 4. 1
優良農林水産事業者表彰選考委員会委員	9,100	25. 4. 1
中央卸売市場開設運営協議会委員	9,100	23. 4. 1
中央卸売市場取引委員会委員	9,100	23. 4. 1
食肉地方卸売市場取引委員会委員	9,100	25. 4. 1
くらしの安全推進協議会委員	9,100	23. 4. 1
暴力追放推進協議会委員	9,100	24. 4. 1
交通安全対策会議委員	9,100	25. 4. 1
消費者教育推進地域協議会委員	9,100	27. 4. 1
住居表示審議会委員	9,100	23. 4. 1
国民健康保険運営協議会委員	10,500	23. 4. 1
民生委員推薦会委員	9,100	23. 4. 1
社会福祉審議会委員及び臨時委員	9,100	23. 4. 1
地域福祉推進委員会委員	9,100	25. 4. 1
災害弔慰金等支給審査委員会委員	9,100	28. 9.27
介護認定審査委員	13,100	24. 4. 1
介護保険施設等整備法人選考委員会委員	9,100	25. 4. 1
介護保険地域密着型サービス運営委員会委員	9,100	25. 4. 1
高齢者福祉計画推進委員会委員	9,100	25. 4. 1
地域包括支援センター運営協議会委員	9,100	27. 4. 1
障害者施策推進協議会委員	9,100	23. 4. 1
障害支援区分判定審査会委員	13,100	26. 4. 1
障害者福祉施設移管先法人選考委員会委員	9,100	25. 4. 1
老人ホーム等入所判定委員会委員	9,100	25. 4. 1
児童福祉審議会委員及び臨時委員	9,100	23. 4. 1
子育て支援会議委員	9,100	25. 4. 1
母子父子寡婦福祉資金貸付審査委員会委員	9,100	27. 4. 1
育英資金貸付審査委員会委員	9,100	28. 4. 1
子ども・若者総合支援センター事業推進委員会委員	9,100	26. 4. 1
いじめ問題調査委員会委員	9,100	26. 4. 1
保健医療審議会委員	9,100	23. 4. 1
食育推進会議委員	9,100	23. 4. 1
感染症診査協議会委員	10,500	23. 4. 1
小児慢性特定疾患対策協議会委員	10,500	25. 4. 1
予防接種健康被害調査委員会委員	10,500	25. 4. 1
岐阜市民病院改革プラン評価委員会委員	9,100	25. 4. 1
岐阜市民病院地域医療支援委員会委員	9,100	25. 4. 1
環境審議会委員	9,100	23. 4. 1
環境活動顕彰選考委員会委員	9,100	25. 4. 1
再生可能エネルギー等推進会議委員	9,100	31. 4. 1
地球温暖化対策実行計画協議会委員	9,100	25. 4. 1
ごみ減量対策推進協議会委員	9,100	25. 4. 1
地下水保全及び利活用検討委員会委員	9,100	25. 4. 1
自然環境保全推進委員会委員	9,100	27. 4. 1
一般廃棄物処理施設技術検討委員会委員	9,100	25. 4. 1
一般廃棄物焼却施設用地選定委員会委員	9,100	28. 4. 1
防災会議委員、専門委員及び幹事	9,100	23. 4. 1

職　　名	報酬(給料)額	適用年月日
国民保護協議会委員、専門委員及び幹事	9,100円/日	H23.４.１
災害時要援護者支援協議会委員	9,100	25.４.１
救急業務対策協議会委員	9,100	25.４.１
空家等対策協議会委員	9,100	29.４.１
景観審議会委員	9,100	23.４.１
景観賞選考委員会委員	9,100	25.４.１
屋外広告物審議会委員	9,100	23.４.１
開発審査会委員	9,100	23.４.１
建築審査会委員	9,100	23.４.１
建築紛争調停委員会委員	9,100	23.４.１
都市計画審議会委員、臨時委員及び専門委員	9,100	23.４.１
歴史的風致維持向上協議会委員	9,100	25.４.１
自転車等駐車対策協議会委員	9,100	23.４.１
放置自動車等対策協議会委員	9,100	23.４.１
水防協議会委員	9,100	23.４.１
上下水道事業経営審議会委員	9,100	31.４.１
住民自治推進審議会委員	9,100	23.４.１
市民活動支援事業審査委員会委員	9,100	25.４.１
市民参画賞選考委員会委員	9,100	25.４.１
市民生涯学習推進協議会委員	9,100	25.４.１
文化芸術推進審議会委員	9,100	R２.４.１
男女共同参画推進審議会委員	9,100	H23.４.１
子どもの権利推進委員会委員	9,100	23.４.１
黒野共栄館運営審議会委員	18,200円/年	27.４.１
教育集会所運営審議会委員	18,200	27.４.１
人権教育・啓発推進協議会委員	9,100円/日	25.４.１
人権教育・啓発推進専門委員会委員	9,100	25.４.１
同和行政推進協議会委員	9,100	25.４.１
みんなの森ぎふメディアコスモス運営委員会委員	9,100	26.９.30
小学校及び中学校通学区域審議会委員	9,100	23.４.１
教育委員会指定管理者選定委員会委員	9,100	25.４.１
教育委員会指定管理者評価委員会委員	9,100	25.４.１
教育委員会事務点検評価委員会委員	9,100	25.４.１
教育振興基本計画検討委員会委員	9,100	25.４.１
教育支援委員会委員	23,500円/年	31.４.１
教育委員会いじめ問題対策委員会委員	9,100円/日	26.４.１
市立義務教育諸学校教科用図書採択検討委員会委員	9,100	26.４.１
学校給食研究委員会委員	9,100	25.４.１
学校給食献立作成委員会委員	9,100	25.４.１
学校結核対策委員会委員	10,500	25.４.１
公民館運営審議会委員	18,200円/年	27.４.１
社会教育委員	9,100円/日	23.４.１
文化財審議会委員	9,100	23.４.１
史跡加納城跡整備委員会委員	9,100	25.４.１
史跡岐阜城跡整備委員会委員	9,100	25.４.１
長良川鵜飼習俗総合調査委員会委員	9,100	25.４.１
長良川鵜飼習俗総合調査専門委員会委員	9,100	25.４.１
長良川流域の文化的景観検討委員会委員	9,100	25.４.１

職　　名	報酬(給料)額	適用年月日
岐阜市立図書館協議会委員	9,100円/日	H27.４.１
科学館協議会委員	9,100	23.４.１
歴史博物館協議会委員	9,100	23.４.１
歴史博物館資料評価委員会委員	9,100	25.４.１
歴史博物館分館資料評価委員会委員	9,100	25.４.１
青少年問題協議会委員	9,100	23.４.１
少年自然の家運営審議会委員	9,100	23.４.１
ドリームシアター岐阜運営審議会委員	9,100	23.４.１
放課後チャイルドコミュニティ推進委員会委員	9,100	25.４.１
青少年会館運営委員会委員	9,100	23.４.１
スポーツ推進計画検討委員会委員	10,800	25.４.１
選挙長及び開票管理者	10,800円/回	R２.４.１
投票所の投票管理者	12,800	２.４.１
期日前投票所の投票管理者	11,300円/日	２.４.１
投票所の投票立会人	10,900円/回	２.４.１
期日前投票所の投票立会人	9,600円/日	２.４.１
開票立会人及び選挙立会人	8,900円/日	２.４.１
その他非常勤の職員	規則で定める額	

5　職　　員

（１）職　員　数

（令和２年４月１日現在）

区　　分				一般職員	教育公務員	臨時職員	合　計
一般行政関係	普通会計関係			1,878	0	0	1,878
	その他会計関係			109	0	0	109
消防関係				654	0	0	654
企業関係				1,157	0	0	1,157
教育関係	学校関係	義務教育	小学校	14	0	0	14
			中学校	11	0	0	11
			特別支援学校	0	0	0	0
		その他教育	高等学校	4	38	0	42
			大学・短大	26	104	0	130
			その他の学校	0	15	0	15
	学校以外の教育関係			99	28	0	127
合　計				3,952	185	0	4,137

（２）職種別・職員数・給料・年齢

（令和２年４月１日現在）

区分		職員数	平均給料月額	平均年齢
一般職員	一般行政職	1,424	322,000円	41歳 08月
	税務職	139	285,400	37歳 05月
	医師・歯科医師職	2	561,100	54歳 09月
	薬剤師・医療技術職	86	324,600	43歳 11月
	看護・保健職	103	306,300	41歳 00月
	福祉職	240	266,400	36歳 01月
	消防職	654	284,900	36歳 10月
	企業職	1,157	311,600	38歳 11月
	技能労務職	139	311,300	54歳 03月
	特定任期付職員	3	500,700	50歳 09月
教育公務員	大学・短大教育職	104	423,100	47歳 09月
	高校(各種学校) 〃	38	383,400	41歳 04月
	小・中・幼 〃	15	328,100	40歳 09月
	その他の 〃	33	397,500	48歳 01月
合計		4,137	312,000	40歳 02月

（３）役職別平均給料・年齢等

ア　行政職給料表（１）適用者の給料月額及び平均年齢

（令和２年４月１日現在）

区分	最高	最低	平均	平均年齢
参与	521,400円	496,500円	510,768円	56歳 06月
参事	468,600	455,800	461,612	54歳 10月
副参事	444,900	356,800	435,138	54歳 01月
主幹	410,200	315,100	393,664	53歳 03月
副主幹	395,600	289,700	382,586	50歳 07月
主査	393,500	275,200	362,016	46歳 04月
副主査	367,000	255,200	319,403	42歳 07月
主任	343,500	249,400	287,299	36歳 11月

イ　管理職手当支給額

参与　114,700円～130,300円
参事　84,600円～112,800円
副参事　57,500円～ 79,700円
主幹　32,100円～ 41,600円

（４）職員旅費額

（単位：円）

区分	鉄道賃	船賃	車賃（1㎞につき）	旅行雑費（1日につき）	宿泊料（1夜につき）
市長、副市長、常勤の監査委員、教育長	その乗車に要する運賃、急行料金及び特別車両料金(理事)	その乗船に要する運賃及び特別船室料金	37	1,200	14,000
岐阜市職員の給与に関する条例第２３条第１項に規定する管理職員及び同条例第５条の２に規定する職員	その乗車に要する運賃、急行料金	その乗船に要する運賃	37	1,200	13,000
その他の職員	その乗車に要する運賃、急行料金	その乗船に要する運賃	37	1,200	12,000

（５）ラスパイレス指数の推移

年	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元
ラスパイレス指数	101.1	101.4 (109.7)※	101.5 (109.8)※	101.9	100.5	101.8	101.3	101.3	101.1

※（ ）内は国の減額後。

（６）組織・機構の見直し

時代の変化に対応し、将来を見据えた重点施策を機動的・効果的に実行できる組織体制を整備し、効率的な行政運営を行える組織にした。

○　主な組織・機構の見直し

・地域の活性化及び交流人口の拡大を図るため、観光、文化、スポーツに関連する施策を一体的に推進する組織として「ぎふ魅力づくり推進部」を新設。

・農業及び商工業の振興を一体的に推進していくことで、地域産業のより一層の活性化を図るため、これまで商工観光部が所管していた「産業雇用課」及び「企業誘致課」を「産業振興・企業誘致課」及び「労政・経営支援課」に再編成し、商工観光部と農林部を統合し「経済部」を創設。

・市民との協働によるまちづくりを、より推進していくことを明確にするため、「市民参画部」の名称を「市民協働推進部」に変更し、「公民館」及び「図書館」を教育委員会から移管。

・立地適正化計画及び地域公共交通網形成計画（『コンパクトシティ＋ネットワーク』）の更なる推進を図るため、「交通総合政策課」を都市建設部に移管し、「交通政策課」に名称を変更。

・市の政策のシンクタンクとして、中長期的展望に立った未来志向の政策の調査及び企画立案を担う組織として、「未来創造研究室」を新設。

・税務部門の定型業務を集約するとともに、ＩＣＴを活用し、事務の正確性の確保及び効率化を図るために、「税事務推進課」を新設。

・組織内のガバナンスを強化し、適正な事務執行を確保するため「内部統制推進課」を新設。

・保健衛生行政の充実を図るため、市民の健康づくりなどに関する業務を所管する「市民健康セ

ンター」及び「健康増進課」を「保健所」に移管。
・市有施設の長寿命化、複合化等に戦略的に取り組むため、「公共建築課」を廃止し、更新を担う「公共建築整備課」及び維持保全を担う「公共建築保全課」を新設。
・「まちづくり景観課」及び「開発指導調整課」を廃止し、空家対策やまちなか活性化支援を推進する「まちづくり事業課」と開発指導や景観政策に関する業務を推進する「開発指導景観課」を新設。
・不登校の中学生を対象にした不登校特例校の令和３年度の開設を目指し、教育政策課内に、「不登校特例校設置準備室」を設置。
・社会教育課のＰＴＡ関連業務等を「青少年教育課」に移管し、課の名称を「社会・青少年教育課」に変更。
・感染症対策に係る組織体制のさらなる強化・充実のため、健康部内に新たに「感染症対策課」を設置。（令和２年８月３日）

第４　企　　画

１　企　　画

1　企　　画

（1）総 合 政 策

持続可能で成長し続ける都市の実現に向けては、ぎふし未来地図で示した都市づくりの方向性を踏まえ、社会情勢の変化に的確に対応した施策や事業の展開が必要である。

新たに取り組むべき政策や施策、重要な取り組みなどを政策のベクトルとして示し、その実現に向けた施策や事業を展開している。

（2）ぎふし未来地図

ア　策定経緯

ぎふし未来地図は、市民と岐阜市の方向性を共有する、都市づくりの総合的な方針である。

岐阜市は、１９７１年度（昭和４６年度）の基本構想の議決、７３年度（昭和４８年度）の基本計画の決定により行政運営の最上位計画として、最初の総合計画を策定し、時代の変化に合わせながら順次策定、計画的な都市づくりを進めてきた。

時代とともに行政課題が多様化・複雑化する中で、中長期の市全般にわたる行政運営の本旨は、各計画同士の連携により市全体の行政サービスの充実にあることから、行政としての普遍的な考えを踏まえつつ、的確な時代認識のもと、選択と集中を重視する経営意識に立った未来の都市づくりの総合的な方針を新たに策定した。

イ　特徴

ぎふし未来地図は、１０年から１５年先を展望し、岐阜市の未来の姿、市政運営の理念、都市づくりの方向性を示す「未来都市像」と、未来都市像に掲げた都市づくりの方向性を実現するため、今後５年間で進める政策・施策の推進の考え方を示す「推進方針」の二層構造から成っており、政策間の連携を重視し、岐阜市全体の方向性を考慮しながら、複数の分野別計画の考え方や方針を踏まえつつ、これらをバランス良く束ねる役割を担う。

ウ　未来都市像の主な構成

（ア）岐阜市の未来の姿

・１０年から１５年先の岐阜市の未来の姿
「ひとともち、集い交わる活力と笑顔あふれる成長都市ぎふ」

（イ）市政運営の理念

・岐阜市の未来の姿を実現していくにあたっての基本的な考え方

１．人生１００年時代の未来を創り、都市を支えるひとづくり
２．魅力とにぎわいを生み、成長を引き出す活力づくり
３．つながり、安らぎを感じる持続可能な街づくり
４．成長都市を支える行財政運営の最適化

（ウ）１０年後の数値目標

・岐阜市の未来の姿を目に見える形で測定するため、１０年後の３つの数値目標を設定し、市民意識調査によりその進捗を把握していく。

目標１　現在の生活に満足している人の割合・・・７０％以上
目標２　現在幸せだと感じている人の割合・・・８０％以上
目標３　岐阜市民であることに誇りを感じる人の割合・・・５０％以上

「ぎふし未来地図の体系図」

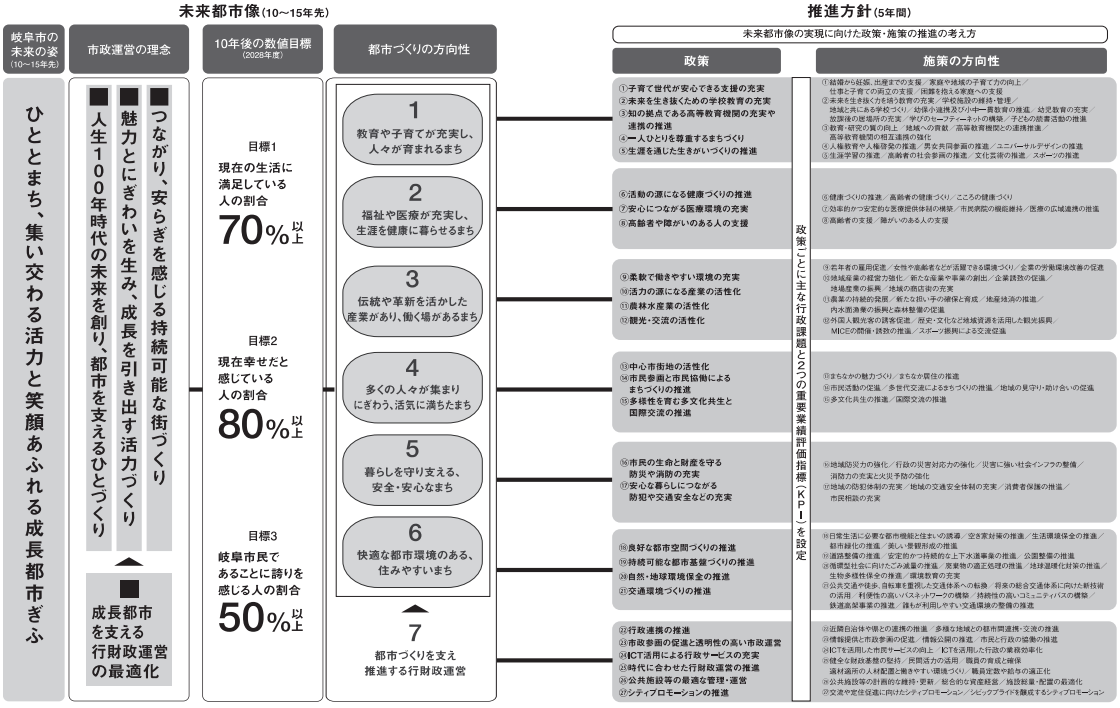

（エ）都市づくりの方向性

・市政運営の理念を基に、岐阜市の未来の実現に向けた７つの方向性

１．教育や子育てが充実し、人々が育まれるまち

２．福祉や医療が充実し、生涯を健康に暮らせるまち

３．伝統や革新を活かした産業があり、働く場があるまち

４．多くの人々が集まりにぎわう、活気に満ちたまち

５．暮らしを守り支える、安全・安心なまち

６．快適な都市環境のある、住みやすいまち

７．都市づくりを支え推進する行財政運営

エ　政策・施策の方向性

７つの都市づくりの方向性に沿い、政策・施策を分類し、政策ごとに、市民の意見や客観的な各種データに基づいた主な行政課題と、これらを解決していくための各種施策を束ね、方向性を示す。

（３）構造改革特区

平成１４年１２月、地域経済の活性化を図り、全国的な経済活性化につなげることを目的に、構造改革特別区域法（特区法）が施行された。これにより、地方公共団体や民間事業者等の自発的な立案により、地域の特性に応じた規制の特例措置を導入する特定の区域（特区）を設け、自らの意志に基づいて構造改革を進める、構造改革特区制度が始まった。

本市においては、特区基本方針に掲げられている「自助と自立の精神」、「知恵と工夫の競争」を踏まえ、地方分権時代に都市間競争に勝ち抜くため、また、職員の意識改革・政策立案能力向上を図るためのツールとして、積極的に特区制度を活用してきた。

ア　規制の特例措置の提案（特区提案）

特区提案とは、地方公共団体、民間事業者及び個人が「この規制がなければこんなことができる」という規制の特例措置に関するアイデアを国へ提案するものである。

平成１４年７月の第１次提案募集からこれまで、本市は合計３７件の提案を行い、うち特区として３件（のちにすべて全国展開）、全国的な規制改革として７件、計１０件の提案が認められた。

提案時期	認められた特例措置
平成１４年１１月　第２次	・人員及び設備要件を緩和した単独型児童短期入所事業（特区） ・屋外広告物条例に違反した屋外広告物の除却による美観風致維持事業（特区） ・道路管理者が設置する有料道路駐車場における特別料金の設定及び変更の手続きの容易化事業（特区） ・イベント等における道路占用の許可の可能な範囲の明確化（全国） ・旅客不定期航路事業の許可申請に当たっての運用の明確化（全国）
平成１５年　６月　第３次	・特定優良賃貸住宅制度の運用の適正化（全国） ※第３次提案募集として１件、全国規模での規制改革要望として１件
平成１６年　６月　第５次	・障害者に係る小規模通所授産施設を経営することを目的として設立された社会福祉法人による短期入所事業の実施（全国）
平成１７年１０月　第８次	・擁壁の築造に係る確認申請等の手続きの緩和（全国）
平成１８年１０月　第10次	・障害者支援施設等との役務提供にかかる随意契約の可能化（全国）
平成２０年１０月　第14次	・医療法人による日中一時支援事業の実施（全国）

イ　特区計画の認定申請

認定申請とは、各地方公共団体及び民間事業者等が特区提案を行った結果、特区として認められた規制の特例措置を活用して規制の緩和が受けられるように、地方公共団体が申請を行うものである。

平成１５年４月の第１回認定申請からこれまで、本市は合計８件の特区計画を申請（うち１件は変更申請）し、全件認定を受け実施している。

（全ての特区計画について、規制の特例措置が全国展開されたことにより認定そのものは取消し済み。）

申　請　時　期	認　定　さ　れ　た　特　区　計　画
平成１５年　４月　第１回	・福祉サービスの向上特区
平成１５年１０月　第３回	・福祉サービスの向上特区（変更申請） ・岐阜市きれい・すっきり簡易除却モデル特区 ・岐阜市駐車場運営特区 ・岐阜発「英語でふるさと自慢」特区 ・不登校生徒を対象とした「ぎふ・学びの部屋」特区 ・岐阜市中心商店街再生特区（岐阜県との共同申請）
平成１７年１月　第７回	・岐阜市　人と地球にやさしい公共交通利用促進特区

第５　広報・広聴、選挙

１　広　報　・　広　聴

２　選　　挙

1　広報・広聴

（１）広 報

ア　広 報 紙

（ア）「広報ぎふ」

１日・１５日の月２回発行、タブロイド判１３５，０００部、各戸に無料配布するとともに公式ホームページに掲載。また、パソコン・スマートフォンなどで閲覧ができるサービス「マイ広報ぎふ」「マチイロ」「カタログポケット」にも掲載。

（イ）広報ぎふ点字版

５日・２０日の月２回発行、Ｂ５判１６０部・Ａ４判２０部、視覚障がい者世帯へ無料郵送。

（ウ）広報ぎふ録音版

１日・１５日の月２回発行、６０分カセットテープまたはデイジー版ＣＤあわせて６５本、視覚障がい者世帯へ無料郵送。

（エ）くらしのガイド

Ａ４判（４８ページ）。

イ　市政記者室

市政記者クラブ（新聞社８社、通信社２社、放送局６社）への記者会見及び広報資料による情報提供。

ウ　ホームページ・ＳＮＳ等

市の公式ホームページや公式ＳＮＳ等（LINE、Facebook、Twitter、Instagram、YouTube）により、各種手続の案内や事業の紹介、観光情報など、市政に関する様々な情報を積極的に発信するよう努めている。

（２）シティプロモーション

人口減少・少子高齢化が急速に進展する中、本市がまちの活力を維持し、さらなる発展を図っていくためには、市内外の人に“選ばれる岐阜市”を目指してまちの魅力を売り込み、「シビックプライド」の醸成、「定住人口」や「交流人口」の増加を図ることが急務である。そのために、本市の魅力をわかりやすい表現方法や、より効果的に伝わるプロモーションツールの選択など、対象層を意識した情報発信に取り組む。

ア　ええとこたんと岐阜市

市内外に向け、岐阜市の魅力“ええとこ”（良いところ）を“たんと”（たくさん）紹介する。

・冊子　３５，０００部

・ホームページ

パソコン・スマートフォンを通して、市の魅力を発信。

イ　名古屋圏向けプロモーション

名古屋圏をターゲットに、テレビやラジオ、フリーペーパーなどのメディアを活用した情報発信を実施する。

ウ　市民による情報発信

市民インフルエンサーを活用した情報発信を実施する。

エ　テレビ・ラジオ

（ア）ぎふチャン（テレビ）「あなたの街から～岐阜市～」

毎週金曜日の午後６時から午後６時１５分までの１５分間、市政の解説及び身近な市政情報の提供など、ＶＴＲ、トークにより放映。

（イ）ぎふチャン（ラジオ）「岐阜市！元気インフォメーション」

毎週火・金曜日の午後５時４０分から午後５時５０分までの１０分間、市政、イベント情報などをインタビューで放送。

（ウ）シティエフエムぎふ「とっておき岐阜情報聴いてミント」

毎週月～水・金曜日午後０時３０分から０時４０分、毎週土曜日午前９時から午前９時１０分、毎週月～水・金・土曜日午後６時から午後６時１０分までの１０分間、市政、イベント情報などをインタビューで放送。

（エ）シーシーエヌ市政情報番組「ぎふっCiao！」

市の魅力や耳寄り情報などを提供。４本の番組を制作。１つの番組につき８回以上放送。

（３）広 聴

岐阜市市政モニターとして、公募市民２００人にインターネットを活用してアンケート調査を実施し、効率的かつタイムリーに市民意識を抽出する。

2　選　　挙

（１）選挙人名簿登録者の推移

区分	平成28年（3月2日）	平成29年（3月2日）	平成30年（3月1日）	平成31年（3月1日）	令和２年（3月2日）
男	157,309	161,270	161,036	160,619	160,257
女	175,159	178,903	178,620	178,288	178,048
合計	332,468	340,173	339,656	338,907	338,305

（２）各種選挙投票率の推移

区　　分	執　行　日	有　権　者　数	投　票　者　数	投　票　率
市　長　選　挙	平成９．２．２	316,240	117,719	37.22
	13．１．28	320,137	148,419	46.36
	14．２．24	320,907	159,025	49.55
	18．１．29	332,633	100,726	30.28
	21．１．25	333,031	無投票	無投票
	22．２．７	332,804	131,606	39.54
	26．２．２	331,195	128,944	38.93
	30．１．28	336,969	122,490	36.35
市議会議員選挙	平成15．４．27	319,175	160,021	50.14
	18．１．29（増員）	9,578	6,053	63.20
	19．４．22	330,556	163,349	49.42
	23．４．24	330,179	148,249	44.90
	26．２．２（補欠）	331,195	128,865	38.91
	27．４．26	328,727	134,350	40.87
	30．１．28（補欠）	336,969	122,443	36.34
	31．４．21	333,674	127,687	38.27
県　知　事　選　挙	平成５．１．31	309,833	170,975	55.18
	９．２．２	317,783	117,754	37.05
	13．１．28	321,336	148,479	46.21
	17．１．23	323,747	110,980	34.28
	21．１．25	334,100	91,124	27.27
	25．１．27	332,381	83,154	25.02
	29．１．29	338,293	92,108	27.23
県議会議員選挙	平成７．４．９	313,424	164,248	52.40
	11．４．11	318,914	172,232	54.01
	14．７．28（補欠）	322,727	63,023	19.53
	15．４．13	321,036	150,305	46.82
	19．４．８	332,198	151,007	45.46
	23．４．10	331,740	133,815	40.34
	27．４．12	330,160	132,601	40.16
	31．４．７	335,314	121,376	36.20
参議院議員選挙	平成10．７．12	320,787	188,915	58.89
	13．７．29	322,698	166,996	51.75
	16．７．11	324,756	169,488	52.19
	19．７．29	335,309	181,932	54.26
	22．７．11	334,737	176,823	52.82
	25．７．21	333,714	158,487	47.49
	28．７．10	340,019	176,780	51.99
	令和元．７．21	337,931	150,046	44.40
衆議院議員選挙	平成８．10．20	318,602	193,584	60.76
	12．６．25	322,383	196,866	61.07
	15．11．９	324,290	184,532	56.90
	17．９．11	325,014	228,987	70.45
	21．８．30	334,911	234,321	69.97
	(岐阜県第１区)	325,039	227,493	69.99
	(岐阜県第３区)	9,872	6,828	69.17
	24．12．16	333,708	193,118	57.87
	（１区）	323,652	187,342	57.88
	（３区）	10,056	5,776	57.44
	26．12．14	332,927	153,356	46.06
	（１区）	322,667	148,517	46.03
	（３区）	10,260	4,839	47.16
	29．10．22	339,269	171,165	50.45
	（１区）	328,524	165,826	50.48
	（３区）	10,745	5,339	49.69

第6　財　政　管　理

1　財　　政

2　市　　税

3　行　財　政　改　革

1　財　　政

（１）会計別当初予算

（単位：千円）

区　　分		令和２年度当初予算額
一　般　会　計		１７９，０１０，０００
特別会計	競　輪　事　業	１６，８１４，０００
	国民健康保険事業	４５，２８９，０００
	介　護　保　険　事　業	４１，１１７，０００
	後期高齢者医療事業	６，１１６，９００
	育英資金貸付事業	１４２，０００
	母子父子寡婦福祉資金貸付事業	１３６，１００
	廃　棄　物　発　電　事　業	３２２，１００
	食肉地方卸売市場事業	３２６，４００
特別会計	観　光　事　業	６３７，８００
	駐　車　場　事　業	３２３，９００
	薬科大学附属薬局事業	６８０，０００
	小　　計	１１１，９０５，２００
企業会計	病　院　事　業	２５，１４１，５８０
	中央卸売市場事業	７３８，７１９
	水　道　事　業	９，８０６，７４７
	下　水　道　事　業	１５，５５８，１９７
	小　　計	５１，２４５，２４３
合　　計		３４２，１６０，４４３

（２）一般会計性質別当初予算

（単位：千円、％）

区　　分	令和２年度		令和元年度		増　　減	
	金　額(A)	構成比	金　額(B)	構成比	金額(A)-(B)　(C)	(C)/(B)×100
人　件　費	30,322,996	17.0	28,894,704	16.8	1,428,292	4.9
扶　助　費	42,782,304	23.9	42,236,214	24.5	546,090	1.3
公　債　費	13,817,116	7.7	17,670,045	10.3	△　3,852,929	△　21.8
物　件　費	23,179,387	13.0	22,892,734	13.3	286,653	1.3
維持補修費	1,043,009	0.6	1,130,318	0.7	△　87,309	△　7.7
補助費等	9,855,159	5.5	11,777,888	6.8	△　1,922,729	△　16.3
積　立　金	1,491,852	0.8	1,809,067	1.1	△　317,215	△　17.5
投資及び出資金	1,000	0.0	－	－	1,000	皆増
貸　付　金	9,534,016	5.3	9,533,971	5.5	45	0.0
繰　出　金	15,840,204	8.8	15,580,613	9.1	259,591	1.7
普通建設事業費	27,823,641	15.5	19,989,490	11.6	7,834,151	39.2
補　助	6,136,716	3.4	5,809,304	3.4	327,412	5.6
単　独	21,686,925	12.1	14,180,186	8.2	7,506,739	52.9
災害復旧事業費	3,119,316	1.8	334,956	0.2	2,784,360	831.3
補　助	2,975,401	1.7	130,995	0.1	2,844,406	2,171.4
単　独	143,915	0.1	203,961	0.1	△　60,046	△　29.4
予　備　費	200,000	0.1	200,000	0.1	0	0.0
歳出合計	179,010,000	100.0	172,050,000	100.0	6,960,000	4.0

（３）一般会計決算額

ア　歳　　入

（単位：千円、％）

区　　分	令和元年度		平成３０年度	
	決算額	構成比	決算額	構成比
市税	67,152,137	38.7	66,500,606	41.2
地方譲与税	1,095,112	0.6	1,081,840	0.7
利子割交付金	72,079	0.1	160,712	0.1
配当割交付金	287,312	0.2	248,178	0.2
株式等譲渡所得割交付金	153,265	0.1	211,340	0.1
地方消費税交付金	7,563,858	4.4	7,929,410	4.9
ゴルフ場利用税交付金	20,685	0.0	18,568	0.0
自動車取得税交付金	181,871	0.1	348,562	0.2
環境性能割交付金	53,933	0.0	－	－
国有提供施設等所在市助成交付金	10,928	0.0	10,972	0.0
地方特例交付金	914,108	0.5	310,026	0.2
地方交付税	7,646,650	4.4	7,292,377	4.5
普通交付税	6,831,745	3.9	6,515,017	4.0
特別交付税	814,905	0.5	777,360	0.5
交通安全対策特別交付金	54,998	0.1	59,847	0.0
分担金及び負担金	1,090,935	0.6	1,373,381	0.9
使用料及び手数料	3,496,450	2.0	3,736,451	2.3
国庫支出金	25,916,840	14.9	24,866,807	15.4
県支出金	10,094,762	5.8	9,601,502	5.9
財産収入	232,647	0.1	570,555	0.4
寄附金	191,398	0.1	158,823	0.1
繰入金	6,632,340	3.8	1,942,154	1.2
繰越金	6,695,221	3.9	6,965,723	4.3
諸収入	14,550,768	8.4	13,383,332	8.3
市債	19,493,900	11.2	14,715,100	9.1
総額	173,602,197	100.0	161,486,266	100.0

イ　歳　　出

（単位：千円、％）

区　　分	令和元年度		平成３０年度	
	決算額	構成比	決算額	構成比
議会費	785,706	0.5	784,796	0.5
総務費	17,241,303	10.3	10,015,262	6.5
民生費	55,651,475	33.3	53,263,477	34.4
衛生費	9,431,421	5.6	9,860,465	6.4
労働費	88,498	0.1	85,779	0.0
農林水産業費	1,225,517	0.7	1,237,006	0.8
商工費	11,751,035	7.0	10,757,399	6.9
土木費	14,797,633	8.9	17,007,545	11.0
消防費	6,906,258	4.1	6,671,332	4.3
教育費	16,122,961	9.7	15,577,062	10.1
災害復旧費	321,541	0.2	162,895	0.1
公債費	17,390,770	10.4	14,342,613	9.3
諸支出金	15,304,866	9.2	15,025,414	9.7
総額	167,018,984	100.0	154,791,045	100.0

（４）地方債現在高の状況

（単位：千円）

会計別	区分	平成30年度末 現在高	令和元年度中増減 起債額	令和元年度中増減 元金償還額	令和元年度末 現在高
一般会計	1 普通債	68,014,268	9,575,800	7,556,990	70,033,078
	(1)総務	3,866,820	4,509,900	175,460	8,201,260
	(2)民生	2,668,403	68,900	213,182	2,524,121
	(3)衛生	8,025,306	354,600	646,835	7,733,071
	(4)農林水産	139,581	－	28,974	110,607
	(5)商工	1,512,295	－	517,347	994,948
	(6)土木	33,797,243	3,785,100	4,001,814	33,580,529
	(7)消防	4,777,691	449,900	844,129	4,383,462
	(8)教育	10,869,693	407,400	1,010,697	10,266,396
	(9)諸支出金	2,357,236	－	118,552	2,238,684
	2 災害復旧債	40,769	－	5,175	35,594
	(1)土木	40,769	－	5,175	35,594
	3 その他	66,816,797	9,918,100	8,971,155	67,763,742
	(1)住民税等減税補てん債	1,823,902	－	420,229	1,403,673
	(2)臨時財政対策債	64,992,895	9,918,100	8,550,926	66,360,069
	小計	134,871,834	19,493,900	16,533,320	137,832,414
特別会計	母子父子寡婦福祉資金貸付事業	519,485	－	－	519,485
	食肉地方卸売市場事業	92,009	－	35,785	56,224
	観光事業	38,690	－	6,260	32,430
	駐車場事業	420,510	－	182,955	237,555
	薬科大学附属薬局事業	35,400	12,400	16,200	31,600
	小計	1,106,094	12,400	241,200	877,294
企業会計	病院事業	13,386,479	1,438,600	2,034,249	12,790,830
	水道事業	31,870,409	1,127,100	2,181,081	30,816,428
	下水道事業	60,160,128	2,882,400	4,238,450	58,804,078
	小計	105,417,016	5,448,100	8,453,780	102,411,336
合計		241,394,944	24,954,400	25,228,300	241,121,044

（５）普通会計決算

（単位：千円）

区　　分	元 年 度	30 年 度
歳　入　総　額 A	170,074,106	161,081,741
歳　出　総　額 B	163,116,165	154,084,448
歳入歳出差引額 C	6,957,941	6,997,293
翌年度へ繰越すべき財源 D	388,015	228,382
実質収支C－D＝ E	6,569,926	6,768,911
単 年 度 収 支 F	△　198,985	△　167,839
積　立　金 G	1,981	3,085
繰 上 償 還 金 H	－	－
積立金とりくずし額 I	2,100,000	－
実質単年度収支F+G+H-I= J	△ 2,297,004	△　164,754

（単位：千円）

区　　分	元 年 度	30 年 度
基 準 財 政 需 要 額	63,162,790	62,016,954
基 準 財 政 収 入 額	55,098,561	54,423,577
標 準 財 政 規 模	83,675,421	83,510,824
財政力指数（平均）	0.874	0.873

区　　分	元 年 度	30 年 度
実 質 収 支 比 率	7.9%	8.1%
実 質 赤 字 比 率	－	－
連結実質赤字比率	－	－
実 質 公 債 費 比 率	4.5%	4.7%
将 来 負 担 比 率	－	－
積 立 金 現 在 高	28,836,550	33,426,697
地 方 債 現 在 高	137,864,014	134,907,234
収 益 事 業 収 入 額	100,000	200,000
債 務 負 担 行 為 額	33,153,509	44,466,498

※普通会計とは、他市との財政比較を行うために全国統一のルールに基づき作成された統計上の会計です。岐阜市の普通会計は、一般会計と一部の特別会計*で構成され、会計間の金銭の移動を控除したものです。

＊育英資金貸付事業特別会計、母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計、薬科大学附属薬局事業特別会計

2　市　　税

（１）年度別税目別市税市民負担額

（各年１月１日現在世帯人員・人口）

税目		年度	当初予算額(千円)	一世帯当たり(円)	一人当たり(円)
市税		元	65,704,953	365,846	160,297
		2	65,729,722	362,659	160,785
市民税		元	29,898,603	166,476	72,941
		2	28,991,448	159,958	70,918
	個人	元	24,063,068	133,984	58,705
		2	24,544,470	135,422	60,040
	法人	元	5,835,535	32,492	14,236
		2	4,446,978	24,536	10,878
固定資産税		元	25,561,060	142,324	62,360
		2	26,183,879	144,468	64,050
	固定資産税	元	25,509,111	142,035	62,233
		2	26,133,670	144,191	63,927
	国有資産等所在市交付金	元	51,949	289	127
		2	50,209	277	123
軽自動車税		元	844,278	4,701	2,060
		2	924,015	5,098	2,260
市たばこ税		元	2,344,028	13,052	5,719
		2	2,415,197	13,326	5,908

税目	年度	当初予算額(千円)	一世帯当たり(円)	一人当たり(円)
入湯税	元	37,200	207	91
	2	39,000	215	95
事業所税	元	1,578,347	8,788	3,851
	2	1,593,645	8,793	3,898
都市計画税	元	5,441,437	30,298	13,275
	2	5,582,538	30,801	13,656

（2）市　　税（令和元年度）　　（単位：千円、%）

税目	予算現額	調定額	収入額	収入率	
				対予算	対調定
市税	66,866,969	70,658,897	67,152,137	100.4	95.0
市民税	30,381,603	31,681,646	30,264,301	99.6	95.5
個人	24,511,068	26,267,770	24,894,650	101.6	94.8
法人	5,870,535	5,413,876	5,369,651	91.5	99.2
固定資産税	26,088,060	27,908,420	26,249,452	100.6	94.1
固定資産税	26,036,111	27,856,471	26,197,503	100.6	94.0
国有資産等所在市交付金	51,949	51,949	51,949	100.0	100.0
軽自動車税	871,294	943,667	879,032	100.9	93.2
市たばこ税	2,344,028	2,581,732	2,581,732	110.1	100.0
入湯税	37,200	39,191	39,191	105.4	100.0
事業所税	1,594,347	1,609,531	1,590,883	99.8	98.8
都市計画税	5,550,437	5,894,710	5,547,546	99.9	94.1

3　行財政改革

人口減少の加速や少子高齢化の進展は、岐阜市のまちの力や都市の存続に影響を及ぼすことが懸念されており、こうした厳しい環境にあっても、将来にわたり持続可能な都市経営を継続していくことが必要となる。

そのためには、不断の行財政改革を推進し、健全な財政基盤を堅持しつつ、次世代に負担を先送りしない形で、未来につながる政策を立案・実施することができる持続可能な都市「ぎふ」を未来に引き継いでいくことが求められる。

このことから、本市では令和２年２月に、令和２年度以降の行財政改革の道筋を示した「岐阜市行財政改革大綱2020」と、その実施計画である「岐阜市行財政改革プラン（令和２年度～６年度）」を策定したところであり、この大綱・プランに基づき、市民や社会等のニーズなど時代の変化に対応した形で、今後も行財政改革を推進していく。

（1）「事業改革」の実施

行財政改革プランの進行管理を行うとともに、必要に応じて外部の有識者や市民の意見を聴取しながら、全事務事業を対象に必要性やあり方などを本質的なところで評価し、見直しを進める「事業改革」を実施している。評価の結果、社会情勢の変化等により役割を終えたものについては、整理統合、縮小、廃止するとともに、行政でなくても民間で対応できるものは民間委託あるいは民営化を推進するなど、簡素で効率的、効果的な市政運営に努めている。

（2）公共施設等マネジメント

「公共施設等総合管理計画」に沿って本市が保有する公共施設等についてマネジメントを推進している。

（3）サービスアップ運動

全ての職員が、市民目線の価値観のもとサービスの向上を目指し、それぞれの立場において絶え間ない改善を実践するため、以下の活動に取り組んでい

る。

ア　改革推進運動

職員から担当業務の見直しの結果を募集し、優秀なものを表彰している。見直した結果は職員間での共有を図り、効率的な業務見直しを推進している。

イ　職員提案推進運動

職員から他部局の業務に対する見直し案を募集し、実現化に努めている。

ウ　来庁者アンケート

来庁者にアンケートを実施し、現状のサービスに対する満足度やニーズを調査し、業務見直しを推進している。

第7　行　政　管　理

1　庁　　舎

2　職　員　育　成

3　情　報　政　策

4　競　輪　事　業

1　庁　　舎

（1）本　庁　舎

位　　置　今沢町１８番地
構造規模　高層部　地上８階塔屋３階建鉄骨鉄筋コンクリート造（コアー部分ＰＣコンクリート工法施工）
低層部　地下２階地上４階一部５階建鉄筋コンクリート造（議場部分鉄骨大梁間構造）
附属棟　地下１階地上２階建鉄筋コンクリート造
高層部　軒高　３１．００ｍ
低層部　軒高　１７．２０ｍ
附属棟　軒高　　８．４０ｍ
最高部高　　４２．５６ｍ
敷地面積　１１，６３８．０８㎡
建築面積　　４，１９８．３３㎡
延床面積　１７，４３９．５８㎡
設　　備　全館冷暖房
エレベーター客用３基　人荷用１基
正面駐車場　１，５２０㎡（６４台）
西側駐車場　４，４４０㎡（１６１台）
総工事費　９３３，４００千円
財源
起債　５００，０００千円
基金　２５０，０００千円
一般　１８３，４００千円
竣　　工　昭和４１年２月１日
（昭和３９年１０月２０日起工）

（2）南　庁　舎

位　　置　神田町１丁目１１番地
構造規模　地上４階塔屋２階建鉄筋コンクリート造
軒　　高　１５．９２ｍ
最高部高　２２．１０ｍ
敷地面積　３，１０４．０８㎡
建築面積　１，３０１．４０㎡
延床面積　４，９８６．３６㎡
設　　備　全館冷暖房
エレベーター客用１基
南庁舎駐車場　９４１㎡（３５台）
建物購入費　９９，５００千円（昭和５６年３月購入）
※前岐阜郵便局舎（昭和３５年６月建築）
建物改修費（耐震補強工事）１７７，１６１千円
（平成２３年９月完成）

（3）明徳庁舎

位　　置　明徳町２番地
構造規模　鉄筋コンクリート・鉄骨造陸屋根３階建
軒　　高　９．７０ｍ
最高部高　１０．１０ｍ
敷地面積　２８７．３２㎡
建築面積　２２０．９４㎡
延床面積　５５４．１６㎡
設　　備　全館冷暖房
竣　　工　昭和４２年４月建築
※前岐阜市信用保証協会
平成２４年１１月１日寄附

（4）岐阜市役所西別館

位　　置　江川町２７番地
構造規模　鉄筋コンクリート造３階建
軒　　高　１２．８８ｍ
最高部高　１４．５４ｍ
敷地面積　４２５．２４㎡
建築面積　２２７．１６㎡
延床面積　４４７．９１㎡
設　　備　全館冷暖房
建物改修費　１４２，０００千円
（平成６年９月改修）
※前岐阜県山林協会

（5）八ツ寺別館

位　　置　八ツ寺町１丁目７番地
構造規模　鉄筋コンクリート造３階建
敷地面積　１，４５３．５５㎡
延床面積　１，７１５．００㎡
総工事費　１０，８３７千円
竣　　工　昭和３３年４月
※旧岐阜市立図書館本館

（6）新庁舎建設事業

現市庁舎は、防災や利便性に関し様々な課題を抱えていることから、市役所の位置を「今沢町」から「司町」へ移転し、新庁舎を建設する事業を進めている。

ア　事業経過

庁舎のあり方については、平成１６年の岐阜大学医学部等跡地（岐大跡地）の活用に合わせて検討を開始した。

その後、平成２５年１１月、「岐阜市庁舎のあり方検討委員会」を設置して諮問し、平成２６年７月、市長に対し「合併特例債を活用した新庁舎建設が必要」「建設候補地は岐大跡地」などの答申が行われた。

本市はこの答申を受け、平成２６年８月、市役所を岐大跡地へ移転すること等を盛り込んだ「新庁舎建設基本計画（案）」を策定し、パブリ

ックコメント等による市民意見を募った。

そして、平成２６年１１月定例会において、市役所の位置を今沢町から司町（岐大跡地）へ移転するための条例案が可決されたことを踏まえ、同年１２月に同基本計画を決定するに至った。

平成２７年５月には、設計事業者を公募型プロポーザル方式により選定し、設計共同体（ＪＶ）と委託契約を締結、平成２８年３月に基本設計を平成２９年３月に実施設計を公表した。

その後、平成３０年３月に新庁舎本体工事、同年９月に新庁舎立体駐車場建設工事の契約を締結し、令和３年春の開庁に向け、建設工事を進めている。

イ　新庁舎の建物概要

所在地	岐阜市司町40番地1
敷地面積	20,187㎡
延床面積	新庁舎　39,504㎡ 新庁舎立体駐車場　17,138㎡

ウ　事業スケジュール（令和２年４月１日現在）

平成27～28年度	基本及び実施設計
平成29～令和２年度	契約締結及び建設工事
令和３年度	新庁舎業務開始

エ　事業費と財源（令和２年３月現在）

◆事業費

	金　額	摘　要
内訳	188.0億円	新庁舎本体工事費
	78.7億円	設計費、監理費、駐車場整備費、現庁舎解体工事費等、隣接民有地等取得費

◆財源

費目	金　額	摘　要
基金	130.3億円	庁舎整備基金、岐阜大学医学部跡地整備基金
補助金	6.0億円	国、県補助金
地方債	128.7億円	合併特例債ほか（うち約75億円は、数年後、国が交付税措置）
その他	1.7億円	一般財源、その他
合計	266.7億円	

2　職員育成

（１）職員研修実績（令和元年度）

区　分	内　　容	講座数	延べ人数
基本研修	基本研修は、昇任の機会を捉え、その職務、職責を遂行する上で必要な基本的知識の付与と能力向上を図るものである。	課長級研修等１１講座	1,231人
特別研修	特別研修は、社会や市民のさまざまなニーズに即応していくため、既成の枠を越えた柔軟な思考力と専門性の高い実務能力を備えた創造的、積極的な職員を育成するものである。	政策形成研修等１９講座	1,978人
派遣研修	派遣研修は、他の行政機関や教育機関などで行われる研修、講習等に、高度で専門的な知識・技能を修得する目的で職員を派遣するものである。	国土交通大学校派遣等７０講座	１７３人
職場研修	職場研修は、日常の職務を通じて、職場内で行うものである。職場研修の詳細は、職場研修マニュアルに記載している。	各職場ごとで年４回以上実施	23,869人
自己啓発	自己啓発は、職員自らが主体的・能動的に自己の能力開発に向け、学習するものである。	通信教育講座	４０人

3　情報政策

（１）ＩＣＴ活用推進

超少子高齢化の進展や子育て環境の改善、安心・安全な地域環境の充実など行政に対する社会の期待、また、ＡＩやロボットなどＩＣＴの進展の加速など、社会情勢の変化に伴い、市政各分野でＩＣＴを積極的に活用し、市民サービスの向上と業務を効率化し働き方改革の推進を図ることを目的とし、令和元年度に「岐阜市ＩＣＴ活用推進計画」を策定した。

この計画では、「市民の利便性向上、安全・安心の確保」、「行政運営の効率化（働き方改革）」、「庁内情報システムの最適化」、「ＩＣＴガバナンスの強化」の４つの基本方針に基づき、ＡＩやＲＰＡをはじめ、手続きのデジタル化やキャッシュレス決済、クラウド化の推進など、１６の施策を実施することとし、スマート自治体の推進を図っている。

（２）全庁各部門のＩＣＴ調達の適正化

全庁各部門のシステム化案件を支援する専門組織ＰＭＯ（プロジェクト・マネジメント・オフィス）が、各部門の情報システムに係る予算化から調達、開発、運用、事後評価のライフサイクル全般に渡り専門的支援を行い、調達コストの適正化や調達品質の向上を図っている。

（３）情報セキュリティの脅威や災害に対する備え

情報を守る（機密性）、情報の取扱方法を正しく行う（完全性）、情報を正しく提供、活用する（可用性）など、市民に対し、安全で、安心できる市政を実現するため、「岐阜市情報セキュリティポリシー」に基づき、物理的、人的、技術的などの対策により、情報セキュリティの確保に取り組んでいる。令和元年度は、高度化・複雑化する情報セキュリティの脅威に対し、一層のセキュリティ強化を図った。

さらには、大規模災害や通信回線の異常などにより情報システムが停止した場合、被害の拡大を防止し、速やかに復旧を図るため、「ＩＣＴ部門の業務継続計画」を策定し、情報システムの業務継続環境の強化を進めている。

４　競　輪　事　業

（１）概　　要

本市の競輪事業は、昭和２４年発足以来、７１年を迎え、その間果たした役割は大きく、小・中学校の校舎建築を中心とした文教関係をはじめ、民生、衛生、土木、農林等々市政全般にわたる諸施設の整備拡充など本市発展に大きく寄与している。

競輪場は、岐阜市の東部に位置し、ＪＲ岐阜駅から無料ファンバスを運行し、又自家用自動車による来場者には、約２，０００台収容可能な駐車場を周辺に用意しファンサービスに努めている。

最近の特別競輪開催は、平成８年の第３９回オールスター競輪、平成１３年の第４４回オールスター競輪、平成１８年の第１９回共同通信社杯競輪及び、平成２３年の第５４回オールスター競輪であるが、招致に成功し、令和３年度に、第３７回共同通信社杯競輪を開催予定である。

また、毎年９月には「長良川鵜飼カップ（岐阜記念競輪）」を開催している。

なお、一般会計への繰出金は、令和元年度の１億円を含め、開設以来、現在までで４５９億円余である。

（２）年度別車券売上額及び入場人員

年度	回数	日数	車券売上額(円)	入場人員	１開催平均売上金(円)	１日平均売上金(円)	１日平均入場人員	一般会計繰出金(円)
27	12	46	11,935,537,200	74,166	994,628,100	259,468,200	1,612	300,000,000
28	12	46	11,479,474,300	66,692	956,622,900	249,553,800	1,450	300,000,000
29	12	46	9,596,377,500	64,434	799,698,100	208,616,900	1,401	300,000,000
30	13	55	12,366,446,500	54,777	951,265,100	224,844,500	1,273	200,000,000
Ｒ１	12	52	12,835,167,000	51,560	1,069,397,200	246,830,100	1,289	100,000,000

第8　都　市　防　災

1　消　　防

2　災　害　対　策

1　消　　防

（１）概　　要

本市の消防は、昭和２２年１２月２３日消防組織法が公布、翌２３年３月７日施行され警察から独立、自治体消防として同年１１月３日岐阜市消防本部（職員３４人、消防ポンプ自動車７台）が創設された。

以後、昭和２４年９月岐阜消防署、昭和２６年２月岐阜南消防署、同年４月岐阜北消防署を新設して、昭和４１年４月には、岐阜消防署を岐阜中消防署とした。

また、昭和４７年４月１日、本巣郡穂積町の消防事務の受託を開始し、平成１８年１月１日羽島郡柳津町と合併、平成２０年４月１日には瑞穂市全域を受託し、平成３０年４月１日には、山県市、本巣市及び北方町の消防事務の受託を開始し、平成３１年４月１日に職員の身分を統一した。

現在は、１本部、６署、１５分署、消防職員６３８人により、安全・安心の確保を目的とした消防業務を行っている。

また、消防団については、昭和２２年４月３０日に消防団令が公布され、同年１０月警防団を解散し、同時に消防団として発足した。現在、３消防団で１，１４５人（定員１，２５１人）の消防団員を確保し、火災の鎮圧はもとより、各種災害の警戒、火災予防の広報活動などのほか、大規模地震等の発生に伴う住民の避難誘導など任務は多岐に渡っており、地域の安全・安心に大変重要な組織である。

（２）常 備 消 防

消防庁舎等の現状（令和２年４月１日現在）

名　称	所　在　地	建築年月日	人 員	消防ﾎﾟﾝﾌﾟ自動車等	特殊車等	その他の車両
消防本部	岐阜市美江寺町2丁目9番地	平12.12.15	61		10	4
岐阜中消防署	〃	〃	67	6	6	
東分署	岐阜市芥見南山2丁目4番32号	平元. 3.26	18	5		
東南分署	岐阜市北一色4丁目10番16号	平 7. 3.25	18	5	1	
鵜飼分署	岐阜市日野西2丁目1番9号	平17. 3.27	18	3		
精華分署	岐阜市西荘4丁目6番40号	平19. 3.25	18	3		
岐阜南消防署	岐阜市茜部本郷1丁目12番地	平30. 2.13	61	7	4	1
西分署	岐阜市江添3丁目8番18号	平 4. 3.28	18	3	1	
柳津分署	岐阜市柳津町丸野2丁目170番地1	平21. 5.27	18	3		
岐阜北消防署	岐阜市鷺山1769番地496	昭51. 3.30	63	5	5	1
黒野分署	岐阜市今川字神明63番地1	昭57. 3.28	18	3	1	
島分署	岐阜市旦島5丁目11番11号	平 3. 3.31	18	3		
岩野田分署	岐阜市岩崎2丁目12番9号	平 5. 3.23	18	3		
三輪分署	岐阜市福富迎田6番地1	平16.12.12	18	3		
瑞穂消防署	瑞穂市別府2451番地1	平20. 5.15	52	6	4	1
巣南分署	瑞穂市森435番地	平 3.12.15	18	3		
山県消防署	山県市高木1291番地2	昭56.10.30	37	5	4	1
美山分署	山県市笹賀70番地1	〃	10	3		
本巣消防署	本巣郡北方町加茂1丁目23番地	昭44.12.17	47	7	3	1
根尾分署	本巣市根尾神所395番地1	昭50. 9.22	10	2		
本巣北分署	本巣市文殊260番地	平 5.11.30	19	3	1	1
真正分署	本巣市政田313番地	平18. 6.23	10	2		
整備工場	岐阜市琴塚2丁目9番7号	昭54.12.27	3		2	

消防機械器具現有状況　（令和２年４月１日現在）

区分		署所	消防団	合計
消防ポンプ自動車等	消防ポンプ自動車	４１	４０	８１
	化学車	４		４
	はしご車	６		６
	救助工作車	６		６
	救急自動車	２６		２６
	小型動力ポンプ付積載車		２３	２３
	水槽車	６		６
	支援車	１		１
	津波・大規模風水害対策車	１		１
特殊車	燃料補給車	１		１
	防災指揮車	１		１
	広報車	１		１
	査察車	１４		１４
	整備工作車	１		１
	人員輸送車	２		２
	資機材輸送車	７		７
	指揮車	７		７
その他の車両		１０		１０
小型動力ポンプ		２５	２５	５０

※非常用含む。（消防ポンプ自動車６、救急車５）

（３）広域応援体制

消防組織法の規定に基づき、隣接市町村とは、昭和４３年から消防相互応援協定を締結し、市境界付近に発生した災害に対し消防隊、救急隊を派遣している。そして、平成３年３月に岐阜県広域消防相互応援協定を締結し、県内の市町村が広域的な消防力の応援により、被害を最小限に防止できる応援体制ができている。

また、大規模災害や特殊な災害に迅速・的確に対応できるよう、平成１６年４月に消防組織法が改正され、全国的な広域応援体制の充実を図るため緊急消防援助隊が発足した。本市においても、岐阜県緊急消防援助隊として、指揮隊・消火小隊・救助小隊・救急小隊等、４６隊を登録し、県域を越えた各種災害時の消防応援体制の強化を図っている。

なお、平成２３年３月１１日に発生した東日本大震災では、福島県へ、延べ２９隊１１８人の隊員を派遣した。

また、平成２６年９月２７日に発生した御嶽山噴火災害に伴い、４日間延べ５隊１９人を長野県へ派遣した。

さらに、平成２０年３月に策定された岐阜県消防広域化推進計画を受け、平成２９年３月、岐阜地域４市１町（岐阜市、瑞穂市、山県市、本巣市、北方町）により、広域消防運営計画を策定し、平成３０年４月１日に消防広域化の運用を開始した。

（４）火災防ぎょ対策

ア　中高層火災防ぎょ対策

市内主要対象物、４階以上の中高層建築物については、防火対象物の警防調査を実施して警防計画を策定し、初動体制の強化を図っている。

また、岐阜シティ・タワー４３等が建設され超高層建築物への立体的な火災対応も必要になってきている。このため、岐阜県防災航空隊と連携した救助訓練等を実施するとともに、主要な防火対象物及び訓練施設を利用して、より実践的な総合訓練を実施している。

さらに、本市で発生した火災について、検討会を開催し、火災の特性、延焼経路、延焼防止の方法など、消防活動全般について検討するとともに、各種災害の図上訓練を実施し知識技術の向上を図っている。

イ　特殊災害対策

特殊災害対策として、テロ災害及び化学物質、有毒ガス等漏洩による事故に対応するため、平成１４年２月にテロ対策資機材の貸与を国から受け、ＮＢＣ災害活動要領を定め運用している。

また、毎年関係機関と連携しテロ災害対応訓練を実施している。

ウ　山林火災防ぎょ対策

岐阜市の象徴である金華山、岐阜城を林野火災から守るとともに入山者の早期避難誘導・安全確保を図るため、毎年「春季全国火災予防運動」・「全国山火事予防運動」に先駆け関係機関と連携し、林野火災総合防ぎょ訓練を実施している。

また、岐阜県防災航空隊及び広域航空消防応援による迅速的確な防ぎょ活動、避難誘導活動を実施し、被害の軽減及び住民への広報に努めている。

エ　アーケード対策

柳ケ瀬及び問屋町地区のアーケード設置区域について、連結送水管、登はんはしご等消火活動上の諸施設の点検及び天窓の開閉機能等を調査し、適切に維持管理するよう関係者に指導している。

（５）水 利 施 設

市街地の中心地区はおおむね国が示す消防水利の基準を充足しているが、懸念される南海トラフ巨大地震等の大規模地震に備え、耐震性貯水槽（１００㎥・４０㎥）の整備等、消火栓に偏らない消防水利施設を年次計画により順次進めている。

市内水利施設の現況（令和２年４月１日現在）

種類	消火栓	耐震性貯水槽（100㎥）	防水水槽		プール	合計
			貯水槽	普通・特殊井戸式		
数量	8,410	64	584	1,156	90	10,304

（６）予 防 業 務

火災等の災害による被害を軽減するため、各種防火対象物並びに危険物の貯蔵所等に対して立入検査を実施し、人命の安全を最優先とした防火管理の徹底を図り、あわせて消防用設備等の設置、維持管理の指導、出火危険の排除に努めている。

さらに、住宅火災による死者を減らすため、平成１６年に消防法が改正されて住宅用火災警報器の設置維持が義務付けられた。新築の住宅は消防法により平成１８年６月１日から、既存の住宅については、岐阜市火災予防条例により平成２３年６月１日から義務化された。本市では令和元年度から新たに「高齢者等住宅防火対策事業」を立ち上げ、火災による死者（とりわけ高齢者）・火災被害を減らすことを目的に、住宅防火に関する研修を実施している。

防火対象物立入検査実施状況（令和元年度）

（単位：件）

区分			合計		1種		2種		3種	
			対象物数	実施立入検査数	対象物数	実施立入検査数	対象物数	実施立入検査数	対象物数	実施立入検査数
合計			14,363	4,565	652	319	1,905	706	11,806	3,540
1	イ	劇場・映画館・演芸場・観覧場	5	36	4	35	1	1		
	ロ	公会堂・集会場	170	59	68	24	20	4	82	31
2	イ	キャバレー・ナイトクラブの類	7	1			4	1	3	
	ロ	遊技場・ダンスホール	28	8	14	4	8	1	6	3
	ハ	性風俗関連特殊営業店舗の類								
	ニ	カラオケボックス等	18	5	3	1	8	4	7	
3	イ	待合・料理店の類	17	5	3	2	10	3	4	
	ロ	飲食店	713	182	58	21	98	35	557	126
4		百貨店・マーケットの類	797	245	98	21	294	85	405	139
5	イ	旅館・ホテル・宿泊所	56	16	20	5	31	10	5	1
	ロ	寄宿舎・下宿・共同住宅	4,735	1,696	1	1			4,734	1,695

6	イ	病院･診療所･助産所	267	121	30	30	104	28	133	63
	ロ	養護老人ホーム・介護老人保健施設・乳児院の類	158	58	15	3	124	46	19	9
	ハ	老人デイサービスセンター･保育所・更生施設の類	257	108	17	2	130	40	110	66
	ニ	幼稚園・特別支援学校	39	41	12	17	24	24	3	
7		小学校・中学校・高校・大学・各種学校の類	144	45	39	2			105	43
8		図書館・博物館・美術館の類	9	3					9	3
9	イ	蒸気浴場・熱気浴場の類	45	42	45	42				
	ロ	イ以外の公衆浴場	10	4					10	4
10		車両の停車場	2						2	
11		神社・寺院・教会の類	138	31					138	31
12	イ	工場・作業場	984	284					984	284
	ロ	映画スタジオ・テレビスタジオ								
13	イ	自動車車庫・駐車場	99	30					99	30
	ロ	飛行機又は回転翼航空機の格納庫								
14		倉庫	972	160					972	160
15		前各項に該当しない事業場	1,369	279	6	2			1,363	277
16	イ	特定防火対象物が存する複合用途防火対象物	1,853	868	217	107	1,049	424	587	337
	ロ	イ以外の複合用途防火対象物	1,438	217	2				1,436	217
17		重要文化財の類	4	11					4	11
18		延長50m以上のアーケード	29	10					29	10

	合　　計	7,394	5,280
単独等対象物	少量危険物・指定可燃物	256	30
	車両	505	505
	ひとり暮らし老人、高齢者世帯等	6,326	4,438
	枯草調査	307	307

１種とは
（１）消防法第８条の２の２の適用を受けるもの
（２）消防法第３６条の適用を受けるもの
（３）消防法施行令第２１条第１項第７号の適用を受けるもの
２種とは、延べ面積３００㎡以上の特定防火対象物で１種以外の対象物
３種とは、１種、２種以外の対象物

（７）救 急 業 務

昭和２９年９月、岐阜市消防本部に救急車１台を配備し、救急業務を開始した。現在、全ての署・分署の救急隊（２１隊）に高規格救急車と救急救命士を配備し、救命業務の充実を図っている。

また、救急救命士の救命処置範囲拡大に伴い、心肺機能停止後の気管内チューブによる気道確保及び薬剤投与（アドレナリン）、心肺機能停止前の重度傷病者に対する静脈路確保及び輸液、血糖値測定並びに低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の使用が認められ、救命率の一層の向上が期待できる。

ア 救 急 活 動

救急隊別救急活動状況（令和元年）

隊別	区分	出場件数	搬送件数	搬送人員	不搬送件数	医師・資器材搬送件数
合　計		25,224	23,224	23,469	1,994	6
岐阜中消防署	中消防署救急隊	2,830	2,490	2,512	340	0
	東分署救急隊	971	915	918	55	1
	東南分署救急隊	1,912	1,744	1,757	165	3
	鵜飼分署救急隊	999	906	911	93	0
	精華分署救急隊	1,741	1,611	1,625	130	0
岐阜南消防署	南消防署救急隊	2,104	1,888	1,910	216	0
	西分署救急隊	1,529	1,430	1,446	99	0
	柳津分署救急隊	943	881	885	62	0
岐阜北消防署	北消防署救急隊	1,919	1,785	1,798	134	0
	黒野分署救急隊	1,060	981	992	78	1
	島分署救急隊	1,529	1,434	1,449	94	1
	岩野田分署救急隊	1,288	1,205	1,219	83	0
	三輪分署救急隊	735	693	700	42	0
瑞穂消防署	瑞穂消防署救急隊	1,318	1,193	1,212	125	0
	巣南分署救急隊	590	545	556	45	0
山県消防署	山県消防署救急隊	939	895	906	44	0
	美山分署救急隊	274	256	258	18	0
本巣消防署	本巣消防署救急隊	1,260	1,184	1,200	76	0
	根尾分署救急隊	118	109	109	9	0
	本巣北分署救急隊	631	584	593	47	0
	真正分署救急隊	534	495	513	39	0

曜日別・月別・事故別救急活動状況（令和元年）

曜日・月 ＼ 事故種別		合計	火災	自然災害	水難事故	交通事故	労働災害	運動競技	一般負傷	加害	自損行為	急病	その他				傷病者搬送件数	搬送人員	不搬送件数
													転院	医師	資器材	その他			
曜日別	月	3,714	18	0	4	280	37	23	648	10	38	2,320	303	0	1	32	3,413	3,441	300
	火	3,686	17	0	1	330	36	27	634	11	13	2,269	320	2	0	26	3,393	3,430	291
	水	3,448	13	0	2	346	38	26	542	6	43	2,119	289	1	0	23	3,196	3,239	251
	木	3,452	7	1	5	304	50	23	588	10	38	2,107	293	1	0	25	3,184	3,215	267
	金	3,733	15	0	8	369	38	20	602	9	32	2,269	338	1	0	32	3,453	3,481	279
	土	3,562	19	0	3	313	23	54	601	18	29	2,253	231	0	0	18	3,265	3,305	297
	日	3,629	13	0	3	255	12	70	680	22	36	2,403	107	0	0	28	3,320	3,358	309
合計		25,224	102	1	26	2,197	234	243	4,295	86	229	15,740	1,881	5	1	184	23,224	23,469	1,994
月別	1月	2,447	9	0	1	171	15	12	411	5	25	1,603	173	1	0	21	2,240	2,258	206
	2月	1,881	11	0	3	140	10	9	302	8	22	1,225	142	0	0	9	1,720	1,737	161
	3月	2,005	14	0	0	179	18	20	315	14	11	1,278	141	1	0	14	1,827	1,851	177
	4月	2,057	7	0	1	219	16	20	313	5	19	1,280	156	1	0	20	1,893	1,920	163
	5月	1,990	8	0	2	194	15	23	337	5	19	1,204	164	1	0	18	1,842	1,866	147
	6月	1,959	8	0	3	167	19	22	308	6	22	1,262	129	0	0	13	1,812	1,826	147
	7月	2,141	5	0	3	188	22	20	389	4	18	1,323	153	1	0	15	2,000	2,025	140
	8月	2,384	7	1	7	185	31	34	514	11	27	1,376	175	0	0	16	2,196	2,224	188
	9月	1,947	3	0	2	169	31	39	325	8	17	1,194	145	0	1	13	1,811	1,827	135
	10月	1,969	8	0	2	184	17	12	332	2	14	1,260	127	0	0	11	1,823	1,835	146
	11月	2,152	14	0	0	218	19	19	368	6	19	1,294	182	0	0	13	1,978	2,002	174
	12月	2,292	8	0	2	183	21	13	381	12	16	1,441	194	0	0	21	2,082	2,098	210

過去５年間の救急活動状況

年別 ＼ 事故種別		合計	火災	自然災害	水難事故	交通事故	労働災害	運動競技	一般負傷	加害	自損行為	急病	その他	不搬送
平成27年	出場件数	20,369	95	－	29	2,254	155	221	3,127	96	162	12,468	1,762	1,592
	搬送件数	18,773	17	－	8	2,095	153	219	2,937	78	106	11,479	1,681	－
	搬送人員	19,047	17	－	8	2,335	153	222	2,949	82	106	11,491	1,684	－
平成28年	出場件数	20,890	106	－	29	2,279	137	188	3,161	98	155	12,866	1,871	1,741
	搬送件数	19,145	18	－	4	2,102	133	184	2,962	77	118	11,798	1,749	－
	搬送人員	19,434	19	－	4	2,357	133	189	2,969	80	118	11,808	1,757	－
平成29年	出場件数	21,438	116	4	11	2,185	174	221	3,462	101	193	13,156	1,815	1,889
	搬送件数	19,547	11	4	5	2,011	173	219	3,217	87	127	12,039	1,654	－
	搬送人員	19,840	12	4	5	2,276	174	226	3,223	89	127	12,050	1,654	－
平成30年	出場件数	25,824	126	18	26	2,472	263	247	4,424	88	201	15,909	2,050	2,278
	搬送件数	23,537	25	15	4	2,268	260	243	4,152	70	138	14,510	1,852	－
	搬送人員	23,802	26	15	4	2,482	260	253	4,167	73	138	14,531	1,853	－
令和元年	出場件数	25,224	102	1	26	2,197	234	243	4,295	86	229	15,740	2,071	1,994
	搬送件数	23,224	11	1	6	2,003	233	237	4,084	65	165	14,550	1,869	－
	搬送人員	23,469	13	1	6	2,209	232	244	4,099	67	165	14,561	1,872	－

※搬送件数は、傷病者の搬送件数。
※区分の「不搬送」は、出場件数の内数。

イ　市民に対する病院案内

主に休日、夜間の急病等で診療を受けたいが、救急車を利用するまでもないという市民に、岐阜県広域災害・救急医療情報システムから収集した病院情報を電話により提供している。

病院案内の状況（令和元年）　（単位：件）

区分		合計	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
合計		9,749	1,488	658	576	751	1,041	729	703	905	648	629	570	1,051
岐阜市		222	41	15	14	18	15	20	19	18	19	10	10	23
岐阜県	内科	2,825	686	212	133	180	266	177	148	248	121	143	155	356
	小児科	2,210	346	131	126	158	224	166	203	184	153	132	120	267
	外科	963	81	58	63	75	97	101	95	101	86	72	53	81
	整形外科	1,185	115	89	89	103	140	90	83	104	86	92	79	115
	産婦人科	116	13	4	9	13	12	8	6	11	12	11	6	11
	眼科	441	38	41	37	51	55	42	19	34	24	29	34	37
	耳鼻咽喉科	478	41	34	26	52	67	34	36	46	40	38	29	35
	皮膚科	323	24	11	11	16	61	20	23	53	30	29	16	29
	泌尿器科	128	17	7	5	9	16	7	11	16	15	8	7	10
	脳神経外科	387	30	23	23	29	33	31	26	50	36	39	25	42
	歯科その他	471	56	33	40	47	55	33	34	40	26	26	36	45
	計	9,527	1,447	643	562	733	1,026	709	684	887	629	619	560	1,028

＊岐阜市の案内件数は２６５－０００９の回線で病院案内した件数。
＊岐阜県の案内件数は２６２－３７９９の回線で受理し、岐阜県広域救急・災害医療情報システムにより病院案内した件数。

（８）救 助 業 務

昭和４２年６月、消防本部中消防署兼務の救助隊を編成して救助業務を開始した。平成３０年４月から岐阜地域４市１町消防広域化に伴い、現在は、中消防署、南消防署、北消防署、瑞穂消防署、山県消防署及び本巣消防署に救助隊を配置している。

近年の複雑多様化する大規模かつ特異な災害に対して、迅速、効果的に対応できる救助体制を強化するため、平成１８年に省令の一部が改正された。これに伴い、中消防署に高度救助隊を発足し、北消防署救助隊を特別救助隊とし、令和２年度から南消防署救助隊及び本巣消防署救助隊を特別救助隊とした。高度な救助資機材を活用することにより、被害の軽減を図り効果的な救助活動を行っている。

さらに、海外での大規模災害に派遣される国際消防救助隊に隊員６人を登録し、出場計画を策定して派遣体制を整えている。

救助活動状況（令和元年）　（単位：件、人）

区分＼事故種別		合計	火災 建物	火災 建物以外	交通事故	水難事故	自然災害事故	機械による事故	建物等による事故	ガス及び酸欠事故	破裂事故	山岳事故	その他の事故
合計	出場件数	413	48	17	116	13	0	7	64	5	0	27	116
	活動件数	262	48	17	72	12	0	4	44	3	0	22	40
	救助人員	209	1	1	85	13	0	4	40	6	0	22	37
岐阜市	出場件数	310	33	9	79	9	0	6	59	4	0	22	89
	活動件数	188	33	9	50	8	0	3	41	2	0	21	21
	救助人員	155	0	0	59	8	0	3	37	6	0	21	21
瑞穂市	出場件数	30	4	4	11	2	0	0	2	1	0	0	6
	活動件数	26	4	4	7	2	0	0	2	1	0	0	6
	救助人員	18	0	1	7	3	0	0	2	0	0	0	5
山県市	出場件数	21	2	1	8	0	0	0	0	0	0	5	5
	活動件数	9	2	1	4	0	0	0	0	0	0	1	1
	救助人員	6	0	0	4	0	0	0	0	0	0	1	1
本巣市	出場件数	32	6	3	11	1	0	1	0	0	0	0	10
	活動件数	25	6	3	6	1	0	1	0	0	0	0	8
	救助人員	19	0	0	9	1	0	1	0	0	0	0	8
北方町	出場件数	19	3	0	7	0	0	0	3	0	0	0	6
	活動件数	13	3	0	5	0	0	0	1	0	0	0	4
	救助人員	10	1	0	6	0	0	0	1	0	0	0	2
管轄外	出場件数	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
	活動件数	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
	救助人員	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0

救助活動の推移　（単位：件、人）

事故種別		年別	平成２７年	平成２８年	平成２９年	平成３０年	令和元年
合計		出場件数	３２３	３３０	３３５	４６９	４１３
		活動件数	２０４	１９８	２１１	２８５	２６２
		救助人員	１３９	１４６	１６１	２４８	２０９
火災	建物	出場件数	５３	５３	４９	６６	４８
		活動件数	５３	５３	４９	６６	４８
		救助人員	９	６	３	１４	１
	建物以外	出場件数	１２	１４	１９	１６	１７
		活動件数	１２	１４	１９	１６	１７
		救助人員	－	１	－	０	１
交通事故		出場件数	１０８	１０６	１０１	１５２	１１６
		活動件数	５３	５２	６６	８５	７２
		救助人員	５８	６８	８１	１０６	８５
水難事故		出場件数	１５	２３	９	１１	１３
		活動件数	１４	２０	７	７	１２
		救助人員	１２	１６	７	７	１３
自然災害事故		出場件数	－	－	－	４	０
		活動件数	－	－	－	４	０
		救助人員	－	－	－	１２	０
機械による事故		出場件数	４	７	６	７	７
		活動件数	３	２	４	３	４
		救助人員	３	２	４	４	４
建物等による事故		出場件数	４５	４９	５１	８０	６４
		活動件数	３５	３０	４２	６１	４４
		救助人員	２７	３０	４２	６１	４０
ガス及び酸欠事故		出場件数	７	４	３	１２	５
		活動件数	４	３	－	１	３
		救助人員	２	－	－	１	６
破裂事故		出場件数	－	－	－	－	０
		活動件数	－	－	－	－	０
		救助人員	－	－	－	－	０
山岳事故		出場件数	１３	１７	１０	２３	２７
		活動件数	１２	１５	９	１８	２２
		救助人員	１２	１６	９	１９	２２
その他の事故		出場件数	６６	５７	８７	９８	１１６
		活動件数	１８	９	１５	２４	４０
		救助人員	１６	７	１５	２４	３７

月別・事故別救助活動状況（令和元年）　（単位：件）

月別＼事故種別	合計	火災 建物	火災 建物以外	交通事故	水難事故	自然災害事故	機械による事故	建物等による事故	ガス及び酸欠事故	破裂事故	山岳事故	その他の事故
合計	413	48	17	116	13	0	7	64	5	0	27	116
1月	35	3	1	6	1	0	2	8	0	0	4	10
2月	40	7	0	9	3	0	0	6	0	0	2	13
3月	38	9	2	9	0	0	1	9	0	0	2	6
4月	37	5	1	13	1	0	1	3	1	0	0	12
5月	37	4	2	9	2	0	1	5	1	0	2	11
6月	30	3	1	11	1	0	0	5	0	0	1	8
7月	29	1	1	10	1	0	0	5	0	0	3	8
8月	35	2	3	4	3	0	1	8	1	0	3	10
9月	28	2	0	7	1	0	1	3	2	0	2	11
10月	27	2	1	6	1	0	0	5	0	0	0	12
11月	48	6	4	22	0	0	0	4	0	0	6	6
12月	29	4	1	10	0	0	0	3	0	0	2	9

（９）消　防　団

ア　概　　要

本市の消防団は、中団、南団、北団の３団・３９分団から組織され、定員１，２５１人の団員をもって構成されている。

消防団は、分団区域の火災防ぎょ活動、各種災害の警戒にあたるとともに、きめ細かい予防活動等を実施している。

団員の定員及び現員　（令和２年４月１日現在）

区　分	団　長	副団長	分団長	副分団長	部　長	班　長	団　員	合　　計
定　員	3	9	４８	９２	１１３	１９５	７９１	１，２５１
実　員	3	9	４８	８９	１１３	１９１	６９２	１，１４５

イ　消防団運営費、消防分団運営費及び消防団員報酬

（ア）消防団運営費（３団分）

６，９９０，６００円（令和２年度予算）

（団維持運営費算定基準による。）

（イ）分団運営費（３９分団）

９，９４４，０００円（令和２年度予算）

（分団維持運営費算定基準による。）

年　報　酬　（令和２年４月１日現在）

区　　分	団　長	副団長	分団長	副分団長	部　長	班　長	団　員
報酬額(円)	82,500	69,000	50,500	45,500	37,000		36,500

費 用 弁 償　（令和２年４月１日現在）

区　　分	支　給　額
訓　練　警　戒　手　当	1,800円／回
火　災　出　動　手　当	2,500円／回

(10) 火 災 統 計

令和元年中に発生した火災は、９７件で前年より１５件の減少となった。火災による損害額は７，４８２万１千円で、市民一人当たりの損害額は約１８３円となっている。建物焼損床面積は１．０９１㎡で建物火災１件当たりの平均は、約２１．４㎡となっている。

最近５カ年の火災状況

区分	出火件数					死傷者		焼損面積		損害額
		建物	林野	車両	その他	死者	負傷者	建物(㎡)	林野(ａ)	(千円)
27年	112	69	1	8	34	8	16	3,262	0	490,458
28年	110	65	1	10	34	6	17	3,148	3	258,007
29年	107	64	1	15	27	2	14	1,199	100	57,763
30年	112	68	3	10	31	5	22	2,534	11	131,673
Ｒ１	97	51	2	8	36	0	11	1,091	0	74,821

原因別出火件数（令和元年）

順　位	原　　因	件　数	順　位	原　　因	件　数
1	放火・放火の疑い	２５	8	内燃機器	1
2	電気関係	１５	〃	灯火	1
3	たばこ	１１	〃	取灰	1
4	たき火	１０	〃	火入れ	1
5	こんろ	9		その他	１３
6	溶接機・切断機	4		不明・調査中	2
7	マッチ・ライター	2			
8	煙突・煙道	1			
〃	排気管	1	合　　計		９７

※電気関係は、「電気機器」、「電気装置」、「電灯・電話等の配線」、「配線器具」が原因の火災を合計した件数

月別火災状況（令和元年）

区分		合計	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
火災件数（件）		97	8	13	11	6	11	8	4	7	5	6	10	8
火災種別（件）	建物火災	51	3	8	8	4	3	3	1	3	4	3	4	7
	林野火災	2	2											
	車両火災	8				1	1	1	2	2		1		
	その他の火災	36	3	5	3	1	7	4	1	2	1	2	6	1
建物焼損床面積（㎡）		1,091		241	6	5		329		73			112	325
林野焼損面積（a）														
死者（人）														
負傷者（人）		11			3	2	1						2	3
焼損棟数（棟）	全焼	10		3	1			2		1			1	2
	半焼	1						1						
	部分焼	18	1	4	2	2	2	3		2			1	1
	ぼや	42	2	6	6	2	2	3	1	3	4	3	2	8
り災世帯（世帯）	全損	4						2					1	1
	半損	1						1						
	小損	32	5	7	5	2	2	2		2	1	3	2	1
り災人員（人）		83	5	16	13	3	7	11		6	2	10	5	5
損害額（千円）	建物	72,986	9	5,439	378	405	78	25,300	1	7,310	103	4	11,369	22,590
	うち収容物	5,078	6	878	288	41	15	1,200	1	733	103	2	194	1,617
	林野													
	車両	1,357				250	270	188	429	200		2		18
	その他	478	2	13	36		3	200	21	185			6	12
	合計	74,821	11	5,452	414	655	351	25,688	451	7,695	103	6	11,375	22,620

曜日別・時間別火災状況（令和元年）

区　　分	火災件数（合　計）	日	月	火	水	木	金	土	不　明
時間＼合計	97	16	13	14	18	10	9	16	1
0　～　1	3	1				1		1	
1　～　2	1					1			
2　～　3	3	1	1		1				
3　～　4	3					2	1		
4　～　5	2			1			1		
5　～　6	3		2				1		
6　～　7	2			1	1				
7　～　8	1		1						
8　～　9	2	1		1					
9　～　10	6	1	1		2	1		1	
10　～　11	5	1	2	1	1				
11　～　12	5	1		2	1			1	
12　～　13	3	1		1	1				
13　～　14	7		1	1	2		1	2	
14　～　15	5	1	1		2	1			
15　～　16	9			1	1	2	1	4	
16　～　17	2	1				1			
17　～　18	4	1	2					1	
18　～　19	4		1		2		1		
19　～　20	5	1		1	1			2	
20　～　21	7	1	1		1	1	1	2	
21　～　22	6	2		1	1		1	1	
22　～　23	3	2		1					
23　～　24	3			2			1		
不　　明	3				1			1	1

死傷者		り災		建物焼損床面積(㎡)	林野焼損面積(a)	損害額 (千円)				
死者	負傷者	世帯	人員			建物	林野	車両	その他	合計
	11	37	83	1,091		72,986		1,357	478	74,821
		1	5	223		20,811			25	20,836
	2	1	2	36		2,933		418	22	3,373
						2		11		13
									85	85
		2	6	73		7,346				7,336
						40				40
		1	6			5				5
						61				61
		5	7	108		4,663		175	13	4,851
				3		268			5	273
		1	1			3			15	18
						100				100
						1			80	81
		1	1							
	2	3	11			34		263	12	309
	3	1	3			30				30
		2	6	6		78		2	194	274
	3	3	4	422		32,708		18	12	32,738
		4	7			139				139
	1	8	15	220		3,761		470	5	4,236
		2	5			1				1
		2	4			2				2
									10	10

2　災　害　対　策

（１）概　　要

本市は、災害対策基本法に基づいて策定する「岐阜市地域防災計画」を指針に防災対策を進め、災害に強いまちづくりを目指している。その中で、人的・物的被害の「減災」を目指すため、「自助」、「共助」、「公助」による総合防災体制の強化に努めている。

（２）総合防災体制の強化

近年多発している風水害・土砂災害などの自然災害や、住宅の密集化・老朽化などの進行による都市型災害への対策のほか、南海トラフ巨大地震や、原子力災害などに対応するため、各種防災対策を進めている。

さらに、平成２５年に施行された国土強靱化基本法に基づき、「岐阜市国土強靱化地域計画」を平成２９年度に策定し、あらゆる災害リスクに対応した体制強化に努めている。

（３）防災機能の強化

ア　災害用備蓄資機材の整備

平成２４年度から５ヶ年計画で、市内５０地域の小中学校等に防災倉庫、救助資機材及び避難者支援に必要な資機材の整備を図っている。

また、大規模災害の発生に備え、市内の小中学校など１１０箇所に食料、飲料水等を備蓄している。

災害用備蓄食料	４１２，０００食
保存用飲料水	１０５，０７２ℓ
毛布	５３，１５２枚
紙おむつ	４８，５３４枚
簡易トイレ	２，０７５セット
間仕切り	８，０７９室
発動発電機	２７３台
救助用資機材セット	５００セット
災害用浄水機	５１台

イ　避難所機能強化

災害が発生又は発生の恐れがある場合に、市民が避難する指定緊急避難場所や、一時的に避難生活を行う指定避難所を確保し、看板の設置やハザードマップなどにより、避難場所の周知に努めている。

指定緊急避難場所	５３２箇所 （令和２年４月１日現在）
指定避難所	１９８箇所 （令和２年４月１日現在）

また、平成２４年度から５ヶ年で、小学校等の指定拠点避難所にマンホールトイレを整備したほか、平成２９年度には中学校に組み立て式仮設トイレを配備するとともに、災害用浄水機５１台を平成３０年度に導入し、飲料水や生活用水の確保に努めるなど避難所機能強化に努めている。

さらに、大規模災害が発生した際に、臨時に開設することができる特設公衆電話を市内の公民館等５３施設に事前設置している。

（４）防災情報伝達体制の強化

同報系デジタル防災行政無線及びＭＣＡ無線機を活用した移動系無線に加え、岐阜市総合防災情報システムやコミュニティＦＭへの緊急割込み放送、緊急速報メールの配信などを運用している。平成２８年度には、これらの情報を一連の操作で配信できる避難情報等一括配信システムを導入した。

同報系防災行政無線	基地局	１局
	中継局	１局
	屋外拡声子局	４７１局
	戸別受信機	４７７局
移動系防災行政無線	ＭＣＡ無線機	３００台
岐阜市防災ラジオ		３，５００台

（５）自助力の強化

ア　岐阜市総合防災安心読本配布事業

自分たちの住む地域の災害リスクを事前に把握し、自分の身は自分で守る行動をとることができるよう地震、洪水、内水、土砂災害など各種ハザードマップを統合した冊子を平成２７年度に作成し、全住戸・事業所に配布している。なお、配布後浸水想定に更新のあった長良川の洪水については平成３０年度に、その他中小河川の洪水については令和元年度にハザードマップを作成しホームページ等で周知している。

イ　家具固定器具設置促進事業

地震災害による死者、負傷者及び避難者を減らす対策として、高齢者のみの世帯及び要介護認定者、障がいをお持ちの方を対象に家具固定を行うための調査及び取付け作業を補助している。

（６）共助による地域防災力の強化

ア　自主防災組織

市内全５０地域で自主防災組織が結成され、自主防災組織相互の連携と地域の災害対応能力の向上を図るため、岐阜市自主防災組織連絡協議会を設置するとともに、近接地域間の連携を図るためのブロック研修会を行っている。

また、地域ごとの活動を支援するため自主防災

組織活動事業補助を行っている。

イ　市民消火隊

大規模災害時における避難路及び生活用水の確保を目的に、昭和５０年から各地域に耐震性貯水槽の整備や小型動力ポンプを配備し、現在６５隊が結成されている。

ウ　地域防災訓練の実施状況

日頃から「自分たちのまちは自分たちで守る」という「自助・共助」の精神を基に自主防災隊を中心に防災訓練を実施している。

地域防災訓練	６０回 参加人数３６，９３６人 （令和元年度）

エ　防災士育成事業

平成２９年度から、大規模災害時に、地域の主体的行動を推進するため、各地域の防災意識と防災活動の向上を目的に専門的な知識を持つ「防災士」を育成し、更なる地域防災力の強化を図っている。

（７）避難行動要支援者支援対策

災害が発生又は発生する恐れがある場合の避難に、特に支援が必要な高齢者や障がいのある方などを地域で見守る体制を構築するため、平常時から自主防災組織、民生委員・児童委員、消防団、社会福祉協議会、警察に避難行動要支援者名簿を提供し、その円滑かつ迅速な避難の確保に努めている。

また、実行性のある避難支援を行うことができるよう、関係団体や有識者による「岐阜市避難行動要支援者支援協議会」での審議結果に基づき、各地域において個別計画策定を推進している。

（８）広域連携の充実

大規模災害時の迅速な対応のため、広域連携の充実として、県外の市（尼崎、神戸、藤沢、奈良、富山、飯田、調布、鵜飼サミット関連自治体）や全国の中核市と災害時相互応援協定を締結しているほか、応急復旧の人的支援、物資及び燃料等を確保するため、各種関係団体・民間企業と協定を締結している。

（９）原子力災害対策

平常時から、岐阜市地域防災計画に基づき、大気、食品、水道水等を対象に放射線モニタリング体制を構築し、原子力災害に備えている。

また、緊急時の迅速な対応が可能となるよう、専門家を原子力防災アドバイザーに選任し、技術的助言を受けられる体制の構築に努めている。

経　済　環　境

第１　ぎふ魅力づくり推進

第２　経　　済

第３　環　　境

第１　ぎふ魅力づくり推進

１　観　　光

２　文　化　芸　術

３　国際交流・多文化共生

４　文　化　財　保　護

５　歴　史　博　物　館

６　市　民　ス　ポ　ー　ツ

７　長良川国際会議場

８　道の駅柳津交流センター

９　じゅうろくプラザ(岐阜市文化産業交流センター)

10　岐阜市長良川鵜飼伝承館

11　文　化　会　館

12　（公財）観光コンベンション協会

13　（公財）岐阜市国際交流協会

1　観　　光

（１）概　　要

岐阜市といえば「長良川の鵜飼」がすぐ連想される。それほどにこの鵜飼は本市を象徴する国際的な観光資源となっている。本市はこの鵜飼が営まれる背景となる名水百選の長良川、豊かな自然の金華山に代表される美しい風光を大切に育て、自然と都市環境との調和した格調ある観光都市を志向している。

観光客の誘致についてはメディアや旅行エージェントへの積極的な働きかけや観光展、観光キャンペーン、情報化時代に対応したインターネットによる多面的宣伝を行っている。また最近の観光の実態が点を結ぶルート観光が多いことから県内外観光地との連携強化にも努めている。

（２）岐阜市観光案内所

ＪＲ岐阜駅２階に平成９年３月２日にオープンし、年中無休で午前８時３０分から午後７時３０分まで、観光客に観光情報の提供、各種コンベンションの案内を行っている。平成２８年１０月には、より利便性を向上させるため、リニューアルオープンした。

また、平成１８年６月には、外国人対応可能な案内所として、日本政府観光局（ＪＮＴＯ）より、「ビジットジャパン案内所」に指定され、平成２４年１０月には、外国人観光案内所カテゴリー２に認定された。

＊カテゴリー２：少なくとも英語で対応可能なスタッフが常駐、広域の案内を提供

（３）主な観光施設

ア　金　華　山

金華山はかつて稲葉山、一石山、破鏡山とも呼ばれ、古くから多くの詩歌によまれた有名な山で、水成岩による岩石層から成っており、山全体一大岩石の様相を呈するとともに、約２００haに及んでいる。また、御料林、国有林として長く斧鉞（ふえつ）を加えられなかったため、都会地には珍しい森林の美が保存されている。なお、植物は１１４科７１５種（薬草９種）があり、椎の原始林やシダ類の群落自生で有名である。

また、金華山一体は「鳥獣保護区」に指定されており、きじ、やまどり、りす等が生息し、特に動物中でも７割を占める昆虫は「ギフチョウ」をはじめ、５，０００～１０，０００種がみられ植物昆虫学上の宝庫ともいわれる貴重な山である。

イ　長良川の鵜飼

・国重要有形民俗文化財（昭和３０年４月２２日指定）
長良川鵜飼用具一式１２２点

・国重要無形民俗文化財（平成２７年３月２日指定）
長良川の鵜飼漁の技術（長良川鵜飼（岐阜市）・小瀬鵜飼（関市））

・岐阜市重要無形民俗文化財
長良川鵜飼観覧船造船技術（平成２２年３月２９日指定）
鵜匠家に伝承する鮎鮓製造技術（平成２２年３月２９日指定）
長良川鵜飼観覧船操船技術（平成２４年３月２３日指定）
鵜匠装束（藁製品）制作技術（平成２９年４月２５日指定）

１３００年以上の歴史を誇る鵜飼は、今もなお長良川の清流に独特の風情を醸し出している。

鵜飼は毎年５月１１日から１０月１５日まで鵜飼休みの日と増水時を除き毎夜概ね午後７時３０分から午後９時までの間に長良川で行われる。

観覧船出船数・乗船者（令和元年）

月	5	6	7	8
出船数	406	640	874	861
乗船者	9,008	14,379	19,315	19,663

月	9	10	合　計
出船数	904	382	4,067
乗船者	20,511	8,302	91,178

観覧船乗船者地区別人員（令和元年）

区　分	県　内	東　海	北　陸	近　畿
乗船者	44,211	18,444	1,130	4,963
比　率	48.5	20.2	1.2	5.4

区　分	関東・甲信越	その他	外　国	合　計
乗船者	15,268	4,146	3,016	91,178
比　率	16.7	4.7	3.3	100.0

ウ　長良川温泉

昭和３４年１２月市内北部三田洞地区で簡易水道に供するためのボーリング中に、飲料水には不適当な水の湧出があった。その水を県衛生研究所で分析を行ったところ、単純鉄冷鉱泉であることが判明、この泉源の有効利用について種々検討を行った結果、同地区にまず鉱泉を利用した老人福祉施設「三田洞神仏温泉」を建設（昭和４３年２月）、続いて長良川畔に供給管を敷設する事業を進め、昭和４３年１０月３０日長良川温泉通水式を挙行するに至った。現在７施設（厚生施設１、

旅館等６）に供給している。

エ　岐　阜　城（本丸跡、二の丸跡、上格子門跡、馬場跡、千畳敷跡、御手洗池、井戸跡等史跡として昭和３２年２月１２日岐阜市指定）

岐阜城の歴史は、西暦１２０１年鎌倉幕府が二階堂山城守行政に命じて、築城したことから始まったが、戦国時代の８０年間（１５２１～１６００）が歴史上、着目されている。

主な城主としては、斎藤道三、織田信長などを挙げることができる。特に、織田信長は永禄１０年（１５６７年）９月に入城し、天下統一への拠点とした。その後、幾人もの城主を迎えることとなるが、関ヶ原の合戦の後、岐阜城の天守閣、櫓、石垣等は加納城に移設されたことにより、明治４３年の模擬天守閣の完成までの間、金華山頂には３００年間天守閣が無かった。

その後、昭和１８年に模擬天守閣も焼失したが、昭和３１年７月２５日岐阜城再建期成同盟によって現在金華山頂に雄姿を見せている岐阜城が再建された。鉄筋コンクリート造三層四階延４６１．７７㎡、棟高１７．７ｍ、史料展示施設あるいは展望台として行楽客に親しまれている。

なお岐阜城は、再建以来４０年余りの歳月を経て老朽化が進み、平成８年１１月から屋根瓦を中心とした大改修を行い、平成９年１０月４日に新装オープンした。

また、平成１３年から、築城８００年の記念事業を皮切りに、期間限定で開館時間を延長してパノラマ夜景事業を行っている。

さらに平成２３年２月には、金華山一帯が「岐阜城跡」として国史跡に指定された。これは、城跡の山頂部だけでなく山一帯が「山城」として機能していたと認められたものである。

入　場　者　数（令和元年）

月	1	2	3	4
人数	14,522	11,722	19,148	24,374

月	5	6	7	8
人数	31,500	14,829	16,004	30,292

月	9	10	11	12	合　計
人数	22,630	10,945	20,694	11,294	227,954

オ　岐阜城資料館（昭和５０年４月完成）

岐阜城の東南側に昔の武器庫、食糧庫を隅やぐら城郭造りに復元したもので、内部はトリックアートを展開し、フォトジェニックな記念撮影ポイントとなっている。

構　　造　　鉄筋コンクリート造軸体鉄骨小屋組日本瓦拭葺

建物延面積　　１１３．４０㎡

カ　金華山ドライブウエイ

岐阜公園の南、金華山大手登山口から南へ市街地沿いに延びた丘陵地帯を開発したドライブウエイは、金華山総合開発の一環として普通失業対策事業として昭和２５年以来計画されたもので、市街地を眼下に山肌を縫って屈曲する景観はまさに東海の六甲ともいうべきものである。

キ　岐 阜 公 園

岐阜市の中央、金華山の西麓にある、大自然に包まれた公園。面積は２０万㎡で、明治２１年に開園したものである。ここはかつて稲葉山城、岐阜城の主であった斎藤道三、織田信長の居館跡であり、当時その美麗豪邸なることは、あたかも地上の楽園であったといわれている。現在、園内には板垣退助遭難の地に建てられた板垣伯の銅像、三重塔、名和昆虫博物館、信長公居館跡、来園者休憩所・立札茶席などが設置されている。また平成２１年には岐阜公園総合案内所が完成し、「信長公の鼓動が聞こえる歴史公園」として整備が進められている。

ク　年　中　行　事

ぎふ梅まつり　（３月上旬　梅林公園）
岐阜まつり　（４月第１土・翌日曜日）
道三まつり　（　〃　）
手力の火祭　（４月第２土曜日 手力雄神社）
ぎふ長良川の鵜飼開き（５月11日　長良川畔）
長良川まつり　（７月16日　長良川畔）
全国選抜長良川中日花火大会
（７月最終土曜日　長良川畔）
全国花火大会　（８月第１土曜日　長良川畔）
手力の火祭・夏　（８月第２日曜日　長良川畔）
長良川薪能　（８月最終金曜日　長良川畔）
ぎふ信長まつり　（10月第１土・翌日曜日）
ぎふ長良川の鵜飼じまい（10月15日　長良川畔）
池ノ上みそぎ祭　（12月第２土曜日　葛懸神社）
こよみのよぶね　（12月冬至の日　長良川畔）

（４）笑いと感動のまちづくり事業

地域の潜在的な文化観光資源「落語の祖・安楽庵策伝」を発掘、さらに観光資源として活用し、地域振興につなげようと平成１５年度にスタートした。（落語の祖・安楽庵策伝を拠り所とした顕彰・活性化事業は平成１３年度に“ぎふブラッシュアップ事業”の一環としてスタートしている。）主な事業として、小学校での出前講座、市内各種団体が主催する落語会への共催、後援を実施した。また、安楽庵

策伝生誕４５０年を記念し、平成１６年２月に学生落語愛好家による落語選手権大会「第一回全日本学生落語選手権・策伝大賞」をＮＨＫ岐阜放送局との共同で開催し、その模様はＮＨＫにおいて番組化され、全国に発信された。回数を重ねるごとに学生の中でも権威ある大会として認識され、入賞者の中にはプロの道に進む者も現れている。

（５）富山市との観光物産交流事業

富山市との都市間交流協定（平成１９年１２月２６日締結）を受け、商業、観光、物産等の相互交流及び活性化を目的として両市で観光物産交流展を開催したほか、富山市民を対象に長良川鵜飼観覧船乗船・市内観光施設の一部割引助成などを行うことで、両市の観光・文化交流を図っている。

（６）レンタサイクル事業

平成１５年度の社会実験結果をもとに平成１７年１０月１日に事業を開始した。現在市内６カ所にレンタサイクルポートを設置している。

レンタサイクルポート

・ＪＲ岐阜駅南口
・岐阜市役所本庁舎（平成２８年１月～）
・岐阜公園
・長良川うかいミュージアム(平成２４年８月～)
・岐阜市長良川防災・健康ステーション（平成２８年４月～）
・みんなの森ぎふメディアコスモス（平成２７年７月～）

利用台数

月	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R１
ポート	15,298台	17,116台	18,355台	19,914台	20,574台	20,892台	17,499台
ﾎﾃﾙ・旅館	1,973台	1,981台	2,731台	3,435台	3,411台	4,081台	3,819台

（７）大河ドラマ「麒麟がくる」を活用した地域活性化推進事業

２０２０年ＮＨＫの大河ドラマ「麒麟がくる」では、謎に包まれる明智光秀の前半生に光を当て、彼の生涯とともに、戦国武将たちの運命の行く末が描かれている。ドラマが岐阜を舞台とした美濃編から始まること、明智光秀の人生に影響を与えたであろう重要な人物として、本市ゆかりの武将である斎藤道三や織田信長が登場することから、ドラマの放送を好機と捉え、観光振興による交流人口の増加を図っていく。

ア　大河ドラマ館

大河ドラマでは、主人公等にゆかりの深い地域に大河ドラマ館を設置し、多くの観光客を迎え入れており、本市においても、令和２年１月１１日から岐阜市歴史博物館２階に「麒麟がくる 岐阜 大河ドラマ館」を設置している。大河ドラマ館では、大河ドラマの主人公である明智光秀のみならず、光秀が仕えた斎藤道三、織田信長にもスポットを当て、メイキング映像を使用したドラマシアター、ドラマに登場する衣装や小道具などに加え、迫力満点のスタジオ再現セット「体感　道三の館」や歴史博物館の所蔵品を活用した戦国時代の歴史展示など、岐阜市ならではの展示を行っている。

入　場　者　数（令和２年）

月	1	2	3	合計
人数	19,384	29,515	16,307	65,206

イ　稲葉山城ゾーンの整備

岐阜公園、金華山一帯を「稲葉山城ゾーン」と称し、サイン整備やトイレの洋式化など受入環境整備等を行い、来園者へのおもてなしを行う。また、「麒麟がくる 岐阜 大河ドラマ館」を設置する歴史博物館及びその周辺を「光秀エリア」、ぎふ金華山ロープウェー山麓駅周辺を「道三エリア」、岐阜城及び岐阜城資料館を「信長エリア」とし、それぞれの武将に関連した展示などを行い、ゾーン内の周遊を促す。

（８）コンベンション都市推進事業

昭和６３年に「国際コンベンションシティ」の指定を経て、平成元年５月には、ソフト事業の中心となる「財団法人岐阜コンベンション・ビューロー」が発足し本格的な活動を開始した。このビューローは、官民一体となって国内外からの各種コンベンションを誘致するとともに、岐阜市で開催されるコンベンションの支援などを具体的に行う機関として設立された。平成元年１１月には、コンベンション振興基金によるコンベンション開催準備資金の無利息融資、開催経費の助成制度をスタートさせ、以後誘致・支援活動に取り組んでいる。その後、平成１４年４月からコンベンションや観光客誘致のさらなる充実を図るため岐阜市観光協会と統合し、「財団法人岐阜観光コンベンション協会」となった。さらに平成２１年に観光庁が策定した「ＭＩＣＥアクションプラン」により、平成２２年を日本のＭＩＣＥ元年とする、訪日外国人の拡大を目指すプログラムの一環としてコンベンションのみならずＭＩＣＥ（Ｍｅｅｔｉｎｇ：企業等の会議、Ｉｎｃｅｎｔｉｖｅ：企業の褒賞・研修旅行、Ｃｏｎｖｅｎｔｉｏｎ：国際会議、Ｅｖｅｎｔ／Ｅｘｈｉｂｉｔｉｏｎ：イベント・展示会)の推進に積極的に取り組んでおり、

平成２５年４月には公益法人制度改革に基づき公益財団法人岐阜観光コンベンション協会へと移行した。一方、本市は、国際会議などを開催する施設、コンベンションの支援体制、宿泊施設などの充実が国に認められ、「国際会議等の誘致の促進及び開催の円滑化等による国際会議の振興に関する法律」（コンベンション法）に基づき、平成６年１０月に運輸省（現国土交通省）から「国際会議観光都市」に認定されたのを契機に、より一層、国際及び全国規模のコンベンション誘致を初め、国際相互理解の推進、地域の活性化の実現に取り組んできた。

ハード面においては、平成７年９月に世界的な建築家安藤忠雄氏の設計による「長良川国際会議場」をオープンさせ、「岐阜メモリアルセンター」、「ぎふ清流文化プラザ」及び「長良川スポーツプラザ」を含めた性格の異なる施設で構成される世界初の１０万人規模の複合施設集積群「世界イベント村ぎふ」を清流長良川畔に誕生させた。長良川国際会議場には、コンベンションが円滑に遂行されるようホテルが隣接している。これにより、国際会議をはじめ学術、大会、文化産業及びスポーツなど様々なコンベンションの開催が可能になった。

今後も、公益財団法人岐阜観光コンベンション協会との連携のもと、ＭＩＣＥの誘致・開催や観光による誘客を通して、全国から、そして世界から人、モノ、情報があつまる「国際会議観光都市・岐阜」を目指していく。

コンベンション開催件数の推移

（東海地区以上の規模のコンベンション）

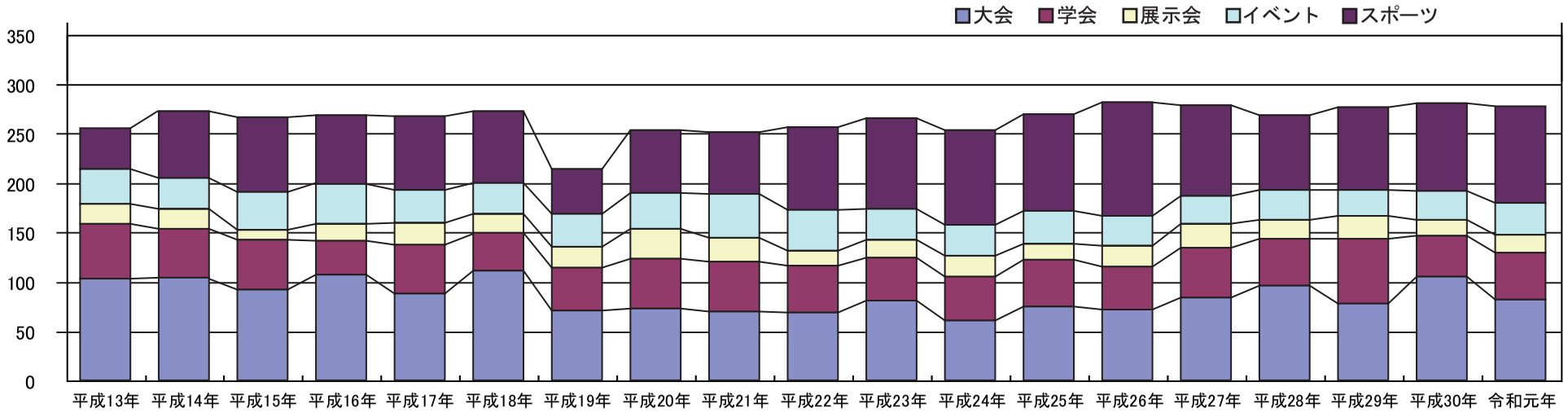

西　暦	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019
元　　号	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
大　　会	102	103	91	106	87	110	70	72	69	68	80	60	74	71	83	95	77	104	81
学　　会	55	49	50	34	49	38	43	50	50	47	43	44	47	43	50	47	65	41	47
展 示 会	20	20	10	17	22	19	21	30	24	15	18	21	16	21	24	19	23	16	18
イベント	35	31	38	40	33	31	33	36	44	41	31	31	33	30	28	30	26	29	32
スポーツ	41	67	75	69	74	72	45	63	62	83	91	95	97	114	91	75	83	88	97
計	253	270	264	266	265	270	212	251	249	254	263	251	267	279	276	266	274	278	275
備　　考	ぱ･る･るプラザ岐阜オープン						じゅうろくプラザオープン		市制120周年		東日本大震災未来会館閉館	ぎふ清流国体・ぎふ清流大会開催			ぎふ清流文化プラザ、ぎふメディアコスモスオープン	第70回全国レクリエーション大会in Gifu開催			

2　文化芸術

平成１９年３月に策定した「岐阜市芸術文化振興指針」を基本に、平成３０年３月に新たな「岐阜市文化芸術指針」を策定し、「文化芸術を楽しみ創造する都市・ぎふ」を目指して文化芸術に関する施策を推進している。

（１）文化芸術振興

ア　文化芸術の創造活動への参加機会の充実

岐阜市民文化祭

・第３２回岐阜市民芸術祭

部　門	公　演　名　称	公　演　日
演劇部門	ぎふ演劇シーズン2019	８月31日～ 12月８日
邦楽部門	祝雅～御代替わりを奏う～	９月23日
洋楽部門	洋楽部会推薦 リサイタルシリーズvol. ９	10月20日
	公開オーディションによる 第20回岐阜市新進演奏家コンサート	11月24日
邦舞部門	舞踊万華鏡～きらめく新時代～	12月22日
洋舞部門	GIFUダンスフェスティバル2019	12月15日

・第７２回岐阜市美術展覧会

日本画、洋画、彫刻、工芸、書、写真、グラフィックデザインの７部門について、市民から作品を公募し審査を行った上で、１０月５日から１０月１３日まで岐阜市文化センターにおいて作品展示した。

・第５５回岐阜市文芸祭

短編、児童文学、現代詩、歌詞、短歌、俳句、川柳、連句、狂俳の９種目について、一般の部を開催したほか､平成１６年度からは、創作、詩、短歌、俳句、川柳の５種目について、小中学生の部を開催している。作品を公募し審査を行った上で、ハートフルスクエアーGにおいて作品展を行うとともに作品集を作成した。

イ　地域文化の再認識

地域に培われてきた文化を再発見・再認識し、大切にしていく機運を醸成していくため、「岐阜文化再発見～市民協働による民話ライブ～」を開催している。伝統的建造物等において、民話や音楽などのライブを市民との協働で開催している。

ウ　優れた伝統文化に接する機会の拡充

清流長良川と金華山を背景にした河川敷の特設舞台において、一流能楽師による「長良川薪能」を市民と一緒になって開催している。鵜舟の篝火から火入れを行う薪能は全国に例はなく、岐阜の夏の風物詩として定着している。

エ　文化芸術を担う人材の育成

地元アーティストが地域の小学校に出向いてコンサート等を行い、子どもの感性を育てる「アートライブ」を実施している。地元アーティストの活躍の場を拡充するとともに、子どもたちが文化芸術に親しみ、活動する機会を通して、創造力を養い、豊かな感受性を育むことのできる環境づくりを推進する。

また、岐阜市で活躍している、または岐阜市出身・ゆかりの芸術家が各中学校に出向き、生徒たちとの演奏や芸術体験などのパフォーマンスを交えながら、文化・芸術に対する情熱を語り伝えてもらう「ウエルカム！アーティスト」を実施している。岐阜市ゆかりの芸術家の活躍の場を拡充するとともに、子どもたちが本物の文化・芸術にふれる機会の充実を図る。

オ　文化芸術に触れる機会の充実

（ア）誰もが気軽に音楽に触れられる機会を提供するとともに、「みんなの森　ぎふメディアコスモス」を中心とした文化によるにぎわい創出を図り、中心市街地を散策しながら、音楽と触れ合う空間を創出する「さんぽ de 野外ライブ」を開催している。

（イ）冬至の日に、色づけした和紙と竹でつくった大きな数字の行灯にあかりを入れ、屋形船の屋根に乗せて長良川に浮かべ、今年を振り返る冬の風物詩「こよみのよぶね」の開催を支援している。

（２）自主文化事業

自主文化事業は、「市民の劇場」という名称で昭和４９年度から実施し、市民の芸術、文化及び教養の向上と福祉の増進を図るものである。国内外の優れた舞台芸術を低料金で鑑賞できる機会を提供する鑑賞型の事業、市民自らが舞台芸術に参加し創造性を高める参加型の事業並びに民俗芸能の伝承保存や青少年の芸術活動への参加醸成を目的とした普及啓発型の事業などを企画実施している。

公　演　名　称	公　演　日	会　場
市民ジャズ・ビッグバンド「楽市JAZZ楽団」事業	練習：平成31年４月～令和２年１月 第12回ジャズフェス：令和２年１月19日(日)	市民会館大ホールほか
初心者のためのダンスワークショップ ～バレエ編～	令和元年７月21日(日)	市民会館練習スタジオ

公　演　名　称	公　演　日	会　場
子ども伝統文化体験教室・発表会 ＆出前講座	体験教室・発表会：令和元年８月17日(土)、18日(日) 能楽出前講座：令和元年12月10日(火)	市民会館大ホール 加納西小学校
松竹大歌舞伎 ～松本幸四郎改め二代目松本白鸚 市川染五郎改め十代目松本幸四郎　襲名披露～	令和元年７月25日(木)	市民会館大ホール
Concert for KIDS　～０歳からの鼓童～	令和元年６月15日(土)	市民会館大ホール
第４１回ぎふアジア映画祭	令和元年10月13日(日)、18日(金)、22日(火・祝)、26日(土)、11月２日(土)、４日(月・祝)、７日(木)、８日(金)、９日(土)、24日(日)、29日（金）30日(土)	市民会館大ホール 文化センター小劇場ほか
市民スタッフ事業	チャレンジ企画：令和元年10月20日(日) ぎふ文化センター寄席：令和元年12月21日(土)	文化センター催し広場ほか
第２６、２７回市民プロデュース公演応援プロジェクト〈公募〉	令和元年５月５日(日)、６日（月・祝）、９月15日(日)、12月８日（日）	文化センター小劇場ほか
ぎふ演劇ワークショップ２０１９	中学生：中止 高校生：令和元年５月２日(木)～５日(日) 一般：令和２年２月15日（土)、16日（日）	市民会館大ホールほか
岐阜市中学校美術作品展２０１９	展示：平成31年４月～令和２年３月	文化センター街並ギャラリー
華麗なるクラシックバレエハイライト ～ロシア４大バレエ劇場の競演～	令和元年７月31日(水)	市民会館大ホール

3　国際交流・多文化共生

国際化社会の進展を背景に、市民の国際理解を深めるため、国際交流の推進はその意義を一層深めている。

本市の海外との交流は、日中国交正常化前の１９６２年に現在の友好都市である中国・杭州市との間で日中不再戦の碑文の交換を行って、両国の恒久平和を願ったことに始まる。その後、杭州市を含めて海外６都市と友好姉妹都市の盟約を結び、これら友好姉妹都市との交流を中心に国際交流を展開している。

この間、多様な分野で民間の国際交流団体の活動が活発化し、本市の国際交流の推進に果たす役割はますます大きくなっている。(公財)岐阜市国際交流協会においても中間支援組織として、民間団体を支援し、連携を図っているところである。

また、東京２０２０オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、大会参加国・地域との人的・経済的・文化的な相互交流を行うホストタウンに本市がスロバキア共和国、カナダ、コートジボワール共和国を相手国として登録され、スポーツや文化など幅広い分野で交流を進めている。

一方、近年、外国人市民の定住化、長期滞在化の傾向が見受けられる中、本市においても、一人一人が互いの文化や考え方を理解し合い、人権を尊重するとともに安心して快適に暮らすことのできる多文化共生社会の実現が求められている。

多文化共生をより一層進めるため、平成２７年３月に「誰もが互いに多様性を理解し合い、ともに新たな魅力を創造するまちをめざして」を基本理念とした「岐阜市多文化共生推進基本計画」を策定し、５年間にわたって各種施策に取り組むとともに、日本人市民と外国人市民の交流・学び・創造の場として、「みんなの森　ぎふメディアコスモス」内に「多文化交流プラザ」を設置し、外国人市民の相談対応や交流イベントなどを実施してきた。令和２年３月には、前計画の理念を継承した「岐阜市多文化共生推進基本計画 -たぶんかマスタープラン2020～2024-」を新たに策定し、外国人市民が必要な情報を得られるまちづくり、外国人市民の生活を支える安全

・安心のネットワークがあるまちづくり、多様性を生かした活気に満ちたまちづくりをオール岐阜の体制で進めていく。

また、平成２８年３月には、「岐阜市多言語案内表示ガイドライン」を作成し、外国人市民や岐阜市を訪問する外国人にもわかりやすい案内表示の整備に取り組んでいるほか、「岐阜市多文化共生シンボルマーク」を作成し、多文化共生推進に対する市民意識の高揚を図っている。

平成２９年３月には、「岐阜市災害時多言語支援センターの設置及び運営に関する協定」を（公財）岐阜市国際交流協会と締結した。地震などの大規模災害が起きた際に、「岐阜市災害時多言語支援センター」をぎふメディアコスモス内に設置し、災害情報の翻訳や避難所巡回など、外国人被災者及び外国人被災者のいる避難所の支援を行う。

（１）友好姉妹都市交流

ア　フィレンツェ市（イタリア）

姉妹都市提携　昭和５３（１９７８）年2月８日
交流分野　平和、市民交流、歴史、学術、文化、産業、教育

イ　杭州市（中国）

友好都市提携　昭和５４（１９７９）年2月２１日
交流分野　平和、市民交流、学術、文化、観光、経済、教育、行政

ウ　カンピーナス市（ブラジル）

姉妹都市提携　昭和５７（１９８２）年2月２２日
交流分野　平和、市民交流、環境、学術、教育、スポーツ

エ　シンシナティ市（アメリカ）

姉妹都市提携　昭和６３（１９８８）年5月１１日
交流分野　平和、市民交流、中心市街地、教育、経済、学術、文化

オ　ウィーン市マイドリング区（オーストリア）

姉妹都市提携　平成６（１９９４）年3月２２日
交流分野　平和、市民交流、学術、文化、環境、教育

カ　サンダーベイ市（カナダ）

姉妹都市提携　平成１９（２００７）年5月２８日
交流分野　平和、市民交流、環境、多文化共生、経済、教育、スポーツ

（２）多文化共生

ア　外国人市民向け相談窓口の設置・資料の発行

英語、中国語、タガログ語、ポルトガル語、ベトナム語

イ　災害時多言語支援センター設置準備・訓練

ウ　岐阜市外国人市民会議による外国人市民からの意見聴取

4　文化財保護

市民、関連団体と連携し、先人の文化的遺産である文化財の保護と活用に努めている。

（１）文化財の保護

ア　文化財の指定

文化財のうち優れたものは、調査の上、条例に基づき指定をすすめ、保護を図っている。

イ　文化財の保存管理、環境整備

史跡・天然記念物等の巡視業務や除草清掃、重要文化財等の修理費補助などを実施している。

ウ　埋蔵文化財の保護

埋蔵文化財と開発事業との調整、土木工事に先立つ記録保存のための緊急発掘調査等を実施している。

エ　文化的景観保存調査

国重要文化的景観の選定地域の整備・保存及び重要な構成要素等の調査、普及啓発を行っている。

オ　鵜飼習俗総合調査

長良川の鵜飼の学術調査を進めるとともに、ユネスコ無形文化遺産登録を目指し、鵜飼文化の魅力発信や保存・継承に取組む。

（２）文化財の活用

ア　普及啓発

文化財説明板の設置やＨＰの充実に努めている。

イ　国史跡・岐阜城跡活用

山麓の織田信長公居館跡及び山上部の石垣の発掘調査を実施。調査の様子を公開し、岐阜城の魅力を全国に発信するとともに、史跡整備に取組む。

ウ　歴史遺産活用

「信長学フォーラム」や「信長学」等のイベント開催を通じて、信長公命名のまち・岐阜市をＰＲするとともに、周辺文化財の保存活用方針を示す文化財保存活用地域計画に基づいた取組みを推進する。

エ　日本遺産の活用

日本遺産に認定された歴史物語「『信長公のおもてなし』が息づく戦国城下町・岐阜」の活用推進のため、情報発信、人材育成などの事業を通じ、地域活性化を図る。

オ　国史跡・加納城跡活用

石垣の測量を実施し、整備に向けた基礎資料を収集する。

指　定　・　登　録　文　化　財　　（令和２年４月１日現在）

種別／指定別	絵画	彫刻	工芸	書籍	典籍	古文書	考古	歴史資料	建造物	史跡	天然記念物		名勝	民俗文化財		文化的景観	登録文化財		合計
											植物	地鉱		有形	無形		建造物	有形民俗	
国	3	8	3	1	－	1	1	－	－	4	1	－	－	1	1	1	15	1	41
県	18	16	13	2	1	－	1	－	6	7	2	2	－	1	1	－	－	－	70
市	38	25	13	12	3	－	7	1	10	25	20	－	2	3	8	－	－	－	167
合計	59	49	29	15	4	1	9	1	16	36	23	2	2	5	10	1	15	1	278

5　歴史博物館

市民が郷土を愛し、郷土の歴史と文化に親しみ、その知識と理解を深める生涯学習の場として活用し、あわせて資料の保存と活用を図り、豊かな市民文化の発展に寄与することを目的として、昭和６０年１１月１日に開館した。

平成１６年度には２階常設展示をリニューアルし、総合展示として再オープンした。

（１）基本的性格

ア　郷土の歴史・文化を理解し、愛する心を市民とともに育む。

イ　戦国時代を中心に、岐阜の歴史・文化を広く全国的・国際的に紹介し、情報発信する基地となる。

ウ　生涯学習とまちづくりに貢献する。

（２）事　　業

ア　展　　示

◎総合展示（２階展示室）

※令和２年１月１１日からは、「麒麟がくる 岐阜大河ドラマ館」を歴史博物館２階で開催のため、総合展示室は閉室中。

［参考］

「特集展示」、「ぎふ歴史物語」、「伝統の技と美」の３部分で構成される。①戦国時代の町屋（楽市場）の実物大の再現など、体感できる展示、②「触れる」体験用の資料や利用者自ら操作する情報機器の配置、③歴博ボランティアを中心とする市民協働による博物館活動、④「特集展示」などテーマを設定し、定期的に展示品を入れ替える展示などを特徴としている。

・原始・古墳
最古の人びと／縄文のムラ／弥生時代から古墳時代へ／古墳をきずく

・古代・中世
律令制と美濃／古代・中世の文化／美濃守護・土岐氏

・戦国ワンダーランド
斎藤道三の登場／岐阜城と城下町／天下鳥瞰絵巻／楽市立体絵巻／戦国立体図鑑／美濃のやきもの

・近　　世
岐阜町／入り交じる領主／加納藩と城下町／祭りと暮らし／町と村の文化

・近代・現代
支配者の交替／文明開化と教育／濃尾震災／戦争と庶民／戦時下の生活／新しい社会

◎特別展示（１階展示室）

博物館の単独主催または他の機関との共催により特別展示を行う。

◎企画展示（１階展示室）

博物館独自のテーマにより博物館資料を中心とした展示を行う。

令和元年度展覧会（歴史博物館本館）

会　　期	展覧会名
4月5日～5月26日	特別展 川端康成と東山魁夷 美と文学の森
6月8日～7月15日	歴博セレクション 鵜飼 －描かれた漁猟－
8月1日～9月23日	企画展 縄文人のくらしと心 －岐阜県の発掘調査から－
9月24日～12月16日	〈休館〉
12月17日～3月15日	企画展 ちょっと昔の道具たち

イ　収　　集

（ア）収集の範囲

岐阜市及びその周辺を中心とするが、参考資料は全国的視野に立って収集する。

（イ）収集の方法

購入、寄贈、寄託等による。

（ウ）収集の分野

実物資料を基本とし、考古、歴史、文学、美術工芸、民俗の各分野にわたって収集する。さらに重要なものについては複製の製作も行う。

ウ　調査研究

（ア）岐阜市及びその周辺の歴史と文化の調査研究

を行う。

（イ）博物館資料に関する専門的及び技術的な調査研究を行う。

（ウ）博物館資料の保存及び展示に関する調査研究を行う。

エ　教育普及

（ア）講座、講演会等を開催するとともに、関連団体の育成に努める。

（イ）案内書、解説書、目録、図録、年報、研究紀要等を作成し、配布する。

オ　情報提供

地域の歴史的、文化的な情報を集積し、一般の利用に供する。

（３）施設概要

所 在 地　　大宮町２丁目１８－１

建 設 費　　２，４４８，１４０千円
（本体工事費、周辺工事費）

構造規模　　鉄骨鉄筋コンクリート造３階建

建築面積　　２，１５９．４８㎡

延床面積　　５，８０２．９４㎡

施設内容

１　Ｆ	特別展示室１	（２２９．１１㎡）
	特別展示室２	（２２８．５９㎡）
	講　　堂	（２３５．６９㎡）
	事　務　室	（１４３．０２㎡）
	会　議　室	（　２７．０６㎡）
	ボランティアルーム	（　２７．９７㎡）
中２Ｆ	講　座　室	（　８１．９７㎡）
	図　書　室	（１１３．３８㎡）
	書　　庫	（　３５．７９㎡）
２　Ｆ	総合展示室	（１，２８０．６０㎡）
	ラ ウ ン ジ	（　４３．２０㎡）
３　Ｆ	収　蔵　庫	（６６０．７９㎡）
	工　作　室	（　５２．００㎡）
	研　究　室	（　７５．８９㎡）
	調　査　室	（　３６．８２㎡）
	資　料　室	（　１８．０５㎡）
	ス タ ジ オ	（　９０．４２㎡）

（４）開館時間等

開館時間　　午前９時～午後５時
（入館は午後４時３０分まで）

休 館 日　　毎週月曜日（祝日のときは翌日）
祝日・休日の翌日（土日を除く）
年末・年始（１２月２８日～１月３日）
その他臨時に休館し、又は休館日を変更することがあります。

※令和２年１月１１日からは、「麒麟がくる 岐阜大河ドラマ館」開催につき年中無休。

観覧料（令和２年４月１日現在）

区　分	個　人		団　体	
	高校生以上	小中学生	高校生以上	小中学生
常設展	３１０円	１５０円	２５０円	９０円
特別展	その都度決めた額			

※団体は２０人以上。

次の方は無料

・市内の７０歳以上の方

・身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳の交付を受けている方、及びその介護の方１人

・市内の小中学生の方

・家庭の日に入館する中学生以下の方

・家庭の日に入館する中学生以下の方に同伴する家族（高校生以上）の方（特別展を除く）

（５）歴史博物館分館　加藤栄三・東一記念美術館

本市の美術普及活動の充実、文化の振興を図るとともに、生涯学習の場として活用し、豊かで潤いのある市民生活の発展に寄与することを目的として、平成３年５月１１日に開館した。

ア　基本的性格

（ア）岐阜市出身の日本画家、加藤栄三・東一兄弟画伯の画業を顕彰するとともに、両画伯の作品の収集、資料の調査研究を行う。

（イ）絵画、彫刻、工芸、書など、岐阜市を中心に活躍する作家の調査研究をするとともに、教育普及活動を多角的に展開する。

（ウ）美術活動を中心とした市民の文化活動の情報センター的な役割を果たす。

（エ）市民が親しみを持ち、同時に学校教育とも深い関係を持つ。

イ　事　　業

（ア）展　　示

原則として第１展示室は加藤栄三・東一両画伯の常設展示室、第２展示室は地元作家・グループ等の研究発表展、当記念美術館の企画展を開催する。

令和元年度展覧会（歴史博物館分館　加藤栄三・東一記念美術館）

第　1　展　示　室		第　2　展　示　室	
会　期	展覧会名	会　期	展覧会名
4月 2日～ 4月29日	日展出品作と下絵	4月 2日～ 4月29日	村上　肥出夫　回顧展
5月 1日～ 7月 7日	所蔵作品展 ～新収蔵作品から～	5月 1日～ 7月 7日	岐阜の地ではばたく　翔美会
7月 9日～10月 6日	(公財)ぎふしん記念財団助成事業 収蔵作品でたどる加藤栄三・東一	7月 9日～ 8月25日	堀江　柾夫　写真展 ～半世紀の記憶～
		8月27日～10月 6日	第20回記念 グループ源流展
10月 8日～12月27日	栄三・東一の愛した 生きものたち	10月 8日～11月17日	岐阜県現代美術家協会選抜展
		11月19日～12月27日	第50回記念　萌土展
1月 5日～ 3月31日	栄三・東一とゆかりの画家たち	1月 5日～ 2月24日	創立40周年記念　岐阜県水墨画協会選抜展
		2月26日～ 3月31日	金田　千加子　洋画展 －愛しき者たちへ－

（イ）収　　集

・収集の範囲

加藤栄三・東一両画伯、地元作家の作品をはじめ、広い視野に立って収集する。

・収集の方法

購入、寄贈、寄託等による。

・収集の分野

実物資料を基本とし、日本画、洋画、彫刻、工芸、書等の各分野にわたって収集する。

（ウ）調査研究

・岐阜市及び岐阜市ゆかりの作家の調査研究を行う。

・美術館資料に関する専門的及び技術的な調査研究を行う。

・美術館資料の保存及び展示に関する調査研究を行う。

（エ）教育普及

・講座等を開催する。

・案内書、解説書、目録、年報等を作成し、配布する。

（オ）情報提供

・地域の美術に関する情報を集積し、一般の利用に供する。

ウ　施設概要

所 在 地　　大宮町１丁目４６番地
建 設 費　　２１０，０００千円（本体工事費）
構造規模　　鉄筋コンクリート造平屋建
建築面積　　５１３．８１㎡
延床面積　　４９０．５９㎡
施設内容　　第１展示室（１１６．６４㎡）
　　第２展示室（１１６．６４㎡）
　　事　務　室（　２１．８７㎡）
　　収　蔵　庫（　３６．８５㎡）
　　荷　解　室（　１５．８０㎡）
　　玄関ホール（　９５．５０㎡）
　　休憩ロビー（　４６．９８㎡）

エ　開館時間等

開館時間　　午前９時～午後５時
　　（入館は午後４時３０分まで）
休 館 日　　毎週月曜日（祝日のときは翌日）
　　祝日・休日の翌日（土日を除く）
　　年末・年始（12月28日～1月3日）
　　その他臨時に休館し、又は休館日を変更することがあります。

観覧料（令和２年４月１日現在）

個　　人		団　　体	
高校生以上	小中学生	高校生以上	小中学生
３１０円	１５０円	２５０円	９０円

※団体は２０人以上。

次の方は無料

・市内の７０歳以上の方

・身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳の交付を受けている方、及びその介護の方１人

・市内の小中学生の方

・家庭の日に入館する中学生以下の方

・家庭の日に入館する中学生以下の方に同伴する家族（高校生以上）の方

（６）歴史博物館分室　原三溪記念室

平成１２年４月に整備された「もえぎの里」に併設した旧柳津町歴史民俗資料館は、平成１８年１月から歴史博物館分室「柳津歴史民俗資料室」となった。その後、平成２８年１０月に原三溪を顕彰する原三溪記念室としてリニューアルオープンした。

ア　基本的性格

原三溪は岐阜市柳津町出身で、世界遺産に登録された富岡製糸場を経営し日本の近代化を牽引するとともに、文化芸術振興にも多大な貢献をした人物。

本記念室では、三溪とふるさと岐阜のかかわりに焦点をあて、三溪の生涯とその業績をパネルで紹介するとともに、展示ケースでは、三溪や三溪ゆかりのテーマを選び展示。

イ　事業

令和元年度展示（歴史博物館分室　原三溪記念室）

期　　間	展　示　名
4月 1日～ 4月11日	山田省三郎～治水に尽くした三溪の師～
4月 7日～ 5月23日	杏村の花鳥画
5月24日～ 7月 5日	杏村の山水画
7月 6日～ 8月16日	歴博コレクション　～三溪の書画～
8月17日～ 9月27日	加納鉄哉～古典へのまなざし～
9月28日～11月 8日	濃尾地震と三溪
11月 9日～12月 3日	近代岐阜の名所
12月24日～ 2月16日	岐阜の焼き物
2月18日～3月22日	明治・大正のおひなさま
3月24日～3月31日	「小学校」の誕生と運営～柳津小学校の近代～

ウ　施設概要

所 在 地　柳津町下佐波西１丁目１５番地
もえぎの里　２階

施設内容　展示室　９０．５㎡
整理室　１９．６㎡
収蔵庫　１６４．９㎡

開館時間等　午前９時～午後５時
（入館は午後４時３０分まで）

休 館 日　毎週月曜日（祝日のときは翌日）
祝日・休日の翌日（土日を除く）
年末・年始
（１２月２８日～１月３日）

観 覧 料　無料

6　市民スポーツ

（１）市民スポーツ

「活力あふれる都市」、「人生を楽しむ都市」を目指す本市にとって、市民一人ひとりが健康で潤いのある充実した生活を営み、生きがいや心の豊かさが生まれることにつながるスポーツ・レクリエーション活動の推進は、極めて大きな意義をもつ。

近年、余暇が増え、少子化や高齢化が進むなど社会環境が急速に変化している。加えて、健康に対する意識が高まり、健康寿命も延びている。そのため、市民のスポーツ活動に対するニーズが高まるとともに、多様化、高度化してきている。このニーズに的確に応えるためには、生涯にわたって継続的かつ多様なスポーツ活動ができる環境づくりを進める「生涯スポーツ」の推進を積極的に行う必要がある。

また、「生きる力」を育むという意味において青少年期のスポーツ活動は、その意義や期待をますます高めている。それに応えるためには、青少年期の一貫指導体制づくりが不可欠であり、地域の社会教育基盤や学校外活動の条件の整備が急務となっている。さらに、本市出身のスポーツ選手の活躍等は、市民に明るい話題やさわやかな感動を提供し、青少年をはじめ広く市民のスポーツ活動への啓発をも促す。これらのことから、スポーツ選手の競技力向上を進める「競技スポーツ」の推進を積極的に行う必要がある。

そこで、本市では「みんな活き生き元気・健幸スポーツシティぎふ」を基本理念として、平成２５年３月に「岐阜市スポーツ推進計画」を策定し、市民誰もが、いつでも、どこでも気軽にスポーツを享受できる環境を整備することで、スポーツを通じて生涯に渡って心身ともに豊かな生活を送ることができるようになることを目指している。具体的には、日常生活での健康づくり、きっかけとなるイベントの開催、学校体育の充実、競技力向上への支援、スポーツ環境の整備という５つの基本方針がある。この計画は、学識者や各関係団体推薦者、行政担当者、市民計１５名で構成する委員会で、年２～３回、その進捗状況を検証し、見直し、審議を図っている。平成３１年３月には、国の動向や市民の意識、施策の進捗等を踏まえ、岐阜市スポーツ推進計画（改訂版）を公表したところである。

こうした現状を踏まえ、「生涯スポーツ」の推進については、以下の３点から進めている。

一つ目は、スポーツを「みる」という点であり、スポーツに対する憧れや動機づけを目的として、「ＦＣ岐阜」との連携などを行っている。

「ＦＣ岐阜」は、平成１８年８月に「株式会社岐阜フットボールクラブ」として誕生し、平成２０年にＪリーグ（Ｊ２）に加盟した。「サッカーを通じて豊かな郷土づくり」を目標に掲げ、クラブと地域社会が一体となり、市民が心身の健康と生活を享受できるよう活動を進めている。本市でも平成１９年２月に庁内連携推進本部を立ち上げ、多面的に連携を進めてきた。令和元年度は、岐阜市ホームタウンデーの開催や福祉施設等での体操教室を通して、連

携を深めている。

二つ目は、スポーツを「する」という点であり、スポーツを通した日常的な健康づくりや爽快感、達成感の体感を目的として、「総合型地域スポーツクラブ」の支援や「岐阜市健幸スポーツターム」と称し、スポーツ推進啓発期間を設け、イベントを実施している。

「総合型地域スポーツクラブ」は、本市に「長森・日野」「精華」「長森南」「みわ」「長良西」「やないづ」「スポーツクラブミニッツ」の７つのクラブがある。これらのクラブは、地域住民一人一人に、生涯スポーツ社会の実現を目指すために立ち上げられた。多世代を対象に多様なプログラムが実践できるよう、積極的に支援を進めていく。

「岐阜市健幸スポーツターム」は、高橋尚子選手の顕彰記念、ぎふ清流国体・ぎふ清流大会開催記念を兼ねて９月から１１月にかけて設定し、「やまなみジョギング・ウォーキング大会」や「健幸エンジョイ・スポーツＤＡＹ」などが行われる。

三つ目は、スポーツを「支える」という点であり、スポーツ活動や大会を支えるスタッフとして参加することにより充実感を得ることを目的とし、「スポーツボランティア」や「スポーツ推進委員」、「スポーツ指導員」との連携を図っている。

「スポーツボランティア」は、ぎふ清流国体・ぎふ清流大会でのボランティアをきっかけに編成され、３８３名（令和２年４月現在）が登録している。岐阜市主催のイベントなどの機会に大会ボランティアとして活躍している。

「スポーツ推進委員」は、市内５０地域に非常勤職員として各２名置かれている。役割としては、市民スポーツの普及と振興を目指すスポーツ・レクリエーション活動の企画とその指導に当たっている。

「スポーツ指導員」は、岐阜市主催の多岐にわたる講習会を受けた方を認定してリーダーバンクに登録し、各種スポーツの指導に行っている。指導員数は１０４名（令和２年４月現在）である。

「岐阜市スポーツ・レクリエーション祭」（５～６月開催、令和元年度１，７９７名参加）、「学童記録会（水泳７月開催、令和元年度３７９名参加、陸上１０月開催、令和元年度６０５名参加）」「新春ぎふシティマラソン」（１月開催、令和元年度７４４名参加）は、各種目協会と前述したスポーツ推進委員連絡協議会、スポーツ指導員連絡協議会の主管で開催している。

その他にも、地域スポーツ少年団の育成補助や指導者の研修活動を行っている。ちなみに、スポーツ少年団には４８団３，１４６名（令和元年６月末現在）の団員が所属している。

次に、「競技スポーツ」の推進については、現在、東京オリンピック・パラリンピックに向けたターゲットエイジ事業として、以下の３点から進めている。

一つ目は、スポーツ選手の裾野を「ひろげる」という点であり、競技人口の拡大をその目的として、「スポーツリーダー活用事業」や「ジュニアスポーツクラブ」等を実施している。

「スポーツリーダー活用事業」は、市内各小中学校や各種関係団体に対し、国体や各種大会で活躍したスポーツリーダー等を派遣して、講話や示範、実技指導の機会をつくる事業である。令和元年度は２６団体に派遣している。

「ジュニアスポーツクラブ」は、市内の体育施設を利用して、小中学生を対象に競技を体験したり、専門的な指導を受けたりするクラブである。卓球・バドミントン・体操・剣道・柔道・陸上・サッカー・ソフトテニス・軟式野球の９種目で、それぞれ、年１５回行い、令和元年度は１，２０８名が受講している。

二つ目は、スポーツ選手を「みがく」という点であり、より高度な専門技術を身に付けることを目的とし、「アビリティアップクラブ」等を実施している。

「アビリティアップクラブ」は、部活動では体験することができない種目に対し、高等学校の部員とともに専門的な指導を受けるクラブである。ホッケー・レスリング・自転車・すもう・ビームライフル・硬式テニスの６種目で、それぞれ年３５回行い、令和元年度は６０名が受講している。卒業生には、アジア大会優勝者や日本記録保持者がいる。

三つ目は、スポーツ選手を「支える」という点であり、強化や大会出場を資金的に援助することを目的とし、「強化指定選手補助事業」を行ったり「大会派遣補助金」を交付したりしている。

「強化指定選手補助事業」は、東京オリンピック・パラリンピックに活躍が期待できる選手を強化指定選手として認定し、競技力向上面に関わるサポートをする。令和元年度は水泳２名、自転車２名、ライフル射撃１名、フェンシング２名、新体操１名、バドミントン２名、ラグビー１名、スケートボード１名を指定した。

「大会派遣補助金」は、市内に在住・在勤若しくは在学する選手、また、本市出身者で国際大会・全国大会で活躍する選手を支援する。令和元年度は、６７件２６７名が利用した。

その他、市民がスポーツに取り組む活動拠点を整備している。市の施設としては、市民総合体育館、南部スポーツセンター、北部体育館、東部体育館、西部体育館、岐阜ファミリーパーク体育館、北西部体育館、岐陽体育館、体育ルーム、もえぎの里多目的体育館、スポーツ交流センターの他、市民プール

などがあり、市主催のスポーツ教室のみならず広く市民に利用されている。

市の体育施設は、平成１３年度より有料運動施設の予約について公共施設予約システムを導入し、インターネットによる施設予約が可能となった。平成１８年４月からは、携帯電話による施設予約も開始した。平成２３年４月からは新しい公共施設予約システムが運用され、より利用しやすくなっている。対象となる施設は、体育館（総合体育館他９館）、野球場（岐阜市民球場他２球場）、多目的運動場（柳津運動場ほか４運動場）、テニスコート（早田テニスコートほか６テニスコート）、サッカー場（岐阜ファミリーパークサッカー・ラグビー場ほか２サッカー場）、スポーツ交流センター。

また、学校等体育施設を、学校教育活動に支障のない範囲で、市民スポーツの活動の場として夜間に開放している。運動場は小学校４４、中学校１９、高校３、その他３の計６９ヶ所。体育館は、小学校４６、中学校２０、特別支援学校１、その他３の計７０ヶ所。格技場は中学校１２校、テニスコートは高校１校。各施設校区開放運営委員会を組織し、委嘱による管理指導員を配置して、諸施設の夜間開放を進めている。

（２）岐阜市民総合体育館

所　在　地　　九重町４丁目２４番地
開設年月日　　昭和４５年１０月１日
総　工　費　　２３１，５００千円
構造規模　　鉄筋コンクリート造３階建
耐震工事　　平成２５年３月（照明ＬＥＤ化）
敷地面積　　４，１３４．００㎡
建物延面積　　５，１８６．２０㎡
施設内容　　１階　事務室、談話室、第１・２会議室、卓球場、相撲場、第１・２トレーニング室、格技室
　　２階　主競技場、剣道場、柔道場
　　３階　弓道場、射撃場、観覧席（固定１８０席）
指定管理者　　ぎふ南スポーツコミュニティ

ア　運　　営

貸切使用、個人使用、定期使用、スポーツ教室の開設などにより、一般市民の体育・スポーツ活動の振興をねらいとして運営している。

開館以来、今日まで多数の市民に利用され、令和元年度はスポーツ教室、貸切使用、個人使用、定期使用で延１０４，５３１人（１日平均３０１人）の利用者があった。スポーツ教室は、当初５種目（弓道、柔道、剣道、体操、壮年健康）であったが、市民の要望にこたえて、現在では、１７種目（バレーボール、卓球、バドミントン、弓道など）に達している。高齢者を対象とした健康体操、女性を対象としたバレーボール、身体障害者を対象とした卓球など、市民の要望に応じて多様化を図っている。また、スポーツ教室修了者で組織するクラブ育成などの特色のある運営も行っている。

イ　屋外施設貸付業務

体育施設貸付業務窓口一元化にともない、昭和５５年度から市民総合体育館で貸付業務を行っている。

対象施設は、野球場（日置江球場ほか７球場）、ソフトボール（旦島球場ほか５球場）、テニスコート（長良川テニスコート場ほか３コート）、サッカー場（鏡島サッカー場）多目的運動場（諏訪山運動場ほか３運動場）。

ただし、鳥羽川テニスコートほか２ケ所は北部体育館。

（３）岐阜市南部スポーツセンター

ア　南部スポーツセンター

所　在　地　　南鶉５丁目８６番地
開設年月日　　昭和５４年５月３日

（ア）建物（東）概要
工事費　　１４５，９００千円
構造規模　　鉄筋コンクリート造２階建
建築面積　　１，６３２㎡
施設内容　　１階　競技場（３０×３４ｍ）、会議室、放送室、器具庫
　　２階　観覧席（２０４席）
競技可能種目
バスケットボール（２面）、グラウンド・ゴルフ場、バレーボール（２面）、卓球（１６台）、バドミントン（８面）、剣道　等

（イ）建物（西）概要
工事費　　１２４，６５０千円
構造規模　　鉄筋コンクリート造２階建
建築面積　　１，０７１．７３㎡
施設内容　　１階　事務室、和室（２室）、トレーニング室、ロビー、男女更衣室
　　２階　柔道場、剣道場、会議室、ロビー
競技可能種目
柔道（１０２畳）、剣道、合気道、居合道　等

事　　業

（ア）施設開放事業
貸切使用、定期使用、個人使用

（イ）スポーツ教室の開設
・女性の部（バレーボール）

・一般の部（総合スポーツ、卓球、バドミントン、ソフトテニス、テニス、エアロビック、ヨーガ）
・親子の部（親子体操）
・高齢者の部（健康体操）
（ウ）体育館デーの開催
利用者数　６３，５８３人（令和元年度）
（１日平均２０３人）
指定管理者　ぎふ南スポーツコミュニティ

イ　南部市民プール

開設年月日　昭和５５年７月２３日
工　事　費　１６５，８９０千円
構造規模　鉄骨１階建
建築面積　３１９㎡
施設内容　２５ｍプール（１０コース）、徒渉プール（円形、１０ｍ半径、１０×１０ｍ方形）、スライダー（すべり台）、洗顔場、男女シャワー、固定テント（休憩用）事務室、男女更衣室、男女シャワー室、男女便所、障害者便所、倉庫（２）、機械室
事　業
（ア）施設開放事業
（イ）プールデー
（無料開放）の開設
利用者数　１０，４４５人（令和元年度）
（１日平均２２２人）
指定管理者　ぎふ南スポーツコミュニティ

（４）岐阜市北部体育館

ア　北部体育館

所在地　正木１０２０番地の２
開設年月日　昭和５６年４月２５日
建設費　３５９，３３２千円
構造規模　鉄筋コンクリート造３階建
建築面積　２，８３６．６０㎡
施設内容　１階　事務室、トレーニング室、会議室、卓球場、柔道場、剣道場
２階　競技場、放送室、器具庫、その他
３階　観覧席（１８６席）
競技可能種目
バスケットボール（２面）、テニス（２面）、バレーボール（２面）、バドミントン（６面）、体操、ハンドボール（１面）、剣道、フットサル（１面）、卓球
利用者数　７４，８２９人（令和元年度）
（１日平均２３９人）
事　業
（ア）施設開放事業
貸切使用、定期使用、個人使用
（イ）スポーツ教室の開設
・女性の部（バレーボール）
・一般の部（総合スポーツ、バドミントン、卓球、インディアカ、テニス、バレーボール）
・少年少女の部（子ども総合スポーツ）
・高齢者の部（健康体操）
（ウ）体育館デーの開催
指定管理者　(株)技研サービス

イ　北部市民プール

開設年月日　昭和６１年７月１日
工　事　費　２３９，６９７千円
構造規模　鉄筋コンクリート造１階建
建築面積　３２６．２９㎡
施設内容　事務室、男女更衣室、男女シャワー室、男女便所、倉庫、機械室、２５ｍプール（８コース４２５㎡）、徒渉プール（２４８㎡）、スライダー（すべり台）、固定テント（休憩用）、洗顔所、男女シャワー
利用者総数　５，７３８人（令和元年度）
（１日平均１２２人）
指定管理者　(株)技研サービス

（５）岐阜市東部体育館

所在地　芥見４丁目６８番地
開設年月日　昭和５９年６月２４日
建設費　４０２，７３３千円
構造規模　鉄筋コンクリート造２階建
（一部鉄骨造）
建築面積　２，８４２．９８㎡
施設内容
管理棟　１階　事務室、卓球室、男女更衣室
２階　体育室（柔道場、剣道場）
競技棟　１階　競技場（３６ｍ×３４ｍ）、会議室、放送室、器具庫
２階　観覧席（２１２席）
競技可能種目
バスケットボール（２面）、バレーボール（２面）、バドミントン（８面）、テニス（３面）、卓球（１６台）、体操、剣道
利用者数　４８，１１３人（令和元年度）
（１日平均１５４人）
事　業
（ア）施設開放事業
貸切使用、個人使用

（イ）スポーツ教室の開設
・女性の部（バレーボール）
・一般の部（バドミントン、テニス、卓球、総合スポーツ、ヨーガ）
・高齢者の部（健康体操）
（ウ）体育館デーの開催
指定管理者　ぎふ南スポーツコミュニティ

（６）岐阜市西部体育館

ア　西部体育館

所　在　地　鏡島南２丁目８番地４０
開設年月日　昭和６０年６月３０日
建　設　費　４３１，８６９千円
構造規模　鉄筋コンクリート造３階建
建築面積　２，８４５．７０㎡
施設内容　１階　事務室、会議室、卓球室、柔道場、剣道場、トレーニング室
２階　競技場、放送室、器具庫
３階　観覧席（１６８席）
競技可能種目
バスケットボール（２面）、バレーボール（２面）、バドミントン（８面）、テニス（２面）、卓球、体操、剣道
利用者数　７８，８３４人（令和元年度）
（１日平均２５２人）
事　業
（ア）施設開放事業
貸切使用、定期使用、個人使用
（イ）スポーツ教室の開設
・女性の部（バレーボール）
・親子の部（親子体操）
・少年少女の部（子ども総合）
・一般の部（バドミントン、総合スポーツ、テニス、卓球、合気道）
・高齢者の部（健康体操）
（ウ）体育館デーの開設
指定管理者　ぎふ南スポーツコミュニティ

イ　本荘市民プール

所　在　地　寿町２丁目１３番地
開設年月日　昭和５５年７月９日
工　事　費　４２，７００千円
構造規模　木造１階建　４１㎡
施設面積　５２０㎡
施設内容　２５ｍ×１４ｍ（６コース）
徒渉プール（変形７１㎡）
利用者総数　３，４８６人（令和元年度）
（１日平均７４人）
指定管理者　ぎふ南スポーツコミュニティ

（７）岐阜ファミリーパーク体育館

所　在　地　山県北野２０７８番地の１
開設年月日　昭和６２年１１月３日
建　設　費　７０１，０５０千円
構造規模　鉄筋コンクリート造２階建
建築面積　２，９２６．２７㎡
施設内容　１階　事務室、談話ロビー、男女更衣室、男女シャワー室、男女便所
２階　競技場（３６ｍ×３６ｍ）放送室、器具庫、多目的室（卓球）、トレーニング室、研修室、和室、男女更衣室
競技可能種目
バスケットボール（２面）、バレーボール（２面）、テニス（２面）、バドミントン（８面）、卓球、剣道
利用者数　４７，４４６人（令和元年度）
（１日平均１５２人）
事　業
（ア）施設開放事業
貸切使用、定期使用、個人使用
（イ）スポーツ教室の開設
・女性の部（バレーボール）
・一般の部（テニス、総合スポーツ、バドミントン）
・高齢者の部（健康体操）
（ウ）体育館デーの開催
指定管理者　(株)技研サービス

（８）岐阜市北西部体育館

所　在　地　則松２丁目６５番地の２
開設年月日　平成２年８月１日
建　設　費　４９７，０４０千円
構造規模　鉄筋コンクリート造２階建
建築面積　２，７１７．３９㎡
施設内容　１階　事務室、競技場（３４ｍ×３６ｍ）、卓球場、会議室、放送室、和室、器具庫、男女更衣室
２階　ロビーホール
観覧席（２４０席）
競技可能種目
バレーボール（２面）、バスケットボール（２面）、テニス（２面）、バドミントン（８面）
利用者数　３８，５９７人（令和元年度）
（１日平均１２３人）
事　業
（ア）施設開放事業
貸切使用、個人使用

（イ）スポーツ教室の開設
・女性の部（バレーボール）
・一般の部（テニス、総合スポーツ）
・少年少女の部（器械体操）
・高齢者の部（健康体操）
（ウ）体育館デーの開催
指定管理者　(株)技研サービス

（９）岐阜市岐陽体育館

所　在　地　上川手７３５番地２
開設年月日　平成１２年４月１日
構造規模　鉄筋コンクリート造３階建（２階のみ）
建築面積　１，４６０．１２㎡
施設内容　競技場（３１．５ｍ×２８ｍ）
利用者数　２９，０６９人（令和元年度）
（１日平均８４人）
指定管理者　ぎふ南スポーツコミュニティ

(10) 岐阜市体育ルーム（ハートフルスクエアーＧ内）

所　在　地　橋本町１－１０－２３
開設年月日　平成１４年１月２６日
施設面積　７８６．１０㎡
施設内容　事務室、多目的体育室、剣道場空手道場、柔道場、男女シャワー更衣室、クライミングウォール
利用者数　４８，０４４人（令和元年度）
（１日平均１３８人）
事　業
（ア）施設の開放事業
（イ）スポーツ教室
・一般の部（剣道、空手道、太極拳、ヨーガ、エアロビック、クライミング）
・少年少女の部（クライミング、剣道）
・高齢者の部（健康体操）
（ウ）体育館デーの開催
指定管理者　(公財)岐阜市教育文化振興事業団

(11) もえぎの里多目的体育館

（もえぎの里３階旧もえぎの里体育館と一体の体育館として開設。平成２９年度より、指定管理施設）

ア　競技場兼集会場、会議室

所　在　地　柳津町下佐波西１丁目４１番地
開設年月日　平成２８年７月３０日
構造規模　鉄筋コンクリート造２階建
建築面積　１，９３９．５７㎡
施設内容　１階　事務室、会議室、競技場兼集会場、ステージ、男女更衣室（シャワー含む）、倉庫
２階　観覧室（１２５席）
競技可能種目
バレーボール（２面）、バスケットボール（１面）、テニス（１面）、バドミントン（４面）、卓球（１８台）、フットサル（１面）、ハンドボール（１面）
利用者数　７７，７８７人（令和元年度）
（１日平均２４９人）
事　業
（ア）施設開放事業
貸切使用
（イ）スポーツ教室の開設（平成２９年度より）
ソフトバレーボール、ヨーガ、太極拳

イ　アリーナ、トレーニングルーム（もえぎの里３階）

開設年月日　平成１２年４月１日
（旧もえぎの里体育館として）
建築面積　６５４．０９㎡
施設内容　バドミントン（２面）、ソフトバレー（２面）、卓球（８台）、剣道、空手、ダンス、エアロビクス他
利用者数　３０，４５３人（令和元年度）
（１日平均９７人）
事　業　施設開放事業
（貸切使用、個人使用）
指定管理者　ぎふ南スポーツコミュニティ

(12) 岐阜市スポーツ交流センター

所　在　地　曽我屋１丁目１４５番地１
開設年月日　平成２８年２月１日
構造規模　鉄骨造平屋建
施設面積　７２５．１４㎡
施設内容　事務室、トレーニングルーム、ストレッチルーム、会議室、談話室、交流サロン、男女更衣室（シャワー室含む）
利用者数　※ＦＣ岐阜は除く。
・トレーニングルーム
１１，５３７人（令和元年度）　５３人／日

7　長良川国際会議場

（１）概　　要

長良川国際会議場は、岐阜市が国際コンベンション都市を目指して日本各地や世界の国々から人、モノ、情報が集まり、それらが活発に交流してにぎわうまちづくりを推進するため、総合交流拠点として平成７年９月１日にオープンした。

「金華山と長良川を建物の一部に取り込み、自然

と調和した、岐阜にしかないものをつくりたい」という発想のもとに編み出したユニークな建物である。

１，６８９人（最大１，９２９人）を収容できるメインホールをはじめ国際会議室、大会議室、その他の会議室などのコンベンション施設のほか、４階までの吹き抜けの市民ギャラリー、金華山、長良川を借景とした階段状の屋上庭園を備えている。

設計は世界的な建築家・安藤忠雄氏。

（２）建　　物

名　　称	長良川国際会議場（NAGARAGAWA CONVENTION CENTER）
所 在 地	岐阜市長良福光２６９５番地２
構　　造	鉄骨鉄筋コンクリート造 地下１階地上５階
敷地面積	２６，５３０．９㎡（隣接ホテル敷地含む）
延床面積	１９，２６４．５２㎡
開　　館	平成７年９月１日
建物高さ	２７．５m
駐 車 場	地下駐車場（有料）　６１台 長良ヶ丘駐車場（無料）　２０台 「岐阜メモリアルセンター南駐車場」（有料） ２６９台　バス１４台
建 設 費	１３５億円
運営管理	トリニティぎふが指定管理者として運営を行っている。

（３）施 設 概 要

施　　設	面　積	収　容　定　員
メインホール	舞台 705㎡	
大ホール使用 （1階席、2階席を使用）		1,684席 身障者用　３席 （最大1,929席）
中ホール使用 （１階席のみ使用）		1,290席 身障者用　３席
練　習　室	98㎡	
国際会議室	300㎡	スクールスタイル 80席
大会議室	400㎡	スクールスタイル 306席 シアタースタイル 450席
第１会議室	42㎡	スクールスタイル 24席 口の字スタイル 24席
第２会議室	66㎡	スクールスタイル 42席 口の字スタイル 36席
第３会議室	66㎡	スクールスタイル 42席 口の字スタイル 36席
第４会議室	42㎡	スクールスタイル 24席 口の字スタイル 24席
第５会議室	85㎡	スクールスタイル 54席 口の字スタイル 42席
特別会議室	68㎡	対面スタイル 12席

（４）施設の利用料金

（令和２年４月１日現在）

施設名 ＼ 時間区分		午　前	午　後	夜　間	全　日	時間外使用	
		8:00～12:00	13:00～17:00	17:30～21:30	8:00～21:30	1時間につき	30分間
メインホール		円	円	円	円	円	円
大ホール使用	平　日	56,570	93,340	113,140	229,110	28,280	14,140
（1階席、2階席を使用）	土・日・休日	73,540	121,620	147,080	298,460	36,770	18,380
中ホール使用	平　日	43,890	70,710	86,320	172,540	21,470	10,730
（1階席のみを使用）	土・日・休日	56,570	91,980	111,780	224,920	27,860	13,930
ホワイエ使用	平　日	16,970	28,000	33,940	68,730	8,480	4,240
（舞台・客席以外を使用）	土・日・休日	22,060	36,480	44,120	89,530	11,030	5,510
舞台練習使用	平　日	8,770	14,140	17,260	34,500	4,290	2,140
（舞台のみを使用）	土・日・休日	11,310	18,390	22,350	44,980	5,570	2,780
撮影使用	平　日	8,770	14,140	17,260	34,500	4,290	2,140
	土・日・休日	11,310	18,390	22,350	44,980	5,570	2,780
練　習　室		3,770	6,180	7,640	15,600	1,880	940

施設名 ＼ 時間区分	午　前	午　後	夜　間	全　日	時間外使用	
	9:00～12:00	13:00～17:00	17:30～21:30	9:00～21:30	1時間につき	30分間
国際会議室	25,560	41,060	41,060	96,170	10,160	5,080
大会議室	27,130	43,580	43,580	101,820	10,890	5,440
第１会議室	3,770	5,130	5,130	12,780	1,250	620
第２会議室	5,970	7,960	7,960	19,800	1,990	990
第３会議室	5,970	7,960	7,960	19,800	1,990	990
第４会議室	3,770	5,130	5,130	12,780	1,250	620
第５会議室	6,490	8,590	8,590	21,680	2,090	1,040
特別会議室	5,230	7,120	7,120	17,490	1,670	830

備考　１　入場料その他これに類する対価を徴収する場合又は商品の宣伝、展示、販売等営利を目的として使用する場合の利用料は、この表に定める利用料の１０割に相当する額を加算した額とする。ただし、練習、準備等のために使用する場合の利用料は、この表に定める利用料とする。

２　メインホールの大ホール使用とは、１階席および２階席を使用する場合とする。

中ホール使用とは、１階席のみ使用で入場者数が定員（通常１，２９５人）以下の使用の場合とする。

３　午前及び午後の使用並びに午後及び夜間の使用の場合（区分間の使用を含む）は、それぞれの掲げる区分額の合計額とする。

４　時間外使用とは、やむを得ない理由により、午前８時（又は午前９時）以前又は午後９時３０分以降および午後区分に接続した１２時３０分～１３時の時間帯を準備、撤去等のために使用する場合とする。なお、午前・午後を連続使用する場合は、時間外使用区分（１２時３０分～１３時）の利用料は不要。

５　「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８条)に規定する休日を言う。

６　附属設備等の利用料金及びメインホールの冷暖房料は、別途必要。

（５）主な共催事業

人々が交流し情報を発信できる中核施設として、シンポジウム等のコンベンション事業を中心にしながらも、イベント系の事業も取り入れ、国内外からイベント、コンベンションを誘致し、実施する。

事　業　名	期　日
第86回　ＮＨＫ全国学校音楽コンクール 岐阜県コンクール	令和元年８月１日(木)
劇団四季ミュージカル 「エビータ」	令和元年９月22日(日)
第17回全日本学生落語選手権 「策伝大賞」	令和２年２月22日(土) 令和２年２月23日(日)
策伝大賞開催記念 「文枝・志の輔春待ち二人会」	令和２年２月24日 (月・祝)

8　道の駅柳津交流センター

（１）概　　要

本施設は、岐阜市と名神高速道路岐阜羽島ＩＣやＪＲ東海道新幹線岐阜羽島駅を結ぶ幹線道路沿に位置する、岐阜県内４４番目に開駅した都市型の道の駅である。また近隣には、スポーツ広場や遊歩道、芝生広場などを備えた境川緑道公園があり、利用者の憩いの場となっている。

（２）建　　物

場　　所　岐阜市柳津町仙右城７６９６番地１
登録年月日　平成１６年８月２日
併用年月日　平成１７年２月１９日（東エリア）
　　平成１８年１２月１６日（西エリア）
施設面積　１１，３９０㎡
構　　造　鉄筋コンクリート造
駐 車 場　７４台
　（大型車６台、普通車６４台、身障者３台、妊婦１台）
開館時間　午前９時～午後７時
　　（駐車場、トイレは２４時間）
休 館 日　月曜日（祝日の場合は翌日）
　　年末年始（１２月３１日～１月３日）
運営管理　有限会社アミカル柳津が指定管理者として運営を行っている。

（３）施設概要

施　設	概　　要
駐 車 場	７４台収容
展望施設	「柳津」にちなんで施設の高さは８．７１２mあり、北東に金華山や御嶽山、北西に伊吹山を一望できます。
物 販 館	柳津地域の特産物である「佐波いちご」を使った銘菓など特産物を多数取り揃えています。
情 報 館	大型ディスプレイを使い道路情報や気象情報、災害情報などを提供しています。

9　じゅうろくプラザ（岐阜市文化産業交流センター）

（１）概　　要

平成１８年１０月末に閉館した、日本郵政公社所有の「ぱるるプラザ岐阜」を取得し、新しい文化産業の交流拠点として、平成１９年９月１日にオープンした。岐阜県内初のネーミングライツを導入し、「じゅうろくプラザ」と命名された。

（２）建　　物

場　　所　岐阜市橋本町１丁目１０番地１１
敷地面積　２，３７１㎡
構　　造　鉄筋コンクリート造陸屋根地下１階６階建
規　　模　延床面積　１０，２１４．０１㎡
　１階　１，８６１．４８㎡
　２階　１，９１０．１２㎡
　３階　１，２６６．５４㎡
　４階　１，２６６．５４㎡
　５階　１，７２７．６７㎡
　６階　２７５．０３㎡
　地下１階　１，９０６．６３㎡

取得費　　９６６，６２５，０００円
（土　地　　６１７，５００，０００円
建　物　　３４９，１２５，０００円）
運営管理　Ｔ・Ｈ・Ｂファシリティズが指定管理者として運営を行っている。

（３）施設概要

階数	施設	概要
地下１階	駐車場	58台収容の機械式駐車場
１階	展示ギャラリー	エントランス隣のスペースで展示棚・展示パネルを常備し、さまざまな作品の展示が可能。
	レストラン	コーヒーからディナーまで幅広いメニューで、４階・５階へのバンケットサービスにも対応。
	総合受付	広く、わかりやすい受付。
２階	ホール	600名収容のホール。観覧席を格納し、オールフラットのホールとしても利用可能。
	研修室６	30名程度の研修などに利用可能。
３階	スタジオ１・２	防音設備の整ったスタジオ。
	楽屋１～５	２階ホールの楽屋。楽屋１～３は洋室、楽屋４・５は和室。
４階	研修室１～５	10数名から30名程の小規模の研修などに利用可能。研修室５は和室。
５階	大会議室	面積342㎡、最大240名収容可能の大会議室。
	中会議室１・２	大会議室を２室に分割した会議室。
	小会議室１・２	50名から70名ほどの会議等に利用可能。
	和会議室	和室42畳の会議室。

（４）施設の利用料金

ア　ホール・楽屋　　（令和２年４月１日現在）

時間帯／施設名	全日 8:00～21:30	午前 8:00～12:00	午後 13:00～17:00	夜間 18:00～21:30	時間外使用 1時間につき
ホール（平日）	111,460円	27,230円	41,900円	58,660円	19,060円
ホール(土･日･休日)	136,190円	36,660円	57,610円	68,090円	21,260円
楽屋１，２	10,580円	2,610円	4,190円	5,760円	1,880円
楽屋３	8,060円	1,880円	3,140円	4,190円	1,360円
楽屋４，５	6,280円	1,460円	2,610円	3,140円	1,040円

イ　スタジオ・会議室・研修室

時間帯／施設名	全日 9:00～21:30	時間貸 1時間につき	時間外使用 1時間につき
スタジオ１	12,560円	1,570円	1,780円
スタジオ２	17,600円	2,200円	2,510円
大会議室	142,400円	17,800円	20,950円
中会議室１，２	75,200円	9,400円	11,520円
小会議室１，２	37,600円	4,700円	5,230円
和会議室	29,280円	3,660円	4,190円
研修室１，２，６	9,600円	1,600円	2,140円
研修室３，４，５	6,600円	1,100円	1,600円

※中会議室は大会議室を２分割して使用する。このため中会議室のいずれか若しくは両方と大会議室との同時使用は不可能。

ウ　展示ギャラリー

時間帯／施設名	全日 9:00～21:30	時間外使用 1時間につき
展示ギャラリー	5,230円	520円

エ　暖房料及び冷房料

ホール／１時間につき	3,140円

オ　駐車場

使用時間	時間貸 ～８時間	フルタイム ８～13時間30分	延長 13時間30分～
利用料金	30分150円	2,400円	2,400円に30分150円を加算

備考
１．入場料その他これに類する対価を徴収する場合又は商品の宣伝、展示、販売等営利を目的として使用する場合の利用料金（駐車場並びに暖房料及び冷房料に係るものを除く）は、この表に定める利用料金の１０割に相当する額を加算した額とする。ただし、練習、準備等のために使用する場合の利用料金は、この表に定める利用料金とする。
２．ホール・楽屋の使用において、午前及び午後並びに午後及び夜間の使用の場合は、それぞれに掲げる時間区分の合計額とする。
３．時間外使用とは、やむを得ない理由により、それぞれの施設における使用可能時間（全日の欄参照）外にて、使用する場合とする。
４．休日とは、国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日をいう。
５．附属設備等の利用料金は、別途必要。

10　岐阜市長良川鵜飼伝承館

（１）概　　要

長良川ホテル閉館により、平成１４年９月をもって長良川ホテル本館及び従業員寮の跡地が岐阜市に更地返還されたことから、隣接地「鵜飼ひろば」とともに、長良川・金華山・岐阜城を借景とする新たな名所として、また「長良川の鵜飼」を伝承していく場として整備した。（平成２４年８月１日オープン）

（２）建　　物

場　　所　岐阜市長良５１番地２
施設面積　１０，４５８．６２㎡
施設構成

施　設		面積(延床面積)	備　考
本　　館		1,888.1㎡	鉄筋コンクリート造 一部鉄骨造２階建
四阿（あずまや）		186.4㎡	鉄骨造１階建
駐車場及び屋外トイレ		148.0㎡	鉄筋コンクリート造 １階建
鵜の生態展示コーナー		29.2㎡	鉄骨造１階建
屋外倉庫		17.3㎡	鉄筋コンクリート造 １階建
交流体験広場		354.0㎡	
駐車場	一般駐車場	2,856.6㎡	67台
	大型車駐車場	257.6㎡	６台
	身障者用駐車場	40.8㎡	２台

施設整備費　約１３億円
運営管理　ＪＮＦうかいミュージアムが指定管理者として運営を行っている。

（３）施設概要

施　設	面積	備　考
展示室（本館）	544.6㎡	映像やグラフィックにより長良川鵜飼文化の魅力を分かりやすく紹介。
特別展示室（本館）	59.8㎡	国の重要有形民俗文化財である「長良川鵜飼用具」を中心に鵜飼に関する資料を紹介。
会議室	56.8㎡	会議スペース。30名程度の会議等に利用可能。
多目的スペース	64.5㎡	多目的スペース。鵜飼の説明や実演などを行う。
物販スペース	63.1㎡	土産品等の販売。
飲食スペース	110.0㎡	飲食及び喫茶サービスの提供。
四阿（あずまや）	186.4㎡	休憩所。占有利用も可能な施設。90名収容可能。
鵜の生態展示コーナー	29.2㎡	鵜飼で用いられるウミウを生きたまま展示。

（４）施設の利用料金

ア　展示室観覧料　（令和２年４月１日現在）

利用区分		大人	小人
個人	1人　1回	500円	250円
団体	1人　1回	400円	200円

備考
１．大人とは、15歳以上の者（中学生である者を除く。）をいい、小人とは、４歳以上15歳未満の者（中学生である者にあっては、15歳以上の者を含む。）をいう。
２．団体は、20人以上であること。

イ　四阿

		占有	一部占有	
			30席	60席
午前９時～午後９時	１時間につき	2,250円	790円	1,580円
区分外	30分につき	1,120円	390円	790円

ウ　会議室・多目的スペース

		会議室	多目的スペース
午前	午前９時～午前12時	2,160円	2,460円
午後	午後１時～午後５時	2,880円	3,280円
夜間	午後６時～午後９時	2,160円	2,460円
区分外	30分ごとにつき	360円	410円

エ　交流体験広場

交流体験広場（占有）		
全日	午前９時～午後９時	25,160円
午前	午前９時～午後１時	8,460円
午後	午後１時～午後５時	8,460円
夜間	午後５時～午後９時	8,460円

※入場料その他これに類する対価を徴収する場合又は商品の宣伝、展示、販売等営利を目的として使用する場合の利用料金は、この表に定める利用料金の１０割に相当する額を加算した額とする。ただし、練習、準備等のために使用する場合の利用料金は、この表に定める利用料金の範囲内の額とする。

オ　駐車場

普通自動車	1台　30分ごと	100円 （注１）
大型・中型自動車	1台　1回	1,000円（注２）

※普通自動車は、２２：００～６：００最大料金６００円とする。
※大型・中型自動車が０：００（深夜の１２時）を超えて利用する場合、２回分の料金とする。

（注１）展示室を観覧する場合もしくは、レストランでご飲食の場合、入庫後９０分まで無料とする。ミュージアムショップで１，０００円以上お買い上げの場合、入庫後６０分まで無料とする。複合利用した場合でも、１回の駐車での無料時間の上限は９０分とする。
（注２）展示室を観覧する場合、入庫後１８０分まで無料とする。

11　文化会館

（１）岐阜市文化センター

旧市民センターは、昭和２８年に建設され、市民の文化・スポーツ・レクリエーション行事などの中心として利用されてきたが、建物の老朽化が著しく改築が決定された。

そのため、市民の各界各層の代表者からなる「市民センター改築構想懇談会」を昭和５５年に設置し、本市のシンボル的拠点施設にすべく検討を重ね、そこで示された構想を基本に「市民センター改築設計競技」を行い、その最優秀作品を採用した。

昭和５９年１１月３日の開館以来、本市の文化振興の拠点推進施設として、多くの市民に親しまれている。

ア　施　設

総　工　費　　３８億円
構　　造　　鉄骨鉄筋コンクリート造地下１階地上４階
敷地面積　　３，５３７．３９㎡
建築面積　　３，２２４．６３㎡
建築延面積　　１０，２７０．２１㎡
指定管理者　　一般財団法人岐阜市公共ホール管理財団

施設室名	収容定員	備考
催し広場	1,800～2,000	移動椅子　控室２室
小劇場	500	固定椅子　楽屋４室
練習室	50	
展示室	150	机使用の場合は120人
第１・２会議室	各30	
音楽室	30	
録音室	4	
音楽スタジオ	10	
第１・２美術工芸室	各20	
和室（舞台付）	120	
和室（茶室付）	30	
囲碁室	80	（30卓）
街並ギャラリー	１区画３面	
シャワー室	男女２ヶ所ずつ	

イ　使用料　　（令和２年４月１日現在）

使用区分 ＼ 時間区分		午前 午前８時から正午まで	午後 午後１時から午後５時まで	夜間 午後５時30分から午後９時30分まで	全日 午前８時から午後９時30分まで	午前８時以前及び午後９時30分以後１時間につき	摘要
催し広場	平日	42,900円	69,100円	84,800円	169,700円	20,900円	入場料その他これに類する対価を徴収する場合又は商品の宣伝、展示、販売等営利を目的として使用する場合の使用料は、この表に定める使用料の10割に相当する額を加算した額とする。 ただし、準備、撤去、リハーサル等のために使用する場合その他市長が特別の理由があると認める場合の使用料は、この表に定める額とする。
	土・日・休日	56,500	93,200	113,100	226,200	28,200	
小劇場	平日	11,520	23,040	25,140	51,330	6,390	
	土・日・休日	15,710	28,280	33,520	68,090	8,480	
練習室		2,510	4,290	5,130	10,160	1,250	
展示室	展示室として使用する場合	午前９時から午後５時まで	13,610	午前９時以前及び午後５時以後１時間につき		1,670	
	会議室として使用する場合	午前９時から正午まで	午後１時から午後５時まで	午後５時30分から午後９時30分まで	午前9時から午後９時30分まで	午前９時以前及び午後９時30分以後１時間につき	
		4,500	7,640	7,640	16,760	1,990	
会議室（第１・第２各室につき）		2,400	3,140	3,140	7,750	830	
音楽室・音楽スタジオ（各室につき）		940	1,460	1,460	3,350	410	
録音室（備品使用を含む）		5,130	6,800	6,800	16,760	1,670	
美術工芸室（第１・第２各室につき）		940	1,460	1,460	3,350	410	
和室（舞台付）		4,500	7,640	7,640	16,760	1,990	
和室（茶室付）		1,990	2,510	2,510	6,490	730	

囲　　碁　　室	１人１回	620円（入室料）	
街　並　ギ　ャ　ラ　リ　ー	１区画７日間	5,130円（１区画は３面）	
シ　ャ　ワ　ー　室	１回につき	1,670円	
暖　房　料　及　び　冷　房　料	１時間につき	14,140円以内で市長が定める額	
備　品　及　び　附　属　設　備	１件につき１回	14,140円以内で市長が定める額	

（２）岐阜市民会館

昭和４０年１２月１日長い間市民の憩の場として親しまれてきた旧公会堂は、時代の推移とめざましく発展する郷土にふさわしい殿堂をとの要望から、これを取り壊し、昭和４２年２月１日同地に市民会館が建設された。

開館以来、多くの市民に愛され、利用されてきた市民会館は、地域の文化芸術の拠点施設として、大きな役割を果たしている。

ア　施　　設

本　館

総　工　費　　５億７，３８４万円

構　　造　　鉄筋コンクリート造一部鉄骨造地下１階地上４階

敷地面積　　５，４３２．８８㎡

建築面積　　３，１４８．９２㎡

建築延面積　　８，２６５．７４㎡

指定管理者　　一般財団法人岐阜市公共ホール管理財団

施設室名	収容定員	備　　考
大　ホ　ー　ル	固定 1,501	楽屋４室
展示ギャラリー		
会　議　室　８　０	80	椅子のみ使用で最大180人
会　議　室　４　８	48	
多目的ルームＡ・Ｂ	各48	
練　習　ス　タ　ジ　オ	60	
和　　室	32	
シ　ャ　ワ　ー　室	男女1ケ所ずつ	

イ　使　用　料　　（令和２年４月１日現在）

使用区分		時間区分	午　前	午　後	夜　間	全　日	午前８時以前及び午後９時30分以後１時間につき	摘　　要
			午前８時から正午まで	午後１時から午後５時まで	午後５時30分から午後９時30分まで	午前８時から午後９時30分まで		
大　ホ　ー　ル	平　　日		33,500円	56,500円	66,000円	133,000円	16,700円	入場料その他これに類する対価を徴収する場合又は商品の宣伝、展示、販売等営利を目的として使用する場合の使用料は、この表に定める使用料の10割に相当する額を加算した額とする。 ただし、準備、撤去、リハーサル等のために使用する場合その他市長が特別の理由があると認める場合の使用料は、この表に定める額とする。
	土・日・休日		44,000	66,000	88,000	177,000	22,000	
展示ギャラリー	展示使用		午前９時から午後５時まで		午前９時以前及び午後５時以後１時間につき			
			16,760		2,090			
	展示以外		午前９時から正午まで	午後１時から午後５時まで	午後５時30分から午後９時30分まで	午前９時から午後９時30分まで	午前９時以前及び午後９時30分以後１時間につき	
			8,270	13,610	13,610	30,380	3,450	
会議室８０	展示使用		午前９時から午後５時まで		午前９時以前及び午後５時以後１時間につき			
			13,610		1,670			
	展示以外		午前９時から正午まで	午後１時から午後５時まで	午後５時30分から午後９時30分まで	午前９時から午後９時30分まで	午前９時以前及び午後９時30分以後１時間につき	
			6,800	11,520	11,520	25,140	2,820	
会議室４８ 多目的ルームＡ 多目的ルームＢ	展示使用		午前９時から午後５時まで		午前９時以前及び午後５時以後１時間につき			
			6,180		830			
	展示以外		午前９時から正午まで	午後１時から午後５時まで	午後５時30分から午後９時30分まで	午前９時から午後９時30分まで	午前９時以前及び午後９時30分以後１時間につき	
			3,350	4,400	4,400	11,520	1,150	
練　習　ス　タ　ジ　オ			午前９時から正午まで	午後１時から午後５時まで	午後５時30分から午後９時30分まで	午前９時から午後９時30分まで	午前９時以前及び午後９時30分以後１時間につき	
			3,980	5,340	5,340	13,400	1,360	

和　　室	午前９時から正午まで	午後１時から午後５時まで	午後５時30分から午後９時30分まで	午前９時から午後９時30分まで	午前９時以前及び午後９時30分以後１時間につき
	1,460	1,990	1,990	5,020	520
シャワー室	１回につき　1,150円				
暖房料及び冷房料	１時間につき　7,120円以内で市長が定める額				
備品及び附属設備	１件につき１回　14,140円以内で市長が定める額				

12（公財）観光コンベンション協会

本紙が運輸省「国際コンベンションシティ」の第一次指定を受けたことにより、平成元年５月に岐阜県、岐阜市岐阜商工会議所、一般企業からの出資により（財）岐阜コンベンション・ビューローとして設立。平成１４年４月には岐阜市観光協会と統合し、（財）岐阜観光コンベンション協会に名称変更。平成２５年４月に公益財団法人に移行。本市におけるコンベンション並びに観光の振興を図り、もって国際相互理解の増進並びに地域経済の活性化及び文化の向上に質する事を目的として事業に取り組んでいる。

（１）概　　要

名　　称　公益財団法人
　　岐阜観光コンベンション協会
事 務 所　神田町１丁目８番地の５
　　協和興業ビル６階
基本財産　１１７，２４０，０００円

（２）事業内容

ア　公益目的事業

観光振興及びコンベンション振興のための広報、宣伝、誘致及び受入や、コンベンション開催に係る支援を行っている。

イ　収益事業

岐阜市が運営する観覧船事業への支援を行っている。

ウ　その他事業

観光セミナー及びＭＩＣＥセミナーを開催している。

13（公財）岐阜市国際交流協会

民間の国際交流団体を支援するため平成３年に設立。約２億円の基本財産の運用益等を利用し、平成７年度から民間団体の国際交流事業の助成、外国文化理解講座や外国人のための日本語講座を開設。また、民間団体等との連携を図るための事業にも取り組んでいる。なお、平成２４年４月に公益財団法人岐阜市国際交流協会に名称を変更。

（１）概　　要

名　　称　公益財団法人
　　岐阜市国際交流協会
事 務 所　司町４０番地５
基本財産　２１２，５３９，４７８円

（２）事 業 内 容

ア　インターナショナル・インフォメーション・スタンドの運営

多言語による行政情報、生活情報等を提供している。

イ　外国文化理解講座

外国文化の理解促進を目的として、外国人市民などを講師に、諸外国の文化や言語を紹介する講座を開催している。

ウ　外国人のための日本語講座の開講

日本で自立した生活を送るための一助とすることを目的に、日常会話で必要となる基本的な日本語を習得するための講座を開催している。

エ　草の根交流助成事業

岐阜市における国際交流、国際協力及び多文化共生を促進し、地域の活性化と文化の振興に寄与する事業を行う団体、個人に対して、助成金を交付している。

・令和元年度実績　　５事業

第2　経　　済

1　商　　工

2　農　　林

3　畜　産　、　水　産

4　岐　阜　産　業　会　館

5　中　央　卸　売　市　場

6　食肉地方卸売市場

1　商　　工

（１）小売業振興対策

ア　商店街組織

本市における商店街組織は柳ケ瀬地区の小売商店等を対象とした岐阜柳ケ瀬商店街振興組合連合会と、岐阜市商店街振興組合連合会の２つの連合会組織がある。

令和２年４月１日現在、前者は振興組合８・発展会１、後者は振興組合１０・発展会２をもって構成し、主たる事業として柳ケ瀬ジュラシックアーケード、信長楽市等のイベント事業、道三まつり、信長まつり等の協賛商業感謝祭等の共同販売並びに宣伝事業をはじめ、アーケード、街路灯等の環境整備事業を通じて小売商業の振興発展に大きく寄与している。

イ　中小企業振興補助金制度

市内の中小企業団体等の振興対策として岐阜市中小企業振興補助金交付要綱を定め、経営の近代化、合理化、高度化を図っている。

※「別表　中小企業振興補助金制度」Ｐ．１０５～１０６参照

（２）大規模小売店舗

令和２年４月１日現在、本市において、大規模小売店舗立地法に基づく届出があり、かつ店舗面積３，０００㎡以上の店舗の状況は下表のとおりである。

店舗名	店舗面積(㎡)
カラフルタウン岐阜	46,283
マーサ２１	34,330
岐阜高島屋	20,390
イオン柳津店	19,828
ＭＥＧＡドン・キホーテＵＮＹ岐阜店	13,381
スーパービバホーム岐阜柳津店	11,826
オーキッドパーク	11,000
バローパワーセンター芥見	10,899
バローショッピングセンター長良店	10,181
ドン・キホーテ柳ケ瀬店	8,254
ヒマラヤ本館	6,963
ホームセンターコーナン岐阜店	5,856
ピアゴ長良店	5,566
ニトリ岐阜店	5,196
ホームセンターバロー正木店	5,003
ケーヨーデイツー芥見店	4,729
バロー市橋店	4,641
ヤマダ電機テックランド岐阜店	4,613
スポーツデポ岐阜県庁前店	3,994
カーマホームセンター岐阜鏡島店	3,620
バロー茜部南店	3,327
ケーズデンキ岐阜宇佐店	3,308
忠節フランテ館	3,218

（３）繊維産業振興対策

本市における産業分類別年間販売額（平２６岐阜市商業統計調査）で見ると、繊維品卸売業と衣服・身の回り品卸売業をあわせると１７．６％、自動車を含む機械器具卸売業で１２．２％、建築材料、鉱物、金属材料等卸売業で９．４％、その他となっている。前回（平１９）の調査と比較すると繊維品、衣服・身の回り品、卸売業の割合は低くなっているものの、依然として本市の産業において繊維・アパレルが高い割合を占めていることがわかる。

特に、岐阜アパレル産業（衣服・その他繊維製品製造卸売業）は戦後まもなく旧国鉄岐阜駅前にできた、いわゆる「ハルピン街」の名で呼ばれた衣料品を販売する街が形成されたことに端を発し、現在ではＪＲ岐阜駅前を中心として全国他産地に例のない集積地域を形成しており、日本有数のアパレル産地としてその名を知られている。

しかし、海外からの価格が安い繊維製品の流入と流通体系の変化が進み、本市のアパレル産業は衰退傾向を余儀なくされている。そこで、業界内の各種組合組織と緊密な連携を保ちながら、ファッション都市としての経営環境づくり並びに、人材育成支援を行うとともに、産業のグローバル化と経済状況の変化に対応し得るよう方策を積極的に講じている。

（ア）　ア・ミューズ岐阜をはじめとした各種展示会の主催及び出展の支援

（イ）　販路拡大と岐阜産地ＰＲ等を通じて、岐阜ブランド確立を図る事業への支援

（ウ）　人材育成のための各種セミナー、講演会の開催支援

（４）特産品等振興対策

本市における伝統工芸品や土産品のほか市内の各種中小企業などに対する振興策として、関係業界の組織団体と協力して指導育成に努め、内外各種の展示見本市等の共催、技術の向上などを図るための研修会開催支援により地元産業の発展に努めている。

（令和２年４月１日現在）

分　野	主　な　組　織	会員(組合員)数	主　な　事　業
繊維製品産業	（一社）岐阜ファッション産業連合会 岐阜メンズファッション工業組合 岐阜婦人子供服工業組合 岐阜県既製服縫製工業組合 岐阜県ソーイング協同組合 岐阜県中部織物工業協同組合	１５８社 ２５ ９５ ５７ ２３ ２０	ア・ミューズ岐阜 各種展示発表会 各種アパレル講習会等 ファッションセミナー
貿　易	岐阜市産業貿易協会	２５	国内見本市、 貿易経営講習会等
伝統工芸	岐阜提灯協同組合 （一社）岐阜和傘協会	９ ５	提灯講座、後継者育成、 意匠開発、需要開拓等 和傘講座等
土　産　品	（協）岐阜市土産品協会	２９	市内開催全国大会等出店
発明奨励	（一社）岐阜県発明協会岐阜支会	４７	発明くふう展（県・市） 企業見学会等

（５）新産業の創出支援

ア　創業支援

（ア）インキュベーション事業

中小、ベンチャー企業の新たな事業創出や新規起業により、産業の活性化を目指すため、平成１５年４月に開設した「岐阜市創業支援ルーム」において育成支援を実施している。

施 設 名　岐阜市創業支援ルーム
所 在 地　岐阜市杉山町２４番地４
育 成 室　７室（２７㎡：６室、４０㎡：１室）
入居企業　３社
賃 料 等　１・２年目　月額：６２０円／㎡
　　３年目　　月額：１，１４０円／㎡

（イ）岐阜市ビジネススクール

地域１２大学・高専の１，０００人を超える専門家のマンパワーを大学の枠を超えた講師陣として活用し、社会人や起業者を対象にビジネスのスキルアップ講座を開設している。

（ウ）ビジネスチャレンジ支援事業

中小企業､小規模事業者の活性化を図るため、岐阜県よろず支援拠点と連携して、岐阜市立中央図書館において週２回相談窓口を設置し、経営や起業等の各種相談に対応している。

また、創業意欲の高揚、販路開拓等の経営に関するセミナーや講演会を開催している。

（エ）岐阜市リモートオフィス（Ｎｅｏ　ｗｏｒｋ－Ｇｉｆｕ）

ＪＲ岐阜駅から歩行者デッキで直結する岐阜イーストライジング２４内に、創業を志す方やフリーで働く方、企業のサテライトオフィスやテレワークなどに利用できるリモートオフィス（個室）、シェアオフィス（固定席）及びコワーキングスペース（自由席）を用意し、新しい働き方のモデルを提示するとともに、企業同士のマッチングによる事業創出を図る。

イ　産学官連携

連携協定を結んだ地域１２大学・高専の協力のもと、産のニーズと学のシーズがマッチングすることによる新事業の創出を図っている。

・産学官連携交流会の実施

ウ　事業創造支援補助事業

市内産業の活性化を図るため、以下のとおり補助事業による支援を行っている。

（ア）産学官連携事業補助金

（対　象）新技術・新製品・新サービスの研究開発を大学・公設研究機関と共同で実施する市内中小企業およびグループなど
（補助額）補助対象経費の２／３以内で限度額３００万円
（採　択）令和元年度　２件

（イ）新規事業開発補助金

（対　象）市内創業を目指す者や新たな事業展開に取り組む市内中小企業およびグループなど
（補助額）補助対象経費の１／２以内で限度額１００万円
（採　択）令和元年度　０件

（ウ）見本市等出展補助金

（対　象）自社で開発した製品やサービスを県外で開催される見本市に出展する市内中小企業
（補助額）補助対象経費の１／２以内で、見本市等の総出展小間数に応じ、限度額３０万円
（対象経費）出展小間料
（交付回数）１社年１回
（実　績）令和元年度　１６社

（６）企業立地対策

ア　ものづくり産業等集積地計画

ものづくり産業の誘致を強力に推進するために、平成１８年１２月に「岐阜市企業誘致推進本部」を設置し、平成１９年１２月には「ものづくり産業集積地計画」を作成、平成２７年１２月に「ものづくり産業等集積地計画」として改訂した。

同本部は、両副市長と庁内関係部局の部長で組織されており、同計画に基づき企業誘致の推進や集積地の整備に向けて、全庁的な体制で取り組んでいる。

「柳津地区ものづくり産業集積地」については、平成２４年３月に造成が完了。平成２４年１２月に(株)創舎と（８０００．０１㎡)、平成２６年６月にトムス(株)と（２１７３１．０６㎡)、土地売買契約を締結し、完売となった。

「三輪地域ものづくり産業等集積地（仮称)」については、関係部署と連携し、開発に係る法手続、地元関係者の合意形成等に取り組んでいる。

イ　企業立地促進助成金

市外企業の誘致や市内企業の支援を図るため、岐阜市企業立地促進助成条例を制定している。

（ア）助成の要件

○本店等を設置する場合

・業種：限定なし

・投下固定資産額：大企業は２億円以上、中小企業は４，０００万円以上、賃借の場合は条件なし

・従業員数：建設・購入の場合は企業の規模に関わらず１５人以上、賃借の場合は企業の規模に関わらず「雇用促進助成金対象者」（下記）１５人以上

○本店等以外を設置する場合

・業種：製造業、情報通信業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業（一部除外あり)、デザイン業、機械設計業、自然科学研究所、植物工場（ただし、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業は岐阜流通業務地区に施設を設置する場合に限る）

・投下固定資産額：大企業は２億円以上、中小企業は４，０００万円以上、賃借の場合は条件なし

・従業員数：建設・購入の場合、大企業は１５人以上、中小企業は５人以上、賃借の場合、大企業は「雇用促進助成金対象者」１５人以上、中小企業は「雇用促進助成金対象者」５人以上

※投下固定資産とは、施設の設置に伴い、新たに取得した土地、建物、償却資産をいう。

（イ）助成内容

○施設設置助成金

・建設・購入の場合（限度額なし）
投下固定資産に課税される固定資産税、都市計画税、事業所税の相当額を５年間交付

・賃借の場合（限度額２００万円/年）
施設の賃借料の１／４と事業所税の相当額を５年間交付

○雇用促進助成金（限度額５，０００万円）

・上記の施設を操業するために、新規に雇用または市内に転入した従業員であって、１年以上常時雇用し、かつ市内に１年以上居住した場合に１人につき５０万円を交付（初年度のみ)

ウ　ものづくり産業集積地補助金

岐阜市ものづくり産業集積地補助金交付要綱を定め、市もしくは市が出資している法人又は県もしくは県が出資している法人が造成した市内の場所に工場等を設置した場合、次のとおり補助金を交付する。

・設置に要した投下固定資産総額の１０％（要綱に定めるエコ製品製造企業の場合は１５％）

・環境関係法令の基準を上回る施設工事費の５０％
合計最大１０億円（要綱に定めるエコ製品製造企業の場合は１５億円）を補助

エ　コールセンター業誘致促進奨励金

岐阜市コールセンター業誘致促進奨励金交付要綱を定め、市内にコールセンターを設置した事業者に以下のとおり奨励金を交付する。

（ア）助成の要件

・事業所取得の場合
投下固定資産総額が５，０００万円以上、かつ、市内居住従業員数が２０人以上

・事業所賃借の場合
市内居住従業員数が２０人以上

※市内居住従業員とは、当該事業所に勤務する市民で、雇用保険の被保険者をいう。

（イ）助成内容

・事業所取得の場合（限度額：①～③の合計で５億円）

①　１年間雇用した正社員１人につき１０万円（５年間）

②　投下固定資産（土地、建物、償却資産）の取得費の１０分の１以内の額（１年のみ）

③　通信関連経費の４分の１以内の額（５年間）

・事業所賃借の場合（限度額：①～④の合計で３

億円）

① １年間雇用した正社員１人につき１０万円（５年間）

② 償却資産の取得費の４分の１以内の額（１年のみ）

③ 事業所賃借料の４分の１以内の額（５年間）

④ 通信関連経費の４分の１以内の額（５年間）

（７）海外産業交流推進事業

本市と友好都市である中国・杭州市及び姉妹都市であるイタリア・フィレンツェ市をはじめとする海外都市との、産業交流を推進する。

ア 主な事業実績（令和元年度）

・ スロバキア・ブラチスラバ市での在スロバキア日本国大使館主催「日本夏祭り」に出展し、交流を図った。

イ 構成団体

・ 岐阜市
・ 岐阜商工会議所
・ （一社）岐阜ファッション産業連合会
・ 岐阜婦人子供服工業組合
・ 岐阜市産業貿易協会
・ （公財）岐阜市国際交流協会
・ 日本貿易振興機構（ジェトロ）岐阜貿易情報センター
・ （公財）岐阜観光コンベンション協会

（８）岐阜市の融資制度及び信用保証

ア 岐阜市の融資制度

本市では、市内中小企業者の事業資金の調達を円滑にして、健全経営を図るため、各種の低利率の融資制度を設けている。

この制度は、融資のための原資を市が金融機関に預託し、金融機関はその預託金に自己の資金を加えて中小企業者に貸し付けるという仕組みになっている。

市の融資制度は、信用保証協会の保証付融資であるため、支払利率のほかに信用保証料が必要となるが、市ではその信用保証料の一部又は全部を補填し、利用者の負担軽減を図っている。

イ 岐阜市と信用保証協会

岐阜市信用保証協会は「信用保証協会法」に基づき設立された特殊法人であり、岐阜市が中心となり、市内各金融機関の協力のもとに昭和２４年に設立された。

信用保証協会は、中小企業者が金融機関から融資を受ける際に、その融資に対して保証を行い、中小企業の借入れを容易にしている。

市では、信用保証協会による保証業務が中小企業の金融円滑化に多大に寄与していることから、信用保証制度が十分に機能できるよう信用保証料の一部又は全部を補填し、中小企業者の金融の円滑化を図っている。

【関係機関の関連図】

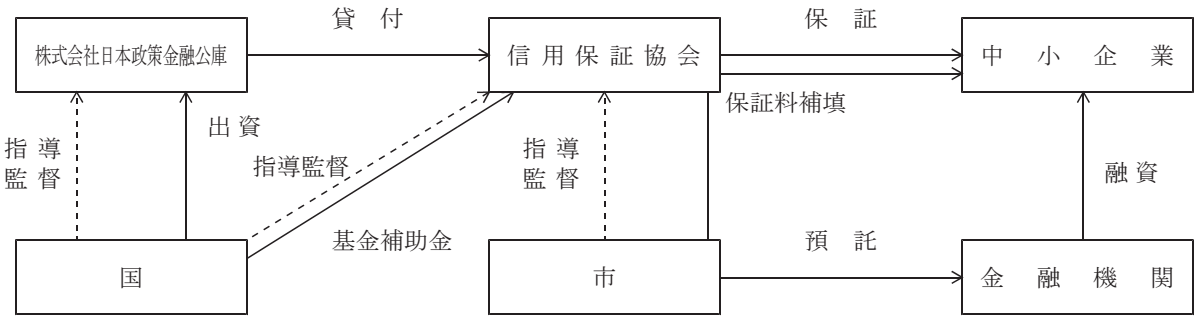

岐阜市の融資制度

基本融資条件　1　市内における中小企業者等で、市内に１年以上事業所（事業の拠点となる本店、支店及び事務所をいう）を有し、かつ、１年以上事業を継続して営んでいること（創業者支援資金の一部、みらい戦略資金重点施策枠の一部、事業所建設等促進資金の一部及びぎふし新型コロナウイルス感染症対応資金は除く）

資金名		融資対象者	限度額
一般事業資金	中小企業振興資金	（基本融資条件に該当する方）	4,000 万円
	小口零細企業資金	次に掲げる中小企業信用保険法第２条第３項第１号から第６号までに定める小規模企業者を対象とする。（医業を主たる事業とする法人以外の特定非営利活動法人を除く。） （１）常時使用する従業員の数が20人（商業、サービス業は５人）以下の個人及び会社 （ただし、（２）に掲げるものを除く。） （２）従業員の数が、その業種ごとに政令で定める数以下の個人及び会社 （３）事業協同小組合 （４）従事する組合員の数が20人以下の企業組合 （５）従業員の数が20人以下の協業組合 （６）従業員の数が20人以下の医業法人（ただし、（１）～（５）を除く。）	2,000 万円 〔本件融資を含めた保証付融資残高が 2,000 万円まで〕
	短期資金	（基本融資条件に該当する方）	3,000 万円
	ぎふしアシスト短期資金	（基本融資条件に該当する方）ただし、下記に該当する方 １　２期以上確定申告を行っている方 ２　取扱い金融機関との与信取引が１年以上ある方 ３　直近決算で債務超過でない方 ４　条件変更等による返済緩和がなされていない方	5,000 万円
新産業振興資金	創業者支援資金	〈一般枠〉 次のいずれかに該当する方（特定非営利活動法人を除く。） １　事業を営んでいない個人で、認定特定創業支援事業による支援を受けて６か月以内に新たに事業を開始する（会社の場合は当該会社が６か月以内に設立し、かつ事業を開始する）具体的計画を有し、創業関連保証が成立する方 ２　事業を営んでいない個人で、１か月以内に新たに事業を開始する（会社の場合は当該会社が２か月以内に設立し、かつ事業を開始する）具体的計画を有する方 ３　事業を営んでいなかった個人、又は、その個人によって設立された会社で、事業開始後５年を経過していない中小企業者。ただし、岐阜市内で事業開始後１年を超える方については、本表上記基本融資条件に該当する方 ４　廃業後５年以内の方で、かつ、次に掲げる要件のいずれかを満たす方 (1) 事業を営んでいない個人で、１か月以内に新たに事業を開始する（会社の場合は当該会社が２か月以内に設立し、かつ事業を開始する）具体的計画を有する方 (2) 事業開始後５年未満の中小企業者	2,000 万円
		〈女性・若者応援枠〉 〈一般枠〉の１から４のいずれかを満たす方で、女性又は３５歳未満の方。 ※〈一般枠〉の必要書類に加えて、女性又は３５歳未満の者であることが分かる身分証明書（健康保険証、パスポート等）　の写しを取扱金融機関に提出するものとする。	1,000 万円
	みらい戦略資金	〈新分野進出支援枠〉 次のいずれかに該当する方 １　新分野（事業転換を含む）へ進出を図ろうとする方で、進出先の事業が当該企業の事業活動の相当程度（生産額等でみて概ね４分の１以上）を占める見込みである方 ２　岐阜市事業創造支援補助金のうち、産学官連携事業補助金又は新規事業開発補助金の交付決定を受けた方 ３　売電事業に係る施設の整備や機械を導入する場合の設備資金を必要とする方	8,000 万円
		〈省エネ・エコ促進枠〉 次のいずれかに該当すること。 １　省エネルギー機械、新エネルギー利用機械や産業廃棄物排出抑制機械を導入する場合等の設備資金 ２　前号に関連した人材育成や外部専門サービスの利用を図る場合等の運転資金 ３　その他、地球環境の保全・改善を図るのに要する資金	8,000 万円
		〈重点施策枠〉 次のいずれかに該当する方 １　岐阜市中心市街地活性化基本計画（平成30年３月23日内閣総理大臣認定）の計画区域内において、次のいずれかに該当する方 （１）卸売業・小売業・サービス業の店舗又は事業所を新たに設置して事業を行う方 （２）卸売業・小売業・サービス業の既存の店舗又は事業所で継続して事業を行う方 ２　ＡＩ（人工知能）技術を適用したソフトウェア又はＡＩ活用関連機器の開発を行う方 ３　持続可能な開発目標（SDGs）について、目標達成に向けて取り組んでいる方	１の方は 1,000 万円 ２と３の方は 3,000 万円

2　中小企業信用保険法施行令第１条に定める業種を営んでいること
3　市税を完納していること（創業者支援資金の一部、みらい戦略資金重点施策枠の一部、事業所建設等促進資金の一部及びぎふし新型コロナウイルス感染症対応資金は除く）
4　資金の返済が確実と認められること

融資条件								申込受付場所
期間	返済方法	据置期間	利率	担保	連帯保証人	信用保証料	保証料補填	
設備資金10年以内 運転資金７年以内	元金均等返済	１年以内	年1.70%	必要に応じて求める。	【個人】原則として不要 【法人】原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要	0.45%～1.90%	0.00%～0.50%	市内の ・普通銀行 ・信用金庫 ・商工信用組合 ・商工中金 ・ぎふ農協 ・岐阜県信用農業協同組合連合会 の本支店 （岐阜市信用保証協会約定書締金融機関に限る）
設備資金10年以内 運転資金７年以内（一括返済は１年以内）	元金均等返済又は一括返済	１年以内	年1.00%	原則として不要	【個人】原則として不要 【法人】原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要	0.50%～2.20% ただし、中小企業信用保険法第３条の３に定める特別小口保険の保険関係が成立する方については、0.65%とする。	0.50%～1.70% ただし、中小企業信用保険法第３条の３に定める特別小口保険の保険関係が成立する方については、0.65%とする。	
運転資金１年以内	元金均等返済又は一括返済	１年以内	年1.40%	必要に応じて求める。	【個人】原則として不要 【法人】原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要	0.45%～1.90%	0.00%～0.50%	
運転資金１年以内	元金均等返済又は一括返済	１年以内	金融機関所定利率（ただし、年2.90%以下の固定に限る）	必要に応じて求める。	【個人】原則として不要 【法人】原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要	0.45%～1.90%	0.45%～0.50%	
設備資金10年以内 運転資金７年以内	元金均等返済	１年以内	年1.00%	必要に応じて求める。ただし、保険法第３条の２に規定する無担保保険の保険関係で、創業関連特例又は創業等関連特例を適用する方については、無担保とする。	【個人】原則として不要 【法人】原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要	0.45%～1.90% ただし、中小企業信用保険法第３条の２に定める無担保保険の保険関係であって創業関連特例、創業等関連特例が成立する方については、0.80%とする。	0.45%～1.90% ただし、中小企業信用保険法第３条の２に定める無担保保険の保険関係であって創業関連特例、創業等関連特例が成立する方については、0.80%とする。	
			年0.90%					
設備資金10年以内 運転資金７年以内	元金均等返済	１年以内	年1.20%	必要に応じて求める。	【個人】原則として不要 【法人】原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要	0.45%～1.90%	0.35%～1.20%	
						0.45%～1.90% ただし、中小企業信用保険法第３条の２に定める無担保保険の保険関係であって創業関連特例、創業等関連特例が成立する方については、0.80%とする。	0.45%～1.90% ただし、中小企業信用保険法第３条の２に定める無担保保険の保険関係であって創業関連特例、創業等関連特例が成立する方については、0.80%とする。	

<table>
<tr><th colspan="2">資金名</th><th>融　資　対　象　者</th><th>限　度　額</th></tr>
<tr><td rowspan="4">新産業振興資金</td><td>雇用促進資金</td><td>適切な計画の下に事業拡大等を図り、融資実行日より１年以内に新たに雇用保険被保険者を１人以上雇用する方</td><td>3,000 万円</td></tr>
<tr><td>ぎふし事業承継特別資金</td><td>１　次の（１）又は（２）に該当し、かつ、（３）に該当する中小企業者とする。ただし、本制度を既に利用している中小企業者は、上記に該当することに加え、本制度１回目の保証承諾日（ただし、融資実行されたものに限る。）から３年以内に融資申込みを行うものに限る。
（１）信用保証協会の保証申込受付日から３年以内に事業承継を予定する事業承継計画を有する法人。
（２）令和２年１月１日から令和７年３月 31 日までに事業承継を実施した法人であって、事業承継日から３年を経過していないもの。
（３）次の①から④までに定める全ての要件を満たすこと。なお､①から③までについては、信用保証協会への申込日の直前の決算によるものとし､④については、申込時に満たしていることとする。
①資産超過であること
②ＥＢＩＴＤＡ有利子負債倍率（注）が 10 倍以内であること
③法人・個人の分離がなされていること
④返済緩和している借入金がないこと
(注)ＥＢＩＴＤＡ有利子負債倍率＝(借入金・社債－現預金）÷（営業利益＋減価償却費）
２　この制度の対象資金は、事業資金であって、次に掲げるものとする。
（１）上記１（１）に該当する中小企業者にあっては、保証人（個人に限る。以下この項において同じ。）を提供していない既往借入金の返済資金以外のもの。
（２）上記１（２）に該当する中小企業者にあっては、事業承継前における保証人を提供している既往借入金の返済資金。</td><td>２億 8,000 万円
（うち無担保は
8,000 万円）</td></tr>
<tr><td rowspan="4">ぎふし事業承継資金</td><td>(1)【経営承認枠】
＜対象者：中小企業者（会社又は個人事業主）＞
経営者の死亡又は退任等に起因する経営の承継に伴い、議決権株式や事業用資産等の取得等多額の費用を要する事由が生じたことにより事業活動の継続に支障が生じ、「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成 20 年法律第 33 号）第 12 条第１項の規定による認定」を受けた中小企業者（※１）
＜資金使途＞
①議決権株式の取得資金
②事業用資産等の取得資金
③事業用資産等に係る相続税又は贈与税の納税資金
④運転資金</td><td rowspan="4">２億 8,000 万円
（うち無担保は
8,000 万円）</td></tr>
<tr><td>(2)【特定経営承継枠】
＜対象者：中小企業である会社の代表者（代表者に就任後であること）＞
経営者の死亡又は退任等に起因する経営の承継に伴い、株式等や事業用資産等の取得等多額の費用を要する事由が生じたことにより事業活動の継続に支障が生じ、「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成 20 年法律第 33 号）第 12 条第１項第１条の規定による認定」を受けた中小企業者の代表者（※１）
＜資金使途＞
①議決権株式の取得資金
②事業用資産等の取得資金
③事業用資産等に係る相続税又は贈与税の納税資金
④運転資金</td></tr>
<tr><td>(3)【経営承継準備枠】
＜対象者：中小企業者（会社又は個人事業主）＞
経営を承継しようとする者を確保することが困難であること等により事業活動の継続に支障が生じている他の中小企業者の経営の承継を行うことに伴い、当該承継に不可欠な株式等や事業用資産等の譲受けを行うために費用を要する事由が生じ、「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成 20 年法律第 33 号）第 12 条第１項第１号ロ又は同項第２号ロの規定による認定」を受けた中小企業者（※１）
＜資金使途＞
①議決権株式の取得資金
②事業用資産等の取得資金</td></tr>
<tr><td>(4)【特定経営承継準備枠】
＜対象者：事業を営んでいない個人（代表者に就任前であること）(※３)＞
経営を承継しようとする者を確保することが困難であること等により事業活動の継続に支障が生じている他の中小企業者の経営の承継を行うことに伴い、当該承継に不可欠な株式等や事業用資産等の譲受けを行うために費用を要する事由が生じ、「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成 20 年法律第 33 号）第 12 条第１項第３号の規定による認定」を受けた事業を営んでいない個人（※１）
＜資金使途＞
①議決権株式の取得資金
②事業用資産等の取得資金</td></tr>
<tr><td colspan="3">(※１）経営承継円滑化法の認定：(1) 枠及び (2) 枠は、中小企業庁の関連サイトにある「様式 第６」で、(3) 枠及び (4) 枠は、「様式第６の２」で申請する
(※２）保証料率：(2) 枠で会社の代表者が別に個人事業を営んでいない場合は料率区分５とみなす
(※３）事業を営んでいない個人：(4) 枠は別に個人事業を営んでいる方や別の会社（関連会社を含む）の代表権ある役員になっている方は対象外</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th colspan="8">融　　資　　条　　件</th><th rowspan="2">申 込 受 付 場 所</th></tr>
<tr><th>期　間</th><th>返済方法</th><th>据置期間</th><th>利　率</th><th>担　保</th><th>連帯保証人</th><th>信用保証料</th><th>保証料補填</th></tr>
<tr><td>設備資金
10 年以内

運転資金
7 年以内</td><td>元金均等
返済</td><td>1 年以内</td><td>年 1.10%</td><td>必要に応じて求める。</td><td>【個人】
原則として不要
【法人】
原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要</td><td>0.45%～1.90%</td><td>0.35%～1.20%</td><td rowspan="2">市内の
・普通銀行
・信用金庫
・商工信用組合
・商工中金
・ぎふ農協
・岐阜県信用農業協同組合連合会の本支店
(岐阜市信用保証協会約定書締結金融機関に限る)</td></tr>
<tr><td>設備資金
運転資金
10 年以内</td><td>元金均等
返済
又は
一括返済</td><td>1 年以内</td><td>年 1.10%</td><td>必要に応じて求める。</td><td>不要</td><td>経営者保証
コーディネーター
確認なし
0.45%～1.90%

経営者保証
コーディネーター
確認あり
0.20%～1.15%</td><td>経営者保証
コーディネーター
確認なし
0.45%～0.50%

経営者保証
コーディネーター
確認あり
0.20%～0.50%</td></tr>
<tr><td rowspan="4">設備資金
15年以内
(株式取得資金を含む)

運転資金
10年以内</td><td rowspan="3">元金均等
返済
又は
一括返済</td><td>なし</td><td rowspan="4">年 1.10 %
(ただし、期間 10 年超の場合は 1.50 %)</td><td rowspan="4">必要に応じて求める。</td><td>【個人】
原則として不要
【法人】
原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要</td><td rowspan="3">0.45%～1.90%
(※2)</td><td rowspan="4">0.45%～0.50%</td><td rowspan="4">市内の
・普通銀行
・信用金庫
・商工信用組合
・商工中金
・ぎふ農協
・岐阜県信用農業協同組合連合会の本支店
(岐阜市信用保証協会約定書締結金融機関に限る)

(2) 枠については、上記を満たした上で、主たる取引関係を有する金融機関(※)を経由して申し込む。

(※原則として、申込者の既住取引金融機関のうち、取引期間が長い、貸付残高が多い、保証債務残高が多い、融資に留まらず経営に係る相談その他の経営支援を頻繁に実施している等の理由から、一定の信頼関係を構築しているものとして申込者が認識する金融機関)</td></tr>
<tr><td rowspan="2">1 年以内</td><td>【個人】
原則として事業承継する会社(法人保証)</td></tr>
<tr><td>【個人】
原則として不要
【法人】
原則として法人代表者及び承継する他の会社(法人保証)</td></tr>
<tr><td>元金均等
返済
(証書貸付に限る)</td><td>【個人】
原則として事業承継する他の会社(法人保証)</td><td>1.15%</td></tr>
<tr><td colspan="9"></td></tr>
</table>

資金名		融資対象者	限度額
新産業振興資金	事業所建設等促進資金	次のいずれかに該当する方 1　適切な計画の下に事業所の市内適地への移転もしくは建設又は現在事業地での事業所の建替・増改築を行おうとする方 2　次のいずれかにも該当する方 （1）本市の工場適地に新規立地しようとする市外企業で、製造業又は市長が特に認める事業を営む法人 （2）新規立地に伴い雇用効果、下請波及効果等の経済効果が相当程度見込まれること	1億5,000万円
経営改善資金	経営環境変動対策資金	＜経営支援枠＞ 最近の経済的環境の変化により経営の安定に支障を生じている中小企業者等で、次の条件のいずれかに該当する方 1　最近３か月の売上高が前年同期の売上高と比較して、５％以上減少していること 2　直近の単年度決算において、損失が生じ経営の安定に困窮していること 3　感染症法における「指定感染症」又は市長が特に対応が必要と認めた疾病等による影響で、最近１か月の売上高が前年同月比で３％以上減少し、かつ、その後２か月を含めた３か月の平均も前年同期比で３％以上減少することが見込まれること	1億円 （うち無担保は8,000万円）
		＜セーフティーネット支援枠＞ 最近の経済的環境の変化により経営の安定に支障を生じている中小企業者等で、次の条件のいずれかに該当する方 1　中小企業信用保険法第２条第５項に定める認定を受けていること 2　中小企業信用保険法第３条に規定する普通保険又は同法第３条の２に規定する無担保保険の保険関係であって災害関係特例が成立する方 3　中小企業信用保険法第３条の３に規定する特別小口保険の保険関係であって災害関係特例が成立する方	2億8,000万円 （うち無担保は8,000万円）
	ぎふし経営力強化資金	金融機関、認定経営革新等支援機関の支援を受け、自ら事業計画の策定、実行、進捗報告を行う方 （取扱金融機関は原則として年１回、中小企業者等の事業年度ごとに信用保証協会に対し中小企業の計画の実行状況とともに取扱金融機関、認定経営革新等支援機関の経営支援状況を報告する）	1億円 （うち無担保は8,000万円）
	ぎふし返済おまとめ資金	次のいずれかに該当する方 1　岐阜市中小企業融資要綱に定められた資金のいずれかを利用しており、その資金の元金の償還を行っている方で、適切な事業計画の下に、その残高の借換えを受ける方 2　岐阜市中小企業融資制度のいずれかの資金（※）と岐阜市信用保証協会の信用保証付き融資（※）を利用し、それぞれについて元金の償還を行っている方で、次の条件の全てに該当する方 （1）旧債務を借り換えることにより、経営の安定や改善が図られる等、資金導入の効果が期待できる方 （2）最近３か月の売上高が前年同期の売上高に消費税抜きで比較して５％以上減少している方 ※一部制度を除きます。	8,000万円
	ぎふし危機関連資金	中小企業信用保険法第２条第６項の規定（ 危機関連保証 ）により経営の安定に支障を生じていることについて岐阜市長の認定を受けた方 ※1　危機関連保証の指定期間：令和２年２月１日から令和３年１月３１日まで（予定）とする。 ※2　取扱金融機関は、危機指定期間内に融資実行するものとする。 ※3　取扱金融機関は、本制度に係る融資が完済となるまでモニタリングを行い、半年に一度、信用保証協会に対し、その内容を報告するものとする。ただし、「危機指定期間」中であるとき、または融資期間が１年以内であるときはこの限りでない。 ※4　取扱金融機関がモニタリング内容の報告を行わなかった場合は、当該案件にかかる代位弁済請求を行う時にその理由を記載した書面を提出するものとする。	2億8,000万円 （うち無担保は8,000万円）
	ぎふし新型コロナウイルス感染症対応資金	新型コロナウイルスの影響により売上高等が減少した以下の事業者 1　売上高等が５％以上減少した個人事業主（事業性のあるフリーランスを含み、小規模（※1）に限る） 2　売上高が５％以上減少した小・中規模事業者（1を除く） 3　売上高等が15%以上減少した小・中規模事業者（1を除く） ※1　常時使用する従業員の数が２０人（ 商業又はサービス業（ 宿泊業及び娯楽業を除く ）を主たる事業とする事業者については５人）以下のもの。 ※2　セーフティーネット保証４号、５号、危機関連保証（6項）のいずれかの認定が必要。 ※3　取扱期間：令和２年５月１日から令和２年１２月３１日まで（岐阜市信用保証協会の保証申込受付ベース）。 ただし、融資実行は、令和３年１月３１日までとする。 ＜信用保証料補填の対象者＞　融資対象者１及び３は全額補填。融資対象者２は１／２を補填。 ＜利子補給の対象者＞　融資対象者１及び３は全額。（融資対象者２は補助対象外。）	3,000万円

融資条件								申込受付場所
期間	返済方法	据置期間	利率	担保	連帯保証人	信用保証料	保証料補填	
設備資金 15年以内	元金均等 返済	1年以内	年1.20%	必要に応じて求める。	【個人】 原則として不要 【法人】 原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要	0.45%～1.90%	0.35%～1.20%	市内の ・普通銀行 ・信用金庫 ・商工信用組合 ・商工中金 ・ぎふ農協 ・岐阜県信用農業協同組合連合会 の本支店 (岐阜市信用保証協会約定書締結金融機関に限る)
設備資金 10年以内 運転資金 7年以内	元金均等 返済	1年以内	年1.30%	必要に応じて求める。	【個人】 原則として不要 【法人】 原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要	0.45%～1.90%	0.45%～1.90%	
設備資金 10年以内 運転資金 7年以内	元金均等 返済	1年以内	年1.30% ただし、責任共有制度対象外のものは、年1.10%とする。	必要に応じて求める。	【個人】 原則として不要 【法人】 原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要	0.90% (中小企業信用保険法第2条第5項第1号～第4号及び第6号) 0.68% (中小企業信用保険法第2条第5項第5号、第7号及び第8号) 0.80% (中小企業信用保険法第3条に定める普通保険又は中小企業信用保険法第3条の2に定める無担保保険の保険関係であって災害関係特例) 0.65% (中小企業信用保険法第3条の3に定める特別小口保険の保険関係であって災害関係特例)	0.90% (中小企業信用保険法第2条第5項第1号～第4号及び第6号) 0.68% (中小企業信用保険法第2条第5項第5号、第7号及び第8号) 0.80% (中小企業信用保険法第3条に定める普通保険又は中小企業信用保険法第3条の2に定める無担保保険の保険関係であって災害関係特例) 0.65% (中小企業信用保険法第3条の3に定める特別小口保険の保険関係であって災害関係特例)	
設備資金 7年以内 運転資金 5年以内 ただし、岐阜市信用保証協会の信用保証付き融資の借換資金は10年以内	元金均等 返済 又は 融資期間が1年以内の場合に限り一括返済	1年以内	年1.40%	必要に応じて求める。	【個人】 原則として不要 【法人】 原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要	0.50%～2.00% ただし、責任共有制度対象の場合については、0.45%～1.75%とする。	0.50%～2.00% ただし、責任共有制度対象の場合については、0.45%～1.75%とする。	
設備資金 10年以内 運転資金 10年以内	元金均等 返済	1年以内	金融機関所定利率(ただし、年2.90%以下の固定に限る) なお、岐阜市の融資制度を利用しており借換えをしている場合は、年1.60%とする。	必要に応じて求める。	【個人】 原則として不要 【法人】 原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要	0.45%～1.90%	0.00%～0.50%	
設備資金 10年以内 運転資金 10年以内	元金均等 返済	2年以内	年1.10%	必要に応じて求める。	【個人】 原則として不要 【法人】 原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要	0.80% (中小企業信用保険法第2条第6項)	0.80% (中小企業信用保険法第2条第6項)	
設備資金 10年以内 運転資金 10年以内	元金均等 返済又は 融資期間が1年以内の場合に限り一括返済	5年以内	年1.30% ただし、責任共有制度対象外のものは、年1.10%とする。 利子補給の対象は、融資実行日から、当初3年間の支払利子。	無担保 ただし、既に信用保証協会に対し、根抵当権を差し入れている場合は、この限りではない。	【個人】 原則として不要 【法人】 原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要 経営者保証免除対応を適用する場合は法人代表者の連帯保証を徴求しない。	0.85% ただし、経営者保証免除対応を適用する場合は、年0.2%を上乗せする。	0.425% 又は0.85% (ただし、経営者保証免除対応にかかる0.20%の信用保証料に対する補填は0.10%又は0.20%とする。)	

岐阜市信用保証協会の財政（市からの財政援助）

（ア）基本財産　　（令和２年３月３１日現在）

基本財産（Ａ＋Ｂ）	６，８７２，１４８（千円）
Ａ　基　　金	３，１６９，４３２
１　出 捐 金	０（３，３５２，６８３）
（１）令和元年度までの市出捐金（国基金補助金含む*）	０（３，３５１，７１３）
（２）昭和42年度までの金融機関出捐金	９００
（３）業者及び業者団体出捐金	７０
２　負 担 金	７６０，７４９
（１）令和元年度までの金融機関負担金	７５３，５６９
（２）業者及び業者団体負担金	７，１８０
Ｂ　基金準備金	３，７０２，７１６
平成30年度までの累計	３，６６８，３８０
令和元年度繰入額	３４，３３６

＊　国基金補助金はこれまで取崩した額を差し引いた残額

（イ）令和元年度出捐金

出　捐　金（市）　　０円

（ウ）保証債務限度額（令和２年３月３１日現在）

基　本　財　産　　6,872,148千円

定款倍率限度額　　×　　37.5倍

合　　計　　257,705,550千円

別表　中小企業振興補助金制度

事業の種類	対象事業		補助率又は補助額	補助限度額 法人	補助限度額 その他の団体
高度化事業	独立行政法人中小企業基盤整備機構が実施する高度化事業による資金の貸付けが決定された機械設備を設置する事業		高度化対象機械設備の費用の１／１０以内（ただし、30,000,000円を超える場合は、当該費用の２／１００を加算する。）	6,000,000円	設定なし
中小企業団体事業	団体が実施する人材育成事業等の年間運営事業		補助対象経費の１／５以内	設定なし	設定なし
中小企業振興事業	団体が実施する振興事業、研修会、講演会等の事業		補助対象経費の１／５以内	設定なし	設定なし
地場産業活性化奨励事業	団体が実施する事業で、岐阜県が実施する中小企業販路開拓等支援事業費補助金の交付の対象となるもの（補助対象経費が3,000,000円以上となる場合に限る。）	海外見本市等の開催又は出展	間接補助　補助対象経費の２／３以内（ただし、岐阜県の補助額と同額以内の額とする。） 直接補助　補助対象経費の１／３以内（ただし、岐阜県の補助額と同額以内の額とする。）	間接補助　5,000,000円 直接補助　2,500,000円	間接補助　5,000,000円 直接補助　2,500,000円
		販売行為のない国内見本市等の開催	間接補助　補助対象経費の２／３以内（ただし、岐阜県の補助額と同額以内の額とする。） 直接補助　補助対象経費の１／３以内（ただし、岐阜県の補助額と同額以内の額とする。）	間接補助　4,000,000円 直接補助　2,000,000円	間接補助　4,000,000円 直接補助　2,000,000円
		販売行為のない国内見本市等の出展	間接補助　補助対象経費の２／３以内（ただし、岐阜県の補助額と同額以内の額とする。） 直接補助　補助対象経費の１／３以内（ただし、岐阜県の補助額と同額以内の額とする。）	間接補助　3,000,000円 直接補助　1,500,000円	間接補助　3,000,000円 直接補助　1,500,000円
		販売行為のある国内見本市等の開催又は出展	間接補助　補助対象経費の２／３以内（ただし、岐阜県の補助額と同額以内の額とする。） 直接補助　補助対象経費の１／３以内（ただし、岐阜県の補助額と同額以内の額とする。）	間接補助　2,000,000円 直接補助　1,000,000円	間接補助　2,000,000円 直接補助　1,000,000円
特定商業地活性化事業	第２条第１号ウ又はオに規定する団体が商店街活性化のため実施する事業で、岐阜県等の補助金の交付の対象となるもの		補助対象経費の１／３以内で、岐阜県等の補助額と同額以内の額（ただし、岐阜県等の補助額が補助対象経費の１／３を超える場合にあっては、補助対象経費から岐阜県等の補助額を除いた額の１／２以内とする。）	設定なし	設定なし
共同施設建設等事業	団体が共同施設等を新設し、又は修繕する事業	街路灯	法人　補助対象経費の１／４以内（ただし、岐阜県の補助金の交付の対象である場合は、１／２以内とする。） その他の団体　補助対象経費の１／５以内（ただし、岐阜県の補助金の交付の対象である場合は、２／５以内とする。）	6,000,000円	4,000,000円
		アーケード	法人　補助対象経費の１／４以内（ただし、岐阜県の補助金の交付の対象である場合は、１／２以内とする。） その他の団体　補助対象経費の１／５以内（ただし、岐阜県の補助金の交付の対象である場合は、２／５以内とする。）	15,000,000円	10,000,000円
		カラー舗装	法人　補助対象経費の１／４以内（ただし、岐阜県の補助金の交付の対象である場合は、１／２以内とする。） その他の団体　補助対象経費の１／５以内（ただし、岐阜県の補助金の交付の対象である場合は、２／５以内とする。）	10,000,000円	8,000,000円
		その他の共同施設等	法人　補助対象経費の１／４以内（ただし、岐阜県の補助金の交付の対象である場合は、１／２以内とする。） その他の団体　補助対象経費の１／５以内（ただし、岐阜県の補助金の交付の対象である場合は、２／５以内とする。）	5,000,000円	3,000,000円
商店街ファサード整備事業	商店街振興組合が実施する街路に面する店舗の外観、看板等の景観を統一する整備事業		補助対象経費の１／３以内	6,000,000円	設定なし
共同施設維持管理事業	団体が共同施設を維持管理する事業		補助対象経費の１／５以内	設定なし	設定なし
伝統的工芸品振興事業	伝統的工芸品産業支援補助金交付要綱（平成21・03・02財製第３号）第４条各号に掲げる補助対象事業で、伝統的工芸品産業の振興に関する法律（昭和４９年法律第５７号）第４条第１項の規定により認定を受けた振興計画（以下「振興計画」という。）に基づき実施される事業（国又は岐阜県の補助金の交付の対象となるものに限る。）		補助対象経費から国及び岐阜県の補助額を除いた額以内の額	設定なし	設定なし
	振興計画に基づき実施される事業で、市長が必要と認めるもの（国及び岐阜県の補助金の交付の対象とならないものに限る。）		補助対象経費の１／２以内	設定なし	設定なし
フレッシュあきんど育成事業	団体が実施する商業起業者育成支援事業		補助対象経費の３／４以内	設定なし	設定なし
商店街活性化研修支援事業	商店街振興組合連合会、商工会議所又は商工会が実施する研修事業		補助対象経費の１／２以内	150,000円	設定なし
商店街活性化合意形成支援事業	中心市街地の活性化に関する法律（平成１０年法律第９２号）第９条第10項の規定により内閣総理大臣の認定を受けた市の基本計画（以下「基本計画」という。）に位置付けられた事業を実施するに当たり、商店街振興組合等が商業関係者、地権者等の合意形成を行う事業		補助対象経費の８５／１００以内（ただし、岐阜県の補助金の交付の対象となる場合は、補助対象経費の８５／１００以内から岐阜県の補助額を除いた額とする。）	3,000,000円	設定なし
商店街情報発信拠点事業	団体が実施する商店街の情報発信並びにサロン、休憩所等の拠点を整備し、及び運営する事業		補助対象経費から国の補助額を除いた額以内の額	12,000,000円	設定なし
商店街買物弱者支援事業	第２条第１号ウに規定する団体が買物弱者対策のために実施する事業		補助対象経費の１／３以内	2,000,000円	設定なし
中心市街地にぎわい創出事業	基本計画に定める中心市街地内において、商店街振興組合連合会、第２条第１号カ（エ）に掲げる団体又は同条第３号に掲げる団体がにぎわい創出を図るために実施する事業		補助対象経費の１／３以内	3,000,000円	設定なし
経営改善普及事業	商工会議所又は商工会が実施する経営改善普及事業		補助対象経費から手数料その他収入、国及び岐阜県の補助額を除いた額以内の額	商工会議所 14,000,000円 商工会 9,000,000円	設定なし
市長が特に必要と認めた事業			市長がその都度決定する額	設定なし	設定なし

備考　１　その他の団体とは、法人以外の団体をいう。
　　２　直接補助とは、市が対象事業に対し、補助金を交付することをいう。
　　３　間接補助とは、市が国又は岐阜県が交付する補助金等の一部を負担することをいう。
　　４　岐阜県等とは、岐阜県又は公益財団法人岐阜県産業経済振興センターをいう。
　　５　買物弱者とは、流通機能及び交通網の弱体化に伴い、食料品等の日常の買物が困難な状況に置かれている者をいう。

（９）中小企業労務対策

ア　勤労者福祉対策

（ア）勤労者の生活安定と福祉向上を図るため、岐阜市勤労者生活資金融資制度を設け、一時的に必要な資金を融資している。（申込受付は随時）

<table>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">融資対象者</td><td rowspan="2">(1)　市内に１年以上居住し､かつ、同一事業所に１年以上継続して勤務している方
(2)　満20歳以上で、返済完了時に満70歳以下の方
(3)　市税を完納している方
(4)　取扱金融機関の定める要件を備えている方</td><td rowspan="3">融資条件</td><td>返済期間</td><td>６年以内</td></tr>
<tr><td>返済方法</td><td>元利均等月賦償還</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">資金使途</td><td rowspan="2">教育費、医療費、冠婚葬祭費、家屋修繕費、生活必需品購入等</td><td>保証人</td><td>必要に応じて求める</td></tr>
<tr><td colspan="2">申込書類</td><td>(1)勤労者生活資金融資申込書
(2)住民票
(3)市税完納証明書
(4)所得証明書
(5)見積書
(6)印鑑登録証明書　　など</td></tr>
<tr><td rowspan="2">融資条件</td><td>融資金額</td><td>１世帯200万円以内（１万円単位）</td><td colspan="2">申込受付</td><td>取扱金融機関窓口</td></tr>
<tr><td>融資利率</td><td>年利３．５０％（保証料を含む）</td><td colspan="2">取扱金融機関</td><td>十六銀行の市内本・支店</td></tr>
</table>

（イ）勤労者の住生活の改善を促進し、合わせて福祉の向上に資するため、岐阜市勤労者耐震リフォーム資金融資制度を設け、一時的に必要な資金を融資している。（申込受付は随時）

<table>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">融資対象者</td><td rowspan="2">(1)　岐阜市内に自ら居住する専用住宅（併用住宅を除く）である方
(2)　同一事業所に1年以上継続して勤務している方
(3)　満20歳以上で、返済完了時に満70歳以下の方
(4)　市税を完納している方
(5)　岐阜市建築物等耐震化促進事業の木造住宅に係る住宅耐震補強工事費補助金対象者である方
(6)　取扱金融機関の定める要件を備えている方</td><td rowspan="3">融資条件</td><td>返済期間</td><td>１０年以内</td></tr>
<tr><td>返済方法</td><td>元利均等月賦償還</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">資金使途</td><td rowspan="2">耐震補強工事に連動して実施されるリフォーム等に関する経費全ての資金</td><td>保証人</td><td>必要に応じて求める</td></tr>
<tr><td colspan="2">申込書類</td><td>(1)勤労者耐震リフォーム資金融資申込書
(2)住民票
(3)市税完納証明書
(4)所得証明書
(5)工事見積書又は工事契約書の写し
(6)建物平面図
(7)印鑑登録証明書
(8)岐阜市が発行する補助金等交付決定通知書
など</td></tr>
<tr><td rowspan="2">融資条件</td><td>融資金額</td><td>１世帯１物件10万円以上300万円以内（10万円単位）</td><td colspan="2">申込受付</td><td>取扱金融機関窓口</td></tr>
<tr><td>融資利率</td><td>年利２．８０％（保証料を含む）</td><td colspan="2">取扱金融機関</td><td>十六銀行の市内本・支店</td></tr>
</table>

（ウ）事業者の住生活の改善を促進し、合わせて福祉の向上に資するため、岐阜市事業者等耐震リフォーム資金融資制度を設け、一時的に必要な資金を融資している。（申込受付は随時）

<table>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">融資対象者</td><td rowspan="2">(1)　岐阜市内に自ら居住する専用住宅（併用住宅を除く）である方
(2)　同一事業を３年以上継続して営業している方
(3)　満20歳以上で、返済完了時に満70歳以下の方
(4)　市税を完納している方
(5)　岐阜市建築物等耐震化促進事業の木造住宅に係る住宅耐震補強工事費補助金対象者である方
(6)　取扱金融機関の定める要件を備えている方</td><td rowspan="3">融資条件</td><td>返済期間</td><td>１０年以内</td></tr>
<tr><td>返済方法</td><td>元利均等月賦償還</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">資金使途</td><td rowspan="2">耐震補強工事に連動して実施されるリフォーム等に関する経費全ての資金</td><td>保証人</td><td>必要に応じて求める</td></tr>
<tr><td colspan="2">申込書類</td><td>(1)事業者等耐震リフォーム資金融資申込書
(2)住民票
(3)市税完納証明書
(4)所得証明書
(5)工事見積書又は工事契約書の写し
(6)建物平面図
(7)印鑑登録証明書
(8)岐阜市が発行する補助金等交付決定通知書
など</td></tr>
<tr><td rowspan="2">融資条件</td><td>融資金額</td><td>１世帯１物件10万円以上300万円以内（10万円単位）</td><td colspan="2">申込受付</td><td>取扱金融機関窓口</td></tr>
<tr><td>融資利率</td><td>年利２．８０％（保証料を含む）</td><td colspan="2">取扱金融機関</td><td>十六銀行の市内本・支店</td></tr>
</table>

（エ）勤労者の福祉増進及び文化向上のために勤労会館を管理運営。

・岐阜市勤労会館

所　在　地　　曙町４丁目１９番地１
構造規模　　鉄筋コンクリート造２階建
建物延面積　　３８３．２７㎡
土地面積　　４２１．０８㎡
運営管理　　岐阜地区労働組合協議会が指定管理者として運営を行っている。

（オ）勤労者の健康保持、教養文化等の福祉向上を図るためサンライフ岐阜を管理運営。

・サンライフ岐阜

所　在　地　　長良１０２９番地３
構造規模　　鉄筋コンクリート造２階建
建物延面積　　１，３６９．７２㎡
土地面積　　２，３１９．２７㎡
運営管理　　株式会社技研サービスが指定管理者として運営を行っている。

イ　雇用安定対策

（ア）人材確保サポート奨励金

若年者、中高年齢者及び障がい者の雇用促進のため、市内の事業主が国のトライアル雇用に引き続き、これら対象者を常用雇用した場合に奨励金を交付している。

（イ）若年者就職バックアップ事業

若年者就職説明会

ニートやフリーターと求人企業との接点を創出するためのセミナーや就職相談会を開催し、就労支援を図る。

（ウ）ぎふ仕事フェア３ｄａｙｓ

若年求職者及び転職希望者と地元企業等とのマッチングを図るため、岐阜連携中枢都市圏を構成する近隣市町と連携して、合同企業説明会を３日間開催する。参加企業　約１２０社、参加人員　約３００人

（エ）人財確保支援事業

市内中小企業、小規模事業者を対象に、人財確保を支援するセミナー等を年４回開催する。（定員各３０名）

（オ）高年齢者就業機会確保事業（シルバー人材センター事業）

高齢者の希望に応じた就業で、臨時的かつ短期的なもの、またはその他の軽易なものを組織的に提供することにより、その就業を援助して、これらの者の能力の積極的な活用ができるようにし、もって高年齢者の福祉の増進に資することを目的として、昭和５６年１月１６日に社団法人岐阜市シルバー人材センターが設立され、平成２５年４月１日に公益社団法人へ移行した。

シルバー人材センターの運営・活動については、国の高年齢者就業機会確保事業の適用を受け、市が援助、育成を図り、高年齢者の就業機会の確保に努めている。

事業概況（令和元年度）

会員数	1,889人
受注件数	12,468件
就業延人日	180,543人日
就業実人員	1,678人
就業率	83.2%
受注金額	740,362,074円
１件当たり配分金	50,994円
１人１日あたり配分金	3,522円

（カ）職業相談

毎週火～金曜日、職業相談員による職業相談を実施している。

（キ）労働なんでも相談

毎週金曜日、社会保険労務士による労働なんでも相談を市民相談室において実施している。

（ク）勤労者・事業主のためのガイド

勤労者及び事業主に対し雇用、労働に関する国・県・市の各種制度等の情報をホームページ上で紹介している。

（ケ）就職イベント情報

市内で開催される求職者向けの就職支援セミナー、合同企業説明会等の情報をホームページ上で紹介している。

（コ）労働実態調査

市内における民間企業の労働条件などを調査し、行政上の基礎資料を得るため労働実態調査を実施。結果を岐阜市ホームページに掲載している。

ウ　労働関係

岐阜市勤労者福祉事業補助金

市内勤労者の福祉の増進を図るために労働団体が実施する各種事業に対する支援を行っている。

2　農　　林

（１）概　　要

本市の農業は、地形的、経済的な立地条件に恵まれ、最新技術の導入、普及により、水稲、野菜を中心とした都市農業が営まれている。

食生活の多様化、食材に対する安全志向の高まりなど、消費者ニーズに即した高品質な食糧を供給するため、合理化、省力化を進め、生産性、収益性の高い農業経営を目指している。

また、人・農地プランに基づき、農地の集積等を農地中間管理事業により推進し、担い手の育成・確保に努めるとともに、生産基盤の保全、整備を図り、魅力ある農業を目指し各種施策展開を進めている。

専業兼業別農家戸数

農家戸数	専　業	第一種兼業	第二種兼業	自給的農家
5,807戸	660戸	166戸	2,225戸	2,756戸
100.0%	11.4%	2.8%	38.3%	47.5%

（2015年農林業センサス）

※　世　帯　人　員		
男	女	合　計
5,692	5,995	11,687
48.7%	51.3%	100.0%

（2015年農林業センサス）

（２）農　　政

ア　農業振興地域整備計画

農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域の指定を昭和４９年２月に受け、同年３月３０日農用地等として利用する区域を定めた農業振興地域整備計画書案を策定、公示、同年６月許可申請書を県に提出、同年７月２９日認可された。

土地利用状況　（単位：ha）

区　分	耕地面積				
	田	畑	樹園地	採草･放牧地	小　計
全　市　域	2,835.4	600.5	336.9	21.3	3,794.1
農業振興地域	1,724.4	140.3	171.0	21.3	2,057.0
農用地区域	1,477.6	86.7	91.0	－	1,655.3

区　分	農業用施設用地	その他	合　計
全　市　域	9.6	16,556.3	20,360.0
農業振興地域	9.6	1,536.7	3,603.3
農用地区域	9.6	－	1,664.9

※小数以下第２位四捨五入のため、小計・合計が一致しない場合がある。

（岐阜農業振興地域整備計画：令和２年１月）

イ　農業後継者対策

すぐれた能力と旺盛な近代的農業経営意欲を兼ね備えた後継者を育成するため、岐阜市農業青年会議の活動を支援するなど、創意工夫に満ちた積極的な地域農業の担い手となる優秀な後継者対策に取り組んでいる。

今後は、多様な能力を持った参入者を期待して、人材は広く求めていき、農地所有適格法人以外の一般法人においても、幅広く農業の担い手としての可能性を追求していく。

また、農地所有適格法人による農業経営には、経営管理能力や対外信用力の向上、労働環境の整備による従業員の待遇向上、雇用の円滑化による新規就農者の確保、経営の円滑な継承、さらには税制面での優遇や社会保障制度上の利点があることから、農地所有適格法人化を進めていく。

区　　分	内　　容
1　経営改善､経営安定	（１）相続税等農業経営改善研修等（随時） （２）各部門による経営診断
2　家族経営協定の普及	（１）資料配布（随時） （２）家庭内における自主研修に対する資料提供
3　資金の利子補給融資	（１）農業企業化資金 （２）農業経営基盤強化資金
4　組織の拡大と質的改善	（１）岐阜市農業青年会議の育成補助 （２）地域営農団体の育成と法人化

ウ　農業企業化資金

農業企業化資金制度は、農業者の資本装備の高度化及び経営の近代化に資することを目的に、昭和３６年発足した制度である。

エ　地産地消の推進

近年、食の安全・安心への関心の高まりや流通形態の多様化などにより、地域で生産された農産物を地域で消費する「地産地消」の推進に向けた取り組みが全国的に広がっている。

こうした中、本市では、平成２７年度より特産農産物を「ぎふベジ」の愛称で認知度向上と高付加価値化を図っている。また、農業に触れ合う機会の創出や食農教育を充実させる取り組みなど下記の事業を進めている。

（ア）岐阜市農業まつり

地元農産物の普及及び利用促進に向け、本市の農林水産業の取り組みを広く市民にＰＲするため、毎年秋に、地元農畜産物の直売、地元の食材を使った料理の提供や地産地消の体験コーナー、パネルの展示などを行う「岐阜市農業まつり」を開催している。

（イ）ぎふベジブランド発信事業

本市の特産農産物であるえだまめ、だいこん、ほうれんそう、いちごなどを「ぎふベジ」としてブランド化を図るため、ホームページやフェイスブックを開設し、消費者が興味を引く情報を発信している。

（３）作　　物

本市における令和元年産水稲の作付面積は１，４６８ha、作付農家数４，０８５戸で１戸当たり平均約３５．９ａであった。

米の生産調整を推進するために、水稲と転作とを合理的に組み合わせた土地利用方式、生産方式に誘導するため、地域ぐるみの話合いに基づく水田農業ビジョンにより、ぎふ銘柄米のハツシモ、コシヒカリ、いちご、枝豆、野菜等の栽培を推進している。

水稲については２カ所の育苗施設（受益面積６００ｈａ）を活用して、早植えの普及と普通植えを計画的に指導、施設、機械の効率利用を図っている。

米麦の乾燥調製については、大規模乾燥調製施設（２カ所のカントリーエレベーター）で年間米２，２６７．０ｔほどを処理しているほか、市内の中小ライスセンターでも処理している。また、特別栽培米の専用処理用ライスセンターについても増強整備されている。

また、農作業の受委託、高能率生産組織の育成強化を積極的に推進するため、元気な農業産地構造改革支援事業等により機械化営農組合を中心に大型農業機械を配備して一貫作業体系の受委託の促進を図って、品質、収量の向上等による低コスト化を目指している。

水稲栽培技術の普及については、農協・県農林事務所農業普及課等が中心になり「水稲栽培こよみ」を作成し、配布するほか、各地で「青空教室」を開催し生産安定と農薬の安全使用基準の徹底を図り『豊かで明るい農業』の推進に努力している。

（４）園　　芸

ア　野菜園芸

本市の野菜園芸は、市の中心部を流れる長良川流域に広がる砂質土壌地帯で耕土が深く野菜生産に恵まれた土壌条件で、えだまめ、だいこん、ほうれんそう、こまつな等が栽培されている。えだまめは全国上位の出荷量を誇り、また、主に粕漬け用の守口だいこんとともに本市の特産品になっている。

近年、消費者に「安全・安心」野菜の供給のため「ぎふクリーン農業」を積極的に導入推進している。

イ　果樹園芸

果樹の生産は長良川北部の山麓及び平坦地に小集団を形成している。果樹の８０％が柿であり、品種は富有を主体に早生富有、早秋、太秋である。

栽培の歴史は古く５０年生以上の園が、５割以上を占めている。販売は、主にＪＡぎふが導入した、カラーセンサー選果機により一元共同出荷している。

梨は、幸水、豊水を主体にした栽培であり、野鳥､害虫対策としてネット被覆栽培が普及している。

ぶどうは､長良地区で集団的に生産されており、品種はデラウェアを主体に巨峰、ベリーＡ等が栽培されている。販売形態は立地条件を活かした観光農園と沿道販売であり、シーズン最盛期には２０軒ほど売店が立ち並ぶ。

ウ　花き園芸

花き園芸は､昭和１０年頃から切り花（球根類）の栽培に始まり、多種多様な品種が小規模ビニールハウスや露地にて栽培されていた。近年花きの需要が増えるとともに、比較的小面積でも高収入を得られることから、農業後継者に人気があり栽培面積も増加した。

鉢物については、岐阜花き流通センターが設立され、全国の市場に出荷可能となったため、少品目、大量生産による周年出荷や多品目による作型の組み合わせ等大規模経営を行う生産者が現れ、

この地域を全国有数の鉢物産地としている。

現在は、消費者ニーズが多様化しているため、流行の先取りや売れる商品の開発が必要であり、今後は、高品質、低コスト、高付加価値、減農薬など時代のニーズに合わせた栽培技術と経営努力が求められている。

エ　朝市・夜市

水田転作地の有効利用により、少量多品目を生産する農業者が直接市民と接し相対販売が行われており、消費者とのふれあいの場となって好評を得ている。

安全・安心・新鮮な農産物の供給と地産地消の推進を目的に、主なものとして、各地区の朝市と岐阜夜間市場組合がある。

（５）薬用作物の産地化

ア　取り組みの背景

我が国の漢方製剤・生薬の原料となる薬用作物は、８割以上を中国からの輸入に依存している状況であるが、近年、中国の輸出規制等により輸入価格が上昇しており、漢方薬メーカーから国内需要の拡大へのニーズが高まりつつある。また、耕作放棄地の活用や中山間地域の活性化につながる栽培作物として国内生産への関心が高まっている。

このような状況の中、本市が新たに薬用作物の産地化に向けた栽培を開始する背景として、天武天皇時代（６８５年）に天皇の病気を治療するため、百済から僧ら２人を美濃の国に送り、薬草の煎じ薬を作らせたという最古の記述が日本書紀にあり、美濃の国（岐阜）が製薬業発祥の地といわれていることがある。

また、織田信長公が岐阜入城翌年の１５６８年にポルトガルの宣教師にヨーロッパから３，０００種類の薬草を持参させ、伊吹山麓に５０町歩の薬草園を作らせたという記述が江戸時代の書物にある。

さらには、本市が設置している岐阜薬科大学の薬草園で薬用植物を研究していることなどがある。

イ　平成２７年度からの取り組み

平成２７年３月に、公益社団法人東京生薬協会及び独立行政法人医薬基盤研究所（現　国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所）と連携協定を締結（令和２年３月に３年間延長）し、意欲ある生産者で構成される「岐阜市薬用作物栽培協議会」と共に薬用作物であるキキョウ、カワラヨモギ、ジオウ等の栽培を開始し、適正品目を見極めて栽培マニュアルを作成すると共に、これらを専門的に実施する仕組みの構築と収益性の向上を図り、自立した薬用作物の産地化に向けて取り組んでいる。

（６）生産調整推進対策

ア　概　　要

農業者の減少・高齢化・農業所得の激変、農村の疲弊など我が国の農業が危機的な状況にある中、平成２３年度から食料自給率の向上を図るとともに、農業と地域を再生させ、農山漁村に暮らす人々が将来に向けて明るい展望を持って生きていける環境をつくり上げていくことを目的として、「経営所得安定対策（旧：戸別所得補償制度）」の本格実施が始まった。

イ　転作等実績（令和元年度）

米生産目標数量(t) (作付可能面積ha)	米生産数量(t) (作付面積ha)	実地農家数 (戸)	実　施　面　積 （ｈａ）			
			合計	転作	調整水田	自己保全管理
7,561 (1,606)	6,914 (1,468)	7,342	1,151	814	9	328

ウ　主要作物別転作実施状況（令和元年度）

（単位：ha）

麦類	豆類	飼料作物	果樹	野菜	蜜源れんげ
138	27	110	77	284	135

（７）岐阜市健康ふれあい農園

ア　設置の目的

市民が農作業を通して、自らの健康や家族とのふれあい及び農業に関する理解を深めることにより健康的でゆとりのある市民生活に資するため設置した。

イ　施設概要

設置位置　安食字竹田７９９番１
農園面積　４４，７８８．１９㎡
事業費　２２０，２７８千円
指定管理者　ぎふ農業協同組合

農園の種類　（令和２年４月１日現在）

区画の種別及び名称		区画数	年間使用料	
			通常栽培	限定栽培
一般用区画	３０㎡	１３１区画	１１，０００円	１，１００円
	４０㎡	６４	１４，６００	１，４６０
	５０㎡	６１	１８，３００	１，８３０
身体障がい者用区画	車椅子タイプ（２㎡）	９	７３０	１００
	ベンチタイプ（２㎡）	６	７３０	１００
小計		２７１	－	

種別	内容	募集コース	体験料金	備考
体験区画	栽培計画に基づく播種、収穫等の体験（令和元年度は１２種類の収穫を計画、うち２種類中止※）	個別作物体験コース 年間体験コース	1,000～1,600円 9,000	収穫物代金を含む

※新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、令和元年度（２種類）、令和２年度の収穫体験を中止しました。

（８）林　　政

ア　林野の概況

本市の森林は都市近郊林として林業生産活動の場のみならず、近年は地域住民から、森林の持つ水源涵養機能、あるいは自然環境保全に対する充実が一層要請されているところである。

しかし、都市近郊林は種々の要因により放置荒廃化が進行している状況にあり、本市においては、都市における森林の公益的機能を重視し、森林の適正な管理の推進並びに活性化を本市林政の基本方針としている。

なお、森林面積は６，０５３ha（国有林の金華山２２０haを含む）で市の区域面積の約３０％を占めている。

イ　造林補助事業

森林は、水源涵養機能、洪水緩和機能、二酸化炭素吸収機能等の公益的機能を有する社会的資産である。このため、社会全体で森林の適正な整備及び保安を図り公益的機能の発揮を確保する必要があることから、本市では、森林所有者が森林組合を通じて実施する新植事業や間伐、あるいは下刈、除伐、雪起等の保育事業の経費の一部を補助している。

	対象面積	補助金額
令和元年度	24.01ha	903,865円

ウ　林道整備

林道は林産物の搬出等林業の合理的経営と森林の適正管理に必要な基幹となる施設であり、造林保育・伐採等森林施業の展開にあわせて計画的に整備している。

令和２年４月１日現在、林道の路線数は、２３路線、延長は２４，５００ｍである。

エ　治山事業

近年宅地開発の進展に伴い、集中豪雨による山崩れ等の山地災害発生の危険度も高くなっているため、予防治山、復旧治山、並びに県単・市単治山等の総合計画的施行を進め、森林の保全並びに地域住民の安全確保に努めている。

オ　分収造林「たずさえの森」事業

市民の心のふるさとである長良川の清流を守るため、本市と長良川上流域の自治体が共に手をたずさえながら緑を確保し、森林資源の造成を図る

とともに、治山・治水の立場から林業を通して双方の友好を深めていくことを目的に、昭和５７年度から本事業を実施している。

昭和５７年度、現在郡上市の旧高鷲村から順次旧白鳥町・旧大和町・旧八幡町・旧美並村・旧明宝村・旧和良村へと拡大し、現在は保育事業を実施している。

さらに、平成８年度以降は、長良川の支流である板取川、津保川、武儀川の上流域へと拡大し、現在関市の旧板取村・旧上之保村・旧洞戸村・旧武儀町・旧武芸川町、現在山県市の旧美山町と分収契約を締結している。

また、平成２１年度には関市（下之保地内）と事業拡大の契約を締結し、現在は郡上市・関市・山県市の３市との間で６９．８８haの契約を締結し、約１７万本を育林している。

（９）自然環境保全

ア　環境緑化

本市の森林面積は、６，０５３haと市全体の約３０％を占めているが、経済性の低さ、林業労働力の減少、松くい虫被害のまん延、まつたけ生産の激減等により放置荒廃化が進行している。

一方、近年都市化の進展により市民には身近な自然、とりわけ緑に対しての関心が高まってきている。

本市は、市民が要請する自然とふれあう憩いの場として都市近郊森林の活用を考え、昭和５９年度から市の北東部、山県北野地内のファミリーパーク後背地の森林において都市近郊緑化推進モデル事業（林野庁補助事業）を実施した。区域面積３５haに、環境保全機能、保健休養機能、教育機能、文化施設保全機能を複合的に発揮できるようモデル計画を樹立し整備を実施した。具体的整備内容は次のとおりである。

（ア）レクリエーションの森

・山菜の森　　・照葉樹の森

・野鳥の森　　・水生植物園

・四季の森の造成

（イ）みんなの森

・記念樹の森（ふるさとの森）の造成

（ウ）野外教育の森

・昆虫の森　　・落葉の森

・きのこの森　　・ドングリの森

・森林施業モデル林（体験の森）

・ツツジの丘の造成

イ　有害鳥獣対策

近年、イノシシ、シカ、ヌートリア、アライグマによる農林産物や生活環境の被害が発生している。

イノシシ等侵入防止柵資材費の支援のほか「有害鳥獣捕獲事業」として、市から猟友会にイノシシ、シカ等の捕獲の委託を行ったり、アライグマ等については民間業者と契約し、被害調査を行うほか、被害を受けている市民の方に捕獲用のはこわなの貸出を行うなど、農林産業の健全な発展や生活環境の保全に努めている。

ウ　鳥獣飼養登録関係事務

平成２４年４月より、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づき、鵜飼漁業への利用目的で飼養する鵜等を対象として、鳥獣飼養登録の事務を行っている。

エ　ホタルの保護

夏の風物詩として親しまれてきたホタルは、住宅開発等による水質の汚濁や河川改修等により、その姿を消していた。しかし、近年になって、水質等の改善や地域住民の努力により、再びその姿を現すようになり、主に長良川以北の中小河川に発生、飛翔している。

本市では、地域住民による自主的な保護団体が組織され、ホタルの保護が行われている。

(10) 保 健 休 養

ア　保健保安林

都市住民が要請する森林の保健休養機能の充実を図るため、保健保安林５７２haを指定し、市民の憩いの森としての施設整備を実施している。

イ　岐阜市広域総合生活環境保全林整備事業（ながら川ふれあいの森）

（ア）整備の目的

本市の森林は、都市近郊林として林業生産活動の場としてだけでなく、土砂の崩壊流出等の災害の防止、水の流出調整や洪水の防止等の水源涵養、大気の浄化、自然環境の保全など多様な機能を通して、古くから地域住民の生活と深く関わっている。

さらに近年、市民の余暇活動の増大により、自然とふれあう等「心のゆとりとうるおい」が求められている。そこで本市では、市民参加による森づくりを目指し、保健・文化・スポーツ・レクリエーション資源であり良好な景観を形成する環境資源である森林を、特色ある市民の憩いの森として利用するため、平成４年度から

整備を進め、平成１２年１１月１日、「ながら川ふれあいの森」を開設した。

（イ）区域及び面積

三田洞、長良岩舟、長良古津、加野及び岩井地区に広がる森林地域２３３ha

（ウ）施工期間

平成４年度～１３年度

（エ）施設概要

・管理車道（幅員４ｍ　全長８㎞）

・管理歩道（幅員２ｍ　総延長２０㎞）

・その他、林間広場や水辺環境施設（調整池）

・キャンプ場等のレクリエーション施設

・あずまや、ベンチ等の休憩施設

・四季の森センター、駐車場、トイレ等の便益施設

・その他、展望台、薬木の広場、野鳥観察施設、炭焼き施設等

（オ）指定管理者

株式会社木の国

（カ）使　用　料

（令和２年４月１日現在）

施設名	種別	区分	単位	金額
四季の森センター	多目的室	４月、１０～３月	午前	１，８８０円
			午後	２，５１０
			全日	３，９８０
		５月～９月	午前	１，８８０
			午後	２，５１０
			夜間	１，８８０
			全日	５，６５０
	付属設備	冷暖房費（６～９月、11～３月）	１時間 ３１０円	
		シャワー１回（３分）		１００円
キャンプ場	テント区画	昼間		５２０
		１泊（５月～９月）		１，０４０
	キャンプ備品	テント	１張	３１０
		炊飯セット	１組	１，０４０
		毛布	１枚	２００
		シーツ	１組	２００
炭焼き広場	炭焼き窯		１回	１，５７０

（キ）今後の利用計画

整備された諸施設を十分活用して、広く市民が身近な森林浴、自然散策、レクリエーション、スポーツを楽しみ、また、自然をそのまま活用する自然観察会や多種多様な自然活動を行うなど幅広い利用が期待される。

（11）森林レクリエーションの推進

ア　東海自然歩道管理

本市を通る東海自然歩道は、芥見地区の老洞峠から市内北部を横断して、網代地区の伊洞に至る延べ３１．３㎞で、沿道は松林に囲まれ、特に小島山頂上からの眺望がよい。

これらの管理として、パトロール、草刈り、歩道施設補修等を行っている。

イ　萩の滝周辺ミニ生活環境保全林

近年、自由時間を利用して、手近な所で森林浴を楽しむ人々が増えており、森林を保健休養、レクリエーション等自然を親しみ健康づくりをする場として整備し活用することが都市住民から要請されている。

「萩の滝周辺ミニ生活環境保全林」は長良橋上流約１．５㎞の長良川右岸に近接した山紫水明の地として知られる長良志段見「松尾池」周辺に市民の「憩いの場」として開設した。（昭和６３年度ミニ生活環境保全林整備モデル事業による。）

この付近一帯はぎふ水と緑の環境百選「萩の滝と松尾池」及び岐阜県の名水５０選「岩舟渓谷萩の滝」に選定されているところであり、また管内東海自然歩道沿線の一番の景勝地として日頃から市民の保健休養、森林レクリエーションの場として利用され、親しまれている。

具体的整備内容は次のとおりである。

（ア）松尾池の外周に幅２．０ｍ、延長３８６ｍの遊歩道の開設

（イ）遊歩道沿い森林の下刈、不良木、不用木の除去等（自然林改良１．０ha）

（ウ）遊歩道沿いに、アジサイ、ヒラドツツジ、

ヤマハギ等全１１種類計１，２００本の花木を植栽（自然林造成）

（エ）休憩所、広場及び利用施設（東屋１棟、野外卓、樹木名札ほか）

(12) 土地改良事業

土地改良法が昭和２４年に制定され、本市においては現在までに６２地区３８の土地改良区が設立され、ほ場整備事業で全市内の９割以上が整備された。現在市内には、１４地区の土地改良区と市町村をまたがる４地区の土地改良区がある。また土地改良区以外にも６９の農業施設維持管理団体が各地域の農業用施設の維持管理を行っている。

ア　かんがい排水事業

ほ場整備事業等により設けられた農業用水利施設の老朽化に伴い、漏水等で農業用水の確保に支障をきたしている地域が見られる。そのためこれらの地域の農業用水利施設に対しては、農業水利の利用状況等をふまえ、良好な農業基盤の確保のため、必要性、経済性、緊急度等を考慮し、かんがい排水事業による農業用水利施設の改良、新設を進めている。

イ　地域ため池総合整備事業

市内３５箇所の農業用ため池について、防災・減災の観点から策定した全体計画を基に、概ね１０年間を計画期間とする整備事業計画を作成している。現在、この事業計画に従い堤体の整備・補修、浚渫、ハザードマップの作成等、ハード・ソフト両面から保全対策を講じ、農業用ため池の保全を順次図っている。

ウ　多面的機能保全管理活動

近年、地域の共同活動によって支えられてきた農地・農業用水等の資源は、過疎化・高齢化等の進行に伴う集落機能の低下により、適切な保全管理が困難となってきている。

このような状況に鑑み、平成２６年度より農業農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動に係る多面的機能保全活動支援を行っている。

岐阜市内では、平成１９年度より多面的機能支払制度の前身となる農地・水保全管理活動をしており、現在では、１４組織が地域資源の保全管理活動を推進する「農地維持活動」に取り組み、そのうち１１組織が施設の軽微な補修を行う「資源向上活動（共同活動）」に、６組織が農業用用排水路等の長寿命化のための更新等を行う「資源向上活動（長寿命化活動）」にも取組んでいる。

エ　土地改良施設維持管理適正化事業

適正化事業は土地改良区等施設管理者の施設管理に対する意識を高めるともに、施設の機能の保持と耐用年数の確保を目的とするもので、定期的に行うポンプのオーバーホールや用排水路の補修などが事業対象となる。

土地改良区等が適正化事業を実施するには、①その施設について、土地改良事業団体連合会の診断・管理指導を受けること、②適正化事業に加入し、向こう５年間整備補修を行うために必要な経費の一部を毎年積立てることが必要である。事業はその積立期間内の定められた年度に、計画的に実施される。

オ　土地改良事業一覧表

（平成３０年４月１日現在）

土地改良区名	受益面積(ha)	組合員数	認可年月日	着手年月日	工事完了年月日	事業費(千円)	換地総会	換地計画認可	解散認可	摘　要
石谷	60	87	昭25.７.８	昭24.４.１	昭28.３.31	9,100	昭39.12.18	昭40.４.24	昭46.５.18	ほ場整備
長良	79	331	26.９.10	25.12.10	30.３.28	13,490		34.３.23	39.10.20	〃
岩崎	57	131	28.４.10	26.11.１	29.３.31	11,507			44.５.19	〃
折立	86	127	28.11.10	28.10	33.３.31	18,000	44.１.11	44.８.27	48.１.25	〃
岩利	82	161	29.４.８	28.12.２	32.３.31	16,257	41.３.28	41.10.20	47.12.７	〃
東改田	50.3	120	29.10.19	29.10	33.３.31	7,520	45.２.27	45.４.９	62.10.26	〃
荒田川南部	1,152	1,666	29.12.12	30.１.４	38.３.31	175,612			53.９.８	〃
鶉工区							46.３.30	47.４.７		〃
茜部工区							45.３.25	45.７		〃
三里工区							41.12.21	42.３.31		〃
日置江工区							41.12	42.３		〃
佐波工区	467			30	36	73,482				〃
柿ヶ瀬	13	87	30.11.13	29.10	33.３.31	3,500		38.７.５	44.３.31	〃
村山	29	54	31.４.３	30.12	33.３.31	5,700	40.９	41.３.18	44.４.９	〃
西改田	29	84	33.11.25	33.２	36.３.31	5,000	43.９.28	44.１.７	56.６.12	〃
安食	40	88	33.12.２	33.12	37.３.31	6,800	40.９.22	41.２	57.10.４	〃
東部	635	1,471	34.５.21	34.12	42.３.31	191,018			60.12.26	〃
第１工区							48.３.30	49.３.19		〃
第２工区							47.７.28	49.１.28		〃
第３工区							48.２.２	49.10.15		〃
第４工区							47.３.22	47.９.８		〃
第５工区							48.１.27	50.１.27		〃
第６工区							48.１.27	52.９.13		〃
第７工区							49.３.25	51.９.20		〃
第８工区							46.３.６	46.９.14		〃
下川手	55	272	35.１.19	35.２	37.３.31	18,150	52.６.29	54.３.20	55.11.11	〃
山県用水石原工区	40	58	36.12.21	36.11.20	38.３.31	4,300	45.２.24	45.６.23		〃
太郎丸工区	116	320	38.11.13	38.１.15	41.３.31	113,539	47.２.12	47.11.30		〃
福富工区	220	385	39.６.16	38.12.16	43.３.25	176,090	47.３.28	48.11.17		〃
門屋工区	49	250	40.７.30	45.10.１	53.４.30	149,850	51.８.12	53.２.13		〃
北野工区	142	307	40.７.30	46.９.18	53.４.30	346,900	51.８.12	53.２.13		〃
春近第1工区	36	225	45.10.２	45.11.２	49.３.30	74,236	49.３.30	50.１.24		〃
春近第2工区	67.5	145	46.10.２	45.11.２		138,000	57.２.22	58.２.25		〃
尻毛橋北部	221.6	454	37.８.18	37.12.８	42.３.31	142,514			55.３.４	〃
木田							48.３.28	49.11.５		〃
七郷							47.２.21	47.12.13		〃

土地改良区名	受益面積(ha)	組合員数	認可年月日	着手年月日	工事完了年月日	事業費(千円)	換地総会	換地計画認可	解散認可	摘　　要
市橋鏡島	386	983	昭38.4.16	昭38.12	昭41.3.31	273,660	昭48.3.26	昭49.9.7		ほ場整備
羽島南部	338		38.8.9	39	43	340,202	――――	――――	――――	〃
境川中部	39	268	38.10.25	39.4	40.3.31	9,670	49.11.20	52.1.26	昭54.3.10	〃
粟野	107.4	295	39.5.14	39.4.20	43.3.31	66,299	47.3.30	48.3.22	平8.3.28	〃
西郷	337	470	40.5.31	41.11.19	49.3.31	557,213	54.8.28	56.3.24	昭61.9.5	〃
〃	64	85	40.5.31	40.11.15	42.3.20	52,633	54.8.28	56.3.24	61.9.5	構造改善
領下	33.4	256	41.5.9	41.12.7	46.12.29	29,464	48.3.29	49.5.16	53.7.3	ほ場整備
下岩崎	2	30	41.5.9	41.5.6	42.3.31	1,240	----------	60.5.13	――――	〃
岩	173	532	41.5.28	41.12.1	46.3.31	159,545	56.3.27	57.3.15	59.6.28	〃
七郷西部	34	69	42.2.4	42.2.10	43.3.31	20,000	45.7.14	46.2.5	57.6.21	〃
網代	226	356	42.7.28	42.12.2	58.11	513,700	58.11.29	59.4.23		〃
芥見地頭方	51.6	204	43.11.4	43.11.25	47.3.31	64,450	48.2.11	49.4.8	51.2.27	〃
芥見	117.8	463	44.10.21	44.12.20	50.12.31	210,146	51.2.25	51.10.30	53.7.19	〃
芥見（畑）	28	226	44.10.21	46.9.6	48.3.31	40,539	51.2.25	51.10.30	53.7.19	畑総整備
黒野南	42.7	117	43.11.4	43.1.10	45.6.15	42,260	48.1.22	48.12.5	50.2.5	ほ場整備
黒野	102	219	45.9.21	45.11.25	51.3.20	244,796	51.3.29	51.11.20	53.4.10	〃
合渡曽我屋工区	97	270	45.8.28	45.11.2	50.2.20	254,130	51.3.30	59.3.31		〃
寺田工区	107	286	45.8.28	46.9.30	51.3.25	319,830	51.3.30	59.3.31		〃
一日市場工区	36	190	45.8.28	45.11.21	47.3.25	351,000	49.11.19	54.5.1		畑総整備
合渡南（第1）	28.5	109	49.9.6	49.10.23	50.8.10	211,438	51.2.16	51.10.23		ほ場整備
〃（第2）	29	126	50.2.10	50.2.27	50.11.10	219,182	51.2.16	51.10.23		〃
彦坂	41	79	46.9.25	46.12.1	51.3.20	122,270	51.3.25	52.2.5	53.5.9	〃
出屋敷	33	72	47.10.12	47.11.25	52.3.20	107,940	53.3.24	53.11.1		〃
佐野	29	63	51.10.22	51.12.1	54.3.20	230,635	55.3.16	55.10.6		〃
古市場	34.4	74	54.3.5	54.3.15	57.3.20	94,900	57.5.28	58.3.25		〃
芋島	0.58	13	52.6.17	52.8.1	55.3.20	820	----------	55.4.26	――――	〃
鶴田	0.73	7	54.3.5	54.3.20	55.3.20	5,870	----------	55.7.8	――――	〃
東板谷（市営）	12.2	70	52.11.14	52.11.1	54.3.30	60,328	54.3.10	54.7.20	――――	同和対策
南畑	2.3	21	51.9.12	51.9.1	53.3.30	――――	----------	56.8.3	――――	災　害
城田寺	52.2	86	56.5.18	56.4.1	平元.1.31	409,000	63.10.4	平元.2.10		ほ場整備
加野	10.6	37	58.9.5	58.10.1	昭63.2.29	63,000	昭61.10.7	昭62.4.8	平11.8.9	〃
柳津町高桑	23.07	176	――――	――――	平4.3	97,000	平4.12.6	平5.8.2	――――	〃
正木	1.0	15	平6.3.10	平6.11.15	7.5.31	29,340	7.6.19	8.3.1	――――	〃
方県村山工区	22.3	50	昭63.3.25	平3.4.1	10.3.20	369,790	9.7.16	10.2.28		県営ほ場整備
〃安食工区	43.2	129	〃	昭63.4.1	11.9.8	566,670	10.12.25	11.9.7		〃
〃岩利工区	65.1	159	〃	平2.4.1	12.3.10	1,024,147	12.2.24	12.6.27		〃
〃石谷工区	53.4	137	〃	昭63.4.1	13.3.26	626,395	12.9.4	12.12.20		〃
岩井	6.3	39	平8.9.18	平8.12.24	14.12.26	470,660	14.12.28	15.3.6		農村総合整備
合計	6536.18									

（注）「――――」不詳、「----------」必要なし

3　畜産、水産

（１）概　　要

本市の畜産は、都市近郊という立地条件を生かした経営で発展してきた。しかし、近年、経済の低成長、輸入の自由化などにより国産食肉の消費低迷が起きている。飼料をはじめとする生産資材は不安定要因が多いだけに、経営の近代化、合理化に努めているが、混住化が進行したことにより環境保全対策の問題が生じており、このことが畜産の振興発展を阻害する要因となっている。

こうした厳しい条件の中で、都市近郊の特色ある畜産振興を重点的に推進している。

家畜の飼養状況

（令和２年２月１日現在）

区分／種別	飼養頭羽群数	飼養戸数	1戸当たり飼養頭羽群数
乳　牛	99頭	4	24頭
肥育牛	991頭	12	82頭
豚	2,288頭	2	1,144頭
鶏	134,742羽	4	33,685羽
蜜蜂	492群	11	44群

※鶏の飼養頭羽群数は年間の合計

ア　重点施策

（ア）畜産経営の合理化
（イ）家畜飼養環境の整備
（ウ）家畜防疫衛生対策

イ　畜産総合施策

（ア）畜産経営指導
（イ）家畜診療及び家畜人工授精
（ウ）畜産共進会の後援
（エ）畜産物の流通対策

（２）各畜産の状況

ア　乳　　牛

生産コストの低減と経営の安定化を図るため、河川敷草地を利用して、効率的に粗飼料を生産し、自給率の向上を図ることにより経営の安定に努めている。また、人工授精や受精卵移植により後継牛の確保に努め、新鮮で安全・安心な牛乳の供給と経営の近代化、合理化を推進している。

イ　肥　育　牛

県内外の黒毛和牛主要生産地から血統を重視した肉用素牛を導入し、肥育技術の確立によって、ブランド牛「飛騨牛」の安定的生産に努めている。さらに、家畜保健衛生所との定期的な巡回指導、先進地視察の実施により最新の肥育技術の導入を図り、経営の近代化と肉質の向上を目指している。

ウ　養　　豚

養豚は子豚から肥育までの一貫生産を行い、「飛騨けんとん・美濃けんとん」、「美濃ヘルシーポーク」の生産によりブランド化を図っている。さらに、優秀な系統豚の導入により肉質の向上を図り、経営の企業化を推進している。

エ　養　　鶏

本市は、初生ヒナの生産地として全国的に知られている。都市圏内の養鶏として鶏卵の高品質化や銘柄商品などの特殊鶏卵の開発・研究に努め、経営の基盤整備を図り、さらに疾病に対する各種予防注射の実施等防疫衛生対策を推進することにより経営の安定と近代化を図っている。

オ　養　　蜂

本市は近代養蜂の発祥の地として発展してきた。しかし、害虫や自然環境の変化によって採蜜量が減少してきており、経営基盤確立のため果樹・いちご生産農家と連携したポリネーション事業を推進している。

（３）エコプラント椿

家畜ふん尿に起因する環境問題が深刻化していたため、家畜ふんと小中学校等公共施設から出る給食残さをブレンド発酵させ、環境にやさしい良質なたい肥を生産する堆肥化処理施設「エコプラント椿」を整備し（事業期間Ｈ９～Ｈ１１年、事業費３４５，０００千円）、平成１２年４月から本格稼働している。

ア　事業目的

・畜産環境の改善
・学校等給食等公共施設給食残さの再資源化
・良質堆肥の生産

イ　施設概要

所　在　地　　岐阜市椿洞８１３－３
建物面積　　１，４６３．８３㎡
（管理棟、製品保管庫含む）
処理能力　　１０ｔ／日
堆肥生産量　　３２２ｔ（令和元年度実績）
販売価格　　３３０円／１５㎏袋
（１００袋以上２６０円／１５㎏袋）
※令和２年４月１日現在

（４）水　　産

夏の風物詩「鵜飼」に代表される長良川を中心とした内水面漁業は、春の「長良川サツキマス」、夏の「アユ」、秋の「モクズガニ（もみじがに）」が季節の味覚として有名であり、観光面にも大きく貢献している。

こうした中で、長良川産天然アユ保護増殖のために、稚魚放流、人工ふ化を実施し、水産振興に努めている。

「清流長良川の鮎」は平成２７年１２月１５日に国際連合食糧農業機関（ＦＡＯ）で開催された世界農業遺産運営・科学合同委員会において、世界農業遺産（ＧＩＡＨＳ）に認定された。

また、長良川下流域７市２町と長良川漁業協同組合により構成された、長良川下流域魚族保護対策協議会により、アユ増殖に加えて銀毛アマゴ、カニなどを放流し、魚族保護増殖に努めるとともに、河川環境保全を図っている。

4　岐阜産業会館

（１）設置経緯

地域産業の発展と地域社会の文化の向上に寄与するため、市制８０周年記念行事の一環として、県と共同で設置、昭和４５年８月６日竣工した。

（２）管理運営

地方自治法第２５２条の２第１項の規定により、県と岐阜産業会館に関する事務を共同して管理及び執行するため岐阜産業会館運営管理協議会を設置し、地方自治法第２４４条の２第３項の規定により、会館の管理に係る指定管理者として「一般財団法人岐阜産業会館」を指定し、経費は県市折半としている。

（３）施設概要

場　　所　　岐阜市六条南２丁目１１番１号

敷地面積　　１２，１８７㎡

構　　造　　鉄骨鉄筋コンクリート造
　　地下１階、地上７階、塔屋３階

規　　模　　建築面積　　４，７８７㎡
　　延床面積　　１２，６４３㎡
　　低層部　　３，０６７㎡
　　高層部　　６，０４９㎡

建設費　　１，５２１，７２６千円

（４）施設内容

ア　大展示場

延２，１８０㎡（可動間仕切りにより分割利用可）、別棟で天井が高く、重量物あるいは大容積の展示品の搬入可能（積載トラックで入場可）、各種見本市、展示会、大会などに利用されている。

イ　中展示場

５９１㎡、小規模の商品展示会のほか、講演会、講習会などに利用されている。

ウ　小展示場

３９５㎡、小規模の商品展示会のほか、講演会などに利用されている。

エ　ホール

固定席５４２席（改修工事が必要なため休止）

オ　会議室（２室）

１００人収容の第１会議室及び、２０人収容の第２会議室があり多くの人に利用されている。

カ　その他の施設

上記のほか貸事務所２４室、電算室（一般財団法人岐阜県市町村行政情報センター）、駐車場（３５０台収容）がある。

（５）使用料

（令和２年４月１日現在）

施設名 ＼ 時間区分		午前 午前９時から 午後１時まで	午後 午後１時から 午後５時まで	夜間 午後５時から 午後９時まで	全日 午前９時から 午後９時まで	延長使用料 （１時間）
大展示場		－	－	－	228,200円	21,880円
中展示場	同時に大展示場を使用する場合でその使用者が異なる場合	－	－	－	46,200	4,420
	その他の場合	－	－	－	64,850	6,220
小展示場		－	－	－	45,800	4,400
文化ホール	土曜日・日曜日及び休日	9,680円	20,910円	27,280円	57,870	5,550
	その他の日	7,920	17,810	20,910	46,640	4,460
第１会議室		7,330	9,470	10,880	25,040	2,640
第２会議室		2,340	2,950	4,130	8,380	900

備考　１　大展示場及び小展示場は、２分の１の面積に分割して使用することができ、この場合における使用料の額は、この表に定める額の２分の１の額とする。

２　使用者が入場料その他これに類する対価を入場者１人につき3,000円以上徴収して使用する場合の使用料の額は、この表に掲げる額の２倍とする。

※中展示場使用料、46,200円の使用面積は420㎡、64,850円の使用面積は591㎡である。

※使用料収入については、岐阜市と岐阜県がそれぞれ２分の１の額を収入する。

5　中央卸売市場

（１）概　　要

ア　建設の経過

かつて本市には従来長住町及び元町を中心とする一帯に総合卸売市場街が形成され市民生活に直結する市場としての役割を果たしてきた。しかし自動車輸送の増大、消費人口の増加や流通機構の変容により、この民間市場は狭あい、混雑を極めたため全面移転し、中央卸売市場を建設する機運が高まった。そこで昭和２８年市内敷島町地内に用地２１，８７４㎡を確保し、翌２９年に整地を完了した。しかし昭和３１年度から市の財政は「地方財政再建特別措置法」の適用を受けたため新規事業の中止、縮小の措置が余儀なくされ中央卸売市場の計画も延期されることになった。

このような財政事情から一旦計画が立ち消えたものの、その後市勢が躍進すると共に消費生活は多様化し、民間市場では輸送手段、流通等に支障が起こり、中央卸売市場建設が必要となってきた。

ここに開設への機運は再び高まり昭和４１年４月、業界、市議会、生産者、消費者、関係機関等の代表者をもって岐阜市中央卸売市場建設協議会（委員５０人）が設置され、将来の流通機構の変革を考慮しつつ協議を重ね、建設事業に着手した。同４３年１月に茜部用地を買収、翌年４月起工、１２月には下川手用地を追加買収し、同４６年４月に新市場が竣工した。同年７月１４日開場式を行い、同月１９日業務を開始した。

イ　業界の統合入場

（ア）卸売業者

昭和４５年５月に青果部２社の組み合わせが決定に至り、同年５月２１日に４社を統合して新会社岐阜中央青果株式会社（資本金６，０００万円）が、昭和４６年２月１８日には５社を統合して、新会社岐果岐阜青果株式会社（資本金６，０００万円）が設立された。

水産物部においては、昭和４６年１月に２社の組み合わせが決定に至り、同年６月１日には２社を統合し、新会社株式会社岐阜魚介（資本金８，０００万円）と２社を統合した新会社岐阜丸魚株式会社（資本金６，０００万円）が設立された。

なお、青果部の旧卸売業者中２社は新会社に加わらず、１社は場外において冷蔵庫業、残る１社は青果仲卸として入場した。

（イ）仲卸業者

入場対象業者は青果関係５組合１４０業者、水産関係４組合８０業者で、建設計画を進める中で開場時における許可数を青果部４０、水産物部３１とすることとし、各組合の組合員数、総取扱高等に応じて組合別割当数を示し、それ以内で統合、合併を行うよう昭和４５年１１月に要請。その後各組合でそれぞれ協議、調整に努力、市も調整に当たった。その結果青果部４０、水産物部３１の新会社の組み合わせが決まり昭和４６年７月１６日許可入場となった。

（ウ）関連事業者

入場を希望する関連事業者を対象に、それぞれの業態別に建設計画の中で定められた店舗数を従来の営業実績等を基準に割当てて入場者を決定した。

ウ　機構整備補助と業界育成

中央卸売市場機構整備計画に基づいて旧卸売業者、仲卸業者並びに関連事業者が旧会社及び旧店舗を廃止、新会社を設立又は個人営業として移転入場をしたのであるが、これら旧会社（個人営業を含む）に対する補助金に代るべく機構整備補助金と新会社（個人を含む）に対する施設整備補助金、新卸売会社、仲卸会社に対しては健全経営育成のための運営資金等の融資に対する利子補給等を次のとおり実施した。

機構整備補助金（昭和46～49年度）

旧卸売業者	70,800千円
旧仲卸業者	45,500
旧附属営業者連合会	1,000
小売協同組合	1,500
合計	118,800

施設整備補助金（昭和46～48年度）

仲卸業者	7,300千円
関連事業者	15,090
合計	22,390

利子補給（昭和46～48年度）

卸売会社	27,037千円
仲卸会社	17,875
小売協同組合	1,800
合計	46,712

上記のほか間接的に業界の育成、市場を発展させるため使用料については、条例の定める額を規則により昭和４６年度から昭和５５年度まで減額措置が講じられた。

エ　市場施設整備工事

市場開設以降、供給圏内の人口及び取扱量の増加、輸送形態の変化などに対応するため、平成元年度から３年にわたり卸売場の拡張、仲卸店舗・

低温売場・プレハブ冷蔵庫の設置など大規模増改築等を行った。また、平成２２年度に卸売棟の耐震補強工事を施工、平成２７年度には太陽光発電システムを設置して、より安全で環境にやさしい施設へと改善した。

オ　開設運営協議会等の運営状況

市場の運営管理の適正を期するため市議会、関係機関の代表者、業界、生産者、消費者等の委員からなる開設運営協議会並びに業界代表による青果水産取引委員会を設置し、市場の整備計画、流通対策、施設の運営、取引の公正等についてそれぞれ調整を図っている。

（２）施　　設

位　　置　　茜部新所２丁目５番地
敷地面積　　１２３，９５２㎡
　　（本場 93,387㎡　関連 30,565㎡）
建物面積　　７２，９３０㎡

建物の用途及び構造　　（令和２年４月１日現在）

施設名	用途	構造等	面積(㎡)
卸売棟	卸売場、低温売場528㎡、業者事務所、屋上駐車場	鉄骨一部鉄筋コンクリート造２階建	23,225
仲卸売棟	仲卸売場、業者事務所、立体駐車場、屋上駐車場	鉄筋コンクリート造３階建	26,254
管理庁舎	管理事務所、検査室、金融機関ＡＴＭ	鉄筋コンクリート造４階建	1,774
公用車車庫	車庫	コンクリートブロック造平屋建	36
№２関連店舗	岐阜青果協同組合、関連利便店舗	鉄筋コンクリート造２階建	445
バナナ加工室	バナナ加工室	鉄筋コンクリート造平屋建(塔屋２階)	605
充電庫	電動車の充電庫	鉄骨造平屋建	149
活かし場棟	淡水魚活かし場	鉄筋コンクリート造平屋建	145
スロープ下電気室及びポンプ室	電気室、ポンプ関係室	コンクリートブロック造平屋建	78
№４関連店舗棟	食堂等関連利便店舗	鉄筋コンクリート造平屋建	137
№２プロパン庫	プロパン倉庫	コンクリートブロック造平屋建	7
岐青協購買部	組合員の購買事業用	軽量鉄骨造平屋建	76
水産物小売組合事務所	事務所	鉄骨造２階建	217
水産物小売組合倉庫	倉庫	軽量鉄骨造平屋建	49
市場運輸事務所	事務所	コンクリートブロック造平屋建	21
屋外便所	屋外便所	鉄筋コンクリート造平屋建	216
水産加工施設	学校給食加工所（水産）	鉄骨造平屋建	154
シャワー室棟	従業員等福利厚生施設	鉄筋コンクリート造平屋建	24
守衛ボックス棟	正門守衛室	鉄筋コンクリート造平屋建	6
№１倉庫、学校給食棟	業者用倉庫、学校給食加工所（青果）	鉄骨造２階建	406
買荷保管積込所	買荷一時保管所（卸売№１～５）	鉄骨造平屋建	4,705
№３関連店舗棟	食堂等関連業者利便店舗	鉄筋コンクリート造平屋建	323
№１プロパン庫	プロパン庫	コンクリートブロック造平屋建	15
№３倉庫	各関係業者倉庫	鉄骨造一部コンクリートブロック造平屋建	615
№５関連店舗棟	車両修繕等関連業者利便店舗	鉄筋コンクリート造平屋建	323
№６関連店舗棟	〃	鉄骨造２階建	60
屋外便所	屋外便所	鉄筋コンクリート造平屋建	35
冷蔵庫棟	中央冷蔵棟（青果、水産冷蔵）	鉄筋コンクリート造２階建	4,126
ゴミ集積所	ゴミ集積所	鉄骨造平屋建	328
№１関連店舗棟	関連事業者店舗、加工店舗店	鉄筋コンクリート造２階建	6,809
買荷保管積込所	買荷一時保管所（関連№１～５）	鉄骨造平屋建	680

施設名	用途	構造等	面積(㎡)
屋外便所	屋外便所	鉄筋コンクリート造平屋建	138
№.２守衛室、事務所棟	守衛室、関連業者組合事務所	鉄骨造２階建	190
自転車置場	〃　自転車置場	鉄骨造平屋建	6
ガバナー室	ガス圧力調整室	鉄骨造平屋建	6
関連店舗倉庫棟	関連事業者用倉庫	コンクリートブロック造平屋建	331
スロープ下電気室等	電気・ポンプ室	鉄筋コンクリート造平屋建	216
計			72,930

（３）取扱品目

ア　青果物

野菜、果実及びこれらの加工品（市長が規則で定めるものを除く。）並びに市長が規則で定めるその他の加工食料品。

イ　水産物

生鮮水産物及びその加工品（市長が規則で定めるものを除く。）並びに市長が規則で定めるその他の加工食料品。

（４）市場内業者及び売買参加者

（令和２年４月１日現在）

種別		卸売業者	仲卸業者	売買参加者	関連事業者
青果物		２社	２１社	２３２人	－社
水産物	生鮮水産物	２	８	１５３	－
	塩干物		１		
関連事業者		－	－	－	７１
合計		４	３０	３８５	７１

（５）取扱実績

◇最近２年間の取扱実績（１月～１２月）　〔数量：kg　金額：円〕

区分 部類		年	取扱高 数量	取扱高 金額	一日平均取扱高 数量	一日平均取扱高 金額
総取扱高		30	216,756,454	57,808,514,039	846,705	225,814,508
		1	219,039,556	54,349,373,400	858,979	213,134,798
青果部		30	202,196,570	48,439,468,956	789,830	189,216,676
		1	206,207,928	45,571,736,204	808,659	178,712,691
	野菜	30	175,085,431	38,367,989,396	683,927	149,874,959
		1	177,073,321	35,211,183,419	694,405	138,083,072
	果実	30	27,111,139	10,071,479,560	105,903	39,341,717
		1	29,134,607	10,360,552,785	114,253	40,629,619
水産物部		30	14,559,884	9,369,045,083	56,875	36,597,832
		1	12,831,628	8,777,637,196	50,320	34,422,107
	鮮魚	30	3,093,678	3,551,108,578	12,085	13,871,518
		1	2,756,040	3,308,772,557	10,808	12,975,579
	冷凍魚	30	3,355,900	2,801,536,250	13,109	10,943,501
		1	2,923,019	2,743,981,641	11,463	10,760,712
	加工水産物	30	8,110,306	3,016,400,255	31,681	11,782,813
		1	7,152,569	2,724,882,998	28,049	10,685,816

（６）財 政 状 況

ア　収益的収入及び支出

（収　入）

区　　分	令和２年度予算額		令和元年度決算額		平成３０年度決算額	
	金　額（円）	構成比	金　額（円）	構成比	金　額（円）	構成比
市場事業収益	699,531,000	100.0	656,715,797	100.0	673,694,868	100.0
営業収益	486,145,000	69.5	455,046,300	69.3	473,627,235	70.3
営業外収益	213,385,000	30.5	201,669,497	30.7	200,067,633	29.7

（支　出）

区　　分	令和２年度予算額		令和元年度決算額		平成３０年度決算額	
	金　額（円）	構成比	金　額（円）	構成比	金　額（円）	構成比
市場事業費用	644,654,000	100.0	594,151,866	100.0	595,400,954	100.0
営業費用	625,070,000	97.0	585,742,466	98.6	578,915,930	97.2
営業外費用	14,584,000	2.3	8,409,400	1.4	16,485,024	2.8
予備費	5,000,000	0.7	0	0.0	0	0.0

イ　資本的支出

（支　出）

区　　分	令和２年度予算額		令和元年度決算額		平成３０年度決算額	
	金　額（円）	構成比	金　額（円）	構成比	金　額（円）	構成比
資本的支出	94,065,000	100	106,297,860	100	24,383,700	100
建設改良費	94,065,000	100	106,297,860	100	24,383,700	100

※消費税込み

6　食肉地方卸売市場

（１）概　　要

本市場は、県内の基幹市場として、食肉流通の安定的な供給体制を堅持し、消費者ニーズに対応した安全で安心できる食肉の供給に努めている。

（２）施　　設

敷　　地　　２１，８７９．９３㎡

建物面積　　７，８１４．７３㎡

施設能力　　と畜処理能力（１日）

大動物　　７５頭

小動物　６００頭

汚水処理能力（１日）

１，５００㎥

冷蔵能力（小動物換算）

１，０５０頭

係留所収容能力

大動物　１１５頭

小動物　５６０頭

（３）機　　構

岐　阜　市　　施設の維持管理及び業務の指導監督を行う。

卸売業者　　株式会社岐阜県畜産公社（荷受機関）

授権資本金額　５，２００万円

払込済資本金　４，９５０万円

（県７００万円、市７００万円、全農　１，３５０万円、県信連　４００万円、県食肉連　１，７００万円、県家畜商組合　１００万円）

※岐阜県卸売市場条例に基づきと畜、解体等せり市場を通じ食肉の委託販売を行う機関であり、食肉の販売代金を基準とする手数料を収受し経営している。

買　受　人　　市長の承認を受け、本市場でのせり売りに参加し、食肉の買受けをする者。

（令和２年４月１日現在１１５人）

付属営業人　　市長の承認を受け、本市場での市場業務に付帯した業務を行う者。

（公社）日本食肉格付協会　　牛、豚枝肉の規格格付を行っている。

（４）と畜頭数の推移

（単位：頭）

種別／年度	牛	馬	子牛	豚
２６	4,980	－	－	69,302
２７	4,484	－	－	67,622
２８	4,245	－	－	68,485
２９	4,132	－	1	70,220
３０	4,164	－	－	67,220
元	3,933	－	2	21,327

（５）取引頭数（令和元年度）

区分 / 種別	と畜頭数（A）	上場頭数		取引成立頭数		重量及び金額		平均価格（１頭当たり）
		頭数（B）	上場率（B/A）	頭数（C）	成立率（C/B）	重量	金額	
牛	3,933	3,295	83.8	3,295	100.0	1,563,310.8	4,788,804,651	1,453,355
豚	21,327	21,108	99.0	21,108	100.0	1,617,661.0	907,678,983	43,002
子牛	2	2	100.0	2	100.0	280.8	173,072	86,536
搬入枝肉	－	891	－	891	100.0	67,919.5	38,316,537	43,004

第３　環　　境

１　ごみ処理

２　し尿・浄化槽汚泥処理

３　産業廃棄物

４　環境保全

５　循環型社会の推進

1　ごみ処理

（１）概　　要

本市では、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）に基づき一般廃棄物処理計画（ごみ処理基本計画）を策定し、区域内で発生する一般廃棄物（ごみ）の適正処理に関し、収集運搬、焼却等の中間処理及び最終処分を安定的、継続的に遂行し、市民の生活環境の保全と公衆衛生の向上に努めている。

昭和４６年９月に現在の廃棄物処理法が施行された。これを受け本市は、昭和４６年１０月より普通ごみの収集を無料化し、昭和４８年１０月からは普通ごみの週２回収集を全市域で実施している。

また本市では、ごみ減量を図るため、様々な対策を講じている。まず、平成９年４月からペットボトルの分別収集を開始し、平成１０年１０月に粗大ごみの収集をそれまでの無料ステーション収集から電話申し込みによる有料の戸別収集に切り替えた。そして平成１２年４月からはごみ出しルールの徹底を図ってごみ袋を透明に変更し、平成１６年１０月からは発泡スチロール・白色トレイと廃食用油、平成２０年４月からはペットボトルのキャップの回収を開始した。また、平成２６年８月からはボックス回収による小型家電リサイクル事業を開始した。

このようにごみと資源の分別の徹底を図ることによりリサイクルを促進するとともに、ごみの減量化に努めている。

（２）ごみ量の推移

（単位：ｔ）

区分 / 年度	市収集														民間収集	自己搬入	計
	普通ごみ	粗大系ごみ	カン	ビン・ペット	小型家電	乾電池	蛍光管	食用油	発泡スチロール	プラスチック容器包装	ペットボトルのキャップ	家庭系ごみ	都市美化ごみ	学校ごみ(普通ごみ・生ごみ)	事業系ごみ	生活系・事業系	
平成27	80,078	1,550	1,378	4,859	12	94	76	22	13	21	15	88,118	713	338	41,817	6,635	137,621
平成28	78,318	1,544	1,432	4,831	19	103	69	22	10	20	19	86,387	697	326	41,261	6,642	135,313
平成29	77,877	1,582	1,476	4,697	21	108	63	22	10	20	18	85,894	630	313	41,282	6,886	135,005
平成30	77,010	1,655	1,451	4,729	26	105	61	22	11	20	21	85,111	712	190	41,281※	7,230	134,524
令和元	76,532	1,726	1,435	4,738	30	104	60	16	11	20	21	84,693	517	237	40,476	7,643	133,566

都市美化ごみ、事業系ごみ、自己搬入には、それぞれ普通ごみ、粗大ごみ、資源化ごみ等を含む。

※中央卸売市場協会のごみ（市収集分）を含む

（３）許可業者の指導、監督

事業活動にともなって、多量の一般廃棄物を排出する事業所などを対象に、昭和４６年１０月から許可業者による収集を実施し収集業務の能率化を図っており、その指導監督には万全を期している。

（令和２年４月１日現在）

業者数	収集件数	従業員	車両台数	年間収集量(t)
7	5,627	136	97	40,479

（４）処理・処分施設の現状

ごみ焼却施設として、現在東部クリーンセンター、掛洞プラントの２施設を備えている。

このほか、ビン、ペットボトル及びカンを再資源化処理するためにリサイクルセンターを、粗大ごみを破砕処理するために東部クリーンセンター内に粗大ごみ処理施設を、焼却残さを埋立処分するために大杉一般廃棄物最終処分場をそれぞれ整備し、廃棄物の適正処理を遂行している。

焼却処理実績　（令和元年度）

	焼却量(t)
東部クリーンセンター	107,870
掛洞プラント	19,714
合計	127,584

現有処理処分施設名　（令和元年度）

区分		名称	処理能力	仕様	稼働開始年月
中間処理	焼却	東部クリーンセンター	４５０ｔ／日	旋回流型流動床焼却炉	平成１０年４月
	破砕		６０ｔ／5h	２軸せん断型破砕機及び回転型破砕機	平成１０年４月（平成２７年１０月の火災事故により焼失したため、仮設破砕機にて処理を継続中）
	焼却	掛洞プラント	１５０ｔ／日	全連続燃焼式ストーカ炉	昭和５４年４月（平成１１年３月改修）
	選別	リサイクルセンター	ビン 28t／5h カン 20t／5h ペット5t／5h	インクライン自動選別方式+カレット手選別 スチール缶・アルミ缶自動選別圧縮方式	平成９年４月

区　　分		名　　称	埋立容量	仕　　様	稼働開始年月
最終処分	埋 立	大杉一般廃棄物最終処分場 (浸出水処理施設)	270,000㎥ 処 理 能 力 １８０㎥／日	アルカリ凝集沈殿処理 砂ろ過処理	平成２４年１月

（５）東部クリーンセンター

老朽化した老洞焼却場の代替施設として平成６年度から建設を進め、平成１０年３月に完成、同年４月から稼働した。余熱を利用した最高出力７，０００ｋWの発電設備を有し、場内使用後の余剰電力を売電している。

また、粗大ごみ処理施設並びにごみ問題を考える学習の場として、芥見リサイクルプラザを設置し、総合整備を図った。（平成２７年１０月の火災事故により、粗大ごみ処理施設棟は焼失）

さらに、平成２４年度から平成２７年度にかけて焼却施設の基幹的設備改良工事を実施し、施設の延命化を図っている。

所 在 地　　芥見６丁目３６８番地
敷地面積　　６０，３４４㎡
　　（駐車場､調整池含む）

ア　ごみ焼却施設

事 業 費　　２３，６５７，２５７千円
延床面積　　焼却棟　１４，２４９．１６㎡
　　計量棟　　１３６．０８㎡

イ　粗大ごみ処理施設（焼失）

事 業 費　　２，６５３，２８０千円
延床面積　　４，２５３．８１㎡

ウ　管理棟・芥見リサイクルプラザ

事 業 費　　６１３，６７４千円
延床面積　　２，１４６．６８㎡

（ア）芥見リサイクルプラザ

１階　展示ギャラリー、リサイクル工芸室、ふれあいサロン
２階　研修室、会議室、ものしりコーナー

※粗大ごみ処理施設復旧工事に伴い、平成３０年４月より休館している。そのため、事業の一部を大杉一般廃棄物最終処分場の「環境学習棟」で実施している。

また、令和元年度は、小学校を対象とした「出前講座」を開催した。

（６）掛洞プラント

昭和５４年３月に完成し、同年４月から稼働している掛洞プラントは、公害防止はもとより余熱利用を行うなど、広く環境保全に留意した設計がされている。当初日量３００ｔのごみを処理する施設だったが、東部クリーンセンターの完成に伴い、平成１０年４月より日量１５０ｔの一炉運転とした。さらに、ダイオキシン発生抑制の改良工事を行い、また、平成２５年度から平成２６年度にかけて施設の基幹的設備改良工事を実施し、施設の延命化を図っている。

また、平成１４年１２月から平成２１年１１月まで山県市のごみを受託処理した。

所　在　地　　奥字掛洞３７５番地ほか
事　業　費　　２，１０３，１３９千円
敷 地 面 積　　８，６３２．００㎡（借地）
建物延面積　　６，３５２．６８㎡

（７）岐阜羽島衛生センターごみ処理施設

岐阜市及び羽島郡４町で構成する一部事務組合により昭和４０年２月から、ごみ処理施設を稼働していたが、施設の老朽化に伴い、平成４年度から平成６年度にかけて改築工事を実施し、平成７年４月から新たな施設にてごみ処理を開始した。

その後、平成２７年度末をもって現施設の稼働を停止し、平成３０年度には、解体撤去工事に着手した。

現在、羽島市内において、令和１０年度の稼働開始を目指し、次期ごみ処理施設の建設事業を進めている。

なお、平成１４年度から羽島市が組合に加入し、平成２２年度末には各務原市（旧川島町区域）が脱退したことにより、平成２３年度以降は、岐阜市、羽島市、岐南町及び笠松町で一部事務組合を構成している。

（８）リサイクルセンター

平成９年４月１日、容器包装リサイクル法施行に伴い、ビンとカンに加え新たにペットボトルの分別収集を開始（週１回）した。そのための施設としてリサイクルセンターを整備し、再資源化処理を開始した。

平成２４年度にペットボトルの著しい普及・増加に対応するため、施設の処理能力を４ｔ／日から５ｔ／日へと強化した。

所　在　地　　木田５丁目５５番地６
事　業　費　　１，２８４，２２５千円
敷 地 面 積　　４，４３４．６４㎡
建物延面積　　２，８０１．９０㎡

（９）大杉一般廃棄物最終処分場

平成２３年３月に完成し、平成２４年１月から埋立を開始した大杉一般廃棄物最終処分場は、東部クリーンセンター及び掛洞プラントからの焼却残さの埋め立てをしており、令和元年度は１４，４４６ｔを最終処分した。

所　在　地　　大字山県岩字大杉奥洞１０４５番地
事　業　費　　３，０７３，３８３千円
造成面積　　７５，０００㎡
埋立面積　　３３，０００㎡
埋立容量　　２７０，０００㎥

(10) プラザ掛洞

平成７年１０月３１日に掛洞プラントのごみ焼却余熱（蒸気）を利用した本市初の地球環境に優しい施設として開設し、市民の健康増進を図っている。

なお、平成１８年度から指定管理制度を導入し、施設を管理している。また、平成２１年度からは利用料金制度を導入している。

所　在　地　　奥１丁目１０４番地
事　業　費　　１，３６４，７５２千円
敷地面積　　１，８１５㎡
建物延面積　　２，０９９．９９㎡
施設内容　　１Ｆ　温水プール、浴場
　　２Ｆ　会議室、事務室、和室休憩所
指定管理者　　株式会社　技研サービス
　　（令和２年４月１日現在）

(11) リフレ芥見

平成１９年３月、男女を問わず、幅広い年齢層が気軽にスポーツを楽しめるように、「心と体の健康増進」をテーマとして開設した。

なお、平成２１年度から指定管理制度及び利用料金制度を導入し、施設を管理している。

所　在　地　　芥見６丁目２８３番地２
事　業　費　　１，１０５，４６４千円
敷地面積　　１２，８７９㎡
建物延面積　　２，６９３．４６㎡
施設内容　　・歩行浴プール棟（歩行浴プール、サウナ、トレーニングルーム、多目的ルーム、リラクゼーションルーム、談話室）
　　・多目的ドーム（テニス、ゲートボール、フットサル用）
　　・足湯
　　・芝生広場（滑り台、スプリング遊具）
指定管理者　　株式会社　三和サービス
　　（令和２年４月１日現在）

(12) 一般廃棄物処理施設の監視

一般のごみやし尿を処理している一般廃棄物処理施設について、環境衛生上問題のないよう立入検査を実施し、監視業務を行っている。

2　し尿・浄化槽汚泥処理

（１）概　　要

本市では、生活排水処理基本計画に基づき、区域内で発生する一般廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥）の収集及び処理を実施し、生活排水の適正な処理に努めている。

し尿は直営と委託により収集し、岐阜羽島衛生センターし尿処理施設で処理している。

また、浄化槽汚泥は許可業者が収集し、寺田プラント及び岐阜羽島衛生センターし尿処理施設で処理している。

（２）し尿収集戸数及び人員

（令和２年４月１日現在）

区　　分	定　額　制		従量制
	戸　数	人　員	対象数
直　　営	384	661	293
委託(岐阜地域)	1,342	2,311	558
委託(柳津地域)	41	94	98
合　　計	1,767	3,066	949

（３）し尿処理手数料　（令和２年４月１日現在）

定　額　制	世帯員１人１回につき	320	平12．4．1改正
従　量　制	１８ℓにつき	160	平12．4．1改正
臨時収集加算金	１回につき	1,250	令元.10.1改正

（単位：円）

（４）公衆便所清掃　（令和２年４月１日現在）

区　分	所　管施設数	清掃施設数			
		環境事業課		公園整備課	
		直営	委託	直営	委託
環境事業課	17	10	7	－	－
公園整備課	309	2	17	－	290
計	326	12	24	－	290

（５）し尿・浄化槽汚泥処理施設

ア　寺田プラント

昭和４８年３月完成以降、市内のし尿と一部の浄化槽汚泥を処理していたが、平成１７年３

月に浄化槽汚泥専門処理施設として改造し、市内の浄化槽汚泥の大部分を処理することとなった。

また、平成２７年１０月には浄化槽汚泥の処理能力の強化（１２０kℓ／日から１６０kℓ／日）や運転システムの効率化を目的とした改造を行っている。

所　在　地　　寺田１丁目１１
完成年月日　　昭和４８年３月３１日
事　業　費　　８７４，３７４千円
敷地面積　　１３，１５５．８５㎡
処理方式　　固液分離処理方式
処理能力　　１６０kℓ／日
（浄化槽汚泥処理）

イ　岐阜羽島衛生センターし尿処理施設

岐阜市及び羽島郡４町からなる一部事務組合により、昭和３８年１１月からし尿処理施設を稼働しており、昭和５６年の改築以降は現施設にてし尿処理を行っている。

平成２３年３月に各務原市（旧川島町）が組合を脱退したのに伴い、現在は岐阜市、岐南町、笠松町のし尿処理及び浄化槽汚泥処理（岐阜市にあっては、一部の区域を除く）を行っている。

所　在　地　　境川５丁目１４７番地
完成年月日　　昭和５６年３月３１日
事　業　費　　１，０２５，７９４千円
敷地面積　　５，６１２．３０㎡
処理方式　　改造型脱窒素処理方式
処理能力　　１００kℓ／日
（し尿・浄化槽汚泥処理）

し尿処理実績（令和元年度）

	し尿(kℓ)	浄化槽汚泥(kℓ)	備　　考
寺田プラント	—	41,632.5	
岐阜羽島衛生センターし尿処理施設	4,368.2 (5,272)	3,144.3 (10,517)	岐阜市分 (岐阜市・岐南町・笠松町)
合　　計	4,368.2 (5,272)	44,776.8 (52,149.5)	岐阜市分 (岐阜市・岐南町・笠松町)

3　産業廃棄物

（１）指導等状況

事業活動により発生する産業廃棄物は、排出者自らが処理することが廃棄物処理法で義務付けられており、自ら処理することができない場合は、許可を得た産業廃棄物処理業者に委託して処理しなければならない。

本市では、産業廃棄物の処理基準及び保管基準が遵守されるよう、排出者の事業所に対する立入検査、収去検査を行い、適正な委託契約締結及び適正なマニフェスト管理等を指導している。

また、排出者が処理を委託する産業廃棄物処理業者に対して許可を与える際に、業者に対する資格審査、業者が使用する処理施設の構造基準及び維持管理基準に関する審査並びにその後の適正処理を担保するために許可業者の有する処理施設に対する立入検査を行い、適正な収集運搬及び処分に関する指導、勧告並びに命令等を行っている。

平成１８年１月からは「産業廃棄物情報管理システム」を導入し、産業廃棄物処理業者の許可情報、指導履歴及び処理実績等を統合的に管理し、情報の共有や行政指導に活用している。

さらに、建設リサイクル法、自動車リサイクル法及びＰＣＢ特別措置法に基づき、啓発、指導及び監督を行っている。

（２）市北部における不法投棄事案

平成１６年３月に、市北部の産業廃棄物処理業者の事業場において、大規模な不法投棄事案が発覚した。事案発覚後の平成１６年度に現場及び周辺部で実施した緊急調査及び詳細調査の結果、不法投棄された廃棄物は約７５．３万㎥と推定されたが、有害産業廃棄物を含めて、建設系廃棄物以外のものは確認されなかった。また、モニタリング調査の結果からは、現場及び周辺部において深刻な環境汚染を疑うようなデータは確認されなかった。

一方、対策については、不法投棄行為者に対して、措置命令を発出し、排出事業者には撤去協力を要請し自主撤去を進めた。

その後、平成１８年度の追加調査により現場廃棄物層内部での燃焼及び高濃度のダイオキシン類が確認されたため、技術専門会議を設置し、「生活環境保全上の支障等」を特定し、「処理対策」を検討した。

技術専門会議の提言を受け、「特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法」に基づき、廃棄物層内部の燃焼を消火し、生成された高濃度のダイオキシン類を除去するための「岐阜市北部地区産業廃棄物不法投棄事案に係る特定支障除去等事業実施計画」を策定し、平成２０年３月２５日に環境大臣の同意を得て、同日、行政代執行による支障除去等事業に着手した。

平成２５年３月に支障除去等事業が完了し、技術評価検討委員会からは「生活環境保全上の支障または支障のおそれは取り除かれた」との評価報告を受けた。

支障除去等事業完了後、現場を廃棄物処理法に基づく「指定区域」に指定するとともにモニタリング調査を継続実施してきたが、安定した状態が継続していたことから、平成２９年度をもって現場内のモ

ニタリング調査を終了した。平成３０年度には仮設構造物を撤去し、現場内におけるすべての対策事業を完了した。

令和元年度も、周辺環境モニタリング調査を実施した。今後も、当面の間当調査とともに、現場の監視を継続する。

産業廃棄物処理業許可件数（令和元年度）

（許可数）

区分		収集運搬業			処分業				合計
		積替あり	積替なし	計	中間処理	最終処分	中間処理最終処分	計	
産業廃棄物処理業許可件数	新規	0	0	0	1	0	0	1	1
	更新	3	0	3	7	0	0	7	１０
	変更	2	0	2	0	0	0	0	2
特別管理産業廃棄物処理業許可件数	新規	0	0	0	0	0	0	0	0
	更新	0	1	1	1	0	0	1	2
	変更	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	新規	0	0	0	1	0	0	1	1
	更新	3	1	4	8	0	0	8	１２
	変更	2	0	2	0	0	0	0	2
	計	5	1	6	9	0	0	9	１５

産業廃棄物処理業の許可状況

（令和２年３月３１日現在）

区分	収集運搬業			処分業				合計
	積替あり	積替なし	計	中間処理	最終処分	中間処理最終処分	計	
産業廃棄物処理業	１９	1	２０	２９	0	0	２９	４９
特別管理産業廃棄物処理業	3	1	4	3	0	0	3	7
合計	２２	2	２４	３２	0	0	３２	５６

4　環境保全

（1）概　　要

平成１４年９月に「環境と調和する、人にやさしい都市岐阜」を目指す「環境都市宣言」を行うとともに、平成１８年９月には環境の保全及び創出に向け基本理念を定めた「岐阜市環境基本条例」を制定するなど、制度整備や体制づくりに努めてきた。

現在は、本条例に基づく「岐阜市環境基本計画」を５年ごとに策定し、生物多様性の保全、地球温暖化対策、循環型社会の推進に対し、市民、環境保全団体、事業者と協働により総合的かつ計画的に施策を展開している。

（2）各種業務

ア　地球温暖化

地球温暖化対策推進法では、市町村区域の実情に応じて、温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的な施策を策定し実施することが定められている。これまでの取り組みや取り巻く状況の変化を踏まえ、全市的な取り組みを更に進めるため、岐阜市の総合的な温暖化対策の方針である「岐阜市地球温暖化対策実施計画（区域施策編）」を平成２９年３月に改定した。

また、市が率先して自らの事業に係る環境負荷を低減するための取り組みとして、平成９年４月に「環境アクションプランぎふ」を策定し、全庁的にコピー用紙や電気、ガスの使用削減に努めてきた。平成１３年には、地球温暖化対策推進法に基づく、市の事業活動から排出される温室効果ガスの削減を柱とする計画に位置付けるための改定を行った。

平成２９年３月には、同プランを再改定し、施設の低炭素化やエネルギー利用の効率化等の取り組みを追加するとともに、その手引書となる「スマートエネルギー岐阜推進プラン」の策定を行った。

家庭、運輸部門における温室効果ガス削減を図るため、地球温暖化対策推進支援事業では、ゼロエネルギー住宅（ＺＥＨ）の購入や住宅省エネ改修、次世代自動車充給電設備（Ｖ２Ｈ）、地中熱ヒートポンプシステム及び家庭用燃料電池の設置に対する補助を行ったほか、令和２年度から家庭用リチウムイオン蓄電池の補助を開始するなど、地球温暖化対策に資する市民等の取り組みを支援している。

地球温暖化対策推進支援事業補助金交付実績（件）

年　度	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元
燃料電池	118	118	123	86	72
地中熱	2	0	1	2	1
ＺＥＨ	－	－	37	54	39
住宅省エネ改修	－	－	0	1	0
Ｖ２Ｈ	－	－	2	0	2

イ　大　　気

大気汚染防止法及び岐阜県公害防止条例により工場、事業場からのばい煙、粉じんの排出が規制されており、立入検査及び実態調査を実施している。

環境基準が設定されている大気汚染物質については、一般環境大気測定局３局と自動車排出ガス測定局１局で、常時自動測定を行っており、環境基準を概ね達成している。特に光化学スモッグの指標である光化学オキシダントについては、発生しやすい５月から９月の間を重点監視期間として、健康被害の防止に努めている。令和元年度は、平成１９年度以来１２年ぶりに光化学スモッグ注意報を発令した。また、ダイオキシン類を含む有害大気汚染物質については、平成９年度から測定を行っている。

健康被害が懸念されるＰＭ２．５（微小粒子状物質）については、市内３箇所に測定機器を設置し、測定を行っている。また、環境省から示された「注意喚起のための暫定的な指針」により、岐阜県における運用方針に沿って本市でも運用方針を策定し、健康被害の防止に努めている。

また、建築物の解体等に伴う石綿（アスベスト）の飛散防止を図るために、届出対象となる特定工事において、届出時の事前指導、作業現場への立入調査及び除去作業中における濃度測定を実施することにより、生活環境へ飛散する石綿の防止対策を行っている。

ウ　騒　　音

騒音規制法及び岐阜県公害防止条例により、工場、事業場騒音、建設作業騒音等が規制されており、立入検査及び実態調査を実施している。

航空機騒音については環境基準の達成状況を把握するために４地点で実態調査を行っている。

自動車騒音については主要道路１５地点で実態調査を行っている。さらに環境基本法に規定する「騒音に係る環境基準」の達成状況を把握するため、４１路線で実態調査を行っている。

エ　振　　動

振動規制法により、工場、事業場振動、建設作業振動等が規制されており、立入検査及び実態調査を実施している。

道路交通振動については、自動車騒音と同じ１５地点で実態調査を行っている。

オ　悪　　臭

悪臭防止法に基づき、工場、事業場から発生する悪臭の実態調査を実施し、指導等を行っている。

悪臭は、臭覚の個人差及び悪臭物質のもとになる有機化合物の数が極めて多いこと等から、他の公害に比べ防止が困難である。

カ　公害の未然防止

工場、事業場の新増設に際しては、開発協議や建築確認申請時に事前審査、指導を実施するほか、特定工場における公害防止管理者の選任指導など公害の未然防止に努めている。

キ　公害苦情

公害苦情は、健康と生活環境の保全に関する相談の側面と行政に対して不満を表明するという側面をあわせ持つもので、種々の問題を抱合している。

公　害　苦　情　件　数

年　度	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元
大　気	55	63	57	69	55
水　質	85	60	59	78	64
騒　音	56	59	54	63	67
振　動	4	5	9	9	11
悪　臭	20	25	19	35	21
その他	0	0	3	3	2
合　計	220	212	201	257	220

※水質には河川事故等も含む。

ク　水　　質

水質汚濁防止法及び岐阜県公害防止条例に基づき、市内１９河川２４地点における定期的な水質調査及び規制対象工場、事業場への立入検査を実施している。河川の水質調査においては、大腸菌群数を除き、概ね環境基準を達成しており、工場、事業場の排水に起因する水質汚濁は改善されている。

また、長良川水浴場は、環境省により平成１３年３月に「日本の水浴場８８選」に選定された全国で唯一の河川水浴場である。

ケ　地 下 水

水質汚濁防止法に基づき、市内を３０メッシュに区分し、調査地点をメッシュ内で毎年変更しながら地下水調査を実施している。その結果、調査した地点においてはすべての測定項目について環境基準を達成している。

また、既存の地下水汚染地区について地下水モニタリング調査を継続し、汚染状況の把握に努めている。

平成１５年２月に土壌汚染対策法、同年４月に岐阜市地下水保全条例が施行され、これに基づき

地下水汚染の未然防止及び地下水汚染対策の指導等を行っている。

コ　自　　然

平成１６年に「岐阜市自然環境の保全に関する条例」及び「同条例施行規則」を施行し、平成１９年には「達目洞ヒメコウホネ特別保全地区」を指定した。

また、平成２１年度から平成２５年度にかけて、自然環境基礎調査を実施し、約５，４００種の動植物の生息・生育を確認した。平成２６年度には絶滅が危惧される動植物及び市内に生息・生育している外来種についてまとめた「岐阜市版レッドリスト・ブルーリスト２０１５」を作成し、平成２７年度に公表した。さらに、これらを基礎資料として、平成２７年度には、生物多様性の保全と持続的な利活用のための基本計画である「岐阜市生物多様性プラン」を策定し、平成２９年度より、同プランの「アクションプラン」を実施している。

自然環境の保全については、令和元年度より、「岐阜市の自然情報調査」を実施している。また、地域が主体となった保全活動が重要となるため、市民団体の活動の支援を実施している。さらに、「こどもエコクラブ」の活動をはじめ、子ども達への環境学習の支援を実施している。

サ　公害防止施設整備の助成

中小企業者の公害防止施設の整備促進を図るため、利子補給制度を設けている。

（３）各種公害法の規制対象工場・事業場数

（令和２年３月３１日現在）

種別		規制対象数
法律	大気汚染防止法	３０７
	ダイオキシン類対策特別措置法	１９
	水質汚濁防止法	９８
	騒音規制法	７７４
	振動規制法	５０８
県条例	大気汚染	３１ 粉じん発生作業を除く
	水質汚濁	５
	騒音	７０３ 事業場内特定作業を除く
合計		１，９６５ （重複を除いた合計）

（４）浄　化　槽

ア　概　　要

長年、浄化槽の設置基数は増加の一途であったが、下水道地区の拡大により下水道への切り替えが進み、浄化槽設置基数は減少している。市内では２０，８９３基（令和２年３月３１日現在）設置されている。浄化槽の管理が不十分な場合は悪臭等の原因となり、衛生上も問題があるため、浄化槽法では、保守点検、清掃、法定検査の３つの義務を定めている。管理者に対しては、広報紙等による啓発や立入指導を行い、維持管理の徹底に努めている。また、浄化槽関連業者には、資質向上のために講習を行っている。

また、生活排水対策の一環として、昭和６２年６月から合併処理浄化槽設置の補助制度を設けており、平成１０年４月からは「岐阜県浄化槽の設置に関する指導要綱」が施行され、新設される浄化槽は全て合併処理浄化槽を設置することとなった。平成１３年４月には、浄化槽法の改正により、浄化槽とは、合併処理浄化槽のみを示し、単独処理浄化槽はみなし浄化槽と表現することとなった。また、浄化槽設置補助基数について、令和元年度は６６基であった。

イ　浄化槽設置補助実績（令和元年度）

	基数	金額（円）
浄化槽設置補助	66	31,080,000
みなし浄化槽撤去費補助	19	1,710,000
生活排水導入管設置補助(前単独)	19	2,850,000
生活排水導入管設置補助(前くみとり)	5	500,000

ウ　関係業者の状況　（令和２年３月３１日現在）

清掃業者	許可	３社
保守点検業者	登録	４５社

エ　立入指導件数（令和元年度）

	件数
法定検査不適浄化槽指導	２１０
苦情処理	１１
大型浄化槽立入	３１

5　循環型社会の推進

（１）概　　要

ライフスタイルを見直して発生抑制からのごみ減量を進め、限りある資源を大切に使い、環境への負担を少なくする循環型社会への取り組みが求められている。

（２）各 種 業 務

ア　資源分別回収事業

地域独自に行われていた資源の集団回収を支援するため、昭和５８年４月から「資源分別回収事業」として再編し、市内全域で開始した。市は、実施団体の窓口である自治会連合会に対し、標示

板等の物品支援のほか、回収重量に応じて奨励金を交付している。

また、平成２５年度からは、分別されず多くがごみとして焼却処理されていた「雑がみ」の回収に注力しており、令和元年度は、５６７トンを回収した。

資　源　分　別　回　収　実　績

年度	実施回数	回収品目					
		紙　類	古　着	カン・フライパン類	生きビン類	雑ビン類	回収量計(kg)
平成27	833	8,756,670	695,130	143,789	27,093	106,986	9,729,668
平成28	899	7,476,657	494,210	136,500	23,943	96,986	8,228,296
平成29	930	6,546,796	418,870	128,440	24,033	89,126	7,207,265
平成30	955	6,048,752	384,930	126,310	22,634	82,624	6,665,250
令和元	956	5,498,326	348,030	124,075	20,922	77,510	6,068,863

イ　生ごみ減量対策

（ア）生ごみ有機肥料化促進補助制度

家庭から排出される生ごみの減量を促進するため、平成５年度から、「ボカシ」を使用する団体に対し、ボカシ１００ｇにつき２０円、平成１１年度からボカシ処理容器１個につき購入価格の２分の１（上限９００円）を助成している。

補　助　実　績

年　度	ボカシ購入実績(g)	処理容器購入実績(個)	補助金額(円)
平成27	1,778,500	12	364,500
平成28	1,428,500	22	303,600
平成29	1,141,500	30	243,300
平成30	823,500	16	175,500
令和元	779,500	3	158,100

（イ）生ごみ堆肥化推進事業

平成１１年度から生ごみの分別収集をＮＰＯ団体に委託し、モデル事業を実施、平成１４年度から「生ごみ堆肥化推進事業」として週１回の分別収集を開始し、現在は、市内７地区、１団体が参加している。

推　進　状　況

年　度	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元
参加世帯数(世帯)	1,331	1,295	1,263	1,240	1,208
生ごみ収集量(t)	101	95	92	88	82
堆肥製造量(t)	10	10	13	12	10

（ウ）ダンボールコンポスト講座

平成２２年度から安価で手軽に生ごみ減量に取り組めるダンボールコンポストの講座を、毎月開催している。平成２９年７月からダンボールコンポストの消耗品の購入費用の一部を補助している。

講座開催状況

年　度	ダンボールコンポスト	
	導入講座	アフター講座
平成２７	４９回 ６９１名 ※うち2回（260名）は学校で実施	２７回 ２５０名 ※うち2回（139名）は学校で実施
平成２８	５７回 ８０７名 ※うち1回（45名）は学校で実施	１４回 ２００名 ※うち2回（94名）は学校で実施
平成２９	４７回 ９０９名 ※うち1回（41名）は学校で実施	１５回 １６５名 ※うち1回（41名）は学校で実施
平成３０	７８回 ８８０名 ※うち1回（43名）は学校で実施	１２回 ９０名 ※うち1回（43名）は学校で実施
令和元	４８回 ４６２名 ※うち1回（44名）は学校で実施	９回 ９１名 ※うち1回（44名）は学校で実施

ウ　事業系一般廃棄物減量対策

（ア）事業所立入指導

「事業用建築物における一般廃棄物の減量及び適正処理に関する指導要綱」を制定（平成１１年７月）し、「廃棄物管理責任者」の選任と「一般廃棄物減量計画書」の提出を義務付け、要綱に基づいた減量指導を行っている。

平成２７年度から延べ床面積５００㎡を超える事務所または小売店舗でありかつ多量排出事業者が占用する建築物にも実施している。

推　進　状　況

年　度	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元
計画書提出事業所数	366	361	382	394	418
資源化率(%)	50.7	51.3	49.9	50.9	未集計
立入事業所数	88	104	143	136	127

（イ）エコ・アクションパートナー事業

容器包装廃棄物等の発生抑制や再生品の使用推進を図るため、市内のスーパーマーケット・百貨

店・その他小売業者から、
①レジ袋削減・簡易包装等の推進
②エコ商品・詰め替え商品の取扱いの推進
③事業者による容器包装等の自己回収の推進
④その他事業者が独自で行うエコ活動
のうち、２つ以上の取り組みを実践する事業者を募集し「エコ・アクションパートナー協定店」として、協定を締結している。令和元年度には、４７店舗と協定を締結している。

また、レジ袋の削減を事業者・市民・行政の３者で協働して推進するため、事業者協定を締結し、平成２０年９月１日から市内のスーパー等で有料化を開始した。令和２年３月末時点で、５５店舗が実施中である。

（ウ）食べキリ協力店事業

市内の事業所から排出される生ごみの減量につながる食品ロスの削減を進めるため、料理の食べ残しの削減に取り組む市内の飲食店等から、
①料理の量の調節や小盛りメニューの導入
②食べ残しを減らすための呼びかけ
③ポスター等の掲示による、食べ残し削減に向けた啓発活動の実施
④苦手な、または食べられない食材への対応
⑤消費期限等を十分に説明した上での、持ち帰り希望者への対応
⑥その他、食べ残しを減らすための工夫
のうち、１つ以上を実践する店舗を募集し、「食べキリ協力店」として登録している。この取り組みを紹介することで、消費者の「食べキリ」意識の高揚を図っている。平成２９年２月１５日より登録の募集を開始し、令和元年度には６６店舗が登録されている。

エ　啓発事業

（ア）環境推進員制度

地域における、ごみ減量や資源化活動の推進など行政と地域住民とのパイプ役として「環境推進員」を委嘱している。令和元年度は、１８１名。

（イ）エコフェスタ

市民の環境意識の向上とその行動を促す「きっかけ」となることを目的に、平成１４年度から毎年市民参加型の環境イベントを開催している。

第１回岐阜市エコフェスタの概要	
実　施　日	令和元年11月9日（土）・10日（日）・12月1日（日）・8日（日）
場　　所	みんなの森ぎふメディアコスモスほか
テ　ー　マ	「体験しよう！エコはじめ」
来場者数	6,580人

（ウ）都市美化運動

「岐阜市まちを美しくする条例」（平成１１年７月施行）により５月３０日と１１月の第３日曜日を「環境美化の日」と定めている。毎年、地域の都市美化推進連絡協議会が中心となり、「ごみゼロ運動」や「クリーンシティぎふの日」運動として清掃活動が実施されている。

（エ）路上喫煙禁止啓発事業

たばこのポイ捨てを防止し、環境美化を推進するため、平成２０年１０月１日から路上喫煙禁止区域を指定、平成２１年１月から違反者に過料を科している。

指定施行日	区　　域
平成20年10月1日	JR岐阜駅周辺から市役所周辺の長良橋通、玉宮通、柳ヶ瀬
平成23年9月1日	金華山の10の登山道と隣接する岐阜公園の一部及び川原町界隈
平成27年8月1日	みんなの森ぎふメディアコスモス周辺地区
平成31年3月1日	ＪＲ岐阜駅東区域

厚　　生

第１　市　民　生　活
第２　福　　祉
第３　子　ど　も　未　来
第４　健　　康
第５　市　民　病　院

第1　市　民　生　活

1　戸籍・住民登録

2　住　居　表　示

3　生　活　安　全

4　消　費　生　活

5　計　　量

6　国　保　・　年　金

7　墓　地　、　斎　苑

1　戸籍・住民登録

（１）概　　要

昭和５８年度から３カ年計画で進めてきた支所統廃合事業は、２８支所中２５支所を６事務所に統合、残る３支所を本庁に編入し、計画どおり昭和６０年度末をもって完了した。

これにより、昭和６１年４月から本庁と６事務所を結んだ住民情報オンラインシステムと本庁を含む６事務所が相互に送受信が可能なファクシミリシステムを導入し、所管区域内に縛られることなく、どこでも、どの窓口でも証明書等の交付並びに届出ができるよう窓口業務の効率化、スピード化を推進し利便性を図っている。

なお、平成１８年１月の柳津町との合併により設置した柳津地域振興事務所を地域自治区設置期限の平成２８年３月末に廃止し、これに替わり、今後の都市内分権を見据えた地域事務所のモデルとして新たに設置した「柳津地域事務所」を加え、平成２８年４月より７事務所体制となっている。

（ア）近年の情報化社会と行政事務に対応するため、住民基本台帳事務については昭和４８年度から、戸籍事務については平成１１年度からコンピュータによる管理システムを導入した。

平成２４年５月７日からは、岐阜市情報システム最適化基本計画に基づき住民情報系システムの再構築を行い、総合行政情報システム（住民記録等）と戸籍情報システムを更新した。

（イ）窓口取扱時間内に各種証明書の交付を受けることが困難な住民のために、土曜日、日曜日、祝日及び平日の時間外においても証明書発行ができる住民票等自動交付機を、平成８年１２月から平成２１年１０月までに本庁舎、ＪＲ岐阜駅構内の岐阜市ステーションプラザ、北部事務所、柳津地域振興事務所、東部事務所、南部西事務所、マーサ２１ショッピングセンター及び南部東事務所の計８ヶ所に設置した。

平成２８年１月、マイナンバーカードの交付開始に伴い、このカードの独自利用として、条例、システム等を整備し、平成２８年４月からコンビニエンスストアで各種証明を受け取ることができる「コンビニ交付」のサービスを開始した。これに伴い、自動交付機の運用は、平成３０年９月３０日をもって廃止した。

令和元年１２月２３日、マイナンバーカードやぎふ市民カード（印鑑登録証）を利用して、申請書を記入することなく、画面操作で住民票の写しや印鑑登録証明書の交付申請ができる証明書申請受付システム「まどぐち君」を設置した。

（ウ）生活圏、経済圏の広域化に伴い、新たな住民ニーズに対応した行政サービスの一環として平成１０年４月から岐阜市または笠松町に居住する住民に対してファクシミリを利用した住民票等諸証明の相互発行を実施し、さらに平成１２年７月から４３市町村に拡大した後、市町村合併により２１市町との間でサービスを行っている。

（エ）住民基本台帳の全国ネットワークシステムが平成１４年８月から一部稼働し、平成１５年８月からは、住民基本台帳カードの交付、住民票の写しの広域交付及び転出転入の特例事務を新たに開始した。また、平成１６年１月から住民基本台帳カードを利用した公的個人認証サービスが開始され、インターネット等による手続等の本人確認手段である電子証明書を交付するサービスを行った。

このサービスは、平成２８年１月マイナンバーカードの交付開始に伴い、マイナンバーカードへと移行している。

（オ）県が行っている旅券事務の権限の一部が移譲されたことにより、平成２３年１０月３日から一般旅券（パスポート）の発給事務を開始した。

（カ）住民基本台帳法の改正により、平成２４年７月９日から中長期在留者等の外国人住民にも、日本人と同様に住民票が作成されることになった。

（キ）平成２５年９月２日から、住民票の写し等の不正請求や、個人の権利侵害の防止を図るため、住民票の写しや戸籍謄本などを第三者等に交付した場合、事前に登録した市民に対し、交付した事実を本人に通知する本人通知制度を開始した。

（２）各種事務登録数

（各年３月３１日現在）

区分		平成３０年	平成３１年	令和２年
戸籍	本籍数	１６９，３３２	１６９，０９９	１６８，９７２
	本籍人口	４０８，３７８	４０６，６７９	４０４，８３１
住民登録	世帯数	１７８，３９２	１７９，８７２	１８１，７１６
	人口	４１０，２９７	４０８，９７０	４０８，１０９
（外国人）	世帯数	（５，２１３）	（５，４８９）	（５，９１３）
	人口	（９，０２１）	（９，２９５）	（９，７７２）
印鑑登録数		２６４，９４０	２６４，６５１	２６４，３７３

※平成２５年分から、住民登録に外国人を含む

（３）各種事務取扱件数（令和元年度）

区　　分	件　　数		区　　分	件　　数	
戸籍関係受付	19,228		謄抄本・写し交付	335,491	(4,956)
住民登録関係受付	111,534		簿書閲覧	18,030	
印鑑登録関係受付	14,533		年金現況証明	18	
中長期在留者住居地届出等事務関係受付	5,499		税関係証明	56,025	(525)
埋火葬許可	4,768		相互発行岐阜市受付	8,629	
各種証明書交付	135,822	(465)	相互発行他市町受付分（計）		(5,946)
マイナンバーカード交付	13,122				

※（　）は相互発行にて他市町で受付した岐阜市分

（４）事　務　所

名　　称	所　　在　　地	開　所　年　月　日
西部事務所	岐阜市下鵜飼１丁目８８番地３	昭和５９年　４月　２日
東部事務所	岐阜市芥見４丁目６４番地	昭和６０年　１月　４日
北部事務所	岐阜市福光東２丁目６番１３号	昭和６０年　４月　１日
南部東事務所	岐阜市加納城南通１丁目２０番地	昭和６０年　４月　１日
南部西事務所	岐阜市市橋２丁目８番１８号	昭和６１年　１月　４日
日光事務所	岐阜市日光町９丁目１番地３	昭和６１年　３月２４日
柳津地域事務所	岐阜市柳津町宮東１丁目１番地	平成１８年　１月　１日（合併による） 「柳津地域振興事務所」と称する 平成２８年４月１日（合併特例の終焉） 「柳津地域事務所」と称する

（５）人口動態（令和元年度）

（単位：人）

区分	社会動態								
	社会増加数	転入				転出			
		県外	県内	その他	計	県外	県内	その他	計
合計	583	10,095	5,806	268	16,169	9,304	5,301	981	15,586

（単位：人）　　（単位：件）

区分	自然動態			その他	住民登録人口	婚姻・離婚・届出事件数			
	自然増加数	出生	死亡		差引増減	本籍人届出		非本籍人届出	合計
						受理	送付		
合計	△1,695	2,904	4,599	16	△1,096	1,604	2,346	404	4,354
						604	333	78	1,015

※外国人を含む　　※上段は婚姻、下段は離婚

2　住居表示

（１）概　　要

住居表示とは、町名、街区符号および住居番号により、住所を分かりやすく表示する事業である。本市には、現在２，２００の町・字があり、市民の理解と協力のもと、昭和４８年度より随時住居表示を実施してきている。市街地の部分だけでなく、新興住宅地や、団地についても整備を進めている。当初の事業計画は次のとおり。

住居表示を実施すべき区域　　６７．５０５㎢
〃　　人口　３２５，６７４人
〃　　世帯　　９０，８５６世帯

（2）実 施 状 況

地区名	実施年月日	面積(km²)	人口	世帯	新町数
芥見・北山	昭49. 3. 1	0.285	1,345	387	3
長良福光	49. 7.10	1.180	6,600	1,850	11
長森北一色	50. 6.10	1.700	6,300	1,750	10
三田洞団地	51. 3. 1	1.080	5,033	1,525	5
長森本町	52. 1. 1	0.388	2,320	700	2
長森前一色	52. 1. 1	0.586	1,150	350	4
岩崎	52.11.10	1.260	1,700	523	3
三里	53. 3. 1	1.740	6,760	2,048	18
三里（宇佐）	53. 9. 1	1.010	2,625	902	9
長森野一色	54. 3. 1	1.160	6,000	2,200	8
長森北（東部）	56. 3. 2	1.795	4,190	1,580	13
芥見南山・大洞	58. 3. 1	3.590	4,298	1,194	12
長森蔵前・高田	59. 3. 1	1.530	4,645	1,161	13
長森芋島・東中島・手力	59.11. 1	0.900	2,984	746	9
長森切通	60. 7. 1	0.870	3,057	923	8
上土居	61. 2. 1	0.430	555	200	4
則武（西）	62. 3. 2	0.420	699	233	2
長森細畑	63.10. 1	0.560	1,849	793	6
則武（中）	平元. 3. 1	0.530	2,682	1,049	4
諏訪山	2. 2. 1	1.680	2,911	900	5
市橋（中）	3. 2.20	1.380	4,665	1,520	14
市橋（西）	4. 2.20	1.670	2,532	844	7
日野（南）	4.10. 1	1.550	1,329	443	9
市橋（南）	5. 3. 1	1.530	4,080	1,360	11
島	6. 2.28	3.310	11,131	3,786	52
日野（東）	7. 3. 6	1.430	4,815	1,605	8
日野（北）	8. 2.13	1.480	1,506	502	7
日野（西）	8.11.18	0.510	660	220	4
市橋北	10. 2. 9	0.900	6,573	2,191	7
岩田坂	11. 2. 8	1.120	2,541	847	4
天池	12. 2.28	0.210	1,191	397	2
正木北	13. 2.19	0.150	546	182	2
藍川西	14. 2.25	0.560	2,949	983	5
藍川南	14.12. 2	0.320	2,718	906	3
華陽東	16. 2.16	0.260	3,957	1,319	4
藍川東	17. 5.16	1.230	2,714	1,224	8
鏡島南	18. 2.20	0.880	4,254	2,028	8
正木中	18.12.11	0.270	561	471	4
鷺山東	19.12.10	0.190	2,064	688	2
鏡島西	21. 2. 2	0.310	2,451	938	3
正木西部	22.12. 6	0.202	643	240	3
鷺山・下土居	24. 2. 6	0.380	949	364	4
則武新田	26. 2.17	0.405	2,059	773	4
鏡島中	27. 2. 2	0.273	2,261	782	2
鷺山南	31. 2. 4	0.070	750	380	－
合計		43.284	137,602	46,007	326

（３）住居表示の実施と地番整理

住居表示実施の際、複数の町・字の一部から新町を新設する場合など、地番の重複が生じる可能性がある。本市ではこのような事態を避けるために、法務局の協力を得て、地番の整理をしている。

（４）住民の協力

住居表示整備事業は、住民の理解、協力が不可欠で、自治会組織を通じて説明会を開催し、パンフレットを配布するなど周知徹底し、住居表示審議会での諮問・答申、市議会の議決を経て実施している。

3　生 活 安 全

（１）防　　犯

ア　概　　要

平成１１年４月１日施行の「岐阜市くらしの安全条例」に基づき、みんなが安心して暮らすことができる安全なまちづくりを推進するため、「岐阜市くらしの安全推進協議会」を設置し、安全なまちづくりを推進するための施策等に関し協議を行っている。また、平成２４年４月１日施行の「岐阜市暴力団排除条例」に基づき、「岐阜市暴力追放推進協議会」を設置し、暴力団排除の施策等について協議を行うほか、防犯カメラ設置等暴力団排除のための各種事業を実施している。さらには、市民、事業者、市の相互の役割分担と協力により、広報・啓発事業、安全教育事業などを実施している。

イ　事 業 内 容

（ア）岐阜市くらしの安全推進協議会

各種市民団体の活動と連携を図るとともに市民、事業者の意見を市施策に反映し、広く協議する場として、市民団体、学識経験者、関係行政機関等１４人の委員で構成し、安全なまちづくりを推進するための施策等を協議している。

（イ）岐阜市暴力追放推進協議会

１７人の委員で構成し、暴力団の排除を推進するための施策等を協議している。

（ウ）広報・啓発事業

啓発用パンフレットの作成や、岐阜市役所ホームページでの安全情報の提供などを実施している。

（エ）みんなでつくる“ホッとタウン”プロジェクト

『地域の安全は地域の手で守る』意識の高まりにより、市民と行政の協働により安全なまちづくりを進める必要性が生じてきた。そのため、防犯灯、防犯カメラの設置補助や危険箇所・バリアフリー化すべき箇所の点検整備、青色回転灯や防犯活動に使用するユニフォーム等の支給、暴力団排除活動の支援、防犯ボランティアリーダーの育成など７種類の事業を実施している。

（２）交 通 安 全

ア　概　　要

岐阜市における令和元年の交通事故の状況は人身事故件数１，１８５件、死者数７人、負傷者数１，４７５人で、平成３０年と比較すると死者数９人減、事故件数３４件減、負傷者数２５人減となった。

最近の交通事故では、高齢者や自転車・歩行者等の交通弱者が被害に遭うケースが多い傾向にあることから、これらの人々を交通事故から守るため、交通安全協会、交通安全女性、幼児交通安全クラブ等の協力を得て、市民の交通安全意識の高揚に努めている。

イ　交通安全活動

（ア）交通指導員

幼児の交通事故防止を図るため昭和４９年１０月から幼稚園、保育園（所）等を対象に、ＤＶＤや模擬信号機等を用いた実地指導を行っている。また、高齢者等が交通事故に遭わないよう、寸劇を通して交通ルール、交通マナーを分かり易く指導する出前講座を随時実施している。

（イ）幼児交通安全クラブ

幼児を交通事故から守るため、各幼稚園、保育園（所）に幼児交通安全クラブ（愛称：ぞうさんクラブ）が結成されている。幼児と保護者が一緒に交通ルールを理解し、安全に行動できるよう啓発教育をしている。現在８７クラブが活動している。

（ウ）交通安全女性

地域社会における交通事故防止の一環として、「愛のひと声」運動を推進するため、昭和４３年７月１日に発足した。令和２年４月１日現在、５１３人が、地域に根ざした交通安全活動を行っている。

交通事故防止のため、日常生活の中で高齢者、子ども等への「愛のひと声」の呼びかけ活動や街頭啓発、高齢者世帯訪問等の活動を行っている。

（エ）安全教育事業

小・中・高校生を対象に交通安全の作品募集を行い、作品づくりに取り組むことによって子どもたちの安全意識の高揚を図るとともに、優秀作品を市民啓発に活用している。

（３）犯罪被害者等支援

ア　概　　要

平成１６年に制定された「犯罪被害者等基本法」

に基づき、犯罪被害者の方々が、平穏な生活を営むことができる地域社会の実現を目指して、令和２年１月に「岐阜市犯罪被害者等支援条例」を制定し、総合相談窓口の設置や犯罪被害者等へのさまざまな支援策を総合的に推進している。

イ　支援事業等

（ア）総合相談窓口

犯罪被害者の方やご遺族の方のためのワンストップ相談窓口を設置し、必要な手続きや相談は、各課まで出向かなくても行えるよう配慮している。

また、必要に応じて外部の関係支援機関等の案内も実施している。

（イ）犯罪被害者等支援金

犯罪被害者の方やそのご遺族の方に一時的な費用を援助するため、遺族支援金として３０万円、重傷病支援金として１０万円を支給する。

4　消費生活

（１）概　　要

消費者に関する情報の収集及び提供を行い、市民の消費生活の安定及び向上を図るため消費生活センターを設置している。

名　　称　　岐阜市消費生活センター
所 在 地　　岐阜市橋本町１丁目１０番地２３
開 館 日　　昭和６３年１２月１日
　　（平成１４年１月２６日移転）
延床面積　　１６１．９０㎡
施設概要　　事務室（消費生活相談コーナーを含む）、展示コーナー
相談時間　　月～土曜日
　　午前９時～午後７時
　　（ただし月、土曜日は、午後５時まで）
　　※毎月、最終火曜日（祝日の場合は翌日）は電話相談のみ
　　日曜日、祝日、年末年始は休館

（２）事 業 内 容

ア　消費生活相談

専門の嘱託員６人を配置し、消費生活に関する相談を受け付け、その解決のために必要な助言を行う。

（相談件数の推移）

平成２９年度	３，６３２件
平成３０年度	３，７５７件
令和元年度	３，４８３件

イ　消費者啓発・指導

消費生活に必要な知識を学び、自らが主体的・合理的に行動できる「かしこい消費者」になることができるよう、消費者講演会、生活知識講座、消費生活展等の開催をはじめ、啓発冊子やパンフレットの配付、ラジオ放送を活用した啓発を行っている。

また、悪質トラブルの未然防止のため、寸劇・手品・落語・腹話術・紙芝居を取り入れた「出前講座」を実施している。

ウ　消費生活モニター

市民の中から約２０名を募集し、毎月、消費生活に関するモニタリング調査を行うことにより、悪質販売などの実態把握をするとともに、地域における啓発活動のリーダーを育成することを目的として、昭和４５年度から『岐阜市消費生活モニター』制度を設けている。

エ　消費者団体の育成

消費生活に関するリーダーを育成するため、市内の消費者団体を支援するとともに、消費生活に関する諸問題について意見交換を行うため消費者団体による消費者情報連絡会を開催している。

オ　消費者教育

自ら考え、自ら行動する自立した消費者（かしこい消費者）の育成と、社会の発展に積極的に関与できる消費者（消費者市民社会の一員）の育成をめざし、多様な主体の連携による消費者教育を総合かつ一体的に推進するための基本方針と計画実現のため、平成２７年度に、「岐阜市消費者教育推進計画」を策定した。

カ　物資・物価対策事業

市民への情報提供として、消費者物価指数等の情報を展示コーナーで公表している。

5　計　　量

（１）概　　要

本市（の計量）は、昭和３２年５月に計量法第１０条第２項に基づき指定された特定市であり、適正な計量を確保し、消費者保護の立場から市民に密着した諸事業を実施している。

（２）事 業 内 容

ア　定期検査

適正な計量を確保するため、取引、証明に使用するはかりについて、定期検査を行っている。

実施方法は、集合検査、所在場所検査で行い、岐阜市内を２分割して、２年に１回実施している。

イ　立入検査

商取引における適正計量を一層推し進め、消費者保護を図るため、商品量目及び計量器の立入検査を行っている。

ウ　指定・届出受理・指導

平成１８年度より県からの権限委譲により、適

正計量管理事業所の指定及び、特定計量器の販売事業者の届出受理を行っている。

また、適正な計量管理等の指導をあわせて行っている。

エ　啓発・普及

一般家庭で使用されている体温計、ヘルスメーター、ベビースケール及びキッチンスケール等の無料精度確認や、計量記念日にあわせて街頭啓発活動、消費生活モニターによる商品量目試買検査等の実施を通して市民の計量意識の啓発・普及を図っている。

（３）検 査 実 績

ア　定期検査

区　　分	平成29年度	平成30年度	令和元年度
検査戸数	396	637	417
検査器数	1,942	2,122	1,861

イ　計量器立入検査

区　　分	平成29年度	平成30年度	令和元年度
検査戸数	2	4	4
検査器数	3	36	12

ウ　量目立入検査

区　　分	平成29年度	平成30年度	令和元年度
検査戸数	10	10	11
検査個数	968	955	1,182

エ　家庭用計量器無料検査

区　　分	平成29年度	平成30年度	令和元年度
受検器数	845	1,291	1,214

6　国 保 ・ 年 金

（１）国民健康保険

ア　概　　要

（ア）事業開始年月日

昭和３４年１０月１日

（イ）保険給付

・法定給付

６歳に達する日以後の最初の３月３１日以前	２割
６歳に達する日以後の最初の３月３１日以後７０歳未満	３割
７０歳以上	
現役並み所得者	３割
一　　般	２割

・高額療養費

７０歳未満（Ａ）

世帯の所得要件	１か月の自己負担限度額
基礎控除後の総所得が901万円を超える(ア)	252,600円＋（医療費－842,000円）×1%（多数該当：140,100円）
基礎控除後の総所得が600万円超～901万円以下(イ)	167,400円＋（医療費－558,000円）×1%（多数該当：　93,000円）
基礎控除後の総所得が210万円超～600万円以下(ウ)	80,100円＋（医療費－267,000円）×1%（多数該当：　44,400円）
基礎控除後の総所得が210万円以下(エ)	57,600円　（多数該当：　44,400円）
住民税非課税（オ）	35,400円　（多数該当：　24,600円）

７０歳以上（７０～７４歳）

区　　分		１か月の自己負担限度額	
		個人（外来のみ）（Ｂ）	世帯（入院を含む）（Ｃ）
現役並み所得者	住民税課税所得690万円以上Ⅲ	252,600円＋（総医療費－842,000円）×１％（多数該当：140,100円）	
	住民税課税所得380万円以上Ⅱ	167,400円＋（総医療費－558,000円）×１％（多数該当：93,000円）	
	住民税課税所得145万円以上Ⅰ	80,100円＋（総医療費－267,000円）×１％（多数該当：44,400円）	
一　　般		18,000円（年間上限144,000円）	57,600円（多数該当：44,400円）
住民税非課税Ⅱ		8,000円	24,600円
住民税非課税Ⅰ			15,000円

世帯合算自己負担額（①から③の順に算定）
①７０歳以上の外来の自己負担額を個人単位で合算し、（B）により算定
②７０歳以上の自己負担額を合算し、（C）により算定
③７０歳以上すべての自己負担額と７０歳未満の２１，０００円以上の自己負担額を合算し、（A）により算定
特定疾病自己負担額　　１０，０００円
（人工透析が必要な７０歳未満（A）の上位所得者（(ア)（イ）該当者）は、２０，０００円）

・入院時食事療養費
自己負担額

住民税課税世帯		４６０円／食
住民税非課税世帯	９０日までの入院	２１０円／食
	９０日を超える入院（過去１２か月の入院日数）	１６０円／食
住民税非課税世帯のうち所得が一定基準に満たない７０歳～７４歳の人		１００円／食

・入院時生活療養費
自己負担額　　（療養病床に入院する６５歳以上の人）

	１食当たりの食費(円)	１日当たりの居住費(円)
住民税課税世帯	４６０※	３７０
住民税非課税世帯	２１０	３７０
住民税非課税世帯のうち所得が一定基準に満たない７０歳～７４歳の人	１３０	３７０

※保険医療機関の施設基準等により、４２０円となる場合もあります。

・そ　の　他
出産育児一時金　　４０４，０００円
（産科医療補償制度に加入する医療機関での出産の場合は４２０，０００円）
葬　祭　費　　５０，０００円

（ウ）特定健康診査・特定保健指導

高齢者の医療の確保に関する法律により、平成２０年４月から、各医療保険者に対し、４０歳から７４歳の加入者を対象とする、内臓脂肪型肥満に着目した生活習慣病予防のための健康診査（特定健康診査）及び保健指導（特定保健指導）の実施が義務づけられた。

・特定健康診査　　（令和２年３月３１日現在）

実施時期	令和元年６月～１０月
実施機関	委託医療機関２４０機関
実施形態	個別健診
対象者数(人)	６０，８１６
受診者数(人)	２３，１２４
受診率（%）	３８．０

・特定保健指導　　（令和２年３月３１日現在）

実施時期	令和元年９月～翌年３月	
実施機関	健康部（中・北・南市民健康センター）、国保・年金課	
実施形態	集団支援・個別支援	
対象者数(人)	動機づけ支援	２，０５８
	積極的支援	６３９
	合計	２，６９７
利用者数(人)	動機づけ支援	４４６
	積極的支援	８３
	合計	５２９
利用率（%）		１９．６

イ　被保険者数及び世帯数
（令和２年３月３１日現在）

総人口	被保険者数	加入割合(%)
408,109	86,560	21.21

総世帯数	国保世帯数	加入割合(%)
181,716	55,139	30.34

ウ　保険料賦課割合及び料率

区　分	年度	賦　課　割　合(%)			料　　率		
		所得割	均等割	平等割	所得割(%)	均等割(円)	平等割(円)
医療給付費分	令和元	50	30	20	9.11	26,400	29,640
	令和２	50	30	20	8.98	26,760	29,520
後期高齢者支援金分	令和元	50	30	20	2.81	8,160	9,240
	令和２	50	30	20	2.82	8,400	9,120
介護納付金分	令和元	50	30	20	1.75	7,800	6,240
	令和２	50	30	20	1.71	7,920	6,120

エ　保険料賦課状況（遡及賦課分除く）　　（令和元年度実績、２年度予算）

区　　分	年度	１世帯当たり調定額（円）			被保険者一人当たり調定額(円)	調定額（円）	収納額（円）	収納率（%）	平均 世帯数	平均 被保険者数
		最高	最低	平均						
医療給付費分	令和元	610,000	56,040	120,334	76,185	6,761,698,908	6,124,165,392	90.16	56,191	88,754
	令和２	630,000	56,280	126,208	74,355	6,714,266,000	6,077,140,000	90.51	53,200	90,300
後期高齢者支援金分	令和元	190,000	17,400	37,235	23,573	2,092,253,735	1,893,620,805	90.51	56,191	88,754
	令和２	190,000	17,520	36,781	21,669	1,956,750,000	1,772,670,000	90.59	53,200	90,300
介護納付金分	令和元	160,000	14,040	26,885	22,648	651,939,407	577,041,942	88.51	24,249	28,786
	令和２	170,000	14,040	29,668	25,212	688,300,000	623,410,000	90.57	23,200	27,300

オ　保険給付（指定公費を除く）　　（令和元年度実績、２年度予算）

区分	年度	件　　数	費用額（円）	保険者負担額(円)	１件当たり費用額(円)	被保険者　数	被保険者１人当たり費用額(円)	被保険者１人当たり受診件数
療養費	令和元	1,629,355	35,046,554,041	25,650,461,438	21,509	88,754	394,873	18.36
諸費	令和２	1,677,760	37,875,700,000	27,666,910,000	22,575	90,300	419,443	18.58

（令和元年度実績、２年度予算）

区　　分	年度	件　　数	支給額（円）	１件当たり支給額(円)	被保険者数	被保険者１人当たり給付額(円)
高額療養費	令和元	67,583	3,673,374,127	54,354	88,754	41,388
	令和２	68,207	4,124,320,000	60,468	90,300	45,674
出産育児一時金	令和元	270	113,045,570	418,687	88,754	1,274
	令和２	362	152,040,000	420,000	90,300	1,684
葬祭費	令和元	541	27,050,000	50,000	88,754	305
	令和２	670	33,500,000	50,000	90,300	371
移送費	令和元	1	26,080	26,080	88,754	0
	令和２	3	90,000	30,000	90,300	1

カ　納付状況　（令和２年３月３１日現在）

区　　分	世　　帯　　数	割　　合（%）
特　別　徴　収	４，２７９	７．７６%
口　座　振　替	２９，００９	５２．６１%
個　人　納　付	２１，８５１	３９．６３%
合　　計	５５，１３９	１００．００%

キ　財政状況

区　　分	歳　　入（円）	歳　　出（円）	一般会計繰入金（円）
令和元年度決算額	44,996,059,382	43,886,041,077	3,753,714,525
令和２年度予算額	45,289,000,000	45,289,000,000	3,830,535,000

（２）国民年金

被保険者状況　（令和２年３月３１日現在）

第１号		第３号	被保険者総数	付加年金加入	免除	不在者
強制	任意					
48,533	677	28,491	77,701	2,370	20,683	578

7　墓地、斎苑

（１）墓　　地

現在、市内には５か所の市営墓地がある。

市営墓地の貸付は、返還地、未利用地等を確認、整備し再貸付を行っている。

市営墓地一覧

名　　称	開設年月日	敷地面積(㎡)
岐阜市上加納山墓地	大正３年９月11日	100,063
岐阜市大洞墓地	昭和38年７月10日	230,965
岐阜市加納穴釜墓地	明治45年	14,681
岐阜市柳津北宮浦墓地	昭和45年12月25日	2,093
岐阜市柳津宮東墓地	平成４年４月１日	739

（２）斎　　苑

名　　称　　岐阜市斎苑

所 在 地　　上加納山４７１７番地４

完成年月　　平成４年１２月

施　　設

構造規模　　鉄筋コンクリート造２階建一部平屋建

敷地面積　　１５，２００㎡

建物面積　（単位：㎡）

種別		1階	2階	合計
本棟	火葬棟	1,739.780	650.978	2,390.758
	待合棟	954.010	389.004	1,343.014
	斎場棟	339.542	－	339.542
	小計	3,033.332	1,039.982	4,073.314
付属棟	倉庫棟	70.200	－	70.200
	WC・ガバナー棟	63.585	－	63.585
	WC棟	33.750	－	33.750
	待合棟	199.300	214.170	413.470
	小計	366.835	214.170	581.005
合計		3,400.167	1,254.152	4,654.319

施設内容

火葬棟

告別室（４室）、収骨室（３室）、炉前ホール（４室）、霊安室（４基）、中央監視室、エントランスホール、倉庫、残灰庫、作業室、作業員室、便所、浴室等

待合棟

待合室（和３室、洋２室）、遺族控室（２室）、僧侶等控室（２室）、待合ロビー、事務室、湯沸室、配膳室、喫茶コーナー、自販機コーナー、便所、倉庫、エレベーター、式場２（６０人収容：４０人座席）等

斎場棟

告別式場１室

・２００人収容（１６０人座席）

待 合 所
　待合室（洋２室）
　待合ロビー等
駐 車 場
　乗用車１３９台、バス５台（約４，８００㎡）
調 整 池
　面　　積　　約９００㎡
　容　　量　　１，１０８t
火 葬 炉
　基　　数　　人体炉１５基、汚物炉１基、
　　動物炉２基
　炉 形 式
　　人体炉　　再燃焼炉付台車式寝棺炉
　　（前室付、前入前出方式）
　　動物炉　　再燃焼炉付ロストル式
　　汚物炉　　再燃焼炉付固定床式
　運転方式　　中央集中管理方式
　使用燃料　　都市ガス
　火葬時間　　７０分（冷却含む）
火葬件数及び式場等の使用状況

人体

年　　度	平成27	平成28	平成29	平成30	令和１
市 内（ 件 ）	4,242	4,209	4,398	4,448	4,459
市 外（ 件 ）	616	576	628	618	629
人件小計(件)	4,858	4,785	5,026	5,066	5,088
死胎児（件）	68	79	68	78	67
改葬骨（件）	9	0	0	3	0
身体の一部(件)	364	22	41	32	222
人体合計(件)	5,299	4,886	5,135	5,179	5,377
稼働日数(日)	305	304	303	303	305
火葬件数/日	17.4	16.1	16.9	17.1	17.6

獣畜・産じょく汚物

年　　度			平成27	平成28	平成29	平成30	令和１
獣畜	市内(頭)		7,063	7,094	7,049	6,453	5,896
	市外(頭)		14	10	12	9	5
	合計(頭)		7,077	7,104	7,061	6,462	5,901
産じょく汚物		件	127	111	101	101	104
		kg	3,804	3,885	4,610	4,271	3,984

式場等

年　　度	平成27	平成28	平成29	平成30	令和１
式場１（件）	141	109	90	97	81
式場２（件）	217	194	201	183	163
待合室1～7(件)	515	455	418	444	375
式場貸出日数	301	299	298	298	301
霊安室(延べ日数)	1,013	1,145	1,395	1,212	1,369

第２　福　　祉

１　介　護　保　険

２　高　齢　者　福　祉

３　障がい者・児福祉

４　生　活　保　護

５　そ　の　他　の　福　祉

６　(社福)岐阜市社会福祉事業団

1　介護保険

平成１２年度から導入されている介護保険制度は、社会全体で支える制度として定着してきた。

本市では、第７期（平成３０～令和２年度）介護保険事業計画において、「高齢者の一人ひとりが生きがいを持ち、地域で安心して暮らせる社会の創造」の実現に向けて、第５期で開始した地域包括ケアシステムの構築、さらにはその深化及び推進を図り、認知症対策、在宅医療と介護の連携体制の強化、高齢者の生活を支援するサービスの基盤整備、地域ネットワークづくりの推進などを行っている。

（１）概　　要

ア　対　　象

原則として４０歳以上全員。

区　　分	年　　齢	利用の条件
第１号被保険者	６５歳以上	介護や支援が必要と認定された場合
第２号被保険者	４０～６４歳 (医療保険加入者)	老化が原因とされる病気により、介護や支援が必要と認定された場合

イ　保険料負担

（ア）第１号被保険者

前年の所得などに応じて算定。

所得段階	対　　象　　者	岐阜市の第１号被保険者保険料年額（円）（※１）	保険料率
第１段階	市民税非課税世帯で老齢福祉年金受給の人または課税年金収入額と年金以外の所得金額の合算額が８０万円以下の人および生活保護受給の人など	２３，６００	(※３) ０．３
第２段階	市民税非課税世帯で課税年金収入額と年金以外の所得金額の合算額が８０万円超１２０万円以下の人	３９，４００	(※３) ０．５
第３段階	市民税非課税世帯で第１段階・第２段階対象者以外の人	５５，２００	(※３) ０．７
第４段階	市民税課税世帯で本人が市民税非課税であって、課税年金収入額と年金以外の所得金額の合算額が８０万円以下の人	７１，０００	０．９
第５段階	市民税課税世帯で本人が市民税非課税であって、第４段階対象者以外の人	７８，９００	１．０
第６段階	市民税課税の人のうち、合計所得金額(※2)が年間１２０万円未満の人	８６，８００	１．１
第７段階	市民税課税の人のうち、合計所得金額(※2)が年間１２０万円以上１９０万円未満の人	９８，７００	１．２５
第８段階	市民税課税の人のうち、合計所得金額(※2)が年間１９０万円以上２００万円未満の人	１０６，５００	１．３５
第９段階	市民税課税の人のうち、合計所得金額(※2)が年間２００万円以上２９０万円未満の人	１１８，４００	１．５
第10段階	市民税課税の人のうち、合計所得金額(※2)が年間２９０万円以上３００万円未満の人	１２６，３００	１．６
第11段階	市民税課税の人のうち、合計所得金額(※2)が年間３００万円以上３９０万円未満の人	１３８，１００	１．７５
第12段階	市民税課税の人のうち、合計所得金額(※2)が年間３９０万円以上５９０万円未満の人	１５７，９００	２．０
第13段階	市民税課税の人のうち、合計所得金額(※2)が年間５９０万円以上８００万円未満の人	１７７，６００	２．２５
第14段階	市民税課税の人のうち、合計所得金額(※2)が年間８００万円以上１０００万円未満の人	１８１，６００	２．３
第15段階	市民税課税の人のうち、合計所得金額(※2)が年間１０００万円以上の人	１８５，５００	２．３５

（※１）　保険料年額は、基準月額（６，５８０円）×保険料率×１２か月で算出し、１００円未満を切り捨て。
（※２）　合計所得金額は、土地・建物等の譲渡所得に係る特別控除が適用される場合は、同控除後の金額。
（※３）　第１～第３段階は、公費の投入によって、昨年度に比べて保険料を一部軽減。

（イ）第２号被保険者

各医療保険者が徴収し、社会保険診療報酬支払基金に納付。支払基金は交付金として各保険者に介護給付費の２７％分を交付。

ウ　財源構成（利用者負担分を除く）

保険料　５０％（第１号保険料２３％、第２号保険料２７％）

公　費　５０％（国２５％、県１２．５％、市１２．５％）
施設に係る給付費
（国２０％、県１７．５％、市１２．５％）

エ　居宅サービス利用限度額

区　　分	居宅サービス（月）
要　支　援　１	５，０３２単位
要　支　援　２	１０，５３１
要　介　護　１	１６，７６５
要　介　護　２	１９，７０５
要　介　護　３	２７，０４８
要　介　護　４	３０，９３８
要　介　護　５	３６，２１７

オ　費用の自己負担

利用額の１割、２割又は３割

※ただし、１割、２割又は３割負担の合計が下記の金額を超えた場合は、超えた分について払い戻しが受けられる。

所　得　区　分	世帯の上限額(円)
生活保護受給の人等	１５，０００
市民税非課税世帯で老齢福祉年金受給の人	２４，６００ (個人１５，０００)
市民税非課税世帯で課税年金収入額と合計所得金額の合計が８０万円以下の人	２４，６００ (個人１５，０００)
市民税非課税世帯で上記に該当しない人	２４，６００
・本人が市民税非課税で世帯に市民税課税者がいる人 ・本人が市民税課税の人	４４，４００ ※利用者負担割合が１割の被保険者のみ世帯に年間上限額（446,400円）を設定（令和２年７月まで）
現役並み所得者に相当する人がいる世帯の人	４４，４００円

（２）被保険者数（令和２年３月３１日現在）

第１号被保険者　　１１６，７５４人

（６５歳以上７５歳未満・５４，６０１人、７５歳以上・６２，１５３人）

（３）要介護認定状況

ア　介護認定審査委員

定数１３０人以内　１２合議体

イ　申請件数（令和元年度）

１８，０９７件

要介護（要支援）認定者数　（令和２年３月３１日現在）

区　　分	要支援１	要支援２	要介護１	要介護２	要介護３	要介護４	要介護５	合　　計
第１号被保険者	3,488	4,200	3,601	3,996	3,288	2,539	2,209	23,321
65歳以上75歳未満	389	472	288	407	332	228	245	2,361
75歳以上	3,099	3,728	3,313	3,589	2,956	2,311	1,964	20,960
第２号被保険者	34	64	38	107	65	47	57	412
合　　計	3,522	4,264	3,639	4,103	3,353	2,586	2,266	23,733

（４）財政状況

区　　分	歳　　入（円）	歳　　出（円）	一般会計繰入金（円）
令和元年度決算額(見込)	40,274,644,934	38,963,272,706	5,408,090,822
令和２年度当初予算額	41,117,000,000	41,117,000,000	5,920,784,000

2　高齢者福祉

（１）概　　要

本市では、高齢者人口が増加する中、高齢者福祉施策は特に重点項目として積極的に推し進めており、超高齢社会において、高齢者が心身の健康を保ちつつ、明るく豊かな生活がおくれるよう長期的展望にたち、多種多様化する高齢者福祉ニーズに応えるため総合的な体系の確立を図っている。

（２）敬老事業

ア　９０歳祝賀会開催事業

９０歳の高齢者を招待し長寿を祝う。

イ　１００歳記念品贈呈事業

１００歳に達する高齢者の長寿を祝福して記念品を贈呈する。

（３）ひとり暮らし高齢者へ「愛の一声運動」事業

ア　目　　的

６５歳以上のひとり暮らし高齢者等に「どうですか、お元気ですか」と一声かけて、高齢者の孤独をいやし、日常生活を見守り、安否を確認し、もって高齢者が健全で安らかな生活を営むことを目的としている。

イ　事業内容

該当高齢者の近隣に在住し、民生委員が推薦する者を「愛の一声運動」推進員として委嘱し、推進員は定期的に高齢者宅を訪問している。

令和元年度末の推進員は２７４人である。

（４）緊急通報体制支援事業

６５歳以上のひとり暮らし高齢者等の家庭内において緊急事態が発生した場合、高齢者等が機器本体や携帯しているペンダントを押すことにより、電話回線を通じ、消防本部指令課に自動通報されるシステムで、この通報により消防や必要に応じて地域の協力員が安否を確認し、お年寄りの緊急時に備えるものである。

昭和６３年度の１９０台設置から令和元年度末には７２２台（うち、障がい者用２０台を含む）設置している。

（５）安否確認サービス事業

ひとり暮らし高齢者等の居宅に人体感知センサーを設置し、日々の見守りを行い、反応が２０時間以上ないときは、２４時間以内に監視センターから電話で安否を確認する。

電話での確認ができないときには、協力員に安否確認を依頼することにより見守りを行う。

（６）高齢者ふれあい入浴事業

毎月１日及び１５日の日に市内７か所の公衆浴場を７０歳以上の高齢者に低額で開放し、高齢者福祉の増進に努めている。

（７）高齢者体育大会

高齢者の健康保持と生きがいを高めるため、昭和４８年から実施され、現在老人クラブ連合会推薦の体育部員から成る体育大会実行委員の協力により約３，０００人の高齢者が参加し、岐阜メモリアルセンターで開催している。

（８）老人健康農園運営事業

農業後継者の不足から休耕地とされていた畑地の一地主が、高齢者の生きがい対策の一環としてその所有する畑地を開放されたのに伴い、昭和４８年５月から実施された事業である。

現在、１区画を１５㎡として長良、長森、茜部、鷺山、福光南、鷺山東、鷺山北、市橋、鷺山北第２、長森東、厚見西、領下の１２農園に５３５区画が開放されており、利用料は１区画、年額４，４００円で貸し出している。

（９）老人クラブ育成事業

本市には平成３１年４月１日現在、単位老人クラブが４０６団体、２２，５２６人が加入し、１クラブ平均加入者数は５６人という状況のもと、これらの育成を図るため、令和２年度は老人クラブ連合会補助金６，３９１千円、単位老人クラブ補助金年７２，０００円（会員数１００人以上）、５７，６００円（５０～９９人）、４３，２００円（３０～４９人）がそれぞれ予算措置されている。

その他、高齢者スポーツ活動促進事業、三世代交流促進事業などがある。

(10) 高齢者大学

高齢者の社会参加を促進する機会として、年１回５日間開催され、教養、健康、歴史、文学、趣味等にわたって講義されており、約１００人の受講者がある。

(11) 高齢者おでかけバスカードの交付事業

外出する機会が少なくなりがちな７０歳以上の高齢者に対し、社会参加のきっかけづくりとして額面３，０００円と終日２割引で乗車できる特典がついたバスカードを交付している。

(12) 高齢者ボランティア活動（友愛チーム活動）

ひとり暮らし高齢者、高齢者世帯等の慰問を行うため、昭和５７年度に結成された。平成３１年３月３１日現在、友愛チーム員は８５４人。

(13) 福祉器具及び日常生活用品（具）給付事業

ア　福祉器具給付事業

在宅のねたきり高齢者、認知症高齢者、虚弱高齢者、ひとり暮らし高齢者等に対し、ガス漏れ警報器、電磁調理器を給付する。世帯の生計中心者の前年所得税課税額により、自己負担がある。

イ　家族介護用品支給事業

要介護・要支援認定において要介護３～５と判定された在宅の者で、本人が市民税・所得税非課税でかつ本人の同世帯員、同居人または扶養者が所得税非課税であることなどの要件を満たす場合に、紙おむつ支給券を配付する。

(14) 生活管理指導短期宿泊事業

要介護・要支援認定で非該当と判定されたおおむね６５歳以上の高齢者等で基本的生活習慣が欠如している者に１週間を目安として、一時的に養護老人ホームの短期入所用ベットを活用して宿泊し、生活習慣等の指導を行うとともに体調調整を図る。

利用料の自己負担（被保護世帯は免除）及び飲食費等の実費負担がある。

(15) 地域包括支援センター運営事業

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、心身の健康保持と生活安定のために必要な相談、支援等を行う総合窓口として、１９か所の地域包括支援センターを設置している。

地域包括支援センターでは、保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーなどの３職種の専門職員を配置し、地域のネットワークを形成し、地域で支えあう「介護予防」・「地域包括ケアシステム」を推進している。

(16) 介護予防・日常生活支援総合事業

高齢者が、住み慣れた地域でできる限り自立した生活を送ることができるよう、介護予防のためのサービスを提供する。

ア　介護予防・生活支援サービス

・訪問型サービス
・通所型サービス
・生活支援サービス
・介護予防ケアマネジメント

イ　一般介護予防事業

(17) 高齢者住宅改善促進助成事業

要介護認定において要介護１～５と判定された在宅の高齢者を含む世帯で、高齢者の住みよい環境をつくり、介護にあたる家族の負担を軽減するための住宅改善（新築を除く）に必要な費用を助成する事業で平成６年度から実施している。

助成金額の基準額は７０万円で、介護保険法による住宅改修費が支給される場合は、介護保険法の基準額２０万円のうち利用可能額を控除する。

（令和２年４月１日現在）

世帯の階層区分	助成率
生活保護法による被保護世帯及び中国残留邦人支援法による支援給付金受給者世帯	100%
生計中心者が前年市民税非課税世帯	100%

(18) 成年後見制度利用支援事業

介護保険サービスの利用等において後見人等による支援を必要とするが、審判の申し立てを行う家族がいない場合等に成年後見制度の利用に係る経費の一部を助成する。また、対象者は、介護保険サービスの利用にあたって、身寄りのない重度の認知症高齢者等であって、老人福祉法第３２条の規定に基づき、民法第７条（後見開始の審判）、第１１条（保佐開始の審判）、第１４条第１項（補助開始の審判）等の規定する審判の請求を行うことが必要と認めるもののうち、後見人等の報酬等必要となる経費の一部について、助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難と認められる者とする。

・助成対象経費の内容

（ア）申立手数料及び通信用の切手代
（イ）登記手数料
（ウ）鑑定費用（鑑定が必要な場合に限る）
（エ）後見人等の報酬
（オ）その他市長が必要と認める経費

※ただし、負担能力のある者には、後日求償する。

(19) 家族介護慰労金支給事業

要介護高齢者の在宅生活の継続、向上、及び介護する家族の経済的負担の軽減を図る。対象となるのは、要介護４または５の市民税非課税世帯に属する人で、過去１年間に介護保険サービスや障害福祉サービスを受けていない、３か月以上の入院をしていないなどの要件を満たす要介護高齢者を介護している家族。

支給額は、年額１００，０００円。（ただし、要介護者１人につき１回支給する。）

(20) 後期高齢者医療事業

（令和２年４月１日現在）

区分	根拠	要件	自己負担割合	給付
７５歳以上の者	法律	７５歳以上	１割または３割	・療養の給付等 ・訪問看護療養費 ・特別療養費 ・移送費 ・高額療養費 ・高額介護合算療養費 ・その他の給付（葬祭費等）
一定の障がいのある者	法律	６５歳以上７５歳未満で次のいずれかに該当し、本制度への加入を選択する者 ・身体障害者手帳１～３級（一部４級）の者 ・精神障害者保健福祉手帳１～２級の者 ・療育手帳重度の者 ・障害年金受給者（法で定められた者）		

(21) 保険外はり、きゅう、マッサージ等施術料助成事業

７０歳以上の者等に対し、健康の保持と福祉の増進を図るため、昭和５５年１０月１日から保険外はり、きゅう、マッサージ等施術料の一部を助成している。

資格、要件は次のとおり。

ア　満７０歳以上の者

イ　高齢者の医療の確保に関する法律施行令第７条第１項第１号の例により算定した所得の額が１，２６５，０００円を超えない者

令和元年度実績

受給者	受療補助券交付枚数	受療数	受療率	助成額(円)
648	3,869	2,030	52.5	2,749,200

※岐阜市鍼灸マッサージ師会と施術料１回４，２００円で協定、そのうち本人１，４００円、施術者１，４００円、市助成額１，４００円の割合。

(22) 老人福祉施設

ア　三田洞神仏温泉

（ア）概　　要

昭和４３年２月、緑の木々につつまれ閑静な市北部の三田洞地内に開設され、高齢者の休養とレクリエーションの場として心おきなく温泉（単純炭酸鉄泉）にひたり休養できる施設である。

（イ）利用料金　　（令和２年４月１日現在）

区　　分		休憩・集会１人につき(日帰り)
一　　般	市内在住者	４１０円
	市外在住者	５２０
（６０歳以上）	市内在住者	２００
	市外在住者	４１０
障がい者	市内在住者	１００
	市外在住者	２００
小・中学生	市内在住者	２００
	市外在住者	２６０

※小学校就学前と小・中学生の障がい者は無料

※介護者が必要な障がい者の介護者１名は無料

※介護が必要な障がい者とは、

・身体障害者手帳の１・２・３級

・療育手帳のＡ・Ａ１・Ａ２・Ｂ１

・精神障害者保健福祉手帳の１・２級

（ウ）指定管理者

株式会社　三和サービス

（エ）利用状況（令和元年度）

区分＼利用者別居住地別	高齢者		障がい者		その他		合計	
	市内	市外	市内	市外	市内	市外	市内	市外
休憩又は集会	56,569	2,271	8,492	813	3,072	2,089	68,133	5,173

イ　老人福祉センター

（ア）和　楽　園

開　　館　　昭和４６年４月

建　設　費　　４１，９５４千円

敷地面積　　８２８．９６㎡

建物延面積　　６０４．２８㎡

構造規模　　鉄筋コンクリート造２階建

施設概要

２階　図書室、食堂、談話ホール、和室（２室）、茶室、機械室、湯沸所等

１階　大集会室（舞台付畳敷き）、談話ホール、事務室、相談室、ボイラー室、機械室、湯沸所等

指定管理者　（社福）岐阜市社会福祉事業団

（イ）友　楽　園

開　　館　　昭和４８年４月

建　設　費　　２７，３１５千円

敷地面積　　３４２．８０㎡

建物延面積　　２１６．５６㎡

構造規模　　鉄筋コンクリート造２階建（２階部分）

施設概要　　集会室、和室（２）、事務室、湯沸場等

指定管理者　　特定非営利活動法人　わいわいハウス金華

（ウ）西部福祉会館

開　　館　　昭和４９年５月

建　設　費　　８０，２３９千円

（用地費　７６，４８５千円）

敷地面積　　１，７７７．１４㎡

建物延面積　　７７３．０２㎡

構造規模　　鉄筋コンクリート造２階建（１階部分のみ）

施設概要　　集会室、和室（３）、談話室、相談室、事務室、湯沸室、機械室等

指定管理者　（社福）岐阜市社会福祉事業団

（エ）みやこ老人センター

開　　館　昭和５６年１０月
敷地面積　２，２８４．６６㎡（岐阜市社会福祉健康センター共同敷地）
建物延面積　７７２．５１㎡
構造規模　鉄筋コンクリート造５階建（複合施設のうち４階部分）
施設概要　事務室、生活相談室、教養娯楽室（２）、技能修得指導室（３）、機能回復訓練室、図書室等
指定管理者　（社福）岐阜市社会福祉事業団

（オ）三　楽　園

開　　館　昭和５９年４月
建設費　３８，３９１千円
敷地面積　３４９．４０㎡
建物延面積　１８４．９２㎡
構造規模　鉄筋造平屋建
施設概要　集会室、生活相談室、教養娯楽室、健康相談室等
指定管理者　（社福）岐阜市社会福祉事業団

（カ）柳津高齢者福祉センター

開　　館　昭和６２年４月
建設費　４１５，０００千円
敷地面積　２，８４１．９５㎡
建物延面積　８１６．８３㎡
構造規模　鉄筋コンクリート造２階建（１階部分のみ）
施設概要　事務室、集会室、教養娯楽室、相談室、機能回復訓練室、浴室等
指定管理者　（社福）岐阜市社会福祉事業団

ウ　老人憩の家（天満ホーム）

開　　館　昭和４７年９月
建設費　８，５５５千円
敷地面積　７７１．０７㎡
建物面積　３０３．５４㎡
構造規模　鉄筋コンクリート造３階建（１階部分のみ）
施設概要　相談室、集会室、娯楽室、事務室、作業室等
事業委託　特定非営利活動法人　わいわいハウス金華

利　用　状　況（令和元年度）

種別	施設名	開館日数	利用人員	１日平均
老人福祉センター	和楽園	２６６	１２，７２４	４７．８
	友楽園	２６７	８，０８９	３０．３
	西部福祉会館	２６７	１３，２２３	４９．５
	みやこ老人センター	２６６	１７，８４８	６７．１
	三楽園	２６６	２，７８４	１０．５
	柳津高齢者福祉センター	２６６	３９，９９９	１５０．４
老人憩の家	天満ホーム	２６４	８，８６５	３３．６

エ　高齢者福祉会館（ふれあいの館「白山」）

開　　館　平成３年４月
建設費　７３９，７６８千円
敷地面積　１，８９９．４６㎡
建物延面積　２，１５９．４７㎡
構造規模　鉄筋コンクリート造１階地上３階建
施設概要　高齢者交流センター、附属施設（会議室）、サロン、駐車場
指定管理者　公益社団法人　岐阜市シルバー人材センター

利　用　状　況（令和元年度）

区分	開館日	利用人数
高齢者交流センター	２６５	８，２３９
会議室	７０	２，２６５

3　障がい者・児福祉

（１）概　　要

本市では、昭和５６年の国際障害者年を契機にノーマライゼーションの理念を具体的にするために従来の施設中心の施策を地域での暮らしを支援する方向へ転換しつつ、きめ細やかな福祉サービスの充実に努め、身体障がい者１６，３００人余及び知的障がい者４，１００人余の生活の安定と福祉の増進を図っている。

また、「ともに生きる」という考え方を原点としたまちづくりを進めるため、１２月３日から１２月９日までの「障害者週間」を中心にして「オンリーワン　わたしたちの芸術祭」を開催し、障がい者問題に対する市民の認識と理解を深めるための啓発活動の強化を図っている。

（２）身体障害者相談事業

ア　目　　的

身体障がい者の自立更生の相談に応じ必要な支援を行うとともに関係機関との連絡調整を行い、身体障がい者福祉の増進に寄与することを目的とする。

身体障がい者７０人に委嘱。

イ　相談内容

生活相談、職業相談、その他身体障害者手帳交付申請手続等の各種相談。

（３）知的障害者相談事業

ア　目　　的

知的障がい者の援護の相談に応じ必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整を行い、知的障がい者福祉の増進に寄与することを目的とする。

知的障がい者の保護者等２３人に委嘱。

イ　相談内容

療育・生活相談、施設利用・就学・就職相談、その他各種相談。

（４）障害者小規模通所援護事業

障がい者の福祉の向上を図るため、障害者総合支援法に基づく施設を常時利用することが困難な者に小規模通所施設を設け、作業、生活指導及び社会参加訓練等を実施する。

ア　利用定数

５人以上２０人未満

イ　設 置 数

１か所

（５）自立支援医療費（更生医療）支給

障がいの程度を軽減又は除去し、日常生活を容易にすることを目的とし、肢体不自由、じん臓機能等の各障がい者にそれぞれ更生医療を適用するものである。

令和元年度は４０２人が適用を受けた。

（６）補装具費支給（購入・修理）

身体の欠損又は機能の損傷を補い、日常生活を容易にするために盲人安全杖、義肢、車いす、補聴器等の購入・修理に係る費用を支給するものである。

令和元年度は８５０件の支給を行った。

（７）重度身体障害者住宅改善促進助成制度

本市の住民基本台帳に登録されている身体障がい者（児）で、その手帳内容が下肢・体幹・視覚・内部障がいの１・２級（内部障がいは車いす交付者）で、これらの住家の玄関、便所、浴槽及び手摺等を障がい者（児）の日常生活を容易にする目的で改善したとき、改善費の一部を助成するもので助成する世帯の生計中心者の所得税額による助成率が下表のとおりであり、７０万円を限度に助成するもので、令和元年度は３件であった。

（令和２年４月１日現在）

世帯の階層区分		助成率
生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）		100%
生計中心者が前年所得税非課税世帯		100%
生計中心者の前年所得税課税年額	15,000円以下の世帯	80%
	15,001円以上70,000円以下の世帯	60%

（８）タクシー料金助成

下肢又は体幹機能障害の重度身体障がい者（１・２級）、乳幼児期以前非進行性の脳病変による移動機能障害で１級又は２級の方、視覚障がい者（１・２級）、療育手帳の所持者でＩＱ２０以下（ＡＩ）の方及び内部障がい者（１級）に対し、タクシー料金を助成し、社会活動の範囲を拡げることを目的としている。

これは、岐阜市と協定を締結したタクシー及び福祉有償運送ならば利用でき、乗車１回につき５５０円で、年間４８回を限度としている。

（９）手話通訳事業

聴覚障がい者の意思疎通を円滑にするために、手話通訳員を設置している。

(10) 障害福祉サービス

ア　居宅介護（ホームヘルプ）

自宅で、入浴、排せつ、食事等の介護等を行う。

イ　重度訪問介護

重度の肢体不自由者又は、重度の知的障がい若しくは精神障がいにより行動をすることが著しく困難な者で常に介護を必要とする者に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援など総合的に行う。

ウ　同行援護

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する者に、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の必要な援助を適切かつ効果的に行う。

エ　行動援護

知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有し、常時介護を要する者が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行う。

オ　重度障害者等包括支援

介護の必要性が著しく高い者に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行う。

カ　短期入所（ショートステイ）

自宅で介護する者が病気の場合などに短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う。

キ　療養介護

医療と常時介護を必要とする者に、医療機関で、機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行う。

ク　生活介護

常に介護を必要とする者に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行う。

ケ　施設入所支援（障害者支援施設での夜間ケア等）

施設に入所する者に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行う。

コ　自立訓練（機能訓練・生活訓練）

自立した日常生活又は、社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は、生活能力の向上のために必要な訓練を行う。

サ　就労移行支援

一般企業等へ就労を希望する者に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のため必要な訓練を行う。

シ　就労継続支援（Ａ型＝雇用型、Ｂ型＝非雇用型）

一般企業等での就労が困難な者に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。

ス　就労定着支援

就労移行支援等を利用し一般企業に就労した者に、就労に伴う生活面の課題に対応するための相談、指導及び助言等を行う。

セ　自立生活援助

一人暮らしに必要な理解力・生活力を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行う。

ソ　共同生活援助（グループホーム）

夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や入浴、排せつ、食事の介護等日常生活上の援助を行う。

（11）障害児通所支援

ア　児童発達支援

障がいのある児童を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練などを行う。

イ　医療型児童発達支援

障がいのある児童を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練などの児童発達支援に加え、治療を行う。

ウ　放課後等デイサービス

就学中の障がいのある児童に、放課後や夏休み等の長期休業中において、生活能力向上のための訓練を行い、社会との交流の促進を図るなど、障がいのある児童に必要な支援を提供する。

エ　居宅訪問型児童発達支援

重度の障がいにより外出が著しく困難な児童の居宅を訪問して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行う。

オ　保育所等訪問支援

保育所等を現在利用中の障がいのある児童、または今後利用する予定の障がいのある児童が、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合、その本人及び当該施設のスタッフに対し、集団生活に適応するための訓練や支援方法の指導等の支援を行う。

（12）地域生活支援事業

ア　移動支援

屋外での移動が困難な障がいのある者について、外出のための支援を行う。

イ　障害者デイサービス

障がいのある者が通い、創作的活動又は、生産活動の提供、社会との交流の促進等の便宜を図る。

ウ　小規模通所サービス

就労の機会の提供、創作的活動、生産活動、生活訓練、健康管理指導、社会参加訓練等の便宜を図る。

エ　訪問入浴サービス

常時介護を必要とし、自宅の浴そうで入浴が困難な重度の障がい者が入浴を希望し、医師が入浴を認めた場合に、自宅にて入浴支援を行う。

オ　日中一時支援

自宅で介護する者が病気の場合などに、日中の間施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う。

カ　意思疎通支援

聴覚障がい者の社会参加活動の促進のため、手話通訳者、要約筆記者及び要約筆記奉仕員の派遣を行う。

キ　日常生活用具費等支給

重度身体障がい者に対し、ストマ用装具、特殊寝台、特殊マット、人口喉頭、盲人用時計等の日常生活用具費を支給するものである。令和元年度は１１，０１０件の支給を行った。

（13）身体障害者補助犬飼育費助成事業

就労等社会活動への参加のため盲導犬、聴導犬及び介助犬を利用する視覚障がい者等に対し、飼育のために必要な経費の一部を助成するもので、令和元年度は２件であった。

(14) 保険外はり、きゅう、マッサージ等施術助成事業

７０歳未満の身体障がい（児）者に対し、健康の保持と福祉の増進を図るため、昭和５７年１０月１日から保険外はり、きゅう、マッサージ等施術料の一部を助成することとした。

資格、要件は次のとおり。

・身体障害者手帳が肢体不自由で、１級または２級に該当する者

・高齢者の医療の確保に関する法律施行令第７条第１項第１号の例により算定した所得の額が１，２６５，０００円を超えない者

令和元年度実績

受給者	受療補助券交付枚数	受療件数	受療率	助成額(円)
4	24	14	58.3	18,500

※岐阜市鍼灸マッサージ師会と施術料１回４，２００円で協定、そのうち本人１，４００円、施術者１，４００円、市助成１，４００円の割合。

(15) 障がい者施設

ア　第二恵光（障害者支援施設）

（ア）概　　要

昭和３８年４月に児童入所施設「岐阜市立第二恵光学園」として開設された。その後、昭和５７年１１月に知的障害者更生施設へと移行した。そして、平成２４年４月から障害者自立支援法に基づく障害者支援施設「岐阜市立第二恵光」へと移行した。日中活動における生活介護の対象者と夜間等における施設入所支援の対象者に対して、入浴、排せつ又は食事の介護等を提供することを目的として必要な介護、支援を行っている。

（イ）利用状況

施設入所支援　　定員５０人　　現員４７人

生活介護　　定員６０人　　現員５２人

（ウ）年齢別一覧表…（令和２年４月１日現在）

年　齢　別　一　覧　表　（令和２年４月１日現在）

性別＼年齢	18～19	20～24	25～29	30～34	35～39	40～44	45～	合　計	平均年齢
男　子	0	1	2	2	3	2	20	30	46.3
女　子	0	0	0	3	2	3	17	25	48.7
合　計	0	1	2	5	5	5	37	55	47.4
比　率	0	1.8	3.6	9.1	9.1	9.1	67.3	－	－

イ　第三恵光（障害者支援施設）

（ア）概　　要

昭和４５年４月に知的障害者授産施設「岐阜市立第三恵光学園」として開設された。平成２４年３月末で「岐阜市立第三恵光学園」を廃し、４月から障害者自立支援法に基づく障害者支援施設「岐阜市立第三恵光」として開所した。日中活動における生活介護の対象者と夜間等における施設入所支援の対象者に対して、入浴、排せつ又は食事の介護等を提供することを目的として必要な介護、支援を行っている。

（イ）利用状況

施設入所支援　　定員４０人　　現員３７人

生活介護　　定員４０人　　現員３４人

短期入所　　定員　４人

（ウ）年齢別一覧表（令和２年４月１日現在）

年　齢　別　一　覧　表　（令和２年４月１日現在）

性別＼年齢	18～19	20～24	25～29	30～34	35～39	40～44	45～49	50～54	55～	合計	平均年齢
男　子	0	0	0	0	2	2	2	6	8	20	52.4
女　子	0	1	0	0	1	0	3	4	8	17	53.1
合　計	0	1	0	0	3	2	5	10	16	37	52.7
比　率	0	2.7	0	0	8.1	5.4	13.6	27.0	43.2	－	－

ウ　ワークス恵光（就労継続支援Ｂ型）

（ア）概　　要

平成２４年４月１日に障害者自立支援法による就労継続支援Ｂ型事業所として開設。就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を提供することを目的とする。

（イ）利用状況

定員　４０人　　現員　２６人

（ウ）年齢別一覧表（令和２年４月１日現在）

年　齢　別　一　覧　表　（令和２年４月１日現在）

性別＼年齢	18～19	20～24	25～29	30～34	35～39	40～44	45～49	50～54	55～	合計	平均年齢
男　子	0	4	0	0	0	2	1	1	4	12	44.2
女　子	0	0	0	1	0	3	1	4	5	14	52.1
合　計	0	4	0	1	0	5	2	5	9	26	48.5
比　率	0	15.4	0	3.9	0	19.2	7.7	19.2	34.6	－	－

エ　ケアホーム恵光（共同生活援助）

（ア）概　　要

平成２４年４月１日に障害者自立支援法による共同生活介護事業所として開設。共同生活を営むべき住居において入浴、排泄または食事の介護、その他の便宜を提供することを目的とする。

（イ）利用状況

定員　２４人　　現員　２２人

（ウ）年齢別一覧表（令和２年４月１日現在）

年　齢　別　一　覧　表　（令和２年４月１日現在）

性別＼年齢	18～19	20～24	25～29	30～34	35～39	40～44	45～49	50～54	55～	合計	平均年齢
男　子	0	0	0	1	0	0	0	1	4	6	56.70
女　子	0	1	0	1	0	2	2	4	6	16	51.08
合　計	0	1	0	2	0	2	2	5	10	22	52.61
比　率	0	4.5	0	9.1	0	9.1	9.1	22.7	45.5	－	－

オ　岐阜市盲人ホーム白杖園

あんま師、はり師又はきゅう師免許を有する視覚障がい者で、自営又は雇用されることが困難な者に対し、当施設を利用させ必要な技術指導を行い自立更生を図る。

指定管理者　（一社）岐阜県視覚障害者福祉協会

カ　三田洞神仏温泉３階（旧身体障害者保養所「清泉荘」）

昭和４７年１０月に開設し、平成２１年度に改装を行い、平成２２年４月に三田洞神仏温泉３階に身体障がい者の保健、休養の場として、リニューアルオープンした。身体障害者手帳の交付を受けている１～３級までの者、療育手帳の交付を受けているＡ～Ｂ１までの者、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及びそれぞれの介助者が利用できる。

指定管理者　株式会社　三和サービス

（16）障がい児施設

ア　恵光学園（児童発達支援センター）

昭和３４年４月児童福祉法による知的障害児通園施設として開設され、昭和５０年４月発達のおくれ、つまずきのある幼児の生活指導部を開設し、心身の発達促進と障がいの軽減、保護者への療育指導援助を始める。その後、昭和５５年より幼児の通園施設として学校、保育所、幼稚園へ行く前段階の親子療育施設を担っている。

昭和５９年４月、長良東３丁目９３番地へ移転。平成２４年４月、児童福祉法改正により福祉型児童発達支援センターに移行し、児童発達支援、保育所等訪問支援、障害児相談支援などの事業を行っている。

通　園　状　況

（令和２年４月１日現在）

区　分	１歳	２歳	３歳	４歳	５歳	合計
男	０	６	８	１４	１２	４０
女	０	３	６	１	４	１４
合　計	０	９	１４	１５	１６	５４

※定員５４人、通園バス２台

イ　みやこ園（児童発達支援センター）

昭和５６年１０月岐阜市福祉健康センター３階に児童福祉法に基づく難聴幼児の母子通園施設が開設された。これは全国的に数少ない施設の一つであり、医療機関や隣接する保健所との連携を密にして早期発見、早期療育をすることにより聞こえやことばの発達を促すとともに親支援にも力を入れている。

通　園　状　況

（令和２年４月１日現在）

区　分	０歳	１歳	２歳	３歳	４歳	５歳	合計
男	０	３	５	４	５	６	２３
女	２	３	２	３	１	１	１２
合　計	２	６	７	７	６	７	３５

※定員２０人

施設概要

面積　岐阜市福祉健康センター３，３９９．８７㎡のうち３階６０６．６１㎡

設備　事務室、遊戯室、観察室、診察室、聴力検査室、心理・言語検査室、訓練室（４）、デモストレーションルーム、沐浴室

指定管理者　（社福）岐阜市社会福祉事業団

4　生活保護

（１）概　　要

本市の保護率は、令和２年４月現在１５．１５‰であり、全国平均（１６．４‰、令和２年３月）を下回る率を示している。この原因については、大きな不況の影響を受けることなく、本市が地理的に中部圏の中核都市として、有効求人倍率が他都市に比べて高いことが低保護率の一因をなしていると思われる。

昭和５８年度に８．８１‰であった保護率は、以後減少傾向に推移し、平成９年９月の段階では４．８７‰まで低下したものの、平成２０年９月のリーマンショックの影響もあり、平成２８年度までは増加傾向で推移した。

保護要因は、傷病、障がい、高齢による生活困難が全体の８８．３％あり、また医療扶助費が保護費の５０．４％を占めている。

（２）生活保護法による最低生活保障基準

（令和２年４月１日現在）

区　　分	標準３人世帯 男３３歳 女２９歳 子　４　歳	夫婦子４人世帯 男３８歳 女３４歳 子　９　歳(小３) 子　４　歳	老人２人世帯 男７２歳 女６７歳	母子３人世帯 女３０歳 子　９　歳(小３) 子　４　歳	老人１人世帯 女７０歳
生活扶助基準	140,190円	160,860円	112,560円	138,090円	71,090円
母子加算				22,400	
児童養育加算	10,190	20,380		20,380	
教育扶助(基準)		3,450		3,450	
給食費		4,500		4,500	
学習支援費		1,333		1,333	
住宅扶助	41,600以内	41,600以内	38,000以内	41,600以内	32,000以内
合計	191,980	232,123	150,560	231,753	103,090
対前年度	101.2%	100.3%	102.1%	101.5%	101.3%

※生活扶助基準には１１月から３月までの冬季加算（５か月分）を加え、１２か月の均等割で算定してある。

（３）保護実施状況

（月平均）

区分／年度	世帯	人員	保護率(‰)	高齢世帯	母子世帯	障がい･傷病世帯	その他
平成29	5,276	6,495	15.78	3,182	203	1,401	490
平成30	5,253	6,420	15.66	3,216	179	1,354	504
令和元	5,189	6,278	15.35	3,266	162	1,283	478

（４）生活保護費支給状況

（単位：千円）

区分／年度	生活	住宅	教育	介護	医療	出産	生業	葬祭	合計
平成29	3,750,220	1,690,193	38,248	350,131	5,584,757	447	20,125	44,014	11,478,135
平成30	3,578,842	1,686,843	30,965	357,125	5,739,954	363	18,723	43,452	11,456,267
令和元	3,455,986	1,668,949	26,090	383,098	5,669,095	0	13,673	42,255	11,259,146

※転出入、職権保護含む

（５）保護の開始・廃止件数（令和元年度）

区分			年間総数	１カ月平均
開始	申請件数		５３３	４４
	却下・取り下げ件数		３７	３
	決定	世帯数	４８８	４１
		人員	５９０	４９
廃止	世帯数		５５７	４６
	人員		６４８	５４

※転出入、職権保護含む

5　その他の福祉

（１）福祉医療費助成事業

ア　重度心身障害者等医療費助成事業

次のいずれかに該当する者に対し、医療費の一部を助成することにより経済的な負担を軽減し、健康と福祉の増進を図る。※所得制限あり

ア　身体障害者手帳１～３級の者

イ　療育手帳Ａ、Ａ１、Ａ２またはＢ１の者

ウ　戦傷病者手帳特別項症から第４項症まで、かつ身体障害者手帳４級の者

エ　６５歳以上で６か月以上ねたきりの状態で常時介護を要する者

オ　精神障害者保健福祉手帳１・２級の者

令和元年度実績

対象者数	助成件数	医療費総額(円)	助成額(円)
14,714	504,025	26,190,057,380	2,183,254,990

（２）福祉健康センター

社会的弱者の自立更生を図るため、全国でも数少ない複合福祉施設として、さらには保健衛生面でも隣接して建てられた、保健所との連携により相乗効果の期待できる施設として本市の福祉活動の拠点となる福祉健康センターを建設した。

完成年月日	昭和５６年８月３１日
建設費	６４０，２１３千円
敷地面積	２，３１５．３３㎡
建物延床面積	３，３９９．８７㎡
構造規模	鉄筋コンクリート造５階建

（３）民生委員、児童委員（平成３１年４月１日現在）

定数　８９４人

※主任児童委員１００人を含む

民生委員協議会数　５０

平均年齢　６５．７歳

担当世帯数　約２２７世帯

※主任児童委員を除く、民生委員・児童委員１人当たり

6 （社福）岐阜市社会福祉事業団

（１）概　　要

岐阜市が設置した社会福祉施設の受託経営を目的に、昭和５６年１０月に設立され、身体障がい者、知的障がい者、幼児、高齢者を対象に幅広く福祉事業を実施している。

また、平成１２年度から老人デイサービスセンターを、平成１６年度からは就労継続支援Ｂ型事業所（旧知的障害者通所授産所）及び地域活動支援センターを経営している。

平成１８年度から児童センター、老人福祉センター等を指定管理者制度に基づき、管理運営している。

平成２１年度から岐阜市から養護老人ホーム寿松苑の移管を受け、経営している。

平成２６年度から多機能型事業所（就労移行支援・就労継続支援Ｂ型）を経営している。

平成２９年１２月から多機能型事業所（生活介護・就労継続支援Ｂ型）を経営している。

平成３０年１２月から多機能型事業所（就労移行支援・就労定着支援・就労継続支援Ｂ型）を経営している。

（２）事業内容

ア　指定管理者制度による管理運営施設

（ア）老人福祉センター

みやこ老人センター、和楽園、西部福祉会館、三楽園、柳津高齢者福祉センター

（イ）岐阜市福祉型児童発達支援センター

みやこ園

（ウ）児童厚生施設

黒野児童館、東児童センター、西児童センター、日光児童センター、本郷児童センター、長森児童センター、サンフレンドみわ・児童センター、サンフレンドうずら・児童センター、柳津児童館

イ　主な設置経営施設

（ア）老人デイサービスセンター（平１２．４．１から直営）

市橋デイサービスセンター

（イ）地域活動支援センター（平１６．４．１から直営）

みやこ障害者センター、サンフレンドみわ・障害者センター、サンフレンドうずら・障害者センター

（ウ）就労継続支援Ｂ型事業所（平１６．４．１から直営）

ワークサポートひの、ワークサポートあおやぎ、ワークサポートやないづ（平１８．１．１から直営）

（エ）養護老人ホーム（平２１．４．１から直営）

寿松苑

（オ）多機能型事業所

・就労移行支援・就労定着支援・就労継続支援Ｂ型　ワークサポートあすなろ（平３０．１２．１から移行）

・生活介護・就労継続支援Ｂ型　ワークサポートみやこ（平２９．１２．１に移行）

（カ）共同生活援助事業（平７．４．１から直営）

・障がい者共同生活支援センター（７ヶ所）

福祉施設一覧

（１）高齢者福祉施設

名　　称	所　在　地	設置主体	経営主体	設置認可年月日	定　員
寿　松　苑	椿洞1089-1	社会福祉法人	社会福祉法人	昭和25年11月１日	90
岐阜老人ホーム	北一色7丁目20-1	〃	〃	〃 23年３月18日	110
寿　楽　苑	中2丁目470	岐　阜　県	〃	〃 43年４月１日	70
第三岐阜老人ホーム	日野東5-1-1	社会福祉法人	〃	〃 53年９月７日	100
喜　久　寿　苑	河渡2丁目45	〃	〃	〃 54年４月１日	80
瑞　光　苑	奥1丁目100	〃	〃	〃 60年６月１日	80
光　の　園	三輪776-2	〃	〃	〃 60年７月１日	110
さ　く　ら　苑	奥2丁目28-1	〃	〃	平成４年４月１日	80
大　洞　岐　協　苑	大洞3丁目3-1	〃	〃	〃 ５年４月１日	80
サンライフ彦坂	彦坂川北230	〃	〃	〃 ８年４月１日	100
黒野あそか苑	黒野404-1	〃	〃	〃 ９年４月１日	80
養　生　訓　園	雄総柳町2丁目60	〃	〃	〃 13年４月１日	100
ナーシングケア寺田	寺田7丁目85	〃	〃	〃 14年４月１日	100
コート・スマイル	芥見野畑1丁目25	〃	〃	〃 14年４月１日	100
燦燦（さんさん）	鏡島南1丁目2-30	〃	〃	〃 17年４月１日	100
み　た　ほ　ら　苑	三田洞東4丁目9-1	〃	〃	〃 17年４月１日	80
やすらぎの里川部苑	川部3丁目43	〃	〃	〃 18年４月１日	60
あんきの家細畑	細畑3丁目16-8	〃	〃	〃 18年４月１日	89
ナーシングケア加納	加納愛宕町18-2	〃	〃	〃 24年４月１日	80
シルバータウン岩井	若井4-10-1	〃	〃	〃 23年９月１日	29
やすらぎの里川部苑新館	川部3-19-1	〃	〃	〃 24年３月20日	29
る　ぴ　な　す　ビ　ラ	須賀2-5-1	〃	〃	〃 25年３月15日	80
ハートステージ鳳	長旗町2丁目18	〃	〃	〃 26年６月１日	100
あ　ん　ず　の　里	則武2丁目10	〃	〃	〃 27年９月16日	29
ケアコート徹明通り	徹明通6-14	〃	〃	〃 29年12月28日	29
ば　ー　む	鏡島南1丁目2-30	〃	〃	〃 31年１月21日	29
ジョイフル岐阜駅	高砂町1丁目17	〃	〃	令和元年５月７日	100
岩戸サンホーム	長森岩戸831	〃	〃	昭和49年４月１日	50
シャローム・みわ	三輪774-2	〃	〃	平成７年12月１日	30
サンライフ彦坂	彦坂川北230	〃	〃	〃 ８年６月28日	15
黒野あそか苑	黒野404-1	〃	〃	〃 ９年４月１日	15
ロイヤルコート寺田	寺田7丁目95	〃	〃	〃 11年４月１日	50
さ　く　ら　苑	奥2丁目28-1	〃	〃	〃 11年４月１日	30
やすらぎの里川部苑	川部3丁目20	〃	〃	〃 13年６月１日	80
エトワールずいこう	奥1丁目95	〃	〃	〃 14年４月１日	50
生活支援ハウスいきいき	玉井町17	〃	〃	〃 14年４月１日	9
ラ・ポーレぎふ	鏡島南1丁目2-33	〃	〃	〃 15年４月１日	30
さ　さ　ゆ　り	北山1丁目15-25	〃	〃	〃 15年４月１日	30
ウェルビュー明郷	真砂町1丁目20-2	〃	〃	〃 15年４月１日	20
大　洞　岐　協　苑	大洞3丁目3-1	〃	〃	〃 15年４月１日	20
和　楽　園	金竜町5丁目10-3	岐　阜　市	〃	昭和46年４月１日	－
友　楽　園	京町1丁目64	〃	ＮＰＯ法人	〃 53年３月１日	－
西部福祉会館	西荘2丁目11-23	〃	社会福祉法人	〃 49年５月11日	－
みやこ老人センター	都通2丁目23	〃	〃	〃 56年10月１日	－
柳津高齢者福祉ｾﾝﾀｰ	柳津町丸野1丁目34	〃	〃	〃 62年３月６日	－
交　楽　園	下鵜飼1丁目105	〃	団　体	〃 58年４月16日	－
三　楽　園	北野東827	〃	社会福祉法人	〃 59年５月12日	－
長　寿　園	八代1丁目11-13	〃	団　体	〃 59年５月12日	－
陽　楽　園	加納城南通1-20	〃	〃	〃 60年４月27日	－
三田洞神仏温泉	三田洞222	〃	株式会社	〃 43年２月15日	－
ふれあいの館「白山」	鶴田町3丁目7-4	〃	公益社団法人	平成３年４月１日	－
天　満　ホ　ー　ム	加納清水町4丁目22	〃	ＮＰＯ法人	昭和47年９月１日	－

※その他老人デイサービスセンター及び老人短期入所施設は除く

（２）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく療養介護施設、障害者支援施設

名　　称	所　在　地	設置主体	経営主体	設置認可年月日	定　員
独立行政法人国立病院機構長良医療センター	長良1300-7	独立行政法人国立病院機構	独立行政法人国立病院機構	平成18年10月１日	180
岐阜市立第二恵光	西島町4-24	岐　阜　市	岐　阜　市	〃 24年４月１日	50
岐阜市立第三恵光	西島町4-24	〃	〃	〃 24年４月１日	40
日　野　恵　光	日野東4丁目10番9号	社会福祉法人	社会福祉法人	〃 29年４月１日	30
岐阜県立みどり荘	中西郷1-55	岐　阜　県	〃	〃 21年４月１日	50
はなみずき苑	大洞3丁目4-5	社会福祉法人	〃	〃 23年10月１日	60

（３）地域生活支援事業施設

名　　称	所　在　地	設置主体	経営主体	設置認可年月日	定　員
みやこ障害者センター	都通2丁目23	岐　阜　市	社会福祉法人	平成19年４月１日	30
サンフレンドみわ障害者センター	門屋字野崎95	〃	〃	〃 19年４月１日	25
サンフレンドうずら障害者センター	中鶉7丁目58	〃	〃	〃 19年４月１日	25
独立行政法人国立病院機構長良医療センター筋ジスデイサービス	長良1300-7	独立行政法人国立病院機構	独立行政法人国立病院機構	〃 19年４月１日	15

（４）視聴覚障害者情報提供施設

名　　称	所　在　地	設置主体	経営主体	設置認可年月日	定　員
視覚障害者生活情報センターぎふ	梅河町1丁目4	社会福祉法人	社会福祉法人	昭和34年５月１日	－
岐阜県聴覚障害者情報センター	藪田南5-14-53県民ふれあい会館1棟	岐　阜　県	社団法人	平成19年10月31日	－

（５）障がい児施設

名　　称	所　在　地	設置主体	経営主体	設置認可年月日	定　員
恵　光　学　園	長良東3丁目93番地	岐　阜　市	岐　阜　市	平成24年４月１日	54
み　や　こ　園	都通2丁目23番地	〃	社会福祉法人	〃 24年４月１日	20
ポッポの家	長良1278番地1	一部事務組合	一部事務組合	〃 24年４月１日	50
岐阜県立希望が丘こども医療センター児童発達センターきらり	則武1816-1	岐　阜　県	岐　阜　県	〃 24年４月１日	20
岐阜県立希望が丘こども医療福祉センター	則武1816-1	岐　阜　県	岐　阜　県	〃 24年４月１日	50
独立行政法人国立病院機構長良医療センター	長良1300番地7	独立行政法人国立病院機構	独立行政法人国立病院機構	〃 24年４月１日	180

（６）そ の 他

名　　称	所　在　地	設置主体	経営主体	設置認可年月日	定　員
三田洞神仏温泉３階（旧身体障害者保養所「清泉荘」）	三田洞222	岐　阜　市	株式会社	昭和47年10月２日	－
岐阜県福祉友愛プール	鷺山向井2563-18	岐　阜　県	社団法人	平成28年12月１日	－
岐阜県福祉友愛アリーナ	則武1816-1	岐　阜　県	〃	令和元年６月１日	－
岐阜市盲人ホーム白杖園	京町1-64	岐　阜　市	〃	昭和39年４月１日	－
岐阜県障がい者総合相談センター	鷺山向井2563-18	岐　阜　県	岐　阜　県	平成27年４月１日	－

第3　子　ど　も　未　来

1　子ども・若者総合支援センター

2　子　　ど　　も　　支　　援

3　子　　ど　　も　　保　　育

1　子ども・若者総合支援センター

（１）概　　要

複雑かつ多様化している子ども・若者の問題に対応するための相談・支援機関として、平成２６年４月に開設した。その特徴は次の３点である。

①０歳から２０歳前までの幅広い年代に関するあらゆる悩みや不安に対応

②福祉や教育の垣根を越えた組織が、ワンストップで総合的に対応

③発達段階に応じて、当事者だけでなく保護者や教職員の悩みにも対応

また、相談内容に応じて、専門相談員による相談、臨床心理士によるカウンセリングや心理検査を実施することにより支援方法の検討を行うとともに、継続的な支援が必要な場合は、センターが運営する幼児支援教室（市内８カ所）や自立支援教室（市内４カ所）等の利用、医師や弁護士等専門家との連携、岐阜県中央子ども相談センター等の専門機関との連携・協働により、具体的な問題解決を図る。

さらに、子ども専用の「子どもホッとダイヤル」「子どもホッとメール」を開設し、相談体制の充実を図っている。

令和元年度からは相談体制の強化のため、子どもとその家庭、妊産婦等を対象として、地域の実情の把握、相談対応、調査、継続的支援等を行う子ども家庭総合支援拠点をセンター内に設置した。

（２）総合相談

子ども・若者（０歳から２０歳前まで）に関するあらゆる悩み・不安について、フリーコールの専用電話相談窓口とメール相談窓口を開設し、相談活動を行っている。また、来所による相談も受け付けている。

相談内容によっては、他の係につなぎ、より専門的な支援に努めている。

（３）乳幼児相談・支援

ア　乳幼児相談

乳幼児の発達に関するさまざまな相談に応じ、必要な助言、支援及び関係機関との調整を行う。

相談は、来所相談（必要な発達検査含む）、電話相談、家庭訪問による相談、保育所（園）・幼稚園等への巡回による相談などのほか、乳幼児健診要経過観察児に対する相談も行っている。

また、療育総合判定会議（保育所（園）における特別支援に関する判定）を子ども保育課と共同で実施するほか、子育てや療育に関する啓発活動も実施している。

イ　発達相談

小児専門医による診察と心身の発達（障がい）についての相談に応じている。

ウ　乳幼児支援

乳幼児健診での要観察児や発達に心配のある乳幼児への支援・指導の場として、「親子教室」と「幼児支援教室」を設置している。

◆　親子教室

発達段階、年齢等に応じたグループ活動により、発達に心配のある乳幼児と保護者への相談・支援を行っている。

◆　幼児支援教室

下記の市内８か所でことばとコミュニケーションに視点を当てた個別指導や小集団指導を行う。

長良幼児支援教室	長良東2-140 （北市民健康センター内）
岐阜北幼児支援教室	福光西1-16-2
鷺山幼児支援教室	下土居2-9-12 （鷺山保育所内）
岐阜東幼児支援教室	水海道1-16-13 （岐阜東幼稚園内）
市橋幼児支援教室	市橋6-13-25 （市橋コミュニティセンター内）
加納幼児支援教室	加納東丸町2-9-1 （加納幼稚園敷地内）
岐阜南幼児支援教室	茜部菱野1-75-2 （南市民健康センター内）
柳津幼児支援教室	柳津町下佐波西1-15 （もえぎの里内）

（４）家庭児童相談

ア　児童虐待相談

市民や学校等から児童虐待の通告を受理し、岐阜県中央子ども相談センターと連携して、速やかに当該児童の情報収集と安全確認を実施している。

また、関係機関と役割分担や援助方針を協議し、必要な支援を行っている。

イ　養護相談

児童虐待以外の家庭における児童と保護者の問題（保護者の生活困窮、精神疾患、養育能力不足、家族関係不安定など）の相談に応じ、必要な助言、支援を実施している。

ウ　養育支援訪問事業

要支援児童とその保護者、特定妊婦等を対象に、養育が適切に行われるよう、必要な支援を実施している。保健師等の訪問による育児の相談・指導、子育て経験者等の訪問による育児・家事の援助を行っている。

エ　要保護児童対策地域協議会

児童福祉法に規定された機関で、要保護児童の適切な保護、要支援児童・特定妊婦の適切な支援を図るため、関係機関の情報共有、役割分担、援

助方針等を協議している。「代表者会議」「実務者会議」「個別ケース検討会議」の三層制である。

（５）発達支援

主に通常学級に在籍する発達に心配のある児童生徒やその保護者、学校への相談・支援を行っている。

心理検査とそのフィードバックを行い、本人の実態をもとに具体的な支援方法等を提案したり、その後の学校での支援や本人の変容を見届けている。またＳＳＴ（ソーシャルスキルトレーニング）等の直接支援を実施している。

より専門的な相談・支援の求めに応じるため専門の臨床心理士等を伴った学校への訪問相談も行っている。さらに、保護者への支援としてペアレント・トレーニングや「保護者の会」を実施している。

（６）教育支援

不登校の児童生徒及びその保護者に対しての教育相談活動を行っている。また、「子ども・若者自立支援教室」を市内４か所（５教室）で開設し、他者とのふれあいや、多様な体験活動、教科学習活動などを通して、児童生徒の自主性・社会性を育成し、自己肯定感・自己有用感を高めることによって、学校生活への自発的な復帰や社会的自立を図っている。

さらに、わが子の不登校に悩む保護者への支援として、「保護者の会」を実施している。

◆子ども・若者自立支援教室

明徳子ども・若者自立支援教室　明徳町11
七郷子ども・若者自立支援教室　西改田字川向3
岐陽子ども・若者自立支援教室　上川手735-2
芥見子ども・若者自立支援教室　芥見南山3-10-1

（７）才能伸長・自立支援

学校や関係機関と連携を取りながら、いじめや問題行動に関して、本人、保護者、学校への相談・支援を行う。

義務教育年代後を中心として、子ども・若者に関するさまざまな課題に対して相談や支援を行い、就学就労など、生活改善につなげていくとともに、適正、能力、関心等に関わる検査等を実施し、個別の支援プログラムに基づいて、社会的自立に向けた支援を行っている。

また、わが子の社会参加に不安を感じる保護者への支援として、「保護者の会」を実施している。

2　子ども支援

（１）子ども・子育て支援

ア　概　　要

児童福祉の理念達成を目標に、児童福祉施設の整備並びに健全で効率的な運営をはじめとする各種の施策を講ずるとともに、児童委員、中央子ども相談センター等との有機的連携を深め児童の実態を把握する中で、さらに充実した福祉環境を確保すべくその向上に努力している。

イ　交通遺児対策

交通事故によって父又は母等を失った高校生以下の遺児に対し、図書カードを交付する。昭和４８年５月から実施し、令和元年度１５人に交付。

ウ　子ども議会

市議会のしくみや流れを学び、市政に興味・関心を持つことを目的として、小学校５～６年生の子どもたちが、岐阜市議会本会議場で模擬議会を体験する。

エ　子ども食堂支援事業

子どもの健やかな成長を育むとともに、子ども同士の交流を目的とした食堂（子ども食堂）を開設して食事の提供などを行うことにより、子どもたちが安心して過ごすことができる居場所づくりを推進するため、子ども食堂を運営する団体に対して運営にかかる費用を補助する。

オ　児童手当

中学校修了前の児童を養育する人に児童手当を支給する。

＜支給月額＞

・所得制限限度額未満の養育者
　０歳～３歳未満（一律）　１５，０００円
　３歳～小学校修了前
　（第１子・第２子）　１０，０００円
　（第３子以降）　１５，０００円
　中学生（一律）　１０，０００円
・所得制限限度額以上の養育者
　中学校修了前の児童（一律）　５，０００円

カ　就園援助

私立幼稚園に就園する満３才以上の園児の保護者の所得に応じて保育料の減免を行った。幼稚園の設置者に補助金を交付し、就園奨励並びに幼児教育の振興を図ることとしている。

幼児教育の無償化に伴い令和元年９月で終了した。

私立幼稚園就園奨励費補助金実績（令和元年度）

区　　分	人　　員	補助額（円）
私立幼稚園	4,884	351,879,000

※令和元年９月まで

キ　私立幼稚園の保育料無償化

令和元年１０月から満３歳児以上のすべての子の保育料について無償化した。また、預かり保育事業については、保育の必要性を認めた者に対し

月額上限１１，３００円（満３歳児は月額上限１６，３００円）、副食費については、市町村民税７７，１０１円未満世帯の子ども、または小学校３年生から数えて３番目以降の子どもに対し月額上限４，５００円を補助した。

ク　育英資金貸付

経済的理由により修学困難な生徒または学生を高等学校、大学等に進学させるため、育英資金貸付制度を設けている。

育英資金の貸付を受けることができる者は、以下のすべての条件を満たし在籍学校長または最終の出身学校長が適当と認め推薦した者。

・市内に６カ月以上在住する世帯の子弟
・修学に意欲がある者
・経済的理由により修学困難な世帯の子弟

（ア）奨学貸付金貸付者数（令和元年度）

大　　学	４４（８）
高　等　学　校	４（０）
専修学校（専門）	１（０）
大　学　院	０（０）

※（　）内は新規貸付者の内数

（イ）入学準備貸付金貸付者数（令和元年度）

高　等　学　校	４
大　　学	３
専修学校（専門）	１

（ウ）貸 付 額（１人当たり）　　（令和元年度）

区　　分		奨学貸付金(月額)	入学準備貸付金(一時金)
高　等　学　校（高専含む）	国公立	16,000円	100,000円
	私　立	28,000円	300,000円
大　　学（短期大学含む）	国公立	45,000円	300,000円
	私　立	54,000円	450,000円
大　学　院	国公立	45,000円	300,000円
	私　立	50,000円	300,000円
専修学校（高等）	国公立	16,000円	200,000円
	私　立	28,000円	250,000円
（専門）	国公立	37,000円	250,000円
	私　立	53,000円	350,000円

ケ　医療費助成

（ア）子ども医療費助成事業

児童福祉対策の一つとして、義務教育修了までの子どもの医療費の一部を市が助成することにより経済的な負担を軽減し、健康と福祉の増進を図る。

令和元年度実績

対象者数	受診件数	医療費総額(円)	助成額(円)
48,592	862,018	8,346,827,379	1,777,826,844

（イ）ひとり親家庭等医療費助成事業

母子家庭等に対し、医療費の一部を助成することにより、経済的な負担を軽減し、健康と福祉の増進を図る。　※所得制限あり

・ひとり親家庭

配偶者のいない父又は母と１８歳の誕生日を超えて最初に到来する３月３１日までにある児童。

・準母子、準父子

配偶者のいない祖父または祖母、兄又は姉と父母のいない１８歳の誕生日を超えて最初に到来する３月３１日までにある児童。

・遺児

父母のいない１８歳の誕生日を超えて最初に到来する３月３１日までにある児童。

令和元年度実績

対象者数	助成件数	医療費総額(円)	助成額(円)
7,149	117,342	1,284,149,417	312,922,175

（ウ）未熟児養育医療

出生時体重２，０００ｇ以下又は生活力が特に弱い新生児で入院治療の必要があると認められた乳児に対し、保護者の申請に基づき給付されるもので、令和元年度は９７人（延２４４件）の給付を行った。

（エ）育成医療

身体上の障がいを有する１８歳未満の者を対象に、生活能力を得るために必要な医療の給付、装具の交付を行うもので、令和元年度は５２人（延２９３件）の給付を行った。

（オ）不妊治療費助成

次世代育成支援の一環として、不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、配偶者間の不妊治療に要する費用の一部の助成を行うもので、令和元年度は特定不妊治療は３３５人（延４９１件）、人工授精は１６２人（延１６２件）の助成を行った。

（カ）小児慢性特定疾病医療費支給事業

小児慢性特定疾病医療費支給事業の申請等の事務及び相談を実施している。

・小児慢性特定疾病医療給付者数
　３１５人

コ　子育て短期支援事業

（ア）夜間養護等事業（トワイライトステイ）

保護者が仕事等により平日の夜間又は休日に不在となる家庭の児童を児童養護施設（日本児童育成園）、母子生活支援施設で預かり、生活指導、食事の提供等行う。（保護者負担有り。生活保護世帯、母子及び父子家庭で市町村民税非課税世帯は無料。）

・令和元年度利用状況（延べ日数）
　夜間養護５１０日、休日預かり５７２日

（イ）短期入所生活援助事業（ショートステイ）

児童を養育している保護者が、疾病、出産、冠婚葬祭、育児疲れ等により児童の養育が困難

になる場合、その児童を児童養護施設（日本児童育成園）、乳児院（乳幼児ホームまりあ）、母子生活支援施設で一時的に預かる。（保護者負担有り。生活保護世帯、母子及び父子家庭で市町村民税非課税世帯は無料。）

・令和元年度利用状況（延べ日数）

２歳未満児４５日、２歳以上児８１日

サ　児童福祉施設等

（ア）児童館・児童センター

児童館は、次代の社会を担う児童に健全な遊びを与え、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的として開設。また、児童センターは、小型児童館の機能に加えて、遊びを通して運動に親しむ習慣の形成、運動の仕方、技能の習得、精神力の涵養等による体力増進を図ることを目的として開設。

利用対象は児童（乳幼児は保護者が同伴する場合に限る。）及び児童の保護者。

・梅林児童館

開　　館　　昭和４９年７月７日
建　設　費　　２４，６７４千円
敷地面積　　８２９．９２㎡
建物延面積　　５１４．４４㎡
構造規模　　鉄筋コンクリート造２階建
施設内容
　１階　事務室、遊戯室、幼児室、ホール
　２階　自由学習室、遊戯室、ホール
指定管理者　　（社福）和光会

・黒野児童館

開　　館　　昭和５２年４月７日
建　設　費　　７０，８１７千円
敷地面積　　１，２８４．５６㎡
　　（保育所と共有）
建物延面積　　１，００６．４３㎡
　　（児童館は５９９．７８㎡）
構造規模　　鉄筋コンクリート造２階建
施設内容
　１階　事務室
　２階　図書室、勉強室、遊戯室、幼児室、体育室
指定管理者　　（社福）岐阜市社会福祉事業団

・東児童センター

開　　館　　昭和５６年４月１１日
建　設　費　　５２，０７５千円
敷地面積　　２，３１５．９１㎡
建物延面積　　３１５．２３㎡
構造規模　　鉄骨造平屋建
施設内容　　図書学習室、集会室、遊戯室及び事務室
指定管理者　　（社福）岐阜市社会福祉事業団

・加納児童センター

開　　館　　昭和５９年４月１６日
建　設　費　　６８，６２０千円
敷地面積　　１，００８．００㎡
建物延面積　　３４８．２７㎡
構造規模　　鉄筋コンクリート造平屋建
施設内容　　図書学習室、幼児室、遊戯室、集会室及び事務室
指定管理者　　（社福）和光会

・西児童センター

開　　館　　昭和６０年７月２日
建　設　費　　７９，５０２千円
敷地面積　　３，６０４．３２㎡
建物延面積　　４６８．２２㎡
構造規模　　鉄筋コンクリート造３階建
　　（うち１階の一部分）
施設内容　　遊戯室、図書学習室、幼児室、集会室、おもちゃ図書館、事務室
指定管理者　　（社福）岐阜市社会福祉事業団

・日光児童センター

開　　館　　昭和６１年４月１９日
建　設　費　　５９，５１４千円
敷地面積　　３，００１．５５㎡
建物延面積　　３７０．１６㎡
構造規模　　鉄筋コンクリート造２階建
　　（１階の一部分）
施設内容　　遊戯室、幼児室、図書学習室、集会室、事務室
指定管理者　　（社福）岐阜市社会福祉事業団

・本郷児童センター

開　　館　　昭和６３年７月１日
建　設　費　　９０，６４８千円
敷地面積　　１，４６８．３３㎡
建物延面積　　４８８．７８㎡
構造規模　　鉄骨造平屋建
施設内容　　事務室、遊戯室、図書学習室、幼児室、おもちゃ図書館
指定管理者　　（社福）岐阜市社会福祉事業団

・長良児童センター

開　　館　　平成元年７月１日
建　設　費　　１０５，０００千円
敷地面積　　７１６．７４㎡
建物延面積　　５１５．５０㎡
構造規模　　鉄筋コンクリート造２階建
施設内容
　１階　事務室、おもちゃ図書館、幼児室
　２階　集会室、図書学習室、遊戯室
指定管理者　　（社福）日本児童育成園

・**長森児童センター**

開　　館　　平成２年４月２３日
建　設　費　　１１１，７００千円
敷地面積　　１，２９７．２６㎡
建物延面積　　４４０．２５㎡
構造規模　　鉄筋コンクリート造平屋建
施設内容　　事務室、遊戯室、図書学習室、乳児室、集会室、おもちゃ図書館
指定管理者　　（社福）岐阜市社会福祉事業団

・**岩野田児童センター**

開　　館　　平成３年７月１日
建　設　費　　２５３，０８３千円
敷地面積　　１，０９５．０２㎡
建物延面積　　５３２．４２㎡
構造規模　　鉄筋コンクリート造２階建
施設内容
　１階　事務室、おもちゃ図書館、遊戯室
　２階　集会室、図書学習室、幼児室、図工室
指定管理者　　（社福）中部学院福祉会

・**サンフレンドみわ・児童センター**

開　　館　　平成４年７月１日
建　設　費　　２６８，４８３千円
敷地面積　　１，８４６．７５㎡
建物延面積　　９９３．５６㎡
　　（児童センターは６７４．９２㎡）
構造規模　　鉄筋コンクリート造一部鉄骨造２階建
施設内容
　１階　事務室、遊戯室、幼児室、ホール
　２階　おもちゃ図書館、図書学習室、図工室、ホール
指定管理者　　（社福）岐阜市社会福祉事業団

・**サンフレンドうずら・児童センター**

開　　館　　平成６年７月１日
建　設　費　　２３８，８８１千円
敷地面積　　２，０３７㎡（借地）
建物延面積　　９８１．７２㎡
　　（児童センターは６７６．８１㎡）
構造規模　　鉄筋コンクリート造２階建
施設内容
　１階　事務室、遊戯室、幼児室
　２階　おもちゃ図書館、図書室、集会室
指定管理者　　（社福）岐阜市社会福祉事業団

・**柳津児童館**

開　　館　　昭和４１年１１月１日
敷地面積　　２，６９８．００㎡
建物延面積　　１，４９８．３８㎡
　　（児童館は６８１．５５㎡）
構造規模　　鉄筋コンクリート造２階建
　　（２階の一部分）
施設内容　　遊戯室兼大集会室、図書室、創作活動室、事務室
指定管理者　　（社福）岐阜市社会福祉事業団

利　用　状　況　（令和元年度）

施設名	開館日数（日）	来館利用者数（人）	１日平均（人）
梅林児童館	２８１	１６，７２１	６０
黒野児童館	２８１	１８，１８２	６５
東児童センター	２８１	８，２５６	２９
加納児童センター	２８１	１９，４７６	６９
西児童センター	２８１	２４，０４４	８６
日光児童センター	２８１	２７，７９５	９９
本郷児童センター	２６４	１５，４８９	５９
長良児童センター	２８１	２８，７３６	１０２
長森児童センター	２８１	２５，１０５	８９
岩野田児童センター	２８１	１９，５０４	６９
サンフレンドみわ・児童センター	２８１	１６，５８７	５９
サンフレンドうずら・児童センター	２７９	３１，０７９	１１２
柳津児童館	２６３	２６，４２６	１００

（イ）子どもの居場所づくり事業

子どもが遊び、学び、様々な人と触れ合うことができ、かつ、安心して過ごすことができる安全な居場所を、鷺山子ども館に開設している。

利　用　状　況（令和元年度）

箇所名	利用者数(人)	開館日数(日)
鷺山子ども館	３，８３９	２８１

（ウ）ドリームシアター岐阜

所　在　地　明徳町６番地

指定管理者　（公財）岐阜市教育文化振興事業団

目　　的　さまざまな文化的体験や創造的活動を通して、心身ともに健全な青少年を育成することに寄与する。

また、生涯学習施設として、幅広く市民の期待に応える。

テ　ー　マ　「ふれあい・遊び・創造」

施設概要

１Ｆ　事務室、応接室、機械室、ロビー、駐車場、自転車置場、多目的トイレ

２Ｆ　パソコンルーム、研修室１、和室１、和室２

３Ｆ　クッキングルーム、研修室２　、研修室３、会議室

４Ｆ　プレイルーム、ふれあいルーム、幼児ルーム、なかよしルーム、幼児トイレ、授乳室

５Ｆ　ゲームコーナー、まんがコーナー、クラフトルーム、大道芸コーナー、わくわく工作コーナー

６Ｆ　音楽スタジオ、リハーサル室、音調室、更衣室、授乳室

７Ｆ　メインホール、楽屋兼工房室、控え室、多目的トイレ

８Ｆ　機械室、空調機器スペース、調音・調光室、ポンプ室

使用料金　（令和２年４月１日現在）

施　設　名	定員（人）	午　前（９:00～12:00）	午　後（13:00～17:00）	夜　間（18:00～21:00）	終　日（９:00～21:00）
パソコンルーム	18人	1,880円	3,350円	3,350円	7,640円
研修室１	18	2,200	2,820	2,820	7,010
和室１	5	940	1,250	1,250	3,030
和室２	18	1,780	2,400	2,400	5,860
研修室２	27	2,200	2,820	2,820	7,010
研修室３	27	2,200	2,820	2,820	7,010
会議室	20	2,200	2,820	2,820	7,010
クッキングルーム	18	1,360	1,670	1,670	4,190
プレイルーム	20	1,360	1,670	1,670	4,190
クラフトルーム	15	1,360	1,670	1,670	4,190
音楽スタジオ	7	940	1,360	1,360	3,240
リハーサル室	20	2,400	4,290	4,290	9,840
音調室		4,710	6,280	6,280	15,500
メインホール（含楽屋）	84/100	5,230	11,000	11,000	24,510

※備品及び冷暖房（２割増）等の使用料が別途必要。

個　人　使　用　料　金　（令和２年４月１日現在）

階	施　設	小　人（小中学生）	大　人（高校生以上）
２Ｆ	パソコンルーム	２００円 市内小中学生無料 幼児無料	５２０円
４Ｆ	プレイルーム		
４Ｆ	ふれあいルーム		
４Ｆ	幼児ルーム		
４Ｆ	なかよしルーム		
５Ｆ	ゲームコーナー	※毎月第３日曜（家庭の日）は、中学生以下のお子様を連れた家族は無料	
５Ｆ	まんがコーナー	※未就学児の利用については、保護者同伴	
５Ｆ	わくわく工作コーナー		
５Ｆ	クラフトルーム		

※駐車場（車高１８０㎝以下）は、２６台収容可能。料金は、１時間３３０円（２時間無料）、以後３０分ごとに１６０円。

開館時間及び休館日

（ア）開館時間

火～土曜日　ＡＭ９：００～ＰＭ９：００

日・祝祭日　ＡＭ９：００～ＰＭ５：００

（イ）休 館 日

月曜日（その日が祝日に当たるときは、その週の火曜日、水曜日）、祝祭日の翌日（その日が、月曜日に当たるときは、その週の火曜日）、年末年始（１２月２９日～翌年の１月３日）

（２）ひとり親家庭の支援

ア　概　　要

ひとり親家庭に対して、その生活の安定と向上のため、住宅、保育、相談業務の充実などのほか、各種の自立促進支援対策を講じて母子・父子家庭の支援に努めている。

イ　ひとり親家庭等相談事業等

経済上の問題や就労・育児、その他の相談に母子父子自立支援員や就業支援専門員が応じる。

相 談 実 績（令和元年度）

生活一般	生活援護	合計
５１	１８７	２３８

ウ　児童扶養手当

両親の離婚などにより、父又は母と一緒に生活していないひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進を支援し、児童の福祉の増進を図ることを目的に手当を支給する。（所得制限有り）

（令和２年４月１日現在）

支給区分	全部支給	一部支給
児童１人のとき	月額43,160円	所得に応じて月額43,150円から10,180円まで10円刻み
児童２人のときの加算	月額10,190円	所得に応じて月額10,180円から5,100円まで10円刻み
児童３人以上のときの加算	第３子以降１人につき月額6,110円	所得に応じて月額6,100円から3,060円まで10円刻み

エ　婦人保護事業

要保護女子についてその発見に努め、相談に応じ、必要な指導やこれらに付随する業務を行っている。

女性相談員は２人。

相　談　実　績（令和元年度）

人間関係																		経済関係				医療関係				住居問題	帰住先なし	不純異性交遊	売春強要	ヒモ・暴力団関係	５条違反	人身取引	合計
夫等				子ども			親族			交際相手			その他の者からの暴力	男女問題	ストーカー	家庭不和	その他	生活困難	サラ金・借金	求職	その他	病気	精神的問題	妊娠・出産	その他								
夫等からの暴力	薬物中毒・酒乱	離婚問題	その他	子どもの暴力	養育困難	その他	親の暴力	その他の親族からの暴力	その他	交際相手からの暴力	同姓の交際相手からの暴力	その他																					
88	0	71	40	10	10	126	18	3	11	0	0	1	0	1	1	6	4	19	3	14	30	5	43	36	10	22	0	0	0	0	0	0	572

オ　母子父子寡婦福祉資金貸付事業

ひとり親家庭等に対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図るため所要の資金を貸し付けることを目的とする。

資金には修学、事業開始等の１２種類がある。

令和元年度貸付件数は、７９件である。

カ　子どもの生活・学習支援事業

ひとり親家庭の小・中学生に対し、各家庭に大学生等ボランティアを派遣し、基本的な生活習慣の習得支援、学習支援を行い、心の支えとなるとも生活の質の向上を図る。

令和元年度　実績　小学生１４世帯

中学生２４世帯

キ　ひとり親家庭等に対する給付型奨学金

経済的な理由により修学が困難なひとり親家庭等の子どもの修学を支援し、教育の機会均等を図ることを目的に、平成２９年度より高等学校等に進学した生徒に対して給付型奨学金を支給している。

支給額は月額１２，０００円で、令和元年度は３０人に支給した。

（３）少子化対策事業

ア　「岐阜市子ども・子育て支援プラン」の推進

令和２年３月、「第２次岐阜市次世代育成支援対策行動計画（後期）」、「第２期子ども・子育て支援事業改革」及び「岐阜市子どもの貧困対策計画」から成る「岐阜市子ども・子育て支援プラン」を策定した。令和２年度からは、本プランに基づ

き、少子化対策や待機児童対策、子どもの貧困対策を総合的に推進している。

イ　ファミリー・サポート・センター事業

育児の援助を受けたい者と援助を行いたい者が会員となって、地域における会員相互の援助活動（有償）を行うことにより、仕事と育児の両立及び子を持つすべての家庭の子育てを支援する。

・令和元年度実績

育　児	依頼会員	１，２８８人
	提供会員	４２２人
	両方会員	２０人
	活動件数	５，４５６件

ウ　ぎふし子育て応援アプリ

安心して子どもを産み育てることができるように、市の子育て応援情報がいつでもどこでも簡単に手に入れられるアプリを提供し、子育てに関する様々なコンテンツを配信する。

3　子ども保育

（１）概　　要

児童福祉法第２４条の規定により保育の必要な乳児または幼児を日々保護者の委託を受け保育している。

保　育　状　況

（令和２年４月１日現在）

区分	名　　称	施設数	児童定員
公立	保　　育　　所	２０	２，０９０
私立	保　　育　　園	１７	２，０９５
	認定こども園	１４	１，９８２
	小規模保育施設	２３	３９３
	事業所内保育施設	２	３１
合　　計		７６	６，５９１

（２）０歳児保育の実施

公立保育所においては、昭和４２年１０月から生後６か月以上１歳未満の乳児を対象とした０歳児保育を駒爪保育所（現：ハートンこまづめ認定こども園）で実施し、現在、京町、鷺山、長森南、木田、市橋、あいかわ、黒野、柳津東、佐波の保育所で実施している。

また、上記保育所のうち、産休明けの生後５７日目からの保育を京町、鷺山、長森南、市橋、黒野、柳津東、佐波の保育所で実施している。

なお、０歳児保育所には、健康の保持増進への取り組み、病気などの早期発見対策家庭指導を目的として、看護師を配置している。

次に、私立保育園については、昭和６０年度から聖徳、木之本、みぞはた、さゆり、桜の５保育園で産休明けの５７日目からの保育を実施し、現在では、領下、常磐、七郷、鏡島、華陽、本荘、なかよし岐阜南、日野で実施している。また、生後６か月からの保育を、鶉、若葉で実施している。

認定こども園については、産休明けの５７日目からの保育を、清流、黒野、ながらこどもの森、沖ノ橋、加納西、ひきえ、カトレヤ、ハートンこまづめ、大洞、梅林、みさとで実施している。また、生後６か月からの保育をかぐや第一、かぐや第二で実施している。

平成２７年度から新たに小規模保育施設が認可保育施設に加わり、現在では、産休明けの５７日目からの保育を７か所で、生後３～４か月からの保育を２か所で実施している。

（３）障がい児保育の実施

集団保育になじむ中軽度の障がいを有する児童を保育所等に入所させて、一般の児童とともに集団保育することによって、障がいをもつ児童の健全な成長発達を促進させ、障がい児の福祉増進を目指している。

障がい児保育は、昭和５４年度に華陽（現：華陽保育園）、三里保育所（現：みさとこども園）に拠点的な障がい児専門保育室を開設し、その後、梅林（現：梅林こども園）、長良保育所（現：ながらこどもの森）にも開設し障がい児保育の受け入れ等の拡充を図ってきた。平成１２年度からは療育総合判定会議の判定をもとに入所決定を行い市内の各保育所（園）等で実施している。

（４）広域入所事業

保護者の勤務の都合等により、居住地以外の入所の要望が増えているため、隣接市町と協議した結果、２市５町と協定締結し、平成１１年度４月１日から各市町ごとの受け入れ基準で相互の受け入れを開始した。令和２年４月１日現在、県内９市７町、県外２市１町と協定を締結している。

（５）一時預かり事業

平成２年７月１日から、みぞはた保育園で非定型的保育サービス、緊急保育サービスを目的に一時的保育事業を実施し、平成８年度から私的理由による保育サービスを目的に加え、利用者の利便を図った。利用日数は１月につき１４日以内である。

現在では、京町、鷺山、市橋保育所、聖徳、木之本、鶉、みぞはた、さゆり、若葉、常磐、七郷、鏡島、華陽、本荘、なかよし岐阜南、日野、岩保育園、黒野こども園、ながらこどもの森、沖ノ橋、加納西認定こども園、ひきえ子ども園、ハートンこまづめ認定こども園、大洞こども園、梅林こども園、みさとこども園で実施している。

（６）延長保育事業

保護者の就労形態の多様化、通勤時間の増加等に伴う保育時間の延長に対する需要に対応するため、昭和５７年度から延長保育事業がはじまった。

現在では、聖徳、木之本、鵜、みぞはた、茜部、さゆり、領下、若葉、桜、七郷、本荘、なかよし岐阜南、日野、岩保育園、黒野こども園、ながらこどもの森、沖ノ橋、加納西認定こども園、ひきえ子ども園、カトレヤこども園、大洞こども園、梅林こども園、みさとこども園、清流認定こども園、かぐや第二こども園、認定こども園芽含幼稚園で午後７時まで延長保育を行い、京町、鷺山、市橋保育所、常磐、鏡島、華陽保育園、ハートンこまづめ認定こども園で午後８時まで延長保育を行っている。

（７）地域子育て支援センター事業

保育所等を拠点として、子育て家庭に対する育児の不安や悩み等についての相談及び指導や子育てサークル等への支援を平成６年度から黒野保育園（現：黒野こども園）、平成７年度から市橋保育所、平成１２年度から京町保育所、平成１３年度から聖徳保育園、平成２０年度から鷺山保育所、平成２８年度から岐阜聖徳学園大学短期大学部で行っている。

（８）元気子育てサロン事業

平成１１年度から家庭で育児中の保護者の悩みや不安が少しでも解消できるよう、子育て相談、園庭開放、図書貸出を公私立保育所（園）等で、毎週、曜日・時間を決めて実施している。

（９）休日保育事業

平成２５年度から、保護者が就労等により、日祝日に保育ができない家庭の満１歳から小学校就学前までの児童を対象として京町保育所で実施している。また、傷病、災害、事故等緊急で社会的にやむを得ない事由での一時的な預かりも実施している。

(10) 病児・病後児保育事業

保育所等に通所中の児童が病気中または、病気の回復期の状態にあるため集団保育が困難な期間、一時的にその児童を預かることにより、保護者の子育てと就労を支援している。福富医院（安食１２２８番地）、河村病院（芥見大般若１丁目８４番地）、小牧内科クリニック（昭和町２丁目１１番地）、山田病院（寺田７丁目８６番地）、矢嶋小児科小児循環器クリニック（日野南７丁目１０－７）、世界ちゃんとモゲル丸先生の元気なクリニック（六条南２－８－２０）、操健康クリニック（薮田南１－４－２０）で実施している。

令和元年度延べ利用人員は６，６６９人。

令和元年６月から新たな送迎サービスを福富医院、小牧内科クリニックで実施している。

(11) サポート一時預かり事業

市立保育所（京町・市橋・鷺山保育所を除く）において、平成１２年度から１歳児以上で緊急な事由の場合に一時預りを実施する。

(12) 私立教育・保育施設補助事業

私立教育・保育施設の管理運営に寄与し、児童福祉の増進を図ることを目的に、私立教育・保育施設に運営経費等の一部を助成する。

ア　運営費補助

１４，８５８千円の予算措置を行い、環境衛生検査、調理員検便等に係る経費を補助。

イ　低年齢児保育対策費補助

低年齢児保育の一般化に伴い、７８，６３９千円の予算措置を行い、０、１、２歳児において、保育士１人以上の加配になった場合、保育士人件費を補助。

ウ　障害児保育事業補助

７５，９９４千円の予算措置を行い、障がい児（特児、その他の障がい児）１人当たりの月額単価を補助。

エ　延長保育接続事業補助

１７１，９６３千円の予算措置を行い、児童数に基づく要保育士数により補助。

オ　延長保育事業補助

４８，０３７千円の予算措置を行い、延長時間、人数、減免により補助。

カ　一時預かり事業補助（一般型、幼稚園型Ⅰ：Ⅱ）

７２，２５６千円の予算措置を行い、利用人数、延長日数、減免により補助。

(13) 夜間保育室事業

乳児保育対策の一環として夜間に保育できない乳児等の福祉を増進するため、夜間に保育を行う認可外保育施設を対象に夜間保育室事業を実施し、基準を満たし、市長の認定した施設に助成。

１２，７４７千円の予算措置を行い、乳児（０・１・２歳児）補助、人頭（保育士、調理員）補助、施設補助、延長保育補助を行っている。

令和２年度公私立保育所保育料徴収基準額表（月額）　　（令和２年４月１日現在）

各月初日の支給認定保護者の属する世帯の階層区分			利用者負担額（月額）	
階層区分	定義		保育標準時間認定	保育短時間認定
			３歳未満	３歳未満
第１階層	生活保護世帯等		円 0	円 0
第２階層	市町村民税非課税世帯		0	0
第３階層	市町村民税所得割課税額 48,600円未満	ひとり親世帯等	5,000	5,000
			14,900	14,700
第４階層		ひとり親世帯等 （市町村民税所得割課税額が77,100円以下の場合に限る）	5,000	5,000
	市町村民税所得割課税額48,600円以上97,000円未満		23,000	22,700
第５階層	市町村民税所得割課税額97,000円以上169,000円未満		32,000	31,600
第６階層	市町村民税所得割課税額169,000円以上301,000円未満		48,000	47,300
第７階層	市町村民税所得割課税額301,000円以上397,000円未満		53,300	52,500
第８階層	市町村民税所得割課税額397,000円以上		62,000	61,000

注）第２階層から第８階層にあっては、第１階層に該当する場合を除く。

備　考

1　税額を計算する場合には、寄附金控除、配当控除、住宅借入金等特別控除、外国税額控除、配当割額控除、株式等譲渡所得割額控除は適用しません。これらの控除のある方の税額は、控除前の税額となります。

2　各階層ごとの利用者負担額（保育料）は、当該年度の初日の前日の満年齢で決定し、その年度の途中では変更しません（３号認定の方が、年度途中に３歳の誕生日を迎え、２号認定に切り替わっても、その年度中は３号認定の利用者負担額を適用します）。

3　第３階層、第４階層「ひとり親世帯等」とは、母子・父子世帯、同居で身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方、特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金の障害基礎年金等の受給者のいる世帯をいいます。

4　同一世帯から２人以上の就学前の子どもが同時に保育所（園）、幼稚園、認定こども園、小規模保育事業、事業所内保育事業、企業主導型保育施設、特別支援学校幼稚部に入所し、又は児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を利用している場合は、それらの子どもの年齢の高い順に数えて、２番目の子どもは半額、３番目以降の子どもは無料となります。

なお、子どもの年齢に関わらず市町村民税所得割課税額が５７，７００円未満の２人親世帯は、２番目の子どもは半額、３番目以降は無料となり、市町村民税所得割課税額が７７，１０１円未満のひとり親世帯等は、２番目以降は無料となります。

また、市町村民税所得割課税額が９７，０００円未満の世帯において、１８歳までの子どもが３人以上いる場合は、３番目以降は無料となります。

5　利用者負担額（保育料）は、原則、父母の税額で決定しますが、祖父母との同居世帯については、父母の市町村民税が非課税で、かつ合計収入が２００万円（ひとり親の場合は１５０万円）以下の場合、祖父母いずれかの最多収入者の税額を利用者負担額（保育料）算定に使用します。

6　延長保育料は利用者負担額（保育料）には含まれません。その他、利用する施設が設定する実費負担額等がかかる場合があります。

（14）保育料無償化

令和元年１０月から３歳以上児の子どもと３歳未満児の非課税世帯の子どもの保育料について無償化した。同時に３歳以上児については、主食費と副食費を合わせた給食費の徴収を開始した。なお、副食費については、市町村民税所得割課税額が５７，７００円未満（ひとり親世帯等の場合は、７７，１０１円未満）の場合、市町村民税所得割課税額が９７，

０００円未満であって、１８歳までの子どものうち３番目以降の子どもである場合、または、同時に保育所等に入所する兄弟姉妹のうち、３番目以降である場合に減免する。

(15) 保育施設等

ア　保育所一覧（令和２年度）

（ア）市立保育所

区　分	施　設　名	認　可　年　月　日	定　員（人）
①	京　町保　育　所	昭和　２３．　１．　１	２３０
②	島　〃	〃　２８．　４．　１	６０
③	早　田　〃	〃　３１．１１．　１	７０
④	鷺　山　〃	〃　２６．　４．　１	２１０
⑤	合　渡　〃	〃　２７．　５．　１	８０
⑥	長　森　南　〃	〃　２８．　５．　１	７０
⑦	長　森　北　〃	〃　２６．１０．１０	８０
⑧	木　田　〃	〃　３２．　４．　１	１１０
⑨	あ　か　ね　〃	〃　３１．１１．　１	７０
⑩	西　郷　〃	〃　２５．　４．　１	１３０
⑪	市　橋　〃	〃　２８．１１．１０	１７０
⑫	網　代　〃	〃　３５．　４．　１	２０
⑬	岩　野　田　〃	〃　４３．　５．　１	１１０
⑭	三　輪　南　〃	〃　４３．　４．　１	１０５
⑮	あ　い　か　わ　〃	〃　４５．　４．　１	７０
⑯	則　武　〃	〃　４６．　１．　１	１４０
⑰	三　輪　北　〃	〃　５２．　４．　１	２０
⑱	黒　野　〃	〃　〃	４５
⑲	柳　津　東　〃	〃　５０．　３．２２	１２０
⑳	佐　波　〃	〃　２８．　７．　１	１８０

（イ）私立保育園

区　分	施　　設　　名	認　可　年　月　日	定　　員（人）
①	聖　　徳保　育　園	昭和　２３．１０．３０	２９０
②	木　之　本　〃	〃　２３．１２．２８	７０
③	鵜　〃	〃　２４．　７．　１	７０
④	み　ぞ　は　た　〃	〃　２８．１１．３０	５０
⑤	茜　　部　〃	〃　２９．　６．　１	９０
⑥	さ　ゆ　り　〃	〃　２９．１２．　１	９０
⑦	領　　下　〃	〃　２４．　７．　１	１２０
⑧	若　　葉　〃	〃　２７．　３．　１	９０
⑨	桜　〃	〃　３１．１１．　１	８０
⑩	常　　磐　〃	平成　１４．　４．　１	１５０
⑪	七　　郷　〃	〃　１５．　４．　１	１５５
⑫	鏡　　島　〃	〃　〃	１５０
⑬	華　　陽　〃	〃　２０．　４．　１	１２０
⑭	本　　荘　〃	〃　２１．　４．　１	１２０
⑮	なかよし岐阜南　〃	〃　２２．　４．　１	２６０
⑯	日　　野　〃	〃　２３．　４．　１	９０
⑰	岩　〃	〃　〃	１００

イ　小規模保育施設

区分	施設名	認可年月日	定員(人)
①	ひまわり共同保育所	平成27.4.1	19
②	ちびっこ島保育園	平成30.4.1	19
③	太陽の子幼稚舎	平成27.4.1	19
④	かぐや第二保育園	〃	18
⑤	こばとの森保育園	平成28.4.1	19
⑥	ＮＡＧＯＭＩキッズ	〃	19
⑦	保育所ちびっこえんじぇるらんど	平成31.4.1	19
⑧	保育所サニーランド長良園	平成29.9.1	19
⑨	保育所ベビーキッズ本荘園	平成30.4.1	19
⑩	駅前保育所みっけのおうち	平成28.4.1	19
⑪	にっこり園	平成31.4.1	19
⑫	岐阜幼稚園小規模保育所	平成29.9.1	12
⑬	ほんごうけやき通り保育園	〃	18
⑭	いずみ中央スプリン保育園	平成30.4.1	19
⑮	こばとの森西保育園	〃	12
⑯	みのり夢保育園	〃	12
⑰	いづみ第２どんぐり保育園	平成31.4.1	19
⑱	みらいの森保育園	〃	19
⑲	ｻﾆｰｻｲﾄﾞｲﾝﾀｰﾅｼｮﾅﾙﾌﾟﾘｽｸｰﾙ	〃	19
⑳	こばとの森どんぐり保育園	〃	12
㉑	かぐや第三保育園	令和2.4.1	12
㉒	クルールン保育園	〃	19
㉓	ながらちいさな森	〃	12

エ　事業所内保育施設

区分	施設名	認定年月日	定員(人)
①	岐阜大学保育園 ほほえみ	平成29.4.1	95(21)
②	わらべ保育所	平成30.4.1	30(10)

（　）は地域枠

ウ　認定こども園

区分	施設名	認可（認定）年月日	定員(人)
①	黒野こども園	平成28.4.1	375
②	ながらこどもの森	〃	146
③	沖ノ橋認定こども園	〃	115
④	加納西認定こども園	〃	105
⑤	ひきえ子ども園	平成29.4.1	106
⑥	幼保連携型認定こども園 カトレヤこども園	〃	120
⑦	ハートンこまづめ 認定こども園	平成30.4.1	106
⑧	清流認定こども園	〃	119
⑨	梅林こども園	平成31.4.1	116
⑩	みさとこども園	〃	148
⑪	かぐや第二こども園	〃	183
⑫	大洞こども園	平成30.4.1 (認定)	139
⑬	認定こども園芽含幼稚園	平成27.4.1 (認定)	72
⑭	かぐや第一こども園	令和2.4.1	132

福祉施設一覧

児童福祉施設

名　　称	所　在　地	設置主体	経営主体	設置認可年月日	定　員
岐阜県総合医療センター	野一色4丁目6番1号	地方独立行政法人	地方独立行政法人	昭和56年10月１日	5
岐阜市民病院	鹿島町7丁目1番地	岐阜市	岐阜市	〃 45年４月１日	20
きーとす岐阜	※	社会福祉法人	社会福祉法人	平成19年７月１日	20
サンフラワー華陽	※	〃	〃	昭和25年７月１日	20
梅林児童館	田端町1番地11	岐阜市	〃	〃 49年７月１日	－
黒野児童館	古市場20番地1	〃	〃	〃 52年４月１日	－
東児童センター	大洞桜台1丁目33番地2	〃	〃	〃 56年４月１日	－
加納児童センター	加納高柳町1丁目1番地	〃	〃	〃 59年４月１日	－
西児童センター	鏡島南2丁目8番40号	〃	〃	〃 60年４月１日	－
日光児童センター	日光町9丁目1番地3	〃	〃	〃 61年４月１日	－
本郷児童センター	青柳町5丁目24番地1	〃	〃	〃 63年４月１日	－
長良児童センター	長良389番地2	〃	〃	平成元年４月１日	－
長森児童センター	野一色4丁目11番4号	〃	〃	〃 ２年４月１日	－
岩野田児童センター	粟野東1丁目95番地	〃	〃	〃 ３年７月１日	－
サンフレンドみわ・児童センター	門屋字野崎95番地	〃	〃	〃 ４年７月１日	－
サンフレンドうずら・児童センター	中鶉7丁目58番地	〃	〃	〃 ６年７月１日	－
柳津児童館	柳津町丸野1丁目34番地	〃	〃	昭和41年11月１日	－

※施設の運営上、所在地は省略

第4　健　　康

1　保健所、健康増進

2　衛　生　試　験　所

1　保健所、健康増進

（１）概　　要

本市は、昭和２３年いち早く保健所を設置し、中、南、北の３保健所体制で公衆衛生活動に取り組んできた。

平成９年４月の地域保健法の全面施行を機に、人口の少子高齢化、慢性疾患を中心とする疾病構造の変化や地域住民のニーズの多様化などに対応するため、従来の３保健所体制を１保健所３保健センターに組織改編を行った。保健所は、専門的かつ技術的な公衆衛生の拠点として、また保健センターは市民健康センターと改称し、市民に身近で直接的な保健サービスを提供する拠点として事業を実施している。加えて、住民の生活の場に密着した健康づくりと地域ネットワークづくりを進めるために、平成８年度から、順次ふれあい保健センター等を設け、現在、市内８か所のコミュニティセンター及び柳津もえぎの里のふれあい保健センター、中市民健康センターのふれあい保健係、計１０か所を拠点として、活動している。

平成１４年３月に市民一人ひとりの健康の向上をめざす市民参画による市民主体の健康づくりを推進する計画として「ぎふ市民健康基本計画」を策定し、平成１７年３月に中間評価を実施した。平成２３年３月には「第二次ぎふ市民健康基本計画」を、平成２８年３月には第二次計画の基本方針、基本目標を継承した「第三次ぎふ市民健康基本計画」を策定した。

平成２３年９月には、まちなかの健康づくり拠点として岐阜市柳ケ瀬健康ステーションを開設し、平成２３年１２月には、「健幸長寿社会を創造するスマートウエルネスシティ総合特区」の指定を受け、健康施策と思わず歩きたくなる環境整備といったまちづくり施策を一体的に進め、市民全体が暮らすうちに健康になり、また、生きがいを持って暮らせる健康（幸）都市スマートウエルネスぎふを実現する取り組みを推進してきた。また同時期にスマートウエルネスぎふ推進本部を設置した。

その取り組みの一環として、平成２４年８月に「岐阜市健幸づくりウォーキングマップわくわくウォーク」を作成し、地域でのウォーキング活動を推進し、平成２８年４月には、長良川ウエルネスエリアの健康づくり拠点として岐阜市長良川健康ステーションを開設した。

平成３０年１１月に自然を活用した健康づくりなどに取り組む自治体を表彰する「クアオルト健康ウオーキングアワード２０１８」の優秀賞を受賞し、令和元年度から自然の冷気や風、傾斜地形などを活用して安全で効果的に歩く「クアオルト健康ウオーキング」に取り組んでおり、自然豊かな金華山や百々ヶ峰を活用したウオーキングコース（クアの道）の整備や、指導者の養成等を行うなど、クアオルト施策を推進している。

（２）保健所及び中市民健康センター

所　在　地	都通２丁目１９番地
建築年月日	昭和５６年３月１４日
建　設　費	３７５，０００千円
敷地面積	２，２８４．７０㎡ （福祉健康センターを含む）
建物延面積	２，４６８．３０㎡
建　　物	鉄筋コンクリート造地下１階地上４階建
管轄区域	保健所…市内全域 中市民健康センター 金華・京町・明徳・徹明・梅林・白山・華陽・本郷・木之本・日野・島・早田・城西・則武・長森南・長森北・長森西・長森東・岩・芥見・芥見東・芥見南地区
区域内人口	中市民健康センター １５４，２６２人 （令和２年４月１日現在）

（３）南市民健康センター

所　在　地	茜部菱野１丁目７５番地２
建築年月日	平成５年２月２０日
建　設　費	１，１２２，３３７千円
敷地面積	２，４６６．３６㎡ （子ども・若者総合支援センター「岐阜南幼児支援教室」、社会福祉協議会南部センターを含む）
建物延面積	２，４３５．７３㎡
建　　物	鉄筋コンクリート造４階建
管轄区域	本荘・三里・加納東・加納西・茜部・鶉・市橋・鏡島・厚見・日置江・柳津地区
区域内人口	１２７，１８９人 （令和２年４月１日現在）

（４）北市民健康センター

所　在　地	長良東２丁目１４０番地
建築年月日	平成１２年３月２５日
建　設　費	１，１６１，８６５千円
敷地面積	３，４８１．４３㎡ （子ども・若者総合支援センター「長良幼児支援教室」、社会福祉協

議会北部センターを含む)

建物延面積　１，６３７．０９㎡

建　　物　鉄筋コンクリート造一部鉄骨造３階建

管 轄 区 域　長良・長良西・長良東・鷺山・常磐・木田・岩野田・岩野田北・黒野・方県・西郷・七郷・藍川・合渡・三輪南・三輪北・網代地区

区域内人口　１２６，６５８人（令和２年４月１日現在）

（５）業 務 内 容

ア　予防接種

感染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するために、委託医療機関で定期の予防接種を実施している。また、平成２４年からの風しんの大流行を受け、平成２５年７月１日から、先天性風しん症候群を防ぐ目的で、妊娠を予定・希望する女性等を対象に、風しんの抗体検査を実施し、さらに抗体値の低い人に対して、風しんワクチン接種費用を全額助成している。さらに、平成３１年４月から、昭和３７年４月２日～昭和５４年４月１日生まれの男性を対象に、風しん抗体検査を実施し、風しんの抗体価が基準値未満であった人に定期予防接種（風しん第５期）を実施している。

平成２６年１０月から、水痘、高齢者用肺炎球菌ワクチンの定期予防接種を開始した。

平成２８年１０月からＢ型肝炎ワクチンの定期予防接種を開始し、小児インフルエンザワクチンについても生後６か月から小学校就学時までの乳幼児を対象に、ワクチン接種費用を一部助成している。

定　期　予　防　接　種（令和元年度）　（単位：人）

区　分	四種混合（ジフテリア破傷風、百日せき、ポリオ）	三種混合（ジフテリア破傷風百日せき）	二種混合（ジフテリア破傷風）	急性灰白髄炎（ポリオ）	麻しん風しん混合	麻しん	風しん	日本脳炎	ＢＣＧ
接種者数	11,820	0	2,597	12	6,851	0	0	14,805	2,975

区　分	ヒブ	小児用肺炎球菌	ＨＰＶ（ヒトパピローマウィルス感染症）	水痘	インフルエンザ（高齢者）	高齢者用肺炎球菌	Ｂ型肝炎	計
接種者数	11,219	11,662	208	5,813	62,663	2,450	8,509	141,584

任意予防接種（令和元年度）　（単位：人）

区　分	風しん	高齢者用肺炎球菌	インフルエンザ（小児）	三種混合（ジフテリア破傷風百日せき）	麻しん風しん混合	急性灰白髄炎（ポリオ）
接種者数	150	76	22,428	3	1	1

イ　感染症予防

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に関する事務として結核予防対策やエイズ予防対策を行っている。

（ア）結核予防

４０歳以上を対象にエックス線撮影を実施している。

（令和元年度受診者数　７，８４４人）

また、平成２７年度から薬局の薬剤師による結核患者への服薬支援（薬局ＤＯＴＳ）事業を開始した。

薬局ＤＯＴＳ実施状況（令和元年度）

薬局数	実施人数（延数）
１２	１１９

（イ）エイズ予防

エ イ ズ 相 談 等（令和元年度）　（単位：件）

区　分	エイズ相談	エイズ抗体検査			ＨＣＶ 抗体検査(無料)	ＨＢｓ抗原検査(無料)	梅毒検査(無料)
		計	有料	無料			
件　数	27	290	0	290	94	94	269

ウ　精神・難病対策

（ア）精神保健福祉

精神保健福祉士・保健師等により、相談業務・家庭訪問を実施している。

こころの健康づくりを推進し、自殺対策の一環として「うつ」予防の普及・啓発や講演会において、ゲートキーパーの育成に取り組んでいる。

相談、訪問等件数（令和元年度）　（単位：人）

区分	相談(実人員)	訪問(実人員)	窓口(自立、手帳、福祉医療)
中	224	195	3,878
南	131	156	2,000
北	43	114	1,993

（イ）難病患者等支援

指定難病の医療費助成申請等の進達事務及び相談や家庭訪問を実施している。

また、専門の医師・保健師等による難病医療相談や講演会を行っている。

・特定医療費（指定難病）医療受給者数
　２，５７３人

エ　健康増進

（ア）健康診査

生活保護受給者（４０歳以上）で在宅生活中の者（生活習慣病で治療中の者を除く）を対象に、医療機関にて健康診査を実施している。

また、この健診受診者及び特定健診受診者のうち４０歳を対象に、肝炎ウイルス検査を実施している。

生活保護受給者健診実施状況（令和元年度）

対象者数（人）	受診者数（人）	率（%）
１，５１８	１３１	８．６

（イ）がん検診

がんの早期発見、早期治療のため、各種がん検診を実施している。

・肺がん（胸部Ｘ線撮影）、胃がん、乳がん検診は、公民館などで検診車による集団検診を実施している。
・肺がん（かくたん細胞診）検診は、５０歳以上の肺がん（胸部Ｘ線撮影）受診者のうち、喫煙指数（１日平均喫煙本数×喫煙年数）が６００以上で、たんが３日間連続で出る者を対象に実施している。
・子宮がん検診、大腸がん検診は、医療機関に委託し実施している。
・新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業として、２０歳の女性に節目子宮頸がん、４０歳の女性に節目乳がん検診の無料クーポン券及び検診手帳を交付し、受診率の向上に努めている。
・胃がん検診、乳がん検診は令和元年７月からインターネットを利用した予約サービスを開始し、受診率の向上に努めている。

が　ん　検　診（令和元年度）　（単位：人）

区　分		対象者	受診者数	要精密検査者数	結果別人員				
					異常認めず	がんであった者	がんの疑いのある者	がん以外の疾患であった者	未受診未把握
肺がん	胸部Ｘ線撮影	253,538	7,844	97	36	1	0	54	6
	かくたん細胞診	253,538	140	0	0	0	0	0	0
胃がん		253,538	3,341	274	52	6	0	172	44
乳がん		136,414	7,421	519	232	22	6	199	60
(再掲)節目乳がん		14,223	632	52	21	1	0	24	6
子宮がん		179,100	12,050	88	17	5	7	33	26
(再掲)節目子宮頸がん		10,992	275	6	1	0	0	3	2
大腸がん		253,538	12,715	983	251	73	2	444	213

令和２年５月末現在

（ウ）訪問指導事業

心身の状況やおかれている環境などから保健指導が必要であると思われる者及びその家族に対し、保健師、歯科衛生士などが家庭訪問を行い、心身機能の低下防止と健康の保持増進に努めている。

（エ）健康相談事業

月１回程度、一般市民を対象に地域の公民館などで血圧測定、個別相談やテーマごとのセミナーを行う出張健康相談を実施している。

そのほかに、健康診査やがん検診の実施結果に基づき、生活習慣病･がん予防、医療機関受診勧奨等の保健指導も随時行っている。

（オ）健康づくり推進事業

ふれあい保健センターを拠点に、住民や健康自主グループと保健師が協働で、健康づくり活動（閉じこもり予防、子育て支援など）やネットワークづくりを行っている。

平成３０年３月に策定した「第３次岐阜市食育推進計画」に基づき、健全な食生活を実践することができる人を育てるため、「今日からキッチンデビュー」事業等ライフステージに応じた食育を推進している。

まちなかの健康づくり拠点として、平成２３年９月に「柳ケ瀬健康ステーション」を、長良川ウエルネスエリアの健康づくり拠点として、平成２８年４月に「長良川健康ステーション」を開設し、健康づくりの啓発等を行っている。

健康ステーション利用状況（令和元年度）（単位：人）

区　　分	利用者数
柳ケ瀬健康ステーション	２８，００４
長良川健康ステーション	３２，０９７

また、毎年秋には、医師会、歯科医師会、薬剤師会、歯科衛生士会、臨床検査技師会、栄養士会、食生活改善推進協議会、作業療法士会、言語聴覚士会、理学療法士会、診療放射線技師会、歯科技工士会の健康に関する１２団体と市の共催で「ぎふ市民健康まつり」を開催し、多数の市民の参加を得ている。

（令和元年度参加者数：１６，９５４人）

「歩く」をキーワードに市民の健康づくりを推進するため、平成２４年８月に作成した「岐阜市健幸づくりウォーキングマップわくわくウォーク」を活用し、地域のウォーキング活動を推進するとともに、「長良川ツーデーウオーク」を開催した。

平成３０年１１月にクアオルト健康ウオーキングを活用したまちづくりビジョンを評価する「クアオルト健康ウオーキングアワード２０１８」の優秀賞に本市が選ばれた。令和元年度は、自然の冷気や風、傾斜地形を利用したウオーキングコース「クアの道」の整備とウオーキング指導者を養成し、ウオーキング方法などを体験してもらう紹介講座を開催した。

また、健康づくりのきっかけとするため、市民自らが実施する健康づくりなどに対して、ポイントを付与する「ぎふ健幸ポイント」を実施している。

オ　母子保健

（ア）健康診査

妊産婦や乳幼児等の状況を継続的に把握するとともに、妊産婦や保護者の相談に応じたり、関係機関と連絡調整するなどして、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を提供するため、平成３０年７月より市民健康センター（中・南・北）内に母子健康包括支援センターを設置した。

妊娠中の健康管理として、妊娠健康診査を委託医療機関にて実施しているほか、出産後の健康管理として令和２年４月１日から出産後８週以内の産婦を対象に委託医療機関にて産婦健康診査を実施している。

また、パパママ学級を開き、希望者には妊娠中の保健指導を行っている。

健診実施状況（令和元年度）（単位：人）

区　　分	受診者数
妊婦健康診査	延３４，４４４

（イ）産後ケア事業

出産後、体調や育児に不安のあるお母さんが安心して子育てができるよう、平成３０年７月から市が委託する医療機関で宿泊や日帰りにより、お母さんと赤ちゃんの心身のケアや育児サポートなどを行っている。

産後ケア事業利用状況（令和元年度）

区　　分	利用者数(人)
宿泊型	１０５
デイサービス型	２８

（ウ）新生児聴覚検査

新生児の聴覚障害の早期発見及び早期療育を図るため、令和２年４月１日から出生後２８日を経過しない乳児を対象に委託医療機関にて実施している。

（エ）４か月児健康診査

医師、保健師、栄養士などにより、疾病の予防、異常の早期発見のため実施し、育児、離乳

方法などについての保健指導を各市民健康センター等で行っている。

健診実施状況（令和元年度）

対象者数（人）	受診者数（人）	率（%）
２，８８４	２，８４１	９８．５

（オ）１０か月児健康診査

新生児期及び４か月児健康診査において認められなかった異常や視力・聴力障害などを少しでも早く発見するために、各市民健康センターで実施している。また歯科健診も行っている。

健診実施状況（令和元年度）

対象者数（人）	受診者数（人）	率（%）
３，０１１	２，９０３	９６．４

（カ）１歳６か月児健康診査・育児教室

幼児初期の身体発育、精神発達の遅滞等を早期に発見するため、委託医療機関において健康診査を、また、各市民健康センターにおいて歯科健康診査や発育状態、精神発達等についての相談や指導を行う育児教室を開催している。

健診実施状況（令和元年度）

区　分	育児教室	健康診査(委託)
対象者数（人）	３，０４８	３，０４８
受診者数（人）	２，８９９	２，７１５
率（%）	９５．１	８９．１

（キ）３歳児健康診査

医師、歯科医師、保健師、栄養士、歯科衛生士、心理判定員等により、発育状態、栄養の良否、疾病の有無のほかに尿、視聴覚、歯科及び精神発達等の検査、健康や育児についての相談、指導を各市民健康センター等で行っている。

健診実施状況（令和元年度）

対象者数（人）	受診者数（人）	率（%）
３，２１８	３，０６５	９５．２

（ク）５歳児健康診査

昭和６２年度から委託医療機関で実施しており、令和元年度には２，１７９人の受診があった。

カ　口腔保健推進

平成２４年４月１日に岐阜市口腔保健条例と岐阜市口腔保健支援センター条例を施行し、すべての市民が生涯を通して「食」を楽しむことができるよう、歯及び口腔の健康づくりに関する知識の普及、啓発に努めるなど、総合的な口腔保健施策を推進している。

また、「歯やお口に関する川柳」や「親と子のよい歯のコンクール」などにより、口腔の健康づくりに関する啓発を行っている。

（ア）妊婦歯科健康診査（令和元年度）

委託歯科医療機関で妊婦を対象に実施している。

対象者数（人）	受診者数（人）	率（%）
２，８０３	１，１５２	４１．１

（イ）産婦歯科健康診査

産後に悪化しやすいむし歯と歯周病を予防するため、令和２年４月から委託歯科医療機関で出産後１年未満の産婦を対象に実施している。

（ウ）乳幼児歯科健康診査（令和元年度）

区　分	受診者数（人）
１０か月児歯科健康診査	２，８９８
１歳６か月児歯科健康診査	２，８８５
３歳児歯科健康診査	３，０５９

（エ）節目歯科健康診査（令和元年度）

委託歯科医療機関で３０歳、３５歳、４０歳、４５歳、５０歳、５５歳、６０歳、６５歳、７０歳を対象に実施している。

区　分	受診者数（人）
３０歳節目歯科健康診査	４２７
３５歳節目歯科健康診査	４４５
４０歳節目歯科健康診査	６０２
４５歳節目歯科健康診査	５６６
５０歳節目歯科健康診査	７４５
５５歳節目歯科健康診査	５４７
６０歳節目歯科健康診査	６５１
６５歳節目歯科健康診査	５６９
７０歳節目歯科健康診査	９１５

キ　環境衛生

（ア）環境衛生監視指導

旅館、公衆浴場、理容所、美容所等の生活衛生関係営業施設の許認可・監視指導及び動物取扱業の登録・監視指導並びに特定建築物の届出・指導相談等を行うとともに、浴場の水質検査等、各種検査を実施して、市民の衛生的ですごしやすい生活環境の確保を図り、健康被害の防止に努めている。

業態推移・監視指導状況（令和元年度）

（単位：件）

区　分	新規許可又は届出受理数	廃業数	本年度末施設数	監視件数	備　考
環境衛生営業	１０２	１２４	２，８８５	６７３	興行場、旅館、公衆浴場、理容所、美容所、クリーニング所、コインランドリー、遊泳用プール、出張理容、出張美容
飲料水関係	４２	１３	３，６９６	６	専用水道、簡易専用水道、小規模受水槽水道、小規模専用水道
その他	２５	１４	７４４	８２	特定建築物、墓地、火葬場、納骨堂、温泉利用施設、化製場、死亡獣畜取扱場、畜舎・家きん舎、第一種動物取扱業、第二種動物取扱業、特定動物
合　計	１６９	１５１	７，３２５	７６１	

（イ）食品衛生監視指導

飲食に起因する危害の発生を防止するため、食品関係営業施設の監視指導と食品、食品添加物、器具、容器包装等の収去検査並びに不良食品等の苦情処理、食品関係営業の許可など飲食物等に関する業務を担当し、市民の食生活の安全を期している。

業態推移・監視指導状況（令和元年度）

（単位：件）

区　分	前年度末	新規・届出	継　続	廃　業	本年度末	監視件数
法許可営業	8,792	989	1,077	1,085	8,696	6,346
県条例許可営業	304	52	44	51	305	1,319
非許可営業	4,393	11	0	10	4,394	2,076
合　計	13,489	1,052	1,121	1,146	13,395	9,741

（ウ）動物愛護業務

狂犬病予防法に基づく犬の登録と予防接種や、動物の愛護及び管理に関する法律に基づく犬及び猫の引取りを実施している。また、愛犬のしつけ方教室、愛犬さがしの会、野犬及び放し飼い犬の捕獲、猫侵入防止装置の貸し出しを実施している。

「岐阜市市民と動物の共生社会の推進に関する条例」に基づき、市民と動物が共に幸せに暮らせるまちを目指し、動物愛護の普及啓発に努めている。

犬の登録・狂犬病予防注射済票交付件数（令和元年度）

犬の登録数（鑑札再交付含む）	１，３４５
狂犬病予防注射済票交付数（再交付含む）	１６，６４９

引取り・収容（捕獲含む）件数（令和元年度）

犬	成　犬	９５
	子　犬	０
猫	成　猫	８４
	子　猫	２９１

譲渡件数（令和元年度）

犬	成　犬	５６
	子　犬	０
猫	成　猫	１４
	子　猫	１０３

抑留犬取扱頭数（令和元年度）

捕獲数		返還数	所有権放棄数	処分数	抑留中の死亡数
おり	その他				
１	５２	３９	４２	０	１

・飼い主不明な猫不妊手術費補助金交付事業

飼い主不明な猫の増加による糞害問題等を改善するため、当該猫の出生数を抑制することを目的とし、市民が市内に生息する生後６か月以上の飼い主不明な猫に対し不妊手術を実施する場合に補助金の交付を行っている。

補助金交付状況（令和元年度）

項目	オス	メス
補助上限額（円）	４，０００	６，０００
件数（件）	５５	１０２

（エ）と畜・食鳥検査業務

県下の食肉流通の中心である食肉地方卸売市場において、市民に衛生的で安全な食肉を供給するため、生体検査、解体前検査、解体後検査及び精密検査を実施している。

また、平成４年４月、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律が施行されたことにより、市内１ヵ所の大規模食鳥処理場（年間３０万羽以上処理）に出向し、生体検査、脱羽後検査、内臓摘出後検査を実施している。

あわせて、市内８か所（うち４か所は休業中）の認定小規模食鳥処理場（年間３０万羽未満処理）の監視、指導を実施している。

検査件数（令和元年度）

と畜総数	牛	豚	馬	とく
25,262	3,933	21,327	0	2

食鳥総数	ブロイラー	成　鶏
1,227,976	0	1,227,976

（オ）生活衛生業務

宅地化されたあき地に雑草が繁茂し、衛生害虫の発生等により周辺の生活環境が著しく損なわれることを防ぐため、雑草の除去を指導している。また、空き家及びその敷地に、草木が繁茂、又は、害虫の発生等により周辺の生活環境の保全に支障が生ずることを防ぐため、草木等の適正な管理を指導している。

相談件数（令和元年度）（単位：件）

あき地	空き家等
２９３	１７８

ク　医務・薬務

医療法に基づく許認可及び医療監視、医師等医療従事者の資格関係取扱事務及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく許認可及び監視指導業務を実施している。また、毒物劇物取締法に基づく登録及び監視業務を実施している。

市内医療関係施設数（令和２年３月現在）

区　分	病院	診療所	歯科診療所	助産所	歯科技工所	衛生検査所	施術所
施設数	32	399	260	12	102	7	907

医療監視延件数（令和元年度）

区　分	病院	診療所	歯科診療所	助産所	歯科技工所	衛生検査所	施術所
施設数	70	49	49	0	1	3	1

検査延件数（法定検査）（令和元年度）

区　分	病院	診療所	歯科診療所	助産所
施設数	44	4	0	0

薬事関係監視数（令和元年度）　（単位：件）

区　分	薬局	医薬品販売業	医療機器販売業・貸与業		毒物劇物販売業			毒物劇物業務上取扱者
		店舗販売業	高度管理医療機器等	管理医療機器	一般	農業用品目	特定品目	
監視数	102	56	121	246	55	28	1	1
（施設数）※	285	142	494	1,459	202	28	9	5

※医療機器販売業・貸与業は兼業も含むため、許可・届出件数である。

各種免許（申請）取扱状況（令和元年度）　（単位：件）

区分	医師	歯科医師	診療放射線(X線)技師	臨床(衛生)検査技師	保健師助産師(准)看護師	理学(作業)療法士	視能訓練士	栄養士	受胎調節実地指導員	死体解剖資格
件数	82	12	14	30	808	83	11	29	1	1

（６）長良川温泉

長良川温泉は昭和３４年１２月、三田洞地区で簡易水道の水源確保のためのボーリング中に湧水したもので、県衛生研究所で分析した結果、鉄分が温泉法基準の２倍以上（鉱水１kg中に２３mg含有）あることが判明した。

以来、この泉源の有効利用を検討し、昭和４１年１２月県の許可を受けて土地掘さくを開始し、昭和４２年から２か年計画で、鉱泉を利用した「三田洞神仏温泉」をはじめ長良川畔の旅館街に供給するため、導水管８，７０３ｍを敷設し、昭和４３年１０月、通水を開始した。

令和元年度の給水施設は７施設である。

（７）救急医療

市民のための救急医療体制の確保として、休日急病センター、休日急病歯科センター、小児夜間急病センター、深夜帯小児救急一次医療体制、在宅当番医制、病院群輪番制等を実施するとともに、市内で行われるイベント等にＡＥＤの貸し出しを行っている。

ア　休日急病センター・休日急病歯科センター

（ア）概　　要

一次救急医療体制の整備を図るため、岐阜市青柳町で開設していた休日急病診療所の機能を市民病院へ移転し、平成２４年１０月２１日から診療を開始した。

（イ）診療体制

運営については、市民病院へ委託し、市医師会、市歯科医師会、市薬剤師会及び岐阜県歯科衛生士会の協力を得て実施している。

（ウ）診療時間

内科・小児科

午前９時～午後１時、午後２時～午後６時、午後７時～午後１１時

歯科

午前９時～午後１時、午後２時～午後６時

内科・小児科診療実績（令和元年度）　診療日数：７３日

区分	受診者数			年齢別患者数							市外患者	二次病院依頼	一日平均
	合計	15歳以下	16歳以上	0～10歳	11～20	21～30	31～40	41～50	51～60	61歳以上			
人数(人)	3,404	1,576	1,828	1,378	367	427	374	298	184	376	1,074	374	46.6
割合(%)	100.0	46.3	53.7	40.5	10.8	12.5	11.0	8.8	5.4	11.0	31.6	11.0	－

歯科診療実績（令和元年度）　診療日数：７５日

区分	受診者数	年齢別患者数							病類別													市外患者	一日平均
	合計	0～10歳	11～20	21～30	31～40	41～50	51～60	61歳以上	う蝕症	歯髄炎	歯根膜炎	歯周炎	歯肉炎	歯肉膿瘍	歯周膿瘍	智歯周囲炎	象牙質知覚過敏症	褥瘡性潰瘍	外傷	補綴物の処理	その他		
人数(人)	413	36	24	45	54	101	54	99	25	25	4	155	4	21	1	26	2	0	20	74	56	111	5.5
割合(%)	100.0	8.7	5.8	10.9	13.1	24.5	13.1	23.9	6.1	6.1	1.0	37.5	1.0	5.1	0.2	6.3	0.5	0	4.8	17.9	13.5	26.9	－

イ　小児夜間急病センター

平成１４年８月から平日、土曜日の準夜帯（午後７時３０分～午後１１時）における小児一次救急医療充実のため、小児夜間急病センターを市民病院内に開設した。運営は市民病院に委託し、診療については市医師会所属の小児科医等の協力を得て実施している。

令和元年度の診療日数は２９１日、患者総数は９５０人（１日平均３．３人）であった。また、病類別では、発熱患者が５２０人で５４．７％を占め、

次いで消化器症状患者が１９４人で２０．４％であった。

受　診　者　内　訳（令和元年度）　（単位：人）

年　齢　別	人　数
０　歳	１９９
１　歳	１６９
２　歳	９９
３　歳	８３
４　歳	７１
５　歳	６３
６～１０歳	１８１
１１～１５歳	８５
合　計	９５０

（単位：人）

病　類　別	人　数
発　熱	５２０
消化器症状	１９４
喘息（咳）	４８
発　疹	７７
けいれん	０
その他	１１１
合　計	９５０

2　衛生試験所

（１）概　要

昭和４７年４月に衛生試験所を開設し、保健所及びその他の行政機関並びに一般市民からの依頼により微生物学的検査及び理化学的検査を行っている。

なお、多種多様な試験検査に対応するため、最新の検査機器、分析機器等の整備に努める一方、職員の研鑽に努め試験検査の技術的、質的水準の向上を図っている。施設老朽化のため、平成２４年４月に青柳町５丁目２番地から現在の所在地（岐阜薬科大学三田洞キャンパス内）に移転した。

所　在　地　　三田洞東５丁目６番１号
建物延面積　　１，５５７．１１㎡
建　　物　　鉄筋コンクリート造３階建

（２）業務実績（令和元年度）　（単位：件）

項　目	細　菌	結核検査	ウイルス等
件　数	３７	３４３	３９１

項　目	感染症発生動向調査等	食中毒	臨床検査
件　数	１０８	１４３	２９０

項　目	食品検査	水質検査	廃棄物関係
件　数	８７５	１，１４１	１５

項　目	公害関係	家庭用品	その他	合　計
件　数	５３２	２３	０	3，898

第５　市　民　病　院

１　市　民　病　院

２　岐阜市立看護専門学校

1　市民病院

（1）沿　　革

岐阜市民病院は、昭和１６年１２月市内玉宮町にあった診療所を病院として現在地に新築移転した。

その後数回にわたって増築し、１１の診療科と病床数４７０床、建築面積１１，４９０㎡を有する総合病院として市民の利用にこたえてきたが、建物もせまく老朽化して施設の整備がのぞまれるところとなった。このため、災害予防と病院機能の発揮に利便を加える見地から全体の改築整備を計画し、鉄筋コンクリート造り４階建の病棟を昭和３６年度に第１期として３，０４３㎡の１７０床、第２期として昭和３８年度には３，１０３㎡の１６２床を建築した。

昭和４０年度の第３期と昭和４１年度の第４期の２カ年で、鉄筋コンクリート造り２階建（一部３階）診療管理棟を建築し、泌尿器科、麻酔科の増設とともに病床数を５３４床とした。

昭和４３年度には第５期として鉄筋コンクリート造り５階建（一部６階）精神神経科、整形外科、呼吸器科病棟５，３７８㎡及び県下にも有数の設備を備えた物療棟３２９㎡を建築した。これにより病床数は６２１床となった。昭和４４年４月には整形外科を増設した。

昭和４４年度には第６期として診療管理棟３階に準看護学院施設を増築し、昭和４７年４月には看護師の質的向上と看護師不足解消策の一助とするため、看護専門学校へ移行し、昭和４９年４月に準看護学院を廃止した。

昭和４９、５０年度には、鉄筋コンクリート造り３階建病棟２，５１４㎡を建築し、病床数は６６１床となった。また、昭和５２、５３年度には、自家発電機設備を含むエネルギー棟を建築した。昭和５６年３月には結核患者の減少に伴い、病床数を整理統合し６３９床に、同年６月からは脳神経外科を増設して、１５の診療科とし、昭和５７年２月に病床数を６５３床に増床した。

しかし、その後施設、設備の老朽化や、近年社会環境、生活環境の急激な変化に対応するため病院の全面改築の計画を決定し、昭和６０年度から改築工事に係る附帯工事に着手、昭和６２、６３年度を第１期工事として、看護専門学校、リハビリ棟を改築した。

続いて、平成元～３年度には第２期工事として、中央診療棟の改築と駐車場を整備し、さらに平成４、５年度で診療管理棟及び西病棟の改良工事と看護師寮を改築し、通算７年間にわたる事業を完了し、病床数７２１床となった。

平成８年４月には、結核病床、精神病床をそれぞれ５０床として、総病床数を６５９床とした。また、同年１０月には精神病床であった西病棟１階に、精神科デイケア施設を開設した。

平成１０年４月からは、短期人間ドックを廃止し、半日人間ドックを充実し、外来患者は全面的に薬を院外処方とした。

平成１１年１月からは、疾病構造の変化に伴う結核患者の減少に伴い、結核病床を５０床廃止して病床数を６０９床とした。平成１２年から救急関連、ドック関連の改修、ＭＲＩ棟の増設工事を実施した。

平成１４年４月からは、病診連携を図るため地域連携部を発足、同年８月からは、岐阜市の委託を受け、市医師会の協力により、小児夜間急病センターを開設、同年１０月には病院機能評価の認定を受け、同年１２月には東海地方初の脳死下臓器提供を行った。

平成１５年６月からは、総合内科を開設、また健康増進法施行により、全館禁煙とした。

平成１６年度からは、がん医療体制の充実を図るため呼吸器腫瘍内科部を新設し、平成１７年１月には地域がん拠点病院の指定を受けた。

平成１７年度から、開放型病床を実施するとともに、女性医師による女性専用外来を開設した。

また、老朽化した外来診療棟・西病棟の改築整備に着手し、平成１７年度は基本計画を策定、平成１８年度にはボーリング調査を行うとともに実施設計に入った。

平成１８年４月から、医療安全推進部を新設、１０月からセカンドオピニオン外来を開設した。

平成１９年２月には、県内で初めて地域医療支援病院として承認された。

また、平成１９年４月に地域がん診療連携拠点病院として、緩和医療の更なる充実を図るため、緩和医療科部を新設するとともに、８月から外来化学療法センターを開設した。

平成２０年４月からＤＰＣ（診断群分類別包括評価）の対象病院となった。

平成２２年２月からは、電子カルテシステムを稼動した。３月には女性医師・すべての医療従事者にやさしい病院として、公立病院で初めて「働きやすい病院」の認定を受けた。

平成２０年度に実施設計が完了した改築整備事業は、平成２１年２月から工事に着手し、平成２３年１２月に、西診療棟が完成し、第１期工事が完成した。続いて、立体駐車場整備等の第２期工事に着手し、平成２５年１２月に完成し、病院改築整備事業が完了した。

平成２６年４月には、強度変調放射線治療用高精度放射線治療装置（ＩＭＲＴ）を導入した。

平成２７年８月から中央診療棟７階を小児病棟化するとともに平成２８年２月には従来からある集中治療室（ＩＣＵ）に加えて、ハイケアユニット（高

度治療室（ＨＣＵ））を整備し、稼働した。

平成２８年１０月には、ＰＥＴ－ＣＴ装置を導入した。

また、平成２９年４月から岐阜県より認知症疾患医療センター（基幹型）の指定を受けた。平成２９年７月には、内視鏡下手術支援ロボットを導入した。

平成３１年３月には、３テスラのＭＲＩ装置を導入した。

平成３１年４月からは、安定経営のもと、地域に必要とされる医療を継続して提供し、医療環境の変化に迅速かつ確実に対応できる自立的かつ弾力的な病院運営を図ることを目的として、地方公営企業法の規定の全部を適用することとなった。

令和２年４月には、ハイケアユニット（高度治療室（ＨＣＵ））を増床した。

（２）施　　設

敷地面積　　２３，００９㎡

建物延面積　　５９，３６５㎡

玄　関　棟

鉄骨造３階建　　１，４３８㎡

北　診　療　棟

鉄筋コンクリート造３階建　　３，７２６㎡

中央診療棟

鉄骨鉄筋コンクリート造１０階建　２２，４６８㎡

西　診　療　棟

鉄骨一部鉄筋コンクリート造１１階建

２２，７０４㎡

ＩＭＲＴ棟

鉄筋コンクリート造１階建　　１６５㎡

駐　車　場　棟

鉄骨造２階建　　２，９５８㎡

エネルギー棟

鉄筋コンクリート造２階建　　１，２８６㎡

看護専門学校

鉄筋コンクリート造３階建　　１，８９０㎡

看　護　師　寮

鉄筋コンクリート造３階建　　９３４㎡

その他附属建物　　１，７９６㎡

（３）職　員　数（令和２年度）※休業者を除く

職種	医師	看護師	医療技術員														事務・技術		現業員			その他		合計
			薬剤師	放射線技師	臨床検査技師	歯科衛生士	精神保健福祉士	理学療法士	作業療法士	言語聴覚士	臨床工学技士	視能訓練士	臨床心理士	医療ソーシャルワーカー	栄養士	小計	事務・技術職員	診療情報管理士	ボイラー技師	看護助手	小計	看護専門学校 専任教員	託児所 保育士	
人数	145	535	33	29	29	2	1	22	8	4	15	2	3	6	5	159	33	11	1	4	5	9	1	898

（４）業 務 実 績

ア　科別利用者数（令和元年度）

区分		内科	外科	乳腺外科	脳神経外科	整形外科・リハビリ科	小児科	産婦人科	眼科	耳鼻いんこう科	皮膚科	泌尿器科
入院	延患者数	60,720	16,412	1,424	8,045	14,416	11,241	7,593	688	4,177	2,183	7,177
	一日平均患者数	165.9	44.8	3.9	22.0	39.4	30.7	20.7	1.9	11.4	6.0	19.6
外来	延患者数	108,192	13,687	7,578	7,938	48,268	15,066	13,004	7,220	10,910	16,884	14,086
	一日平均患者数	450.8	57.0	31.6	33.1	201.1	62.8	54.2	30.1	45.5	70.4	58.7

区分		呼吸器内科	呼吸器外科・心臓血管外科	歯科	放射線治療科・画像診断科	精神科	合計(休日含まず)	休日急病センター 内科	休日急病センター 小児科	休日急病歯科センター	合計(休日含む)
入院	延患者数	16,608	4,558	835	0	14,261	170,338	0	0	0	170,338
	一日平均患者数	45.4	12.5	2.3	0	39.0	465.5	0	0	0	466.7
外来	延患者数	18,480	4,166	9,750	6,736	22,734	324,699	2,006	1,368	409	328,482
	一日平均患者数	77.0	17.4	40.6	28.1	94.7	1,353.1	－	－	－	1,368.7

イ　病床利用率（令和元年度）

区　　別	一　般	精　神	合　計
一日平均入院患者数	426.4	39.0	465.4
病　　床　　数	559	50	609
利　　用　　率	76.3	78.0	76.4

※利用率は、延患者数と延病床数の数値から算定。

ウ　業務実績

項　　目			平成30年度	令和元年度
病　　床　　数			609	609
取扱患者数	入院	年　　間	171,705	170,338
		一日平均	469	465
	外来	年　　間	324,047	328,482
		診療日数	240	240
		一日平均	1,350	1,369
	計	年　　間	495,752	498,820
		一日平均	1,819	1,834

項　　目		平成30年度	令和元年度
病床利用率		77	76
入院外来患者比率		193	193
年度末職員数	医　　師	126	137
	看　護　師	475	500
	医療技術員	154	160
	事　務　員	42	42
	その他職員	18	15
	合　　計	815	854
患者1人当たり医業収益(円)		34,324	36,423
患者1人当たり医業費用(円)		38,089	39,161
患者1人1日当たりの診療収益(円)	入　院	67,022	69,853
	外　来	16,413	17,934

（5）財政状況

ア　収益的収入及び支出

（収　入）

区　　分	令和２年度予算額		令和元年度決算額		平成３０年度決算額	
	金　額（円）	構成比	金　額（円）	構成比	金　額（円）	構成比
病院事業収益	21,947,306,000	100.0	20,576,714,173	100.0	19,307,842,316	100.0
医業収益	19,536,327,000	89.0	18,168,733,233	88.3	17,121,355,077	88.7
医業外収益	2,208,097,000	10.1	2,208,292,784	10.7	2,020,718,469	10.5
看護師養成所収益	152,011,000	0.7	152,865,320	0.8	123,645,921	0.6
託児所収益	50,871,000	0.2	46,822,836	0.2	42,122,849	0.2

（支　出）

区　　分	令和２年度予算額		令和元年度決算額		平成３０年度決算額	
	金　額（円）	構成比	金　額（円）	構成比	金　額（円）	構成比
病院事業費用	22,174,549,000	100.0	20,704,768,160	100.0	20,037,215,791	100.0
医業費用	21,296,059,000	96.1	19,534,293,905	94.4	18,999,591,359	94.8
医業外費用	675,608,000	3.0	971,651,480	4.7	872,870,326	4.4
看護師養成所費用	152,011,000	0.7	151,634,087	0.7	122,524,553	0.6
託児所費用	50,871,000	0.2	47,188,688	0.2	42,229,553	0.2
特別損失	0	0.0	0	0.0	0	0.0

イ　資本的収入及び支出

（収　入）

区　　分	令和２年度予算額		令和元年度決算額		平成３０年度決算額	
	金　額（円）	構成比	金　額（円）	構成比	金　額（円）	構成比
資本的収入	1,935,541,000	100.0	2,547,549,306	100.0	1,886,090,053	100.0
企業債	772,300,000	39.9	1,438,600,000	56.5	681,800,000	36.1
補助金	1,163,241,000	60.1	1,108,949,306	43.5	1,204,290,053	63.9

（支　出）

区　　分	令和２年度予算額		令和元年度決算額		平成３０年度決算額	
	金　額（円）	構成比	金　額（円）	構成比	金　額（円）	構成比
資本的支出	2,967,031,000	100.0	3,381,544,581	100.0	2,868,863,492	100.0
建設改良費	793,000,000	26.7	1,347,295,080	39.8	654,003,864	22.8
企業債償還金	2,174,031,000	73.3	2,034,249,501	60.2	2,214,859,628	77.2

※予算額については消費税込み、決算額については消費税抜き。

（６）経 営 状 況

国の厳しい医療保険財政を背景に、保険制度の改正等、医療を取り巻く環境はますます厳しさを増す中にあって、市民の期待に応えうる、より高次な急性期型の医療を目指して、日々努力をしている。

令和元年度の事業収益については、総収益は２０，５７６，７１４，１７３円で、前年度と比し１，２６８，８７１，８５７円（６．６％）の増加となった。

これは、入院収益が４８２，２１０，３７７円（４．２％）、外来収益が５７２，４１６，２２０円（１０．８％）増加したことなどによるものである。

一方、事業費用については、総費用は２０，７０４，７６８，１６０円で、前年度と比し６６７，５５２，３６９円（３．３％）の増加となった。

これは、給与費が１７３，４００，６５７円（１．９％）、材料費が４０７，３３４，０４６円（８．０％）増加したことが主な要因である。

この結果、純損失が１２８，０５３，９８７円となった。

資本的収支については、収入額２，５４７，５４９，３０６円に対し、支出額３，５０９，２０８，７０５円となった。

収入内訳は、企業債1，４３８，６００，０００円、補助金１，１０８，９４９，３０６円である。

一方、支出内訳は、建設改良費１，４７４，９５９，２０４円、企業債償還金２，０３４，２４９，５０１円である。

建設改良費としては、建物費５８７，８１９，１００円をもって、岐阜市民病院重症患者管理病床整備第Ｉ期建築主体工事などを実施するとともに、器械及び備品費８８７，１４０，１０４円をもって、ＣＴ装置などの購入を行い、設備の充実を図った。

（７）電　算　化

昭和５１年に医療事務に電算機が導入されて以来、各部署での電算化が進み、昭和６１年には臨床検査システムを、平成５年には入院オーダ、平成６年に外来オーダを電算化し、病院事業の基幹である医療事務、オーダリングシステムを中心に、多岐にわたって業務の効率化に貢献している。

平成１２年５月より臨床検査、同年７月より注射・処方オーダを２４時間体制で運用を可能とする仕組み作りを行った。また、平成１７年３月には画像管理システム（ＰＡＣＳ）を導入し、放射線画像等の蓄積を開始した。

平成１８年１月には、オーダリングシステム、医事会計システム、臨床検査システム、健診システム等の病院情報システムのソフト・ハードの全面的な更新を行い、機能拡充を図った。

さらに、平成１８年９月から医療従事者間の情報共有を支援するために看護支援システムを導入、平成１９年２月には画像生理オーダを導入し、平成２０年２月より画像参照が可能となり、平成２０年７月よりレントゲン画像のフィルムレスを実現するなど、電子カルテの導入の環境整備が整ったことから、汎用（処置）オーダ、細菌検査オーダ、病理検査オーダ、リハビリオーダを稼働させ、平成２２年２月に電子カルテシステムが稼働した。また、部門システム（眼科電子カルテ、内視鏡超音波管理、生理画像管理、病理診断、細菌検査管理、手術管理）の稼働と電子カルテとの連携を実現した。

平成２９年１月に、電子カルテや複数の部門システムを一括で更新し、さらなる情報の共有化と業務の効率化を実現した。

（８）最新式医療機器の整備

近年、コンピュータを駆使した医療器械の研究開発は著しいものがあり、新しい機器が次々と登場し、これにより病気の早期診断、早期治療が可能となった。

市民病院では、最新の性能をもった医療器械の整備、充実に努め多様化する医療ニーズにこたえている。

名　　称	契約年月日	用　　途
血管造影検査装置	平26. 9.29	循環器検査に用い、患者の身体的負担を軽減し、安全で効率的な検査・治療を行うことができる装置。
生体情報 モニタリングシステム	平27. 7.28	ＩＣＵ等重症部門との間でモニタ両面にて、重症部門における他のベッドのバイタルを確認することができ、部門間でのベッド移動を可能にするシステムである。
ＰＥＴ－ＣＴ装置	平28. 3.14	ＰＥＴとは、放射能を含む薬剤を用いる核医学検査であり、ＰＥＴによる生体の機能画面とＣＴによる形態画像を重ね合わせた鮮明な画像を一度に撮影できる装置。

名　　称	契約年月日	用　　途
内視鏡下 手術支援ロボット	平29. 6.19	術者が３Ｄモニターを見ながら遠隔操作を行うと、その手の動きがコンピュータを通してロボットに忠実に伝わり、手術器具が連動して手術を行う装置。
ＳＰＥＣＴ－ＣＴ装置	平29. 7.24	臓器の機能や代謝をみるために、特定の臓器、組織に分布する性質を持った放射性薬剤を体内に注射し、体内の分布先から出てくる放射線をカメラで測定する装置。
ＭＲＩ装置	平30. 8.14	強い磁場の中に患者をおき、電磁波を照射すると発生する体内からの信号を検知し画像化する装置。
ＣＴ装置	令 1. 6.14	Ｘ線を利用して人体を輪切り状に撮影し、透過したＸ線をコンピューター処理し画像化する装置。

2　岐阜市立看護専門学校

（１）概　　要

昭和１６年、岐阜市民病院の看護婦充足のため看護婦養成がはじまり、昭和２６年保健婦助産婦看護婦法による乙種看護婦養成所を開設した。その後、法改正により乙種看護婦養成所は廃止となり、昭和２８年岐阜市民病院附属准看護婦養成所として開設されたが、医療の高度化及び社会の安定に伴い、看護職に対する社会の認識と要請が高まり、昭和４７年４月岐阜市民病院附属高等看護学院となった。昭和５０年４月岐阜市立高等看護学院と名称変更、続いて昭和５５年４月学校教育法第８２条の２に定める専修学校に移行し、岐阜市立看護専門学校と名称変更した。しかし、その後学校施設、設備の老朽化に加え社会的要請である看護教育の充実を図るため、昭和６２年１１月学校改築整備事業に着工し、平成元年３月完成、さらに看護師確保対策として平成元年４月定員を増員して３５人とし、社会に貢献できる看護師の育成及び質的向上に鋭意努力している。

（２）施　　設

鉄筋コンクリート造３階建（１，８９０㎡）

（３）修 業 年 限

３年

（４）定　　員

１０５人（1年３５人、2年３５人、3年３５人）

（５）指導体制等

学　校　長	１人	市民病院診療局長（中央部門）
副 学 校 長	１人	
専 任 教 員	８人	
実習補助職員	３人	
事　務　長	１人	市民病院病院政策課長
事　務　員	１人	
事務補助員	２人	
外 来 講 師	２７人	
院 内 講 師	５５人	

（６）入学状況及び国家試験合格率（過去５年分）

	平成２８年度	平成２９年度	平成３０年度	令和元年度	令和２年度
応　募　者　数	１５６人	１３４人	１０８人	９０人	１１１人
受　験　者　数	１５２人	１３１人	１０５人	８６人	１０７人
合　格　者　数	４１人	４８人	５３人	４８人	５０人
入　学　者　数	３３人	３４人	３５人	３５人	３５人
	平成２８年	平成２９年	平成３０年	令和元年度	令和２年度
国家試験合格率	９７％	１００％	１００％	１００％	１００％
合格／卒業者数	３２／３３	２９／２９	３６／３６	２７／２７	２９／３０

※令和元年度卒業者３０名のうち国家試験受験者は２９名であり受験者に対する合格率は１００％である。

建　　設

第1　まちづくり推進
第2　都　市　建　設
第3　基　盤　整　備
第4　上下水道事業

第1　まちづくり推進

1　住宅政策、定住推進

2　中心市街地の活性化

3　まちづくり景観

4　開発・建築指導

5　市営住宅

6　(一財)岐阜市にぎわいまち公社

1　住宅政策、定住推進

（１）住宅マスタープラン

便利で楽しいまちなか居住や、豊かな自然に包まれた田園居住等の魅力にひかれて岐阜市に集まり、良好なコミュニティを形成しながら、健康で生きがいのある暮らしを楽しむことができる「集住ライフ・岐阜」を住まいづくりの基本理念に掲げた新しい住宅マスタープランを、平成２３年３月に策定した。

（２）サービス付き高齢者向け住宅の登録

平成２３年１０月２０日の高齢者の居住の安定確保に関する法律の改正により、高齢者円滑入居賃貸住宅に代わり、高齢者単身・夫婦世帯が安心して居住できる賃貸住宅等として、サービス付き高齢者向け住宅の登録を実施している。

サービス付き高齢者向け住宅の登録実績

	件数	戸数
令和２年４月１日現在	３９	１３１３

（３）まちなか居住支援事業

中心市街地において人口流入の促進、人口流出の抑制を図り、居住人口が増加することでにぎわいを創出し、中心市街地活性化を実現するため、まちなかに居住しようとする世帯に対する助成事業を実施している。なお、平成３０年度からは子育て世帯に対して助成額を加算する制度変更を行った新築住宅取得助成事業を実施するとともに、利子補給事業及び家賃助成事業の新規受付を停止した。

また、令和２年度より申請窓口を委託し、土日祝日も受付を行うことで利便性の向上を図る。

・中心市街地新築住宅取得助成事業

中心市街地活性化基本計画区域内（約155ha）に、自らが居住する住宅を、金融機関の住宅ローンを利用して新築・取得する２人以上の世帯に対し、費用の一部（借入金の10％以内、市内転居の場合は上限４０万円、世帯に市外からの転入者が含まれる場合は上限６０万円（なお、子育て世帯である場合はそれぞれの額に２０万円加算））を助成する。

事業活用実績

事　業　名	令和元年度
中心市街地新築住宅取得助成事業	２４件
中心市街地個人住宅取得資金利子補給事業	２件(継続)

（４）空家等対策

平成２７年の「空家等対策の推進に関する特別措置法」の施行を受け、市内の空家等の実態調査を行い、平成２９年度に岐阜市空家等対策協議会を設置し、平成３０年５月に「岐阜市空家等対策計画」を策定した。その後、空き家総合窓口の開設、空き家相談会の開催等、計画に基づき各施策に取り組んでいる。

（５）定住推進

若者の人口減少に歯止めをかけるため、はじめて就職する若者に対するＵターン支援等を実施している。

また、まちなか居住支援事業と同様に、令和２年度より申請窓口を委託し、土日祝日も受付を行う。

・はじめての就職定住支援事業

本人の学業を理由に市外へ転出後、はじめての就職（卒業、退学後１年以内の転職も対象）を機に岐阜市へＵターンし定住した者に対し、５万円を支給する。また、岐阜市立地適正化計画に定める居住誘導区域外の本市の区域に居住する者が、本人のはじめての就職のため転居により居住誘導区域に定住する場合、３万円を支給する。

事業活用実績

事　業　名	令和元年度
はじめての就職定住支援事業	３４件

2　中心市街地の活性化

内閣総理大臣の認定を受けた、岐阜市中心市街地活性化基本計画に基づき、平成１９年５月から２期にわたり約１０年間、中心市街地活性化の取り組みを推進してきた。

引き続き、その推進を図るため、平成３０年３月に、３期目の岐阜市中心市街地活性化基本計画の認定を受け、同年４月から取り組みをスタートしている。

（１）計画概要

○計画期間・・・平成３０年４月から令和５年３月まで（５年）

○区　　域・・・岐阜駅から柳ケ瀬、岐阜大学跡地周辺に至る約１５５ヘクタール

（２）基本方針

・まちの魅力となるコンテンツの創出

柳ケ瀬を商業地として再生するには、柳ケ瀬で商いが成り立ち、自立して継続的な事業が運営できるエリアになることが重要である。そこで、まちの魅力となるコンテンツが創業等で継続的に創出され、持続できる環境づくりを進め、公民が連携して積極的に中心市街地へ誘導・集積を図っていく。

・まちの活力を支える居住者の確保

まちの活力として、中心市街地の日常の消費を

支え、地域コミュニティの維持に資する居住者を確保するため、民間投資を誘発し、居住者の受け皿となる住宅の継続的な供給に取り組む。

（３）中心市街地を実現するための目標及び事業等（全５３事業）

方　　針	目　　標	目標指標（基準値／目標値）	主要事業
まちの魅力となるコンテンツの創出	リノベーションを活用した新たな商業担い手の創出	創業数（柳ケ瀬） ２件（H24年度～H28年度） ↓ 21件（H30年度～R４年度）	○不動産のリノベーション及び貸し出し事業 ○サンデービルヂングマーケット ○空き店舗対策事業 など
	広域からも来訪したくなるような魅力の創出・発信による商業の振興	歩行者・自転車通行量 ［休日と平日の平均］ （中心市街地の21地点） 52,173人/日（H28年度） ↓ 53,600人/日（R４年度）	○ぎふ信長楽市推進事業 ○柳ケ瀬の広報戦略事業 ○不動産のリノベーション及び貸し出し事業（再掲） ○高島屋南地区整備事業（高島屋南地区公共施設整備事業）など
	都市機能誘導施設等の誘導、維持、利活用	都市機能誘導施設等 （公共施設）の年間利用者数 2,290,334人/年（H28年） ↓ 2,694,000人/年（R４年）	○高島屋南地区整備事業 （高島屋南地区第一種市街地再開発事業／高島屋南地区公共施設整備事業）（再掲） ○新庁舎建設事業など
まちの活力を支える居住者の確保	民間活用による居住空間の確保	居住人口の人口動態（中心市街地） △273人（H25年～H29年の累計） ↓ 100人 （H30年～R４年の累計）	○高島屋南地区整備事業 （高島屋南地区第一種市街地再開発事業）（再掲） ○岐阜駅東地区第一種市街地再開発事業 ○まちなか居住支援事業 ○「ぎふし子育て応援アプリ」運営事業など

3　まちづくり景観

（１）まちなか整備事業

ア　サイン整備

クルマや徒歩による移動の利便性・快適性を向上させて、市街地の回遊性と活性化を促進するために、都心部のサイン（案内板）の整備を行っている。

イ　街並み整備推進事業

地域住民がまちづくり協定を締結した玉宮通り地区において、平成５年度からよりよい市街地環境の整備に向けて実施し、１５件の補助対象事業が完了した。

（２）景 観 行 政

ア　景観行政の推進

岐阜らしい景観を守り、創り、育てるために様々な景観施策を推進している。

平成７年１２月２５日に「岐阜市都市景観条例」を制定し、平成９年１月１日から本格的に施行した。

平成１９年１０月１日には、岐阜市が目指す景観まちづくりの基本的な方向性を示した景観基本計画を決定した。

平成２１年９月３０日に現行条例を「岐阜市景観条例」に改正し、「自然」、「歴史」、「都市」を活かした景観まちづくりを進めている。

平成２１年１０月５日には、景観法に基づき、良好な景観形成のための方針や行為の制限等を定めた岐阜市景観計画を決定し、平成２２年１月１日から運用開始した。

さらに、景観計画重要区域（金華山・長良川区域）について、景観形成基準を追加した改正を行い、平成２４年１０月１日から運用している。

平成３１年４月１日からは、景観計画重要区域（中山道沿道区域）を追加し、運用を開始した。

イ　景観重要建造物等

景観法に基づき、良好な景観の形成に重要な価値のある建造物を「景観重要建造物」として指定している。

平成２３年度に１１棟、平成２５年度に７棟、平成２８年度に１棟、平成２９年度に１棟を指定した。

また、旧条例に基づく都市景観重要建築物９件と同様に、外観保全のための工事等について助成を行っている。

ウ　景観形成市民団体

市民主体による良好な景観の形成を推進することを目的として活動をしている「鵜飼屋景観まちづくり協議会」、「美殿町通り都市景観まちづくり推進協議会」、「川原町まちづくり会」、「伊奈波界隈まちつくり会」、「加納まちづくり会」、「井の口まちづくり会」の６団体を、景観条例に基づく景観形成市民団体として認定し、支援、育成を行っ

ている。

また、平成１５年度には「鵜飼屋地区景観協定」、平成１６年度には「川原町まちづくり協定」、平成１７年度には「伊奈波界隈まちつくり協定」が締結された。

エ　景観賞

昭和５６年に始まった都市美創出賞を発展的に解消し、平成９年度から新たに「岐阜市都市景観条例」に基づく表彰制度として都市景観賞を創設した。平成２２年度からは、条例改正に伴い、景観賞に名称を変更している。

この表彰制度は、金華山と長良川に代表される自然環境にはぐくまれた、岐阜らしい景観を創出する建築物などを表彰することにより、景観に対する市民意識の高揚を図るとともに、魅力ある景観まちづくりに寄与することを目的としている。

令和元年度は、９９件の推薦（応募）があり、景観賞２件、景観奨励賞５件の表彰を行った。

オ　景観アドバイザー制度

良好な景観の形成のために、建築意匠、デザイン、色彩、緑化の分野における専門家が景観アドバイザーとして、市民、事業者から建築物、工作物などを建設する際に、景観の相談を受け助言を行うとともに、建造物の新築等を行う際に、建築主、設計者に対して、助言指導を行っている。

（３）屋外広告物

良好な景観の形成と風致の維持、及び公衆に対する危害の防止を目的として、平成７年１２月２５日に「岐阜市屋外広告物条例」を制定した。また、地域特性を活かした広告物景観への誘導等を図るため、平成２１年９月３０日に条例の全面改正を行っている。

ア　屋外広告物

屋外広告物の表示・設置に伴う許可事務を行うとともに、良好な広告物景観への誘導等を図るための施策を推進している。

イ　屋外広告業

屋外広告業を営むために必要な登録事務、及び岐阜県の条例により登録を受けたものに関する特例制度（みなし登録）の届出事務を行っている。

ウ　簡易除却

道路上の電柱や街路樹等に掲出される違法な「はり紙、はり札、広告旗、立看板等」のパトロールを実施し、撤去指導や簡易除却を行っている。

エ　屋外広告物啓発協力員制度

市民との協働による違法広告物対策の推進と屋外広告物制度の周知啓発を図るため、自治会連合会ごとに「屋外広告物啓発協力員」を委嘱している。

オ　屋外広告物適正化旬間

屋外広告物制度に対する市民の意識高揚を図るため、９月１日から１０日までの「屋外広告物適正化旬間」に合わせ、市民、屋外広告業者、行政関係機関が合同で街頭啓発を実施している。

4　開発・建築指導

（１）開発許可等

都市計画法に基づく開発行為の指導、許可を行っている。

開発行為許可等申請件数（令和元年度）

区分	法２９条（開発許可）			法第３５条の２(変更許可)			法41条
	自己居住	自己業務	その他	自己居住	自己業務	その他	
件数	13	11	45	2	3	7	0

区分	法42条 用途変更	法43条 建築許可	法４５条 地位承継	法４７条 登録薄写	規則60条 適合証明	その他 証 明	合 計
件数	5	22	0	111	114	0	333

宅地造成等規制法に基づく造成工事の指導・許可を行っている。

・令和元度宅地造成等許可申請件数　０件

※平成８年４月１日の中核市移行により、岐阜市域内の開発行為等の許可権限が県から市に移譲された。

（２）建築許可等

建築基準法に基づく建築許可・認定を行っている。

建築許可・認定申請件数（令和元年度）

区分	法 43 条 接道許可	法 44 条 道路内許可	法 48 条 用途許可	法 55 条 高さ許可
件数	8	1	1	0

区分	法56条の２ 日 影 許 可	法 85 条 仮設許可	その他	認 定	合　計
件数	0	１３	0	0	２３

建築基準法第４２条第１項第５号の規定により道路の位置の指定を行っている。

・令和元年度道路の位置の指定申請件数　１８件

（３）土 地 利 用

国土利用計画法に基づく土地売買等の届出に関する審査、進達を行っている。

実　　績（令和元年度）

土地取引の届出及び勧告に関する事務	届　出　件　数	２４
遊休土地の利用促進に関する事務	遊休土地調査件数	0

（４）建 築 指 導

ア　建築基準法に基づく建築確認審査及び検査事務等

本市では、昭和４６年４月から特定行政庁として、建築基準法に基づく建築物の確認審査及び違反建築の是正等の業務を行っている。また、平成１２年６月には民間の指定確認検査機関が設立さ

れ、両機関において、「岐阜県建築行政マネジメント計画」に基づいた工事監理、中間検査、完了検査等を実施し、建築物の安全確保に努めている。

建築確認件数状況（令和元年度）
（岐阜市及び民間指定確認検査機関）

区　　分		確認件数（件）
確認申請	建 築 物	２，２４７
	昇 降 機	４６
	工 作 物	３８
	合　　計	２，３３１

イ　建築物等耐震診断・補強工事費補助事業

建築物の耐震化の促進を図るため、平成１４年度に「木造住宅耐震診断補助事業」（平成２１年度から無料化）、平成１７年度に「木造住宅耐震補強工事費補助事業」、平成１８年度に「建築物耐震診断事業」「分譲マンションに係る住宅耐震補強工事事業」「特定建築物耐震補強工事事業」、平成２４年度に「緊急輸送道路沿道建築物耐震補強工事事業」、平成２８年度に「要緊急安全確認大規模建築物耐震補強工事等事業」、平成２９年度に「特定建築物等耐震改修計画策定事業」及び、「要安全確認計画記載建築物耐震補強工事等事業」、平成３０年度に「特定天井耐震改修工事等事業」の補助金対象事業を創設するなど、事業の拡充を図っている。

・令和元年度木造住宅無料耐震診断事業実績
　６３件

補助金交付実績（令和元年度）

事業種別	補助率、上限額	実績件数
建築物耐震診断	2／3、(特定建築物以外) 100万円／件 (戸建住宅) 8.9万円／件	１件
特定建築物等耐震改修計画策定	4／9(耐震義務化建築物5／6)	１件
木造住宅耐震補強工事	(1.0補強) 101万1千円／件 (0.7補強) 84万円／件	15件
分譲マンションに係る住宅耐震補強工事	16.1%	０件
特定建築物耐震補強工事	23%	０件
緊急輸送道路沿道建築物耐震補強工事	2／3	０件
要緊急安全確認大規模建築物耐震補強工事	44.8%	０件

ウ　建設リサイクル法に基づく指導

建設リサイクル法が平成１４年５月に施行され、特定建設資材を用いた建築物等の解体工事又はその施行に特定建設資材を使用する新築工事等で一定規模以上のものについて、分別解体等を実施し再資源化することが義務づけられた。請負業者等から提出される建設リサイクルの届出に対して適切な助言及び指導を行い再資源化の推進を図っている。

・令和元年度建設リサイクル届出件数９４１件

エ　民間建築物吹付けアスベスト対策補助事業

平成２０年度から民間建設物の吹付けアスベスト対策補助事業を開始し、既存建築物の吹付けアスベストの飛散による市民の健康被害を予防し、生活環境の保全を図っている。

補助金交付実績（令和元年度）

事業種別	補助率、上限額	実績件数
分析調査	10/10、９万円／件	６件
除去等工事	2/3、200万円／件	０件

オ　長期優良住宅の認定

長期優良住宅の普及の促進に関する法律が、平成２１年６月４日に施行され、同法に基づく技術的審査及び認定を行い、優良な住宅の普及促進に努めている。

・令和元年度長期優良住宅認定件数　６３２件

カ　低炭素建築物の認定

都市の低炭素化の促進に関する法律が、平成２４年１２月４日に施行され、同法に基づく技術的審査及び認定を行い、低炭素な建築物の普及促進に努めている。

・令和元年度低炭素建築物認定件数　９９件

キ　建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（建築物省エネ法）に基づく省エネ適合性判定及び届出の審査

平成２９年４月１日より建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づき、床面積の合計が２，０００㎡以上の非住宅建築物に省エネ適合性判定、床面積の合計が３００㎡以上（床面積の合計が２，０００㎡以上の非住宅建築物は除く）の建築物に届出が義務化された。省エネ適合性判定及び届出に対し、適切な指導を行い建築物の省エネルギー化の推進を図っている。

・令和元年度省エネ適合性判定件数　０件
・令和元年度エネルギー消費性能向上計画認定　１件
・令和元年度省エネ届出件数　１４３件

ク　岐阜県福祉のまちづくり条例届出書の審査

岐阜県福祉のまちづくり条例が平成１０年４月１日に施行され、特定公共的施設を新築等する場合には届出が義務づけられた。高齢者、障がい者等が安全かつ快適に利用できるよう、整備基準に基づき必要な助言及び指導を行っている。

・令和元度岐阜県福祉のまちづくり条例届出書受付件数　４２件

ケ　耐震シェルター等設置事業

地震時に迅速な自力避難が困難な高齢者等の生命の安全を確保するため、耐震シェルターまたは防災ベッドに対する補助事業を平成２６年度に創設し普及促進に努めている。

補助金交付実績（令和元年度）

補助率、上限額	実績件数
9/10、27万円／件	1件

コ　ブロック塀等撤去費補助事業

地震時にブロック塀等の倒壊による被害や、避難時の通行の妨げとなることを防止するため、平成３０年７月１日にブロック塀等の撤去に対する補助事業を創設し、安全の確保を図っている。

補助金交付実績（令和元年度）

補助率、上限額	実績件数
１/２、30万円／件 ４/５、50万円／件	223件

5　市営住宅

（１）概　　要

市営住宅は、住宅に困窮する低額所得者に対し低廉な家賃で賃貸することを目的とした住宅で、現在、市内に約３，６００戸を供給している。

近年の市営住宅では、人口減少、高齢化、環境問題をはじめとする社会情勢の変化、住宅確保要配慮者（高齢者、障がい者、子育て世帯など）の増加、建物の老朽化などの状況変化が生じており、これらに適切に対応した住宅供給に努めている。

具体的な取り組みとして、入居者の安全を確保するための耐震改修工事が完了し、高齢社会に対応したバリアフリー化、建物をできるだけ長く使えるようにするための長寿命化対策等を実施している。

ア　市営住宅管理戸数　（令和２年４月１日現在）

区分		木造	簡（準）耐		耐火			合計
			平家	２階建	２階建	中層	高層	
公営住宅		5	42	397	36	2,055	932	3,467
準公営住宅		－	－	－	－	－	9	9
改良住宅		－	－	－	－	40	12	52
特公賃		－	－	－	－	－	6	6
特別市営	住宅	1	－	－	－	1	2	4
	店舗	－	－	－	－	－	2	2
	建替推進住宅	－	－	－	－	－	36	36
合計		6	42	397	36	2,096	999	3,576

イ　市営住宅の申込者数及び入居者数（令和元年度）

（ア）一般世帯住宅

団地名	申込受付件数	募集戸数	入居戸数	倍率
岩田坂団地	0	8	0	0.00
岩田坂団地(中耐3階建)	1	3	1	0.33
岩戸団地	0	4	0	0.00
ハイツ桜木	20	3	3	6.67
三里北団地	2	3	2	0.67
黒野コーポ	4	35	2	0.11
梅林団地	0	7	0	0.00
ハイツ宇佐	20	28	14	0.71
茜荘	25	4	4	6.25
正木コーポ	21	2	2	10.50
ハイツ島	13	4	4	3.25
折立団地	2	4	2	0.50
ハイツ早田	1	5	1	0.20
本郷ハイツ	8	1	1	8.00
青柳コーポ	1	3	1	0.33
ハイツ長森	48	3	3	16.00
小計	166	117	40	1.42

（イ）特定目的住宅

団地名	申込受付件数	募集戸数	入居戸数	倍率
岩田坂団地（子育て世帯）	0	4	0	0.00
岩戸団地（子育て世帯）	0	1	0	0.00
ハイツ桜木（単身世帯）	19	1	1	19.00
ハイツ桜木（車いす）	2	1	1	2.00
ハイツ桜木（多家族世帯）	0	4	0	0.00
ハイツ桜木（子育て世帯）	1	1	1	1.00
三里北団地（子育て世帯）	0	1	0	0.00
黒野コーポ（子育て世帯）	0	8	0	0.00
梅林団地（子育て世帯）	0	4	0	0.00
ハイツ宇佐（子育て世帯）	4	8	3	0.50
北一色団地（母子世帯）	4	16	3	0.25
ハイツ島（子育て世帯）	6	3	3	2.00
折立団地（子育て世帯）	0	1	0	0.00
ハイツ早田（子育て世帯）	0	3	0	0.00
ふれあいハウス白山（特定単身）	15	1	1	15.00
青柳コーポ（老人世帯）	5	1	1	5.00
ハイツ長森（単身世帯）	54	2	2	27.00
ハイツ長森（多家族世帯）	1	4	1	0.25
小計	111	64	17	1.73
合計	277	181	57	1.53

ウ　年度別住宅使用料収入

年度	区　分	調定額(円)	収納額(円)	収納率
平成29	現年度	557,831,149	552,739,949	99.1
	過年度	77,068,225	7,124,400	9.2
	合　計	634,899,374	559,864,349	88.2
平成30	現年度	539,716,400	533,455,900	98.8
	過年度	61,914,972	5,784,400	9.3
	合　計	601,631,372	539,240,300	89.6
令和元	現年度	527,249,300	519,801,000	98.6
	過年度	59,878,972	5,678,500	9.5
	合　計	587,128,272	525,479,500	89.5

6　（一財）岐阜市にぎわいまち公社

（１）概　　要

ア　所 在 地　　岐阜市柳ケ瀬一丁目１２番地

イ　沿　　革

設立年月日　　昭和４３年４月１日
財団法人岐阜市開発公社

名称変更　　平成７年４月１日
財団法人岐阜市都市整備公社

〃　　平成１５年４月１日
財団法人岐阜市にぎわいまち公社

〃　　平成２４年４月１日
一般財団法人　岐阜市にぎわいまち公社

その他事項　　平成１８年８月１１日　岐阜市より中心市街地整備推進機構の指定を受ける。
平成２２年５月１９日　岐阜市より景観整備機構の指定を受ける。

ウ　基本財産　　２，０００千円

エ　目　　的

岐阜市における都市整備事業を効率化ならしめるための事業及び地球環境の保全のための事業を実施することにより、豊かな個性あるまちづくりの実現及び市政の発展と市民の福祉の増進に寄与することを目的としている。

（２）事 業 内 容

ア　まちづくり活動支援事業

地域住民の主体的なまちづくり活動の推進を図るため、活動の支援・育成を主な目的として以下の業務を行う。

（ア）景観まちづくり活動支援業務

まちなかの再生や個性ある魅力的なまちなみの形成を目指し、また、景観整備機構として岐阜市景観基本計画に基づき各種の事業を行う。

①　景観まちづくり活動の支援に関すること

岐阜市景観形成市民団体などの活動支援やアドバイザー派遣、景観まちづくり活動を啓発するための事業の開催等を行う。

②　ぎふ景観まちづくりファンドに関すること

民間の歴史的景観形成事業に対する経費の一部助成、景観形成に対する意識啓発等により、岐阜ならではの個性豊かな美しいまちなみを保存する。

③　景観まちづくりに関すること

市が行う景観まちづくりに関する施策等の支援を行うとともに、景観まちづくりに関する他都市事例等の調査研究等を行う。

（イ）まちなか歩き回廊推進業務

「岐阜市まちなか歩き構想」に基づき、歴史ある岐阜の魅力と心の豊かさが感じられる「まちなか歩き回廊」、「スマートウエルネスぎふ」の実現に向け、「歴史・文化等の資源による回遊性の向上を目的としたイベント」を実施する。

（ウ）岐阜公園総合案内所運営業務

岐阜市民や岐阜市を訪れた人が、岐阜の歴史や文化等を感じながら「まちなか歩き」を楽しめるよう、専門的な知識を有する職員による案内やイベントを行う。

イ　中心市街地活性化事業

中心市街地の活性化と都市機能の増進を図るため、『中心市街地整備推進機構』として、３期目の「岐阜市中心市街地活性化基本計画」に基づく各種事業を行う。

（ア）中心市街地活性化推進業務

①　遊休不動産の利活用促進事業

新規出店やまちなか居住の受け皿となる空間の創出を図るため、候補物件の掘り起こし、事業化への技術的支援を行う。

②　中心市街地活性化支援事業

まちの魅力となるコンテンツの創出に向け、取り組みを行っている中心市街地の地域コミュニティやまちづくり団体等に対し、エリアマネジメントの視点を取り入れながら意見調整や技術的支援を行うとともに、各種活動状況を記録しその情報発信を行う。

③　定住支援事業

中心市街地をはじめとする市内への居住を促進するため、平日に加え、土日祝日の受付窓口を利便性の高い柳ケ瀬エリアに設けるこ

とで事業を促進する。具体的には、「岐阜市中心市街地新築住宅取得助成事業」等の制度の案内や申請書類の受付などの窓口業務を行う。

（イ）リノベーションまちづくり業務

全国的にも遊休不動産利活用の促進策として実績を上げている実践的な短期集中カリキュラムである「リノベーションスクール」を柳ケ瀬エリアで開催する。

空き物件等の建物所有者に質の高い物件活用案を提案する機会の創出と活用案の事業化を目指す。

加えて、前年度の物件活用案の事業計画等のフォロー及びまちなか活性化の方向性を専門家・民間プレイヤーを交えて検討する。

（ウ）まちなかパブリックスペース活用業務

金公園北側部分の公共空間を活用し、簡易小屋及び簡易ブースを１か月程度設置し、心地よく滞留できる公共空間を可視化するとともに担い手の育成を図る。また、その様子を動画で撮影し、中心市街地の魅力をアピールする。

（エ）中心市街地まちづくり活動事業

①　まちなか活性化活動拠点運営事業

柳ケ瀬エリア内のロイヤル劇場ビルの一部を借上げ、各種団体の活動発表や展示、ワークショップ会場等の活用の場として「レンタルスペース」の運営を行う。

加えて、一部空間を用いて柳ケ瀬エリア内に不足している授乳室やおむつ交換スペース、休憩スペース等の公益機能を提供するとともに、中心市街地活性化に関する取り組みの情報提供、相談対応等を行う窓口を開設する。

こうした運営を行うにあたり、ビルの一部を改装する。

②　中心市街地情報発信拠点事業（柳ケ瀬あい愛ステーションの閉館）

ロイヤル劇場ビルへの一部機能移転に伴い、平成２０年に空き店舗を活用して整備したまちなか情報交流拠点「柳ケ瀬あい愛ステーション」を閉館する。

（オ）レンタサイクル管理業務

スローライフのまちづくりの理念の下、「観光の促進」、「市民の健康増進」、「まちのにぎわい」を目指した岐阜市レンタサイクルの管理を行う。

ウ　駐車場指定管理事業等

岐阜市自動車駐車場指定管理者として下記駐車場の管理を行う。

駐車場名	収容台数
岐阜市駅西駐車場	６２３台
岐阜シティ・タワー４３地下駐車場	５６台
岐阜市金公園地下駐車場	１４５台

指定期間：令和４年３月３１日まで

岐阜市駅西駐車場及び岐阜シティ・タワー４３地下駐車場・岐阜市金公園地下駐車場の指定管理者として、公社の「運営管理の基本方針」に基づき、『利便性があり、安全・安心で、防災に強い駐車場』を目指し、公平・公正なサービスを提供する。

また、岐阜駅北口の団体バス乗降場の緊急故障等に適切な対応を行う。

第2　都　市　建　設

1　都　市　計　画

2　都　市　整　備

3　総合交通戦略

4　市街地再開発

5　鉄道高架対策

6　岐阜駅周辺整備事業

7　公　園

8　歴史まちづくり

9　区　画　整　理

10　(一財)岐阜市みどりのまち推進財団

1　都市計画

（１）概　　要

本市は大正１２年７月都市計画法の適用を受け、以来近代的意味での都市計画を推進してきたが、特に戦前における土地区画整理事業、上下水道の整備、戦後の岐阜特別都市計画事業は極めて意義が大きく、本市の現在の骨格となっている。

これらの歴史的経過を踏まえ、昭和４０年以降の新しい展望に沿った都市計画は、将来の岐阜市建設の礎となるものであり、昭和４６年３月の区域区分の決定、平成４年の都市計画法の改正により平成８年５月に新用途地域を決定した。また、平成１３年５月に都市計画の基本的な方針を定めた「岐阜市都市計画マスタープラン」を公表し、その後、平成２０年１２月に見直しを行っている。

（２）岐阜都市計画区域

岐阜都市計画区域は本市及び周辺１市３町をもって構成されている。（岐阜市、岐南町、笠松町、北方町の全域と瑞穂市の一部。）

（平成２８年５月２６日修正）

名　称	岐阜都市計画区域
区域面積	24,665ha（うち岐阜市分20,360ha）

（３）市街化区域と市街化調整区域

（平成２８年５月２６日修正）

市街化区域	８，０２７ha
市街化調整区域	１２，３３３ha

（４）地域地区

都市におけるいろいろな用途や形態の建設等の混在による騒音、悪臭、日照障害など、生活環境の悪化や都市機能の混乱を防ぐための地域、区域を次のとおり定めている。

ア　用途地域　（令和２年３月３１日変更）

第一種低層住居専用地域	８３５ha
第二種低層住居専用地域	９ha
第一種中高層住居専用地域	６３０ha
第二種中高層住居専用地域	１，１９６ha
第一種住居地域	２，０５５ha
第二種住居地域	８６０ha
準住居地域	２２６ha
近隣商業地域	２６３ha
商業地域	６５２ha
準工業地域	１，２１３ha
工業地域	８８ha

イ　特別用途地区　（平成１９年１１月３０日変更）

特別工業地区	３７２．９ha
観光地区	４１．８ha
大規模集客施設立地規制地区	１，２１３ha

ウ　防火・準防火地域　（平成２１年３月１８日変更）

防火地域	７１．０ha
準防火地域	３，２４２．１ha

エ　風致地区　（平成２１年３月３０日変更）

風致地区	２，１６３．７ha

オ　駐車場整備地区　（平成１２年４月１日変更）

駐車場整備地区	３６３ha

カ　高度利用地区　（平成２６年６月１６日変更）

高度利用地区	４．２ha

キ　都市再生特別地区（平成１６年１０月２２日決定）

都市再生特別地区	０．５９ha

ク　地区計画区域　（平成３０年４月１日変更）

地区計画区域	1,328.4ha(36地区)

ケ　高度地区　（平成１８年８月３１日変更）

高度地区	１３．２ha

コ　流通業務地区　（昭和４９年５月１０日決定）

流通業務地区	４７．２ha

（５）都市計画施設

ア　都市計画道路

大正１５年５月、本市最初の都市計画道路となる２７路線を計画決定した後、昭和２１年６月には、戦災復興計画を機に都市計画を見直し、４６路線とした。

その後、市街地の拡大とともに数次にわたり変更を行った。特に昭和４２年８月には、都市計画を全面的に見直し、環状軸や東西、南北放射軸など現在の本市の都市構造軸を構成する道路６５路線に変更した。

その後のさらなる市街化区域の拡大等に伴い、昭和６０年１０月に北西部道路網、平成６年４月には北東部道路網を追加しながら整備を進めてきた。

さらに平成８年１０月には、東海環状自動車道とその関連道路の追加、平成１８年１月には旧柳津町との合併を経て、１２５路線となった。

平成１８年３月に社会情勢の変化に対応した道路網の再構築を進めるため、「第１次都市計画道路見直し方針」を策定し、平成２４年３月までに１１路線の計画変更・廃止を行い、１２２路線となった。

引き続き、平成２８年３月に策定した「第２次都市計画道路見直し方針」に基づき、見直しを進め、令和２年３月には、都市計画道路見直しに関連する路線の計画変更・廃止を行うとともに、名鉄名古屋本線鉄道高架化事業に関する路線の追加・変更により、１３４路線となった。

都市計画道路規模別整備状況（岐阜市分）　（令和２年４月１日現在）

区　　分	規　　模（幅　員）	本　　数	計画延長（m）	改良済（m）	未改良（m）
自動車専用道路	３（22m以上30m未満）	1	12,630	0	12,630
	小　　計	1	12,630	0	12,630
幹線街路	２（30m以上40m未満）	7	28,240	17,820	10,420
	３（22m以上30m未満）	23	88,430	67,470	20,960
	４（16m以上22m未満）	24	66,740	36,430	30,310
	５（12m以上16m未満）	43	83,450	47,580	35,870
	６（８m以上12m未満）	11	30,310	21,470	8,840
	小　　計	108	297,170	190,770	106,400
区画街路	４（16m以上22m未満）	3	530	530	0
	５（12m以上16m未満）	3	1,230	1,230	0
	６（８m以上12m未満）	9	3,330	1,700	1,630
	７（８m未満）	7	2,560	2,000	560
	小　　計	22	7,650	5,460	2,190
特殊街路	７（８m未満）	3	170	0	170
	小　　計	3	170	0	170
合　　計		134	317,620	196,230	121,390

イ　都市計画施設　（令和２年４月１日現在）

名　　称	計画決定			供用		備　　考
	年月日	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	
都市計画公園		192	373.3	190	285.42	
都市計画運動場（岐阜メモリアルセンター）	H３.10.22 変更	1	23.0	1	23.2	
都市計画墓園（大洞光輪公園）	S55.４.４ 変更	1	23.7	1	18.5	
都市計画緑地	H16.３.16 変更	6	51.29	6	30.10	長良川公園、日野堂後公園、堀田緑地、清水緑地、橋本緑地、境川緑道公園
都市計画駐車場（第１号岐阜金公園地下駐車場）	S61.７.28 変更	1	0.93	1	0.67	地下１階自走式 台数　計画218 供用145
都市計画駐車場（第２号岐阜金町地下駐車場）	S61.７.28 変更	1	1.31	－	－	県道岐阜停車場線、岐阜羽島線の道路下 台数　計画　385 供用　－
都市計画卸売市場（岐阜市中央卸売市場）	S44.３.31 変更	1	11.1	1	11.1	
都市計画下水道						
公共下水道	H26.６.16 変更	13	9,150	13	8,004	
中部処理区	〃	1	625	1	625	
北部処理区	〃	1	1,621	1	1,596	
南部処理区	〃	1	2,336	1	2,319	
北西部処理区	〃	1	1,752	1	1,253	
東部第１処理分区	〃	1	923	1	786	
東部第２処理分区	〃	1	185	1	184	
芥見処理分区	〃	1	543	1	416	
日置江処理分区	〃	1	160	1	124	
北東部処理分区	〃	1	560	1	308	
柳津東処理分区	〃	1	103	1	95	
柳津西処理分区	〃	1	117	1	116	

名　　称	計画決定			供用		備　　考
	年月日	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	
佐波処理分区	H26. 6.16 変更	1	134	1	105	
高桑処理分区	〃	1	92	1	77	
都市計画汚物処理場 (岐阜市寺田プラント)	H23. 1.14 変更	1	1.30	1	1.30	処理能力　160kℓ/日
都市計画と畜場 (岐阜市食肉地方卸売市場)	S50. 3.26	1	2.20	1	2.19	大動物　75頭/日 小動物　600頭/日
都市計画ごみ焼却場 (掛洞ごみ焼却場)	S50.11.21	1	4.20	1	4.20	ごみ焼却炉 150ｔ/日×１炉
都市計画ごみ焼却場 (岐阜市東部クリーンセンター)	H３. 7.20	1	7.54	1	7.54	ごみ焼却炉 150ｔ/日×３炉
都市計画ごみ焼却場 (岐阜羽島衛生施設組合ごみ焼却場)	H３.12.26	1	0.62	1	0.62	ごみ焼却炉 60ｔ/日×３炉
都市計画ごみ処理場(一般廃棄物処理施設) (岐阜市リサイクルセンター)	H30. 1. 5	1	1.61	－	－	
都市計画火葬場 (岐阜市斎苑)	H３. 1. 7 変更	1	1.47	1	1.47	人体炉　15基 汚物・動物炉　２基
岐阜流通業務団地	H17. 9.13 変更	1	32.8	1	32.8	

ウ　公営駐車場　　(令和２年４月１日現在)

名　　称		岐阜市駅西駐車場	岐阜市金公園地下駐車場	岐阜シティ・タワー43地下駐車場
設置場所		岐阜市橋本町２丁目16番地	岐阜市金町５丁目７番地	岐阜市橋本町２丁目52番地
開設年月日		平成１１年１１月１日	昭和４４年１１月１日	平成１９年１０月１日
駐車場の規模及び利用状況(令和元年度)	収容台数	６２３台	１４５台	５６台
	一日平均駐車台数	５４２台	２１５台	１０４台
	一日平均収入	４３２，８１２円	９８，９１６円	５９，６６５円
用地の形態		岐阜市道路敷	岐阜市公園敷地・国有地	岐阜シティ・タワー43の持分割合による駐車場持分
敷地面積		7,０４３．１４㎡	6,６７６．００㎡	２，７９８．３３㎡
建築延面積		２１,０８１．９６㎡	6,７４７．７１㎡	２，７９８．３３㎡
構造		地下１階　地上６階	地下１階	地下１階
営業時間(入・出庫時間)		午前零時～午後12時	午前７時～午後11時	午前零時～午後12時
駐車場形式		自走機械併用式駐車場	自走式駐車場	自走式駐車場
駐車料金		・普通駐車料金 ４時間まで150円/30分 ４時間を越え24時間まで1,200円 ・回数駐車券 150円券　22片　3,140円 150円券　100片　12,570円 150円券　200片　23,570円 150円券　2,000片　220,000円 300円券　11片　3,140円 300円券　50片　12,570円 300円券　100片　23,570円 300円券　1,000片　220,000円 300円券　10,000片　1,885,710円 1,200円券　13片　12,570円 ・定期駐車券 平日定期　１ヶ月　17,800円 全日定期　１ヶ月　22,000円	・普通駐車料金 １時間30分まで150円/30分 １時間30分を越え３時間まで600円 ３時間を超え16時間まで 600円に30分ごと150円を加算 ・夜間駐車料金 PM11:00から翌日AM7:00まで 1,200円/１泊 ・回数駐車券 150円券　22片　3,140円 150円券　100片　12,570円 150円券　200片　23,570円 300円券　11片　3,140円 300円券　50片　12,570円 300円券　100片　23,570円 ・定期駐車券 平日定期　１ヶ月　14,660円 平日定期　３ヶ月　41,780円 平日定期　６ヶ月　74,760円 全日定期　１ヶ月　18,850円 全日定期　３ヶ月　53,720円 全日定期　６ヶ月　96,130円	(岐阜市駅西駐車場と同じ)
建設工事費		５,２１８，０００千円	４４４,０００千円	－
指定管理者		一般財団法人 岐阜市にぎわいまち公社	一般財団法人 岐阜市にぎわいまち公社	一般財団法人 岐阜市にぎわいまち公社

エ　公営駐車場財政状況（令和元年度）　（単位：円）

収支別 区分	収入 駐車料金	支出 指定管理料	工事請負費	使用料及び賃借料	役務費	需用費	その他	合計
駅西駐車場	158,444,140	75,813,537	39,545,000	4,103,452	1,069,887	2,692,400	37,030,900	160,255,176
金公園地下駐車場	36,203,568	32,936,166	4,199,040	5,244,558	97,950	963,600	195,000	43,636,314
岐阜シティ・タワー43地下駐車場	21,837,440	22,242,055	0	0	46,590	0	3,271,429	25,560,074
合計	216,485,148	130,991,758	43,744,040	9,348,010	1,214,427	3,656,000	40,497,329	229,451,564

（６）地区計画

地区計画制度は昭和５５年５月１日公布の「都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律」（昭和５５年法律第３５号）により制度化され、昭和５６年４月２５日から施行された。

本市においても昭和６３年４月３０日に２地区（５．０ha）を計画決定し、同年１２月２６日に１地区（７．０ha）を計画決定した。その後、平成６年９月２０日付け市街化区域の変更に際し、新たに１４地区（９５３．４ha）を計画決定した。さらに、平成１０年３月２５日に３地区（２６４．６ha）、平成１１年１月４日に１地区（２．４ha）、平成１３年３月１９日に１地区（０．６ha）、平成１６年１月８日に１地区（４．６ha、市街化調整区域における地区計画）、平成１７年３月３１日に６地区（７９．６ha）、平成１８年３月１５日１地区（０．６ha）、同年８月３１日に１地区（０．３ha）、平成１９年１１月１日に１地区（１．３ha）、平成２１年９月４日に１地区（２．５ha）、平成２２年３月５日に１地区（２．３ha）、同年５月１３日に１地区（４．１ha）、平成２３年１２月１６日に１地区（１．１ha）の計画決定をした。本市の地区計画は幾度の計画変更を行いながら現在に至っている。

この地区計画は、これまでの都市計画と相まって、地区レベルでの良好な市街地を形成し、住民の理解と協力を得ながら「まちづくり」を進めていく制度である。

2　都市整備

（１）概　　要

４０万人都市にふさわしい多様なまちづくりを進めるため、都市再生整備計画を策定し、都市機能の集約化を図りつつ、中心市街地の活性化を図っている。

（２）都市構造再編集中支援

都市構造再編集中支援事業は、地域の創意工夫を反映した総合的なまちづくりの計画である「都市再生整備計画」に基づいて実施する様々な事業である。

都市再生整備計画は、道路、公園等の基盤整備事業、区画整理・再開発等の面整備事業、地域の個性を引き出す各種施設整備事業、市町村の自由な発想・提案に基づく幅広い事業を対象とする提案事業やまちづくり活動支援事業等、ハード事業からソフト事業まで多彩な事業を活用することができ、地域の実情に応じたまちづくりが可能となっている。

また、都市再生整備計画では、事業の成果を評価するのみに終わらせず、今後のまちづくりに反映させる考え方（ニューパブリックマネジメントの導入：ＰＤＣＡサイクルの確立）を有しており、計画期間終了後の評価等を適切に実施し、次のまちづくりに生かすなど、継続的なまちづくりを行っている。

3　総合交通戦略

（１）総合交通体系の確立

本市では、人口減少や高齢化に対応するため、「コンパクト＋ネットワーク」の考えのもと、公共交通とまちづくりが連携した集約型都市構造の実現を目指している。

そこで、平成３１年３月に「第３次岐阜市総合交通戦略」を策定し、公共交通が便利で使いやすく、歩行者や自転車が安全で快適に移動でき、それぞれの交通手段が連携した交通体系への転換を図ることで、誰もが自由に移動できる交通環境社会の実現に向けて取り組みを進めている。

（２）公共交通ネットワークの確立

公共交通施策では、バスを中心とした利便性の高い公共交通ネットワークの確立に向けた取り組みを進めている。

平成２７年３月に「岐阜市地域公共交通網形成計画」を策定するとともに、平成２７年８月にその実施計画である「岐阜市地域公共交通再編実施計画」の国土交通省認定を全国で第１号に受け、公共交通の活性化・再生に向け取組を継続的に進めてきている。

（３）岐阜市型ＢＲＴ導入の推進

バス路線の再編を進める中で、幹線バス路線の強化策として「岐阜市型ＢＲＴ」の導入を推進している。

その第一歩として、平成２３年３月からは岐阜駅

と岐阜大学・岐阜大学病院間をノンストップで結ぶ連節バスを導入し、８月からは途中バス停での停車も開始した。また、平成２４年８月からは、岐阜駅から柳ケ瀬、岐阜公園、メモリアルセンターなど市内を巡回するルートでの連節バスの運行を開始した。さらに、平成２６年３月から長良橋通りへ新たに連節バスを導入し運行を開始した。

また、バス車両のバリアフリー化を進めるとともに、バス優先レーンとＰＴＰＳ（公共車両優先システム）の導入によりバスの走行環境の改善を図るとともに、バスロケーションシステム（バスの接近情報システム）、ＩＣカードの導入及びバス停上屋の整備などバスの総合的な利用環境の改善を進めている。

令和元年１１月には、ＪＲ岐阜駅の歩行者用デッキ上に全てのバス停の接近情報が一目で分かるバス運行情報案内板を設置した。

（４）コミュニティバスの運行

高齢者等交通弱者の移動手段の確保や、交通不便地域の改善、中心市街地の活性化などの課題に対応するため地域内の交通手段としてコミュニティバスを導入することとし、平成１８年１０月から４地区をモデル地区として試行運行を開始し、現在市内２０地区で運行している。

本市のコミュニティバスは「市民協働の手づくりコミュニティバス」を基本とし、地域住民を中心とする運営協議会が計画段階から活動して運行計画を策定するとともに、運行開始後も利用促進のための継続的な取り組みを実施するなど、地域住民自らがコミュニティバスを地域の交通手段として定着させるよう努力している。また、令和２年２月からコミュニティバスを補完する「コミュニティバスサポート便」の運行を開始した。

今後は更なる運行地区の拡大を図るとともに、持続性のあるコミュニティバスシステムを構築し、全市的な展開を図っていく。

（５）公共交通における新技術の活用

近年、ＩｏＴ(Internet of Things)や人工知能（ＡＩ）、ビッグデータなど社会の在り方に影響を及ぼす新たな技術の開発が進んできており、これらの技術を取り込み、都市の抱える課題の解決を図っていくことが求められている。

こうした中、バスの運転者不足、運行コスト上昇、高齢者の移動支援など地域公共交通の課題の解消が期待される自動運転技術などの新たな技術の活用について検討を進め、運行の円滑化、安全性、快適性、利便性及び輸送効率の向上を目指し、令和元年１１月に、金公園内で走行実験を行った。

4　市街地再開発

（１）概　　要

市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、平成１５年７月１８日に国の指定を受けた「都市再生緊急整備地域」である岐阜駅北地域及び柳ヶ瀬通周辺地域、約３０ｈａの区域内において行われる市街地再開発事業を重点的に支援している。

また、平成１９年に内閣総理大臣の認定を受けた岐阜市中心市街地活性化基本計画（平成３０年３期目計画認定）においても、市街地活性化を実現する重点事業として位置づけられている。

（２）市街地再開発事業

ア　岐阜駅西地区（地区面積約１．１ｈａ）

当地区はＪＲ岐阜駅前広場の西側に位置し、老朽化した低層建築物が大半を占め、市域最大のターミナルゾーンにありながら低未利用の状態であったため、再開発による高度利用が望まれていた。

こうした中、平成元年２月に再開発組合の設立認可を受け、当初は大規模販売店誘致を中心に進めてきたが、長引く経済状況の低迷から計画を断念、事業成立性が高く都心居住への貢献が期待できる複合施設案（住宅、商業等）への方向転換を図り、平成１４年８月に実施した企業開発提案募集により現計画案が採用された。

その後、同提案に基づく都市計画変更を行い、事業成立に向けた保留床処分先の確保、平成１６年１２月には事業計画変更認可及び権利変換計画認可を受け、翌年１月から建築工事に着手、住居系複合ビルとしては、中部圏一の高さを誇る「岐阜シティ・タワー４３」が平成１９年１０月１３日のグランドオープンを迎えた。

イ　吉野町５丁目東地区（地区面積約０．３ｈａ）

当地区はＪＲ高架事業や駅前広場整備事業で整備される歩行者デッキ計画と連携した事業展開が検討され、平成１０年度に研究会が設立、平成１１年度に準備組合へと改組した。その後、平成１２年度に市街地再開発事業の都市計画決定を行い、平成１４年度に組合が設立、平成１５年１２月から建築工事に着手し、平成１７年５月に「大岐阜ビル」が完成した。

ウ　問屋町西部南街区（地区面積約１．１ｈａ）

平成２年度から４年度にかけて５町内に順次再開発研究会が設立、平成４年度には、５研究会の役員からなる問屋町西部再開発連絡協議会が設立され、地区全体を一街区とし、ファッション関連の卸売りを中心に据えたビルを建設する再開発構想がまとまった。

平成１０年度には、事業計画案に対してアンケート調査を実施し、街区分割方式による南街区先行開発方針が決定され、事業推進に向けて活動を行うため、平成１２年３月に再開発準備会が設立された。

その後、企業提案に基づく基本構想案を作成し権利者意向調査を行うとともに、準備会から準備組合に名称変更し、平成１８年３月には、再開発事業及び高度利用地区の都市計画決定を行い、平成２０年１月に組合設立の認可、平成２１年１１月の権利変換計画認可を経て工事に着手した。平成２２年１２月には「岐阜スカイウイング３７」と施設名称が決定、平成２４年２月の上棟式を経て、平成２４年８月に完成した。また、北街区（地区面積約０．７ha）においては、周辺再開発地区の動向を見極めつつ、事業化を図るため、研究会及び総会が開催されている。

エ　柳ケ瀬通北地区（地区面積約０．２ｈａ）

平成１３年度に研究会が設立され、平成１４年度に準備会、平成１６年度に準備組合へと改組した。その後、平成１７年度に市街地再開発事業の都市計画決定を行い、平成１９年度に組合が設立された。組合設立後は、企業開発提案による民間活力を活かした事業展開を図り、平成２２年３月から建築工事に着手し、平成２４年３月に「オアシス柳ケ瀬ビル」が完成した。

オ　岐阜駅東地区（地区面積約０．５ｈａ）

平成１４年度に再開発研究会が設立され、平成１７年度には協議会、平成１８年度には再開発準備組合に改組した。また、平成２１年３月に市街地再開発事業の都市計画決定、平成２２年９月に都市計画変更を行った。

その後、平成２６年５月の都市計画変更を経て、７月に組合が設立され、平成２８年３月に着工し、平成３１年１月に「岐阜イーストライジング２４」が完成した。

カ　高島屋南地区（地区面積約０．９ｈａ）

昭和６２年度の再開発構想以降、事業のステップアップを図るため、平成１１年度にまちづくり協議会が設立、平成２３年度に市街地再開発事業の都市計画決定を経て、平成２６年度に組合が設立された。その後、施行区域に隣接する権利者の事業参加意向を受け、平成２８年３月に施行区域拡大等に伴う都市計画変更を行い、平成３１年３月に着工した。

キ　岐阜駅前中央東地区（地区面積約０．５ｈａ）

平成１８年４月に再開発研究会が設立され、平成２０年５月には再開発準備組合に改組し、定期的に検討会を開催している。平成３０年度は事業計画素案の作成等を行った。

ク　岐阜駅前中央西地区（地区面積約０．７ｈａ）

平成１９年９月に再開発研究会が設立され、平成２５年２月には再開発準備組合に改組し、定期的に理事会を開催している。令和元年度は推進計画の作成等を行った。

ケ　問屋町第一地区（地区面積約０．６ｈａ。うち０．２ｈａは整備済）

平成４年度に準備組合が設立されたが、一街区での事業推進が困難になったことを受け、比較的事業推進意欲の高い地区において、優良建築物等整備事業（吉野町６丁目東地区）による事業が先行された。残りの地区では、周辺再開発地区の動向を見極めつつ、事業化を図るため、理事会及び総会が開催されている。

コ　優良建築物等整備事業

長住町５丁目南地区（平成４年３月）、柳ヶ瀬日ノ出町地区（平成７年３月）、金町６丁目東地区（平成１１年３月）、美江寺町２丁目南地区（平成１３年３月）、加納清水町３丁目南地区（平成１４年３月）、上材木町地区（平成１５年９月）、湊町地区（平成１５年１０月）及び吉野町６丁目東地区（平成１６年３月）の８地区が完了している。

5　鉄道高架対策

（１）概　　要

本市の中心部は「東海旅客鉄道東海道本線」が東西に貫通しているほか、「東海旅客鉄道高山本線」、「名鉄名古屋本線・各務原線」が交差しており、これらの交通機関は、都市の発展に重要な役割を果たしている反面、自動車交通量の増加に伴い、岐阜市の南北交通を著しく阻害するばかりでなく、市街地の一体的な発展に大きな障害となっていた。こうした問題を解決するため、道路と鉄道の立体交差化のため、ルート、構造等多角的に論議がつくされ、「国鉄（東海道本線・高山本線）３階・名鉄（名古屋本線・各務原線）現線２階」とする高架方式が妥当であるとの結論に至り、この方針に基づいて当面国鉄線の計画原案をまとめ昭和５５年１２月５日都市計画決定がなされ、高架本体事業は昭和５６年１２月４日付けで県事業として、また貨物駅移転事業は昭和５６年１２月１０日付けで市事業としてそれぞれ事業認可された。

しかし、その後、国鉄による貨物輸送計画の見直しから、岐阜貨物駅の規模が大幅に縮小される結果となり、事業計画及び認可の変更手続を終え、昭和５８年３月国鉄との間に工事協定が締結された。

貨物駅移転事業については市事業として用地買収を行ったが、用地の造成、設備移転工事は国鉄及び県がそれぞれ施工し、昭和６１年１１月１日、岐阜貨物ターミナル駅として移転開業された。

旅客新駅西岐阜駅については、市の構想に基づき自治省との協議、期成同盟会の設立、国鉄の新駅設置承認等を経て、昭和６０年３月３０日付け国鉄との間で工事協定が締結された。その後、昭和６０年１０月から駅舎及び広場の建設工事に着手し、貨物ターミナル駅と合わせて昭和６１年１１月１日オープンした。

鉄道高架化事業の前提となる貨物ターミナル駅が

西岐阜駅とともに完成したことにより、引き続き、高架本体工事のための仮線敷工事が進められ、平成元年２月２６日に東海道本線下り線の仮線切替を最後とし、全ての仮線切替を完了した。

高架化方式は現線３階高架であり、在来線を撤去した所に高架構造物を建設し、平成４年１１月２９日には第１期工事として東海道本線下り線と高山本線の一部を高架へ切り換え、平成８年２月２６日には第２期工事として東海道本線と高山本線について全線高架化完成を迎えたのに続き、平成９年３月２日には岐阜駅新駅舎が完成し駅業務を開始した。引き続き、各交差道水路や高架側道の整備工事が進められ平成１０年度末に全事業が完成した。

名鉄高架化事業については、平成２年度から事業採択へ向けての事前調査が行われてきた。

平成４年度には、ＪＲ高架化事業の完了時期が明確となってきたため、引き続き名鉄線の高架化が早期に実現できるよう、市長を会長とし、市議会、商工会議所、自治会等の代表者で構成された「名鉄名古屋本線・各務原線鉄道立体化促進期成同盟会」が設立され、関係当局に対し陳情活動が行われた。

それを受け、平成５年度から県において、事業調査、地元市民の意見聴取、建設省協議等が進められた。平成８年度には、学識経験者、一般県民代表、地元代表、県、市、名鉄からなる「名鉄高架事業基本構想策定委員会」を設立し、その後の検討の結果、平成９年３月、名鉄高架化事業の事業区間を、名古屋本線については「新岐阜駅付近から境川まで」、各務原線については「新岐阜駅から田神駅まで」を高架化することとした「名鉄高架事業基本構想素案」が策定された。

平成１０年度に県が国に対し、名鉄線連続立体交差事業の新規採択要望を行い、名鉄名古屋本線について「平成１１年度新規着工準備箇所」として採択された。

これを受け、事業化に向けた調査が行われ、平成１２年３月名鉄高架化事業は名古屋本線を先行し、各務原線を２期施行とする「名鉄高架事業基本構想案」が策定された。

その後、５年毎に行われる岐阜県事業評価監視委員会による事業の再評価で、継続の判断がなされてきたものの、社会経済情勢の変化を受け、着手の見通しが立たない状況であったが、平成２４年１２月県が段階的整備方針を表明したことにより、計画・設計業務が再開され、平成２６年７月には、県において、最終的に「計画区間を一括して施工する」ことに方針転換された。

平成２９年３月には、市・県において名鉄名古屋本線鉄道高架化事業に係る都市計画原案の説明会を開催した。

令和元年１１月には、県・市・名鉄の３者が事業の相互協力に関する覚書を締結し、翌年３月３１日に都市計画決定を了した。

今後、関連するまちづくりを含め、名鉄名古屋本線鉄道高架化事業の早期事業化を目指し、県・名鉄と連携して取り組んでいく。

（２）事 業 概 要

区　　分	ＪＲ高架事業	名鉄高架事業 （基本構想案）
高　架　事　業	東海道本線 Ｌ＝5,050m 高 山 本 線 Ｌ＝1,530m 貨　物　駅 Ｌ＝1,920m	名古屋本線 Ｌ＝約2.1km 各 務 原 線 ２期施行とする
踏 切 除 却 数	東海道本線 １３ 高　山　線 ２	名古屋本線 １２
交差道路路線数	東海道本線 ２６ 高　山　線 ３	名古屋本線 １３
事　　業　　費	約７３１億円 高架事業 ６７１億円 貨物駅移転事業 ６０億円	約３００億円 （名古屋本線のみ）
期　　間	昭和５６年度～ 平成１０年度	未　　定

6　岐阜駅周辺整備事業

（１）概　　要

平成１０年度にＪＲの連立高架事業が完成し、市街地の南北の分断という問題が解消され、併せて、新たな駅南側の発展拠点となるよう平成１０年１０月に「水と緑の創造」を基本コンセプトとして、岐阜駅南口駅前広場（Ａ＝０．７３ha）が完成した。

しかし、岐阜駅北口では、交通結節点としての乗り継ぎの不便さやにぎわいの創出、駅周辺の新たなまちづくりが懸案として残されており、その問題解消の第一歩として、岐阜駅北口駅前広場の整備を実施した。

岐阜駅北口駅前広場を中心に、平成１４年度から岐阜駅北口土地区画整理事業（平成１４年度～平成２７年度　Ａ＝６．２ha）と都市再生総合整備事業（平成１４年度～令和６年度）、平成１５年度から道路交通環境改善促進事業（平成１５年度～平成２０年度）などにより、岐阜駅周辺の整備を進めている。

（２）岐阜駅北口駅前広場整備事業

岐阜駅北口駅前広場は、面積が２．６５haと全国有数の規模を誇る駅前広場であり、バス乗降場（１

５バース)、一般車・タクシー乗降場、団体バス乗降場など、各交通施設を機能的に配置し、交通結節点機能の強化を図るとともに、歩行者への安全な空間の提供と一体的なにぎわいの創出を目的として、駅と街をつなぐ歩行者用デッキ（７７６ｍ）を整備した。

また、広場の中央部やデッキ上に、イベントなどに利用できるにぎわい空間を整備するとともに、「杜の駅」のコンセプトのもと、金華山や県内に自生する樹種を多数植栽し、緑豊かな環境空間を形成している。

さらに、誰もが安全で安心して利用できるよう、ユニバーサルデザインに配慮したエレベータ、エスカレータ、情報案内板などの施設を配置している。

（３）施設の概要

岐阜駅北口駅前広場

・バス乗降場	１５バース
・タクシー乗降場	４台
・一般車乗降場	７台
・自動車整理場	６０台
・自転車整理場	５３７台
・団体バス乗降場	７台
・歩行者用デッキ	７７６ｍ

岐阜駅南口駅前広場

・バス乗降場	２バース
・タクシー乗車場	２台
・一般車乗車場	２台
・タクシー、一般車降車場	４台
・自動車整理場	２６台

７　公　　園

（１）概　　要

公園緑地は、公園緑地が有する様々な効果の発現により、環境保全、景観形成、防災、レクリエーションといった意義を持ち、豊かな住民生活を実現する上で重要な社会的共通資本である。

本市においてもこれらを重視し、都市公園の整備を鋭意推進中であり、「緑の基本計画」に基づき公園緑地の増設に努めている。また、緑にあふれた美しい都市づくりを総合的に実施するため、市民と協働して、緑化推進事業「ＧＯＧＯ作戦」（大地にあふれる緑作戦）を展開し、潤いと安らぎのある元気・健康な都市の創造を目指している。

（２）岐阜公園

敷地面積　　２２．０ｈａ

開園年月日　　明治１５年９月１３日

岐阜公園整備事業　平成２６年～令和１０年

施設概要

道三公、信長公が活躍した戦国時代から現在にかけて構築された歴史的資産や周辺の魅力的な景観を生かした総合公園。金華山・長良川周辺観光の中心施設としての役割も担っている。歴史公園として、今後も織田信長公居館跡などの歴史資産を生かした整備を継続する予定である。

岐阜市公園緑地総括表　　（令和２年４月１日現在）

種別	都市計画決定公園						都市計画決定以外の都市公園		開設合計	
	計画		開設		未開設		開設		開設	
	箇所	面積(ha)	箇所	面積(㎡)	箇所*	面積(ha)	箇所	面積(㎡)	箇所	面積(㎡)
街区公園	155	37.61	154	367,908	2(1)	0.85	145	192,331	299	560,239
近隣公園	15	23.50	15	235,487					15	235,487
地区公園	4	28.10	4	177,034	3(3)	10.07	1	41,886	5	218,920
総合公園	3	120.80	3	1,018,090	3(3)	19.51			3	1,018,090
運動公園	3	28.70	3	288,919			11	245,412	14	534,331
風致公園	5	59.60	4	281,876	5(4)	31.41	27	276,694	31	558,570
小　計	185	298.31	183	2,369,314	13(11)	61.84	184	756,323	367	3,125,637
緑　地	6	51.29	6	300,964	5(5)	20.30			6	300,964
墓　園	1	23.70	1	185,000	1(1)	5.20			1	185,000
その他							8	6,268	8	6,268
合　計	192	373.30	190	2,855,278	19(17)	87.34	192	762,591	382	3,617,869

※未開設欄の（　）内は、一部未開設箇所

・都市計画区域面積	２０３．６０㎢
・都市計画区域人口	４０６，７３５人（平成２７年国勢調査）
・人口一人当たり都市計画決定公園面積	９．１８㎡／人
・都市計画決定公園の開設率	７６．４９％
・人口一人当たり開設都市公園面積の岐阜市平均	８．８９㎡／人（令和２年４月１日）
・人口一人当たり開設都市公園面積の全国平均	１０．６　㎡／人（平成３１年３月３１日）

岐阜公園総合案内所

歴史公園にふさわしい岐阜公園のエントランスとして、外観を戦国時代の武家屋敷に模して整備した。休憩所、岐阜公園及び周辺の観光案内をはじめ、レンタサイクルや軽食のサービスもある。

岐阜市歴史博物館

岐阜市を中心とした歴史と文化の博物館。戦国時代の楽市楽座などが再現され、体験しながら岐阜の歴史を知ることができる。

織田信長公居館跡

巨石を使った通路、石垣、土塁状の遺構、礎石などの一部が整備復元されている。歴史上の貴重な史跡であり、現在も発掘調査が進められている。

信長の庭

天下統一を夢見た信長公の荒々しさをイメージした庭園。巨木や巨石が用いられ、３つの滝や池などがある。

岐阜公園三重塔

大正天皇御大典記念事業として建築され、国の登録有形文化財になっている。日本画の巨匠である川合玉堂が位置を決めたといわれる。

日中友好庭園

友好都市の中国・杭州市の名所「西湖」を模した池が中央にあり、中国風の門、土塀、東屋が造られている。

岐阜公園来園者休憩所

来園者が自由に休憩するための施設。立礼茶席、約２０畳の和室や和風庭園もある。

水源広場

水の資料館（国の登録有形文化財、鏡岩水源地旧エンジン室）、水の体験学習館（同旧ポンプ室）があり、水と自然との関わりや水道への理解を深めるための施設がある。

名和昆虫博物館

ギフチョウの名付け親の名和靖が建設し、国の登録有形文化財となっている。１８，０００種の昆虫と３０万余の標本がある。

（３）岐阜ファミリーパーク

敷地面積　　５４．１ｈａ

開設年月日　　昭和５７年３月２９日

施設概要

全体には地形を考慮し５つのゾーンに分ける。

スポーツレクリエーションゾーン

野球場、サッカー兼ラグビー場、テニスコート及び芝生広場を中心に園路、渓流、キャンプ場等を設け、スポーツ及び家族ぐるみでのレクリエーションの場となっている。また、平成２３年３月には大型複合遊具を有するミワクル広場が完成し、多くの来園者でにぎわっている。

また、岐阜ファミリーパーク体育館を設けている。

こどもゾーン

冒険の谷“あどべんちゃあバレイ”の愛称でファミリーパークの中核施設として自然環境の中で、子どもを中心とした家族やグループを対象とし、アミューズメンタルな施設を設けている。

里山ふれあいゾーン

未整備

森林ゾーン

本公園の約６割を占める山地部分（最高地点１６７．２ｍ）は、利用サイド（平地部）とは逆に自然風致保全主体の環境サイドのゾーンとしている。

一部に散策などのための山道や展望、休息の場所を設けている。

その他

園内には、幹線、支線の園路を配置し、その他山道をあわせて設け、身障者、自転車等を考慮し、できる限り緩勾配としている。また、研修宿泊施設として、少年自然の家を設けている。

植栽は現存植生を極力保存しつつ植栽パターンを組み合わせ、駐車場は普通車約９５０台、大型バス１０台で公園利用者の駐車需用に対応している。

指定管理者

ファミリーパークホールディングス

（４）長 良 公 園

敷地面積　　７．０ｈａ

開設年月日　　平成５年３月３１日

施設概要

「２１世紀に向けての都市文化の創成」をコンセプトに県と市が一体となって花と軽スポーツを楽しむことのできる公園として整備した。南半分を軽スポーツゾーンとして従前は県が管理していたが、平成２２年８月より市の管理となっている。北半分は花を楽しむゾーンとして年間約１２万株以上の花を植栽している。

軽スポーツ広場

パターゴルフなどの軽スポーツを楽しむことができる。

花のテラス

公園全体及び周辺の景観が見渡せるよう立体的に花のテラスを整備し、花と緑によるデザイン化を図っている。

沈床花園

花のテラス中央部に位置し、コニファー類を中心にグランドカバーや草花により「花の楽園」を演出している。

指定管理者
長良公園ホールディングス

（５）岐阜市畜産センター公園

敷地面積　　２６．１ｈａ
開設年月日　　昭和４８年３月３１日
施設概要
芝生広場、花、緑の木々等の植栽、また家畜の展示、人と家畜、人と植物の関わりなど、豊かな自然とふれあえる憩いの場を市民に提供している。
乗馬施設
山間の緑に囲まれた馬場で、乗馬を楽しむことができる。
サンデー広場（芝生広場）
花壇や藤棚、せせらぎのほか３５，０００㎡の芝生の大広場を有する。 ジョギングやウォーキング（１周約６８０m）も行うことができる。
スポーツ施設
ソフトボール、サッカー用のグラウンドを有する。
ハイキングコース
山間部を中心に展望台を経由する延長約１．８㎞の自然の散策コース。新緑や紅葉のシーズンには、爽快なハイキングが楽しめる。
ビジターハウス（管理事務所）
１階は家畜に関する展示ホール、２階は事務所となっている。
遊戯施設
複合遊具を有する。
椿洞フルーツの森
ヤマザクラ等の花木と、みかん等の果樹を植栽。
指定管理者
昭和造園土木株式会社

（６）八ツ草公園

敷地面積　　２．５ｈａ
開設年月日　　昭和５６年１０月１日
施設概要
都市公園法に基づき設置された公園で、軟式野球場を主な施設としている。また、親水施設を備えた緑陰植栽がなされている。
軟式野球場
球場面積１２，０００㎡（左翼９５ｍ・中堅１１５ｍ・右翼９５ｍ）。観客席の定員は５５０人。照明設備、スコアボード（電光掲示）を備える。
その他
遊具、管理事務所、親水施設、林間オブジェ、トイレ３棟
指定管理者
昭和コンクリート工業株式会社

（７）福光中央公園

敷地面積　　１．４ha
開設年月日　　昭和４１年４月１日
施設概要
外野に手入れされた天然芝生、１０００人収容の観客スタンドとスコアボードを備える本格的球場に特化された運動公園である。
岐阜市民球場
球場面積１０，０００㎡（左翼９０ｍ・中堅１００ｍ・右翼８２ｍ）。観客席の定員は１０００人。照明設備、スコアボード（電光掲示）を備える。
その他
サブグラウンド、管理事務所、トイレ１棟
指定管理者
昭和コンクリート工業株式会社

（８）北西部運動公園

敷地面積　　５．０ｈａ
開設年月日　　平成２０年３月３１日
施設概要
北西部運動公園は、良好な都市環境の形成、スポーツ、レクリエーション効果等の機能を有する緑地を確保するため、約７．７haの北西部プラント（下水処理場）敷地のうち、北部の約５．０ｈａを公園区域として有効活用し、多目的グラウンド２面と約１．０haの芝生広場を整備したものである。
スポーツ施設
芝グラウンドを有する。芝グラウンドは耐踏圧・耐擦り切れのために高性能な芝が採用されている。
その他
管理棟、トイレ、更衣室兼シャワー室、水飲み場
指定管理者
昭和造園土木株式会社

（９）境川緑道公園

敷地面積　　１７．４ｈａ
開設年月日　　平成７年４月１日
施設概要
市南部を流れる境川の河川敷にある公園。境川の豊かな自然環境を生かした憩いの場としてスポーツやイベントができるように整備されている。
芝生噴水広場
水と緑を生かした多人数でのイベントも開催可能な広場。
パターゴルフ場

人工芝でつくられた全９ホールのコース。川を眺めながらパターゴルフを楽しめる。

テニスコート

人工芝コート４面、ハードコート１面からなる。

その他

ゲートボール場、フィットネス広場、野鳥観察広場、ジョギングコース

指定管理者

境川緑道公園管理運営企業体

(10) 早田西公園

敷地面積　　１．０ｈａ

開設年月日　　昭和４０年８月５日

施設概要

テニスコート

砂入り人工芝コート４面を有する。

その他

練習ボード、更衣室、トイレ、手洗い場、照明施設

指定管理者

ＳＮＫＫホールディングス

(11) 木ノ下公園

敷地面積　　１．１ｈａ

開設年月日　　昭和４０年１２月１日

施設概要

テニスコート

砂入り人工芝コート３面、クレーコート４面を有する。

その他

更衣室、トイレ、手洗い場

指定管理者

ＳＮＫＫホールディングス

(12) 野一色公園

敷地面積　　９．１ｈａ

開設年月日　　昭和３３年４月１日

施設概要

テニスコート

砂入り人工芝コート４面を有する。

その他

更衣室、トイレ、手洗い場。

指定管理者

ＳＮＫＫホールディングス

(13) 加納公園

敷地面積　　３．０ｈａ

開設年月日　　昭和３２年２月１日

施設概要

国指定文化財である史跡・加納城跡を利用した公園。

テニスコート

砂入り人工芝コート２面、クレーコート１面を有する。

グラウンド

少年サッカー用土グラウンド１面を有する。

その他

更衣室、トイレ、手洗い場。

指定管理者

ＳＮＫＫホールディングス

(14) 街路樹一覧

（令和２年４月１日現在）

樹種 / 路線数、延長	アオギリ	アメリカフウ	イチョウ	イロハモミジ	エンジュ	クスノキ	ケヤキ	コブシ	シラカシ	ソメイヨシノ	ツブラジイ	トウカエデ	トチノキ	ナンキンハゼ	ハナミズキ	ヒトツバダゴ	プラタナス	ホルトノキ	ヤマボウシ	ヤマモモ	ユリノキ	その他	高木合計（本）	低木寄植合計（㎡）	中低木合計（本）
市道179路線　延長97.98㎞	1,178	186	862	456	189	438	670	416	109	156	400	839	189	824	933	517	544	170	369	107	731	886	11,169	34,137	7,608

(15) 緑化整備事業

みどり豊かな街の形成に向け、街路樹や公園樹木を健全に育成するとともに、中心市街地への植樹を進め緑被率の向上に努めている。

また、岐阜公園における菊人形・菊花展の開催や、梅林公園の梅や岐阜公園の桜をはじめとした四季の花情報を提供するとともに、民有地緑化推進のため、市民と協働で緑化推進事業「大地にあふれる緑作戦」（ＧＯＧＯ作戦）として、

1　緑を増やす事業（ふれあい花壇花配布、ふれあい花壇団体交流会等の緑化支援）

2　緑を広める事業（花飾り講習会、フローラリー岐阜の開催）

3　緑を引き継ぐ事業（樹木の無料診断、保存樹・保存樹林所有者研修会）

を展開し、緑あふれる美しいまちづくりを進めている。

(16) 運動施設一覧

(令和２年４月１日現在)

種別	No.	球場名	公園名	面数	面積(㎡)	設置年月日	使用料	備考
勤労青少年野球場	1	岐阜市民球場	福光中央公園	1	10,000	41. 4. 1	昼１時間1,040円 夜 〃 5,020円	ナイター 48. 8. 11
	2	日置江球場	日置江公園	1	8,000	43. 4. 1	無料	河川敷
	3	江崎第１球場	江崎運動場	1	12,400	45. 6. 27	〃	〃
	4	江崎第２球場	〃	1	12,000	46. 10. 1	〃	〃
	5	江崎第３球場	〃	1	12,000	46. 10. 1	〃	〃
	6	溝口第１球場	溝口公園	1	5,000	50. 3. 31	〃	〃
	7	次木球場	日置江北公園	1	8,000	56. 4. 1	〃	〃
	8	八ッ草球場	八ッ草公園	1	12,000	56. 10. 1	昼１時間1,040円 夜 〃 5,020円	ナイター 元. 4. 1
	9	岐阜ファミリーパーク野球場	岐阜ファミリーパーク	1	12,800	58. 8. 10	昼１時間1,040円	
	10	中屋運動場	中屋運動場	1	10,800	61. 3. 31	無料	河川敷
	11	寺田球場	寺田公園	1	8,300	63. 3. 31	〃	
	合計			11	111,300			
少年野球場	1	柳森少年野球場	柳森公園	1	3,100	42. 11. 10	無料	
	2	三田洞 〃	三田洞 〃	1	4,200	42. 12. 1	〃	
	3	岩田 〃	岩田 〃	1	3,780	52. 7. 6	〃	
	4	三輪 〃	三輪 〃	1	2,200	52. 9. 4	〃	
	5	茜部 〃	茜部 〃	1	1,900	53. 4. 10	〃	
	6	沓掛 〃	沓掛 〃	1	1,800	53. 10. 2	〃	
	7	大洞緑 〃	大洞緑 〃	1	2,250	54. 3. 30	〃	
	8	野田 〃	野田 〃	1	3,570	59. 3. 19	〃	
	9	鏡島運動場	鏡島運動場	2	14,300	H10. 3. 31	〃	河川敷
	合計			10	37,100			
テニスコート	1	早田テニスコート	早田西公園	4	3,400	40. 8. 5	昼 1面1時間 730円 夜 1面2時間2,600円	人工芝コート 4面
	2	木ノ下 〃	木ノ下 〃	2	1,360	48. 3. 31	クレー 1面1時間 520円 人工芝 1面1時間 730円	クレーコート 4面 人工芝コート 3面
		〃 〃	〃 〃	3	1,980	53. 3. 28		
		〃 〃	〃 〃	2	1,200	54. 2. 19		
	3	野一色 〃	野一色 〃	4	3,200	35. 11. 1	昼 1面1時間 730円	人工芝コート 4面
	4	加納 〃	加納 〃	1	685	42. 12. 1	無料	クレーコート 1面
		加納公園 〃	加納 〃	2	1,400	H26. 6. 1	昼 1面1時間 730円	人工芝コート 2面
	5	天満 〃	清水緑地	1	700	25. 4. 1	無料	クレーコート 1面
	6	長良川 〃	長良川公園	2	1,500	49. 3. 31	〃	ハードコート 2面 (河川敷)
	7	溝口 〃	溝口 〃	2	2,400	51. 3. 31	〃	〃
	8	鳥羽川 〃	鳥羽川緑地	2	1,398	57. 3. 25	〃	〃

種別	No.	球場名	公園名	面数	面積(㎡)	設置年月日	使用料	備考
テニスコート	9	岐阜ファミリーパークテニスコート	岐阜ファミリーパーク	10	7,400	59. 4. 14	昼 1面1時間 730円	人工芝コート 10面
	10	島中央テニスコート	島中央公園	1	700	63. 3. 1	無料	ハードコート 1面
	11	大縄場テニスコート	忠節橋下流広場	2	1,152	H7.4.1	〃	アスファルト舗装コート 2面 (河川敷)
	12	境川緑道公園テニスコート	境川緑道公園	5	3,336	H9.4.1	ハード 無料 人工芝 1面1時間 730円	ハードコート 1面 人工芝コート 4面 (河川敷)
	合計			43	31,811			
サッカー場	1	日置江サッカー場	日置江公園	1	13,860	43. 4. 1	無料	河川敷 (ソフトボール兼用)
	2	溝口サッカー場	溝口公園	2	5,400	51. 3. 31	〃	河川敷
	3	日野サッカー場	日野堂後公園	1	4,800	52. 3. 31	〃	河川敷(少年用)
		〃	〃	1	12,200	56. 3. 30	〃	〃
	4	岐阜ファミリーパークサッカー場	岐阜ファミリーパーク	1	8,100	57. 3. 29	2時間1,720円	兼ラグビー場
	5	鏡島サッカー場	鏡島運動場	2	21,600	59. 5. 6	無料	河川敷
	6	伊自良川サッカー場	伊自良川緑地	1	14,605	61. 10. 12	〃	河川敷 (少年野球兼用)
	7	北西部運動公園グラウンド	北西部運動公園	2	21,215	H20. 3. 31	芝昼 2時間 3,140円 芝夜 2時間 11,100円	兼ラグビー場 ナイター
	8	加納公園グラウンド	加納公園	1	5,700	H26. 6. 1	土 2時間 1,720円	少年サッカー用
	合計			12	107,480			
ソフトボール場	1	旦島球場	旦島公園	1	6,300	40. 7. 1	無料	
	2	江崎球技場	江崎運動場	2	8,000	46. 10. 1	〃	河川敷
		〃	〃	1	5,300	53. 10. 1	〃	〃
	3	溝口第2球技場	溝口公園	1	4,100	50. 3. 31	〃	〃
	4	次木球技場	日置江北公園	2	9,600	56. 4. 1	〃	
	5	伊自良川球場	伊自良川緑地	2	26,518	61. 10. 12	〃	河川敷 (少年野球兼用)
	6	茶屋新田球場	茶屋新田運動場	1	6,096	H3. 3. 31	〃	河川敷
	7	河渡緑地球技場	河渡緑地	1	2,845	H10. 3. 31	〃	〃
	合計			11	68,759			

8　歴史まちづくり

（１）概　　要

歴史まちづくり法に基づく事業、岐阜公園再整備事業及びまちなか歩き推進事業など、岐阜市固有の歴史資産を活かした事業を実施する。

（２）歴史まちづくり法に基づく事業

金華山・長良川周辺地区には、信長公居館跡を中心とした城跡や仏閣、町家などの歴史的な建造物が残されており、そこでは団扇、提灯などの製造販売や祭礼行事など、歴史と伝統を反映した人々の生活が営まれている。また、長良川では、岐阜の夏の風物詩として受け継がれ、１３００年以上の歴史を持つ鵜飼が岐阜市固有の情緒を醸し出している。

この様な良好な環境を維持向上させ、後世に継承していくため、歴史まちづくり法（正式名称：地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律）に基づいた「岐阜市歴史的風致維持向上計画」を策定し、国の認定を受けた。（平成２５年４月１１日）この計画に位置付けられた歴史を活かしたまちづくりを推進する事業の進渉を図る。

（３）岐阜公園再整備事業

岐阜公園内には史跡「岐阜城跡」の一部である信長公居館跡があり、遺構の一部を復元している。さらに平成１９年度から開始した第四次発掘調査において、見るものを威圧し権力を誇示する役割を果たしたと思われる巨石列や、金箔瓦、池を有する庭園跡などが確認されたことにより、周囲の岩盤や谷川などの自然地形を巧みに活かした居館跡の全体像が明らかになりつつある。

こうした発掘調査等の成果を活かし、信長公居館跡を含む岐阜公園が歴史的風致の拠点施設としてより魅力ある歴史公園となるよう、再整備事業を推進している。

これまで、平成２９年２月に登録有形文化財である岐阜公園三重塔の大規模な修復整備、平成３０年３月に周辺環境と一体化した遊具広場の整備、平成３１年３月に御手洗池の修景整備が完成した。

（４）まちなか歩きの推進

本市では中心市街地のにぎわいを創出するための新たな施策として「岐阜」の地に溶け込む様々な歴史や文化等の地域資源を掘り起こし、磨きをかけ、それらを活用した拠点整備や道路デザインを工夫した回遊路の整備を行うことで、まちなかを歩いて巡り、ゆったりとした時間を過ごし楽しむことのできる「まちなか歩き」の環境整備を推進している。

そこで、平成１８年度から２０年度にかけて、岐阜町発祥の地である「岐阜公園周辺地区」をはじめ、城下町・宿場町として栄えた「加納地区」、正面に金華山・岐阜城などを望む景勝地である「長良川右岸地区」、そして、古くから多くの社寺があり柳ケ瀬を中心に商店街が発展した「中心市街地及びその周辺地区」の４つの地域において、「まちなか歩き構想」を策定した。

構想に基づき、案内看板や持ち歩きに適したマップ「岐阜市まちなか歩きガイド」を作成し、さらに、まちなか歩きを促進させるため、ウォーキングイベントを実施している。

（５）岐阜市ケータイサイト「ぎふ・いざナビ」

まちなか歩きを支援するため、ＱＲコードを活用して情報を提供するケータイサイト「ぎふ・いざナビ」を平成１８年１１月より運営している。

「ぎふ・いざナビ」では岐阜市にゆかりのある７６人の“ぎふ・いざないびと”による観光・歴史文化施設案内を発信している。さらに、観光情報、バス情報、市内のイベント情報など、まちなか歩きに便利な情報を提供している。

9　区 画 整 理

（１）概　　要

本市の土地区画整理事業は、耕地整理法を準用し市街地整備を目的として行われた戦前の事業、昭和２１年からの戦災復興事業、昭和２９年に制定公布された土地区画整理法により施行される事業に分類され、現在施行中及び完了した土地区画整理事業による都市基盤整備面積は、２，４４１．８８haに及び、市街化区域面積の３０．４％を占めている。

ア　戦前

昭和３年、市街地整備を目的とする加納町において実施された加納町耕地整理に始まり、３１地区７６４．０５ha(重複分控除後６８４．４１ha)の土地区画整理事業が展開された。

イ　戦災復興

昭和２０年８月１５日の終戦を迎え、直ちに被災市街地の復興に着手し、同年１２月３０日の閣議決定による戦災復興計画基本方針に基づき、昭和２１年６月に街路と土地区画整理事業の都市計画決定がされると、同年９月には土地区画整理事業に関する総理大臣の施行命令を受け、４７６．３５ha(重複分控除後４７０．１３ha)に及ぶ戦災復興事業が行われた。

ウ　戦後

昭和３０年代になって高度成長期を迎え、産業の発展とともに人口の都市集中化や市街地の拡大によ

り、再び土地区画整理事業の気運が盛り上がり、市街地周辺において組合施行、個人施行による事業が相次いで実施された。現在までに完了した地区は、組合施行２７地区９０３．２４ha、個人・共同施行４地区７．４０ha、市施行３地区３３５．４５haとなっている。

本市の土地区画整理事業は、組合施行を主体として行われてきたが、昭和４７年、市街地北西部において重要な基幹道路である岐阜環状線、岐阜北方線の整備が緊急を要し、また、人口の急激な都市集中による市街地のスプロール化を防ぐために、島地区において３２０haという全国的にもまれな規模をもつ公共団体（市）施行による島土地区画整理事業が施行された。

また、本市の表玄関であるＪＲ岐阜駅周辺の整備を促進するため、駅西約８００ｍの地にあった貨物駅跡地の香蘭地区と駅北口において、岐阜市が施行者となり土地区画整理事業を進めた。

（２）現在施行中の土地区画整理事業

ア　則武新田地区（地区面積約３５．７ha）

昭和６１年に準備委員会が設立され、平成１１年１０月の都市計画決定を経て、平成１２年１月に組合が設立された。その後、平成１５年１０月に仮換地を指定し、平成３１年１月に換地処分公告を行った。

イ　鷺山中洙地区（地区面積約５．６ha）

平成２４年に世話人会が発足し、平成２９年６月に準備委員会に改組された。その後、平成３１年１月の都市計画決定を経て、平成３１年３月に組合が設立され、事業に着手した。

土地区画整理事業一覧表
（戦前）

事業名	分類	認可公告日	施行面積（㎡）	総事業費（千円）	減歩率（%）	公共用地率（%）	換地処分	備考
加納町	組合	昭和 3	479,632					（耕地整理）
東栄	〃	昭和 3. 5. 9	429,390	130	25.2	24.9	昭和 7. 9.14	解散
本荘第一	〃	昭和 4. 3. 5	457,027	89	19.1	21.4	昭和10. 8. 1	解散
本荘第二	〃	昭和 5.12.23	164,397	50	20.1	27.1	昭和14. 4.30	解散 S16.12.18
鶴舞	〃	昭和 6. 7.11	22,820	4	16.1	19.4	昭和 9.11. 5	解散 S10.12. 4
千手堂	〃	昭和 6. 9. 2	21,795	25	15.8	20.3	昭和11. 9.15	解散 S17. 6. 4
華陽	〃	昭和 6.11.20	512,494	151	21.8	24.2	昭和15. 6.30	解散 S19. 5.19
長良	〃	昭和 7. 2.16	174,609	44	14.7	15.4	昭和10.12.15	解散 S11.10.22
本郷	〃	昭和 8. 8.10	184,976	102	15.3	21.5	昭和18. 4. 9	解散 S18.12.24
三里第一	〃	昭和 8	301,950					（耕地整理）
三里第二	〃	昭和 9	113,877					（耕地整理）
梅林南町	〃	昭和 9. 1.17	32,397	3	9.3	10.4	昭和12.12.27	解散 S13. 8. 2
加納第一	〃	昭和 9. 2. 8	163,700	148	16.4	20.4	昭和12. 9.25	解散 S13. 5.21
雲雀ヶ丘	〃	〃	270,000	200	17.0	22.0	昭和18.10.26	解散 S20. 2. 7
本荘第三	〃	昭和 9. 2.15	285,779	64	18.0	18.4	昭和19. 7. 7	解散
堀田	〃	昭和10. 4.26	120,314	24	16.5	23.1	昭和18. 3.31	解散
川手	〃	昭和10. 5. 1	362,315	149	17.9	24.3	昭和16. 5.30	解散 S23. 8.27
岩戸	〃	昭和10. 5. 9	598,865	108	17.4	25.9	昭和19. 9. 1	解散
福光	〃	昭和10. 9. 3	456,940	161	14.8	18.1	昭和18. 5.17	解散 S19. 5. 9
加納駅前	〃	昭和11. 1.10	101,603	183	13.6	22.6	昭和14. 3.25	解散 S19. 6. 6
白山	〃	昭和11. 2.20	103,769	31	16.9	25.3	昭和17.12. 8	解散
雲雀ヶ丘第二	〃	昭和11. 6.25	170,711	89	17.6	16.5	昭和18.10.26	解散 S20. 2. 7
大手前	〃	昭和11. 8.12	24,231	15	16.2	26.7	昭和13.10.20	解散 S35. 3.31
西中島	〃	昭和11						完成不能により解散
長良葵町	〃	昭和11.12. 4	17,682	2	17.3	21.0	昭和14. 4.22	解散 S15. 3.15
千手堂第二	〃	昭和12.12. 1	11,914	6	17.0	20.0	昭和16.12. 5	解散 S17. 6.27
本荘新興	〃	昭和12						新法に切替（「戦後」に記載）
大縄場	〃	昭和13. 3. 3	107,455	66	8.4	20.7	昭和15. 2. 1	解散 S16. 2.20
加納城南	〃	昭和13. 3. 7	423,803	170	10.3	16.4	昭和19. 7. 7	解散
東興第一	〃	昭和13. 9.29	571,143	11,050	13.7	18.7	昭和35. 3.29	解散 S35. 3.31
厚見	〃	昭和14.12.18	387,704	359	11.2	23.4	昭和23.11.30	解散 S24. 3.31
長良川	〃	昭和15. 2.27	20,495	250	10.7	9.6	昭和35. 3.29	解散 S35. 3.31
早田第一	〃	昭和16. 7.14	546,753	35,770	15.3	18.0	〃	〃
木之本	〃	昭和17						戦災復興に編入の為解散
平河	〃	昭和17						〃
施行面積 7,640,540㎡								

土地区画整理事業一覧表
（戦災復興）

事業名	分類	認可公告日	施行面積（㎡）	総事業費（千円）	減歩率（%）	公共用地率（%）	換地処分	備考
戦災復興	市長	昭和21. 9. 4	4,763,513	405,742	15.2	―	昭和31.12.21	11工区に分け換地処分
施行面積 4,763,513㎡								

土地区画整理事業一覧表
（戦後）

事業名	分類	認可公告日	施行面積（㎡）	総事業費（千円）	減歩率（%）	公共減歩率（%）	換地処分	備　考
本荘新興	組合	昭和13. 1. 7	449,205	8,200	12.03	－	昭和39. 1.24	新法切替S35. 3.23
島	〃	昭和31. 2.14	762,505	210,533	28.55	18.60	昭和40.10.29	解散 S42. 2.10
早田開発	〃	昭和34. 7. 7	801,901	669,222	26.10	21.41	昭和47. 4. 4	解散 S48. 8.14
清	〃	昭和35. 5.24	325,265	87,994	22.00	14.17	昭和41. 3. 1	解散 S43. 7. 4
厚見小前	個人(共同)	昭和36. 1. 5	5,795	15	6.82	6.82	昭和36.10.24	
尉殿	〃	昭和36. 4. 7	23,962	180	17.50	17.50	昭和37. 5.15	
真福寺	組合	昭和36. 6.23	95,124	10,500	24.90	20.00	昭和40. 6.22	解散 S45.11.25
長良福光	〃	昭和37.12. 7	1,121,677	1,105,459	24.30	14.75	昭和53. 8.11	解散 S55. 3.19
旦島萱場	〃	昭和38. 3.29	295,736	78,864	29.25	25.08	昭和45. 5.22	解散 S47. 4.27
六条	〃	昭和39.12.10	628,477	891,026	24.88	16.13	昭和53. 2.28	解散 S54. 7.30
藍川	個人	昭和40. 5.10	43,719	18,550	15.60	15.60	昭和40.12.10	
長良東部第一	組合	昭和41. 7.15	136,281	89,323	26.27	19.62	昭和51.12.24	解散 S54.12.27
長良東部第二	〃	昭和41.11. 4	197,407	105,103	32.41	18.25	昭和50.10.31	解散 S55. 1.17
本荘西部	〃	昭和42. 4.25	175,712	243,366	22.43	16.20	昭和51. 9.10	解散 S52.10.14
鷺山第一	〃	昭和45. 5. 4	114,893	155,368	22.21	17.31	昭和59. 1.17	解散 S60. 9. 3
三里南部	〃	昭和46. 5.18	650,157	1,628,704	18.95	13.24	昭和59. 9.18	解散 S61. 5.15
島	市	昭和47. 3.29	3,201,943	21,180,000	23.57	21.34	平成 9.10. 3	
宇佐東	組合	昭和47.12. 2	61,193	191,084	15.82	9.93	昭和53. 8.11	解散 S54. 2.16
上土居	〃	昭和49. 7.26	440,108	1,391,000	17.57	14.77	平成17. 3. 4	解散 H18. 3.30
次木	〃	昭和52. 8. 1	64,037	6,825	16.37	15.82	昭和53. 7.21	解散 S54. 4. 6
則武第二	〃	昭和54. 1. 9	276,980	2,326,017	26.72	21.40	昭和63. 7.19	解散 H 3. 2. 5
則武	〃	〃	463,929	3,823,734	26.69	22.36	平成 6. 2.18	解散 H 7. 3.22
日野	〃	昭和59. 2.14	532,021	5,700,000	29.37	26.37	平成10.10. 9	解散 H13.10.31
香蘭	市	平成 2.10. 1	90,403	3,350,000	29.31	26.45	平成13. 4.13	
真福寺南	組合	平成 3. 1.18	204,624	4,442,605	24.10	21.25	平成12. 1.21	解散 H13. 3.30
堀田	〃	平成 3. 6.21	258,414	3,431,000	28.41	24.07	平成13. 7. 6	解散 H14. 3.24
正木北部	〃	平成 3.12.27	150,467	1,986,702	24.34	18.64	平成15. 5.23	解散 H16. 1.21
正木	〃	平成 8.11.21	235,276	3,543,575	27.67	25.19	平成20. 2. 1	解散 H20.11. 7
鷺山・下土居	〃	平成10. 1.30	293,125	5,341,000	27.85	18.68	平成25. 8. 2	解散 H26. 3.20
正木西部	〃	平成10.11.18	183,335	3,296,000	27.81	23.49	平成25. 2. 1	解散 H26. 3.28
鷺山第二	〃	平成13. 3. 1	93,269	1,128,600	27.14	16.62	平成22. 3.12	解散 H23. 2.18
岐阜駅北口	市	平成15. 1.27	62,172	8,211,934	22.83	22.83	平成27. 6. 5	
宇佐一丁目東	組合	平成21. 3. 5	21,317	190,045	39.54	24.71	平成22. 6.30	解散 H22.10.26
早田大通沿道整備	個人	平成27. 6. 4	485	104,096	16.10	16.10	平成29.12.25	
施行面積　12,460,914㎡（組合　9,032,435㎡　市　3,354,518㎡　個人　73,961㎡）								

土地区画整理事業一覧表
（施行中）

（令和２年４月１日現在）

事業名	分類	認可公告日	施行面積（㎡）	総事業費（千円）	減歩率（%）	公共減歩率（%）	都市計画決定	備　考
則武新田	組合	平成12. 1.13	356,664	7,911,552	31.88	22.82	平成11.10.26	
鷺山中洙	組合	平成31. 3.20	55,800	3,072,000	34.15	23.59	平成31. 1.17	
施行面積　412,464㎡								

10（一財）岐阜市みどりのまち推進財団

（１）概　　要

岐阜市における都市緑化を推進するため、緑化基金の創設及び緑化思想の啓発、民有地緑化の推進等を目的として、昭和６１年４月１日に設立された。

民有地緑化への各種助成や花飾り講習会等を実施するなど、岐阜市の行う緑化活動に協力するほか、岐阜公園堤外駐車場管理業務を受託し、同公園のＰＲを図るなど、利用者の拡大に努めている。

なお、平成１７年４月１日から名称を(財)岐阜市公園協会から(財)岐阜市みどりのまち推進財団へ改称した。さらに、平成２５年４月１日から、公益法人制度改革により（一財）岐阜市みどりのまち推進財団へ移行した。

（２）事 業 内 容

・都市公園緑地の管理・保全及び循環型社会形成に寄与する堆肥化事業
・岐阜薬科大学薬草園の管理・保全による学術研究支援及び市民への薬草に関する正しい知識の普及支援事業
・市民協働による民有地緑化事業の推進及び助成事業
・緑化推進及び普及啓発に関する講習会、その他催し物の開催
・緑や自然の大切さの普及啓発及び地域活性化を目指した都市公園緑地での各種イベントの実施及び市民の環境保全活動等に対する支援事業
・岐阜市緑化基金の造成、管理及び運用事業
・茶道の普及啓発事業による観光振興支援事業
・その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3　基　盤　整　備

1　道　路　、　橋　梁

2　河　川　、　水　路

3　急傾斜地崩壊対策

4　岐阜市土地開発公社

1　道路、橋梁

（1）概　　要

ア　道路整備

国の社会資本整備重点計画に基づき、周辺の国道及び県道の整備が進みつつあるが、本市においても基幹生活道路である幹線市道（１、２級幹線道路）を重点に整備を進めている。

幹線道路延長及び改良率

（令和２年４月１日現在）

区　分	延　長（m）	改　良　率
１　級	247,825	63.73
２　級	117,513	46.47

イ　橋梁整備

道路の拡幅や河川改修等に伴い、橋梁の架けかえは、当分の間継続するものとする。木橋、老朽橋の永久橋化とともに、重要なネットワークを形成する道路を重点に整備している。

幹線道路橋梁整備

区　　分	平成30年度末	令和元年度末
整備済橋梁数	２０２	２０３

※橋長15m以上

（2）市道の現況

総延長　２，６８５，６９２m
重　用　　６６，８１８m
未供用　　３６，２１３m
実延長　２，５８２，６６１m

幅　員　別　内　訳　（令和２年４月１日現在）

区　　分	幅員別					道路計	橋　梁
	6.5m以上	～4.5m	～2.5m	～1.5m	1.5m未満		
実延長(m) 2,582,661	576,173	1,091,532	758,695	109,870	29,277	2,565,547	17,114
道路部面積(㎡) 14,914,575	5,694,535	6,034,623	2,801,007	223,493	30,141	14,783,799	130,776

（3）市内道路の現況

（令和２年４月１日現在）

区　　分	延　長（m）	面　積（㎡）	舗装種別	舗装延長（m）	舗装率（%）
国　　道	42,217	794,221	コンクリート	269	100.0
			アスファルト	41,948	
県　　道	203,188	2,809,397	コンクリート	5,242	99.9
			アスファルト	197,713	
			砂利道	233	
市　　道	2,582,661	14,914,575	コンクリート	26,335	96.5
			アスファルト	2,465,649	
			砂利道	90,677	

※橋梁及びトンネル含む。

（4）道路舗装

ア　工　　法

激増する交通量に対処するため、市道主要幹線及び市街地生活道路について、アスファルト舗装を進めている。

令和２年度施工計画延長　　２０，０００m
〃　　面積　１３０，０００㎡

イ　令和元年度実績

加熱混合式		表面処理	
延　長	面　積	延　長	面　積
m 23,470	㎡ 122,609	m 0	㎡ 0

（５）側 溝 整 備

市街地、郊外の大規模団地において老朽化した既設側溝の改良を計画的に行なっている。また、市街地近郊においても老朽化した既設側溝の改良及び宅地化が促進された箇所における側溝新設の整備に努めている。

（６）側 溝 浚 渫

生活環境保全の一環として、側溝に土砂、ごみなどが堆積して排水に支障を来たし、また公衆衛生上好ましくないので、業者委託により計画的に清掃の実施を図っている。

令和元年度実績　　４４，８０７ｍ（委託）

（７）橋梁の状況

（令和２年４月１日現在）

区　分	種 類 別		橋梁計	永久橋比率
	永久橋	木橋		
橋梁延長（m）	17,049	65	17,114	99.62
箇所数	2,503	5	2,508	

（８）街路灯設置状況

設置状況は、別表のとおり。道路、橋梁等に設置されている街路灯の維持管理を担当職員の巡回または住民の連絡等により調査し、修繕は業者に依頼している。

街　路　灯　設　置　状　況　　（令和２年４月１日現在）

種　別	水 銀 灯	蛍 光 灯	ナトリウム灯	ＬＥＤ灯	そ の 他	合　計
街 路 灯 １	４１２	８，４５５	４０６	９，８８１	３０４	１９，４５８
街 路 灯 ２	３５７		６４	８３５	９７	１，３５３
地下道照明灯	３３	５３７	５	２６７	１２	８５４
歩道橋照明灯	１２３	２５	１５	４４	４	２１１
橋 梁 照 明 灯	８	２３	１７９	７０	１１	２９１
駐輪場照明灯	０	１５		４６		６１
トンネル照明灯	０	４８	３８７	１７		４５２
そ の 他	１１９	１１９	４２	１６７	４２	４８９
合　計	１，０５２	９，２２２	１，０９８	１１，３２７	４７０	２３，１６９

※街路灯１は２００Ｗ未満、街路灯２は２００Ｗ以上。

（９）コミュニティ道路整備事業

市街地の中で、大切な公共空間である道路を活用して、人々が気軽に安全に快適に触れ合う空間、人と車が共存する「コミュニティ道路」を整備している。

名　　称	設置年度	延長（m）
美殿町コミュニティ道路（市道神田町殿町線）	Ｓ６０	２０３
殿町コミュニティ道路（市道神田町殿町線）	Ｓ６２	１２４
蕪城町コミュニティ道路（市道蕪城町玉宮町線）	Ｓ６２	８４
西柳ヶ瀬コミュニティ道路（市道柳ヶ瀬通線）	Ｓ６３	１３０
蕪城町コミュニティ道路（市道蕪城町玉宮町線）	Ｈ３	１５４
蕪城町コミュニティ道路（市道蕪城町金町５丁目線）	Ｈ４	１５９
玉宮町通り道路修景（市道蕪城町玉宮町線）	Ｈ６	１３５
玉宮町通り道路修景（市道蕪城町玉宮町線）	Ｈ７	１５５
殿町コミュニティ道路（市道神田町殿町線）	Ｈ９～11	７８０

（10）放置自転車対策

平成４年１１月１日に自転車放置防止条例を施行し、名鉄岐阜駅、ＪＲ岐阜駅周辺を、平成９年４月１日にはＪＲ岐阜駅南（加納地区）を、平成２３年４月１日にはＪＲ西岐阜駅周辺を放置禁止区域・規制区域に指定し違反自転車を撤去している。

また、平成５年１０月１日から自転車リサイクル事業を始め、保管期間（６０日）を経過したものは、岐阜市自転車リサイクル協力店会へ売却し、リサイクル自転車として販売されている。

・放置自転車撤去状況

令和元年度撤去台数	１，９３２台
引取台数	９７９台
売却台数	５９７台
廃棄台数	４８２台

(11) 交通安全施設整備状況

交通事故から市民を守るため、昭和３６年以降、交通安全施設の整備拡充に努めているが、近年の経済社会、流通機構の急激な変化に伴う自動車交通量の増大や生活の２４時間化により交通環境を取り巻く状況は大変厳しくなってきている。

こうした中で、高齢者や障がい者はもとより誰もが安心して暮らせる道路交通環境の整備を行うとともに、交通渋滞の解消、交通事故防止のための交差点改良等、交通安全施設の整備を行っている。

ア　総　　括　　（令和２年４月１日現在）

区　　分	昭和36～平成30年度	令和元年度	合　計
横断歩道橋	38橋	０橋	38橋
交差点改良	74カ所	１カ所	75カ所

イ　岐阜市自転車駐車場　　（令和２年４月１日現在）

番号	設　置　場　所	設置費（千円）	面積（㎡）	収容可能台数（台）	設置年度	摘　　要
（指管）1	住ノ江町１丁目・清住町２丁目	11,350	252	353	S50・53	上　屋　付
（指管）2	高砂町２丁目	3,277	286	187	S63	高　架　下
（指管）3	長住町２丁目・清住町２丁目	0	1,383	899	H21	上　屋　付
（指管）4	橋本町１丁目10-1（ＪＲ岐阜駅西）	27,405	1,551	1,550	H11	高　架　下
（指管）5	橋本町１丁目10-23（ＪＲ岐阜駅東）	160,000	2,051	1,714	H19	高　架　下
（指管）6	西荘３丁目（ＪＲ西岐阜駅北）	23,712	760	470	S62・H22	高　架　下
（指管）7	西荘３丁目16-12	28,202	817	486	H22	上　屋　付
（指管）8	市橋６丁目（ＪＲ西岐阜駅南）	12,983	469	290	S62・H22	高　架　下
（指管）9	市橋４丁目11-１	27,312	993	525	H22	上　屋　付
10	長良福光2596	長良広場と一体整備	108	120	H９	〃
11	長住町１丁目・白山町１丁目	8,330	477	560	S55・58	一部上屋付
12	八代３丁目	1,550	321	160	S56	
13	正木1980番地40	2,450	152	72	S58	
14	市橋５丁目	2,930	204	100	S59	
15	茜部菱野３丁目	5,550	85	50	S62	上　屋　付
16	切通７丁目	2,730	241	216	S62	
17	蔵前７丁目	2,640	92	92	S63・H15	
18	芥見１丁目	1,840	100	83	H元	
19	入舟町１丁目	1,982	105	74	S63	
20	細畑６丁目	3,662	284	148	H２	高　架　下
21	川部５丁目	5,243	130	92	H３	
22	高田２丁目	9,249	170	58	H３	
23	金町５丁目	3,057	355	160	H６	上　屋　付
24	日野南６丁目	2,163	46	85	H８	
25	野一色８丁目	1,000	28	20	H13	
26	柳津町梅松１丁目	25,606	864	490	H20	
27	蔵前２丁目	1,838	141	150	H20	
合　　計		376,061	12,465	9,204		

※　１～５については、指定管理者　岐阜コニックス株式会社
　　６～９については、指定管理者　（公社）岐阜市シルバー人材センター

ウ　横断歩道橋・地下道管理状況

（令和２年４月１日現在）

区　分	岐阜市
歩道橋	３８橋
地下道	２８ヵ所

(12) ゆとり・やすらぎ道空間事業

「ゆとり・やすらぎ道空間事業」では、身近な生活道路において「車優先」の道づくりから、人々が安全で安心して歩くことができるような「人優先」の道づくりや岐阜の歴史・文化を感じられるような道路修景整備を進めている。これまでに京町・明徳地区、長良西地区、加納西地区及び金華地区の整備が完了し、現在、市橋地区において整備を行っている。

2　河 川 、 水 路

（１）河川、水路の現状

本市は、市街地の中心を貫流する清流長良川とその支派川によって形成された扇状地上に発展した都市である。長良川は、通常でも中心市街地よりも高い位置を流れる天井川であることから、豊かで清らかな水の恵みを与えてくれた一方で、洪水時に水位が高くなると、自然排水できなくなり、これまで幾多の被害をもたらしてきた。

このため、安全な堤防をつくることはもちろんであるが、排水機の設置や、長良川の水位が高くなる前に、できるだけ早く市内の雨水を流下させることが､河川や水路改修の大きな課題のひとつであった。

今日では、こうした河川、水路、排水機の整備などの、内水対策や治水対策に加え、流域内で洪水流出を抑制する総合的な治水対策や豊かな自然環境の保全や再創造、まちづくりとあわせた親水やにぎわい空間整備を行っている。

（２）河 川 整 備

本市が、河川法に基づいて管理、整備しているものには「準用河川」と「都市基盤河川」がある。

ア　準用河川

河川法の二級河川の規定を準用して市が管理する河川が準用河川であり、現在本市が指定し、管理、整備している準用河川は次のとおりである。

岐　阜　市　の　準　用　河　川　（令和２年４月１日現在）

河　川　名	指定年月日	指定延長(km)	流域面積(km²)	備考（整備状況等）
十　道　川	S 49.3.26	0.80	2.65	S51～S61　整備済
南　谷　川	S 49.3.26	0.80	1.00	H12～H13　下流部整備済
領　下　川	S 49.3.26	1.00	0.60	S50～S54　整備済（暫定）
戸　泉　川	S 49.3.26	0.80	2.08	S53～H７　整備済（上流暫定）
城田寺川	S 49.3.26	0.58	3.06	
清　水　川	S 49.7.15	1.60	1.57	S50～H15　整備済
長　野　川	S 50.2.7	1.90	2.10	整備済・災害関連
板屋川（支）	S 51.9.30	1.60	3.64	整備済・災害関連
雛　倉　川	S 51.9.30	1.60	3.66	整備済・災害関連
寺　前　川	S 51.9.30	1.30	1.40	S52～H３　名鉄下流部整備済
原　　川	S 55.1.7	2.00	2.37	S55～H４　整備済
村　山　川	S 62.4.20	2.00	4.18	S62～H19　第一工区整備済, H26～　第二工区整備中
戸石川（１）	S 55.1.7	1.10	4.31	S55～H６　整備済
戸石川（２）	H 6.3.24	1.90	2.81	H７～　整備中
山　下　川	S 63.9.5	0.65	0.98	
山下川放水路	S 63.9.5	0.15	－	整備済
島　田　川	H 4.1.12	0.20	0.45	H６～８　浄化関連県施工済
西　出　川	H 4.5.15	1.25	3.42	H５～　整備中
権　現　川	H 9.10.1	0.97	1.84	

イ　都市基盤河川整備（県管理１級河川）

市街地で治水安全度が低く、緊急に都市的基盤整備が必要な県管理の１級河川については、国と県の補助を得て、市が河川整備し、整備施工後は管理者である県に管理を引継ぐものである。整備済及び整備中の都市基盤河川は次のとおりである。

岐　阜　市　の　都　市　基　盤　河　川　　（令和２年４月１日現在）

河　川　名	認可年月日	改修延長(km)	流域面積(km²)	備考（整備状況等）
岩　　戸　　川	S 49. 6. 25	1.00	2.43	S49～S57　整備済
天　　神　　川	S 56. 8. 21	2.58	6.25	S56～H10　整備済
新　荒　田　川	S 61. 10. 15	2.00	11.84	S61～　整備中
正　　木　　川	H 6. 4. 18	0.80	1.52	H6～　整備中

（３）総合的な治水対策

ア　流域貯留浸透施設整備

都市化の進展と流域の開発に伴って治水安全度が低下しているため、総合治水対策特定河川として採択された１級河川境川流域の総合的な治水対策の一環として「流域貯留浸透事業」を行っている。これは、小・中学校や公園など公共施設の敷地（グランド、校庭等）を利用して、雨水を一時貯留し、雨水流出の抑制を図るもので、整備状況は次のとおりである。

流　　域　　貯　　留　　施　　設　　（令和２年４月１日現在）

対策箇所名	施工年度	貯留量(m³)	集水面積(ha)	備　　考
岐陽グランド	S61	984	1.073	グランド
長森南中学校	S62	1,806	2.300	校庭
梅林中学校（東）	S62	758	0.640	〃
梅林中学校（西）	S63	1,013	0.840	〃
厚見中学校	H元	1,405	1.050	〃
長森中学校	H2	2,644	1.856	〃
梅林小学校	H3	625	0.725	〃
徹明小学校	H4	910	0.839	〃
厚見小学校	H5	907	1.117	〃
華陽小学校	H6	1,116	1.333	〃
長森西小学校	H7	1,130	1.077	〃
長森東小学校	H8	1,251	0.970	〃
長森南小学校	H9	1,099	1.073	〃
長森北小学校	H10	977	0.733	〃
白山小学校	H11	1,004	0.870	〃
柳津小学校	H20	1,017	0.907	〃
柳津運動場	H21	1,349	1.160	グランド
境川中学校	H22	1,791	1.567	校庭
野土島公園	H30	358	0.565	公園
西川手公園	R1	329	0.416	公園
合　　計	２０カ所	22,473	21.111	

（４）河川（水路）環境整備

都市の中で、「みず」と「ひと」の出会いとふれあいの場として、自然を保全、再生し、ゆとりとうるおいのある親水、にぎわいの水辺空間を創出している。整備状況は次のとおりである。

河　川　環　境　整　備　箇　所

名　　称	施工年度	概　　要
早田川コミュニティ水路	S59	L＝65.55m、A＝1,088㎡、ステージ護岸１カ所、階段護岸１カ所、貯水能力800ｔ
清水川コミュニティ水路	S60～H３	L＝211.0m、親水デッキ３カ所、桜68本、散策道、L＝380.0m、多目的ステージ１カ所 シンボルモニュメント１基、湿性植物帯１カ所
西野町コミュニティ水路	S61	L＝35.50m、A＝601㎡、土塀36.7m
湊コミュニティ水路	S62・63	L＝330.0m、藤棚10カ所、滝２カ所、木製デッキ２カ所
木之本ふれあいの泉	H元	L＝56.6m、A＝694㎡、噴水３カ所、壁面レリーフ３基、シンボルツリー１本
戸石川親水広場	H元	L＝62.0m、A＝694㎡、親水階段５カ所、東屋２棟
天神川プロムナード	H元～H５	L＝710.0m、御影石張散策道L＝1,300.0m、水景工（噴水）８基、東屋１棟、橋上モニュメント３基
アクアージュ柳ケ瀬	H３～H８	L＝166.6m、カラー舗装散策道L＝166.6m、シンボルモニュメント２基、シンボルアーチ６基、壁面星座レリーフ（光ファイバー）１基
新荒田川ふるさとの川	H４～H19	L＝1,300.0m、水景モニュメント１基、樋管モニュメント１基、親水護岸工３カ所、コーナーブリッジ１カ所、滝石組２カ所、親水階段10カ所、散策道L＝1,300.0m
せせらぎ広場	H４～H７	L＝700m ・通水部横断路（めがね橋１橋） ・パターゴルフ（９ホール） ・川表公園　迷路（880㎡）、花壇（415㎡）、散策道、サイクリングロード（L＝424m）、スポーツ広場（2,070㎡）、すごろく広場（50㎡）、植栽（芝生11,170㎡、ヒラドツツジ、アベリア579本）、ベンチ（６基）
鮎の駅・清水川	H11	L＝101.8m、ポンプ施設、舟形デッキ１カ所、魚道（スロープ式）１カ所、魚道（トラップ式スパイラル）１カ所、登り落ち漁仕掛け
戸石川水辺の楽校	H18	L＝66.3m、A＝640㎡、親水階段３ヶ所、張芝A＝245㎡、ベンチ１基、ケヤキ１本

（５）下水道（雨水渠）整備

都市計画事業の一環として、市街地での浸水被害の軽減を図るために、分流式の「公共下水道雨水渠」の整備と維持管理をしている。

ア　公共下水道（雨水渠）整備

（ア）下水道事業認可総延長

Ｌ＝１０９．８㎞

整　備　中　排　水　路

排水路名	水路延長(㎞)	排水区域面積(ha)
溝口排水路	3.81	144.71
柏木排水路	0.61	25.72
切通排水路	0.88	32.07
千石今泉排水路	1.30	38.57

（６）普通河川整備

市内の浸水対策と環境改善として、準用河川以外で、河川法に基づかない、公共水路、雨水渠など、いわゆる普通河川の整備と維持管理をしている。

普通河川総延長　　約８５２．２㎞

（７）排水機場等河川施設管理

内水対策として河川施設である排水機場の管理をしている。

岐阜市が管理する排水機場

排水機場名	排水量(㎥)	台数	排水先河川	備考(管理者等)
今　　泉	5.0	2	(１級)長良川	岐　阜　市
荒田論田	10.76	4	(〃)長良川	同　　上
城　田　寺	6.60	2	(〃)伊自良川	同　　上
日野揚排水	4.00	2	(〃)長良川	国 岐　阜　市
大江五十石	7.18	3	(〃)長良川	岐　阜　市
大　　江	10.00	2	(〃)長良川	同　　上
玄　　蕃	0.50	1	(〃)境川	同　　上
雄　　総	6.15	2	(〃)長良川	同　　上
(小規模)				
領　　下	0.13	1	(〃)境川	岐　阜　市

※その他、国・県管理の排水機場の管理の受託も行っている。

ア　国管理排水機場　　新荒田川論田川排水機場ほか７排水機場

イ　県管理排水機場　　山田川排水機場ほか１排水機場

（８）水　　防

ア　団　員　数　１，５９３人（２９団）

イ　水防倉庫数　６１棟（１カ所約２８㎡）

ウ　団員詰所　３９棟（１カ所約２８㎡）

エ　手　　当

団　　長	５９，５００円／年
副　団　長	４５，５００円／年
正副分団長	３７，０００円／年
部・班長	３６，５００円／年
団　　員	３６，５００円／年
訓練警戒手当	１，８００円／回
出動手当	２，５００円／回
臨時手当	２，５００円を超えない範囲において、必要に応じて市長が定める額

（令和２年４月１日現在）

３　急傾斜地崩壊対策

急傾斜地の崩壊による災害を防止するため、本来は、急傾斜地の土地所有者や借地者が保全や対策工事を自ら行い、被害を受ける恐れのあるものは必要な措置をとるよう努めることが大原則である。しかし、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」により、当該急傾斜地所有者等や被害を受ける恐れのあるもの等が施工することが不適当と認められる場合に、県知事は、防止工事を施工することができる。

また、法の目的を達成するため、県知事は一定の要件を満たす地域を「急傾斜地崩壊危険区域」として指定する必要がある。しかし、指定箇所のすべてを整備していくには多額の費用と時間を要する。このため、県が国の補助採択条件を満たすことができないもので、一定の要件を満たすものは、県の補助を受け、県に代わって市が対策工事を施工できるようになっている。

法律に基づく指定区域（令和２年４月１日現在）

・整備済　　６４カ所
　　うち県施工　　２９カ所
　　県市合併施工　　１３カ所
　　市施工　　２２カ所
・整備中　　３カ所
　　うち県施工　　１カ所
　　県市合併施工　　１カ所
　　市施工　　１カ所
・未整備　　１カ所
・合　計　　６８カ所

４　岐阜市土地開発公社

（１）概　　要

所　在　地　　岐阜市今沢町１８番地
　　岐阜市役所本庁舎内
設立年月日　　平成７年４月３日
資　本　金　　１千万円
目　　的

公共用地、公用地等の取得、管理、処分等を行うこと等により、地域の秩序ある整備と市民福祉の増進に寄与することを目的としている。

事業内容

令和元年度末の公有地面積３５，２３３．６３㎡を保有している。

今後も公有地の計画的な取得、管理及び処分を行い、健全な業務運営に努める。

第4　上下水道事業

1　上　　水　　道

2　下　　水　　道

1　上　水　道

（1）沿　　革

良質な地下水が豊富であり、清流長良川畔に発達した本市においても、都市化が進むにつれ大正中期頃から家庭や工場からの排水による井戸への影響が問題となり、識者の間に理想的な衛生都市建設のため水道施設の必要性が唱えられ、昭和３年に、長良川左岸（鏡岩）に浅井戸を造り伏流水を水源として旧岐阜市南部地域に給水する第１期（創設）事業に着手し、昭和５年３月には通水を開始、続いて第２期事業として旧市北部地域の事業に着手した。

戦後、市域拡大と観光都市として市勢が発展するに伴い、衛生的な文化都市として水道の必要性が急速に高まり、昭和２４年に第３期事業として加納地区へ区域を拡張、昭和２６年には第４期事業として長良川右岸に雄総水源地を建設し、長良川以北地域の事業にも着手した。以後、旧市街周辺の人口増加により水道に対する要望が強まり、昭和３０年に第５期事業として人口増加の著しい本荘、三里、島地区の事業に着手し、昭和３２年には当地域周辺について区域を拡張するため本計画を変更した。そして、高度経済成長期の人口増加と生活様式の近代化や産業の著しい発展などが水需要の増加を促したことから、昭和４３年に第６期事業に着手し、昭和４６年に一部計画を変更して事業を進めたが、オイルショック等の経済情勢の激変により計画の見直しを行い、昭和５４年に第６期２次変更事業として事業を進めた。昭和５６年には本荘水源地が完成し、鏡島、三里、本荘及び市橋地区の一部に給水を開始、翌昭和５７年には下川手水源地が完成し、加納及び厚見地区の一部に給水を開始するとともに、市内配水管網の整備拡充も併せて進めたが、未給水区域である市南部地域において水道の要望が強くなり、給水量の増加に対応する新たな水源地の建設及び増設等が必要となったことから、昭和５９年に第７期事業に着手した。その後、上水道区域に隣接する簡易水道区域の著しい人口の増加に対応するとともに、上水道として整備し安定供給を図るため、昭和６２年に第７期１次変更事業として３２箇所の簡易水道のうち２４箇所を上水道に統合した。平成４年には市橋水源地の一期工事が完成し給水を開始している。

一方、市西部地域は良質な地下水に恵まれ自家井戸により飲料水を賄ってきたが、水道の整備が強く望まれてきたことから平成５年に第８期事業に着手し、当地域への給水区域拡張と残る８箇所の簡易水道のうち３箇所を上水道へ統合、計画管路の耐震化及び鏡岩等の配水池建設による安定給水を目指した。さらに平成１１年に着手した第８期１次変更事業では、給水区域を５つのブロックとした水源計画により安定給水を図るとともに、残る５箇所の簡易水道のうち３箇所を上水道へ統合している。

平成１７年に着手した第９期事業において残る２箇所の簡易水道を上水道へ統合し、その後、平成１８年１月の柳津町との合併にあわせ、柳津町水道事業の全部譲受届出を行い岐阜市水道事業へ統合した。平成２０年に着手した第９期１次変更事業では、より安全で安定した水道水の供給を図るため、伏流水を水源とする鏡岩及び雄総水源に紫外線処理施設を整備し、平成２３年４月から処理を開始した。

平成２７年には、取水地点の変更を主とした第１０期事業に着手し、事業を進めている。

区分 期別	着工年月日	完成(予定)年月日	工事費(円)	計画給水人口(人)	市議会議決年月	厚生労働省認可年月	追加給水区域
第１期 (創設)	Ｓ３.12.８	Ｓ９.３.11	820,115	55,000	Ｓ３.３	Ｓ３.10	旧市南部区域
第２期	Ｓ６.６.22	Ｓ10.３.31	662,265	125,000	Ｓ５.５	Ｓ５.11	旧市北部区域
第３期	Ｓ24.８.13	Ｓ27.３.31	34,988,210	148,000	Ｓ24.５	Ｓ25.４	加納の一部区域
第４期	Ｓ27.２.28	Ｓ31.３.31	111,741,739	125,000	Ｓ25.３	Ｓ26.７	長良・鷺山の一部区域
第５期	Ｓ31.１.５	Ｓ41.３.31	600,000,000	192,000	Ｓ30.６ （Ｓ32.３変更）	Ｓ30.７ （Ｓ32.３変更）	加納・加納西・本荘・長森南・長良西・則武・早田区域、長森北・鏡島・厚見・三里・市橋・島・岩野田及び常磐の一部区域

区分 期別	着工年月日	完成(予定)年月日	工事費(円)	計画給水人口(人)	市議会議決年月	厚生労働省認可年月	追加給水区域
第６期	S43. 4. 1	S53. 3. 31	4,800,000,000	334,000	S43. 3 (S46. 3 変更)	S43. 3 (S46. 3 変更)	鏡島・三里・市橋・厚見・茜部・鶉・島及び城西区域
第６期(２次変更)	S54. 4. 1	S59. 3. 31	3,000,000,000	295,000	S54. 3	S54. 3	金華・京町・明徳・本郷・徹明・梅林・白山・華陽・木之本・長良小学校区一円並びに、長良東・長森西及び黒野小学校区の一部区域
第７期	S59. 4. 1	H8. 3. 31	9,200,000,000	295,000	S59. 3	S59. 3	長森西及び日置江小学校区一円
第７期(１次変更)	S62. 4. 1	H8. 3. 31	10,470,000,000	386,700	S61. 12	S62. 3	日野・鷺山・常磐・長森北・長森東・岩野田・岩野田北・黒野・岩・芥見・藍川・芥見東・芥見南・三輪南・三輪北小学校内一円並びに、木田・西郷及び網代小学校区の一部区域
第８期	H5. 8. 27	H21. 3. 31	27,430,000,000	397,000	H5. 3	H5. 8	木田・西郷・七郷及び合渡小学校区一円並びに、方県小学校区の一部区域
第８期(１次変更)	H11. 10. 7	H21. 3. 31	21,840,000,000	400,400	H11. 2	H11. 10	長良東・網代、芥見東小学校区の一部の区域及び本巣郡本巣町の一部の区域
	H11. 10. 7	H21. 3. 31	21,840,000,000	400,400	H15. 3	H15. 7 (届出)	羽島郡岐南町の一部の区域
第９期	H17. 3. 18	H26. 3. 31	16,370,000,000	374,600	H16. 12	H17. 3	方県小学校区一円並びに網代及び芥見東小学校区の一部の地域
	H17. 12. 26	H26. 3. 31	16,729,000,000	388,770	H17. 9	H17. 12 (合併届出) H18. 3 (届出)	柳津小学校区一円
第９期(１次変更)	H20. 4. 1	H26. 3. 31	7,908,843,000	381,500	H20. 6	H20. 3	－
第10期	H27. 2. 6	R7. 3. 31	8,864,892,000	356,100	H27. 6	H27. 2	－

（２）概　　要

本市の水源地は、令和元年度末で１７箇所あり、各配水系統を区分して給水している。水源は水質が良質で、地下水を直接ポンプ揚水し、次亜塩素酸ナトリウム滅菌を施し給水している。

ア　給水状況（令和元年度）

行政区域内（A）		給水区域内（B）		給　水（C）		普　及　率	
戸数	人口	戸数	人口	戸数	人口	C／A	C／B
181,716	408,190	181,807	408,334	155,440	348,961	85.5	85.5

イ　配水量等の状況（令和元年度）

年間総配水量(㎥)	一日最大配水量		一日平均配水量(㎥)	一人一日最大配水量(ℓ)	一人一日平均配水量(ℓ)
	月日	水量(㎥)			
52,644,188	12. 31	156,662	143,837	449	412

ウ 施　　設

本市の水道は、昭和３年に長良川の伏流水を水源とした鏡岩水源地の建設工事に着手して以来、雄総、粕森、本荘、下川手の５箇所の水源池で直間接方式で給水してきたが、昭和６２年４月に簡易水道事業の水道部への統合に伴い、旧３２簡易水道地域の内、２４箇所の簡易水道（下奈良、爪、茜部、鶉、今嶺薮田、日置江、前一色、水海道、岩芥見、上芥見第１、上芥見第２、芥見加野、岩井、岩野田、黒野第１、黒野第２、柿ヶ瀬、西郷、日野、常磐、芥見野村、三輪第１、三輪第２、志段見）を第２給水区域として上水道に統合した。平成６年４月には３地区の簡易水道（石谷、木田、一日市場）を上水道に統合、平成８年４月、平成１１年１０月には水道事業の給水区域に隣接する曽我屋地区、河渡地区の簡易水道を上水道に統合した。

こうした統廃合の中、岩井、柿ヶ瀬、前一色、爪、今嶺薮田、志段見、下奈良、水海道、石谷、茜部、常磐及び旧木田水源地を順次休廃止してきた。更に平成４年６月には市橋水源地での給水を開始、平成４年１０月には粕森水源地の廃止、平成８年１月には下川手、本荘、市橋水源地間の相互給水を行い、平成８年４月には旧第１給水区域と旧第２給水区域を上水道給水区域として統合した。

その後、平成１２年３月に芥見配水池及び木田水源地が完成、平成１４年３月には鏡岩配水池が完成しそれぞれ稼動を開始している。また平成１３年４月に古津地区の簡易水道を上水道へ統合、平成１４年２月に鶉区域、平成１５年４月には日置江区域をそれぞれ市橋区域へ統合した。更に、平成１４年４月には則松地区の簡易水道を上水道へ統合、平成１６年３月には、木田水源地内に木田配水池及び配水施設が完成、運転を開始したのに伴い曽我屋、河渡区域を木田区域へ統合した。平成１７年４月には上雛倉、方県地区の簡易水道を上水道へ統合し、簡易水道の統合は全て完了した。平成１８年１月には柳津町との合併に伴い、柳津・佐波水源地を岐阜市の水道事業に譲り受けた。平成２２年３月に雄総第２配水池、平成２６年１２月に黒野第１配水池、平成２７年８月に黒野第１加圧施設、平成３０年３月には岩野田配水池、岩野田加圧施設が完成し稼動を開始した。

また、より安全で安心な水道水を供給するため、平成２３年４月から鏡岩水源地及び雄総水源地において、紫外線による高度浄水処理を開始している。

令和元年度末現在、鏡岩水源地をはじめ１７箇所の水源地（予備水源を除く）が稼動している。これらの水源地では伏流水または地下水を取水してポンプ直送と配水池を利用する直間接方式で給水し、上下水道事業部庁舎において、各水源地、加圧施設の集中監視を行っている。

（ア）水源施設

（　　）は予備水源

ブロック	水源地名	所在地	標高(m)	設立年月	用地面積(㎡)	取水可能量(㎥/日)	計画取水量(㎥/日)	水源井 規模 口径(mm)	水源井 規模 深さ(m)	水源井 規模 種別	水源井 井戸数	取水ポンプ 電動機出力(kW)	取水ポンプ 口径(mm)	取水ポンプ 揚水量(㎥/分)	取水ポンプ 揚程(m)	取水ポンプ 台数	配水ポンプ 電動機出力(kW)	配水ポンプ 口径(mm)	配水ポンプ 揚水量(㎥/分)	配水ポンプ 揚程(m)	配水ポンプ 台数	浄水設備 装置	浄水設備 能力(㎥/日)	浄水設備 台数	浄水設備 消毒機	発電機設備 能力(kVA)	発電機設備 台数	配水池 有効容量(㎥)	配水池 池数	配水池 標高(m)	配水池 H.W.L(m)	配水池 底版高(m)
鏡岩給水	鏡岩	鏡岩408－２	23.0	Ｓ３.12	12,048	60,390	60,390	10,000	19	浅井戸	3	165 150 90	400 250 300	14.00 8.00 8.00	50 65可変 50	5 1 2	←取水兼用					紫外線処理	19,067 38,133	2 2	4	1,500	1	20,000	1		65.0	35.0
	本荘	本荘海草 3533－２	10.0	Ｓ56.５	3,510	13,400	11,290	500	97	深井戸	2	37	200	5.20	25	2	55 55	200×150 200	4.50 4.50	50可変 50固定	2 2				4	300	1	4,000	1			
	市橋	下奈良 １丁目28－１	9.6	Ｈ４.６	9,987	12,000	10,866	500	110	深井戸	2	30	200	5.10	20	2	90 75	250×200 200×150	7.00 5.00	54可変 54固定	2 1				2	500	1	4,000	1			
	下川手	西川手 ３丁目95	9.5	Ｓ57.７	801	11,500	7,090	500 300	100 100	深井戸	1 1	30 22	200 150	5.00 4.00	15 15	1 1	55	250×150	6.00	42可変	3				2	250	1	2,100	1			

ブロック	水源地名	所在地	標高(m)	設立年月	用地面積(㎡)	取水可能量(m³/日)	計画取水量(m³/日)	水源井 規模 口径(mm)	水源井 規模 深さ(m)	水源井 規模 種別	水源井 井戸数	取水ポンプ 電動機出力(kW)	取水ポンプ 口径(mm)	取水ポンプ 揚水量(m³/分)	取水ポンプ 揚程(m)	取水ポンプ 台数	配水ポンプ 電動機出力(kW)	配水ポンプ 口径(mm)	配水ポンプ 揚水量(m³/分)	配水ポンプ 揚程(m)	配水ポンプ 台数	浄水設備 装置	浄水設備 能力(m³/日)	浄水設備 台数	浄水設備 消毒機	発電機設備 能力(kVA)	発電機設備 台数	配水池 有効容量(m³)	配水池 池数	配水池 標高(m)	配水池 H.W.L(m)	配水池 底版高(m)
柳津給水	柳津	柳津町丸野 1丁目48	6.7	S41.12	1,329	8,060	4,180	200	130 130	深井戸 深井戸	1 1	30 11	150 100	4.00 1.60	30 25	1 1	30 30 37	125 125 125	2.00 1.60 2.30	60可変 62可変 62可変	2 1 1				2	200	1	2,000	1	6.7	16.6	6.6
	佐波	柳津町上佐波 西5丁目164	6.6	S53.4	1,490	5,760	2,200	400	182	深井戸	1	22	150	2.50	30	1	18.5	100	0.93	56可変	4				2	150	1	2,000	1	6.6	10.5	5.5
雄総給水	雄総	雄総桜町 2丁目16－2	22.0	S27.2	9,401	55,470	49,460	10,000 8,000 4,000	17 11 13	浅井戸	2 1 1	180 170 110 132	350 350 250 300	12.30 12.30 8.00 9.00	65 60 55 55	2 2 1 1	←取水兼用					紫外線処理	39,200	2	3	938	1	1,825 175 雄総第2 11,300 岩野田 4,000	1 1 1 1	61.0 52.0 21.0	62.7 65.0 29.0	58.5 52.1 21.0
	一日市場	一日市場 1丁目215	12.0	S36.3	294	6,000	1,100	400	70	深井戸	2	18.5	125	1.50	47	2	←取水兼用								2	70	1					
	(黒野第1北)	大学北 2丁目62	14.2	S36.8	369	(5,700)	(3,000)	400	70 65	深井戸	1 1	45	125	2.10	83	2	←取水兼用								2	200	1					
	方県	安食字三内前 4－1	18.6	S34.2	147	1,800	1,100	300	50	深井戸	2	30	100	1.30	80	2	←取水兼用								2	100	1	200	1	74.6	77.1	73.8
	(岩野田) 第1	栗野西 1丁目124	21.8	S35.3	416	(15,500)	(11,700)	300	32	深井戸	2	18.5 11	150 125	3.00 2.40	20 17.5	1 1	75 90	200 200	3.50 3.50	78 90	3 1	エアレーション	15,500	1	2	400	1					
	(岩野田) 第2	栗野西 1丁目38	22.2		1,081			400 400 400	40 45 50	深井戸	1 1 1	18.5 18.5	150 200	3.60 3.60	16.7 16.7	1 2																
芥見給水	芥見野村	祇園 1丁目119	32.3	S36.3	1,037	21,800	12,260	500 500 500	53 53 52	深井戸 深井戸 深井戸	3 1 1	45 45 45 55 55	150 150 125 150 150	2.40 2.40 1.80 2.78 2.78	68 68 90 80 80	1 1 1 1 1	←取水兼用								4	360	1	芥見野村 660	1	78.1	86.2	77.8
	(上芥見第1)	上芥見222	32.2	S34.10	314	(2,300)	(2,300)	300	40	深井戸	1	30	100	1.60	65	1	←取水兼用								2	150	1	上芥見第1 255 芥見 5,000	1 1	79.8 72.0	80.8 82.0	77.6 72.0
	日野 第1	日野北 1丁目6－19号	23.4	S33.2	147	3,800	3,300	2,000	10	浅井戸	1	30 30 30	125 125 100	1.20 1.20 1.60	80 80 69	1 1 1	←取水兼用								2	110	1	1,335	1	75.9	87.5	75.7
	日野 第2	日野北 1丁目5－11号	22.3	H10.9	251.6	2,700	2,100	400	21	浅井戸	1	30	125	1.55	75	1	←取水兼用								2	200	1					

ブロック	水源地名	所在地	標高(m)	設立年月	用地面積(㎡)	取水可能量(㎥/日)	計画取水量(㎥/日)	水源井 規模 口径(mm)	水源井 規模 深さ(m)	水源井 規模 種別	水源井 井戸数	取水ポンプ 電動機出力(kW)	取水ポンプ 口径(mm)	取水ポンプ 揚水量(㎥/分)	取水ポンプ 揚程(m)	取水ポンプ 台数	配水ポンプ 電動機出力(kW)	配水ポンプ 口径(mm)	配水ポンプ 揚水量(㎥/分)	配水ポンプ 揚程(m)	配水ポンプ 台数	浄水設備 装置	浄水設備 能力(㎥/日)	浄水設備 台数	浄水設備 消毒機	発電機設備 能力(kVA)	発電機設備 台数	配水池 有効容量(m³)	配水池 池数	配水池 標高(m)	配水池 H.W.L(m)	配水池 底版高(m)
三輪給水	三輪第1	太郎丸字樫木4－2	38.8	S35.10	541	6,300	5,480	400 500	50 51	深井戸 深井戸	1 2	45 45 45	150 150 150	2.00 2.40 2.40	70 70 70	1 1 1	←取水兼用								2	250	1	1,020	1	83.0	91.2	82.8
三輪給水	三輪第2	三輪宮西323	43.1	S35.10	565	8,600	4,460	600	35	深井戸	2	55	150	3.20	70	2	←取水兼用								2	200	1	980	1	83.0	91.5	82.8
三輪給水	(芥見加野)	加野字東畑42	32.1	S40.3	320	(6,000)	(3,700)	2,000	12	浅井戸	1	45	125	2.60	72	1	←取水兼用								1							
木田給水	木田	木田2丁目128-1	13.5	H12.3	3,435	10,400 (13,900)	5,900 (9,400)	500 500 500	149 129 60	深井戸 深井戸 深井戸	1 1 1	45 45 37	150 150 150	2.43 2.43 3.80	65 65 35	1 1 1	45 37	150 150	3.70 3.30	47 40	2 1	除マンガン 〃	3,500 5,500	1 1	4	200	1	2,600	1	13.3	22.0	13.0
木田給水	西郷 第1	中西郷4丁目52	22.0	S30.7	258	6,160	5,560	400	45	深井戸	1	7.5	100	0.70	34	1												1,275	1	52.0	62.6	51.8
木田給水	西郷 第2	中西郷2丁目34	20.8					500	31.5 30.5	深井戸 深井戸	1 1	22 22	150 150	3.50 3.50	24 25	1 1	45 30	125 80	2.43 1.50	67 73	2 1	エアレーション	3,500	1	2	200	1					
木田給水	黒野第2	小野6丁目5	18.5	S33.10	337	2,400	1,000	400	70	深井戸	2	5.5	80	0.80	25	2	22	80	1.40	60	2	エアレーション 除マンガン 〃	1,540 1,540 806	1 1 1	4	150	1	550	1	67.6	72.8	67.5

（イ）加圧ポンプ施設

（　）は加圧タンク

ブロック	施設名	所在地	標高（m）	用地面積（㎡）	加圧ポンプ 電動機出力（kW）	加圧ポンプ 口径（mm）	加圧ポンプ 揚水量（m³／分）	加圧ポンプ 揚程（m）	加圧ポンプ 台数	配水池 有効容量（m³）	配水池 池数	配水池 標高（m）	配水池 H.W.L（m）	配水池 底版高（m）
鏡岩水源	粕森	若宮町１丁目９	13.00	142.80	75	250×200	可変0～8.0	40	2	－	－	－	－	－
	一色団地	長森本町１丁目８－16	13.10	41.43	15 15	65 65	0.50 0.50	85 87	1 1	320	1	60.13	62.83	59.13
	前一色	前一色２丁目３－１	13.20	36.39	1.5	50	0.20	20	2	45	1	40.00	42.50	40.00
雄総水源	雄総殖産団地	長良雄総大門西192－２	23.63	70.68	18.5	80	0.80	87	2	240	1	82.48	82.13	78.68
	真福寺松籟団地	長良2435－120	31.00	161.52	5.5	65	0.60	27	2	(15.7)	(2)	－	－	－
	志段見	長良雄総字坂下812	23.35	51.48	11	100	0.40	71	2	100	1	86.80	90.00	86.50
	岩野田	岩崎字古戦場754－１	21.10	1914.00	55 75	200×150 200	3.31 3.07	62 77	3 2	常磐 290 830	1 1	71.2 76.6	73.4 84.5	69.8 76.5
	八幡洞	粟野西８丁目244	50.83	47.36	3.7	50	0.35	34	1	(6)	(1)	－	－	－
	三田洞	三田洞東３丁目15－１	50.06	120.75	3.7	40	0.25	45	2	20	1	72.15	73.82	72.02
	黒野第一	大学北２丁目26	14.10	359.70	55	150×100	2.57	69	3	4,000	1	52.00	62.00	51.80
	石谷	石谷２丁目19	16.50	70.00	3.7	65	0.40	29	2	200	1	74.50	77.10	74.10
	佐野	佐野字南山833－１	30.30	168.00	3.7	40	0.09	68	2	137	1	73.00	75.60	71.50
芥見水源	高天ヶ原	芥見７丁目81	57.62	122.00	5.5	50	0.26	63	2	60	1	138.02	139.40	137.10
	南山	芥見南山１丁目173	58.03	30.00	2.2	40	0.17	33	2	30	1	79.84	81.37	79.42
	芥見西山	大洞緑山１丁目3373－２	49.30	91.30	5.5	50	0.30	50	2	100	1	85.50	90.70	86.70
	見晴台	天池1丁目12－14	27.80	79.00	7.5	50	0.30	83	2	25	1	99.78	101.13	98.63
	芥見	北山３丁目・桜台２丁目	72.00	12,224.00	30	100	2.20	46	2	435	1	112.60	116.40	112.20
	岩芥見	岩田西３丁目285	29.20	456.00	45	125	1.75	80	3	525	1	86.20	92.10	85.40
三輪	加野団地	加野１丁目53－４	43.18	236.30	22	100	1.00	78	2	215	1	104.18	111.33	104.03
木田	則松	則松５丁目27	23.50	147.00	37	100×80	1.50	72	2	175 300	1 1	84.10 84.00	86.40 87.60	83.10 83.80
	雛倉	雛倉１丁目３－２	49.40	86.00	5.5	40	0.22	85	2	60	1	110.40	113.00	109.70

エ　配水管延長　　（令和２年３月３１日現在）

口　径(㎜)	延　長(m)	口　径(㎜)	延　長(m)	口　径(㎜)	延　長(m)
1,500	781	500	3,788	150	283,340
1,000	1,072	450	863	125	3,164
900	923	400	17,572	100	917,581
800	4,986	350	6,074	75	256,342
700	3,953	300	87,764	65	811
600	1,515	250	31,478	50以下	665,631
550	1,474	200	106,174	合　計	2,395,286

オ　給水の用途別水量及び料金　　（給水戸数は令和２年３月３１日現在）

区分 / 種別		令和元年度実績 給水戸数	使用水量(㎥)	使用料金(円)	比率
第１種	家事用	135,156	29,510,171	3,556,110,157	71.33%
第２種	学校、幼稚園、保育所	325	2,089,880	310,012,065	6.22%
第３種	公衆浴場用	4	3,622	233,270	0.00%
第４種	第１種、第２種、第３種に該当しないもの	19,955	7,428,225	1,118,994,832	22.45%
合　計		155,440	39,031,898	4,985,350,324	100.00%

カ　検針及び徴収

（ア）検　　針

隔月検針制　　昭４３．４．１実施
個人委託制　　昭４５．４．１実施
法人委託制　　平２０．４．１実施
検　針　員　　４３人
（１人１カ月受持件数　平均２，２２６件）
検　針　日　　定例検針日実施
毎月４～２１日（１８日間）

（イ）徴　　収

隔 月 徴 収　　昭４３．４．１実施

（令和元年度実績）

区　分	口　座	個人納付	合　計
収納件数	811,131	202,775	1,013,906
比　率	80.00%	20.00%	100.00%

※収納件数は水道、下水道共通。

キ　水道料金

水　道　料　金　表（１か月につき）

料金表　　平成２６年６月３０日改定（平成２６年１０月１日から適用）

		種別			基本料金	従量料金
給水料金(月)	従量栓給水料金	第１種	家事用		６８５円	１０㎥までの分１㎥につき ５円 １０㎥を超える分１㎥につき １５４円
		第２種	学校・幼稚園・保育所用		５０㎥まで３，６７５円	５０㎥を超える分１㎥につき １５４円
		第３種	公衆浴場用		５０㎥まで１，８４０円	５０㎥を超える分１㎥につき ５０円
		第４種	第１種 第２種 第３種に該当しないもの	口径13、20、25㎜	６８５円	１０㎥までの分１㎥につき ５円 １０㎥を超える分１㎥につき １５４円
				口径40㎜	２０㎥まで２，２７５円	２０㎥を超える分１㎥につき １５４円
				口径50㎜	４０㎥まで５，３５５円	４０㎥を超える分１㎥につき １５４円
				口径75㎜	８０㎥まで１１，５１５円	８０㎥を超える分１㎥につき １５４円
				口径100㎜	１６０㎥まで２３，８３５円	１６０㎥を超える分１㎥につき １５４円
				口径150㎜	３８０㎥まで５７，７１５円	３８０㎥を超える分１㎥につき １５４円

メーター料金	口　径	金　額	口　径	金　額
	１３㎜	７０円	５０㎜	１，２００円
	２０㎜	１８０円	７５㎜	１，８００円
	２５㎜	２２０円	１００㎜	２，０００円
	４０㎜	４００円	１５０㎜	３，７００円

臨時給水料金	上記のそれぞれ２割増
私設消火栓給水料金	（ア）　供給準備料金 １個１か月につき　３３０円 （イ）　給水料金 １回５分又はその端数毎に １個（双口は２個とする。）につき　５５０円

※水道料金は、隔月の定例日（料金算定の基準日として、管理者が定めた日をいう。）に上記料金表に規定する２か月分を基準に算定して得た額に100分の110を乗じた額（１円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

ク　水道水切替工事助成金

本市は、良質かつ豊富な地下水に恵まれているため井戸水の利用者が多いことから、水道の普及促進を図るため水道水への切替工事に対して助成金を交付している。

（ア）交付要件

給水装置の新設工事で、揚水ポンプを撤去し井戸水をすべて上水道に切り替える工事を行う場合。

（イ）助成金の額

区　　分	金　額（円）
下水道利用者が切り替えた場合	４０，０００
上記以外の場合	２０，０００

（３）第１０期拡張事業

平成２７年２月に、取水地点の変更を主とした第１０期拡張事業認可を取得し、事業を進めている。

ア　計画の規模

目標年次		令和６年度
給水区域面積		13,930ha
計画給水人口		356,100人
計画普及率		87.3%
計画給水量	1日平均給水量	149,400㎥
	1日最大給水量	177,300㎥
施工年次		平成26～令和６年度
総事業費	88,649億円	起債　60,320億円 自己資金　28,329億円
事業内容		下記イの実施状況に示す計画のとおり

イ　実施状況

平成２６年度を初年度とした、１１か年計画の第１０期拡張事業は、年次計画に基づき事業を施行中である。

なお、計画及び進捗状況は次のとおりである。

区　　分	計　　画	
配水管布設工事費	φ400～75㎜	ℓ＝24,434m 5,733,987千円
原水及び浄水設備工事費	浄水施設工事及び配水池築造工事他	2,187,905千円
事務費		943,000千円
合計		8,864,892千円

区　　分	令和元年度末までの実績	進捗率
配水管布設工事費	ℓ＝35,810m 2,228,224千円	38.9%
原水及び浄水設備工事費	岩野田加圧施設電気設備工事ほか 1,577,746千円	72.1%
事務費	577,673千円	61.3%
合計	4,383,643千円	49.4%

注１：消費税込みの数値である。

注２：令和元年度末までの実績は、令和元年度繰越を含まない。

（４）水道整備事業

現在、水道は、市民生活や産業活動において欠くことのできないライフラインとして、未給水区域の解消はもとより、安全でおいしい水を安定して供給する施設づくりが強く求められている。

昭和６３年度に、昭和３０年以前に布設された鋳鉄管や石綿管等が、赤水の発生や破裂事故の一因ともなっていたことから、第１期水道整備事業に着手し、平成７年度から第２期水道整備事業、平成９年度からは石綿管の早期更新と老朽管及び水源施設の更新増による基幹設備の早期充実を図るため、第２期１次変更水道整備事業を進めた。

平成１７年度からは、残存する老朽管及び水源施設の更新による基幹施設の充実を図るため、第３期水道整備事業を進め、平成２３年度からは、岐阜市水道ビジョンの基本目標である「安全で安心な水道」、「災害に強い水道」を実現するため、施設の耐震化も考慮した第４期水道整備事業を進めた。

平成２８年度からは、管路の耐震化、更新をより効率的・効果的に行う第５期水道整備事業を進めている。

ア　計画の規模

目標年次	令和２年度
施工年次	平成28～令和２年度
総事業費	8,386,490千円
事業内容	下記イの実施状況に示す計画のとおり

イ　実施状況

平成２８年度を初年度とした５か年計画の第５期水道整備事業は、年次計画に基づき事業を施行中である。

なお、整備計画及び進捗状況は次のとおりである。

区　分	計　　画	
工　事　費	配水管 整　備	ℓ＝106,613m 6,360,355千円
	水道施設 整　備	ポンプ整備ほか 1,418,620千円
事　務　費		607,515千円
合　計		8,386,490千円

区　分	令和元年度末までの実績		進捗率
工事費	配水管 整　備	ℓ＝87,293m 5,732,466千円	90.1%
	水道施設 整　備	市橋水源地遠方監視制御装置更新工事ほか 920,015千円	64.9%
事務費		507,141千円	83.5%
合　計		7,159,622千円	85.4%

注1：消費税込みの数値である。
注2：令和元年度末までの実績は、令和元年度繰越を含まない。

（5）財 政 状 況

ア　収益的収入及び支出

（収　入）

区　　分	令和２年度予算額		令和元年度決算額		平成３０年度決算額	
	金　額（円）	構成比	金　額（円）	構成比	金　額（円）	構成比
水道事業収益	6,035,517,000	100.0	5,981,853,948	100.0	5,979,294,960	100.0
営業収益	5,767,700,000	95.5	5,709,635,022	95.4	5,715,094,362	95.6
営業外収益	257,592,000	4.3	272,218,926	4.6	264,200,598	4.4
特別利益	10,225,000	0.2	0	0.0	0	0.0

（支　出）

区　　分	令和２年度予算額		令和元年度決算額		平成３０年度決算額	
	金　額（円）	構成比	金　額（円）	構成比	金　額（円）	構成比
水道事業費	5,079,154,000	100.0	4,883,579,125	100.0	4,913,327,802	100.0
営業費用	4,305,181,000	84.8	4,112,539,374	84.2	4,091,016,207	83.3
営業外費用	768,973,000	15.1	762,834,391	15.6	822,311,595	16.7
特別損失	0	0.0	8,205,360	0.2	0	0.0
予備費	5,000,000	0.1	0	0.0	0	0.0

イ　資本的収入及び支出

（収　入）

区　　分	令和２年度予算額		令和元年度決算額		平成３０年度決算額	
	金　額（円）	構成比	金　額（円）	構成比	金　額（円）	構成比
資本的収入	1,498,059,000	100.0	1,350,437,517	100.0	1,491,559,922	100.0
企業債	1,263,600,000	84.4	1,127,100,000	83.5	1,191,500,000	79.9
国県補助金	4,400,000	0.3	16,100,000	1.2	23,400,000	1.6
一般会計補助金	26,170,000	1.7	24,691,334	1.8	25,502,564	1.7
負担金	94,718,000	6.3	170,000,183	12.6	139,657,358	9.3
固定資産売却代金	11,571,000	0.8	12,546,000	0.9	0	0.0
出資金	97,600,000	6.5	0	0.0	111,500,000	7.5

（支　出）

区　　分	令和２年度予算額		令和元年度決算額		平成３０年度決算額	
	金　額（円）	構成比	金　額（円）	構成比	金　額（円）	構成比
資本的支出	4,727,593,000	100.0	4,657,058,545	100.0	4,655,432,307	100.0
建設改良費	2,556,000,000	54.1	2,475,977,329	53.2	2,459,539,529	52.8
企業債償還金	2,171,593,000	45.9	2,181,081,216	46.8	2,195,892,778	47.2

（６）水道経営分析（令和元年度）

	項目	算出基礎		算出方法	数値
1	普及率	行政区域内人口 (A) 408,109 (人)	現在給水人口 (B) 348,961 (人)	(B)/(A) ×100	(%) 85.5
2	有収率	年間総配水量 (A) 52,644,188 (m^3)	年間総有収水量 (B) 39,031,898 (m^3)	(B)/(A) ×100	(%) 74.1
3	負荷率	一日最大配水量 (A) 156,662 (m^3)	一日平均配水量 (B) 143,837 (m^3)	(B)/(A) ×100	(%) 91.8
4	施設利用率	一日配水能力 (A) 254,376 (m^3)	一日平均配水量 (B) 143,837 (m^3)	(B)/(A) ×100	(%) 56.5
5	配水管使用効率	導送配水管延長 (A) 2,395,286 (m)	年間総配水量 (B) 52,644,188 (m^3)	(B)/(A)	(m^3／m) 21.98
6	最大稼働率	一日配水能力 (A) 254,376 (m^3)	一日最大配水量 (B) 156,662 (m^3)	(B)/(A) ×100	(%) 61.6
7	固定資産使用効率	有形固定資産 (A) 5,240,066 (万円)	年間総配水量 (B) 52,644,188 (m^3)	(B)/(A)	(m^3／万円) 10.05
8	供給単価	年間総有収水量 (A) 39,031,898 (m^3)	給水収益 (B) 5,240,179,820 (円)	(B)/(A)	(円／m^3) 134.25
9	給水原価	年間総有収水量 (A) 39,031,898 (m^3)	経常費用−受託工事費−長期前受金戻入 (B) 4,350,220,486 (円)	(B)/(A)	(円／m^3) 111.45
10	１人１日平均有収水量	現在給水人口 (A) 348,961 (人)	年間有収水量÷年間日数 (B) 106,644,530 (ℓ)	(B)/(A)	(ℓ) 306
11	職員１人当たり営業収益	損益勘定職員数 (A) 69 (人)	営業収益 (B) 5,256,124 (千円)	(B)/(A)	(千円) 76,176
12	職員１人当たり給水人口	損益勘定職員数 (A) 69 (人)	現在給水人口 (B) 348,961 (人)	(B)/(A)	(人) 5,057
13	職員１人当たり有収水量	損益勘定職員数 (A) 69 (人)	年間総有収水量 (B) 39,031,898 (m^3)	(B)/(A)	(m^3) 565,680
14	営業収益に対する職員給与費の割合	営業収益 (A) 5,256,124,058 (円)	職員給与費 (B) 649,088,679 (円)	(B)/(A) ×100	(%) 12.3
15	費用中に占める支払利息の割合	経常費用 (A) 4,610,949,391 (円)	支払利息 (B) 587,002,628 (円)	(B)/(A) ×100	(%) 12.7
16	費用中に占める減価償却費の割合	経常費用 (A) 4,610,949,391 (円)	減価償却費 (B) 2,261,074,381 (円)	(B)/(A) ×100	(%) 49.0
17	有収水量１m^3当たり電力使用料金	年間総有収水量 (A) 39,031,898 (m^3)	動力費 (B) 270,336,366 (円)	(B)/(A)	(円) 6.93
18	固定資産対長期資本比率	資本金+剰余金+固定負債+繰延収益 (A) 53,228,075,692 (円)	固定資産 (B) 52,401,656,049 (円)	(B)/(A) ×100	(%) 98.4
19	企業債元利償還額の料金収入に対する割合	料金収入 (A) 5,240,179,820 (円)	建設改良のための企業債元利償還金 (B) 2,768,083,844 (円)	(B)/(A) ×100	(%) 52.8

2　下　水　道

（１）沿　　革

本市の下水道は、昭和９年７月に、当時では画期的な汚水と雨水を分けて処理する分流式下水道を日本で最初に採用し、旧市街地４９０ｈａを対象として着工した。昭和１２年７月には下水処理場（現中部プラント）が処理を開始し、当時の東京市、名古屋市、京都市、豊橋市に次ぐ国内５番目の下水処理場を有する都市となった。その後、昭和１８年３月までに約３００万円を投じ、中部処理区が完成した。

昭和２０年には戦災により大きな被害を受けたが、戦災復興事業として昭和２６年までに復旧を完了し、翌昭和２７年からは一部区域の拡大を図り、昭和３８年までに計７４１ｈａの整備が完了した。

これと前後し、昭和３７年には、戦後特に住居地区・文教地区として著しく発展していた長良川以北の地域を対象とした北部処理区の整備事業に着工し、北部プラントが昭和４１年７月に一次処理、昭和４３年５月に二次処理を開始、汚水中継施設とし

て則武ポンプ場が平成元年７月に稼働を開始した。

また、県庁を中心に急速に市街化しつつあった南部地域を対象とした南部処理区は、昭和４５年に整備事業に着工し、南部プラントが昭和４８年６月に処理を開始、汚水中継施設として須賀ポンプ場が昭和６１年４月に稼働を開始した。

平成１０年には、北西部地域を対象とした北西部処理区の整備事業に着工し、平成１４年１２月に木田・七郷・合渡地区の一部を供用開始し、北西部プラントが平成１６年２月に処理を開始した。

流域関連公共下水道では、昭和５９年には旧市街地に隣接し市街化の進んでいた長森・日野地区を東部第１処理分区及び東部第２処理分区、平成元年には宅地開発等が進んでいた芥見・岩地区を芥見処理分区、平成７年には前年に市街化区域へ編入された南西部地区を日置江処理分区、さらに平成１９年には住宅団地や住居系の地域がある藍川・三輪地区を北東部処理分区として順次着工し、平成３年４月に東部第１・東部第２処理分区、平成４年３月に芥見処理分区、平成９年３月に日置江処理分区、平成２３年３月に北東部処理分区の供用を開始した。また、平成１８年１月には羽島郡柳津町との合併に伴い、平成７年４月より順次供用を開始していた柳津東、柳津西、佐波、高桑の４つの処理分区が編入された。

汚水処理に伴い永続的に発生する下水汚泥を有効利用する取り組みとして、平成６年から汚泥焼却灰から製造した焼成れんがの販売（現在製造終了、販売継続）を開始したが、平成２０年かられんがに代わる新たな取り組みとして、汚泥焼却灰から希少資源である「りん」を回収する施設の建設に着手し、平成２１年度末に完成した。また、３県１市（愛知県・岐阜県・三重県・名古屋市）が策定した伊勢湾特定水域高度処理基本計画や、岐阜県が策定した木曽川及び長良川流域別下水道整備総合計画を受け、全プラントで高度処理を導入している。

このほか、市街地の浸水被害を解消するため雨水事業により市内各排水区において雨水渠の整備を進めており、中部排水区では昭和５７年４月に伊奈波貯留槽、平成２６年１１月に梶川町貯留槽が稼働を開始、また北部排水区では平成１６年から雄総排水ポンプ場に着工し、平成１９年度末に完成した。

（２）概　　要

現在、単独公共下水道として第２６次変更事業計画（平成２９年３月）による中部、北部、南部及び北西部処理区の６，０８７ｈａ、流域関連公共下水道として第１０次変更事業計画（平成２８年２月）による東部第１・第２、芥見、日置江、北東部、柳津東、柳津西、佐波及び高桑処理分区の２，６７３ｈａ、合計８，７６０ｈａについて事業を進めている。

令和元年度末の処理面積は、単独公共下水道　５，７９３ｈａと流域関連公共下水道２，２１１ｈａの合わせて８，００４ｈａとなっている。

拡　張　計　画　及　び　現　況　（令和２年３月３１日現在）

区分		拡張計画及び現況										合計
		単独公共下水道				流域関連公共下水道						
		中部処理区	北部処理区	南部処理区	北西部処理区	東部第１処理分区	東部第２処理分区	芥見処理分区	北東部処理分区	日置江処理分区	柳津地域	
処理面積 (ha)	計画	625	1,621	2,336	1,505	913	185	489	498	157	431	8,760
	現況	625	1,596	2,319	1,253	786	184	416	308	124	393	8,004
処理人口 (人)	計画	40,580	82,940	103,630	41,870	40,640	9,400	20,240	12,120	3,680	11,990	367,090
	現況	39,490	84,160	109,980	51,060	41,900	9,580	18,840	11,880	3,670	12,330	382,890
処理能力 (㎥／日)	計画	33,100	44,100	71,700	21,700	－	－	－	－	－	－	170,600
	現況	33,100	44,100	71,700	21,700	－	－	－	－	－	－	170,600
流入水量 (㎥／日)	現況	20,275	34,758	60,871	10,828	14,543	2,540	8,355		4,645		156,815
汚水管延長 (m)	現況	172,599	469,366	578,649	341,983	249,097	50,394	133,078	106,087	35,844	101,471	2,238,568
計画年次 (年度)	計画	S.9 ～R.3	S.37 ～R.3	S.45 ～R.3	H.10 ～R.3	S.58 ～R.2	S.58 ～R.2	H.1 ～R.2	H.17 ～R.2	H.6 ～R.2	S.63 ～R.2	－
建設事業費 (百万円)	現況	21,053	31,444	42,228	43,866	17,628	3,511	10,818	10,397	2,467	11,069	194,481
排除方式	現況	分流式										－
処理方式	現況	凝集剤併用型ステップ流入式多段硝化脱窒法＋急速ろ過法	嫌気好気活性汚泥法		凝集剤併用型循環式硝化脱窒法＋急速ろ過法	木曽川右岸流域下水道に接続（岐阜県各務原浄化センター）						－

注；計画欄数値は、事業計画数値である。
汚水管延長は、令和元年度繰越を含み、令和２年度繰越を含まない。
建設事業費は、雨水管渠及び雨水ポンプ場に係る事業費を含む。
柳津地域欄数値は、高桑、佐波、柳津西、柳津東の４処理分区の合計値である。

ア　普及状況　（令和２年３月３１日現在）

区分		数量	普及数量	率（%）	備考
普及率	行政人口（人）	408,109	382,890	93.8	行政区域内人口に対する処理人口の率
水洗化率	処理人口（人）	382,890	330,630	86.4	処理人口に対する水洗化人口の率
	処理戸数（戸）	185,470	159,168	85.8	処理戸数に対する水洗化戸数の率
整備率	計画決定面積(処理区域)(ha)	9,150	8,004	87.5	処理区域の都市計画決定面積に対する処理面積の率
	事業計画面積（ｈａ）	8,760	8,004	91.4	事業計画面積に対する処理面積の率

イ　種別汚水排除戸数　（令和２年３月３１日現在）

区分	戸数	構成比
第１種（家事用）	１４２，７６４	８９．７０％
第２種（学校、幼稚園、保育所用）	２５２	０．１６％
第３種（公衆浴場用）	７	０．００％
第４種（第１～第３種に該当しないもの）	１６，１４５	１０．１４％
合計	１５９，１６８	１００．００％

ウ　下水道の進捗状況　（令和２年３月３１日現在）

区分		事業計画	令和２年度迄の実績	進捗率
事業費	管渠	１３８，５７１　百万円	１３２，７７２　百万円	９５．８％
	ポンプ場	３，４１０　百万円	３，２５０　百万円	９５．３％
	プラント	６４，４３９　百万円	５８，５０９　百万円	９０．８％
	計	２０６，４２０　百万円	１９４，４８１　百万円	９４．２％

注；雨水管渠及び雨水ポンプ場に係る事業費を含む。

エ　プラントの概要（事業計画分）

区分＼名称	中部プラント	北部プラント	南部プラント	北西部プラント	備考
位置	岐阜市祈年町４丁目	岐阜市西中島６丁目	岐阜市南鶉６丁目	岐阜市曽我屋８丁目	平成29年３月変更
敷地面積	２．２０ ha	３．９１ ha	３．９２ ha	７．６６ ha	
計画処理能力	33,100m³/日	44,100m³/日	71,700m³/日	21,700m³/日	
水処理方式（計画）	凝集剤併用型ステップ流入式多段硝化脱窒法＋急速ろ過法	嫌気好気活性汚泥法	嫌気好気活性汚泥法	凝集剤併用型循環式硝化脱窒法＋急速ろ過法	
汚泥処理方式	濃縮→脱水→北部へ搬送	濃縮→脱水→焼却→りん回収	濃縮→脱水→焼却→北部へ搬送	北部へ圧送	
放流先河川	新荒田川	伊自良川	境川	根尾川（伊自良川）	
処理開始年月日	昭和12年７月１日	昭和41年７月１日	昭和48年６月７日	平成16年２月７日	

オ　受益者負担金制度の導入

（ア）導入の経過

受益者負担金は、昭和３８年の生活環境施設整備緊急措置法に基づく下水道整備５箇年計画により下水道を計画的に整備するため、その財源確保の一方策として受益者負担金制度の採用が提言され、国においても制度採用都市には国庫補助金の増大及び起債の許可を優先的に考慮するなど積極的指導がなされてきた。

本市における下水道は、昭和９年以来拡充整備してきたが、都市周辺部の急激な発展に伴い、公害対策、環境衛生の面からも下水道建設要望は強く、早急に整備する必要にせまられた。計画されている北部排水区及び南部排水区の整備には莫大な建設費が必要となり、限られた財源ではいつまでも下水道の普及はなく、建設財源を確保することが必要となり、その財源として昭和４５年度から受益者負担金制度を導入することとなった。

（イ）負担率の決定

受益者負担率は１／３～１／５の範囲とされているが、本市の場合は１／５と最低の率で決定された。

（ウ）導入にあたっての問題点

昭和９年以来の下水道建設により負担金賦課時点での整備は、中心部はもちろんのこと長良川以北地区一部についても下水道が完備していたので、この既設地区からの負担金徴収が難しいと考えられたが、負担の公平を保つため既設地区からも徴収することと決定された。

（エ）住民への説明

既設地区については、自治会単位で説明会を開催した。その後各町内からの申出、希望により説明会を開催している。

（オ）農地への賦課

農地については、申請により農地転用まで徴収を猶予する。ただし、市街化の著しい区域の農地については、この限りでないとし、現在に至っている。

（カ）納付方法

昭和３６年度以前に施行済の中部排水区は８か年分割納付、その他の地区については５か年分割納付とし、それぞれ１年を４期に分けて納付する。

（キ）負担金の減免

①　国又は地方公共団体が公共の用に供することを予定している土地

②　国又は地方公共団体が公用に供し又は供することを予定している土地

・学校教育法第１条に規定する学校の用地
・社会福祉法第２条第２項及び第３項に規定する社会福祉施設に用する土地
・警察法務収容施設用地
・病院用地
・一般庁舎用地
・消防施設用地
・公務員宿舎用地
・その他の建物の土地

③　国又は地方公共団体がその企業の用に供している土地

④　公の生活扶助を受けている者又はこれに準ずる者が所有若しくは使用する土地

・生活保護法により生活扶助を受けている者が所有若しくは使用する土地
・生活保護法により生活扶助以外の扶助を受けている者又はこれに準ずる者が所有若しくは使用する土地

⑤　文化財である土地又は文化財である建物その他工作物の土地

⑥　その他その状況により特に負担金を減免する必要があると認められる土地

・社会福祉法第２２条に規定する社会福祉法人が同法第２条第２項又は第３項に規定する事業のために設置する施設の用地
・私立学校法第３条に規定する学校法人が設置するもので、教育の目的に使用している土地
・墓地、埋葬等に関する法律第２条第５項に規定する墓地
・宗教法人法第４条第２項に規定する宗教法人が同法第３条に規定する境内地として使用している土地
・鉄道事業法第２条第２項、第３項又は第４項に規定する事業の用に供する施設の用地
・自治会等が管理する施設に係る用地
・水路及び公道に準ずる私道
・電気設備に関する技術基準を定める省令の規定により建造物の築造が禁止されている特別高圧架空電線下の用地又は架空電線路の鉄塔用地
・その他実情に応じて減免を必要とする土地

（ク）負担金の猶予

①　災害、盗難、家族の病気、負傷等の場合、それぞれの関係機関の証明書の取得により１年～２年以内の徴収猶予が決められている。

②　農地の場合、受益者からの申請により農地転用まで徴収を猶予する。

（ケ）負担区制導入の経緯

本市の受益者負担金は、北部及び南部排水区の拡張に伴う財源確保のために昭和４５年度から導入されたものであるが、当時既に施工済の中部・北部排水区についても遡及して負担金を徴収することとし、中部・北部・南部排水区の一体性と継続性を考慮して同一負担金とした。

これら中部、北部及び南部排水区の下水道整備がほぼ完了し、平成３年４月から供用が開始されている木曽川右岸流域下水道に接続する東部、芥見排水区の整備が進み、また将来北西部地域においても計画があることなど総合的判断を加えると、現行制度をそのまま移行することは著しく妥当性を欠き、かつ公正な負担金制度を維持することが困難と考えられ、平成２年７月４日岐阜市公営企業経営審議会に対し見直しの諮問がなされた。平成２年１０月２９日に提出された答申の中で公平かつ妥当な負担金額の設定として、負担区制の導入についての答申が出された。（第１負担区、第２負担区の制定）

その後、本市では下水道整備区域の拡張計画が進められ、平成１０年８月新たな単独公共下水道として北西部排水区域の事業認可を取得し、この区域の下水道整備を円滑に推進するために必要な建設財源としての受益者負担金を設定する必要が生じたことから、平成１１年７月１２日市長から岐阜市公営企業経営審議会に対し諮問がなされた。平成１１年８月１１日に提出された答申の中で負担の軽減に配慮した公正かつ公平な負担金額の設定として、新たな負担区の答申が出された。（第３負担区の制定）

平成１８年１月１日旧柳津町との合併により旧柳津町における処理分区を第４負担区として設けた。（第４負担区の制定）

新たに整備される区域として、平成１８年１月に流域関連公共下水道として北東部排水区域の事業認可を取得した。また、この区域の受益者負担金の設定にあたり岐阜市公営企業経営審議会で審議が行われ、平成１９年１月１１日に岐阜市長に答申され、平成１９年第１回市議会定例会にて第３負担区に北東部排水区を加え単位負担金額が決定した。

市街化区域の整備が概ね完了した後、良好な水環境の保全という環境対策の面からも市街化区域の整備に引き続き、市街化調整区域の整備が必要である。このことから、市街化調整区域における下水道に伴う負担のあり方について、岐阜市公営企業経営審議会で審議が行われ、平成２１年１２月２１日に岐阜市長に答申され、平成２２年第１回市議会定例会にて、市街化調整区域を第５負担区と定め、受益者負担金の単位負担金額を決定した。（第５負担区の制定）

（コ）負担区分

負担区	負担区の推移	１㎡当たりの単位負担金額(円)
第１負担区	中部、北部及び南部処理区	５０円
第２負担区	東部第１、東部第２、芥見及び日置江処理分区	１５０円
第３負担区	北西部処理区 北東部処理分区	２３０円
第４負担区	柳津東、柳津西、佐波及び高桑処理分区	４２０円
第５負担区	市街化調整区域（市長が定める区域をいう。ただし、第１負担区から第４負担区までに含まれる区域を除く。）	２５０円

（サ）前納報奨金制度の経緯

前納報奨金制度とは、受益者が納期到来前の受益者負担金納付額を一括納付する際、報奨金交付基準に交付しており、昭和４５年度の受益者負担金制度の導入当初より、受益者負担金の早期納付の促進を目的とし導入された。

平成１１年度に市税等の報奨金制度の見直しによる制度廃止に伴い、受益者負担金の報奨金の全期前納交付率を１７．７％から８．８５％に引き下げた。

令和元年１２月の岐阜市上下水道事業経営審議会での審議を経て、経過措置を設けたうえで、令和２年４月１日に廃止した。

カ　水洗便所の普及

本市は下水道に対する市民の理解が極めて深く、その普及は高率を示しているが、なお次のような普及施策を設けている。

（ア）助成金（平成１５年３月３１日改正）

昭和３１年４月１日制度新設

①　水洗便所改造等工事助成金（新築家屋を除く）

交付条件

区　　分	公共下水道が使用できるようになった日から３年以内若しくは１年以内に工事を行った場合
市民税均等割または非課税の場合	３０，０００円
上記以外の場合	２０，０００円

② 共用管布設工事助成金（新築家屋を除く）
５，０００円

③ 水路越工事助成金（下水本管工事と同時に下水取付管を官民境界まで設置したものを除く）

伏越し（水路越工事１件につき）

水路の幅員	金額(円)	摘要
1.8m以上 2.5m未満	83,000	水路の深さが1.4mを超える場合は0.2m増すごとに11,000円を加算する
2.5m以上 3.0m未満	87,000	
3.0m以上 3.5m未満	91,000	
3.5m以上	95,000	

上越し（水路越工事１件につき）

水路の幅員	金額(円)	摘要
2.0m以上 2.5m未満	80,000	水路の深さが1.5mを超える場合を対象とする
2.5m以上 3.0m未満	89,000	
3.0m以上 3.5m未満	105,000	
3.5m以上	116,000	

（イ）融資あっ旋制度（平成１７年１月２６日改正）
※（昭和６２年４月１日制度新設）
融資額　一世帯につき１００万円以内
融資利率　年１．８％
（制度新設時は年４．９８％）
償還方法　元利均等割賦償還
償還期間　６月以上６０月以内とし、６月を１単位とする。

（ウ）利子補給制度（平成１７年１月２６日改正）
※（平成５年４月１日制度新設）
融資あっ旋制度の利用者に対し、返済利子の一部を利子補給する。
利子補給利率　年０．９％
支払期日　年２回（３月・９月）

（エ）私道への布設
水洗化の普及促進を図るため、下記の条件を満たしている場合は、市において公共下水道としての築造及び管理を行う。ただし、官公社宅、公団住宅等の民有道路敷及び開発行為区域内は除く。
（イ）私道を無償で使用することについて、当該私道の所有者の全員が承諾していること。
（ロ）私道の幅員１．８メートル以上あり、工事可能で道路としての形態を有していること。
（ハ）即時下水道使用戸数が２戸以上であること。

キ　下水料金

下水料金表（１か月につき）

料金表　令和元年１２月１７日改定（令和２年４月１日から適用）

種別		基本料金	従量料金	
下水料金(月) 汚水料金	一般汚水	９８０円	１０㎥までの分	１㎥につき　３１円／㎥
			１０㎥を超え２０㎥までの分	１㎥につき　１２０円／㎥
			２０㎥を超え５０㎥までの分	１㎥につき　１３３円／㎥
			５０㎥を超え５００㎥までの分	１㎥につき　１４０円／㎥
			５００㎥を超え１０，０００㎥までの分	１㎥につき　１４８円／㎥
			１０，０００㎥を超える分	１㎥につき　１５５円／㎥
	公衆浴場汚水	９８０円	１０㎥までの分	１㎥につき　７円／㎥
			１０㎥を超える分	１㎥につき　２４円／㎥
水質料金	一定の水質以上の汚水を放流するものは、前記当該種別料金のほかにその濃度に応じて、１m³につき２４０円以内においてこれを増徴する。			
雨水料金	雨水放流面積１㎡につき１か月１５円（管理者においてやむを得ないと認めたものに限る。）			
計測器料金　１個　２０，０００円以内 ディスポーザーを使用する場合（ディスポーザーに併せて排水処理装置を設置する場合を除く。）１台につき４００円				

※　下水料金は、隔月の定例日（料金算定の基準日として、管理者が定めた日をいう。）に規定する２か月分を基準に算定して得た額に100分の110を乗じた額（１円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額）とする。

◎　下水道へ放流される汚水量の認定
使用者が放流する汚水の量の認定は、次の区分による。
１　水道水を使用した場合においては、水道水の使用水量をもってその放流量とみなす。
２　井戸水等を使用した場合においては、計測（管理者の認める計測器による計測）にもとづく水量をもって放流量とみなす。
３　管理者が前各号によりがたいと認める場合は、管理者の認定する水量をもって放流量とみなす。
４　管理者は第２号の計測をするため、適当な場所に計測のための装置を取り付けるものとする。この場合、使用者は、装置の取付けを拒み、又は妨げることはできない。

井　戸　水　放　流　量　認　定　基　準　表　（１か月につき）

令和元年１２月１７日改定

種別			水量
第１種		家事用	１人　１２㎥、２人　１９㎥、３人　２５㎥、４人　２７㎥、５人　３０．５㎥、６人　３８㎥、以後１人増すごとに３．５㎥加えた量
第２種		学校、幼稚園、保育所用	削除
第３種		公衆浴場用	管理者の認定する量
第４種	ア	削除	
	イ	ホテル及び旅館	管理者の認定する量
	ウ	劇場、映画館その他興行場	定員に０．３㎥を乗じた量
	エ	管理者が定める職種	２人まで３０㎥、以後１人増すごとに１４㎥加えた量
	オ	官公署、事務所及びイ、ウ、エに属さない営業	５人まで２１㎥、６人以上１０人まで３２㎥、以後１０人又はその端数ごとに１３㎥加えた量
	カ	削除	

※水道と井戸水併用時の放流量について（平成２４年４月４日改定）水道水と井戸水の合算使用量

（３）流域下水道計画

ア　計画と岐阜市

昭和４５年１２月のいわゆる公害国会において下水道法が一部改正され、この改正により公害対策基本法による水質環境基準が設定された水域について、土地及び水利用の見通し等を勘案して流域別下水道整備総合計画が策定されることになった。

木曽川及び長良川流域を市町の行政区域にとらわれず広域的な環境整備を経済的かつ合理的に達成するため、昭和４９年８月に本市を含む４市９町（市町合併により、現在は４市６町）において木曽川右岸流域下水道の当初計画決定が行われた。

岐阜市分は、当初既設区域の中部処理区と４流域関連処理分区が決定されたが、昭和５７年２月に中部処理区を除き、現在では、東部第１、東部第２、芥見、日置江、北東部、柳津東、柳津西、佐波及び高桑処理分区の合計２，８６０ｈａの計画である。

イ　事業概要

（ア）事業主体

岐阜県

（イ）関連市町村（４市６町）

岐阜市、各務原市、美濃加茂市、可児市、笠松町、坂祝町、八百津町、御嵩町、岐南町、川辺町

（ウ）排除方式

分流式

（エ）全体計画内容

（令和２年３月３１日現在）

計画規模	全体計画
計画処理区域面積	約16,773ha
計画人口	466,200人
計画処理水量	日最大　241,815㎥／日
浄化センター	１箇所
ポンプ場	４箇所
幹線管渠延長	77,640m

（オ）浄化センターの概要

（令和２年３月３１日現在）

名称	岐阜県各務原浄化センター
位置	各務原市下切町、松本町、前渡西町及び前渡東町地内
敷地面積	約37ha
計画処理能力	日最大　242,000㎥／日
処理方式	標準活性汚泥法＋急速ろ過法 嫌気・無酸素・好気法＋急速ろ過法 ステップ流入式多段硝化脱窒法＋凝集削添加＋急速ろ過法
放流先河川	木曽川、境川（長良川）
維持管理業務	(財)岐阜県浄水事業公社(平成２年９月20日設立)に委託

（４）下水汚泥の有効利用

下水汚泥の有効利用として、平成６年から焼成れんがを製造販売し、「循環型社会の実現」に大きく寄与してきたが、平成２０年かられんがに代わる新たな取り組みとして、汚泥焼却灰から希少資源である「りん」を回収する施設の建設に着手し、平成２１年度末に完成した。

（５）財 政 状 況

ア　収益的収入及び支出

（収　入）

区　　分	令和２年度予算額		令和元年度決算額		平成３０年度決算額	
	金　額（円）	構成比	金　額（円）	構成比	金　額（円）	構成比
下水道事業収益	9,030,249,000	100.0	8,751,259,786	100.0	8,803,986,530	100.0
営業収益	6,934,496,000	76.8	6,233,980,901	71.2	6,219,345,080	70.6
営業外収益	2,093,072,000	23.2	2,517,278,885	28.8	2,584,641,450	29.4
特別利益	2,681,000	0.0	0	0.0	0	0.0

（支　出）

区　　分	令和２年度予算額		令和元年度決算額		平成３０年度決算額	
	金　額（円）	構成比	金　額（円）	構成比	金　額（円）	構成比
下水道事業費	8,541,455,000	100.0	8,039,925,725	100.0	8,075,571,082	100.0
営業費用	7,303,592,000	85.5	6,878,926,276	85.6	6,834,973,489	84.6
営業外費用	1,232,863,000	14.4	1,160,999,449	14.4	1,240,597,593	15.4
予備費	5,000,000	0.1	0	0.0	0	0.0

イ　資本的収入及び支出

（収　入）

区　　分	令和２年度予算額		令和元年度決算額		平成３０年度決算額	
	金　額（円）	構成比	金　額（円）	構成比	金　額（円）	構成比
資本的収入	4,045,662,000	100.0	4,703,317,525	100.0	4,088,907,610	100.0
企業債	2,616,700,000	64.7	2,882,400,000	61.3	2,716,000,000	66.4
国県補助金	613,369,000	15.2	1,318,323,398	28.0	839,903,310	20.5
一般会計補助金	691,912,000	17.1	391,420,956	8.3	423,229,828	10.4
負担金	95,211,000	2.3	111,173,171	2.4	109,774,472	2.7
固定資産売却代金	28,470,000	0.7	0	0.0	0	0.0

（支　出）

区　　分	令和２年度予算額		令和元年度決算額		平成３０年度決算額	
	金　額（円）	構成比	金　額（円）	構成比	金　額（円）	構成比
資本的支出	7,016,742,000	100.0	7,548,049,872	100.0	7,143,009,382	100.0
建設改良費	2,642,556,000	37.7	3,309,600,175	43.8	3,035,924,471	42.5
企業債償還金	4,374,186,000	62.3	4,238,449,697	56.2	4,107,084,911	57.5

（6）下水道経営分析（令和元年度）

	項目	算出基礎		算出方法	数値
1	普及率	行政区域内人口 (A) 408,109 (人)	現在処理区域内人口 (B) 382,890 (人)	(B)/(A) ×100	(%) 93.8
2	水洗化率	現在処理区域内人口 (A) 382,890 (人)	現在水洗便所設置済人口 (B) 330,630 (人)	(B)/(A) ×100	(%) 86.4
3	有収率	年間総処理水量 (A) 57,394,144 (m^3)	年間総有収水量 (B) 44,091,736 (m^3)	(B)/(A) ×100	(%) 76.8
4	負荷率	一日最大処理水量 (A) 153,963 (m^3)	現在晴天時平均処理水量 (B) 118,010 (m^3)	(B)/(A) ×100	(%) 76.6
5	終末処理場施設利用効率	現在晴天時処理能力 (A) 170,600 (m^3)	現在晴天時平均処理水量 (B) 118,010 (m^3)	(B)/(A) ×100	(%) 69.2
6	管渠使用効率	管渠延長 (A) 2,238,568 (m)	年間総処理水量 (B) 57,394,144 (m^3)	(B)/(A)	(m^3/m) 25.6
7	最大稼働率	現在晴天時処理能力 (A) 170,600 (m^3)	一日最大処理水量 (B) 153,963 (m^3)	(B)/(A) ×100	(%) 90.2
8	固定資産使用効率	有形固定資産 (A) 11,476,712 (万円)	年間総処理水量 (B) 57,394,144 (m^3)	(B)/(A)	(㎥/万円) 5.00
9	使用料単価	年間総有収水量 (A) 44,091,736 (m^3)	下水料金 (B) 5,403,616,433 (円)	(B)/(A)	(円／㎥) 122.55
10	処理原価	年間総有収水量 (A) 44,091,736 (m^3)	汚水処理費 (B) 5,441,089 (千円)	(B)/(A)	(円／㎥) 123.40
	内維持管理費分		2,829,066		64.16
	内資本費分		2,612,023		59.24
11	職員1人当たりの汚水処理水量	損益勘定職員数 (A) 72 (人)	年間総処理水量 (B) 57,394,144 (m^3)	(B)/(A)	(千m^3) 797
12	汚水処理費に対する使用料割合	汚水処理費 (A) 5,441,089 (千円)	下水料金 (B) 5,403,616 (千円)	(B)/(A) ×100	(%) 99.31
	内維持管理費汚水処理費割合	2,829,066			191.00
13	固定資産対長期資本比率	資本金+剰余金+固定負債+繰延収益 (A) 116,491,715,276 (円)	固定資産 (B) 118,128,237,543 (円)	(B)/(A) ×100	(%) 101.4
14	企業債元金償還金対減価償却額比率	減価償却費 (A) 3,598,574,297 (円)	建設改良のための企業債元金償還金 (B) 3,586,249,697 (円)	(B)/(A) ×100	(%) 99.7
15	企業債元金償還金対料金収入比率	下水料金 (A) 5,403,616,433 (円)	建設改良のための企業債元金償還金 (B) 3,586,249,697 (円)	(B)/(A) ×100	(%) 66.4
16	企業債利息対料金収入比率	下水料金 (A) 5,403,616,433 (円)	企業債利息 (B) 1,003,657,187 (円)	(B)/(A) ×100	(%) 18.6
17	企業債元利償還金対料金収入比率	下水料金 (A) 5,403,616,433 (円)	建設改良のための企業債元利償還金 (B) 4,589,906,884 (円)	(B)/(A) ×100	(%) 84.9
18	職員給与費対料金収入比率	下水料金 (A) 5,403,616,433 (円)	職員給与費 (B) 662,993,268 (円)	(B)/(A) ×100	(%) 12.3

文　　教

第1　市民協働推進

第2　教　　育

第1　市民協働推進

1　参　　画

2　協　　働

3　市　民　相　談

4　男女共同参画

5　人権教育・啓発

6　生　涯　学　習

7　みんなの森　ぎふメディアコスモス

8　図　　書　　館

1　参　　画

地方自治の原点は、住民がまちづくりの主権者であることにある。行政が行う施策は、住民の必要性に基づき、広く市民に理解されるだけでなく、政策形成の過程に多くの市民が参画し、幅広い市民の意見が施策に反映されることが必要である。同時に、一人ひとりの市民がまちづくりの担い手として、自ら、あるいは行政と一緒になって、その力をまちづくりに発揮していくことができる環境づくりに努めなければならない。

このため本市では、平成１９年４月から「岐阜市住民自治基本条例」を施行。「市民はまちづくりの主権者である」ことを基本理念に、市民の権利と役割及び市の責務を明確にするとともに、市民参画と協働のまちづくりを推進する基本的な制度を定めている。

市民参画の手法は様々であり、行政のそれぞれの部局における取り組みが求められる。このため、平成２０年３月に第１期計画「協働型市政運営行動計画」、平成２５年３月に第２期計画となる「協働のまちづくり推進計画」、平成３０年３月に第３期計画となる「岐阜市協働のまちづくり推進計画２０１８－２０２２」を策定し、住民自治の充実を図るための施策を推進している。

「岐阜市協働のまちづくり推進計画２０１８－２０２２」の概要

（３つの基本方針と７つの重点推進施策）

【３つの基本方針】

１　市民の市政参画の促進

市民の意見や提言を市政に反映させるため、市の政策決定を行う過程にさまざまな形で市民の参画を得てその意見を聴くとともに、市民が持つアイデアや活力を市政に取り入れて活用する仕組みを確立する。

（１）市政参画制度の充実

市民が市に対して経常的に意見・提言できる仕組みづくり。

（パブリックコメント手続の積極的な運用、広聴制度の充実など）

（２）広報・情報発信

市民が市政についての十分な情報が得られるよう、市政やまちづくりについて積極的にわかりやすく情報を発信。

（広報ぎふや各種メディアによる情報発信など）

２　多様なまちづくりの主体の育成と協働

市民のアイデアや活力による地域やＮＰＯなどの主体的なまちづくり活動の促進を図る。

（１）地域との協働

自治会をはじめとした地域型コミュニティとの協働により、都市内分権の基礎的な機能を担う基盤づくりを推進。

（地域力創生事業の推進〈まちづくり協議会の支援・協働〉、都市内分権の推進についての検討など）

（２）生涯学習によるまちづくり

市民がまちづくり活動について意欲的に学び、これを生かすことができる環境づくりとして、各種講座や研修など市民が学ぶ機会を拡充。

（岐阜市生涯学習基本計画の推進、生涯学習「長良川大学」の充実など）

（３）ＮＰＯ等との協働

特定の社会課題の解決という目的や使命を持ち非営利の公益活動を行う目的型コミュニティとの協働により、多様で幅広い分野の公益活動を促進。

（「岐阜市ＮＰＯとの協働事業推進のためのガイドライン」の運用、岐阜版アダプト・プログラムの運用、市民活動支援事業の拡充など）

（４）中間支援機能の充実

市民活動に関する情報や手法・技術を集積し、相談支援機能、市民が政策立案に参画する場の提供、行政や他の市民活動団体・事業者との交流・ネットワークづくりなどの役割を持つ中間支援組織を充実。

（市民活動交流センター、岐阜市まちづくりサポートセンターなど）

（５）自発的なまちづくり活動の醸成

多くの人が気軽にまちづくりに参加できるよう市民一人ひとりの日常生活のなかに、まちづくりへの多様な関わり方があることを広く情報発信。

（「元気なぎふ応援基金」の運用など）

３　総合行政の推進

行政の施策の方向性を明確にし、協働のまちづくりを支える職員を育成するなど、常に市民と対話できる姿勢を持つ開かれた市政運営に努め、積極的に市民にアプローチするとともに、市民の要望や提言に適切に対応できる組織体制づくりを行う。

（１）計画行政の推進

それぞれの分野の政策目標の達成に向けて策定された計画や指針などを市民と共有し、連携・協力して市政運営を行う体制づくり。

（行財政改革プランの推進、各種計画・指針の進捗管理など）

（２）岐阜市協働のまちづくり推進計画２０１８－２０２２の進捗管理

施策の推進体制を整備。

（岐阜市市民との協働推進本部の運営と岐阜市

協働のまちづくり推進計画２０１８－２０２２の進捗管理、岐阜市住民自治推進審議会の運営など）

（３）職員の育成

高い政策形成能力、傾聴する能力及びファシリテーターとしての能力等を養成し、住民自治や協働についての理解と能力を持つ職員を育成するとともに、まちづくり活動に積極的に参加できる環境整備。

（「地域コーディネーター」の設置、職員の社会貢献活動の促進、市民協働推進リーダーの資質向上など）

【７つの重点推進施策】

①市民の市政参画手法の積極的な運用

パブリックコメント手続実施主任者への研修を通じ、各部で運用手法や技術を共有し政策立案スケジュール全体をとらえ、市民の意見を広く政策決定に反映していくため、市政参画手法の積極的運用を図る。

また、多様な市政参画手法について研究を行う。

②地域との協働～多世代交流・共生のまちづくり推進～

まちづくり協議会において、地域の住民や各種団体などが連携した住民主体のまちづくり活動を支援する。また、地域社会を支え合う多世代交流・共生のまちづくりにつながる取り組みを推進する。

③生涯学習によるまちづくり

長良川大学や出前講座、あるいは中間支援組織と連携し、公益活動やまちづくり活動につながる多様な生涯学習を展開する。

④より良い公共の創出

〔ＮＰＯとの協働〕

「岐阜市ＮＰＯとの協働事業推進のためのガイドライン」の活用により、協働事業の抽出や新たな社会的課題への対応を図る。

〔市民活動支援事業の推進〕

社会的課題解決にあたる市民活動の手法やアイデアの蓄積を図り、市民と行政が共有することで協働のまちづくりを推進する。

〔岐阜版アダプト・プログラムの推進〕

岐阜版アダプト・プログラムへの市民の理解をより深め、また企業による社会貢献活動（ＣＳＲ）のきっかけとして参加を呼びかけるなど、より広い公共空間の創出を図る。

⑤中間支援機能の充実

中間支援組織相互の連携を深めるとともに、協働のまちづくりの拠点施設である市民活動交流センターと地域コミュニティの支援を主とする岐阜市まちづくりサポートセンターの機能の充実を図る。

⑥自発的なまちづくり活動の醸成

多様化する社会課題や地域課題などに対する一人ひとりの共通する思いや行動、ほんの少しの気遣いが結集することでそれが大きな力となり、協働のまちづくりに結実することを発信する。また、協働のまちづくりの一手法として、「元気なぎふ応援基金」を通じて、市民のまちづくりへの参加意識の醸成に努める。

⑦市職員の社会貢献活動の促進

市職員が、自発的・主体的にまちづくり活動に参加できる環境整備を進めるとともに、研修や実体験を通じて協働のまちづくりに対する理解・認識を深め、協働をコーディネートできる能力の向上を図る。

２　協　　働

地域には本来、地域の課題を自分たちで解決し、決定していく機能が備わっており、地域の一員として、お互いが快適に暮らすための暗黙のルールや仕組み（美化の習慣、環境の保全、景観の保持、共有財産・資源の運営、相互扶助等）が、ごく普通に機能していた。

しかし、高度経済成長期を境として、公共空間の管理をはじめ地域の課題解決も、行政への依存傾向が強まり、同時に地域におのずから培われてきたルールや仕組みも、個人の価値観の多様化あるいは、住民の流動化などから、その機能が縮小していった。

その一方で、市民による自立と連携に基づくまちづくりの必要性が、改めて認識され始め、阪神・淡路大震災や日本海の重油流出事故をきっかけに、市民ボランティアの社会的評価も高まっている。

そうした中「補完性の原則」から、身の回りの問題は、まず個人や家庭が解決に当たり、個人や家庭で解決できない問題は地域で解決し、それもできない問題は行政が解決する。行政の果たすことのできないような、きめ細かな分野に至るまで、市民、自治会、各種団体、ボランティア、ＮＰＯ団体が、支え合い、相互に補完しあって達成していくことを通じ、心のふれあいと、満足度を高めていくことが今後の地域社会の大きなテーマとなっている。

このような社会と時代背景の中で、地域を、そして岐阜市をより良くし、次代へと引き継ぐには、広く市民がまちづくりに関わる「協働のまちづくり」社会を築いていくことが大変重要である。

「協働のまちづくり」には、“市民相互の協働”と“市民と行政の協働”の二つがあると考えられる。地域住民が、互いに連携を密にし、自治活動の活性化を図るため「市民同士が支え合って、地域のまちづくりを進めることのできる社会」づくり。もう一つは、市政全般の広い分野に参画し「市民と行政がお互いに学び合い、育ち合うことのできる環境」づくりである。

これらの社会環境の構築を進めるとともに、「岐阜市協働のまちづくり指針」、「岐阜市住民自治基本条例」に

基づき、協働の施策を展開する。

（１）岐阜市協働のまちづくり指針

地方分権の進展をはじめとする今日の社会背景のもとに、より良い生活環境と市民満足度の高い岐阜市を、住民自治の充実のもとに築くため、“協働”の理念をみんなが共有し、市民と行政そして市民相互の“協働のまちづくり”のガイドラインとしている。

内容は、第一幕の「“協働”とは」をはじめ、「みんなが主役」「自治的地域コミュニティの形成」「行政の果たす役割」「市民に期待される役割」「中間支援組織に期待される役割」の全六幕で構成されている。

また、指針のなかで、①自治活動・市民活動の促進、②明日の住民自治の枠組みづくり、③市民参画の制度拡充と行政の変革を“協働のまちづくり”を進める３本柱として示している。

（２）住民自治組織

ア　自治会の沿革

昭和２４年９月に当時２２の小学校区で町内会と称していた個々の団体が、新たに任意団体として「広報委員会」の名で組織された。住民意思の市政への反映、行政の周知事項の徹底が主な目的である。さらに各校下の「広報委員会」（その後「広報会連合会」）の連携のために、「広報委員会協議会」が発足した。

昭和２５年以降、近隣合併や小学校の新設などによって、連合会は順次増加し、昭和６１年４月には、広報連合会４９、広報会２，４４７と、ほぼ現在の体制になった。

昭和６２年４月１日からは、「広報会」の名称は「自治会」に変更。変更に当っては、４９の連合会長が構成メンバーの岐阜市広報会連絡協議会において、長期間にわたり検討がなされた。広報会という名称が全国的にも少なく、活動内容に誤解を受ける場合も多かったこと、また「単に名前が変わるだけでなく、自治の意識を我々自身が持つとともに、市、県に協力して、地域での市民生活をより安定、向上させ、その中で市民としての自主性を生かし活動する団体に組織整備を図る」目的が変更の理由である。

なお、それまで用いられてきた「校下」の名称は、平成６年４月に、「校区」に変更され、現在は小学校の統廃合により「地区」が用いられている。

令和２年４月時点では、５０の自治会連合会のもとに、２，５０３の自治会（１自治会の平均世帯数４３）と１０，４９７の班（組）が結成されている。また、各自治会連合会の連携のため、ほぼ月に１回の割合で自治会連絡協議会が開催されている。

イ　自治会活動活性化（令和元年度予算）

自治会連合会運営費補助金　　３０，８３７千円

ウ　地域力創生事業

自治会連合会地域を単位とし、それぞれの地域で「まちづくり協議会」を組織。地域の特性を生かしたまちづくりや地域が抱える課題解決を図るとともに、地域の将来像を描いた「地域まちづくりビジョン」を策定する。

地域に設置された「まちづくり協議会」に対し、地域コーディネーターの派遣や運営費の補助を行う。

（３）市民活動活性化

ア　岐阜版アダプト・プログラム“ぎふまち育て隊”

自治会など活動団体と公共空間の管理者である行政が覚書を締結し、それに沿って美化活動が展開される場合、保険の適用、サインボードの設置を市が行う制度。平成１５年度に策定の「岐阜市協働のまちづくり指針」に示す「行政にゆだねられた公共」からみんなで育てる「新たな公共」を具体化する一手法。令和元年度末、１５２団体と覚書を結んでいる。

イ　市民活動支援事業

地域社会の課題解決を図る事業に対して、助成する制度。公開のプレゼンテーションを行い、助成団体を決定。その後、年度末には活動内容の報告会も行う。

２６年度は２４団体、２７年度は２４団体、２８年度は２５団体、２９年度は２９団体、３０年度は２８団体、令和元年度は３１団体の事業が助成対象となった。

ウ　市民参画賞

主体的かつ自発的な活動により、まちづくりに先導的役割を果たしたと認められる個人、団体に対し、「市民参画賞」を授与する。

エ　ＮＰＯとの協働事業推進のためのガイドライン

多様な市民ニーズへ対応し、新たな地域社会を創造していくために、自主的・主体的に社会的課題の解決に取り組んでいるＮＰＯ（ＮＰＯ法人や各種の市民活動団体）と市が協働して、公共的な事業を計画・実施していくことが求められている。

ＮＰＯと市が、互いの特長を生かしながら協働していくための、考え方や手法をガイドラインとして整備した。

＜主な内容＞

○呼びかけの場・協議の場

ＮＰＯ、市の双方から事業提案を行い、対等の立場で協議していく場を市民活動交流センターを窓口にして設置。

○岐阜市市民活動団体登録制度

呼びかけや協議をスムーズに行うために、市と協働して事業を行う意志のある団体の申請を受け、登録する制度を整備。

オ　中間支援組織

多様な市民活動を支援するため、以下の組織を開設、または運営している。

（１）市民活動交流センター

（岐阜市司町４０－５・みんなの森　ぎふメディアコスモス１階）

内容：ＮＰＯ・ボランティア活動の促進・支援など

（２）まちづくりサポートセンター

（岐阜市司町４０－５・みんなの森　ぎふメディアコスモス１階）

内容：まちづくり協議会等の活動の促進・支援など

（３）生涯学習・ボランティア相談コーナー

（岐阜市橋本町１－１０－２３　ハートフルスクエアーＧ　２階）

内容：依頼者と活動希望者のコーディネートや相談、情報提供など

（４）公民館

ア　公民館の市長部局への移管

社会教育法等の改正（令和元年６月７日施行）により、地方公共団体の判断によって、公立社会教育施設を教育委員会から市長部局へ移管することが可能となった。

これに基づき、社会教育事業を一層充実していくとともに、地域まちづくり活動の振興を図るための拠点として明確に位置付けていくために、令和２年４月１日、公民館を教育委員会（社会教育課）から市長部局（市民協働推進部・市民活動交流センター）へ移管した。

イ　公民館の管理、活動

（ア）公民館の現状

本市の公民館の歴史は古い。昭和２４年５月に本郷公民館が建てられて以来、５８年度末には全小学校区に設置された。その中には合併地区の既存のものも含まれてはいるが、館長・主事（非常勤職員）を任命して、その活動を推進してきた。

従来公民館の建設は、市費と地元住民の負担によって建てられてきたが、昭和４３年三輪北公民館の新築と本郷公民館の改築を機として、全額市費負担による公民館建設が行われるとともに、従来からの老朽施設の改築も進められ、公民館施設の充実がなされた。

①　公民館

５０館

②　自治公民館

主として市周辺部に多く、平成３０年４月１日現在３１１館あり、建築費、修理費の補助を行っている。

（イ）公民館活動の推進

①　公民館が社会教育の中心となるよう機能を整備する。

・地区に所在する各種団体の相互連絡が機能的に行われるよう努める。

・公民館の講座、人権学習などの開設のほか、クラブ活動の育成に努める。

・地区に所在する各種社会教育関係団体の育成に努める。

②　公民館活動を広く市民にＰＲするように努める。（館報の発行、ホームページその他。）

（ウ）公民館長・主事

公民館長（非常勤）は公民館運営審議会の推薦により岐阜市長が任命し、各種事業の企画実施と職員の監督に当たる。

公民館主事（非常勤）は公民館運営審議会に諮り、公民館長が推薦し、岐阜市長が任命し、事業の実施及び公民館の管理、運営に当たる。

ウ　公民館設置状況

（令和２年４月１日現在）

ブロック	公民館名 （電　話）	設置年月 改築年度	構造規模 （建物延面積）	所在地
1	三輪北公民館 229－3212	昭43．10 昭58	鉄筋コンクリート造２階建 （３５３．６１㎡）	北野東３５６番地 （小学校構内）
	三輪南公民館 229－3362	昭44．10 昭61	鉄筋コンクリート造２階建 （３５３．６１㎡）	太郎丸１０３４番地 （小学校構内）
	岩野田公民館 237－2619	昭31．12 昭58	鉄筋コンクリート造２階建 （３５３．６１㎡）	粟野西２丁目３３番地 （小学校構内）
	岩野田北公民館 237－2934	昭56．４	鉄筋コンクリート造２階建 （３５３．６１㎡）	粟野東２丁目３３番地３ （小学校構内）
	長良公民館 294－1962	昭38．４ 昭55	改築中	（小学校構内）
	長良東公民館 294－3674	昭52．12	鉄筋コンクリート造２階建 （３４９．１３㎡）	長良宮路町３丁目５番地１
	長良西公民館 233－8090	昭35．４ 平11(増築)	鉄筋コンクリート造２階建 （８０６．００㎡、図書室を含む）	万代町２丁目５番地１ （１Ｆ長良図書室）
	常磐公民館 294－3663	昭32．４ 昭57	鉄筋コンクリート造２階建 （４３９．３３㎡）	上土居８３８番地 （小学校構内）
	鷺山公民館 294－1665	昭34．４ 昭53	鉄筋コンクリート造２階建 （３５１．８３㎡）	鷺山北町９番１２号 （小学校構内）
	藍川公民館 241－1063	昭52．４ 平元	鉄筋コンクリート造２階建 （３４７．８９㎡）	加野３丁目３番１号
2	則武公民館 231－1407	昭33．４ 昭54	鉄筋コンクリート造３階建 （４１１．８９㎡）	則武２０９番地２ （小学校構内、２・３Ｆ則武小体育館）
	島公民館 294－3774	昭34．11 昭56	鉄筋コンクリート造３階建 （３７８．７８㎡）	北島７丁目６番１２号 （小学校構内、２・３Ｆ島小体育館）
	早田公民館 232－2343	昭34．４ 昭59	鉄筋コンクリート造２階建 （３５３．６１㎡）	学園町２丁目３５番地 （小学校構内）
	城西公民館 294－5128	昭48．３ 平元	鉄筋コンクリート造２階建 （３４７．８９㎡）	萱場東町１丁目１番地
	黒野公民館 239－0280	昭34．４ 昭56	鉄筋コンクリート造２階建 （６６９．４９㎡、共栄館を含む）	下鵜飼１５６４番地３
	方県公民館 235－7140	昭24．４ 昭58	鉄筋コンクリート造２階建 （４３２．７３㎡）	安食４４３番地２
	網代公民館 239－9645	昭38．４ 平15	鉄筋コンクリート造平屋建 （３４６．５９㎡）	秋沢２丁目２９７番地
	西郷公民館 239－2473	昭27．４ 昭56	鉄筋コンクリート造２階建 （４３２．７３㎡）	中西郷４丁目２３６番地
	七郷公民館 239－5165	昭27．５ 平22	鉄筋コンクリート造１階建 （５１３．０３㎡）	西改田字川向３番地
	木田公民館 239－2472	昭25．３ 昭55	鉄筋コンクリート造２階建 （４３２．７３㎡）	木田４７９番地５
	合渡公民館 253－6095	昭34．４ 昭62	鉄筋コンクリート造２階建 （３４７．８９㎡）	寺田３丁目１１番地１
3	金華公民館 265－7203	昭26．４ 平６	鉄筋コンクリート造３階建 （６３５．８４㎡）	大工町１番地 （小学校構内、２・３Ｆ岐阜小体育館）
	京町公民館 266－0348	昭27．３ 平23	鉄筋コンクリート造２階建 （３８９．６７㎡）	京町３丁目１９番地 （中学校構内、２Ｆ岐阜中央中体育館）
	明徳公民館 264－3321	昭26．12 昭53	鉄筋コンクリート造３階建 （８３２．５４㎡）	明徳町１１番地
	徹明公民館 266－0351	昭24．６ 昭52	鉄筋コンクリート一部鉄骨造２階建 （６９７．６７㎡）	金宝町４丁目１番地
	本郷公民館 253－7975	昭24．５ 平３	鉄筋コンクリート造２階建 （４３２．５５㎡）	本郷町３丁目１番地 （小学校構内）

（令和２年４月１日現在）

ブロック	公民館名（電話）	設置年月改築年度	構造規模（建物延面積）	所在地
3	木之本公民館 253－7351	昭25. 11 昭56	鉄筋コンクリート造２階建（３５３．６１㎡）	木ノ本町１丁目１８番地（小学校構内）
	梅林公民館 246－9079	昭35. 11 昭54	鉄筋コンクリート造２階建（３５１．８３㎡）	金竜町６丁目６番地（小学校構内）
	白山公民館 266－0422	昭25. 9 昭63	鉄筋コンクリート造２階建（３４３．１８㎡）	白山町２丁目１番地（小学校構内、２Ｆ白山小校舎）
	華陽公民館 246－1883	昭25. 1 平２	鉄筋コンクリート造４階建（３６５．１０㎡）	華陽５番１１号（小学校構内、２～４Ｆ華陽小校舎）
4	本荘公民館 253－5389	昭25. 9 平４	鉄筋コンクリート造３階建（５２７．９６㎡）	此花町６丁目２９番地（小学校構内、２・３Ｆ本荘小体育館）
	三里公民館 273－6811	昭27. 4 平29	鉄筋コンクリート造２階建（５７０．３１㎡）	六条東２丁目１４番１９号（消防分団と複合）
	鏡島公民館 253－7982	昭32. 4 昭57	鉄筋コンクリート造２階建（４３６．５７㎡）	鏡島西２丁目２番地４７号（小学校構内）
	市橋公民館 273－6849	昭27. 3 昭54	鉄筋コンクリート造２階建（５１２．１７㎡）	市橋４丁目１０番１０号
	日置江公民館 279－2410	昭37. 4 昭57	鉄筋コンクリート造３階建（４４９．０５㎡）	日置江１８５９番地１（小学校構内、２・３Ｆ且格小体育館）
	鶉公民館 274－0900	昭35. 4 平25	鉄筋コンクリート造３階建（５０７．６０㎡）	中鶉７丁目１１番地（小学校構内、１Ｆの一部）
	茜部公民館 273－6935	昭28. 10 平13	鉄筋コンクリート造２階建（５０７．８８㎡、消防茜部分団含む）	茜部新所４丁目１２６番地２（消防分団と複合）
	厚見公民館 273－6429	昭30. 9 平３	鉄筋コンクリート造２階建一部３階建（４８８．５４㎡）	上川手１９８番地５（小学校構内、１・２Ｆの一部及び３Ｆ厚見小校舎）
	加納東公民館 273－6848	昭30. 3 昭55	鉄筋コンクリート造３階建（３３３．９８㎡）	加納西丸町１丁目７３番地２（小学校構内、２・３Ｆ加納小体育館）
	加納西公民館 273－6923	昭25. 5 平９	鉄筋コンクリート造２階建（４４０．４２㎡）	加納高柳町１丁目１番地（小学校構内）
	柳津公民館 388－2026	昭39 昭56	鉄筋コンクリート造平屋建（６５５．４９㎡）鉄筋コンクリート造２階建（1，８５５．５３㎡、１Ｆ図書室含む）	柳津町宮東１丁目１番地
5	芥見公民館 242－3209	昭33. 4 昭50	鉄筋コンクリート造２階建（８５４．９４㎡）	芥見２丁目９８番地
	芥見東公民館 241－1062	昭52. 12	鉄筋コンクリート造２階建（３４９．１３㎡）	大洞桜台１丁目２６番地２
	芥見南公民館 241－2143	昭57. 4	鉄筋コンクリート造２階建（３５３．６１㎡）	芥見南山３丁目１２番１号
	岩公民館 242－2270	昭29. 5 昭59	鉄筋コンクリート造２階建（３５３．６１㎡）	岩滝西１丁目６１２番地（小学校構内）
	日野公民館 245－0530	昭29. 3 昭54	鉄筋コンクリート造２階建（４６０．３５㎡）	日野西４丁目２番６号
	長森北公民館 247－3129	昭26. 3 昭52	鉄筋コンクリート造２階建（３４９．１３㎡）	野一色４丁目１１番３号（中学校構内）
	長森南公民館 246－9069	昭24. 8 昭59	鉄筋コンクリート造２階建（３５０．９１㎡）	切通５丁目３番１４号
	長森東公民館 247－9591	昭58. 4	鉄筋コンクリート造２階建（３５３．６１㎡）	水海道２丁目１０番１号（小学校構内）
	長森西公民館 247－3152	昭52. 12 昭56	鉄筋コンクリート造２階建（３７９．１０㎡）	北一色５丁目５番１号（小学校構内）

3　市民相談

（１）市民相談

市民からの様々な相談に応じるため、昭和４７年６月１日に相談員を常駐させた市民相談室を開設し、法律相談をはじめ、各種相談に無料で応じている。

なお、本事業の充実を図るため市職員のほか、専門相談員として弁護士、税理士、建築士、司法書士等の有資格者に依頼し、相談の充実を図っている。

相談実績（令和元年度）（単位：件）

交通事故	くらしの相談	労働なんでも	職業	法律
38	665	78	88	1,048
行政	人権	不動産	心配ごと	建築
0	17	87	55	32
税務	登記	土地境界	公証	結婚
269	270	42	17	914

合計
3,620

（２）市長への手紙

市民とともによりよい市政を進めていくために、市民が直接市政に意見を述べる「市長への手紙」の制度を、昭和４６年５月１日から実施している。

市民からの提案、意見は手紙や専用ファックス、ホームページからのＥメールで受け付け、その対応に当たっている。

4　男女共同参画

男女共同参画推進事業

本市は、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく個性と能力を発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指し、平成１４年に岐阜市男女共同参画推進条例を制定した。これに基づき、市民・事業者一人ひとりが男女共同参画への理解を深め、取り組みを進めていくための働きかけを行うとともに、男女共同参画に関する施策を総合的に推進している。

（１）男女平等・男女共同参画の啓発

市民・事業者への啓発のため、講座・講演会の開催、啓発冊子の作成・配布、岐阜市男女共同参画優良事業者表彰などを行っている。

（２）岐阜市男女共同参画基本計画の推進

平成３０年３月に策定した「第３次岐阜市男女共同参画基本計画」の進捗状況を調査し、岐阜市男女共同参画推進審議会に諮り、その評価に基づき推進に努めていく。

市の審議会・委員会等委員における女性比率（令和元年６月１日現在）	３４．０％

（３）女性センター事業

ハートフルスクエアーＧ内にある女性センターは、学習・情報・交流・相談の４つの機能を持ち、男女の自立と男女共同参画の推進を目指した事業として、仕事と生活の調和を促進するための「ワーク・ライフ・バランス事業」、再就職や新たな分野での活動を支援するための「女性の活躍スキルＵＰアカデミー」、「女性の活躍応援セミナー」等の各種講座を開催している。また、「ハートフルフェスタ２０２０」では、市内で活動する団体や個人も多数加わり、交流の場を設けている。さらに、面接及び電話による各種相談にも無料で応じている。

5　人権教育・啓発

２１世紀は、「人権の世紀」といわれている。国連では、１９９５～２００４年を「人権教育のための国連１０年」と定め、国際的規模で人権尊重の取り組みを進めた。引き続き人権教育は必要であるとの認識から、「人権教育のための世界計画」を採択し、２００５年から第１フェーズを実施後、２０１０年から第２フェーズ、２０１５年から第３フェーズ、そして、２０２０年から新たな第４フェーズの取組へと移行している。

これらのことに呼応して、日本政府は、１９９７（平成９）年７月、わが国における「国内行動計画」を発表し、その中で人権における重要課題を位置づけ、解決に向けた取り組みを始めた。

その後、２０００（平成１２）年１２月には、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」を公布、施行し、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得するため、人権教育・啓発に関する施策を策定、実施することを、地方公共団体の責務とした。また、この法律の第７条の規定に基づき、２００２（平成１４）年３月に「人権教育・啓発に関する基本計画」を策定し、人権尊重社会の早期実現に向け、人権教育・啓発に関する施策を総合的かつ計画的に推進することとした。さらに、学校教育において、人権についての知的理解を深めると共に人権感覚を十分に身に付けることを目指して、２００４（平成１６）年に「人権教育の在り方について〔第１次とりまとめ〕」を、２００６（平成１８）年に〔第２次とりまとめ〕を２００９（平成２１）年に〔第３次とりまとめ〕を公表している。

本市においても市民一人ひとりが、人権についての理解を深め、家庭や地域社会において心の輪を広げ、人権尊重のまちづくりを推進するため、２０１８（平成３０）年に実施した「第８回人権に関する市民意識調査」の結果をふまえ、２０２０（令和２）年３月に策定した「第３次岐阜市人権教育・啓発行動計画」に基づき、全庁的に取り組んでいる。

人権の重要課題

女性、子ども、高齢者、障がいのある人、同和問題（部落差別）、外国人、ＨＩＶ感染者・ハンセン病回復者等、刑を終えて出所した人、犯罪被害者等、インターネットの悪用による人権侵害、性的少数者、さまざまな人権問題（ホームレス、拉致、アイヌの人々等）

すべての人々の人権尊重

（１）人権感覚を高める啓発活動

ア　「人権尊重推進強調月間」（１１月１１日～１２月１０日）の取り組み（「人権の広場」、「人権パネル展」等の企画と開催）

イ　その他マスメディアを活用した啓発

（２）あったかハートルームの運営

人権問題に関する企業、地域、職場、学校、個人の学習活動や研修支援。

・人権啓発のパンフレットや資料の作成・提供
・学習及び啓発ＤＶＤの紹介、貸し出し
・人権に関する図書の貸し出し
・人権情報の収集と発信
・出前講座の実施
・人権相談の実施

（３）地域人権教育

ア　推進目標

すべての人間は、一人ひとりがかけがえのない存在であり、その人権は、等しく尊重されなければならない。しかし、今日なお、社会の中には、人の「生まれ・生い立ち」などにかかわる偏見や差別があり、基本的人権が保障されているとは言えない。このような状況を克服するために人権尊重教育の積極的な推進を図ることは、「生涯学習」の重要な課題である。

本市における人権教育の推進目標は、みんなの幸せのため、人権尊重の精神に徹して、日常生活に見られる偏見と差別について正しく認識し、問題解決に向けて主体的な意欲をもつ人間を育てることである。

以上の見地から、互いに生き合い、一人ひとりの人権を尊重するまちづくりを目指し、国際化時代に生きるためにふさわしい人権感覚の普及、高揚を図るために、学校教育と社会教育の有機的な連携のもとに、関係機関・団体等の協力を得て、〝心にひびき　心をひらく〟人権教育の計画的、効果的な推進に努める。

イ　推進の重点

（ア）市民主体の人権教育の推進

各地域人権教育推進委員会等を中心に、公民館等を拠点とした地域ぐるみの人権教育の推進に努める。

（イ）人権教育指導者の育成

地域人権教育推進委員長・指導員及び社会教育団体関係者等を対象とした研修会を積極的に開催するとともに、指導者用資料を作成し資質の向上に努める。

（ウ）市民の人権研修の充実

講師団の充実、教育・啓発用資料の充実、人権課題に関する基本的知識の明確化などにより、研修の充実に努める。

（エ）地域交流の推進

講座、講演会等を通じ、同和問題等人権問題に対する正しい理解を深め、地域における相互交流を推進する。

（オ）人権教育推進のための連携

教育委員会と他部局との有機的な連携を図る。

学校と地域の連携を密にした地域ぐるみの人権学習の推進に努める。

（４）えせ同和行為の一掃

（５）黒野共栄館・黒野公民館（黒野会館）

学習を通して、地域住民と交流する場として設置。

開　　設	昭和５７年４月１日
総 工 費	１７４，０５７千円 （土地、物品購入費を含む）
構造規模	鉄筋コンクリート造２階建
敷地面積	１，４９８．６８㎡
延床面積	６６９．４９㎡ １階　３４１．９７㎡ ２階　３２７．５２㎡
事　　業	成人講座、ハートフル住民講座、啓発広報事業（会館だより）、相談事業（人権、生活、教育、職業）、交流事業（会館まつり）、各種団体活動支援

（６）早田教育集会所

同和問題の理解と認識を深め、地域住民の社会教育活動を助長するための教育施設として設置。

開　　設	昭和５３年４月１日
総 工 費	６０，９５７千円
構造規模	鉄筋コンクリート造２階建
敷地面積	２９７．７８㎡
延床面積	２２４．１９㎡
事　　業	定期講座（料理、手編み、木目込人形、紙粘土人形、パン、パッチワークキルト、水墨画、絵手紙）、特

別講座（親子パン、紙工作、親子料理、百人一首、教養講座（習字、生花）、市民講座（同和問題等人権問題）、文化祭（友と美のまつり）、クラブ活動、交流活動

（７）人権擁護委員との連携

（８）更生保護事業への協力

同　和　対　策　事　業　実　績（令和元年度累計）　（単位：千円）

区　分	同和対策事業特別措置法	同和対策事業特別措置法延長	地域改善特別措置法	地対財特法	地対財特法の延長	地対財特法の再延長	人権教育啓発推進法（一般対策・残事業）	累　計
	昭和44～53年度	昭和54～56年度	昭和57～61年度	昭和62～平成３年度	平成４～平成８年度	平成９～平成13年度	平成14～令和元年度	昭和44～令和元年度
物的事業Ａ	2,132,475	731,895	588,090	152,327	108,827	12,787	0	3,726,401
非物的事業（教育・啓発を除く）	20,821	30,990	32,639	19,924	10,677	10,198	154,978	280,227
非物的事業（教育・啓発）	39,504	42,002	92,234	129,644	154,547	128,517	274,492	860,940
非物的事業計Ｂ	60,325	72,992	124,873	149,568	165,224	138,715	429,470	1,141,167
総事業費（Ａ＋Ｂ）	2,192,800	804,887	712,963	301,895	274,051	151,502	429,470	4,867,568

6　生 涯 学 習

（１）「生涯学習によるまちづくり」と「生涯活躍社会」の構築

本市では、平成５年３月に生涯学習基本構想を定め、平成８年４月に生涯学習都市宣言を行った。平成９年３月に生涯学習基本計画（第１次基本計画）を策定し、以降、平成２０年３月に第２次基本計画、平成３０年３月に第３次基本計画を策定し、生涯学習の推進に向けた取り組みを継続して、進めてきた。

第３次基本計画では、生涯学習基本構想の「５つの基本方針」、第２次基本計画の「３つの重点課題」を概ね踏襲し、「生涯いつでも自由に学習機会を選択し学ぶことができ、その成果が社会において適切に評価される」生涯学習社会を目指していくとともに、学んだ成果を地域づくり・まちづくりに生かしていける「生涯学習によるまちづくり」と高齢者をはじめとするすべての人々が生涯を通じて健やかでいきいきと活躍できる「生涯活躍社会」の構築の実現を進めていく。

ア　計画期間

２０１８年度から２０２７年度（１０年間）

イ　５つの基本方針

（１）市民主体の生涯学習を推進します。
（２）岐阜市の特徴を生かして推進します。
（３）現代的課題に対応して推進します。
（４）ボランティア活動、ＮＰＯ・市民活動を支援・促進します。
（５）地域づくりの一環として推進します。

ウ　３つの重点課題

（１）現代的課題・地域課題を中心にした学習機会・学習情報の充実
（２）生涯学習の成果が生かされる仕組みの形成
（３）「生涯学習によるまちづくり」を進めるための施設のネットワーク化

（２）生涯学習「長良川大学」

平成８年６月１日、生涯学習の一つとして、学びたいことが学びやすいように、さまざまな学習機会をライフステージ・領域ごとに整理、体系化し、生涯学習「長良川大学」の名称で開講した。

行政提供の講座、市内、近郊の大学・短期大学及び工業高等専門学校の公開講座、市職員及び企業・税務署、岐阜財務事務所、東海総合通信局、年金事務所、裁判所等担当者の出前講座の３部門があり、合計で１，０００講座ほどになる。

・生涯学習「長良川大学」ガイドブック発行
・「まなびすと手帳」作成、受講者に配付
・１０単位以上取得者に賞讃状を交付

（３）岐阜市生涯学習センター

本市の生涯学習を推進する拠点としてＪＲ岐阜駅高架下に整備された生涯学習拠点施設「ハートフルスクエアーＧ」内に開館した。

なお、ハートフルスクエアーＧには、生涯学習センターのほか、女性センター、図書館分館、体育ルーム、消費生活センターが整備されている。

・ハートフルスクエアーＧ

所　在　地　　橋本町１丁目１０番地２３
開　　館　　平成１４年１月２６日

指定管理者　(公財)岐阜市教育文化振興事業団
構造規模　鉄筋コンクリート造３階建
一部鉄骨造２階建
敷地面積　４，８２８．１２㎡
建物面積　１１，５５５．３９㎡

	室名
１階	エントランス、図書館分館、体育ルーム、消費生活センター
２階	［生涯学習／女性センター］大研修室、中研修室、研修室５０、研修室３０、小研修室１～４、和室研修室１～２、クラフト室、音楽スタジオ（大）、音楽スタジオ（小）１～２、パソコンルーム、交流サロン、市民活動ルーム、情報コーナー、展示コーナー、平和資料室、こどもの部屋、相談室１～２、喫茶コーナー、総合事務所
３階	駐車場（５３台）

（４）コミュニティセンター

昭和５５年に全市を５つのコミュニティ行政区に区分し、地域住民代表の直接参加によるコミュニティセンターを整備することとし、その管理運営を地元に委託した。現在は８館となり、平成１７年度からは、指定管理者制度を導入し、地元で組織された運営委員会が運営している。

ア　東部コミュニティセンター

所在地　芥見４丁目８０番地
開館　昭和５７年４月９日
指定管理者　岐阜市東部コミュニティセンター運営委員会
構造規模　鉄筋コンクリート造２階建
敷地　５，０９３㎡
建物　２，８３９．７４㎡
附属設備　自転車置場

	室名
１階	事務室、集会室、音楽室、教養娯楽室、会議室、ふれあい保健センター、大集会室、防災会議室、資機材倉庫
２階	サークル室、多目的室、料理講習室、試食・会議室、趣味の工作室、チビッ子室、図書室

イ　西部コミュニティセンター

所在地　下鵜飼１丁目１０５番地
開館　昭和５８年４月１６日
指定管理者　岐阜市西部コミュニティセンター運営委員会
構造規模　鉄筋コンクリート造２階建
敷地面積　４，１７７．６６㎡
建物面積　２，２３９．７７㎡
附属設備　自転車置場

	室名
１階	事務室、生活相談室、集会室、ふれあい保健センター、教養娯楽室、防災会議室、資機材倉庫
２階	小会議室、料理教室、チビッ子室、図書室、大集会室

ウ　北部コミュニティセンター

所在地　八代１丁目１１番１３号
開館　昭和５９年４月２８日
指定管理者　岐阜市北部コミュニティセンター運営委員会
構造規模　鉄筋コンクリート造２階建
敷地面積　４，４６７．１７㎡
建物面積　２，１８０．９４㎡
附属設備　自転車置場

	室名
１階	事務室、生活相談室、集会室、ふれあい保健センター、教養娯楽室、防災会議室、チビッ子コーナー、資機材倉庫
２階	サークル室、多目的室、音楽室、大集会室

エ　南部コミュニティセンター

所在地　加納城南通１丁目２０番地
開館　昭和６０年４月１３日
指定管理者　岐阜市南部コミュニティセンター運営委員会
構造規模　鉄筋コンクリート造２階建
敷地面積　４，１９１㎡
建物面積　２，４８７．７６㎡
（南部東事務所併設）
附属設備　自転車置場

	室名
１階	事務室、生活相談室、集会室、ふれあい保健センター、教養娯楽室、会議室、チビッ子室、資機材倉庫
２階	サークル室、多目的室、音楽室、防災会議室、大集会室

オ　日光コミュニティセンター

所　在　地　　日光町９丁目１番地３
開　　館　　昭和６１年４月１９日
指定管理者　　岐阜市日光コミュニティセンター運営委員会
構造規模　　鉄筋コンクリート造２階建
敷地面積　　３，８３８．２６㎡
建物面積　　２，０２３．９０㎡（日光事務所、日光児童センター併設）
附属設備　　自転車置場

	室　　名
１階	事務室、多目的室、資機材倉庫、ふれあい保健センター
２階	大集会室、集会室、生活相談室、教養娯楽室、サークル室、会議室

カ　長森コミュニティセンター

所　在　地　　前一色１丁目２番１号
開　　館　　平成３年１１月１９日
指定管理者　　岐阜市長森コミュニティセンター運営委員会
構造規模　　鉄筋コンクリート造２階建
敷地面積　　５，８８８．０２㎡
建物面積　　２，７２８．７４㎡（東青少年会館併設）
附属設備　　自転車置場

	室　　名
１階	事務室、防災会議室、多目的室、音楽室、チビッ子コーナー、資機材倉庫、図書室、談話室、ふれあい保健センター
２階	スポーツ室、料理教室、試食室、サークル室、集会室、教養娯楽室、大集会室、研修室

キ　市橋コミュニティセンター

所　在　地　　市橋６丁目１３番２５号
開　　館　　平成９年４月１日
指定管理者　　岐阜市市橋コミュニティセンター運営委員会
構造規模　　鉄筋コンクリート造２階建
敷地面積　　４，９７１．３５㎡
建物面積　　３，３９８．３２㎡（市橋デイサービスセンター、市橋幼児支援教室併設）
附属設備　　自転車置場

	室　　名
１階	事務室、防災会議室、チビッ子コーナー、多目的コーナー、資機材倉庫、ふれあい保健センター
２階	サークル室、スポーツ室、小会議室１～３、音楽室、料理教室、試食室、和室会議室、教養娯楽室、大集会室

ク　北東部コミュニティセンター

所　在　地　　福富迎田６番地１
開　　館　　平成１６年１２月１２日
指定管理者　　岐阜市北東部コミュニティセンター運営委員会
構造規模　　鉄筋コンクリート造２階建
敷地面積　　４，５０５．８４㎡
建物面積　　２，７６６．２１㎡（岐阜北消防署三輪分署、北部事務所三輪連絡所併設）
附属設備　　自転車置場

	室　　名
１階	事務室、防災会議室、チビッ子コーナー、資機材倉庫、ふれあい保健センター、北部事務所三輪連絡所
２階	スポーツ室、教養娯楽室、サークル室、音楽室、料理教室・試食室、大集会室

ケ　各コミュニティセンター利用状況

区分		総数	東部コミュニティセンター	西部コミュニティセンター	北部コミュニティセンター	南部コミュニティセンター	日光コミュニティセンター	長森コミュニティセンター	市橋コミュニティセンター	北東部コミュニティセンター
平成２２年度	回数	26,582	3,344	2,271	3,537	3,603	2,816	3,518	4,874	2,619
	人数	632,723	95,821	46,872	97,023	80,175	59,117	74,247	115,654	63,814
平成２３年度	回数	26,906	3,499	2,325	3,554	3,626	2,848	3,614	4,958	2,482
	人数	653,749	105,682	55,011	103,083	87,876	63,041	73,659	117,457	47,940
平成２４年度	回数	26,804	3,594	2,309	3,463	3,629	2,840	3,686	4,669	2,614
	人数	625,761	106,363	47,801	87,614	78,302	63,485	79,652	111,278	51,266
平成２５年度	回数	25,888	3,396	2,258	3,495	3,490	2,754	3,503	4,417	2,575
	人数	610,979	91,299	45,481	92,623	72,799	62,282	80,347	107,191	58,957
平成２６年度	回数	25,727	3,314	2,195	3,479	3,497	2,664	3,716	4,336	2,526
	人数	605,091	80,043	43,956	91,477	78,200	61,958	82,520	108,864	58,073
平成２７年度	回数	25,334	3,254	2,182	3,541	3,558	2,613	3,518	4,119	2,549
	人数	602,494	82,653	41,967	93,952	77,590	63,608	80,263	104,939	57,522
平成２８年度	回数	24,942	3,149	2,217	3,563	3,580	2,496	3,493	3,804	2,640
	人数	596,120	81,667	41,855	92,738	75,971	59,173	78,407	104,285	62,024
平成２９年度	回数	24,742	3,065	2,284	3,507	3,396	2,479	3,483	3,748	2,780
	人数	596,463	83,169	42,939	89,868	71,763	61,679	76,490	104,093	66,462
平成３０年度	回数	24,504	3,092	2,327	3,620	3,191	2,391	3,578	3,581	2,724
	人数	600,693	82,100	42,988	94,278	68,938	61,849	78,324	104,511	67,705
令和元年度	回数	22,613	2,743	2,167	3,231	2,834	2,161	3,460	3,362	2,655
	人数	547,524	71,315	38,076	83,757	62,812	57,450	73,902	97,358	62,854

（５）柳津生涯学習センター

ア　柳津生涯学習センター

位　　置　柳津町下佐波１丁目７番地
構造規模　鉄筋コンクリート造２階建
敷地面積　２，９５５．１９㎡（駐車場含む）
建築面積　　５１０．５２㎡
延床面積　　７５０．５７㎡
１階面積　　４８２．５３㎡
２階面積　　２６８．０４㎡

イ　もえぎの里生涯学習センター

位　　置　柳津町下佐波１丁目１５番地
　　（やないづもえぎの里２階の一部）
使用面積　　３４４．２３㎡

施設		使用料 午前 午前９時から正午まで	午後 正午から午後６時まで	夜間 午後６時から午後９時半まで	終日 午前９時から午後９時半まで
柳津生涯学習センター	多目的ホール	１時間につき570円	１時間につき570円	１時間につき670円	6,140円
	第１研修室 第２研修室 第１会議室 第２会議室 第３会議室 調理室	１時間につき170円	１時間につき170円	１時間につき210円	1,930円
もえぎの里生涯学習センター	会議室兼ミーティングルーム1	１時間につき520円	１時間につき520円	１時間につき590円	5,480円
	会議室兼ミーティングルーム2	１時間につき260円	１時間につき260円	１時間につき300円	2,760円
	集団指導室	１時間につき260円	１時間につき260円	１時間につき300円	2,760円
	栄養指導室	１時間につき200円	１時間につき200円	１時間につき240円	2,200円
	調理室	１時間につき520円	１時間につき520円	１時間につき590円	5,480円

（６）柳津地区学習等供用施設

施設名	所在地	構造規模	敷地面積	建築面積	１階面積	２階面積	指定管理者
北塚会館	柳津町北塚２丁目60-1	鉄筋コンクリート造２階建	768.16	193.00	183.05	143.98	北塚会館管理運営委員会
本郷会館	柳津町蓮池１丁目78	鉄筋コンクリート造２階建	817.00	217.31	175.54	160.20	本郷会館管理運営委員会
南塚会館	柳津町南塚４丁目35	鉄筋コンクリート造２階建	1,177.00	201.60	173.43	166.42	南塚会館管理運営委員会
東栄会館	柳津町東塚２丁目151	鉄筋コンクリート造２階建	1,406.27	224.79	189.64	154.21	東栄会館管理運営委員会
宮上ふれあい会館	柳津町上佐波２丁目326	鉄筋コンクリート造２階建	884.80	219.10	176.86	156.72	宮上ふれあい会館管理運営委員会
宮下コミュニティ会館	柳津町下佐波４丁目37	鉄筋コンクリート造２階建	965.00	195.70	186.70	153.00	宮下コミュニティ会館管理運営委員会
高桑コミュニティ会館	柳津町高桑３丁目28	鉄筋コンクリート造平屋建	1,646.00	366.94	346.65	―	高桑コミュニティ会館管理運営委員会

（７）平 和 啓 発

昭和６３年７月１日、世界全人類の恒久的平和を願って「平和都市宣言」を行った。この宣言をもとに市民から平和の折り鶴を募集した。

平成１４年１月２６日に、岐阜空襲を伝える平和資料室をハートフルスクエアーＧ内にオープンし、平和啓発事業を行っている。

また、毎年岐阜空襲（昭和２０年７月９日）を受けた７月９日には平和の鐘式典として、戦争の悲惨さ、平和の尊さを伝える事業を行っている。

7　みんなの森　ぎふメディアコスモス

（１）概　　要

つかさのまち夢プロジェクトの第１期として、平成２７年７月にオープンした「みんなの森　ぎふメディアコスモス」は、「知の拠点」の役割を担う岐阜市立中央図書館、「絆の拠点」となる市民活動交流センター、多文化交流プラザ及び「文化の拠点」となる展示ギャラリー等からなる複合文化施設であり、人が集い、憩い、交流することを通じて新たな価値創造を行うサードプレイスとして活発な情報発信を続けている。

建物は世界的な建築家伊東豊雄氏による設計で、起伏のある木製格子屋根と「グローブ」と呼ばれる床から浮かんだかさが特徴である。

自主事業開催を中心として賑わいの創出を図り、令和元年７月１日には累計来館者数５００万人を達成した。

［来館者数の推移］

１００万人達成　　平成２８年　５月　８日
３００万人達成　　平成２９年１１月２３日
５００万人達成　　令和元年　７月　１日

［主な施設概要］

・所在地　　岐阜市司町４０－５
・敷地面積　１４，７２５．３９㎡
・延床面積　１５，４４４．２３㎡
　建築面積　　７，５３０．５７㎡
・施設内容　岐阜市立中央図書館、市民活動交流センター、多文化交流プラザ、展示ギャラリー、みんなの広場　カオカオ、せせらぎの並木　テニテオ等

・貸出施設

施　設　名　称	面　積	定　員	使用時間	使用区分・料金（単位：円）	備　　考
かんがえるスタジオ（スタジオA－１，A－２）	各75.9㎡	各50人	9:00～21:00	１部屋使用 560／１時間 ２部屋一体使用 890／１時間	２部屋を一体で使用することが可能（定員100名）
おどるスタジオ（スタジオB）	83.2㎡	50人	9:00～21:00	560／１時間	
あつまるスタジオ（スタジオC）	47.6㎡	25人	9:00～21:00	350／１時間	
つながるスタジオ（スタジオD）	35.0㎡	15人	9:00～21:00	270／１時間	
みんなのホール（多目的ホール）	333.9㎡	230人	【午前】9:00～12:00	(平　日)14,050 (土日祝)15,310	時間延長の使用は可能 (平　日)2,640／１時間 (土日祝)3,400／１時間 ただし、8:00～9:00及び21:00～22:00の使用に限る
			【午後】13:00～16:00	(平　日)17,020 (土日祝)18,300	
			【夜間】17:00～21:00	(平　日)20,640 (土日祝)24,130	
			【終日】9:00～21:00	(平　日)49,350 (土日祝)55,560	
みんなのギャラリー（展示室A、B）	各159.9㎡	－	9:00～21:00	１区画使用 14,240／１日 ２区画一体使用 22,790／１日	拡大スペース：147.5㎡ 10,480／１日

8　図　書　館

（１）沿　　革

岐阜市立図書館は、昭和２９年１０月岐阜市民センター内に市民図書室として発足した。その後、昭和３３年４月、八ツ寺町１丁目７番地に鉄筋コンクリート２階建ての独立図書館として本館が開館し、昭和４７年９月、加納清水町岐阜市中央公民館分館

内に加納図書室が、昭和５４年１月、万代町２丁目長良西公民館内に長良図書室が、昭和５７年４月、芥見４丁目東部コミュニティセンター内に東部図書室が、昭和５８年４月、下鵜飼１丁目西部コミュニティセンター内に西部図書室が、平成３年１１月、前一色１丁目長森コミュニティセンター内に長森図書室がそれぞれ開設した。

また、固定館を補う図書館サービスの拠点として、自動車図書館を昭和３９年２月から平成２７年３月まで運行した。

図書館事務の効率化を図るための電算システム化に昭和６０年４月から着手し、昭和６２年１２月本館に、平成元年１０月、１１月には４図書室に、平成２年１０月には自動車図書館に、また、平成３年１１月に長森図書室開設と同時にコンピュータを導入した。その後、順次システム更新を進め、平成２７年３月にはＩＣタグを導入したシステムが稼働した。

平成１３年１１月には、加納図書室を閉室し、代替施設として平成１４年１月２６日にハートフルスクエアーＧ１階に分館を開設した。この分館は、ファッションライブラリーを併設し、ファッション資料の展示貸出、放映等を行っている。また、午後９時まで開館し、通勤通学者等、日中に来館が困難な利用者に対して配慮している。

平成１８年１月には、岐阜市と柳津町の合併により、柳津町宮東１丁目柳津公民館内に柳津図書室が開設した。平成２７年３月には、本館及び自動車図書館が閉館し、平成２７年７月１８日、司町４０番地５　複合施設「みんなの森　ぎふメディアコスモス」内に占有面積９，２１０．３０㎡を有する中央図書館が開館した。

（２）蔵　書　数（令和元年度）

（単位：点）

区　分	一般図書	美術本	郷土資料	参考資料	児童図書	視聴覚資料	合　計
中央図書館	372,674	3,937	42,566	32,433	112,218	6,609	491,501
アウトリーチ	19,984	0	0	1	7,227	0	27,211
分　館	69,963	0	1,499	533	18,552	1,070	89,585
長良図書室	22,223	0	470	9	16,507	0	38,730
東部図書室	26,276	0	368	69	21,118	6	47,400
西部図書室	25,875	0	239	82	23,180	0	49,055
長森図書室	27,344	164	575	45	21,949	6	49,299
柳津図書室	11,810	1	397	127	10,707	6	22,523
合　計	576,149	4,102	46,114	33,299	231,458	7,697	815,304

（３）利用者数（令和元年度）

利用者区分	年　齢	利用館 中央図書館	アウトリーチ	分　館	長　良	東　部	西　部	長　森	柳　津	合　計
個　人	０～６歳	24,620	552	3,717	3,265	679	1,992	2,689	2,144	39,658
	７～９歳	23,110	432	3,898	2,135	867	1,528	2,583	2,099	36,652
	10～12歳	20,470	159	4,661	1,801	909	1,078	1,904	1,590	32,572
	13～15歳	9,775	64	2,554	751	125	452	424	624	14,769
	16～18歳	5,849	2	2,317	345	212	60	156	129	9,070
	19～22歳	9,131	10	3,072	179	197	346	245	158	13,338
	23～29歳	18,978	52	4,393	473	313	530	782	469	25,990
	30歳～	66,236	837	15,129	4,024	1,510	4,635	5,689	4,710	102,770
	40歳～	83,427	1,685	29,206	8,368	3,214	5,496	7,746	6,064	145,206
	50歳～	50,984	264	24,261	5,753	2,346	3,227	4,292	2,300	93,427
	60歳～	49,972	583	22,351	5,897	4,169	4,373	5,709	2,225	95,279
	70歳～	42,260	351	25,772	6,972	5,950	4,585	5,553	1,382	92,825
団体貸出		4,483	0	614	107	51	606	260	413	6,534
郵送貸出		235	0	0	0	0	0	0	0	235
相互貸借		1,121	0	0	0	0	0	0	0	1,121
その他		27	0	17	4	0	0	19	19	86
合　計		410,678	4,991	141,962	40,074	20,542	28,908	38,051	24,326	709,532

（４）資料貸出数（令和元年度）

（単位：点）

区　　分	一　般　書	児　童　書	視聴覚資料	合　　計
中央図書館	828,211	529,456	40,012	1,397,679
アウトリーチ	5,721	4,511	62	10,294
分　　館	278,654	69,598	6,845	355,097
長良図書室	70,345	55,225	313	125,883
東部図書室	47,930	24,153	63	72,146
西部図書室	52,547	48,815	130	101,492
長森図書室	72,210	69,816	172	142,198
柳津図書室	34,900	55,306	185	90,391
合計	1,390,518	856,880	47,782	2,295,180

※令和元年度開館日数

中央図書館	338日
アウトリーチ	97日
分　　館	336日
長良図書室	277日
東部図書室	277日
西部図書室	277日
長森図書室	278日
柳津図書室	277日

（５）イベント実績

イベント名称	実施回数	参加人数
おはなし会（にゃんこカート、読み聞かせ含む）（中央図書館・分館・各図書室）	326	9,456
なかよしおはなし会・ぬいぐるみのおとまり会	1	58
絵本フェスティバル	2	177
本de子育てカフェ	3	216
読み聞かせボランティア派遣事業	13	1203
地域ボランティア育成講座	2	165
夏休み調べもの講座	2	24
子ども司書養成講座	1	20
サブリーダーの集い	1	3
マスターの集い	1	7
本の語りBar	1	13
まちライブラリアン講座「本のある空間づくり」	1	68
おとなの夜学	7	320
ぼくのわたしのショートショート発表会	1	180
ビジネス支援セミナー	3	30
データベース活用講座	1	10
作家と語ろうin岐阜	1	70
長良川大学講座（文学講座）	6	936
長良川大学講座（朗読教室）	5	75
英語多読入門講座	1	45
図書館文学部	3	131
みんなの図書館シアター	4	448
ぼくらの時代。ぼくらの知の広場をつくろう。	1	131
新たな知の広場を創りづづけるために	1	165
生活デザイン講座	10	249
みんなの森の天体観望会	1	177
巡るフランス言葉と音楽	1	64
クリスマスのおくりもの	1	8
世界に開く窓	2	46
並木道読書会	6	52
ぎふ市のなに史	1	17
ファミリーヒストリー	1	15
夏の群読ワークショップ	1	15
科学する絵本	1	50
本でウォークラリー	1	145
Let’s朗読！～文字から「声」で世界を描く～	1	15

第2　教　　育

1　学　校　教　育

2　社会・青少年教育

3　科　学　館

4　大　学　教　育

5　(公財)岐阜市教育文化振興事業団

1　学 校 教 育

（１）学校教育指針

地域との協働を基盤に『共に支え合い、個の可能性を広げる教育』をめざして

◆全ての子どもたちに将来社会を生きる力を培う◆

Society５．０と呼ばれる様々な技術革新によって､私たちの予想をはるかに超えるスピードで社会の有り様が変化しつつある。グローバル社会、ＩＣＴ社会にあって、覚えた知識の量で推し量る旧来型の学力から､ＩＣＴを道具として自由に使いこなし、世界の最先端の情報にアクセスし、外国人とも論議できる思考力・判断力・表現力に重きが置かれる２１世紀型能力への転換が求められている。変化が激しく、未知の課題に試行錯誤しながら対応することが求められる新しい次代を担う子どもたちには、自分一人の力だけでなく、多様な他者を価値のある存在として尊重し、協働してその課題に対応していく力を身に付けさせていかなければならない。私たちは、将来社会を見据え、岐阜市に生まれ育つ子どもたちに質の高い教育を提供する責務がある。

学校教育の課題として、学ぶことと自分の人生や社会とのつながりを実感しながら、自らの能力を引き出し、学習したことを活用して、生活や社会の中で出会う課題の解決に主体的に生かしていけるような教育に改善することが挙げられる。その解決に向け「何のために学ぶのか」という学ぶ意味やねうちを確認しながら資質・能力を育んでいくことが大切であり、学び方も学習の内容に応じて多様にしていく必要がある。本市では、５年先行く教育が提供できるよう、本年度から小学校で、２０２１年度には中学校で全面実施される新たな学習指導要領の内容も踏まえ、総合的な教育構想をもって取り組んでいく。

◆子どもたちの多様な個性や能力を活かす◆

将来社会を生きる力を育てるにあたって、一人ひとりがかけがえのない大切な存在として誰からも認められるよう多様な個性や能力を活かす教育を推進していく。どの子にも基礎的な学力を身に付けさせることと同時に、一人ひとりの子どもにある伸びる可能性の芽を、どこまでも伸ばしていく教育を大切にしていく。また、様々な状況の子どもが共に学ぶことで、生命を尊重し、互いの多様な個性や能力を正しく理解して思いやり、共に助け合い支え合って生きていくことの大切さを学ばせたいと考える。その中で、互いの行動や考え方などが異なることにより周りとの関係に悩む子どもの存在に気付き、必要な支援をしていくことも大切にしていく。

子どものよさや可能性を引き出すために、様々な体験や多様な学びの場を用意し、新しい学習指導要領で柱となる「主体的・対話的で深い学び」を積極的に活用しながら、その子のもっている才能や創造性を大きく伸ばし、知識の理解の質を高め、資質・能力を身に付け、能動的に学び続ける子どもを育んでいく。そのためにも、子どもたちそれぞれの興味や関心を基に、地域との協働を基盤として一人ひとりの個性に応じた多様で質の高い学びを引き出す意図的な営みや、その効果を常に検証し改善していくカリキュラム・マネジメントを確立していく。

以上のことから、願う子どもの姿を「自分や仲間の個性や能力を理解し、共に高め合い、自らの可能性を広げる児童生徒」とし、学校教育において次の３つの目標を示す。

《経営》校長のリーダーシップのもと、教職員や地域との協働による積極的な攻めの学校経営
《指導》児童生徒の個性や能力の理解を組織的に行い、一人ひとりの将来に生きる力を育てる指導
《研修》教師としての資質能力を高めるために学び続け、高い指導力と感受性を身に付ける研修

実際の教育活動に当たっては次の４点に配慮して実践を積み上げる。

○校長のマネジメント力を発揮し、自他の生命を尊重する心の教育を地域全体で推進する。
○学習指導要領の趣旨を十分に踏まえ、基礎的・基本的な内容の確実な定着を図る(Contents)とともに、「主体的・対話的で深い学び」を重視して、「何を学ぶか」だけでなく「どのように学ぶか」を意識した授業改善に取り組み(Passion)、多様で質の高い学びを引き出し(Skill)、個の可能性を広げる教育を推進する。
○幼保小連携や小中一貫の考えのもと、学校間や家庭、地域社会、関係諸機関との積極的かつ強固な連携を図る。
○安全で快適な学習環境づくりと、地域ぐるみで見守る体制づくりを行う。

（２）幼稚園教育指針

『元気いっぱい　友だちいっぱい　楽しい幼稚園』をめざして

国際化、高度情報化、少子高齢化・・・など、社会は急速に変化し続けています。これからの時代を、自立した人間として多様な他者と協働しながら創造的に生きていくための資質・能力の育成が、重要な課題となってきています。とりわけ幼児期は、心情、意欲、態度、基本的な生活習慣など、人間形成の基

礎が培われる極めて重要な時期であり、子どもたち一人一人に、心豊かでたくましく生きる力の基礎を育んでいくことが不可欠です。

こうしたことから、本市の幼稚園では、質の高い幼児教育の実践に努め、幼保連携・公私連携の中核を担うセンター的役割を果たすため、大きく３つの機能を大切にしています。

◆研究実践機能･･･研修や研究の場として良質な幼児教育を発信すると同時に、指導力の向上を図り、幼児が主体的に活動し，互いに個性を認め合い育ち合う学級経営や教育課程等の情報提供を行い、幼児教育の質の向上を図ります。

◆特別支援機能･･･ありのままの姿を認め、一人一人に応じた指導方法を明らかにし、保護者との連携を図りながら、インクルーシブ教育の推進を図ります。

◆子育て支援機能･･･保護者同士をつなぐ機会や家庭教育学級の充実を図り、家庭の教育力の向上に努め、未就園児の保護者に対しては、遊びの場を提供したり、子育て相談の機会をつくったり、保健師等の外部機関とのネットワークを活用したりするなど、子育て支援をサポートし、地域と園との連携を図ります。

本年度は、主体的な遊びや体験を通して、友だちとかかわる中で友だちのよさや、自分のよさを見つけたり、様々な出来事や自然に感動し、「感じたこと」「思ったこと」を言葉で伝え合い、考えたり工夫したり、身体を使って表現したりすることができる子を育てていきます。また、こうした中で、身近な環境に積極的にかかわる力や健康で安全な生活を自らつくり出す力を養うとともに、自立心を育み、協同の態度や道徳性の芽生えを培っていきます。

また、コミュニティ・スクールの機能を生かし、地域の様々な人々との交流の機会を通し、豊かな体験に結び付くようにしていきます。

幼稚園教育の３つの目標を示します。

《経　営》全教職員や地域コミュニティとの協働のもと、園の特色を生かした活力ある幼稚園経営

《指　導》幼児相互のかかわりや身近な環境とのかかわりを通して、心身の調和のとれた発達の基礎を培い、学びに向かう力（非認知能力）を育む指導

《研　修》人間性を磨き、教師としての資質・能力を高める意図的・計画的な研修

各幼稚園にあっては、この目標を自園の教育の重点課題にそって具体化するとともに、遊びや体験を通した総合的な指導を通じ、“自分みつけ”“よさみつけ”の実現を基盤とし、学びに向かう力（非認知能力）の育成をめざします。

その際には、全教職員が参画する組織的な園運営をＰＤＣＡのサイクルで行い、幼児の願う姿に立ち返って教育活動を継続的に見届け、その成果を明らかにするとともに、保護者や地域の声を真摯に受け止め、願いの共有化を図りながら「元気いっぱい 友だちいっぱい 楽しい幼稚園」を具現します。実際の教育活動に当たっては次の６点に配慮して、日々の実践を積み上げます。

○質の高い教育と保育の総合的な提供をめざす認定こども園の調査・研究を進める。

○幼児の園生活の安全を確保し、一人一人のもち味が十分に発揮できる環境づくりに努める。

○自然やいろいろなもの、人とかかわる遊びや体験の中で、楽しさや喜びを味わい、自分の思いを言葉で伝え合う力や道徳性の芽生えを培う。

○全教職員の協力・支援体制を高め、温かい雰囲気の中で、見通しをもったきめ細かな保育の工夫をする。

○保護者や地域コミュニティとの連携を図り、幼児理解を深めたり、幼児の育ちを喜び合ったりして、保護者の子育てを支援する。

○幼稚園や保育所・認定こども園・小学校、家庭や地域社会、関係諸機関との綿密な連携を積極的に図り、地域に根付いた特色ある幼稚園づくりを推進する。

（３）学校施設整備

本市の学校施設は、小学校４６校、中学校２２校、特別支援学校１校、高等学校１校、幼稚園２園があり、昭和２９年度に鉄筋校舎を建築して以来、老朽化の著しい校舎等の改修、改築を行っている。また、学校統合に伴う新校舎の建設、校舎の改修、改築も行っている。

さらに、耐震診断結果を踏まえ、耐震性能の強化のため、耐震補強工事を進め、校舎は平成２６年度に完了、体育館についても平成２７年度に完了したところで、耐震補強を要する全学校で耐震補強工事が完了した。

児童生徒の減少による余裕教室については、各学校の実情を把握する中で地域との連携も深め、より有効な活用を進める。

今後、心身とも豊かな児童生徒を育てるための安全で快適な教育環境の整備充実を図っていく。

（４）市立小学校一覧　※岐阜市統計書に準じて　・教員数は兼務者含む
・職員数は本務者のみ

（令和２年５月１日現在）

学校		児童数	学級数	校舎（体育館、給食室を除く）		体育館	プール	運動場	給食室	教員数（校長含む）	職員数			
校名	開校年	全人数	全学級	保有面積	教室棟構造	保有面積	水面積	用地面積	延床面積		事務職員	栄養職員	調理員	校務員
所在地		特別支援（内数）	特別支援（内数）	主な増築年（直近のみ）		建築年	建築年	改修年	建築年					
岐阜小学校	H20.4	314	14	5,469	RC造	1,180	375	7,761		21	1			
大工町1番地		(16)	(2)	H21	2F	H6	H6	H21						
明郷小学校	H24.4	331	15	6,296	RC造	983	375	6,960		27	1			
本郷町3丁目1番地		(14)	(3)		4F	S53	S60	H7						
徹明さくら小学校	H29.4	323	14	9,546	RC造	1,775	750	17,512	197	24	1		1	
木之本町1丁目18番地		(10)	(2)		4F	S47	H1	H4	S54					
白山小学校	M42.4	175	7	4,163	RC造	1,183	404	7,561	264	14	1			
白山町2丁目1番地1				H1.3	3F	H7	S42	H11	S53					
梅林小学校	T11.4	205	7	5,392	RC造	984	375	6,077	262	14	2			
金竜町6丁目6番地		(6)	(1)		4F	S52	H13	H3	S54					
華陽小学校	S8.1	263	13	4,725	RC造	781	375	10,773	266	17	1			
華陽5番1号		(20)	(3)	H3.3	4F	S49	H9	H6	S54					
本荘小学校	M6.4	567	21	5,929	RC造	1,221	375	9,373	386	31	1			1
此花町6丁目29番地		(19)	(3)		3F	H3	H10	H16	H4					
日野小学校	M7.3	415	14	5,562	RC造	1,026	325	7,220	312	21	1			
日野北1丁目4番1号		(9)	(2)	H16.3	3F	S55	H2	H3	S55					
長良小学校	M6.3	330	14	5,956	RC造	2,539	(改築中)	(改築中)		24	1			1
長良259番地		(10)	(2)	R2.1	2F	R2								
島小学校	M6.4	770	25	6,511	RC造	1,065	375	8,259	246	36	1			
北島7丁目6番12号		(20)	(3)	H10.3	4F	S56	S62	H1	S63					
三里小学校	M6.10	801	27	7,059	RC造	1,632	500	5,462	270	39	1			
六条北2丁目5番1号		(18)	(3)	H19.3	4F	S50	H8	S62	S53					
鷺山小学校	M23.8	524	19	5,892	RC造	984	375	7,655	191	28	1			
鷺山北町９番12号		(9)	(2)		3F	S52	H20	H4	S48					
加納小学校	M5.9	332	16	5,915	RC造	1,018	530	8,420	243	24	1		1	
加納西丸町1丁目73番地2		(20)	(4)		3F	S55	H28	H8	S56					
加納西小学校	S6.5	306	14	5,557	RC造	984	375	12,395	205	22	1			
加納高柳町1丁目1番地		(6)	(2)		3F	S52	H16	H2	S51					
則武小学校	M9.9	550	21	5,683	RC造	1,038	375	7,005	221	32	1			
則武209番地2		(20)	(4)	H17.3	4F	S54	H10	S55	S61					
長森南小学校	M30.11	735	27	6,616	RC造	1,155	375	13,967	208	40	1			
切通5丁目12番1号		(24)	(4)	H15.3	3F	H8	S61	H9	S48					
長森北小学校	M6.5	306	14	5,843	RC造	768	375	5,327	192	20	1			
野一色3丁目1番3号		(9)	(2)		3F	S48	H7	H10	S48					
常磐小学校	M5.4	322	14	4,355	RC造	982	375	8,063	248	20	2		1	
上土居838番地		(8)	(2)	H2.3	3F	S54	H14	H15	S57					
木田小学校	M6.3	128	7	2,788	RC造	610	375	11,774	164	15	1		1	
木田2丁目173番地		(3)	(1)		3F	S47	S56	H17	S46					
岩野田小学校	M6.6	336	15	6,705	RC造	988	370	12,632	192	21	1			
粟野西2丁目33番地		(18)	(3)		3F	S50	H15	H2	S47					
黒野小学校	M6.3	433	17	6,273	RC造	985	670	9,369	236	26	1		1	
古市場20番地1		(17)	(4)		3F	S51	S47	H2	S55					
方県小学校	M6.7	87	6	3,895	RC造	983	375	10,736	175	12	1			
安食3丁目115番地					3F	S53	H13	S59	S51					
茜部小学校	M16.11	794	27	6,456	RC造	982	250	7,974	192	42	1			
茜部新所4丁目91番地3		(21)	(3)	H19.3	3F	S55	H12	H2	S49					

学校		児童数	学級数	校舎（体育館、給食室を除く）		体育館	プール	運動場	給食室	教員数（校長含む）	職員数			
校名	開校年	全人数	全学級	保有面積	教室棟構造	保有面積	水面積	用地面積	延床面積		事務職員	栄養職員	調理員	校務員
所在地		特別支援（内数）	特別支援（内数）	主な増築年（直近のみ）		建築年	建築年	改修年	建築年					
鶉小学校	M6.7	801	28	7,712	RC造3F	983	375	10,490		43	2	1		
中鶉4丁目189番地1		(23)	(4)	H25.6		S53	H14	H16						
七郷小学校	M5.3	709	25	6,425	RC造4F	982	375	10,005	205	32	1			
西改田字川向94番地1		(24)	(4)	H18.3		S55	S54	H10	S52					
西郷小学校	M6.5	522	22	5,485	RC造4F	982	375	6,403	179	32	1			
中西郷4丁目261番地		(23)	(4)	H17.3		S54	S53	H5	S52					
市橋小学校	M6.4	802	29	6,731	RC造4F	1,098	375	8,413	192	42	2			
市橋6丁目6番28号		(22)	(4)	H19.1		H2	H3	H12	S46					
岩小学校	M6.11	219	8	3,403	RC造3F	982	375	9,638	192	13	1		1	
岩滝西1丁目612番地		(3)	(1)			S54	H7	H3	S47					
鏡島小学校	M6.5	571	21	6,482	RC造4F	985	375	9,892	213	30	1			
鏡島西2丁目2番地1号		(19)	(3)			S51	H3	H13	S57					
厚見小学校	M5.12	520	19	7,240	RC造3F	984	375	14,152	296	29	1			1
上川手198番地5		(13)	(2)	H4.3		S52	H5	H5	H3					
長良西小学校	S30.4	607	21	7,259	RC造3F	982	373	8,723		31	1			
千代田町2丁目1番地		(16)	(3)	H28.2		S50	H17	H1						
早田小学校	M6.4	427	16	5,030	RC造3F	984	375	9,218	194	22	1			
学園町2丁目35番地		(22)	(3)			S51	S41	H3	S52					
且格小学校	M6.5	211	8	4,272	RC造3F	1,108	375	6,272		13	1			
日置江1859番地1		(6)	(2)	H18.2		S57	S60	H15						
芥見小学校	M5.10	333	14	4,782	RC造4F	982	375	6,828	218	21	1		1	
芥見2丁目213番地		(11)	(2)	H16.3		S54	H9	H1	S46					
合渡小学校	M6.8	346	13	4,954	RC造3F	1,090	375	6,151	284	17	1			
寺田1番地1		(5)	(1)	H16.3		S62	H3	S56	S56					
三輪南小学校	M5.5	577	20	5,373	RC造4F	1,090	375	12,560	207	29	1	1		
太郎丸1034番地		(7)	(2)			S61	H3	H12	S53					
三輪北小学校	M5.5	99	7	2,724	RC造3F	1,090	375	7,225	231	13	1		1	
北野東356番地		(2)	(1)			S62	H5	H14	S55					
網代小学校	M6.5	58	7	2,780	RC造3F	1,107	375	7,935	653	12	1			
秋沢2丁目156番地1		(3)	(1)			S60	S61	H12	S60					
城西小学校	S46.4	320	14	5,202	RC造4F	1,258	375	7,790	180	22	1			
則武西1丁目8番1号		(6)	(2)			H11	S46	H13	S45					
藍川小学校	S48.4	205	10	5,602	RC造3F	1,129	375	9,429		16	1			
加野3丁目3番5号		(9)	(2)			H6	H2	H2						
長良東小学校	S49.4	676	22	5,378	RC造4F	1,224	375	9,476	255	30	1	1		1
長良真生町3丁目9番地		(2)	(1)			S49	S50	H14	S48					
長森西小学校	S49.4	485	17	4,135	RC造4F	981	375	7,971	195	25	2			
北一色5丁目5番1号		(2)	(1)			S49	R1	H7	S48					
芥見東小学校	S49.4	323	14	7,078	RC造4F	982	375	9,182	220	22	1			
大洞桜台1丁目2番地		(13)	(2)			S49	S50	H11	S49					
岩野田北小学校	S55.4	503	18	4,935	RC造4F	982	375	10,530	175	30	1			1
粟野東2丁目33番地3		(14)	(2)			S55	S55	H9	S55					
長森東小学校	S57.4	475	18	4,404	RC造4F	982	375	7,650	220	28	1			
水海道2丁目10番1号		(16)	(3)			S56	S57	H8	S56					
柳津小学校	S35.9	739	26	8,486	RC造3F	1,391	604	8,055	472	38	2		1	
柳津町丸野1丁目1番地		(6)	(2)	H19.3		S53	H3	H8	H19					
合計		19,875	765	258,458	－	50,204	17,900（長良小除く）	406,263（長良小除く）	9,451	1,160	52	3	9	5
		(564)	(107)											

※1　院内学級のある学校（黒野1、本荘1、長森北1）
※2　RC造＝鉄筋コンクリート造

（５）市立中学校一覧

（令和２年５月１日現在）

学校		生徒数	学級数	校舎（体育館、給食室を除く）		体育館	プール	運動場	給食室	教員数（校長含む）	職員数			
校名	開校年	全人数	全学級	保有面積	教室棟構造	保有面積	水面積	用地面積	延床面積		事務職員	栄養職員	調理員	校務員
所在地		特別支援（内数）	特別支援（内数）	主な増築年（直近のみ）		建築年	建築年	改修年	建築年					
岐阜清流中学校	H24.4	438	14	5,311	RC造	1,267	389	8,012	258	27	2			1
早田1901番地18		(13)	(2)		3F	S58	S40	H14	S57					
岐阜中央中学校	H24.4	308	13	6,981	RC造	2,548	325	14,035		27	1			
京町3丁目19番地		(7)	(3)		3F	H23, S56	H23							
本荘中学校	S23.9	458	16	7,420	RC造	1,267	375	14,969	199	30	1			
雲雀ヶ丘1番地		(12)	(3)		4F	S60	S41	S61	S50					
梅林中学校	S22.5	299	11	6,970	RC造	1,341	325	14,994	224	29	1			1
九重町3丁目8番地		(9)	(2)		4F	H11	S44	S63	S57					
加納中学校	S22.4	531	18	6,987	RC造	1,267	325	10,095	247	32	1			1
加納舟田町9番地		(15)	(3)	H2.3	3F	S59	H27	H2	S58					
長森中学校	S22.5	780	24	8,137	RC造	1,527	375	23,372	348	49	2			1
野一色4丁目11番1号		(17)	(3)		3F	H5	S42	H21	H1					
長良中学校	S22.3	341	12	6,924	RC造	1,378	325	13,341		27	1			
長良福光2070番地		(10)	(2)	H2.3	4F	H1	H2	H2						
島中学校	S22.4	573	18	7,758	RC造	1,262	325	12,173	208	37	1			1
則武西1丁目8番2号		(11)	(2)		4F	S53	S45	H1	S55					
岩野田中学校	S22.5	442	14	5,333	RC造	1,312	325	9,925	183	26	1			
粟野西5丁目817番地		(12)	(2)		4F	H3	H4	S62	S47					
精華中学校	S22.5	647	21	7,667	RC造	1,271	325	12,633	247	44	2			1
鏡島精華1丁目11番27号		(22)	(4)	H1.3	4F	S52	S43	S62	S57					
藍川中学校	S22.5	316	11	6,611	RC造	1,340	350	16,307	245	22	1			1
芥見4丁目157番地		(3)	(1)	H5.3	4F	H5	S46	S63	S59					
三輪中学校	S37.4	365	13	5,408	RC造	1,095	325	14,604	231	24	1			1
石原1丁目12番地		(7)	(2)		4F	H1	H8	S60	S57					
岐北中学校	S22.4	605	20	7,859	RC造	1,323	325	12,401	200	41	1			
御望971番地1の2		(15)	(3)		4F	S63	H2	H1	S54					
厚見中学校	S25.8	259	11	5,656	RC造	1,267	325	8,521	283	26	1			
上川手262番地1		(12)	(2)		4F	S56	S58	H1	S56					
青山中学校	S50.4	417	14	6,027	RC造	1,271	325	13,629	231	26	1			1
下土居２丁目27番１号		(3)	(2)	H10	2F	S50	S51	S62	S50					
陽南中学校	S56.4	513	16	7,452	RC造	1,267	325	15,013	271	29	1			
六条東1丁目1番1号		(9)	(2)		4F	S56	S56	H6	S55					
藍川東中学校	S57.4	194	8	6,090	RC造	1,267	325	13,674	244	20	1			
大洞紅葉が丘6丁目22番地3		(6)	(2)		4F	S56	S57	H13	S56					
岐阜西中学校	S59.4	498	17	6,621	RC造	1,267	325	17,300	263	33	1			1
川部3丁目30番地		(16)	(3)	H25.7	4F	S58	S59	S59						
藍川北中学校	S62.4	128	7	5,277	RC造	1,312	325	11,597		18	1			
加野2丁目23番1号		(2)	(2)		4F	S61	S62	S62						
長森南中学校	S63.4	407	14	6,642	RC造	1,383	325	11,478	315	28	1			1
切通2丁目11番1号		(6)	(2)		3F	S62	S62	S63	S62					
東長良中学校	S63.4	512	17	6,896	RC造	1,278	325	12,253	261	33	1			
長良真生町3丁目27番地4		(13)	(2)		3F	S62	S63	S63	S62					
境川中学校	S22.5	872	26	8,431	RC造	1,362	325	11,976		54	2			
柳津町上佐波東３丁目70番地		(9)	(2)	H21	3F	S51	H28	H6						
合計		9,903	335	148,458	－	29,872	7,339	292,302	4,458	682	26			11
		(229)	(51)											

※１　院内学級のある学校（岐北１、本荘１、長森１）
※２　ＲＣ造＝鉄筋コンクリート造

（６）市立幼稚園・養護学校・高等学校一覧

市立幼稚園一覧

（令和２年５月１日現在）

学校		園児数	学級数	校舎（体育館、給食室を除く）		体育館	プール	運動場	給食室	教員数（校長含む）	職員数			
校名	開校年	在園	在園児学級	保有面積	教室棟構造	保有面積	水面積	用地面積	延床面積		事務職員	栄養職員	調理員	校務員
所在地				主な増築年（直近のみ）		建築年	建築年	改修年	建築年					
加納幼稚園	S22.5	104	6	1,493	RC造 2F	－	－	524	122	9				
加納東丸町2丁目9番地1									S56					
岐阜東幼稚園	S49.4	47	3	1,237	RC造 2F	－	－	1,065	75	6				
水海道1丁目16番13号									S48					
合計		151	9	2,730	－	－	－	1,589	197	15				

※幼稚園ことばの教室は、子ども・若者総合支援センター所管の幼児支援教室に移管

市立岐阜特別支援学校一覧

（令和２年５月１日現在）

学校		児童生徒数	学級数	校舎（体育館、給食室を除く）		体育館	プール	運動場	給食室	教員数（校長含む）	職員数			
校名	開校年	全人数	全学級	保有面積	教室棟構造	保有面積	水面積	用地面積	延床面積		事務職員	栄養職員	調理員	校務員
所在地		重複（内数）	重複（内数）	主な増築年（直近のみ）		建築年	建築年	改修年	建築年					
岐阜特別支援学校(小中学部)	S38.4	101	23	5,212	RC造 2F	961	140	7,946	801	101	4	1		
小西郷3丁目120番地2		(12)	(5)	H29										
岐阜特別支援学校(高等部)	S55.4	103	18	6,421	RC造 3F	H4	H4		H4					
小西郷3丁目120番地2		(11)	(5)	H29										
合計		204	41		－	961	140	7,946	801	101	4	1		
		(23)	(10)	11,633										

市立高等学校一覧

（令和２年５月１日現在）

学校		生徒数	学級数	校舎（体育館、給食室を除く）		体育館	プール	運動場	給食室	教員数（校長含む）	職員数			
校名	開校年			保有面積	教室棟構造	保有面積	水面積	用地面積	延床面積		事務職員	栄養職員	実習助手	校務員
所在地				主な増築年（直近のみ）		建築年	建築年	改修年	建築年					
岐阜商業高校	S44.4													
情報処理科		119	3	5,363	RC造 4F	2,606	375	17,829	－	42	4		3	1
経営管理科		357	9											
鏡島南２丁目７番１号						H10	H10							
合計		476	12	5,363	－	2,606	375	17,829	－	42	4		3	1

（７）学級種別児童生徒数

ア　小　学　校　　（令和２年５月１日現在）

通常学級			特別支援学級						合計
			知的障がい	病弱	難聴	自閉症・情緒障がい	肢体不自由	計	
児童数	１学年	3,111	26	2	0	55	0	83	3,194
	２学年	3,154	40	3	2	47	2	94	3,248
	３学年	3,099	45	1	1	56	0	103	3,202
	４学年	3,292	52	0	2	57	0	111	3,403
	５学年	3,225	45	0	1	38	1	85	3,310
	６学年	3,430	45	2	3	38	0	88	3,518
	合計	19,311	253	8	9	291	3	564	19,875

イ　中　学　校　　（令和２年５月１日現在）

通常学級			特別支援学級						合計
			知的障がい	病弱	難聴	自閉症・情緒障がい	肢体不自由	計	
生徒数	１学年	3,172	33	0	1	38	2	74	3,246
	２学年	3,279	34	1	0	46	1	82	3,361
	３学年	3,223	41	1	0	30	1	73	3,296
	合計	9,674	108	2	1	114	4	229	9,903

（８）学校規模適正化事業

岐阜市の中心市街地は居住人口の減少や出生率の低下で児童・生徒が減少し、学校規模の小規模化傾向が著しい。

そうした状況から、平成１０年８月に岐阜市立小学校及び中学校通学区域審議会に「旧市内における岐阜市立小学校及び中学校の通学区域のあり方について」を諮問し、平成１４年５月に答申を受けた。答申を踏まえ、関係小学校区（９地区）の自治会連合会、ＰＴＡ会長、学校長からなる岐阜市旧市内学校再編問題協議会で議論が重ねられ、平成１７年３月に意見書が提出され、同年８月末には、当該問題に対する市の方針が決定された。

方針に基づき、金華小・京町小の統合校である岐阜小学校が平成２０年４月に開校し、平成２２年４月には旧金華小の敷地に建築した新校舎の供用が開始された。明徳小・本郷小の統合校である明郷小学校は旧本郷小の校舎を活用し、平成２４年４月に開校した。

また、則武小・早田小校区の生徒が通学する岐阜清流中学校は旧明郷中の校舎を活用し平成２４年４月に開校し、岐阜小・明郷小校区の生徒が通学する岐阜中央中学校は旧京町小の敷地に新校舎が建築され、同じく平成２４年４月に開校した。

＜小中学校の統合・再編計画＞

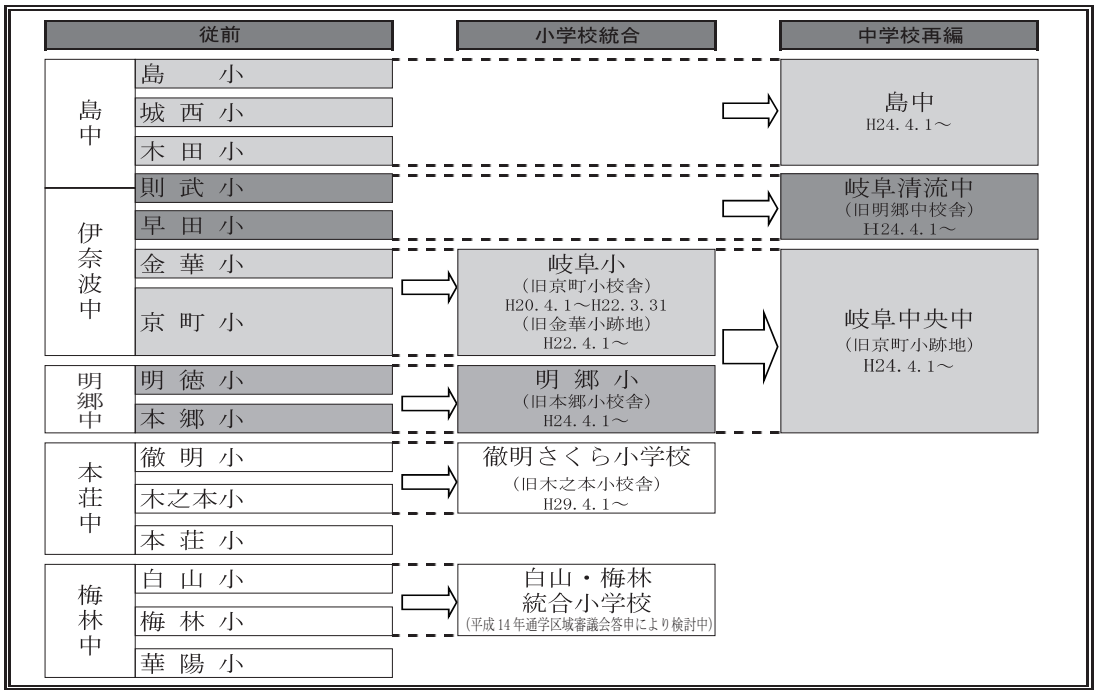

さらに、徹明小・木之本小の統合校である徹明さくら小学校は、旧木之本小の校舎を活用し、平成２９年４月に開校した。

今後、白山小・梅林小についても学校及び地域関係者の理解と協力を得ながら統合を進めていく。

（９）教育費助成事業

ア　就学援助

教育補助制度と呼ばれるこの公的扶助制度では、学校教育法第１９条（「経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。」）にかかげる就学援助の趣旨に沿って、学齢児童生徒の保護者に対して必要な援助を行い、教育の機会均等に資することを目的としている。

要保護及び準要保護児童生徒援助費実績（令和元年度）

区分		小学校		中学校		合計	
		人員	支給額(千円)	人員	支給額(千円)	人員	支給額(千円)
学用品費・通学用品費 校外活動費		2,291	33,287	1,375	35,974	3,666	69,261
新入学児童生徒学用品費等	第１学年対象	337	7,755	447	7,124	784	14,879
	小学６年対象	404	23,189	－	－	404	23,189
	次年度小学1年生対象	353	17,862	－	－	353	17,862
修学旅行費		409	8,579	485	27,955	894	36,534
学校給食費		2,248	96,113	1,345	67,311	3,593	163,424
クラブ活動費		－	－	883	6,299	883	6,299
生徒会費		－	－	1,015	493	1,015	493
ＰＴＡ会費		1,837	6,080	1,259	5,323	3,096	11,403
卒業アルバム代		403	4,389	453	3,946	856	8,335
合計		－	197,254	－	154,425	－	351,679

イ　就学奨励（特別支援学級分）

本制度は、「特別支援学校への就学奨励に関する法律」の趣旨に基づき、小・中学校の特別支援学級等に在籍または通級する児童生徒にかかる教育費の一部を援助するもので、就学の特殊事情にかんがみ、その就学にかかる保護者等の経済的負担を軽減することにより、特別支援教育の振興に資することを目的としている。

特別支援教育就学奨励費補助金実績（令和元年度）

区分	小学校		中学校		合計	
	人員	支給額(千円)	人員	支給額(千円)	人員	支給額(千円)
学用品費､校外活動費	241	1,356	78	773	319	2,129
新入学児童生徒学用品費等	41	1,011	29	785	70	1,796
修学旅行費	32	329	31	885	63	1,214
通学費	0	0	0	0	0	0
学校給食費	258	5,233	93	2,307	351	7,540
合計	－	7,929	－	4,750	－	12,679

ウ　私学助成

私学振興の一環として、岐阜市私立幼稚園・幼保連携型認定こども園・小中学校・高等学校を運営する学校法人に対し、特色ある学校（園）づくりに必要な経費について、補助金を交付する。

私学振興補助金実績（令和元年度）

区分		補助額（円）
幼稚園	33園	19,029,572
小・中学校	５校	5,328,639
高等学校	９校	22,059,680

エ　遠距離通学児童・生徒に対する通学費補助

昭和５６年度から、市内の小学校（片道４㎞以上）及び中学校（片道６㎞以上）へ通学する者並びに特別支援学級に通学する者及び通級指導教室に通級する者について、通学に要する費用の一部を補助し、保護者の負担軽減を図っている。

交通機関利用者（６カ月通学定期乗車券）$\times \frac{1}{12}$＝１カ月補助額

その他の者

$$\left(\begin{array}{l}\text{6カ月通学定期乗車券}\\ \text{ただし岐阜バス均一区間}\end{array}\right)\times\frac{1}{24}=\text{1カ月補助額}$$

(10) 特別支援教育

市内の小中学校に、障害種に応じた特別支援学級や通級指導教室、また知的障がい特別支援学校を設置・開設し、一人一人の教育的ニーズを踏まえて、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するための教育を行っている。また、通常学級において、個人に必要とされる合理的配慮を提供している。

ア　知的障がい

小学校４２校、中学校２２校に特別支援学級を設置している。また、特別支援学校を１校設置している。

イ　自閉症・情緒障がい

小学校に３７校、中学校２１校に特別支援学級を設置している。

ウ　肢体不自由

市橋小学校、精華中学校に特別支援学級を設置している。

エ　病　　弱

岐阜市民病院、岐阜大学医学部附属病院、岐阜県総合医療センター内に、特別支援学級（院内学級）を開設している。

オ　難　　聴

明郷小学校、岐阜中央中学校に特別支援学級を設置している。

カ　言語障がい

明郷小学校、長良小学校、柳津小学校に通級指導教室を開設している。

キ　ＬＤ・ＡＤＨＤ等

西郷小、茜部小、城西小、長森東小、早田小、岩野田北小、黒野小、日野小、三里小、徹明さくら小、岩野田小、芥見東小、市橋小、長森南小、加納中、長森中、島中、則武小、鶉小、三輪南小に通級指導教室を開設している。徹明さくら小に開設しているトワイライト通級指導教室では、中学生を対象に、夜間の指導を行っている。

(11) 学 校 保 健

学校保健、学校安全の管理、指導の充実を図るために、保健主事、養護教諭の研修を定期的に行っている。

学校医、学校歯科医による児童生徒及び教職員等の定期健康診断、健康相談を通して健康管理に留意するとともに、学校薬剤師の協力を得て、校舎内の空気環境調査、騒音調査、照度調査、飲料水検査等を実施している。

岐阜市学校保健会を組織し、学校保健研究大会の開催や各研究会への関係者の派遣、研究紀要の発行、歯の優良児童、歯の優良校、環境衛生活動優良校の表彰、研究委託校の指定などの事業を行っている。

また、生活習慣病予防対策として平成７年度より市内全小学校の５年生希望者を対象に採血検査を実施し、生活習慣病予備軍の早期発見に努めるとともに啓発冊子等の作成により予防対策を行っている。

(12) 学 校 給 食

ア　概　　要

本市では、単独校調理方式で、幼稚園２園、小学校３８校、中学校１７校、特別支援学校１校、共同調理場方式で小学校８校、中学校５校の幼児、児童生徒に対して完全給食を実施している。

また、より安全安心な給食提供のための各種マニュアル（岐阜市学校給食衛生管理マニュアル、岐阜市学校給食調理作業マニュアル、岐阜市学校給食における食物アレルギー対応の手引き、学校給食における危機管理マニュアル）を作成し、安全安心な給食提供を行う様努めている。

イ　給食内容の充実

学校給食の献立は、市内統一献立で、校長、教頭、給食主任、養護教諭、栄養教諭、調理員、ＰＴＡ、給食会の各代表者による献立作成委員会で作成しており、安全で魅力ある給食内容を目指し、献立の組み合わせに配慮して米飯の週３．５回実施、各種のパン（レーズンパン、黒パン、バターロールパン、チーズロールパン、小型パン）、スパゲティ併用等主食の多様化を図っている。副食についても栄養のバランスの考慮、地産地消の推進、調理方法を工夫するとともに、季節の素材を生かす工夫を行い、さらに日本人の伝統的な食文化である和食の普及・啓発も行っている。

給食費は、月額で幼稚園４，０８０円、小学校４，５００円、中学校５，３８０円で実施している。また、パン、牛乳、その他の物資について栄養分析、細菌検査、保存料、酸化防止剤の理化学検査、農薬等の規格検査を行い、品質の管理に特に留意している。

昭和４７年１２月より（財）岐阜市学校給食会を設立（平成２６年４月に（公財）岐阜市学校給食会となった）して、給食物資の一括共同購入を行うことにより教職員の事務負担の軽減、給食物資の品質向上と均一化、購入価格の引き下げによる保護者負担軽減の成果を上げている。

この給食会に対しては市費による２，０００万円の運転資金の貸し付けをし、７１５万円の補助を行っている。

ウ　給食関係者の研修

学校給食を安全かつ円滑に推進するために、関係職員の研修の充実を図っている。

給食主任会を開催し、給食主任を通して各校全校体制の中で管理や指導の研修を進めている。

栄養教諭・学校栄養職員は、年間計画に基づき研修会を開き、給食内容や管理、指導の充実に向けて研究を重ねている。また、食の指導の充実を図るために専門性を生かした指導のあり方についても研究を進めている。

調理員は資質の向上を目指し、年間通して全体研修３回、校内研修１０回、計１３回の研修会を開催している。配置は岐阜市配置基準に基づき行われ、病休調理員等の補充については、嘱託調理員で対応している。

また、各校において、給食だよりや給食試食会を通してＰＴＡに対して給食への理解を深め、家庭との連携による効果を上げるように活動している。

2　社会・青少年教育

（1）青少年教育の目標

青少年が広い視野を持ち、世界に羽ばたいていく人材として育っていくためには、一人一人が、「夢」や「志」をもち、たくましく成長していくことが望まれる。青少年の健全な育成のために、青少年自身が成長していく喜びを感じることができるような体験活動の充実や家庭や地域を含めた社会全体で青少年を育成していく啓発活動を推進し、これからの社会を担う「公共の精神を尊び、社会の形成に主体的に参加する人づくり」に取り組む。

ア　青少年の各種体験活動の機会の充実

・青少年が豊かな感性や規範意識などをはぐくむことをめざす。
・様々な社会体験や自然体験ができる機会とその内容の充実に努める。
・地域住民とのふれあいの場を設ける。

イ　青少年の健全育成への取り組み

・子どもたちの「心」と「体」のバランスの取れた健全育成をめざす。
・家庭・学校・地域が一体となり、安全で安心な居場所を提供する。
・企業等を含めた社会全体で青少年を見守り、育てる環境づくりを進める。

（2）青年活動支援

・青年の生活実態に見られる意識や行動の特質と課題を明らかにし、青少年会館を拠点とした青年活動支援の充実と青年団体の質的向上を図る。
・関係する諸機関、地域の諸団体との連携を密にし、総合的な青年活動支援の推進とともに団体活動を促進し新しいネットワークづくりを奨励する。
・青年団体の健全育成を推進するため、すぐれた指導者の確保が必要であり、広くリーダーの発掘と資質向上のため、各青少年会館等を中心に研修の場と情報の提供に努める。
・青年が自発的、主体的に社会貢献活動に参加する気風を育て、ボランティア活動を奨励する。

ア　事業概要

（ア）青年団体の活動支援

既存の青年団体への支援と青年団体活動の振興を図るとともに新たに活動を始めた青年団体の育成に向けて支援を行う。

（イ）青年リーダーの育成

リーダーを中心に団体員の資質向上のための活動を団体ごとに行う。

（ウ）青年団体相互の連携

各種事業を通じて、各種青年団体の連携を密にし相互交流を図るとともに積極的、自主的に地域社会への貢献に取り組むよう指導支援を行う。

（エ）新成人を祝い励ます会への支援

新しく大人の仲間入りをする青年を祝い励まし、成人としての自覚を促すため、各自治会連合会が開催する「新成人を祝い励ます会」に積極的に協力する。

（3）国 際 交 流

国際感覚を身につけた青少年の育成のため、国際交流活動を行う。

ア　杭州市との交流（友好姉妹都市）

青少年代表者で組織する友好訪中団の派遣と、杭州市からの青少年訪日団の受入れを隔年で行うことで青少年の国際理解と友好の絆を深める。

イ　青少年国際教育夢プロジェクト事業

海外の様々な人々とのふれあいを通して、国際的視野から社会的事象を見つめ自らの将来に夢や志をもって生きようとする青少年の育成を図る。

令和元年度は公募により選考した中学生を、カンボジアに派遣し、カンボジアの自然や現地の人々と触れ合うことを通して歴史や文化、自然を肌で感じる体験活動を行った。

（4）家庭教育啓発事業

社会情勢の変化の中で、家庭の役割、家族のあり方が大きく変化してきている。家族の絆を深め、明るい家庭を築く気持ちの醸成を図ることで青少年の健全育成を目指す。

ア　「決めて、守ろう！『我が家のルール』」運動

平成１１年度からの「家族そろって朝食を！」

運動、平成１４年度からの「家族みんなが一人ひと役」運動及び平成１７年度からの「家族が互いに愛の一声を」運動、平成２０年度からの「話そう創ろう“家族の夢”を」運動の取り組みの上に立ち、平成２３年度から「決めて、守ろう！『我が家のルール』」運動を展開している。

（５）岐阜市放課後チャイルドコミュニティ推進事業

ア　放課後子ども教室推進事業（放課後こども教室）

地域の方々の参画を得て、参加希望児童を対象に、スポーツ・文化活動等の体験活動、地域住民との交流活動等の「体験の場」「交流の場」「遊びの場」を提供する。

（ア）開設小学校区

２１校区（令和元年度　実績）

（イ）開設回数・時間

週に１～２回、授業終了から午後５時頃まで

イ　放課後図書室活用事業（放課後学びの部屋）

教員ＯＢ、学校司書等の教育活動サポーターを平日の放課後の小学校図書室に配置し「学習の場」を開設する。子どもたちが自分の意思で、図書室を訪れ、読書活動や学び合い等の自主的な学習活動（自学）を行うことができるようにする。また、教育活動サポーターによる相談や支援を受けることができる。

（ア）開設小学校

３１校（令和元年度　実績）

（イ）開設回数・時間

週に１～５回、授業終了から午後５時頃まで

ウ　放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

小学校１～６年生までの児童を対象に、下校後及び長期休暇中などに保護者に代わって生活指導を実施するため、全小学校区において開設している。

（ア）開設４６カ所

（イ）開設時間

・平日

放課後から午後６時まで

・長期休暇期間中

午前８時１５分から午後６時まで

※３７カ所の児童クラブで午後７時まで１時間の時間延長を実施。

（ウ）土曜日開設

授業開催土曜日に利用希望のある放課後児童クラブで開設している。

また、放課後児童クラブ利用者を対象にして、毎週土曜日に児童クラブを旧徹明・厚見小学校内の２カ所で開設している。開設時間は、午前８時１５分から午後６時まで。

（６）地域補導

（ア）少年補導委員は、各機関団体からの推薦により教育委員会が４８０名以内で委嘱する。任期は１年であり、地域内の各団体と協力して日常生活での補導を心がける。

（イ）青少年の健全育成を図るため、有害環境に関する情報の収集を行うとともに、各団体や諸機関と連携して環境浄化に努める。

（７）青少年対策

（ア）青少年問題協議会の審議結果を施策に反映させ、青少年の健全育成と施設の充実整備に努める。

（イ）非行化防止に万全を期しながら、青少年を取り巻く良好な社会環境の整備を進める。

（ウ）青少年の健全な育成を目指し、学校等関係機関との連絡を密にし、市民ぐるみで非行防止に努める。

（エ）青少年育成市民運動を展開して地域における青少年育成組織の強化と活動の具体化を図り、特にブロック組織内の連携を密にし市民ぐるみの意識の高揚に努める。

（オ）青少年の地域の伝統等を継承する活動を奨励し、青少年の郷土理解と地域社会参加を促進し、地域社会の一員としての役割と責務の自覚を促し、将来都市像に掲げる「美しく豊かな生活都市ぎふ」の実現に資するとともに青少年の仲間づくりの促進と青少年活動の振興に資するための事業を推進する。

（８）青少年教育活動

青少年の健全な育成を願って、社会参加の促進をめざした少年団体活動等の支援、指導を行う。

ア　青少年団体の支援、指導

（ア）市シニアリーダー（大学生）

（イ）市ジュニアリーダー（中・高校生）

（ウ）市インリーダー（小学生）

（エ）市子ども会育成連合会

（オ）ぎふ探求ネットワーク事業『チャレンジ研修』（シニア、ジュニアリーダーの実践力の向上）

イ　中高生の社会参画の支援、指導

（ア）地域ボランティアスタッフ（ＣＶＳ）登録、表彰制度

（イ）岐阜未来人財育成事業「ぎふ未来☆プロジェクト」（課題解決能力の育成）

（ウ）地域、学校への社会参画の啓発

地域応援情報誌ｅｇｇ、デジタルｅｇｇの発信

（９）青少年会館（中央・北・青山・東・青少年ルーム）

青少年会館は、地域における青少年教育の拠点であるとともに、青少年の健全な育成を図り、市民の教養の向上に資することを目的とした教育施設である。「岐阜市子ども・若者生き生きプラン」に即した体験活動を通して、青少年の自己実現を応援する施設として、社会参加の促進、社会的自立支援、学びの提供の場となるよう青少年講座などの学習機会を提供するとともに、少年団体活動等の支援、指導を行い、若者の居場所となるよう機能の充実に努める。

（１）社会参加の促進

ア 青少年団体の支援

（ア）市シニアリーダー（大学生）

（イ）市ジュニアリーダー（中・高校生）

（ウ）中青サポーターズ等青少年団体

イ　中高生の社会参画を支援

ウ　地域、学校への啓発

（２）社会的自立支援

ア　若者や家族、支援者を対象にした講座の実施

（ア）若者チャレンジアップ講座

・先駆的支援者から学ぼう

・言葉以上に感じ合う　音楽ワークショップ

・いつだって一人じゃない君の居場所はここにある

・若者支援クローズアップ講座

イ　「居場所」機能の充実

（ア）諸室の無料開放

・スタディルーム、アートスペース、若者チャレンジ室等

（イ）あらゆる世代に対する教育相談の実施

（３）学びの提供

ア　資質・能力を伸ばす魅力的な講座の実施

（ア）少年講座

・地域貢献スキルアップ、体験活動

（イ）青年講座

イ　生涯学習の場の提供

（ア）館内施設の提供

（イ）学習ルームの設置

ウ　施　　設

館　　名		中央青少年会館	北青少年会館	東青少年会館	青山青少年会館	青少年ルーム
所　在　地		明徳町11	福光東 ３丁目19－18	前一色１丁目２－１ 長森コミュニティセンター内	小西郷 １丁目56－２	西荘２丁目11－23 西部福祉会館内
開館年月日		昭55.4.4 （平26.4.1移転）	昭44.1.18	昭45.8.6 （平3.11.19移転）	昭47.4.26	昭49.5.11
工　事　費		－	34,976千円	－	44,000千円	－
構　造		鉄筋コンクリート ３階建	鉄筋コンクリート ２階建	鉄筋コンクリート ２階建	鉄筋コンクリート ２階建	鉄筋コンクリート ２階建
施設	延べ面積	1,582.34㎡	737.90㎡	131.70㎡	543.68㎡	382.87㎡
	（内体育室）	－	210.25㎡	長森コミュニティセンター内に有。	142.11㎡	140.67㎡
	冷暖房	有	有	有	有	有
	テニスコート（照明施設）	無	307.16㎡ （有）	無	500.00㎡ （有）	無
特記事項		指定管理会館である。子ども・若者総合支援センター、明郷小学校言語通級指導教室との複合施設。	指定管理会館である。	指定管理会館である。長森コミュニティセンターとの複合施設。	指定管理会館である。	指定管理会館である。西部福祉会館（老人福祉センター）との複合施設。

※５青少年会館の指定管理者は、公益財団法人岐阜市教育文化振興事業団。

(10) 岐阜市少年自然の家

ア　所在地

山県北野２０８１番地　岐阜ファミリーパーク内

イ　指定管理者

（公財）岐阜市教育文化振興事業団

ウ　目　的

少年が自然に親しみ、自然の中で集団宿泊生活を通じてその情操や社会性を豊かにし、心身を鍛練し、もって健全な少年の育成を図る。

エ　テーマ

「ほほえみ　なかま　自然」

オ　定　員

宿泊棟３１２人、キャンプ場２００人

カ　休所日

（ア）月曜日（月曜日が祝日の場合は、その翌日）
（イ）第３日曜日
（ウ）１２月２９日から翌年の１月３日まで

キ　施　設

本　館　棟	宿　泊　棟	キャンプ場
鉄筋コンクリート造３階建 建築面積　１，７８９．０２㎡ 延床面積　３，０５４．９９㎡ 多目的ホール　１室 （400人、グランドピアノ） 研 修 室（８４人）　１室 〃　（４２人）　１室 〃　（６３人）　２室 音 楽 室（５４人）　１室 （ピアノ・ステレオ） 食堂（３２４席）　１室 語らい広場　４００人 （野外、階段式ベンチ式） 教材加工開発作業場　３０．７㎡	鉄筋コンクリート造４階建 建築面積　１，４６０．８８㎡ 延床面積　４，００５．６１㎡ 宿　泊　室（１２人用）２４室(２段式ベット) リーダー室（８人用）　３室(　〃　) 和　室（８畳）　３室 浴　室（５０人）　２室 ロ　ビ　ー　３カ所 クラフト室　１室 エレベーター　１基 多目的トイレ　３カ所 多目的浴室　１室 屋外クラフト場　１カ所	キャンプ場 ２，０００㎡ 屋根付き 「あじさい」広場 ４００㎡ 炊事場 ２３８㎡

ク　使用料（１人１泊につき）

（令和２年４月１日現在）

区　分	宿 泊 棟	キャンプ場
中学生以下(含 引 率 者)	２６０円	１５０円
高　校　生(　〃　)	４１０	１５０
青　年(３０歳以下)	５２０	３１０
そ　の　他	７８０	３１０

ケ　その他費用（令和２年４月１日現在）

リネン代　宿泊棟１８２円
　　キャンプ場１７１円
食　費　朝４３０円、昼５１０円、
　　夕６９０円
教 材 費　実　費
※消費税含。

(11) 社会教育

生涯学習社会へ進展する中で、さらに人間尊重の精神と国際性を身に付け、自己啓発とボランティアを基盤とした、よりよい地域づくりに努める市民性が求められている。

こうした中、社会教育では、「公共の精神を学び、社会の形成に主体的に参加する人づくり」を基本目標として、岐阜市の「生涯学習都市宣言」、「元気・健康都市宣言」をベースとし、「岐阜市未来地図」に示す都市づくりの方向性のひとつ「教育や子育てが充実し、人が育まれるまち」を実現するため、自己実現・社会参加に喜びを見出すことのできる自立した市民、豊かな文化を創造する資質を身に付けた市民の育成をめざした社会教育・生涯学習活動を推進する。自分と他者を尊重し、積極的に地域社会との関わりをもち、よりよい地域社会づくりのために主体的に貢献していく能力や自らを高め、自立して生きていく力を身に付ける施策、生涯を通じて学ぶ姿勢を持つと共に、学んだことを地域社会のために生かしていこうとする機会や場の充実に取り組む。

また、成人教育として、人それぞれのライフステージにおいて、自発的に学ぶことで豊かな人間性を育て、主体性と連帯性を育てるとともに、その活動を通して地域づくりに積極的に参加できるための機会、情報、場の提供に努めている。

ア　学習機会の提供

ライフステージや学習目的に即応した学習機会として以下のものを開設している。

（ア）家庭教育学級

幼稚園、小・中学校、特別支援学校ごとに開設。

（イ）視聴覚機器、ソフトの貸出し

情報化社会にふさわしい学習の推進。

イ　情報の提供

生涯学習にかかわる情報をキャッチし、広く提供することで個々の学習意欲を高める。

ウ　学習の場の提供

公民館など身近なところで利用できる施設。

図書館、青少年会館、コミュニティセンターなど広域で利用できる施設の提供。

エ　自主的な活動への助言、助成

ＰＴＡ活動、女性団体活動、視聴覚団体活動、クラブ・サークル活動への助言、助成。

3　科　学　館

（1）沿　　革

当館の前身は、昭和３０年全国に先がけて岐阜公園内に建設された児童科学館であり、市制施行９０周年と国際児童年の記念事業で、移転、拡充し、名称を少年科学センターと改称して昭和５５年５月１日に開館した。その後、昭和６３年の岐阜市制１００年記念事業の一つとしてプラネタリウム建設及び展示室の増築を行い、同年１１月３日に岐阜市科学館として開館した。また、平成４年３月に、ハイビジョンシステムを設置し、平成９年３月に２階建展示室を増築し、平成１０年３月、ギフチョウをテーマとする展示室「ギフチョウランド」を設置した。

その後、老朽化した展示装置の大幅更新とサイエンスショーを実施するスーパー理科室設置を二本柱としたサイエンスミュージアム整備事業を実施し、平成２８年５月リニューアルオープンした。

令和２年３月２日から新型コロナウイルス感染症拡大防止のため臨時休館した。

（2）施　　設

所　在　地　　本荘３４５６－４１
構造規模　　鉄筋コンクリート造２階建
敷地面積　　８，４８６．５８㎡
建築面積　　２，３８９．３３㎡
建築延面積　　４，５５９．３２㎡

部門別	展示サービス	教育普及	事務管理
面積(㎡)	1,860.84	319.08	350.44
構成比	40.8	7.0	7.7

部門別	研　究	保　管	共　通
面積(㎡)	124.19	54.76	608.44
構成比	2.7	1.2	13.4

部門別	プラネタリウム	天　文　台
面積(㎡)	1,182.28	59.29
構成比	25.9	1.3

休　館　日　　毎週月曜日、国民の祝日の翌日、年末年始

（3）展　示　品

「体で実感、心が感動、科学館」をテーマに、自然、現象、技術、地球、宇宙の５つの展示室に、岐阜の自然や壮大な宇宙が投映された大型スクリーン、科学の基礎となる原理・原則が学べる装置、先進技術の応用等、体験型の展示を８８点設置する。

また、特別展や児童生徒の科学くふう展等も行っている。

展示構成	自然～ゆたかさ～	現象～おどろき～	技術～よろこび～
点　数	１３	２２	１２

展示構成	地球～つながり～	宇宙～ひろがり～	スーパー理科室	ホール 他
点　数	8	１９	3	１１

（4）教育普及事業

ア　科学講座

（ア）科学教室（２講座、前・後期各１～６回）
小・中学生を対象

（イ）夏期サイエンス工房（５講座）
小・中学生を対象

（ウ）少年少女発明クラブ（年１０回）
小５・６年生、中学生を対象

（エ）家庭科学講座（１講座６回）
一般を対象

（オ）サイエンス工房（年23回）
小・中学生を対象

（カ）岐阜科学塾（年11回）
小５・６年生・中学生を対象

イ　夏休み科学作品相談室（夏休み前、期間中に５回）

ウ　サイエンスショー

平日は学校団体、土日祝・学校休業日は一般向けに実演、一般向けは月替わりのテーマ

（5）プラネタリウム投映（令和元年度実績）

ア　季節に関係ない団体向学習投映実績

対　　象	投　映　作　品
幼児・小学校低学年児童	・はなかっぱ ・ぼのぼの
小学校４年児童	・星空を見上げよう
小学校中学年児童	・スーホの白い馬 ・もしも宇宙へ行ったなら
中学校生徒	・よもやま学園天文部

イ　季節ごとの一般投映

月　　日	投　映　作　品
平成31年４月１日(月)～ 令和元年５月26日(日)	名探偵コナン 探偵たちの星月夜
平成31年４月１日(月)～ 令和元年５月26日(日)	Feel the Earth Music by 葉加瀬太郎
平成31年４月１日(月)～ 令和元年５月26日(日)	ポケットモンスター サム＆ムーン
令和元年６月１日(土)～ 令和２年３月31日(火)	銀河鉄道の夜
令和元年６月１日(土)～ 令和２年３月31日(火)	クレヨンしんちゃん 星空と学校の七不思議だぞ
令和元年９月７日(土)～ 令和元年12月１日(日)	ムーンジャーニー テルミとリサの大きな一歩
令和元年12月７日(土)～ 令和２年３月１日(日)	ポラリス２ ルシアと流れ星の秘密
令和２年３月７日(土)～ 令和２年３月31日(火)	平原綾香　いのちの星の詩 SPECIAL EDITION

※３月２日から臨時休館

（６）入 場 料　　（令和２年４月１日現在）

区　　分		プラネタリウム・展示室	展示室のみ
個人	小人(中学生以下、ただし3歳未満は無料)	２００円	１００円
	大人	６２０	３１０
団体	小人(中学生以下、ただし3歳未満は無料)	１２０	６０
	大人	５００	２５０

次の方は無料

・市内の７０歳以上の方
・身体障害者手帳、精神障害者保険福祉手帳、療育手帳の交付を受けている方、及びその介護の方１名
・市内の中学生以下の方（共催特別展を除く）
・家庭の日に入館する中学生以下の方（共催特別展を除く）
・家庭の日に入館する中学生以下の方に同伴する家族（高校生以上）の方（共催特別展を除く）

4　大 学 教 育

（１）岐阜薬科大学

ア　概　　要

本学の歴史は、医薬、化学の知識を広めあわせて県内の資源を開発し、国民保健衛生の普及向上と化学工業の発展に寄与するため、昭和６年、松尾国松市長の発意により市議会において設立の議決を得たときに始まる。昭和７年４月、岐阜薬科大学の前身である岐阜薬学専門学校が、市立として全国に先駆けて九重町３丁目に創立された。以来順調な発展をたどり、昭和２４年３月学制改革に伴い岐阜薬科大学として新しく発足し、昭和２８年４月には大学院（修士課程）を、さらに昭和４０年４月には博士課程を設置した。

そして、めざましい科学の進歩に即応して研究、教育の発展を期するため、昭和３９年７月規模を倍増した近代的な校舎の新築に着工し、昭和４０年９月には三田洞に移転し、名実ともに薬学教育の殿堂となった。

昭和５２年８月乗鞍山麓子ノ原高原の一部（３３，９１２㎡）を篤志家から寄付を受け寒冷地系薬草栽培の研究のため子ノ原川島記念演習園を開設し、薬草園とともに多くの薬草は教育研究に寄与している。

昭和５７年９月、本学創立５０周年を記念して教育研究総合センターを建設し、昭和５８年度から大学院に医療薬学コースを開設した。

学生の心身の健康と体力の向上の場として、平成元年３月トレーニングルームを併設した鳳川会館（体育館）を建設し、さらに平成２年１０月完成した生物薬学研究所は、薬学教育の将来を見通し、バイオテクノロジーに係る基礎研究並びに応用研究を推進し、あわせて本学学生の教育は企業等から研究生受入を行い先端技術産業、医・薬関連企業等の試験、研究、開発部門等において常にリーダーとして、２１世紀を担い得る人材育成を目指している。

平成１８年４月からは、薬学教育６年制に伴い、薬学科（薬剤師養成）と薬科学科（研究者育成）を設置し、そのことによる定数増に対応するとともに、ライフサイエンス研究の拠点形成を推進するため、岐阜大学医学部敷地内に新学舎が建築された。平成２１年１０月に完成し、平成２２年４月大学の本部と研究室が移転した。

平成２９年４月から薬科学科の学生募集を停止し、薬学科に一本化した。

また、国際会議や共同研究に関する海外との交流も盛んで、昭和５７年１０月中国薬科大学と姉妹校の盟約が結ばれてから、浙江大学薬学院（中国）、フィレンツェ大学（イタリア）、シンシナティ大学（アメリカ）、フロリダ大学（アメリカ）、瀋陽薬科大学（中国）、サラマンカ大学（スペイン）、カンピーナス大学（ブラジル）、シラパコーン大学（タイ）と次々と学術交流を行い国際化を強化してきた。卒業生および修了生は創立以来今日までに１３，００１人（薬専２，４４８人、大学８，７１６人、大学院１，８３７人）を送り出し、学会並びに薬業界、化学工業界等産業界を始め病院、衛生行政、薬局等保健衛生面に活躍し、各界からの本学の真価は大いに認められ、今日に至っている。

イ　教 職 員

総数１２８人（学長１、教授２５、准教授１３、講師１２、助教１５、助手１、その他１２、事務系職員４９）を擁し一流の指導陣により教育研究に携わっている。

ウ　在 学 生

（令和２年５月１日現在）

学　科	定員	1回生	2回生	3回生	4回生	5回生	6回生	合計
薬 学 科	120	123	126	140	114	79	76	658
薬科学科	－	0	0	1	0			1
合　計	120	123	126	141	114	79	76	659

大学院	定員	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	合計
修　　士	15	22	35			57
博 士 後 期	5	9	9	11		29
博　　士	5	4	3	3	6	16
合　　計						102

エ　就職状況

１，０００件近くの求人件数があり、就職希望者は、薬局、製薬会社、官公庁、医療機関等にほぼ１００％の就職率を続けており、大学院修了者は、製薬会社、大学研究機関、薬局等に１００％就職している。

オ　施　　設

本部敷地面積（借地）	４，３０７㎡
学生駐車場（借地）	５，９６１㎡
三田洞キャンパス敷地面積	３９，９２６㎡
校 舎 敷 地	２１，４３６㎡
運 動 場 敷 地	１８，４９０㎡
学 生 駐 車 場（借地）	５，９２０㎡
薬 草 園 敷 地	８，５３５㎡
子ノ原川島記念演習園敷地	３３，９１２㎡
本部建物延面積	１３，７１０㎡
三田洞キャンパス建物延面積	２１，１０９㎡
本　　館	１０，５９８㎡
生物薬学研究所	３，１６２㎡
（１・２Ｆ衛生試験所として使用	１，５５７㎡）
教育研究総合センター	２，５９６㎡
体　育　館	１，９７９㎡
別　　館	１，６５７㎡
附 帯 施 設	１，１１７㎡

カ　附属薬局

学生のプロフェッショナル教育の場としての実務研修、薬剤師のリカレント教育、市民向けの薬の相談窓口等の機能を持つ。平成１６年６月１日には、薬学教育６年制に対応すべく講義室、研究室を備えた新附属薬局を大学西１丁目１０８－３に移転開局した。

平成２１年度には、平成２２年度から開始された長期実務実習に対応するため、調剤室を拡張する等、附属薬局の増築、改修を行った。

敷地面積（借地）	８８８．４３㎡
建物延面積（平屋建）	３７６．２１㎡

キ　岐阜大学との連携

・岐阜大学医学部敷地内に新学舎が完成。
・教育研究における医薬工の連携・共同研究の促進
・ライフサイエンス研究拠点形成（創造的・先端的研究・地域再生への寄与）
・平成１８年３月２８日　岐阜大学と岐阜薬科大学との連携に関する協定書締結
・平成１９年４月１日　岐阜大学と連携協力し、岐阜大学大学院連合創薬医療情報研究科（連合大学院）を設置
・平成２２年４月１日　岐阜大学と「岐阜健康長寿・創薬推進機構」を設置。

ク　岐阜医療系大学地域連携協議会の設立

・平成２４年１０月１９日　岐阜大学、県立看護大学、朝日大学、岐阜医療科学大学と設立

ケ　名古屋大学医学部・大学院医学系研究科との連携

・平成２８年１２月９日　名古屋大学医学部・大学院医学系研究科と岐阜薬科大学との連携・協力に関する基本協定書締結

コ　名古屋市立大学との連携

・令和２年２月２１日　名古屋市立大学と岐阜薬科大学との連携・協力に関する基本協定書締結

（２）岐阜市立女子短期大学

ア　概　　要

本学は、昭和２１年に岐阜女子専門学校として開校し、東海地区最初の公立専門学校であった。

その後、学制改革により昭和２５年岐阜短期大学に昇格、昭和２９年に女子のみの岐阜女子短期大学となり、昭和６３年度から名称を岐阜市立女子短期大学と改めた。

さらに、平成１２年４月には、老朽化し手狭になった長良福光地区の学舎を一日市場地区に移転した。移転を機に、英文、食物栄養、被服の既設３学科に国際文化学科を新設し、同時に英文学科を英語英文学科に、被服学科を生活デザイン学科に名称を変更した。本学は、教育基本法、学校教育法及び関連諸法令や学則に基づき、女子に対して一般教養を高めるとともに、専門的知識を養い、社会に有為な人材を養成することを目的としている。

イ　教職員

学　長	教　授	准教授	講　師	助　教
1	10	11	9	2

助　手	事務局長	事務職員	嘱託員	合　計
4	1	7	11	56

ウ　卒業生

創立以来、令和２年３月までに１７，０２９名を社会に送り出し、多方面で活躍をしている。

エ　在籍生　（令和２年５月１日現在）

学　　科	1　年		2　年		合　計	
	定　員	現　員	定　員	現　員	定　員	現　員
英語英文学科	50	52	50	55	100	107
国際文化学科	60	61	60	78	120	139
食物栄養学科	60	54	60	59	120	113
生活デザイン学科	60	62	60	70	120	132
合　　計	230	229	230	262	460	491

オ　就職状況

令和元年度卒業生の内就職希望者は２００名（令和２年５月１日現在）であった。岐阜県、愛知県の企業を中心に、高い就職率を誇る。

カ　施　設

敷地面積　２３，３３４．１１㎡
校舎敷地　１６，６３４．１１㎡
運動場敷地　６，７００．００㎡
建物面積　１５，８４３．０５㎡
校　舎　１２，６８２．６６㎡
体育館　１，３１６．５８㎡
附　属　１，８４３．８１㎡

5　(公財)岐阜市教育文化振興事業団

（１）概　　要

所在地　上川手７３５番地２
設立年月日　昭和６３年３月２３日
基本財産　１０，０００，０００円
目　　的

教育、文化、スポーツ、生涯学習等の振興に資する事業を行い、地域と未来の活力を支える人づくりを推進し、もって生きがいとうるおいに満ちた創造性あふれるまちづくりに寄与する。

（２）事業内容

ア　青少年の健全な育成を図り、市民の教養の向上に資する事業

（ア）子どもキャンプなどの実施（岐阜市少年自然の家）
（イ）人形劇鑑賞会などの実施（ドリームシアター岐阜）
（ウ）少年講座などの実施（青少年会館）

イ　スポーツを振興し、市民の心身の健全な発達に資する事業

（ア）スポーツ教室などの実施（岐阜市体育館）
（イ）市民芸術文化・スポーツ基金によるスポーツ事業助成事業の実施

ウ　市民の生涯学習及び芸術文化活動の振興に資する事業

（ア）生涯学習事業などの実施（岐阜市生涯学習センター）
（イ）岐阜市民文化祭の実施（岐阜市民芸術祭、岐阜市美術展覧会、岐阜市文芸祭）
（ウ）市民芸術文化・スポーツ基金による文化事業助成事業の実施
（エ）岐阜市芸術文化奨励賞の表彰

エ　女性の自立及び男女共同参画社会の実現に資する事業

（ア）男女共同参画事業などの実施（岐阜市女性センター）

オ　埋蔵文化財の調査・研究等に関する事業

（ア）緊急発掘調査事業
（イ）岐阜市より受託した埋蔵文化財保存調査事業

カ　その他この法人の目的を達成するために必要な事業

（３）管 理 施 設

施　　設　　名	開　設　年　月　日	施　　設　　名	開　設　年　月　日
岐阜市民総合体育館	昭和４５年１０月　１日	岐阜市中央青少年会館	昭和５５年　４月　４日
岐阜市南部スポーツセンター	昭和５４年　５月　３日	岐阜市北青少年会館	昭和４４年　１月１８日
岐阜市東部体育館	昭和５９年　６月２４日	岐阜市東青少年会館	昭和４５年　８月　６日
岐阜市西部体育館	昭和６０年　６月３０日	岐阜市青山青少年会館	昭和４７年　４月２６日
岐阜市体育ルーム	平成１４年　１月２６日	岐阜市青少年ルーム	昭和４９年　５月１１日
岐阜市岐陽体育館	平成１２年　４月　１日	岐阜市少年自然の家	昭和６３年　５月　５日
岐阜市もえぎの里多目的体育館	平成２８年　７月３０日	ドリームシアター岐阜	平成　６年　５月　５日
岐阜市本荘市民プール	昭和５５年　７月　９日	ハートフルスクエアーG (岐阜市生涯学習・女性センター)	平成１４年　１月２６日
岐阜市南部市民プール	昭和５５年　７月２３日		

市政概要（令和２年度版）

【非売品】
令和２年１０月（２８０部）

編　集　　岐阜市議会事務局
議事調査課

発　行　　岐阜市議会事務局
〒500-8701
岐阜県岐阜市今沢町18
TEL（058）265-4141（代表）
（058）214-6237（直通）
http://www. city. gifu. lg. jp

#